模倣品等取締りのための国際協力に関する
調査研究報告書

平成１７年３月

社団法人　日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

はじめに

現在、我が国産業界の模倣品・海賊版といった知的財産権侵害による被害は、主にアジア諸国をはじめとする海外で生産され、それが海外で流通するとともに、我が国はじめ広く世界中に流通することにより生じている。しかし、そのような被害に対して、これらの国の知的財産権法および執行関連規定が充分に整備されていない等の事情により、我が国企業等が海外で生産や流通といった侵害行為を発見しても、当該国の司法手続きを通じた解決を図り難い状況にある。その一方で、国内法の域外適用の問題や、判決の外国での承認･執行の問題から､我が国の司法手続きを通じた解決にも限界があると指摘されている。

また、侵害物品に関する不正取引は国際的な広がりを見せるとともに、このような不正取引によって得られた収益が、犯罪組織の資金源になっているとの指摘もあり、権利者の自主的な取組みに委ねるのみでなく、取締り当局が積極的に取締りを行う必要があり、また国際的な模倣品・海賊版流通に対して、政府間での国際的な協力の下に取組んでいく必要がある。

そこで、模倣品・海賊版などから知的財産権が適切に保護されるようなビジネス環境の整備の必要性から、特に侵害の深刻なアジア主要国の法制度・運用の現状や税関取締りなど執行面での協力の可能性、国際的な紛争解決のための知的財産権法の域外適用や外国判決の承認・執行の可能性等について調査・検討を行った。さらに本研究に参加した委員による分析・提言をまとめて本報告書を作成し、本件に対する今後の政策立案の一助とすることを目的とした。

最後に、本調査研究にご協力いただいた委員の方々、国際機関、各国政府機関、大学研究機関、法律事務所にこの場を借りて心から御礼を申し上げたい。

平成 17 年 3 月

社団法人　日本国際知的財産保護協会（AIPPI・JAPAN）

国際法制研究室

目　次

はじめに
目次
模倣品等取締りのための国際協力に関する調査研究ワーキンググループ名簿
本調査研究にご協力いただいた方々

第１章　調査の背景および概要　1

第２章　主要アジア諸国の模倣品取締りの法制度、実態、問題点　4
１．総論　主要アジア諸国の模倣品取締りの法制度、実態、問題点のまとめ　4
１．１．各国毎のまとめ　１０
２．各国の水際対策の調査分析　５１
２．１　韓国　５１
２．１．１　知的財産侵害物品の税関等における取締りに関する調査　５１
２．１．２　韓国税関における知的財産保護の取組み　６４
２．１．３　韓国　出張調査報告　６６
２．２　中国　７１
２．２．１　税関における模倣品等の取締りに関する質問事項に対する回答　７１
２．２．２　中国における IP エンフォースメントの近況　８３
２．２．３　中国における模倣品対策キャンペーンの効果的な実施　８４
２．２．４　中国　出張調査報告　９４
２．３　香港　９８
２．３．１　香港税関からの質問票に対する回答　９８
２．３．２　香港　出張調査報告　１００
２．４　台湾　１０２
２．４．１　台湾　出張調査報告　１０２
２．５　フィリピン　１０６
２．５．１　税関における模倣品取締りに関する質問票の回答　１０６
２．５．２　フィリピン　出張調査報告　１１１
２．６　ベトナム　１１３
２．６．１　税関における模倣品取締りに関する調査　１１３
２．６．２　ベトナム　出張調査報告　１２０
２．７　タイ　１２４
２．７．１　税関における模倣品等の取締りに関する質問事項の回答　１２４
２．７．２　タイ　出張調査報告　１３１
２．８　マレーシア　１３４

２．８．１　マレーシアにおける水際対策の分析　１３４
２．９　シンガポール　１４１
２．９．１　シンガポールにおける水際対策の分析　１４１
２．９．２　税関における模倣品取締りに関する質問票の回答　１４８
２．１０　インドネシア　１５０
２．１０．１　インドネシアにおける水際対策の分析　１５０
２．１０．２　国境措置のための国際協力と新たな枠組み　１５４
３．各国の民事手続の規定と運用：国際裁判管轄・外国判決の承認執行　１５５
３．１　韓国における国際裁判管轄・外国判決の承認と執行　１５５
３．２　中国における外国判決および外国仲裁判断の承認と執行　１７２
３．３　香港における外国判決の承認と執行　１８１
３．４　台湾における外国判決および外国仲裁判断の承認と執行　１８９
３．５　タイ　国際裁判管轄・外国判決の承認執行　１９５
３．６　マレーシアにおける外国民事判決の執行について　２０６
３．７　シンガポールにおける国際裁判管轄・外国判決の承認執行　２０７
３．８　インドネシアにおける国際裁判管轄・外国判決の承認執行　２１０
４．模倣品対策の新たな取組みと国際協力　２１６
４．１　米国　２１６
４．１．１　米国における模倣品対策の新たな取組み　２１６
４．１．２　米国における知的財産権のエンフォースメント　２１７
４．２　欧州　２２６
４．２．１　欧州における模倣品対策の新たな取組み　２２６
４．２．２　欧州における知的財産権のエンフォースメント　２２８
４．３　EPA における知的財産保護　２３５
４．３．１　TRIPS 協定における知的財産権の権利執行と FTA／EPA　２３５
４．３．２　世界の自由貿易協定の現状と知的財産規定の概要　２４８
４．３．３　日本の EPA 交渉　２５８
４．４　WIPO、WCO、ICPO 等の国際機関による模倣品への取組み　２６０

第３章　委員レポート　２６３
１．国境を越える知的財産紛争の最近の動向　２６３
２．知的財産権の域外適用　２６９
３.AIPPI における外国知的財産権侵害訴訟の管轄と準拠法に関する検討とアジア諸国の報告について　２７６
４．模倣品取締りの国際協力に対する提言(1)　２８９
５．模倣品取締りの国際協力に対する提言(2)　２９６
６．準拠法と裁判管轄・承認・執行のセット条約の提言　２９９
７．模倣品取締りの国際協力について　３０７
８．模倣品取締りの国際協力に対する一企業からの提言　３１２

参考資料（英文／和文対訳）

模倣品等取締りのための国際協力に関する調査研究ワーキンググループ名簿

（敬称略、五十音順）

委員長	黒瀬　雅志	協和特許法律事務所　副所長・弁理士
委　員	石浦　英博	（独）日本貿易振興機構経済分析部知的財産課　課長
	植村　昭三	世界知的所有権機関　事務局長特別顧問
	大野　聖二	大野総合法律事務所　弁護士
	大町　真義	一橋大学大学院国際企業戦略研究科　助教授
	熊倉　禎男	中村合同特許法律事務所　弁護士
	高橋　義暁	沖電気工業株式会社　法務・知的財産部
	道垣内正人	早稲田大学客員教授／長島・大野・常松法律事務所　弁護士
	早川　吉尚	立教大学法学部国際・比較法学科　助教授
	堀江　洋	日産自動車株式会社知的財産部　課長
	吉田　英広	日本電気株式会社知的資産企画部　主任
事務局	吉田　豊麿	（社）日本国際知的財産保護協会　理事長
	丸山　亮	同上　国際法制研究室　室長
	渡辺　博史	同上　国際法制研究室　主任研究員
	今村　哲也	同上　国際法制研究室　客員研究員

オブザーバー

奈須野　太	経済産業省経済産業政策局知的財産政策室　課長補佐
福田　聡	経済産業省経済産業政策局知的財産政策室　課長補佐
中村　良子	経済産業省経済産業政策局知的財産政策室　調整一係長
神谷　健一	経済産業省商務情報政策局情報通信機器課　課長補佐
千代　光一	経済産業省製造産業局　模倣品担当参事官補佐
黒田　紀幸	特許庁総務部国際課　総括班長
高田　元樹	特許庁総務部国際課　総括係長（前）
中山　一郎	内閣官房知的財産戦略推進事務局　参事官補佐

本調査研究にご協力いただいた方々（敬称略　国、地域名は順不同）

１．大韓民国

(1) 法務法人アラムおよび技術と法研究所

孫　京漢（法務法人アラム代表　弁護士・弁理士、技術と法研究所副所長

徐　東仙（法務法人アラム国際法務室　代理）

羅　潤詳（技術と法研究所　専任研究員）

(2) Koh's Intellectual Property Institute (KIPI)(訪問当時)

高　栄洙

(3) 関税庁

呉　泰泳（OH, Tae-Young）（Director, Investigation Division）

呉　炳賢（OH, Byung Hyun）（Deputy Director, Fair Trade Division）

Lee, Hak Bo（Fair Trade Division）他に審査官および事務官 3 名

(4) 貿易委員会

辛　淇澤（SHIN, Ki-Taek）（産業資源部貿易委員会輸出入調査課長）

KWAK, Sang-Hyun（産業資源部貿易委員会輸出入調査課長補佐）

(5) ジェトロ・ソウルセンター

平岩　正一（センター次長、知的財産権事務所所長）

中嶋　利次（知的財産権事務所　部長）

２．中華人民共和国

(1) 清華大学法学院

李　旺（Li Wang）助教授

(2) 北京林達劉知識産権代理事務所

劉　新宇（Liu Linda, 所長　中国弁理士）

楊　静（Yang Lily, 専利管理部部長　弁護士）

王　主軍（Wang Vic, 専利代理部　専利工程師）

陳　立航（Chen Leon、専利工程師）

(3) 駿河台大学、専修大学、東海大学法学部（国際私法担当）

袁　藝

３．香港

(1) 文彬国際商標専利事務所

梁　学文（Leung Kenny, 商標部長、In-House Counsel）

林　漢標（Lam Cary, In-House Counsel）

(2) 香港海関（Hong Kong Customs & Excise Department）

周　藹桐（助理関長（情報及調査）、Assistant Commissioner, Intelligence and Investigation）

何　仕景（版権及商標調査行動課監督、Group Head, IP Investigation (Operation)）

陳　志洪（特遣隊監督、Group Head, Secial Task Force）

４．台湾

(1) 文彬国際商標専利事務所

何　金塗（所長、専利代理人）

施　旭安（商標室、法務専員）

蔡　淑美（顧問律師）

頼　映里（総裁）

(2) 財政部関税総局

劉　明珠（査緝処第三科科長）

陳　耀森（科員）

林　伶恵（秘書）

(3) 宏鑑法律事務所（Chen & Lin）

陳　哲宏（所長、弁護士）

翁　雅欣（弁護士）

５．フィリピン

(1) Angera Abellp Concepcion Regala & Cruz 法律事務所

Victor N. De Leon (Attorney at Law)

Mark B. Marquez (Attorney at Law)

Richmond K. Lee (Attorney at Law)

(2) ジェトロ・マニラセンター

山本　英史（所長）

津田　照憲（Senior Investment Advisor）

山下　茂士　日通 General Manager Ocean Cargo Branch）

Rechel P. Follosco 弁護士

(3) Department of Finance Breau of Customs Investigation and Prosecution Division, Intellectual Property Unit（商業省関税局調査執行部知的財産課）

Javier C. Alpano (Chief of Investigation and Prosecution Division)

Maribel C. Mendoza (Intelligence Officer, Special Assistant for Administration Intellectual Property Unit)

６．ベトナム

(1) AMBYS-Company Hanoi Office

Nguyen Thu Anh, Partner, Reg. Patent & Trademark Attorney

(2) ベトナム商標保護・偽造防止協会（Viet Nam Association for Trademark Protection (VATAP)

Le The Bao 会長

(3) ジェトロ・ハノイセンター

石渡　健次郎　所長

市川　匡四郎　海外投資アドバイザー

７．タイ

(1) 中央知的財産国際貿易裁判所

Sripibool Visit 裁判官

(2) ジェトロ・バンコクセンター

松尾　純一

(3) 関税庁調査抑制局知的財産権調査部（Intellectual Property Rights Investigation Division, Investigation and Suppression Bureau, Customs Department）

Chaiyatat Nivasabutr, Customs Chief Inspector

８．マレーシア

(1) MARA University of Technology

Dr. Lim Heng Gee, Professor, Faculty of Administration And Law

Ms. Rohazar Wati Zuallcobley, Associate Professor (Law)

(2) RamRais & Partners

Mr. Hariam Jayaram

Mr. Jasdev Sihgh Gill

(3) Royal Malaysian Customs, Putrajaya

Mr. Subromaniam Tholasy, Senior Assistant Director (Special Investigation Unit)

Mr. Zainul Abidin Bin Taib, Senior Assistant Director (Criminal Presecution)

(4) Kandiah & Associates

Mr. P. Kandiah, 前 AIPPI マレーシアグループ会長

Ms. Jyeshta Mahendran, Partner

(5) Enforcement Division, Ministry of Domestic Trade & Consumer Affairs

Mr. Guna Selan Marian, Director of General Investigations

Mr. Othman Nawang, Senior Assistant Director

９．シンガポール

(1) Intellectual Property Office of Singapore

Ms. Lee Li Choon, Director, Trade Mark, Legal Counsel

Mr. Chig Kam Tack, Assistant Director, Patent

Ms. Jessey Beh, Senior Executive, Customer & Corporate Communications Dept.

Ms. Sharmaine Wu Shee Mei, Senior Executive, Patent

(2) Allen & Gledhill

Mr. Jason Chan Kwon Chuan, Partner

Ms. Elaine Tan Ee Lian, Senior Associate

(3) Alban Tay Mahtani & De Silva

Mr. Cyril Chua Yeow Hooi, Partner

Mr. James Wan

１０．インドネシア

(1) ハギンダ・インターナショナル

山本　芳栄　所長

(2) AceMark 法律特許事務所

Ms. Yenny Halim, Partner

Ms. Amelia Mestika, Associate

(3) University of Indonesia, Faculty of Law

Ms. Henny Marlyna, Director of Intellectual Property Clinic

Mr. Ranggalawae Suryasaladin, General Secretary and Finance of IP Clinic

(4) Ministry of Finance, Directrate General of Custom and Excise

長谷川　実也（Policy Adviser to Director General）（日本税関より派遣）

(5) インドネシア法務省

遠藤　三男（JICA エクスパート）

１１．米国

(1) 知的財産研究所ワシントン事務所

北岡　浩　所長

(2) 米国特許商標庁

Mr. Peter Fowler, Senior Counsel, Office of Enforcement

Ms. Elaine T.L. Wu, Attorney, Office of International Relations

１２．欧州連合

(1) 欧州委員会　域内市場総局

Mr. Eric Nooteboom

Ms. Mirijam Soderholm

Mr. David Rhys Ellard

(2) 欧州委員会　税・関税同盟総局

Mr. John Pulford

Mr. Cristphe Zimmerman

第１章　調査の背景及び概要

事務局（渡辺博史）

模倣品・海賊版問題については、世界の模倣品取引が年間約 65 兆円であると試算され、また、模倣品の不正取引による収益が組織犯罪の資金源となっていることが指摘されるなど、世界的に重大な問題となっている。

我が国企業の被害も深刻である。その被害状況について特許庁が 2003 年に実施したアンケート結果をみると、模倣品等の製造・流通のパターンとしては、中国をはじめとするアジア地域内で製造され、域内で販売・消費される模倣品が多く、また、中国で製造された模倣品は他のアジア諸国をはじめ、世界各地で流通していることが分かる。すなわち、模倣品製造国・地域は、中国（54.1%）、台湾（25.5%）、韓国（22.6%）、タイ（4.8%）、インドネシア（4.1%）、マレーシア（4.1%）等、模倣品販売消費国・地域は、中国（42.9%）、台湾（24.0%）、韓国（22.6%）、タイ（9.1%）、マレーシア（9.0%）、インドネシア（8.6%）等となっている。また、被害の深刻な中国における日本企業の模倣被害額は 2001 年で約 9.4 兆円（特許庁 2003 年度調べ）と試算されている。模倣被害の内容をみると、これまでは、商標権や著作権などの侵害が中心であったものが、模倣品製造国の技術進歩に伴い、特許権の侵害やデザインの模倣が増加する等、侵害の種類・形態が多様化・高度化している。

これらの知的財産権侵害に対する権利行使としては、一般的に、民事上の措置（損害賠償請求、侵害行為の差止請求）、刑事上の措置、水際での措置（輸出国側での輸出規制、輸入国側での輸入規制）があるが、被害に迅速かつ適切に対処しようとする場合、模倣の態様・レベルによって有効な措置が選択されるべきである。この点、模倣のレベルは、外形的に判断がしやすい、偽造商標を添付しただけの偽ブランド商品といった比較的レベルの低い模倣品から、技術等専門的な判断を要する特許を侵害する商品などのレベルの高い模倣品に分類することができる。レベルの低い模倣品に関しては、その取締りは水際規制あるいは警察による取締りが有効である一方、レベルの高い模倣品に関しては、その侵害の判断を司法に求める必要があることから、民事手続によることが有効であると考えられる。

知的財産侵害行為は国境をまたいで発生しているため、これらの措置を一国の立場で講じるには限界があり、国際的な協力が必要となる。その際には、模倣品のレベルに応じて、異なる国際的協力のあり方を検討するべきである。

まず、レベルの低い模倣品は水際や刑事での取締りが有効であるため、二国間・多国間の枠組みでの、税関間の情報交換や執行協力、捜査共助、犯罪人引渡し等が協力のポイントになると考えられる。水際での取締りについては、自国の知的財産権の保護という観点から、自国の知的財産権侵害品のみを輸入・輸出規制の対象とする国が多いが、各国で協調して模倣品を撲滅するため自国の知的財産権侵害品に限らず自国から模倣品を輸出させないような枠組みを構築してはどうかとの指摘もある。また、インターネットを通じた模倣品・海賊版の氾濫を背景に、海外での侵害に対して自国法が適用できるかといった議論もなされている。

他方、レベルの高い模倣品に対しては、民事的な措置が有効である。民事上の措置に関する手続きは、訴えに対し、裁判管轄が認められ、どこの法律を準拠法とするかといった

入り口から、公正な手続きによる訴訟が行われるか、出された判決が適切に執行されるかといった出口まで実効性が確保される必要があり、国境をまたいだ著作権侵害紛争などでは関係する各国のどこで訴訟を行うか、すなわち法廷地の選択も重要な戦略となると指摘されている。この点、アジア諸国を含めた諸外国には、国内における知的財産権法及び司法手続関連規定が充分に整備されていない等の事情を抱える国もある。その場合、現地での製造・流通に対して、当該国の司法手続きを通じた解決を図り難く、その一方で、我が国の司法手続きにより解決しようとしても、国内法の域外適用の問題や、判決の外国での承認・執行の問題のために、一定の限界があると指摘されている。この問題に対しても、二国間・多国間の枠組み等において、民事上の手続きに関する何らかのメカニズムが必要であると考えられる。

以上の問題意識から、本調査が対象とする主要な論点を、模倣品レベルに応じた有効な対策毎に整理すると、表１のとおりとなる。

表１　模倣品レベルに即した有効な対策と本調査における主要論点

模倣品レベル		民事的解決	取締り	枠組み	着目する法制
高い ↑ ↑	技術的判断が必要 （特許等）	裁判管轄 準拠法 外国判決執行	（民事が主）	多国間条約 （FTA／EPA）	欧米の制度 および状況
↓ ↓ 低い	外形的に 判断可能 （商標・著作権・意匠）	（水際/刑事が主）	刑事 域外適用 輸入・輸出規制	FTA／EPA 税関協力/司法協力 WCO /ICPO	アジアの 制度

このような整理を行った上で、本調査研究を以下のように実施した。

まず、我が国の知的財産権が侵害され、模倣品問題が深刻となっているASEAN諸国および中国、韓国、台湾、香港の水際取締りの法制度と実態に関して調査を行い、外国の知的財産権を侵害する物品の輸出や通過貨物を取締まりできるのか調べた。具体的には、先行文献調査を行い、不明な点などの質問項目を立てて、調査に回答しうる当事者に質問票を送付し、回答を得た。税関への水際取締りの申立てや行政機関への取締り要請等に関しては、税関の関係者又はそれらの人と関係を有する実務家に対し、調査項目を絞って質問・訪問調査を実施した。調査の結果を第2章の 1．2．にまとめた。

つぎに、知的財産権の域外適用の可能性、外国判決の承認執行問題等について調査・検討した。この問題については、平成 15 年度の（財）知的財産研究所『国際私法上の知的財産権をめぐる諸問題に関する調査研究報告書』に、知的財産訴訟の国際裁判管轄及び法の適用関係、外国判決の承認執行に関する海外調査結果として紹介されており、そこでは、欧米諸国及び中国、韓国、台湾における外国判決の承認・執行ルールについて調査されている。そこで、本調査研究ではASEAN各国についてはその現状を調査することとし、加えて、法改正等が行われた中国、韓国、台湾についても改めて調査することとした。調査の結果を第2章の 3．にまとめた。

さらに、模倣品取締りの新たな枠組みについて、米国・欧州の最近の新しい模倣品対策の戦略を調査し、また二国間・多国間の枠組みや国際機関における模倣品対策の取組みを第2章の 4．にまとめた。

最後に本調査研究の主要な論点に関して、本研究に参加した委員からの分析と提言を第

3 章にまとめた。

なお、本年度は、この調査研究と関連し、知的財産権の国境を越えた執行について、模倣品対策の国際協力における新たな枠組みを構築できないかという観点から、『知的財産権の国境を越えた執行ー模倣品対策の国際協力における新たな枠組みー』をテーマに国際シンポジウムを開催した。そこでは、アジア、米国および欧州の実務者および政策担当者の方々に有益なご報告を頂いた。本報告書にはシンポジウムで行われた講演の概要も記載した。

第２章　主要アジア諸国の模倣品等取締りの法制度、実態、問題点

１．総論　主要アジア諸国の模倣品等取締りの法制度、実態、問題点のまとめ

事務局（今村哲也）

(1) TRIPS 協定と権利執行規定

TRIPS 協定において、権利執行に関するある程度詳細な規定が設けられたことは、一連の交渉における主要な成果の一つであったといわれている[1]。ベルヌ条約やパリ条約に、権利執行に関する同様の規定が存在しないことがしばしば問題とされてきたからである[2]。しかしながら近時の評釈者の中には、これらの権利執行に関する規定が、「TRIPS 協定のアキレス腱」（The Achilles' Heel of the TRIPS Agreement）であるとして、その問題点を指摘するものもある[3]。TRIPS 協定に最低保護基準として規定される権利執行に関する諸規定も、これらが守られていない場合に WTO の紛争処理機関を通して是正されるかどうかについては、悲観的な見方が強い。知的財産権の領域に対する特別の執行資源の配分義務を加盟国から明確に免除している 41 条(5)項の存在により、内国民待遇に明らかに違反しているような場合を除いて、開発途上国における権利執行規定の不十分さについて、WTO の紛争処理機関が加盟国の義務違反を問うことは実質的には困難なのである。

(2) 権利執行資源の限界と非効率な配分

根本的な課題は、開発途上国において、知的財産の保護のために振り分けられる人的・物的な権利執行資源が限られており、かつその活用を効率的に行うための法的インフラの整備が、とりわけ民事的救済手続きに関して遅れている点にある。しばしば当局の予算不足により効果的な権利執行が妨げられていると指摘されるのもこのためである。また、これに輪をかけるように、現状、開発途上国における権利執行の手段は、権利者が応分の手続リスクを負担する民事的救済手段ではなく、主に刑事的司法救済（中国では特に行政的救済）を基礎として行われている。この点、TRIPS 協定はその前文において、知的財産権が私権であることを謳っているが、現実の権利執行は、ほとんどのケースが、国家の負担により権利執行資源を提供しなければならない刑事的司法救済あるいは行政上の救済により実施されている[4]。あるいは、執行機関が存在していても、それが分散しており、効率的

---

[1] Daniel Gervais, The TRIPS Agreement, Drafting History and Analysis 287(2nd ed. 2003).

[2] TRIPS 協定以前にも知的財産に関する国際条約に一定の権利執行規定がおかれることが全くなかったわけではない。例えば、パリ条約 9 条、10 条、10 条の 2、10 条の 3、ベルヌ条約 16 条、原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定 8 条がある。しかし、TRIPS 協定における権利執行規定と同じ程度に包括的なものではなかった。これらは、特定の場合に対して、法的な救済を与えるべき一般的義務を規定するにすぎないものだった。そのため、権利執行の問題は、基本的には各国の国内法の規定に委ねられていた。

[3] 例えば、Reichman, Jerome H. and Lange, David L., Bargaining Around the TRIPS Agreement: The Case for Ongoing Public-Private Initiatives to Facilitate Worldwide Intellectual Property Transactions, 9 Duke J. Comp. & Int'l L. 11, 34(1998)

[4] 後述する中国、タイのデータの他、インドネシアでは、中央ジャカルタ商務裁判所に提起された訴訟数自体が、2001 年 11 件、2002 年 63 件、2003 年 8 月まで 68 件と非常に少ない。フィリピンでは、2002 年 4 月から 2003 年 9 月 15 日までの刑事事件が 192 件、民事事件が 9 件（共にマニラ地方裁判所）であり、このうち商標事件が 61 件、不正競争事件が 90 件、著作権事件が 10 件、デッド・コピー事件が 23 件、医薬品の模造品事件が 2 件と報告されている。また、フィリピンの知財庁における行政手続（フィリピンでは、裁判所と同様に損害賠償、差止を求めることができる）では、2001 年 19 件（うち特許 5、商標 14 件）、2002 年 9 件（うち商標 6、著作権 3 件）、2003 年 16 件（うち特許 2、商標 12、著作権 2 件）と報告されている。数値は ICCLC19 号((財)国際民商事法センター、2004 年 7 月)の巻末資料による。

に配置されていない結果、権利執行を妨げている状況もある。もっとも、こうした従来の傾向に対しては、変化の兆しも現れている。いくつかの例をみてみたい。

① 中国の例

中国では、比較的に強力な職権を有する「強い行政」が、知的財産権に関する全国レベルでの保護を実施してきた。しかし、これについては近時、変化の兆しがあるようにみえる。例えば、中国における国家工商行政管理局による商標権侵害事件処理件数の推移は比較的なだらかな推移をみせているのに対して[5]、司法の利用の拡大傾向は著しい。1998 年から 2002 年まで、中国各レベルの裁判所が結審した知的財産権関連民事案件は合計 23,636 件であり、過去５年間に比べると 40%の増加となるという[6]。特に 2004 年の動きは大きかった。民事訴訟分野における 2004 年に全国各レベルの人民法院で一審判決が出された知財権関連訴訟の数値は 8,832 件であり、前年に比べて 46.82%増加し、とりわけ著作権関連訴訟の受理案件は 4,264 件（同 70.99%増）に達したとのインパクトのある数値が報告されている[7]。この背景には、各級法院における知的財産権関連事案の審理について、最高人民法院が多くの司法解釈[8]を制定して、法律の内容を明確化したことが挙げられる。また、近時の法改正で規定された訴訟前の侵害行為の停止、財産保全及び証拠保全に関する制度（商標法 57、58 条等。司法解釈に詳細が規定）等、迅速な事件解決のための法整備が有効に活用されている他、裁判所による権利保護のための積極的な取組みが背景にあるといわれている。

② タイ、インドネシアの例

タイには、知的財産権の侵害に対する司法的救済として、民事的救済と刑事的救済が存在しているが、権利者は刑事的救済を志向する傾向にあるとされている[9]。実際、例年、タイの中央知的財産国際貿易裁判所[10]に提起される事案の 96%以上は刑事事件である[11]。ま

---

[5] 14,736 件（1998 年）、16,938 件（1999 年）、22,001 件（2000 年）、22,813 件（2001 年）、23,539 件（2002 年）、26,488 件（2003 年）。出典：JETRO 北京センター知的財産室のウェブサイト：http://www.jetro-pkip.org/（数値は国家工商行政管理局商標局公表データによる）。

[6] 張暁都〔翻訳：袁藝〕「中国の裁判所および上海の裁判所における知的財産権保護の概況」季刊企業と法創造 1 巻 2 号 68 頁（2004 年 3 月）参照。

[7] 新華ネット（http://news.xinhuanet.com/）の 2005 年 2 月 15 日の記事による。民事訴訟の結審数が 5 割程度増加したというニュースが報道されて話題となった。但し、最高人民法院『最高人民法院工作報告』（2005 年 3 月 10 日）および最高人民法院ウェブサイト（http://www.court.gov.cn/）掲載されている『2004：数字中的法院工作』の数値では、知的財産に関する民事案件は、最高人民法院において 78 件（前年度比 16.4%増）、地方各級人民法院において 8332 件（前年度比 21.5%増）であると報告されている。

[8] 中国には、全国人民代表大会で制定される「法律」、国務院やその他の国家機関が制定する「行政法規」、各地方政府が制定する「地方性法規」等の他、最高人民法院が制定する「司法解釈」が存在する。司法解釈はあくまで解釈に過ぎないが、各級人民法院はこの「司法解釈」に従って判断を行うため、重要な意味を有しており、判決の先例拘束性が制度的に十分確立していない中国では、裁判における判断の統一性を確保するために重要な役割を有している。

[9] J. Kuanpoth, Thailand, Intellectual Property Law in Asia 362 (C. Heath ed. 2002).

[10]知的財産と国際貿易に関して専属管轄を有している。中央知的財産国際貿易裁判所の詳細については、Suvicha Nagavajara「The Creation of a Specialized Court with Intellectual Property Jurisdiction in Asia」季刊企業と法創造 1 巻 2 号（早稲田大学企業法制と法創造総合研究所、2004 年 3 月）83 頁以下を参照。

[11] タイでは侵害を受けた当事者らによる私人訴追が認められている点、および裁判所が認める場合には権利者も刑事訴訟において検察官と共に共同訴追者となることができる点に留意する必要がある（刑事訴訟法 28 条、143 条）。私人訴追は柔軟かつ利便性の高いシステムであるため、ほとんどの刑事侵害事件では、権利者が弁護士を依頼し、共同訴追者として裁判に参加しているといわれる。Jumpon Phansumrit 『知的財産権のエンフォースメント：刑事罰に関する日タイ比較研究』（（財）知的財産研究所、1998 年 3 月）p21。

た、タイにおける知的財産権の権利執行は警察のレイド（立ち入り取締り）を発端とする場合が多く、そのために知的財産権は公共的権利であると一般的には認識されている。ただ、近時、同裁判所の関係者等より刑事救済重視の傾向から民事救済への転換を奨励する提案がなされている[12]。刑事上の権利執行の方が民事上の権利執行よりも多く実施されているのは、インドネシアも同様である[13]。

③ ベトナムの例

権限を有する当局が分散していることにより、人的・物的な執行資源が効率よく運用できていないという国もある。ベトナムがその例である。日越共同イニシアティブ[14]の報告（2004 年 11 月 23 日）では、ベトナムでは法律が割と整備されつつあるもののその執行手続きを明確にしてほしいという要求がでている。ベトナムの政府は基本的に縦割り組織である。知的財産権の権利執行に関して権限を有する幾つかの組織があるが、侵害に対する対応について、警察、ベトナム工業所有権局（NOIP）、商業省のいずれに対応を促すべきものなのか明確でなかった。このように、権限を有する当局が多数あることで、侵害への対策を混乱させ、あるいは遅延させたりする場合がある。そのため、現在、商業省の市場管理局が、知的財産権だけではなく不正輸入や競争法に違反する不正取引を含めたあらゆる事件を受け付け、当局が当該問題を深刻であると判断した場合、各省を超越した組織としての 127 委員会（委員長は商業大臣、大臣クラスが委員を構成）に問題を上程し、そこで重要な問題として認定された場合、各組織それぞれに対して対応を指示するという仕組みに変更しつつある。もっとも、どのように機能するかについては、未だ様子見の段階にあり、日越共同イニシアティブでは、127 委員会の機能強化を求めている。

(3) 行政、刑事司法から民事上の執行体制へのシフト

権限を有する執行当局の人的・物的執行資源の限界から、開発途上国において、裁判やその他民事上の ADR（裁判外紛争処理：Alternative Dispute Resolution）を通した紛争解決へのシフトが求められている。しかし、こうした紛争解決の体制にシフトし、かつそれが成熟するためには、知的財産に対する国民のモラルが向上し、自国民の保有する知的財産権が増加し、知的財産が通常の取引社会における取引対象として認識されるための市場形成が求められる。またこれにともない、レイドの対象となる刑事的色彩が強い事件ばかりではなく、私人と私人との微妙な権利関係が問題となる私法的色彩の強い事案が増加

---

[12]刑事救済重視の傾向から民事救済への転換を奨励する提案として、ヴィチャイ・アリヤヌンタカ「タイの知的財産権のエンフォースメント」ICCLC19 号(財団法人国際民商事法センター、2004 年 7 月)105 頁以下、および Phattarrasak Vannasaeng, Ruangsit Tankarnjananurak「Issus of the IP Enforcement in Thailand」季刊企業と法創造 1 巻 2 号 79 頁（早稲田大学企業法制と法創造総合研究所、2004 年 3 月）。

[13] クリストフ・アントン「インドネシアにおける知的財産権のエンフォースメント」ICCLC19 号 （財団法人国際民商事法センター、2004 年 7 月）83 頁以下を参照。刑事上の権利執行が過多であるインドネシアにおける制度上の問題点を指摘している。それによると、刑事事件における刑罰が甘いこと、警察や検察など公共機関の資源の限界等が指摘され、民事色の強い権利執行へのシフトが期待されているが、インドネシアの民事訴訟法が侵害物品又はその製造に必要な原料、部品の廃棄又は処分に関する命令を規定しておらず、また、賠償額が制限的であるなどの問題があるという。また、刑事上の執行についても、捜査官の能力不足等の問題があるという。

[14] 外国投資の誘致を通して競争力の強化を図るために 2003 年 4 月の日越首脳会談で立ち上げられたアクションプラン。外国投資戦略構築、投資関連規制の見直し、実施機関の能力向上、投資関連ソフト・インフラの整備、経済インフラの整備等の各分野にわたる内容を有する。

することが必要となる。一方で、権利者に民事的救済を選択させる場合、権利者はその国の法的インフラの整備状況に比例して、応分の手続リスクを負担することになる。そのために、民事救済の拡大のためには、権利者の手続きに要するリスクを少なくしていくための知的財産権の紛争を含んだ司法手続制度の成熟が必要とされる。例えば、権利者が民事上の請求をする場合の訴訟前の段階から審理段階、執行段階のそれぞれの場面における公的権力による補助的手続ないし制度を含む法的インフラ（証拠保全手続や、訴訟前手続き、ディスカバリー制度[15]の設立、アントンピラー命令[16]、イン・カメラ手続[17]、鑑定人制度等の証拠方法の充実、翻訳・通訳の便宜等）をその国の他の法制度と調整の上、必要に応じて整備していく必要がある。こうした民事訴訟を利用しやすくするための法的インフラの整備により、刑事司法・行政が主導的な役割を担う権利執行から、民事司法が主導的な役割を担う権利執行のための法的インフラ整備が整うことになる。ただ、こうした法的インフラ整備のための権利執行資源の配分は、当該国民が主導するべきであるため、上述のような自国民の知的財産が流通主体となる市場の形成がまずもって必要となる。国際協力という観点から、この点に関してどのような取組みが可能であるかが問題となるが、特効薬があるわけではなく、ある程度地味な方策とならざるを得ない。こうした第三国に対する権利執行に関する政策については、EC 委員会通商総局が公表した「第三国における知的財産権執行戦略」（2004 年 6 月 23 日公表。同年 11 月 10 日採択）において指摘されており、そこでは、関連する先進諸国との協調を前提とした、相手国との政策的な対話、インセンティブないし技術協力、官民協力の推進、意識の喚起といった方策が謳われている（巻末資料 C. 2 参照）[18]。

(4) 水際取締りにおける税関の機能

近時、税関の役割が見直されている。模倣品の取締りを行う場合に、流通過程のボトルネックの一つである税関に人的・物的な執行資源を配分することが、執行資源の効率的な活用につながるためである（反面、正当な物品の貿易の流れを過度に妨害するおそれがあることにも留意する必要がある）。この点、TRIPS 協定の第 3 部第 4 節の第 51～60 条には、加盟国の義務とされる国境措置に関する特別の要件が規定されている[19]。加盟国はその各規定に示された義務を履行すべく国内法に各規定を導入している。しかし、実際の運用においてそれらは十分に機能していないといわれている。これには次のような理由があるだろう。TRIPS 協定以前、税関の役割は主として、関税の徴収や、武器、違法ドラッグあるいは放射性物質や毒物といった有害物質の流通を監視することにあり、知的財産権侵害物品の流通を管理するための機関ではなかった。それが、TRIPS 協定以降、税関当局に

---

15 証拠開示手続。正式事実審理の前にその準備のため、法定外で当事者が互いに事件に関する情報を開示し収集する手続き。米国が採用している。

16 申請者が被告の建物に立ち入り、有罪の証拠となる文書や財産を捜索、押収することを認めさせる裁判所の命令。

17 文書提出義務があるかどうかを裁判所が判断する手続。

18 European Commission Directorate General for Trade, Strategy for the Enforcement of Intellectual Property Rights in Third Countries, 23 June 2004.

19 規定が設けられた経緯と各条項の内容について、尾島明『逐条解説 TRIPS 協定』（1999 年、日本機械輸出組合）233 頁以下参照。

対する知的財産侵害物品の取締りに関するプライオリティが求められている。TRIPS 協定における権利執行規定は、各国民事訴訟および行政手続きの基準を定める点で画期的な意義を有しているが、その中でも税関の機能転換さえも求めた水際措置はとりわけ新規な意義を有しているのである。そのため、他の TRIPS 協定の規定を国内法に導入する場合よりも、水際措置に関する一連の規定の国内法への導入とその運用が比較的に遅れることは否めない。また、知的財産権の侵害については権利者との調整も必要となるため、この点からも、各国において知的財産権を取締まるための人的・物的執行体制が整備され、実質的に運用されるにはある程度の時間と費用がかかるものと思われる。

水際取締りにおける国際協力については、まず、税関当局それ自体の権利執行基盤を構築するために人的・物的な支援を実施するという取組みがありうる。この点については、我が国もこれまで様々なルートを通して実施してきた。そのほか、税関当局の取締り体制がある程度整備されていることを前提として、税関の流通過程におけるボトルネック機能を活かし、輸出又はトランジット貨物[20]に対する国境措置を整備することが考えられる。

WCO（世界税関機構）モデル法[21]の「第Ⅱ部（税関による介入の申請）第 1 条についての注釈 1.02」によると、「TRIPS 協定は、輸出又は輸送（トランジット）中の物品について国境措置を整備することを加盟国に義務づけていない。しかしながら、TRIPS 協定が定める最低水準の保護は、偽造品及び海賊版の国境を越えた取引に対処するにはもはや不適切であることが明らかになってきた。例えば、欧州連合においては、税関は、輸出向けの物品又は輸送中の物品を差止める権限が与えられているが[22]、税関によって差押えられる物品の大半が輸送中のものである。偽造及び海賊行為に対し税関が効果的に取締まることを可能にするためには、税関は、輸入される物品と同様に、輸出向けの物品及び輸送中の物品についても差止める権限が必要である」。そして、モデル法規第 1 条(1)では「権利者は、手続きに従い、及び本法に定める条件に基づいて、通関の停止並びに輸入物品、輸出に向けられている物品及び輸送中の物品を差押えるための申請を提出することができるものとする」と規定し、加盟国に対して輸出又は輸送中の物品について国境措置を整備することを促している。

輸出貨物やトランジット貨物の取締りについては、(a)そもそも税関当局の検査・取締りの対象となりうるのか、(b)検査・取締りの対象となるとして、自国の権利侵害ではない、

---

[20] トランジットとは、通過、通行、輸送の意で、トランジット貨物は通過貨物、積換え貨物を意味する。貿易貨物の積み出し国から仕向け国へ輸送される途上に第三国を経由する場合、その経由国の通過貿易、仲継ぎ貿易される外国貨物。先進国間で行われる幹線輸送に対し、トランジット貨物は港湾や空港でハブアンドスポーク方式に見られるように支線輸送によって周辺国へ輸送される。ハブアンドスポーク方式の港湾や空港を経由する場合、その外国貨物を輸入手続きなしで一旦陸揚げし、保税運送、保税保管を行うのが通例である。なお、トランシップ（Transshipment，T/S）は本船が直接寄港する港から他の港に貨物を「船移し」、つまり貨物を船から船へ積み替え輸送するサービス形態である。トランシップ貨物（Transship Cargo）は、接続貨物で、積替えて運ばれる貨物のこと。（社）日本ロジスティクスシステム協会監修「基本ロジスティクス用語辞典」（白桃書房、1999 年）〔三木楯彦担当部分〕より引用。WCO モデル法の定義では、(1)「港湾又は飛行場の税関管理区域にある物品」および(2)「入国手続き、出国手続き、短期の入国及び各種簡易手続き等、税関手続きの対象となっている物品」の二つを例としてあげている。

[21] WCO の監視委員会の下に設立された WCO-IPR 戦略グループは 1988 年に WCO が作成したモデル法案の改訂作業をすすめ、2003 年 2 月に改訂版が採択された。国境措置については多くの TRIPS プラスの規定を含んでいる。

[22] 欧州連合の税関新規則(EU Council Regulation (EC) No. 1383/2003)第 1 条参照（巻末資料 C. 3 参照）。

単に仕向け国の権利を侵害するにすぎない場合に処分の対象にできるのかという論点がある。(a)については、輸出貨物は当然のこと、「保税区で保管されること」イコール「取締り等の対象とならないこと」を意味するものではないため、トランジット貨物の場合でも、税関の権限下に置かれる状態にあれば取締りの対象となる。したがって、法律等により税関に権限さえ与えられれば検査等を行うことは可能であろう。また、(b)の場合に、自国における知的財産権の侵害の有無を検査し、侵害を発見した場合には処分を実施することはできるとしても、単に仕向け国の権利を侵害するにすぎない場合に、具体的な処分を行うことまで可能なのであろうか。この点、仕向け国の権利を侵害についてまで処分するとなると、仕向け国における権利の執行を自国の税関において代替的に執行するという外観を呈することになり、大胆な国際協力のあり方となる。一方、検査や処分はあくまで自国の権利侵害のみを対象としつつ、仮に検査によって仕向け国の権利侵害を発見した場合でも直接処分を行わずに、検査等により得た一定の情報を仕向け国に対して提供するという国際協力も考えられる。後者の形による国際協力の枠組みについては、シンガポールの場合を例として、後掲の大町助教授の論稿において具体的に提言されているので参照されたい。

こうした税関の機能を活用した輸出規制や輸送貨物に対する取締りのあり方について、WCO は、知的所有権侵害物品が税関当局の管理下にある場合には輸入・輸出・再輸出・通過中の如何を問わず、効果的な取締り実施のための措置及び手続きの対象とするべきであるという前提で、モデル法規を作成している（巻末資料 A. 1 参照）。今後の国際協力の枠組みを検討するうえで参考になるだろう。

(5) まとめ

以下ではこれらを前提に本研究で中心として調査した各国の水際取締り制度の現状と、権利執行に関して指摘されている各国の問題点をまとめた。詳細については、第 2 章 2.（各国の水際対策の調査分析）に掲載したレポートに譲ることとし、ここではその概要を述べるにとどめた。現行法制における模倣品等の税関取締りについては次の項目にしたがって整理した。

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠
(2) 輸出規制（輸出が規制されるのは、自国の知的財産権が侵害されている場合か、それとも輸出品の仕向地における知的財産権が侵害されている場合か）
(3) 仕向地の権利侵害の規制（経由品に対する規制も含む）
(4) 税関取締りの対象となる権利
(5) 不正競争防止法違反物品の取締りの有無
(6) 税関に対する登録制度（権利者が権利侵害の疑いのある物品や輸入者を税関に事前に登録し、申請したりする制度の有無、またその手続き）
(7) 侵害者管理のためのブラックリスト（再犯者を管理するための輸出入業者や輸出入製品をリストしたブラックリスト、およびその公開の有無）
(8) 税関と裁判所の情報交換（税関と裁判所との情報のやり取りはどの様に行われているか）
(9) 裁判所仮処分と通関手続きとの関係（裁判所の仮処分申請の手続と税関での貨物の通関手続きとの関係。仮処分申請中、貨物は留置されるかどうか）

(10)証拠保全に対する税関の協力（権利者が税関に対して侵害が疑われる物品のサンプルの提供や現物調査のような証拠保全の申請をする場合の税関の協力体制）
(11)職権による取締り（税関は、権利者の申立てがない場合でも、職権で取締りを開始することがあるかどうか）
(12)税関内の権利侵害認定機関（税関内の権利侵害の認定機関や組織の有無。税関の認定と司法判断との関係）
(13)没収後の処分（税関で押収した模倣品等は廃棄されるかどうか。競売の可否）、
(14)税関の処分に対する異議申立制度
(15)税関による調停手続（税関における輸入者と権利者との間の調停手続の有無）
(16)特許権・意匠権等の侵害疑義貨物に対する取締りの可否（税関では、特許や意匠等のレベルの高い侵害の取締りを実施しているか。また、その取締り能力は十分かどうか）
(17)間接侵害品の取締り（ある特定の特許製品にのみ使用される部品（間接侵害品）を取締まることは可能か）
(18)取締りにおける課題（税関の取締りの障害となっている法律上あるいは事実上の問題）

さらに、税関との関係について当該国の税関における模倣品に対する取組み・政策や、二国間・多国間における税関取締りの枠組みについてまとめた[23]。また、韓国、中国等の一部の国については、司法（民事・刑事）、行政上の権利執行の取組み状況をまとめた。司法・行政上の権利執行制度については他に多くの先行文献が存在するため、重複を避けるべく、重要と思われる点のみコメントし、各国の制度概要と最近の動向を知るうえで参考となる先行文献を整理した。

１．１　各国毎のまとめ

事務局（今村哲也）

① 韓国

A　税関における取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠：特許法、実用新案法、意匠法、商標法、コンピュータ・プログラム保護法、著作権法、不正競争防止および営業秘密に関する法律、半導体集積回路の配置設計に関する法律、種子産業法、司法警察官吏の職務を行う者とその職

[23] 日本の税関における水際取締りについては、以下の文献等が参考になる。(1)服部誠、片山英二「特許侵害品に対する水際規制の実務」知財管理 54 巻 13 号(2004 年)12 月 1879 頁以下、(2)松原伸之 Border Control of Goods Infringing Intellectual Property Rights in Japan, AIPPI Vol.30 No.1 (2005), pp3、(3)CIPIC 事務局「認定手続における輸入者等の情報開示制度等に関する意見交換」CIPIC ジャーナル 150 号（2004 年 7 月）34 頁、(4)山田清明（財務省業務課知的財産専門官）、三島憲二郎（東京税関業務部知的財産調査官）「税関による知的財産侵害物品の水際取締りについて」CIPIC ジャーナル 148 号(2004 年 5 月), pp1、(5)CIPIC 編『新・知的財産権侵害物品の水際取締り制度の解説』（2003 年 8 月、CIPIC）、(6)山田清明（財務省業務課知的財産専門官）、水尾勝次（東京税関業務部知的財産調査官）「税関による知的財産侵害物品の水際取締りについて」CIPIC ジャーナル 138 号(2003 年 7 月), pp2、(7)谷本武則「知的財産権侵害物品の水際取締りについてー我が国の制度を中心にー」CIPIC ジャーナル 129 号から 139 号に連載（2002 年 10 月～2003 年 8 月）、(8)税関のウェブサイト：http://www.customs.go.jp/

務範囲に関する法律等があり、特に税関での水際規制について現在法的根拠となるものとして、関税法、対外貿易法、不公正貿易行為調査および産業被害救済に関する法律がある。

(2) 輸出規制：商標権については、関税法第 235 条第 1 項及び輸出入通関事務処理に関する告示第 1-2 条第 1 項の第 1 号により、著作権については、輸出入通関事務処理に関する告示第 1-2 条第 1 項の第 2 号により、各々侵害物品の輸出入ができないものとされている。

(3) 仕向地の権利侵害の規制：法律上明確ではないが、属地主義の観点から、国内法における権利侵害のみを対象とすると理解されている。

(4) 税関取締りの対象となる権利：関税法第 235 条は、税関での取締りの対象として商標権と著作権の侵害についてのみ規定しているが、税関の公務員は、司法警察官吏に関する法律による司法警察権を行使することができ、その場合の取締りの対象となる権利は、関税法が対象としている商標権及び著作権に限るものではなく、すべての知的財産に及ぶものとされる（司法警察管理の職務を行う者とその職務範囲に関する法律第 6 条第 14 号)。

(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：関税法は不正競争防止法違反物品を取締り対象としていないので通常の税関規制による取締りはできないが、司法警察権による規制は可能であるとされる。

(6) 税関に対する登録制度：商標権による商標を登録した者のうち、商標権を侵害する物品の輸出入から保護を受けるために商標権を税関長に申告しようとする者は、所定の申告書を税関長に提出する（関税法 235 条参照)。著作権の場合にも、商標権に関する商標権の申告の他、担保の提供、通関保留の要請及び許容などの規定を準用し適用される（同法第 235 条第 7 項)。商標権の申告には、(1)商標権を使用できる権利者、(2)商標権の内容と範囲、(3)侵害可能性のある輸出入業者または輸出入国、(4)侵害事実を確認するための必要な事項など記載した申告書及び商標法により登録した証明書類を税関長に提出する(関税法施行令第 237 条)。

(7) 侵害者管理のためのブラックリスト：再犯者の管理として、輸出入業者や輸出入製品のブラックリストを作成し管理しているが、そのリストは一般に公開されていない。

(8) 税関と裁判所の情報交換：輸出入申告された物品と申告された商標権との権利侵害存否の判断については、税関当局内では、専門的に判断するような部署が存在しない。税関での準司法的な判断は、商標権を明白に侵害したかどうかについての判断に留まり、具体的かつ司法的な判断は法院の判断に委ねられているといえる。

(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：権利者は通関保留期間内に法院に廃棄命令を得るための本案訴訟を提起するのが通常であるが、これは、本案提訴のある場合、通関保留を継続できるからである。この際、本案訴訟ではなく、仮処分を申請することも可能であるが、これをもって本案訴訟を提起したものと看做して、通関保留が継続できるかは定かではない。継続されない限り、10 日間の通関保留期間内に仮処分命令を得るのは困難であるのが実情である。

(10) 証拠保全に対する税関の協力：税関長は、商標権の申告者に輸出入申告事実を通報した物品または通関保留された物品に対して知的財産権の利害関係人、輸出入業者から

知的財産権の侵害如何を判断するための検査及び見本の採取の要請がある場合は、営業秘密の保護など特別な事由がない限りこれを許容すべきであるとしている（知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第 3-8 条）

(11)職権による取締り：税関の公務員は、司法警察官吏に関する法律による司法警察権を行使することができ、その場合の取締りの対象となる権利は、関税法が対象としている商標権及び著作権に限るものではなく、すべての知的財産に及ぶものとされる（司法警察管理の職務を行う者とその職務範囲に関する法律第 6 条第 14 号）。

(12)税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：税関内に、権利侵害を認定する機関や組織はない。権利侵害のおそれのある物品について権利者の通関保留要請があれば、それにしたがって通関を保留する。その後、裁判所の判断にゆだねる。権利侵害が明白な場合、司法警察権の行使として、通関を保留し、検察送致することも可能。

(13)没収後の処分：通関保留を受けた疑義貨物は没収又は廃棄される。競売はしない。

(14)税関の処分に対する異議申立制度：税関の判断または処分に対する異議申立てについては、関税法その他関税に関する法律または条約による処分として違法または不当な処分を受けまたは必要な処分を受けないことにより権利または利益の侵害を受けたものは、審査請求または審判請求によりその処分の取消または変更その他必要な処分を求めることができ、この審査請求と審判請求に先立って異議申立てを提起することができる（関税法第 119 条）。

(15)税関による調停手続：税関内に調停判断を行う機関はない。あくまで、裁判所の判断にゆだねている。

(16)特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否：特許、意匠については、司法警察権の行使として規制が可能であるが、専門的な判断能力が整備されていないため、規制は事実上困難である。但し、取り調べるところまでは行うこともある。意匠権については、年１、２件存在するが難しい。特許庁に問合せる場合もある。

(17)間接侵害品の取締り：間接侵害品の規制も事実上困難である。

(18)取締りにおける課題：税関固有の問題としては特にないが、関税法では担保提供により通関を保留すべきと規定している一方で（関税法 235 条 5 項）、同施行令では通関保留が認められるのは権利侵害が認められる場合に限定しており（関税法施行令 239 条１項）、商標権および著作権に基づく侵害物品の通関保留その他の処分に関する要件が明確になっていないという問題がある。

B　税関における模倣品に対する取組み・政策

韓国は米国から 301 条の知的財産権に関する優先監視対象国として指定されており、韓国大統領は、知的財産侵害物についての取締り強化を指示している。税関の取締り専門班が、輸出入を月２回点検している。また、韓国は TRIPS 協定の要求を忠実に履行しており、現在のところ、大きな改正は予定されていない。取締りを行う税関職員の能力向上への取組みや研修・教育については、韓国特許庁に国際特許研修院（IIPTI）があり、関税庁から輸出入に関係する職員を派遣して、侵害品の識別や、著名商標、知的財産権の意義などについて教育が行われている。また、関税庁として、外国から商標権者を招聘してセミナーを行う等、海外実務者を招聘してセミナーを行っている。また、関税庁はソウルや

プサンで模倣品の展示会を行い、あるいは関税庁のウェブ上にサイバー展示館を公開している。税関内部における模倣品等の侵害情報のデータベース等による管理については、模倣品等の侵害情報のデータベースを有し活用している。

C　二国間・多国間における税関取締りの枠組み

二国間の税関で相互協力として、現在米国、EU、オーストラリア、タイ等、その他 20 カ国と協力関係を結んでいる。今後日本との協力関係についても交渉が行われる見込み。近年韓国はチリとの間で FTA を締結しているが、知財関係では TRIPS 協定を遵守するという規定があるのみ。日本との FTA の草案では、知的財産の保護について日本から強力な保護が求められている。米国からの圧力は今のところないが、韓国における著作権及びコンピュータ・プログラム著作権の保護について米国から相当な圧力がある。欧米による税関対策のための特別な協力や援助もある。

関税庁では世界税関機構（WCO）のアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO：Regional Intelligence Liaison Office）に職員を派遣して情報を得ている。また、関税庁間では、中国、台湾、タイの大使館や領事館に相互派遣して情報を取得している。

D　権利執行に関する取組み

- 1995 年 12 月：工業所有権四法の改正:TRIPS 協定と整合
- 1998 年 3 月：商標法改正:外国の商標権者の許諾を得ない悪意による登録の禁止、特許法院の設立。
- 1999 年：関税庁が商標登録手続きを改善（各税関に登録すれば全国の各税関に自動登録）。
- 2000 年 7 月：著作権法改正。繊維品のデザイン保護を追加。
- 2001 年：関税庁が商標権の検索システムを稼動、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律の制定:貿易委員会の権限強化（国内産業に被害を与える侵害品のみならず、海外の知的財産権を侵害する物品も調査、処分の対象とした）。
- 2001 年 1 月：特許、商標、実用新案法の改正：罰金および懲役刑の重罰化、情報通信省がインターネット・ドメインネーム紛争解決委員会を創設、情報通信省に特別捜査チームを設置（2002 年の米国との合意に基づく）。海賊版ソフトウエアを使用する民間企業に対するレイドの実施。
- 2002 年 8 月：出版及び印刷事業の奨励に関する法律の成立（2003 年 2 月施行:書籍の出版行為に対する執行措置に民間セクターの関与を許可）。文化観光省の行政上の検査、処分権限の付与。
- 2002 年 10 月：文化観光省がオンライン不法映像物の流通根絶のためのモニタリング支援を決定。
- 2002 年 11 月：2002 年 12 月：関税庁が「似せ物本物商品展示会」を開催（ソウル）。
- 2002 年 12 月：コンピュータ・プログラム法成立（2003 年 7 月 1 日施行：ISP に対してプログラム改変・更新、暗号解読による権利侵害行為の停止措置義務を導入）、関税庁が「にせ物本物商品展示会」を開催（釜山）。
- 2003 年 3 月：関税庁が、「サイバー偽物本物商品展示館」を開設
- 2003 年 5 月：著作権法改正:技術的保護手段回避装置の製造販売禁止、ISP の責任に関するノーティス・アンド・テイクダウン制度の導入（2003 年 7 月 1 日施行）。
- 2003 年 6 月：司法省から各地方検察庁へ知財侵害取締りの積極的協力を指示。
- 2003 年 7 月：情報通信省の特別検査チームに警察権限を付与する法律が成立（2003 年 10 月 18 日施行）。その後、11 月から今年 1 月までの 3 ヵ月間に企業･機関など合わせて 274 ヵ所で 1 万 302 本の不法コピー

ソフトウェアを摘発。

- 2003 年 11 月：情報通信部が、不法ソフトウエアの取締り範囲をオフラインのパッケージソフトウェアから海賊版サイトやオンライン上のコンテンツにまで拡大すると発表。
- 2003 年 12 月：韓国映像物等委員会(KMRB)に DVD 等の虚偽登録の確認、停止権限を付与、種子産業法中改正法律（法律第 6999 号)。
- 2004 年 1 月：米国スペシャル 301 条の監視国から優先監視国へ移行、不正競争防止法の改正（2004 年 7 月 20 日施行：デッドコピー禁止規定、営業秘密侵害の未遂・予備・陰謀罪の新設等)、音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律の改正（法律第 7131 号)、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律の改正（2004 年 10 月 20 日施行：貿易委員会が知的財産権侵害物品等の輸出入、国内販売、製造行為判定時の課徴金の引き上げ（取引金額の 2%を 30%へ))、韓国国税庁、偽物の洋酒の申告補償金制を施行。
- 2004 年 2 月：盧武鉉大統領、「知的財産権侵害の対応強化」を指示。韓国特許庁は、偽造商品の流通度合いの深刻さに従って全国を 20 の重点取締り地域(red zone)、31 の主要観察地域(yellow zone)に分けて、取締り強化。
- 2004 年 3 月：WIPO の著作権条約を批准。
- 2004 年 5 月：第一次知的財産権保護政策協議会を開催し「知的財産権保護総合対策」を公表。(a)常時的な取締り・処罰システムの構築、(b)先進化された法・制度の完備、(c)新しい慣行・文化の定着、を基本方向として設定。

E　参考文献

【制度概要】

(1) JETRO 編『特許庁委託事業模倣品対策マニュアル韓国編』（2004 年 3 月）65 頁～120 頁：韓国における模倣品に対する行政、民事、刑事救済制度について網羅的に記述。http://www.jpo.go.jp/
(2) JETRO 編『韓国の知的財産権侵害判例・事例集』（2004 年 3 月）：36 件の判例を紹介。http://www.jpo.go.jp/
(3) Joy Yang, Chapter 10: Enforcement, Intellectual Property Law in Korea 185-211 (C. Heath ed., 2003): 知的財産紛争に関する民事訴訟、刑事訴訟について網羅的に記載。
(4) Byuin-Il Kim, Korea, Intellectual Property Law in Asia 219, 243(C. Heath ed., 2002)
(5) 日本機械輸出組合『アジアにおける未登録意匠の商品形態模倣対策』（2004 年 6 月）30 頁以下。
(6) 知的財産権侵害物品取締りガイドブック（韓国編）：韓国における知的財産権侵害物品の取締り並びに防止対策に関する実情やノウハウ、取締機関の組織・機能、根拠法令等を網羅

【最近の動向】

(1) JETRO ソウルセンター知的財産事務所：http://www.jetro-ipr.or.kr/
(2) 平岩正一「韓国の知的財産権事情」知財研フォーラム 59 号 12 頁
(3) 「米国通商代表部（USTR）による 2004 年度版外国貿易障壁報告①」CIPIC ジャーナル 149 号（2004 年 6 月）, pp20.
(4) 『韓国特許庁知識財産白書 2004（仮訳)』167 頁～172 頁：偽造商品流通根絶のための取締り活動状況。http://www.jetro-ipr.or.kr/ （ジェトロ・ソウルセンター知的財産権事務所）
(5) 産業構造審議会［原編］経済産業省通商政策局編『2004 年版　不公正貿易報告書』（2004 年 4 月）141 頁
(6) 崔達龍「韓国における知的財産権の取得及び侵害対策」CIPIC ジャーナル 151 号（2004 年 8 月）
(7) 特許庁編『2003 年度模倣被害調査報告書』（2004 年 3 月)。http://www.jpo.go.jp/
(8) 田中庸介「韓国における知的財産権保護の近況」知財研フォーラム 55 号（知的財産研究所，2003 年）30 頁以下。
(9) 梁英俊＝韓相郁「韓国貿易委員会を通じた真正商品並行輸入に対する救済ーハンビットソフト事件を中心にー」CIPIC ジャーナル 129 号（2002 年 10 月）

(10) JETRO ソウルセンター『韓国知的財産権保護実態アンケート調査結果』（2002 年 9 月）。http://www.jetro.go.jp/
(11) 崔達龍「最近の韓国における知的財産権保護及び取締りについて」CIPIC ジャーナル 118 号（2001 年 11 月）1 頁以下。
(12) 梁英俊＝韓相郁「韓国の不公正貿易行為規制の今後の方向についての試論－知的財産権保護の側面においてー」CIPIC ジャーナル 116 号（2001 年 9 月）。
(13) 田中庸介「韓国における知的財産権保護の近況」知財研フォーラム 42 号（知的財産研究所，2000 年）32 頁以下：法制度の改革と関係機関の取組みの双方に関して紹介。

② 中国

A 税関における取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠：特許法、商標法、著作権法、不正競争防止法、コンピュータ・ソフトウエア保護条例、集積回路配置設計保護条例、知的財産権税関保護条例、刑法等。

(2) 輸出規制：知的財産権税関保護条例第 3 条は、「国家は知的財産権を侵害した貨物の輸出入を禁じる」と規定しており、輸出も対象となる。

(3) 仕向地の権利侵害の規制：外国の知的財産権は、税関の保護対象となっていない。経由品に対する取締りは行っていない。

(4) 税関取締りの対象となる権利：知的財産権税関保護条例第 2 条は、「本条例にいう税関による知的財産税関保護とは、税関が輸出入の貨物に関して中華人民共和国の法律、行政法規によって保護された商標権、著作権及び著作権に関わる権利、特許権（以下、知的財産権という）に対して実施する保護をいう」と規定している。現在のところ、中国の法律法規には形態模倣品に関する具体的な規定がなく、形態模倣品は税関取締りの対象にならない。

(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：不正競争防止法に違反する物品は税関の取締り対象となっていない（同条例第 2 条が保護する権利に含まれていないため）。

(6) 税関に対する登録制度：知的財産権の権利者が税関に知的財産権の保護の実施を請求する場合には、税関に保護措置を採る旨の申請をしなければならない（同条例第 4 条）。また、同条例第 12 条に基づき、知的財産権の権利者が侵害の疑いのある貨物が輸出されることを発見した場合、貨物の輸出入地の税関に対し、差押えを請求することができる。より具体的には、中国税関による知的財産権保護は、(a)受動的保護と(b)能動的保護に分けられ、(a)受動的保護として、権利者が侵害の疑いのある貨物が輸出入されることを発見した場合、税関保護を請求する場合（同条例第 13 条、14 条）、(b)能動的保護として、侵害行為が発見される前に、将来の権利保護のため権利者が税関総署に届出る（同条例第 7 条、第 8 条）という二つの保護手段がある。

(7) 侵害者管理のためのブラックリスト：中国税関総署の内部に設けられた情報システムにより、かつて不正行為のあった輸出入業者を監視している。当該リストは一般には公開されていないが、中国の各税関港湾及び中国税関と行政協力協定を締結した外国税関には公開されている。日本を含め、中国と正常貿易関係のある国家は、行政協力協定を締結している。

(8) 税関と裁判所の情報交換：(a)法執行の際に処罰の程度を判断するのが困難な場合、双方が政策及び法規を調査研究する方式で協議を行い、解決を求める場合がある。(b)税

関が裁判所による財産保全裁定や訴訟前保全裁定を受け取った場合、税関は事案を裁判所に移管するが、この場合、当該事案の関係情報を同時に引渡すものとされている。

(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：仮処分命令があった場合、税関は裁判所に協力して仮処分を執行し、貨物を留置しなければならない（同条例 23 条 2 項）。仮処分を申請中の場合には、権利者が税関に保護措置を求めていれば貨物は留置されるが、権利者が税関に保護措置を求めていなければ貨物は留置されない。

(10) 証拠保全に対する税関の協力：知的財産権者は、税関に対して疑義貨物の輸出入の差押えを申請することができ（同条例 12 条）、それに付随して、知的財産権者は税関同意後の疑義貨物調査権を有するとともに（同条例 17 条）、税関は、差押申請に対して調査・認定義務および情報告知義務を有し（同条例 20 条）、人民法院による権利侵害行為の停止又は財産保全に対する税関の執行協力義務（同条例 23 条、知的財産権税関保護条例実施弁法 17 条参照）を負っている。

(11) 職権による取締り：知的財産権者による事前の届出がある場合、税関は職権により取締りを行う。届出がなく、かつ差押えの申請もない場合、職権による取締りは行うことができない。

(12) 税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：税関総署政策法規司が知的財産権関係事務を担当し、直属税関で法規処を設立している。現在、7 つの直属税関の法規処に知的財産権調査科があり、具体的に権利侵害の認定を担当している。

(13) 没収後の処分：税関は没収の後、当該貨物が (a)社会公益事業に用いることができる場合には公益機構に交付しなければならない。(b)社会公益事業に用いることができず、かつ知的財産権者に購入の意思がない場合、権利侵害の特徴を除去した後、競売ができるが、(c)権利侵害の特徴を除去できない場合、廃棄しなければならない（同条例 27 条 3 項、実施弁法 30 条参照）。なお、社会公共事業に供する場合でも侵害の特徴は除去している。

(14) 税関の処分に対する異議申立制度：当事者が税関の処分に不服がある場合、その一級上の主管部門に行政再審を申請し（行政復議法 9 条、12 条 2 項参照）、又は人民法院に訴訟を提起することができる（行政訴訟法 37 条 1 項、38 条 2 項参照）。

(15) 税関による調停手続：税関は知的財産権侵害貨物に関する紛争について調停の権限を有していない。

(16) 特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否：税関は、特許権侵害品について、単独では権利侵害の認定を行わない。技術専門家を招聘し、諮問会を開き、各案件について技術の説明を受け、税関の担当者に提供する場合や、民間機構を指定して技術鑑定を実施し、これらの認定結果に基づいて特許権侵害品の取締りを行う。

(17) 間接侵害品の取締り：間接侵害品を取締まることはできない。

(18) 取締りにおける課題：税関による決定の後、権利者と侵害者との間で、和解が成立し、侵害者の法律上の責任を追及しない場合があり、このため税関による努力が無駄となることがある。

B　税関における模倣品に対する取組み・政策

中国における水際取締りは 1995 年施行の旧法の下ではほとんど行われていなかった。

原因としては､差止を申立てる貨物の価値と同等の供託金を支払わなければならないこと、税関の調査・執行権限は、輸出入者に対してのみ及び、侵害者に対しては及ばないこと、税関の権限が物品を破棄し罰金を科す権限のみであること、税関職員の情報共有が不十分であることなどが指摘されている。また、外国人の権利者にとっての権利行使のための十分な時間が与えられていないことも問題である。

税関の取締りに関しては、知的財産税関保護条例（2004 年 3 月 1 日施行)、同実施弁法（同年 7 月 1 日施行）が施行された。しかし上記の点は、2004 年の法改正でも十分に対応されていないようである。ただ、現在のところ、これ以上の国内法の改正予定はない。

法改正以外の具体的取組みとして、税関職員の能力向上のために、税関総署服務局講習スクールの設立、研修及び教育の展開、権利侵害品に関する鑑定のトレーニング、特許権者が税関職員に対して取締りに有益なテクニックを提供すること等の取組みがなされている。また、知的財産権者が税関による保護の申請をするための届出を基礎としたデータベースが存在する。

C　二国間・多国間における税関取締りの枠組み

中国税関は 21 カ国の税関と行政上の協力を展開しており、適正な商品価格の情報の交換や、不良通関記録のある輸出入業者のリストを交換したりしている。

中国が米国や欧州からの要求により立法をするようなことはないが、民主的立法の要求から、草案を公開し、専門家や公衆の意見を広く求めるというスタンスを採用している。2004 年 12 月 21 日に最高裁判所と最高検察庁が公布した「知的財産権侵害の刑事案件の処理における具体的な法律応用の若干問題に関する解釈」では、その制定の過程で外国企業と団体の意見を含む各方面からの意見を受け入れたという（張耕最高検察庁副検事長)。このような事例は初めてであり、他にそうした例はないという。

WCO と ICPO の共催により開催された「第 1 回全世界模倣品防止大会」（2004 年 5 月 25～26 日、ブリュッセル）において、中国税関総署の劉文傑副署長も代表団を率いて大会に参加し、中国税関知的財産保護についての状況を紹介した。2004 年 1 月 13 日に WCO のアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO）が北京に設立され（東京から移転)、これらの国際情報交換ネットワーク等を活用して、外国税関当局等と密輸関連情報の交換を行っている（RILO は、各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換及び、各地域における密輸傾向情報分析の強化等を目的とした WCO 地域プロジェクトの拠点)。2004 年 11 月に「WCO 知的財産権保護地域フォーラム」が上海で開催された。12 月 8 日オランダ・ハーグで開催の EU・中国首脳会談で双方の税関当局が税関協力・行政相互支援協定に調印。2005 年 1 月 13 日に中米両国が知的財産権問題について協議する「中米知的財産権円卓会議」が北京で開催された（呉儀国務院副総理、エバンス商務長官出席)。

2004 年の米中通商閣僚会議（米中合同商業貿易委員会：JCCT）において、中国は、訴追の容易化のための法整備、執行の強化、全国的教育キャンペーン等の「行動計画」を提示している。米国通商代表部（以下、USTR とする）の 2004 年版議会報告では法整備面では成果があるが権利執行で問題が多く侵害が拡大していると評価されている。

D　司法（民事、刑事)、行政における権利執行の問題点

・ほとんどの事例において、警察や検事が刑事上の有罪判決を勝ち取るのに必要な立証責任を果たすことは非常に困難である。これが偽造行為に対する刑事告発事件数及び重大な事件についての行政当局から司法当局への移送件数制約となっている。刑事上の有罪宣告や告発は、ほとんどの侵害に対する抑止力としてまだ不十分である。
・刑事上の有罪判決や告発は増加の傾向にあるものの、侵害の大半を抑止するためにはまだ不十分である。
・警察による偽造業者の捜査、逮捕、告発件数は著しく増加されるべきである。罰金や損害賠償金額も偽造行為を抑止するにはほど遠い。 中国の多くの地域においては、地域的な保護主義が政府のエンフォースメント活動を大いに妨げている。
・地方の行政機関の中には、偽造品の取引が行われている卸売市場と結託しているところがあり、そのことがそれらの市場における執行活動をいっそう困難にしている。

（以上は、日中経済協会北京事務所知的財産権室編「中華人民共和国における偽造行為に関する報告書」AIPPI Vol.45 No.4（2000）による指摘）。

・法律や規則があいまいな文言で記載されており、行政、司法当局の権限や裁量の範囲が明確でない場合がある。かつては、行政当局者や裁判官等の法を執行・適用する公務員が法律の専門的トレーニングを受けていない場合があったが、最近は改善傾向にある。
・裁判所に専門的意見を提供する科学者が法律的知識を有していないにもかかわらず、彼らの意見が裁判所によって完全に信頼されてしまうこと。
・裁判所における訴訟の立証要件が厳しすぎること。物的証拠や書面による証拠が有効な半面で、宣誓供述や証人による証言が立証に与える影響が低い。外国に起源を有する証拠はたとえ中国で収集されたものであってもすべて事前に公証を要すること。
・中国の民事訴訟制度にはディスカバリー制度が存在しない。裁判所は証拠収集を補助する権限を有しているが、その権限はめったに用いられない。当事者が証拠を収集するのに困難な状況が存在する。
・裁判所が認定する損害賠償の額が低い。この背景には、ディスカバリー制度の欠如、厳格な証拠法則、証拠保全命令に消極的なこと、侵害者の資産状態の悪さなどがある。
・外国人当事者は、訴訟や行政への不服申し立てを援助する外国人弁護士に対して弁護士費用を十分に支払うことができない場合がある。
・仮差止等が利用可能な場合でも、裁判所がそれらを認めないことが多いため、侵害者が最低 2 年はかかる侵害訴訟の間、侵害行為を継続する場合があること。
・刑事手続が適切な場合における行政当局から公安局に対する事件の移送がうまくいっていない。なお、公安局（Public Security Bureau : PSB）は、中国の警察組織であり、社会の治安の維持を目的として設立された機関。各市にある公安局がその行政地域に発生した事件に対して管轄権を有する。但し、他の行政機関と共同して取締まる場合が多い。商標権侵害行為、登録商標の標識偽造行為、特許侵害行為、著作権侵害行為、営業秘密侵害行為に対して、状況が重大である場合には、犯罪として刑事責任を追及する。
・中国における知的財産権保護の直面する最も深刻な問題は、地方保護主義、贈収賄、汚職の存在である。

（以上は、Li Chiang Ling, China Executive Report---Intellectual Property, concl:1-4(2004)による指摘）。

・中国では裁判官の数が少なく時間も取れないので、裁判所は自ら審査しないし、また深く調査しない。そのため、証拠を原告が提出することが重要になる。中国では、裁判官が自ら現場に足を運び調査するということは考えられない。
・1996 年 10 月に最高人民法院が独自の知的財産専門パネルを設置し、現在は主要な省の中級及び高級人民法院に専門パネルが設置されている。しかし、知的財産権の案件が少ない法院のパネルは知的財産権を扱っているとしてもあまり詳しくない。
・公証人による証拠はほとんど確実に証拠として認められる。
・中国には英米法におけるような証拠開示の義務がないので、証拠を入手するのは困難。
・地方保護主義が強いので、被告の居住地で裁判するのは不利。
・民事訴訟は、訴状提出→申立て受理→反論提出→公判前審査→公判→判決→上訴→判決執行という段階で進む。申立て受理の段階においては受理のための裁判官がいるが、その質が悪い。
・判決は中国全土において有効であり執行可能であるが、他の裁判所で出された判決をその被告の居住地の裁判所で執行しようとするとコネを使われたりして、執行しにくくなる場合がある。

（以上は、Douglas Clark 氏、巻田隆正氏「中国での不正商品に対する訴訟 ～中国の内外でどのように闘うか～」CIPIC ジャーナル Vol.150（2004 年 7 月）による指摘）

・現行の規則や実施規則に抜け穴があるため、インターネットを通じた著作権の侵害行為が増大しつつある。
・知的財産権の法整備は整いつつあるが、権利の執行に関しては依然として著しく適切さに欠けている。
・行政、刑事、民事の執行上の制度が、政府機関間での調整の欠如、地方の保護主義や汚職、調査や訴追を行う上で設定された高い基準、研修不足、軽い行政罰等により十分に機能しているとはいえない。

（以上は、CIPIC 事務局訳「米国通商代表部（USTR）による 2004 年度版外国貿易障壁報告①」CIPIC ジャーナル 149 号（2004 年 6 月）13 頁以下による指摘）

・いずれの業界も、税関の活用による模倣品対策に関心が高いようであるが、現時点では、担保金提供の期限、鑑定期限の問題があり、対策が進んでいる業界や現地の体制が進んでいる特定の企業以外は活用できていないのが現状。
・民事訴訟により、差止めや損害賠償を請求するのはいずれの業界においても最終手段と捉えられているようである。裁判制度の不整備で、自国民有利の審理が進められるおそれを日本企業が抱いている点もあるが、零細な模倣品業者を相手に訴訟しても、コストに見合う賠償額がとれる見込みがないことなどから、模倣品排除を目的としている企業は、どうしても行政機関による取締りを優先する。

（以上は、日本知的財産協会フェアトレード委員会編『中国における模倣品に対するエンフォースメント実情調査報告』（2004 年 1 月）86 頁以下による）。

E　参考文献

【制度概要】

(1)　岩井智子著『改正中国商標法』（2003 年 5 月、経済産業調査会）176 頁以下

(2) Thomas Pattloch, China, Intellectual Property Law in Asia 39, 73 (C. Heath ed., 2002)
(3) JETRO 編『特許庁委託事業模倣品対策マニュアル中国編』(2003 年 3 月) 42 頁～140 頁：商標権、特許権侵害および反不正当競争法による救済について網羅的に記述。http://www.jpo.go.jp/
(4) JETRO 編『中国の知的財産権侵害判例・事例集』(2004 年 3 月)：21 件の判例を紹介。http://www.jpo.go.jp/
(5) 日本知的財産協会フェアトレード委員会編『中国における模倣品に対するエンフォースメント実情調査報告』(2004 年 1 月)：中国における模倣品対策関連法とエンフォースメント期間の概要、中国における模倣品の現状、中国現地企業の模倣品対策の現状、業界･業種別シミュレーションについて詳述。
(6) 日本機械輸出組合『アジアにおける未登録意匠の商品形態模倣対策』(2004 年 6 月) 2 頁以下。
(7) Li Chiang Ling, China Executive Report-Intellectual Property (2004)
(8) 小谷悦司＝今道幸夫＝梁熙艶著『WTO 加盟に向けた改正中国特許法』(2001 年 9 月、経済産業調査会)

【最近の動向】
(1) Christopher Shaowei「事例分析からみた中国における最近の商標保護の進展」CIPIC ジャーナル Vol.153 (2004 年 10 月)
(2) Douglas Clark 氏、巻田隆正氏「中国での不正商品に対する訴訟 ～中国の内外でどのように闘うか～」CIPIC ジャーナル Vol.150 (2004 年 7 月)
(3) 「米国通商代表部 (USTR) による 2004 年度版外国貿易障壁報告①」CIPIC ジャーナル 149 号 (2004 年 6 月)
(4) 岩井智子「企業のための模倣品対策」Right Now!2004 年 4 月号 16 頁
(5) 遠藤誠「中国の新しい知的財産権税関保護条例」国際商事法務 Vol.32,No.2(2004)222 頁
(6) 伊藤知生＝関和郎「最新の中国調査会社事情-調査会社の見分け方とその活用 (中国模倣品調査会社セミナー) 基調討論より」知財研フォーラム 54 号 (2003 年夏号)
(7) 日本機械輸出組合『中国知的財産権侵害に対する紛争対応システム』(2003 年 6 月)
(8) Lucille A. Barale、Robert G.Krupka「アジア太平洋地域における進展-中国商標法の変貌」CIPIC ジャーナル Vol.131 (2002 年 12 月)
(9) Christopher Bailey「WTO 加盟後の中国における知的財産エンフォースメント(2)」CIPIC ジャーナル Vol.128 (2002 年 9 月)
(10) 関和郎「中国における模倣品問題の現状と対策 (ミニ特集 中国) 」知財管理 52 巻 8 号 (2002 年 8 月)
(11) Luke Minford「WTO 加盟後の中国における知的財産エンフォースメント(1)-新しい知的財産権関係法下での権利者の保護を中心として-」CIPIC ジャーナル Vol.127 (2002 年 8 月)
(12) 羅東川「知的財産権に係る司法保護に関する比較研究-中国と日本の知的財産権裁判に焦点をあてて- (特許庁委託平成 14 年度産業財産権研究推進事業報告書)」
(13) 日中経済協会北京事務所知的財産権室「中国での模倣品実態と対策 (特集１．急がれる模倣品対策-問題の深刻化とその対応事例) 」ジェトロセンサー51(611) (2001 年 10 月)
(14) 丁英列「中国における模造品の現状とその対応策」CIPIC ジャーナル Vol.115 (2001 年 8 月)
(15) Douglas Claek「中国及び香港における知的財産関連エンフォースメントの現状」CIPIC ジャーナル Vol.106 (2000 年 11 月)
(16) 「日系企業の模倣品対策：上海市工商行政管理局、商標権侵害行為への対応を強化」中国経済 (453) (2003 年 10 月)
(17) 日中経済協会北京事務所知的財産権室編「中華人民共和国における偽造行為に関する報告書」AIPPI (2000) Vol.45No.4.以下 (原文 (2000 年 3 月) に基づいて (財) 日中経済協会北京事務所知的財産権室が修正) http://www.jetro-pkip.org/teji/bg9902/200002.htm
(18) Douglas Clark「WTO への加盟が中国の知的財産制度に及ぼす影響」CIPIC ジャーナル Vol.98 (2000 年 3 月)
(19) Douglas Clark「香港及び中国における知的財産制度の最近の動向」CIPIC ジャーナル Vol.90 (1999 年 7 月)

③ 香港

A 現行法制における模倣品等の税関取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠：輸出入条例 (Import and Export Ordinance、法令第 60 章) は、すべての貨物について申告書および積荷目録の提出を要件として義務付け

ている。また著作権海賊行為防止条例（Prevention of Copyright Piracy Ordinance、法令 544 章）は光ディスク原版製作・複製機器の輸出入についてライセンス要件を課している。また、以下の条例が水際取締り手続きについて規定しており、輸出入をコントロールしている。

(a) 商品表示条例(Trade Descriptions Ordinance、法令第 362 章)30A 条ないし 30K 条
(b) 著作権条例（Copyright Ordinance、法令第 528 章）135 条ないし 144 条および 262 条ないし 272 条。

(2) 輸出規制：香港では著作権条例 30 条および商品説明条例 12 条(1)に基づいて輸出規制も行う。
(3) 仕向地の権利侵害の規制：香港では輸出入条例に基づき輸出規制を行うことになっている。但し、侵害品として取締まるのは、香港で登録されている権利を侵害するものだけであり、他国の権利まで保護していない。なお、単なる経由品を除き[24]、香港に輸入されまたは香港から輸出される物品は、検査および制御することができる（商品表示法 12 条、著作権法 118 条)。すなわち、荷揚げが前提となる再輸出および積替えに対するものは取締りの対象となる。
(4) 税関取締りの対象となる権利：著作権および商標権。
(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：なし。
(6) 税関に対する登録制度：すべての権利者は、調査のために、香港税関に対して著作権侵害または商標偽造の事実を申立てる権利を有している。権利者は、調査のために、税関の直通電話もしくは郵便により、または香港税関知的財産捜査局(Intellectual Property Investigation Bureau)に対して直接に申立てることができる。知的財産捜査局登録課(Recordation Office)が、知的財産侵害品に対するすべての申立てを受付け審査の中心となる連絡所として設立されている。権利執行措置が行われるのは、香港税関の登録要件にしたがって権利者が登録課に当該商品に関する商標または著作物を登録した後である。
(7) 侵害者管理のためのブラックリスト：そうしたブラックリストはない。しかし、香港警察がすべての著作権侵害について有罪判決を受けた被告人の刑事犯罪記録を保有している。
(8) 税関と裁判所の情報交換：香港の法制度において、裁判所の判決は独立している。税関は、裁判所とは直接の連絡を有していないが、検察官により知的財産権事件の公判審理を開始する。
(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：知的財産（世界貿易機関改定）条例（Intellectual Property (World Trade Organization Amendments) Ordinance）の制定（1996 年）により、権利者は、申請者が権利者である著作物の侵害複製物、商標偽造品であると疑われる輸入品を遮断し保留することを税関に対して求める第一審裁判所による留置命令(detention order)を申請することができるようになった。一方で、税関はまた、通関手続中、模倣品ないし侵害物が刑事捜査を必要とする合理的疑いを有する場合、

[24] したがって、疑義貨物を積んだ船舶の物品が別の船舶に単に積み替えられたり、その物品を積んだ船舶が香港に停泊せずにそのまま航行してしまったりした場合には押収の対象とならない。

権利者の請求なしに、それらの物品を留保することができる。留置命令の申請手続きは商品表示条例、著作権条例に規定されている。

(10)証拠保全に対する税関の協力：著作権条例 141 条および商品説明条例 30G 条の下、権利者は留置命令により押収され、または保留された物品のサンプルを閲覧し、または取得することが認められている。なお、権利者が海外にいる場合、確認に時間がかかり侵害品が流通してしまうという問題がある。なお、アントンピラー命令を利用することも可能であるが、税関で止めてもらう方が速いので、裁判所からの命令書はあまり用いられない。

(11)職権による取締り：香港税関は警察組織でもあるため、著作権侵害または商標偽造罪が疑われる場合に権利者の請求なしに事前の権利執行措置を行うことになる。

(12)税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：裁判所が知的財産侵害の裁判のための機関であるのに対し、香港税関は、登録商標や著作権に対する権利侵害の訴え、また虚偽の商品表示に対して調査を行い、捜索および差押えを実施する広範な権限を有している。すなわち、香港税関は、知的財産権の侵害、模倣に関して警察の機能も併せて有している。そのため、税関の取締りだけでなく、香港市内のストリートレベルの侵害品取締りも実施する。インターネット上の著作権侵害を取締まるため、1999 年 12 月から 7-man Anti-internet Piracy Team(AIPT)という専門組織も設置している。

(13)没収後の処分：通関保留された侵害物は、没収命令が裁判所から得られた後、破棄されることになる。しかし、裁判所または治安判事（magistrate）は、当該物品になされた虚偽の商品表示が除去されることを条件に、当該物品を権利者に解放するとの命令を出すことができる。

(14)税関の処分に対する異議申立制度：いかなる当事者も侵害が疑われる物品に対してなされた権利執行措置に関して香港税関によりなされた決定に対する不服を裁判所に対して申立てることができる。

(15)税関による調停手続：税関内に調停判断を行う機関はない。

(16)特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否：香港税関は特許または意匠の侵害に対する権利執行の責任を有していない。

(17)間接侵害品の取締り：特許、意匠については税関の通関規制外。

(18)取締りにおける課題：特になし。

B　税関における模倣品に対する取組み・政策

香港の税関は知的財産権法の刑事的な制裁を執行する一方、教育活動を実施する責任は主に知的財産局が有している。香港は民事および刑事双方の規定について包括的かつ適切な立法を行っており、知的財産法については、社会的必要が変化するのに応じて、改訂及び改正を実施している。疑義貨物の確認や対処に関する知識、能力を向上するために、税関の職員に対して様々な教育プログラムが存在している（税関担当者の回答による）。

香港では、著作権海賊行為防止令が制定され、光ディスクの製造者は IFPI コード（各光ディスクの盤に記される CD プレス機の型番）を付さなければならない。この法律と税

関による取締りは大変成功しているという評価がある[25]。

C　二国間・多国間における税関取締りの枠組み

香港はWCOの構成員である。香港税関は薬物違反行為に対する海外の法執行機関と協力関係を有している。香港税関は香港の関連法規に基づいて知的財産権の保護に関する多国間の協力を促進するための、侵害行為に対する海外の法執行機関との情報や知識の共有も率先して行っている。

香港税関の担当者により、実務的観点からは以下の取組みによって模倣品や知的財産の侵害に対する効果的な国際協力を向上させることができるとの意見があった。

・水際取締り手続きを標準化するという観点から、各国の知的財産法において、模倣品ないし侵害物の輸出入のコントロールについて同様の規制を設けるべきである。
・税関は知的財産権侵害に対して執行措置を行うための十分な権限を有するべきである。
・協力の問題に関して議論するための異なる国々の税関間での会合が、定期的にあるいは特別に開催されるべきである。
・定期的にあるいは特別に、知的財産権侵害の情報、特に国境を越える知的財産権の侵害者に関する情報を交換すること。
・国際的なレベルにおいて犯罪組織を根絶するという見地から、侵害物の密輸に対する税関相互の並行的作業を行うこと。
・侵害疑義物品の権利者性に関する立証の効率を向上するとともに、捜査を容易にし、保護を保障するという見地から、税関で十分な保護を受けるための権利者に対するグローバルな標準的要件を形成すること。

D　司法（民事・刑事）、行政における権利執行の問題点

組織犯罪及び重犯罪令（Amendment to Organized and Serious Crimes Ordinance）の改正により、被疑者あるいは被疑組織の財務についても調査を行うことができるようになり、被疑者の資産等も没収できるようになり、また、この場合には、黙秘権の適用も否定される。この法律は、やくざのような組織犯罪に対処するために制定されたが、IP関連の模造品活動を行う者に対しても適用されている。また、映画、録音物、コンピュータ・ソフトウエアのような著作権の侵害物を、商業上の目的で所持していること自体も違法となった。そのため、無許諾で作成されたコンピュータ・ソフトウエアを商業上利用しているエンドユーザーに対しても刑事上の手続きを発動できるようになった[26]。

香港では、刑事手続きも有効に機能しているが、アントンピラー命令による民事手続を利用することも効果的であるとされており、刑事的なアクションを民事手続きで補完するのがベストだといわれている[27]。また、アントンピラー命令とマレーバ差止命令（資産の凍結）を同時に得ることができると最も効果的だといわれる[28]。

---

[25] Robert A. Arnold、Sayunporn Sujintaya、オンポーチュアン「タイおよび香港における知的財産権侵害の取締状況と企業の対応」CIPICジャーナルVol.119（2001年12月）6頁。
[26] 同上。
[27] 同上。
[28] Douglas Claek「中国及び香港における知的財産関連エンフォースメントの現状」CIPICジャーナルVol.106

USTR による 2004 年度版外国貿易障壁報告では、「香港は、知的財産権を保護するための強固な制度を有している。香港では、厳しい内容の法律が施行されており、また専担的且つ効果的に法律を執行することのできる能力を備えており、さらに知的財産権の違反行為で有罪判決を受ける者に対して懲役刑を言い渡すことで執行面での努力を後押しするような司法上の制度を有している」と評価されている[29]。

E　参考文献

【制度概要】

(1) JETRO 編『特許庁委託事業模倣品対策マニュアル香港編』（2004 年 3 月）
(2) Gabriela Kennedy, Hong Kong, Intellectual Property Law in Asia117(C. Heath ed. 2002)
(3) 水際措置について、Border Control of Intellectual Property Rights R.1: (2001)
(4) Michael D. Pendleton, Alice Lee, Intellectual Property: A Guide to the Law in Hong Kong (2001)
(5) JETRO 編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報香港の工業所有権侵害事例・判例集』（2000 年 3 月）

【最近の動向】

(1) 「米国通商代表部（USTR）による 2004 年度版外国貿易障壁報告①」CIPIC ジャーナル 149 号（2004 年 6 月）17 頁
(2) Robert A. Arnold、Sayunporn Sujintaya、オンポーチュアン「タイおよび香港における知的財産権侵害の取締状況と企業の対応」CIPIC ジャーナル Vol.119（2001 年 12 月）
(3) Douglas Claek「中国及び香港における知的財産関連エンフォースメントの現状」CIPIC ジャーナル Vol.106（2000 年 11 月）

④ 台湾

A　現行法制における模倣品等の税関取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠：関税法 45 条、貿易法 2 条、貨物輸出管理弁法、特許法、著作権法 104 条、著作権法施行規則 39 条及び 40 条、商標法 65 条から 67 条、民事訴訟法、刑事訴訟法等。

(2) 輸出規制：著作物に関して、コンピュータ・プログラム関連製品（コンピュータ、プリンタ、コンピュータゲーム等）については、輸出監視システムがあり、著作権者のライセンス証明書がなければ輸出することができない。また、視聴覚著作物等については、一定の場合を除き、知的財産権局により発行された著作権監査証明書を提出しなければならない（並行輸入の原則禁止）。また、光ディスク法等に基づく、光ディスク製造機器及び光ディスクに対する輸出規制や、マスク ROM チップの輸出検査制度がある。

(3) 仕向地の権利侵害の規制：規制の対象となるのは台湾の知的財産権のみ。税関の担当者によると、経由品の規制は困難であるという。

(4) 税関取締りの対象となる権利：特許権、著作権、商標権、光ディスク製造機器、光ディスク、マスク ROM チップ。

(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：基本的には行われていない。

（2000 年 11 月）25 頁

[29] CIPIC 事務局翻訳「米国通商代表部（USTR）による 2004 年度版外国貿易障壁報告①」CIPIC ジャーナル 149 号（2004 年 6 月）17 頁

(6) 税関に対する登録制度：著作権と商標権については、権利者が税関に対して差止を申請する制度が存在する（著作権法 90 条の１、商標法 65 条から 67 条、「税関による商標権を侵害物品の差押えのための実施弁法」、「税関による著作権および出版権侵害物の差押えのための実施弁法」、「税関による商標権及び著作権保護措置の執行についての作業要点」）。特に商標権については、「商標輸出監視システムの運営執行手続」に従って、経済部国際貿易局に対して権利者が商標を事前に登録する制度が存在する。また、著作物に関して、コンピュータ・プログラム関連製品について、輸出監視システムがあり、著作権者のライセンス証明書がなければ輸出することができない。特許権については、裁判所の仮処分の判決を得た場合、貨物の輸出入の時間・場所等の具体的資料を提出した上で、税関に対しその執行を求めることが可能（著作権と商標権についても同様）。

(7) 侵害者管理のためのブラックリスト：詳細は非公開だが、リスク・マネージメント・ポリシーを応用した侵害情報のデータベースが存在し、人（業者）・物（模倣品）ともに管理している。

(8) 税関と裁判所の情報交換：特になし。

(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：特許権については、裁判所の仮処分の判決を得た場合でなければ、通関での差止はできない。著作権と商標権については、税関に対して直接に仮差止の申立てができる（但し、後に裁判所の確定判決を得なければ取消される）。

(10) 証拠保全に対する税関の協力：侵害品の証拠保全やサンプル提出は、商標法 65 条により可能であるが、裁判所による裁定がなければできない。また、サンプルの提出はできず閲覧のみ可能である。税関は侵害を認める司法機関の確定判決を得た場合に権利者に対して侵害品に係る出荷人、輸出入業者、荷物引取人及び関連する権利侵害物品の数量等の資料（代表者の姓名、会社名所在地等を含む）を提供することができる（税関による商標権及び著作権保護措置の執行についての作業要点五）。但し、確実な補充証拠がある場合には閲覧を許可する場合がある。

(11) 職権による取締り：台湾税関は基本的に関税の賦課・徴収機関であり、輸出入の取締りに対しては、慎重かつ保守的な立場をとる。終局処分については裁判所の判決に委ねる。但し、著作権法の改正により、著作権侵害品に対する税関による能動的差止権が規定される予定。現在の規定は、著作権者の事前の申請がある場合に、税関は疑義物品を調査し差止をすることができるが、改正後は、税関が職務を執行する際に、輸出貨物の外観から著作権侵害が疑われる場合には、一営業日以内に権利者に通知し、輸出者に権利許諾に係る資料を提出させることができ、権利侵害の疑いがあると認定した場合には、通関を保留することができるとされる予定[30]。

(12) 税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：税関は独自の権利侵害認定機関を有しない。著作権第 90 条の１及び商標法 65 条等及び「税関による商標権及び著作権保護措置の執行についての作業要点」に基づき、税関も独自の権限で疑義貨物を押収できるが、あくまで権利者による司法機関への訴追の手がかりを与えたものである（終

[30]自由時報 2004 年 8 月 18 日号

局処分は裁判所による確定判決が必要)。但し、経済部知的財産局傘下の台湾知的財産局及び模倣品取締りチーム（查禁模倣商品小組）が当事者と税関及び司法機関たる検察機関の間を取次ぐ連絡機関として機能しており、米国の ITC のような機関ではない台湾税関は、查禁模倣商品小組を通して検察官の令状を得ることにより間接的に司法機関としての取締りを発動しているといわれる。

(13)押収後の処分：権利侵害事実が裁判等で確定した場合、押収された貨物は税関により没収され、焼却廃棄される。廃棄に要する費用は差押処分を受けた者が負担する（費用納付なき場合には強制執行)。

(14)税関の処分に対する異議申立制度： 申請人は税関の差押通知を受けた後、一定期間内に、差押物件を侵害物件として民事訴訟を提起して確定判決を得なければならない。確定判決が得られない場合には、差押は取消される。

(15)税関による調停手続：なし。

(16)特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否： 特許権、意匠権に関しては、裁判所の仮処分の裁定がある場合にだけ、差止を行うことができる。

(17)間接侵害品の取締り：行っていない。

(18)取締りにおける課題：侵害疑義物品の税関での差押えや調査協力は、権利者へ連絡してからどれくらいでこられるかという問題になる。権利者が外国にいる場合、代理人を立てるのにも時間を要し、サンプルをみることが困難になる。

B　税関における模倣品に対する取組み・政策

国内法制に関しては、著作権法の改正案が近々立法院（国会）を通過する予定であるが、成立にはまだ時間がかかる予定。財政部（関税総局を含む）と経済部（知的財産権局を含む）が連携して立法化を進めている。税関職員の研修として、(i)関税総局と知財局の連携で毎年実施しているプログラム、(ii)関税総局で欧米の知名度の高い商標の関係者を招聘して実施するプログラムが行われている。

C　二国間・多国間における税関取締りの枠組み（以下の内容は関税総局担当官とのやり取りによる）

現在、二国間での税関協定を実施しているのは米国とフィリピンのみであり、その他の国とは日本を含め合意していない。しかし、知的財産権の侵害情報の交換などを日本及びその他の国と行っており、実質的には協力体制にある。また、台湾が締結した FTA は台湾パナマ FTA のみであり、条文に国境措置があるが、規定はパナマから台湾への輸出に関するものである。米国、フィリピンとは貿易に関する協定があるが、侵害品の取締りはケースバイケースである。模倣品の出所の追跡などで協力をしている。　米国スペシャル 301 条による「優先監視国」であり、米国からの圧力でいろいろな対応を迫られてきたが、2004 年には権利保護の取組みが評価されて「監視国」へと変更されている。欧米との関係では特別の協力はないが、税関職員のトレーニングでは協力関係がある。

台湾は WTO に加盟できたものの、中国との関係で未だに国連未加盟であり、WCO や ICPO へは加盟できていない。国連に加盟できるように日本のサポートを求めたい考えがある。但し、WCO、ICPO へは未加入なものの情報の交流は行っており、他国の税関から

の侵害の情報は入手している。税関としての薬物や武器の多国間協力は実施しているという。

侵害品の経由地である場合、取締りは難しい。核物質など国際テロ行為に関するものは、取締りに法的根拠がなくても特別に取調べ、取締まることはできる。知的財産権の侵害品はマフィアの資金源となるが、国際テロ行為とはいえないのではないか。知的財産法は国ごとに異なり、各国ごとに保護されるものであるから、国際的に統一を図ることは困難であるが、国際間におよぶ問題のときは、情報を共有し、情報を交換することが大切。そのために情報の共有化のための窓口を作ること、ネットワークを作ることが大切であると考える。基本的に権利の執行は各国毎の問題である。薬物・武器（社会悪）と模倣品（金をもうけているだけ）は区別して考えている。模倣品問題では、台湾としては国際的な枠組みに合わせるように努力して行きたいと考えている。

D　司法（民事・刑事）、行政における権利執行の問題点

知的財産に関する民事訴訟、刑事訴訟の双方について、裁判官の知財問題に関する経験と訓練の不足が指摘されている。また、民事訴訟については、損害賠償額が十分でない場合が多いことも指摘されている[31]。なお、権利者は刑事訴訟と民事訴訟とを同時に行う場合が多いとされる。

USTRによる2004年度版外国貿易障壁報告では、「米国の企業が苦情を申立てているのは、裁判の遅延であり、また台湾の司法当局が相変わらず技術的な事件の処理に難渋していることである。一般的に言って、米国の権利者のみるところでは、裁判所手続自体が障壁となっており、知的財産の違反に対する罰則は違反者に対する抑止効果という面では不十分である」と指摘されている[32]。

E　参考文献

(1)　木村敏康「台湾における模倣品問題の現状」特技懇236号（2005年1月）56頁
(2)　「米国通商代表部（USTR）による2004年度版外国貿易障壁報告①」CIPICジャーナル149号（2004年6月）18頁
(3)　日本機械輸出組合『アジアにおける未登録意匠の商品形態模倣対策』(2004年6月）66頁
(4)　（財）交流協会編『特許庁委託台湾模倣対策マニュアル』(2004年3月）
(5)　Che-Hung Chen, Enforcement of Intellectual Property Rights, Intellectual Property Law in Taiwan 83, 111 (C. Heath ed. 2003)
(6)　（財）交流協会編『特許庁委託海外工業所有権情報台湾特許商標関連判例集』(2003年3月）
(7)　経済産業省特許庁＝交流協会台北事務所『2002年度在台湾日系企業模倣品被害実態調査」(2003年)。http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/pdf/2002_taiwan.pdf
(8)　JETRO編『WTO加盟後の台湾知的財産権エンフォースメント制度の実態について（平成13年度)』

⑤ フィリピン

A　現行法制における模倣品等の税関取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠：侵害品の国内持込みに関する国境措置は、共和国法8293

[31] Che-Hung Chen, Enforcement of Intellectual Property Rights, INTELLECTUAL PROPERTY LAW IN TAIWAN 83, 111 (C. Heath ed. 2003)

[32] CIPIC事務局訳「米国通商代表部（USTR）による2004年度版外国貿易障壁報告①」CIPICジャーナル149号（2004年6月）18頁

号（知的財産法典）及び各種の関税局行政命令（CAO）（特に、CAO 第 7-93 号、CAO 第 6-2002 号及び CAO 第 19-2003 号）に規定されている。フィリピンでは、CAO 第 19-2003 号の下、CAO 第 6-2002 号に定められた知的財産権に係る国境措置についての方針の実施を監視・監督し、かつ知的財産権の水際取締りに関する適切な訓練プログラムの策定を担当する機関として、関税局（BOC）内に知的財産部（intellectual property unit）が設立されている。

(2) 輸出規制：侵害品の輸出に関して明示的に定めた国内規定はいまのところ存在しない。但し、税関では輸出貨物はすべて通関前に検査している。ただし、光メディア（Optical Media）の輸入および輸出に関しては、2004 年 2 月 10 日から施行された 2003 年光メディア法（Optical Media Act）により、規制されている。また、特定の輸出物品が模倣品の疑いがある物品を含んでいるとの信頼できる情報がある場合、当該物品の押収と調査を行うことができる。さらに、裁判所による仮差止命令が存在すれば、輸出の段階で差止めることは可能である。

(3) 仕向地の権利侵害の規制：外国の権利の侵害を規制する規定は存在しない。経由品については、原則として、税関は、当該貨物が不正物品を含むとの信頼できる情報を入手しているか又は当該貨物を対象とした警戒命令が発令されている場合を除き、積替貨物に対する検査は行わない。

(4) 税関取締りの対象となる権利：著作権及び隣接権、商標及びサービスマーク、地理的表示、特許、実用新案、意匠、集積回路の回路配置、開示されていない情報（CAO 第 6-2002 号）。

(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：登録商標又は非登録商標が付された製品に対する不正競争商品に相当すると裁判所により判断された商品の国内への持込みを禁止（CAO 第 6-2002 号）。

(6) 税関に対する登録制度：2002 年と 2003 年の CAO は、知的財産権者が水際取締りを求めて権利及び物品の登録を行うための登録制度（Recordation）を設けると共に、それを管理する常設機関として、関税局に知的財産課（Intellectual Property Unit）を設立した。なお、登録を行っていない場合であっても、知的財産権者は CAO 第 2002-6 号により要求される書類を提出することにより、侵害品を含むことが疑われる貨物に対する警戒命令又は留置命令を発行するよう税関長に請求することができる。また、税関は職権での抜き取り検査も行っている。

(7) 侵害者管理のためのブラックリスト：税関では侵害品の輸入に関与した経験のある輸入者及び荷受人のリストを作成している。同リストは公開されていないが、長に対し正式に請求しその承認を得ることでそれを入手することもできる。

(8) 税関と裁判所の情報交換：税関を一方当事者とする訴訟が裁判所に係属している場合を除き、税関と裁判所間のやり取りのためのメカニズムは存在しない。

(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：仮差止請求がなされた場合、裁判所は、適切な通知と審理を行った後、仮差止命令を発行することができる。かかる場合、裁判所は、十分な根拠があることを条件として侵害品の留置を命令する仮差止命令を税関に対し発行することもできる。

(10) 証拠保全に対する税関の協力：知的財産権者は、模倣品の疑いのある貨物の検査を行

うため、所定の「解装」料（stripping fees）を納付することにより、コンテナの「開梱」又は「解装」を請求することができる。

(11)職権による取締り：税関は、警戒命令及び留置命令に関する現行規則の下、自らが輸出入に関して果たすべき警察機能の一貫として、職権で物品や貨物の抜き取り検査を行うことができる。さらに、税関は、信頼できる情報に基づき、侵害品が含まれている疑いのある輸入品に対する警戒命令又は留置命令を職権で発行することもできる。

(12)税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：税関内には、模倣品に係る没収手続において審理と決定を行う審判官（hearing officer）たちから構成される法務部（Legal Division）が存在する。没収事件における税関法務部の決定は、通常の裁判所で下された判決と同じ効果を有する。

(13)押収後の処分：没収手続において侵害を認定した場合、税関は、政府による当該物品の没収及び法にしたがった当該物品の処分又は破棄を命令しなければならない。但し、知的財産権者の許可を得て侵害に相当する標章又は記号を除去した後に没収された物品が慈善団体に寄付されることもある。

(14)税関の処分に対する異議申立制度：フィリピン関税法の規定の下、税関の決定に対する不服申立てを財務省に対して行うことができる。財務省による決定についても、それを税控訴裁判所に控訴することができ、さらに最高裁へ上告することもできる。

(15)税関による調停手続：CAO には、当事者間の仲裁手続に関する規定はない。

(16)特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否：実施している。CAO 第 6-2002 号は、知的財産法典の下で正式に「特許」された装置、物品、製品又は物質を実質的に偽装するものである物品をその特許権者又は特許権者の許諾を得た代理人の許可を得ずに国内に持込む行為を禁止している。「特許」には、発明特許、実用新案特許及び意匠特許が含まれる。但し、それらの特許の有する高度に技術的な性質を考えるなら、侵害品の持込みを実効的に取締まるためには税関と民間（知的財産権者）の間で密接な協力が行われることが不可欠であるという

(17)間接侵害品の取締り：これに関しては知的財産法典も CAO も何ら規定していない。CAO 第 6-2002 号は、知的財産法典の下で正式に「特許」された装置、物品、製品又は物質を実質的に偽装するものである物品の持込みを禁止しているが、特定の部品が何らかの特許品に使用できるとしても、その物品は特許品に使用することを意図したものであるとの推測を税関が行うことはできない。

(18)取締りにおける課題：国内への侵害品の持込みを防止するためには、かかる物品の国内への持込みに関する信頼できる情報の提供という形での民間部門（知的財産権者）の積極的な協力が必要。また知的財産庁やその他の知的財産関連団体等との協力も必要である。

B　税関における模倣品に対する取組み・政策

2004 年 2 月 10 日から 2003 年光メディア法が施行された。同法は、情報、音声又は画像が記憶されておりレンズスキャニング装置によりアクセス可能な光メディア（CD、VCD、DVD 等）の製造、マスタリング、複製、輸入及び輸出を規制することを目的としている。同法は、「2003 年光メディア法の規定に違反するものであることが発見された光メディア、

機器又は原材料」の没収についても規定。没収品は証拠とするに十分な量の代表的サンプルを除き即座に破棄される。

税関では、税関における取締りを求めるために知的財産権者が自らの知的財産権とそれによりカバーされる製品を登録するための知的財産権登録簿を有しており、米国の EGTA や日本の JICA 等の支援で、通関の登録に関するコンピュータ化を進めている。現在、侵害品の国内への持込みの国境における監視、発見及び禁止並びに国内に持ち込まれてしまった侵害品の事後的な監視、発見及び禁止を目的として、知的財産法典の効果的なエンフォースメントを行うために必要なすべての関連データを収集し保存しそれを利用することを可能とするようなリスク評価プラグラムと管理情報システムの構築を進めている。税関は、摘発リストや効果的な国境措置の実施に向けた努力に関するニュースや動向等の情報を含むウェブサイトを制作することも計画している。

C　二国間・多国間における税関取締りの枠組み

日本、米国及び EU 等の国際協力機関（JICA、USAID、ECAP-2）を通じて、税関の職員や幹部を対象とした知的財産権研修セミナーや、税関知的財産部の創設及び同部におけるデータベースの構築に必要な機材や支援の提供を受けている。フィリピンは、WCO 及び国際刑事警察機構（ICPO）に加盟しており、不正商品の持込みに関する情報の交換を通じた協力を税関と行っている。フィリピンは、日本、米国及び香港との間で麻薬、武器、模倣品及び知的財産権侵害品に関する情報交換を行っている。日米はさらに専門家のフィリピンへの派遣及び税関に対する技術援助と研修の提供も行っている。経由品については、原則として、税関は、当該貨物が不正物品を含むとの信頼できる情報を入手しているか又は当該貨物を対象とした警戒命令が発令されている場合を除き、積替貨物に対する検査は行わない。

D　司法（民事・刑事）、行政における権利執行の問題点

法制度上の問題点として、過度に技術的で厳格な証拠資料の要請、複雑で手間のかかる民事訴訟手続、不十分な罰金及び刑事罰が指摘されている。また、裁判制度上の制約として、捜索段階において、偽造品の販売を立証する領収書の入手、侵害者の特定、宣誓供述書に署名する証人確保、摘発の際に権利者から協力受けることなど、それぞれの困難性、「影響力のある友人」による侵害者の保護、差し押さえ証拠品を保存する場所の不足等が指摘されている。また、基礎段階において、被疑者が召喚令状等に回答しない場合があることや、裁判所が訴訟過密であること、専門性の高い書証に対する過度の依存、裁判官の技術的知識不足等が指摘されている[33]。

USTR による 2004 年度版外国貿易障壁報告では、「重要な法律を実施してないこと、取締り活動を持続的に行っていないこと」などが指摘されており、「周辺地域の国々が知的財産権の違反者に対する取締りを強化するに伴い、フィリピンは組織的な海賊行為者や模倣業者の避難場所となっている」と指摘されている。また、裁判の処理について、起訴され、

[33] アロンソ・アンチェッタ「フィリピンにおける知的財産権（IPR）のエンフォースメント」ICCLC19 号（（財）国際民商事法センター、2004 年 7 月）99 頁参照。

懲役刑にまで至った成功例といえる事件がほとんどないこと、また、企業が訴訟を提起してから 10 年間もの長い間未決のままで放置された例があることや、抑止効果のある厳しい懲罰的な制度が確立されていないこと等も指摘されている[34]。

E　参考文献

(1) アロンソ・アンチェッタ「フィリピンにおける知的財産権（IPR）のエンフォースメント」ICCLC19 号（(財) 国際民商事法センター、2004 年 7 月）85 頁 : 98 頁以下にエンフォースメントの一般的な制約と問題点、法制度上の問題点、裁判制度上の制約について指摘されている。
(2) 「米国通商代表部（USTR）による 2004 年度版外国貿易障壁報告②」CIPIC ジャーナル 150 号（2004 年 7 月）23 頁
(3) Alex Ferdinand Fider, The Philippines, Intellectual Property Law in Asia, 363, 387 (C. Heath ed. 2002)
(4) ジェトロ編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報模倣対策マニュアルフィリピン編』(2000 年 3 月)
(5) JETRO 編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報フィリピンの工業所有権侵害事例・判例集』(2000 年 3 月)

⑥ ベトナム

A　現行法制における模倣品等の税関取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠 : (i)関税法 (ベトナム社会主義共和国法 No.29/2001/QH10、2001 年 6 月 29 日国民議会通過）の第 5 節 57 条～59 条、(ii)2001 年 12 月 31 日付の政令 101/2001/ND-CP 号は、税関における手続、取締り及び監視に関する関税法のいくつかの規定について詳しく定めている（第 14 条・知的財産権保護の要請を受けている輸出入品に関する一時的通関停止）、(iii)2003 年 10 月 17 日付の文化通信省及び財務省の共同通達 58/2003/TTLT－BVHTT-BTC（税関における輸出入品に関係した著作権保護の指針)。
(2) 輸出規制：産業財産権分野における行政罰に関する 1999 年 3 月 6 日付の政令 12/1999/ND-CP 号によると、知的財産権侵害品の輸出入は罰せられる。同 12 条は、税関に知的財産権侵害に関する処罰権限を与えている。
(3) 仕向地の権利侵害の規制：外国の権利の侵害を規制する規定は存在しない。経由品に関しては、侵害の兆しがある場合には取締りを行う。
(4) 税関取締りの対象となる権利：商標権、著作権、意匠権、特許権、実用新案権。
(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：取締り対象ではない。
(6) 税関に対する登録制度：産業財産権（特許、意匠、商標）に関しては、個々の侵害品の輸出入に関する通関の停止を要求する権利が権利者に与えられている。著作権に関しては、個々の輸出入に対する措置に加え、長期にわたる保護のための措置を要請することもできる。
(7) 侵害者管理のためのブラックリスト : 税関及び知的財産権エンフォースメント当局は、ブラックリスト（侵害品輸入者のリスト、知的財産権を侵害する輸入品及び輸出品のリスト、知的財産権侵害の疑いがある輸入者のリスト等）を作成しているが、それは公にはされていない。

[34] CIPIC 事務局訳「米国通商代表部（USTR）による 2004 年度版外国貿易障壁報告②」CIPIC ジャーナル 150 号（2004 年 7 月）23 頁以下参照。

(8) 税関と裁判所の情報交換：知的財産権は私権とみなされているため、知的財産権侵害事件においても税関と裁判所が直接のやり取りは行わない。但し、権利者又はライセンサーによる要請のある場合、裁判所の決定と税関への送付又は税関による決定の裁判所への送付を要する。

(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：税関では当該知的財産権の有効性や被疑侵害品が本当に権利侵害品かどうか判断ができないため、権利者は、通関停止手続を開始する前に裁判所又は産業財産権庁（NOIP）において仮差止請求手続を開始しなければならない。税関による侵害品の通関停止は仮差止請求を基礎として行われる。仮差止請求により物品の留置を請求することはできない。物品の留置は、権利者が適切な形で税関に提出した申立てに基づき行われる

(10) 証拠保全に対する税関の協力：通関停止期間中に、権利者又は輸入者若しくは輸出者の要請により被疑侵害物品のサンプル採取が行われ、封印された後、検査を受けるため関連当局へ提出される。被疑侵害物の証拠は、詳細な説明、写真、物品それ自体又はその包装のサンプルの形で提出される。被疑侵害物からのサンプル採取は関係者全ての監視の下で実施される。

(11) 職権による取締り：関税法違反の疑いがある場合（物品の数量、種類又は数量に関する商業的詐欺に相当する場合）、税関は、権利者の要請がなくとも、被疑侵害物の取締りを行うことができる。知的財産権の侵害に関しては、権利者の要請があったときのみ取締りを行う。

(12) 税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：税関内には、権利侵害の認定機関や組織は設けられていない。権利者には、通関停止期間中に関係当局（NOIP、著作権庁（NCO）、産業財産権特別捜査部、裁判所）の決定を取得することにより被疑物品が自らの知的財産権を侵害することの立証が求められており、ライセンサー側にはそうでないことの立証が求められている。税関は、それらの関係当局の決定にしたがわなければならない。現在、裁判所は知的財産権事件を処理する準備ができていないため、税関と裁判所の間には知財権事件に関する密接な協力関係は存在しない。税関では当該知的財産権の有効性や被疑侵害品が本当に権利を侵害するものであるのかに関するチェックや判断ができないため、多くの場合、税関の決定は、NOIP や NCO の結論又は決定に基づいて下される。

(13) 押収後の処分：侵害品は、その性質によって、廃棄されることもあれば、競売されることもある。侵害品が(i)標準を下回る質のものであり人体又は環境に有害であるとき、(ii)使用価値がないものであるとき、又は(iii)使用価値があっても侵害に相当する要素を当該物品から排除することができないとき、のいずれかの場合にのみ、侵害品の廃棄措置を取ることができるとされている。権利者の同意が得られかつ品質基準を満たすものであるときは、侵害品を競売に付すか又は慈善目的で使用することができる（1999 年 3 月 6 日付政令 12/1999/ND-CP 号の第 19 条）。

(14) 税関の処分に対する異議申立制度：上訴弾劾法（Appeal and Denouncement Law）の下、権利者及び当該輸出入品のライセンサーは、税関の決定に不服があるときには適切な当局又は行政裁判所に上訴する権利が与えられている。

(15) 税関による調停手続：特にない。

(16) 特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否：実施しているが、税関の認定能力は十分ではないため、税関の決定は、NOIP や NCO、裁判所等の決定に基づいてなされる。NOIP 又は NCO が侵害を認定した場合、税関は侵害品に関する行政罰の適用につき決定を行う。

(17) 間接侵害品の取締り：現在のベトナム知的財産権法には間接侵害に関する規定が存在しない。

(18) 取締りにおける課題：知財権の水際措置に関する関税法及び関税規則の規定が広すぎ、税関職員の能力につりあっていない。規定上、税関は特許や意匠などのレベルの高い侵害の取締りも行わなければならないが、実際には、税関職員だけでなく、裁判所やほとんどの国内エンフォースメント当局（市場管理局、産業財産権特別捜査部等）にもそのために十分な能力は備わっていない。特許に関する侵害の有無の認定は多くの場合において非常に複雑かつ多くの時間を必要とする作業であるが、通関停止期間はわずか 10 日か 20 日でしかなく、それは NOIP 又は NOC が侵害についての検討を行うのに十分な時間を提供するものとはいえない。また権利者には、輸出者・輸入者、輸出入の行われる場所、貨物の価額等の情報を提供することが求められているが、多くの場合、それらの情報を提供するのはかなり困難なことでもある。さらに権利者には侵害貨物の価額の 20%に相当する保証金（供託金）を収めることが求められているが、かかる価額を決定することは困難である。税関が利用可能な情報に基づき被疑侵害品の取締り又は職権での取締りを行うことを可能とするようなメカニズムが存在しない。

B　税関における模倣品に対する取組み・政策

立法面では、現在、産業財産権分野における行政罰に関する政令 12/1999/ND-CP 号の改正作業が進められている。主な改正点は、(i)新たな産業財産権分野に関する侵害行為を追加（半導体回路配置権、不正競争、営業秘密、模倣品の製造と販売）、(ii)侵害の認定及び侵害レベルを決定する根拠となる知的財産権侵害の要素を詳しく規定、(iii)罰則が管理行為、知的財産権侵害、模倣品の製造及び流通の順に重くなるよう罰則体系を調整。また、産業財産権保護の指針に関する科学技術省及び財務省の共同通達を現在作成中である。

税関職員の教育：1998 年には、Euro-TapViet プロジェクトにより多数の税関職員が海外で研修を受けた。1996 年から現在に至るまで JPO の対開発途上国協力プロジェクトの一貫として一部の職員が発明協会及び海外技術者研修協会（AOTS）で知的財産権に関する研修を受けている。ベトナムと米国の専門家を含む STAR イニシアティブが税関向けの知的財産権に関するセミナーやワークショップを数多く開催している。JICA のプロジェクトの一環として、ベトナムの税関職員が数多く日本に派遣され、税関職員に必要とされる能力（侵害品取締りに関する知識も含む）を身に付けるための研修コースに参加している。

ベトナム関税総局は、以下のデータベースを持っているようである；知的財産権に係る被疑侵害品のリスト、被疑侵害品の輸入者及び輸出者のリスト、解決した知的財産権侵害事件のリスト。これらのデータベースは内部情報として作成されたものであり、担当者や担当部局は利用できるが、外部には公開されていない。

C　二国間・多国間における税関取締りの枠組み

税関分野におけるベトナムと他国の協力としては以下がある；(i)中国税関総署とベトナム関税総局の間における専門的協力と相互支援に関する合意、(ii)ベトナム政府と韓国政府の間における税関分野での協力と相互支援に関する合意、(iii)中国税関総署とベトナム関税総局の間における密輸対策に関する合意、(iv)ベトナム関税総局とラオス関税総局の間における物品の通過と密輸対策に関する合意、(v)ベトナム政府とモンゴル政府の間における税関分野での協力と相互支援に関する合意。カンボジア、フランス、日本、米国その他数ヵ国は、ベトナムとの間に税関分野（密輸・模倣品対策）における協力関係を有しているが、二国間協定は締結していない。

水際措置に関してはすべての FTA において規定されているが、詳細にわたり規定されているのは米国との二国間貿易協定においてのみである。米越二国間貿易協定においては、第 II 章全体が知的財産権に関する規定になっており、第 15 条は「国境における知的財産権のエンフォースメント」に関する規定である。

EU からは特別な協力や援助の提供を受けてはいないが、米国からは協力や援助の提供を受けている。米越貿易協定には、知的財産権分野における技術協力についての規定があるし、また米国はそれに基づき知的財産権の保護及びエンフォースに関するベトナムの国内体制を強化するための技術支援を提供することに合意もしている。かかる技術支援は相互に合意する条件において行われなければならず、またそのために利用可能な資金による制約も受ける。本規定に基づく協力は、ベトナムの知的財産権分野における法的枠組み（法律及び規則）、知的財産権保護の運用及び知的財産権法の実施とエンフォースメントの強化を目的として行われ、経験の交換や職員の訓練等を含むものとなるだろう。

ベトナムは、税関分野では ASEAN、APEC 及び ASEM と協力体制にあるほか、WCO 及び RILO にも加盟している。ベトナムの税関当局は、APEC との協力の下、APEC 税関手続小委員会（SCCP）における約束事項を完全に実施するための国家行動計画及び協力行動計画の策定を進めている。世界銀行は、「税関近代化」プロジェクト案に対し支持を表明している。ベトナムは通常密輸及び麻薬の取締りに関して日常的に RILO と協力しあっている。

ベトナムの知的財産実務関係者によると、国際的取組みとして、知的財産権侵害に関する情報の交換、経験の交換と職員の訓練、知的財産権の保護及びエンフォースメントに関するベトナムの国内体制の強化が必要という。

D　司法（民事、刑事）、行政における権利執行の問題点

行政上の手続きとして知的財産権の権利執行の権限を有する幾つかの組織が存在している。主要な行政的措置は警告と罰金であり、証拠及び侵害に用いられた物の没収、損害賠償等の追加的措置も命令することができる。さらに、一定の場合には、侵害物及び侵害設備・材料等の廃棄を命じることもできる[35]。ただ、こうした侵害に対する対応について、

[35]ファン・ヴィエット・ズン「日越における知的財産権のエンフォースメントと TRIPS 協定」知財研フォーラム Vol.54(2002)37 頁。

警察、ベトナム工業所有権庁（NOIP)、商業省のいずれに対応を促すべきものなのか、権利者にとって明確でない状況がある。そのため、現在、商業省の市場管理局が、知的財産権だけではなく不正輸入や競争法に違反する不正取引を含めたあらゆる事件を受け付け、当局が当該問題を深刻であると判断した場合､各省を超越した組織としての127委員会(委員長は商業大臣、大臣クラスが委員を構成）に問題を上程し、そこで重要な問題として認定された場合、各組織それぞれに対して対応を指示するという仕組みに変更しつつある。

ベトナムの民事法の整備は全般的に遅れた状態にあり、民事判決の執行も十分に行われていないといわれる。損害賠償の算定について、ベトナムの裁判官は一般的な規定の運用さえも十分に慣れてはおらず、知的財産権に関してはさらにその傾向が強いといわれている。当事者の緊急の必要を一時的に満たすため、又は証拠の保全を行うための暫定的緊急措置の制度が存在するが、通常の訴訟手続の中でのみとることができ、本案訴訟の開始前の暫定的緊急措置は認められていない。そのほか、ベトナム刑法典に、著作権侵害及び産業財産権侵害に関する様々な規定があり、違反行為に対する懲役又は罰金が規定されている。また、権利者は刑事手続においても損害賠償を請求することが可能であるという[36]。

USTRによる2004年度版外国貿易障壁報告では、ベトナムの知的財産権保護の執行面は、「依然としてきわめて不十分な状況」にあるとされ、「特別の司法上、行政上の手続、十分な証拠に裏づけされた迅速且つ効果的な暫定的措置、商業的な規模で行われる故意の商標の模倣行為や著作権、同隣接権の侵害行為に対する刑事上の手続や罰則」を採る必要があると指摘されている[37]。

E 参考文献

(1) 「米国通商代表部（USTR）による2004年度版外国貿易障壁報告②」CIPICジャーナル150号（2004年7月）31頁
(2) ジェトロ編『模倣対策マニュアルベトナム編』(2004年3月)
(3) Christopher Heath, Vietnam, Intellectual Property Law in Asia, 267, 287 (C. Heath ed. 2002)
(4) ファン・ヴィエット・ズン『日越における知的財産権エンフォースメントの主要な側面について---TRIPSエンフォースメント基準に関する比較研究---』特許庁委託平成14年度産業財産権研究推進事業報告書
(5) ファン・ヴィエット・ズン「日越における知的財産権のエンフォースメントとTRIPS協定」知財研フォーラムVol.54(2002)33頁
(6) 日本貿易振興会投資交流部『ベトナムにおける模倣品流通の実態』(2001年3月)
(7) JETRO編『ベトナムの工業所有権侵害事例・判例集』(2000 年3 月)
(8) JETRO編『ベトナム進出外国企業の工業所有権の保護および日本企業向けの提案』(2000 年3 月)

⑦ タイ

A 現行法制における模倣品等の税関取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠：関税法、物品輸出入法、知的財産法（特許法、商標法、著作権法、植物品種保護法、集積回路回路配置保護法)。

(2) 輸出規制：関税法27条にしたがえば、知的財産権侵害品も禁制品として輸出規制の対象となる。但し、知的財産法のうち、輸出の権利と輸出に対する刑事罰を定めるのは

[36] 同上、33頁以下を参照。
[37] CIPIC事務局訳「米国通商代表部（USTR）による2004年度版外国貿易障壁報告②」CIPICジャーナル150号（2004年7月）31頁

植物品種保護法のみである。通常、税関は、非合法物品がコンテナ内に含まれていると信じるに足る信頼できる有力な情報がある場合を除き、輸出物品の検査は行わない。

(3) 仕向地の権利侵害の規制：規制の対象となるのは自国の知的財産権のみ。経由品について：税関職員は、知的財産権法そのものが知的財産権侵害品の取締りに対する障害になっていると考えている。特許法、商標法、著作権法等の知的財産法は侵害品の輸出入に関する罪は定めるが、タイを通過するだけの通過侵害品に関しては何らの罪も措置も定めていない。そのため、通過貨物に侵害品が含まれているのを知りながら、あるいは実際に目撃しながら、国外に輸送されるのを傍観するという経験が数度となくある。

(4) 税関取締りの対象となる権利：特許権、商標権、植物新品種の権利、集積回路の配置に関する権利。但し、実際に規則・書式が整備されているのは商標権と著作権についてのみである。

(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：商業競争法は存在するが、そこには模倣品の取締りに関する不正競争法的規定が存在しない。

(6) 税関に対する登録制度：税関の取締りは、税関職員が職権にて捜査を開始する場合と、権利者から税関職員に対して通報がなされる場合がある。後者については、書式が存在する。なお、事前の登録システムも一応存在するが、決められた書式はなく、権利者が任意の書式で提出することになっている。

(7) 侵害者管理のためのブラックリスト：再犯者を取締まることを目的とした輸入者、輸入品及び輸出品のブラックリストを作成しているが、これは税関職員による使用を目的とするものであり、公表されてはいない。

(8) 税関と裁判所の情報交換：関税法は疑わしい者又は疑わしい船舶を捜索し非合法物品を差押える権限を税関職員に与えているが、それでも捜索又は差押えを行う際には捜索令状又は差押令状を提示する必要がある。

(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：知的財産国際貿易裁判所は、税関職員等に対し、侵害品を留置又は差押え、それを速やかに裁判所に提出するよう命じる権限を有している。そのような場合においては仮差止も可能である（著作権法第 65 条及び第 67 条、知的財産国際貿易裁判所設立法第 28 条及び第 29 条）。

(10) 証拠保全に対する税関の協力： 知的財産国際貿易裁判所設立法及び関連規則には、裁判所への提訴前における証拠保全への協力に関する規定が数多く定められている。

(11) 職権による取締り： 模倣品に関する有力な情報を得た場合、税関職員は捜査を開始する。

(12) 税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：通関停止後、10 日の期間内に当該物品が侵害品であることが確認された場合、知的財産権捜査課はその事件を税関法務部へと移送しそこで犯則者に対する罰則の言渡しと物品の押収が行われる。税関では、知的財産権者や知的財産権に関する情報（商標の見本や権利者又は代理人に関する情報）を知的財産局から受け取っている。

(13) 押収後の処分：犯則者に対しては物品の価額の 1 倍に相当する罰金が科されかつ押収品の破棄が行われる。犯則者が出頭しない場合には、押収品は所有者がいない物品と看做され、30 日経過後に国の財産となる。その後、押収物品は、再利用を防ぐために

トラクターで破棄される。

(14)税関の処分に対する異議申立制度：税関職員による決定はすべて税関長による決定と看做され、それに対して不服あるときは知的財産国際貿易裁判所に控訴することができる。

(15)税関による調停手続：関税法の罪は和解不可能な罪とされている（但し、輸入者が同意の上で罰金を支払い、合意をなし、担保又は保証金を支払う場合には、税関長（又は一定の場合、委員会は訴追を行わない決定を下すこともできる)。著作権法を除く知的財産法が定める罪は和解不可能な罪とされている。著作権法の第 66 条は「本法の定める罪は和解可能な罪であるものとする」と定めている。したがって、輸入者と著作権者の間で裁判外紛争処理手段による解決を行うとの合意をすることもできる。調停や仲裁がこのような裁判外紛争処理手段として認められる。

(16)特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否： 実際に通関時点で保護されうる知的財産権は商標と著作権であり規則や書式も整備されている。実務上、税関職員による取締りが困難であるという理由から、特許や意匠、集積回路配置等の知的財産権は除かれている。

(17)間接侵害品の取締り： 上記参照。

(18)取締りにおける課題：（X線による取締り）税関では、X線検査装置の導入を検討している。しかし、□線装置は、異なる形状又は材料を有する模倣品しか発見することができず、真正品と同一の形状・材質の模倣品を発見することはできない。輸出コンテナの検査を可能とする適切な装置がいまだ存在しないことは知的財産権侵害を抑止する上での障害となっている。

B　税関における模倣品に対する取組み・政策

2004 年 6 月 7 日、税関長は政府に対し税関法の改正を行うように求める提案を行った。同提案は、すべての疑わしい輸出入物品に対する税関の審査権限を法的により明確化することを求めるものである。現在、法案作成作業が行われているが、近いうちに国会に提出される予定。

税関は、税関職員に対し知的財産権に関する訓練又は教育を与えることが必要であると考えている。今回の調査によれば、税関職員の 70%はかかる訓練又は教育を受けたことがあり、40%は過去 3 ヵ月以内に訓練又は教育を受けていた。しかし、税関職員たちはいまだ知的財産権に関する知識を身につけることが必要だと考えており、また知的財産権知識の不足は知的財産権侵害取締りの上での大きな障害であると考えている。さらに、タイの税関に提供される国際協力の多くの部分は訓練に係るものとなっている。米国、日本、EU は、タイの税関職員を教育しその経験を分け与えるための専門家を常にタイに派遣している。

C　二国間・多国間における税関取締りの枠組み

タイは、WCO に加盟している。WCO による協力も、日米欧による協力と同様に、主としてタイの税関職員の訓練に関係するものとなっている。2004 年 9 月 9 日から 10 日に WCO の IPR strategic group とタイ税関とが、模倣品と国境措置に関する WCO IPR

ワークショップをバンコクにおいて開催した。さらに 2004 年 9 月 28 日には、WCO のアジア太平洋能力構築事務所 (ROCB)がクロントゥーイにあるタイ税関の 1 階に設けられた。

現在のところ、タイはオーストラリアとの間においてのみ自由貿易協定を締結しているが、知的財産権保護に関してはその大枠に関して定めるのみである。なお、バーレーン、中国、インド、日本、ニュージーランド、米国、バングラデシュ・インド・ミャンマー・スリランカ・タイ経済協力機構（BIMST-EC）との間でも FTA 交渉が行われている。

日タイ協力について：日タイ間における自由貿易協定の締結を目的とした日・タイ経済連携（JTEP）協議の下、タイ税関と日本の税関はペーパーレス貿易プロジェクトを開始している。

D　司法（民事・刑事）、行政エンフォースメントの取組み

TRIPS 協定は、知的財産権が基本的に私権であることを前提として制度設計を行っているが、タイにおける知的財産権の権利執行は、警察のレイドによる場合が多く、そのために知的財産権は公共的権利であると一般的には認識されている[38]。こうした現状から、どのようにして民事的救済をベースとした制度に移行していくのかという点が問題とされている。

権利執行における問題としては、以下の点がタイの司法関係者から指摘されている[39]。(i)知的財産権に関する紛争は原則として和解が不可能であるとされているが、著作権については例外として和解が認められている。そのために、侵害者が権利者に対して払う損害賠償の額が、罰金よりも遙かに高くなる場合があること。(ii)タイでは製造等の一次的侵害行為よりも、小売業者やその従業員等の流通段階における二次的侵害行為が摘発されることが多く、そうした場合、多くは小規模な業者や個人であるにすぎない。また、子供や高齢者、貧しい女性について、侵害品であることに対して全くの善意者である場合も多い。こうした事案において、裁判所は、禁固刑は科さずに罰金のみを科すことが多い。すなわち、本当に悪い者を摘発できていないという問題がある。(iii)最近は、違法ドラッグの販売組織が知的財産権を侵害する物品の販売により利益を上げる方向にシフトしてきていることがある。(iv)個人使用についての侵害を問うのが困難であること。(v)刑法によると、摘発のために裁判所が警察に対して捜査令状を発行した場合、警察は捜査の結果を裁判所に対して報告しなければならないことになっているが、報告されるのは 60%程度にすぎず、残りの 40%程度がどのように処理されたのかは不明であること。(vi)侵害商品の没収のコスト、すなわち、輸送や管理および破壊のために必要な費用を誰が負担するのかという問題。(vii)税関の取締りに関する権限が明確ではないこと。

一方、USTR による 2004 年度版外国貿易障壁報告では、有罪判決を受ける比率は高いが、汚職や、寛大な扱いを尊重する文化的な風土により、事件処理が複雑になっていることが指摘されており、レイドに関する警察による情報漏洩の問題、海賊行為者による当局者・権利者に対する脅迫行為の問題も指摘されている。罰則の強化を評価しつつも、刑事事件の場合に、当局に取締りを十分に執行するだけの予算がないことを指摘し、これによ

[38] Phattarrasak Vannasaeng, Ruangsit Tankarnjananurak「ISSUES OF THE IP ENFORCEMENT IN THAILAND」季刊企業と法創造 1 巻 2 号（2004 年 3 月）79 頁。

り犯罪訴追のための権利者側が負担するべき労力が多大になる可能性を問題視している[40]。

E　参考文献

【制度概要】

(1) ヴィチャイ・アリヤヌンタカ「タイの知的財産権のエンフォースメント」ICCLC19 号(財団法人国際民商事法センター、2004 年 7 月)105 頁
(2) 日本機械輸出組合『アジアにおける未登録意匠の商品形態模倣対策』(2004 年 6 月) 88 頁以下
(3) Phattarrasak Vannasaeng、Ruangsit Tankarnjananurak「Issue of the IP Enforcement in Thailand」季刊企業と法創造 1 巻 2 号 79 頁 (2004 年 3 月) JETRO 編＝井口雅文著『特許庁委託事業 タイの税関の役割』(2004 年 3 月)
(4) JETRO 編＝井口雅文著『特許庁委託 模倣対策マニュアル タイ編』(JETRO、2003 年 3 月)
(5) J. Kuanpoth, Thailand, Intellectual Property Law in Asia (C Heath ed. 2002)
(6) 日本弁理士会『平成 15 年度タイ国調査団報告』http://www.jpaa.or.jp/
(7) JETRO 編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報タイの工業所有権侵害事例・判例集』(2000 年 3 月)
(8) Jumpon Phansumrit『知的財産権のエンフォースメント：刑事罰に関する日タイ比較研究』((財) 知的財産研究所、1998 年 3 月)

【最近の動向】

(1) 「米国通商代表部 (USTR) による 2004 年度版外国貿易障壁報告②」CIPIC ジャーナル 150 号 (2004 年 7 月) 28 頁
(2) Sayumporn Sujintaya＝Andy K.H.Leck「タイ及びシンガポールにおける知的財産権侵害物品の水際取締りの現状」CIPIC ジャーナル Vol.143 (2003 年 12 月)
(3) JETRO バンコクセンター＝経済産業省特許庁『タイ模倣被害実態アンケート調査結果』(2003 年 5 月) http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm
(4) Robert A. Arnold＝Sayunporn Sujintaya＝オンポーチュアン「タイおよび香港における知的財産権侵害の取締状況と企業の対応」CIPIC ジャーナル Vol.119 (2001 年 12 月)
(5) Sayunporn Sujintaya「タイにおける権利侵害物品の輸出入の防止---税関の役割を中心にして---」CIPIC ジャーナル Vol.117 (2001 年 10 月) 36 頁

⑧ マレーシア

A　現行法制における模倣品等の税関取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠：商標法、著作権法。
(2) 輸出規制：輸出も規制の対象となりうる (商標法 38 条(1)の解釈や輸出物品申告の虚偽記載による関税法違反を根拠とする)。
(3) 仕向地の権利侵害の規制：規制の対象となるのはマレーシアの商標権、著作権のみ。なお、経由品の取締り法的根拠がないためできない。
(4) 税関取締りの対象となる権利：著作権及び商標権。
(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：対象ではない。
(6) 税関に対する登録制度：輸入差止申立制度が存在する。
(7) 侵害者管理のためのブラックリスト：不明。
(8) 税関と裁判所の情報交換：不明。
(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：権利者は、不正商標商品または著作権侵害物品の輸

---

[39] 同上。
[40] 以上については、CIPIC 事務局訳「米国通商代表部 (USTR) による 2004 年度版外国貿易障壁報告②」CIPIC ジャーナル 150 号 (2004 年 7 月) 28 頁以下参照。

入を税関で差止めるための国境措置について、マレーシア知的財産公社（IPCM）の登録官に申請する。登録官が承認した場合、税関職員に通知され、税関による解放の保留（押収および保管）がなされる（商標法 70(D)条）。請求人が侵害訴訟を提起せず、かつ、訴訟提起の事実を登録官に書面通知していない場合、押収商品は押収期間終了と同時に輸入者に引渡される。また、侵害訴訟を提起した日から 30 日を経過した時点において、引渡し禁止命令が発布されていない場合、押収商品を輸入者に引渡さなければならない(70(J)条)。解放の保留をしたにもかかわらず、侵害訴訟を提起しない場合、請求人には輸入者に対する損害賠償義務が生じる（70(K)条）。

(10) 証拠保全に対する税関の協力：税関の登録官は、請求人または輸入者が、登録官の認める一定の時期に押収商品のサンプルを返還すること、また、サンプルの損傷を防止するために適切な注意を払うことを書面で約束した場合には、押収商品の検査、１サンプルの持出しを許可することができる（商標法 70(H)条）。

(11) 職権による取締り：税関職員は偽造商標商品であるとの一応の証拠がある商品の解放を保留又は停止することができる。税関職員は、登録機関、輸入者及び商標の権利者に通知する。権利者にその権限を行使するのに役立つ情報を求めることができる（商標法 70(O)条）。

(12) 税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：税関職員は、マレーシア知的財産公社（IPCM）の登録官の通知に基づき、一定期間、解放を保留することができるが、押収の可否の判断については、権利者が提起する侵害訴訟における司法判断に依存している。

(13) 押収後の処分： 押収された商品は、没収されるべきことを裁判所が命じた場合、裁判所が指示する方法により処分される（商標法 70(M)条）。

(14) 税関の処分に対する異議申立制度： 不明。

(15) 税関による調停手続：不明。

(16) 特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否：取締りをしていない。

(17) 間接侵害品の取締り：取締りをしていない。

(18) 取締りにおける課題： 偽造品の積荷を特定する情報を入手するのが困難である。情報収集のために高額の捜査費用を要すること。疑義貨物が真正品であった場合の請求人の責任。侵害訴訟の提起を義務付けていること。輸入差止申立制度の運用が不明確であること。商標は登録していなければならないこと。解放の保留が通過商品には適用されないこと（70(D)条(8)）。輸入規制に関する規定が設けられたのが 2000 年および 2002 年の法修正（Act A1078, Act A1138）によってであり、運用の実績が未だほとんどないこと。税関は、模倣品よりも密輸入と輸入禁制品の取締りを第一に重視していること。税関職員の人員が不足しており、能力的にみて本物と偽造品の識別が困難であること。

B　税関における模倣品に対する取組み・政策

マレーシアは TRIPS 協定における国境措置の規定を導入するために、2000 年の商標法改正により、国境措置に関する規定を商標法に設けた。この国境措置は、第一に、マレーシア知的財産公社の登録官に対して申請を行うが、少なくとも AIPPI-JAPAN による 2004

年 10 月の同国税関への聞き取り調査の時点まで、かかる申立てが権利者によりなされた例はない。その背景には、かかる申立てのために権利者に対して詳細な情報の提出が要求されることがあるという（マレーシア商標法施行規則第 83(A)条及び様式 TM30 参照)。

C　司法（民事・刑事)、行政エンフォースメントの取組み

マレーシアでは知的財産権の権利執行として、民事・刑事双方の司法上の手続きとともに、一定の場合には行政上の手続きも利用することができる。司法上の救済では、裁判官が知的財産法に精通していないという問題も指摘されている[41]。

USTR による 2004 年度版外国貿易障壁報告は、「マレーシアは、知的財産に関する法律を強化したが、取締りや起訴の面は、従来どおり、課題として残されている」と指摘している[42]。

D　その他

マレーシアでも光ディスク法が 2000 年に制定された。同法の定義規定によれば、「光ディスク」は媒体および装置の双方を含み、また、データがすでに保存されているかどうかを問わず、何らかの目的で製造されたものをさすとされ、光ディスクの製造者はライセンスの取得と識別するコード表示を付することを義務付けられており、違反者には刑事罰が科せられる。

E　参考文献

(1)　「米国通商代表部（USTR）による 2004 年度版外国貿易障壁報告②」CIPIC ジャーナル 150 号（2004 年 7 月）19 頁
(2)　P. Kandiah「IP Enforcement in MALAYSIA」 季刊企業と法創造 1 巻 2 号 (2004 年 4 月), 90 頁
(3)　水際措置について、Border Control of Intellectual Property Rights R.6 (2004)
(4)　Darryl Goon, Malaysia, Intellectual Property Law in Asia 307, 334(C. Heath ed. 2002)
(5)　Gladays Mirandah, Ponnampalam Sivakumar「シンガポール、マレーシア及び近隣諸国の知的財産関連法規について---国境取締りを中心として---」CIPIC ジャーナル Vol.117 (2001 年 10 月）1 頁
(6)　JETRO 編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報模倣対策マニュアル・マレーシア編 (改訂版)』(2001 年 3 月)
(7)　JETRO 編『特許庁委託事業マレーシアのエンフォースメント機関の実態』(2001 年 3 月）
(8)　JETRO 編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報マレーシアの工業所有権侵害事例・判例集』(2000 年 3 月）

⑨ シンガポール

A　現行法制における模倣品等の税関取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠：著作権法、商標法。

(2) 輸出規制：輸出も規制の対象とされている。

(3) 仕向地の権利侵害の規制：規制の対象となるのはシンガポールの著作権、商標権のみ。但し、税関担当官は、通過中である物品を含む、すべての物品を検査することができ

[41] P. Kandiah「IP ENFORCEMENT IN MALAYSIA」, 季刊企業と法創造 1 巻 2 号 (早稲田大学企業法制と法創造総合研究所、2004 年 3 月), 93 頁

[42] CIPIC 事務局訳「米国通商代表部 (USTR) による 2004 年度版外国貿易障壁報告②」CIPIC ジャーナル 150 号（2004 年 7 月）20 頁

るとされており、これにより得られた侵害情報は仕向地の政府との間に提供されうる。

(4) 税関取締りの対象となる権利：水際取締りは著作権及び商標権のみ。

(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：対象ではない。

(6) 税関に対する登録制度：登録制度は存在しない。著作権法及び商標法は、税関長に申立てを行うことにより自らの有する著作権又は商標権を侵害する物品の差押えを要請する権利を著作権者や商標権者に与えている。税関は、申立てと保証金の提出が行われた後、当該侵害品の差押えを行うが、権利者はかかる差押えが行われてから 10 日以内に当該物品に関する訴訟を提起しなければならない。訴訟が提起されなかった場合、当該物品の差押えは解除される。商標法は、権利者からの申立てがなかった場合でも、模倣品であることが合理的に疑われる物品を職権で留置できる権利を税関に対し与えている。なお、現在、著作権法の改正作業が進められているが、これにより著作権侵害品に対しても商標権侵害品と同様の権限が税関に与えられるものと思われる。

(7) 侵害者管理のためのブラックリスト：特になし。

(8) 税関と裁判所の情報交換：税関と裁判所との連絡に関する正式なメカニズムは存在しない。

(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：税関で差押えされた物品の差押え解除を禁じる仮差止命令が裁判所により下される場合には、税関は当該物品の留置を続けることとなる。

(10) 証拠保全に対する税関の協力：著作権法及び商標法は、税関での差押えに関して、検査のためのサンプル取得を認めている。

(11) 職権による取締り：商標法は、権利者の申立てがない場合でも職権で差押えを行う権限を税関に与えている。しかし、実際にそのような形で差押えが行われることはほとんどないだろう。権利者に訴える意思があるかどうかが不明であるときには税関は差押えを行わないからだ。ただし、侵害品が保健又は安全上の問題をももたらしうるものであるときのみはその例外となる。

(12) 税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：侵害品が発見された場合、税関は権利者に連絡を取る。裁判所の判決は、関連法規が税関に対して認めている権限を判断する上で有益なものになるだろう。

(13) 押収後の処分：裁判所の命令がない限り、税関は押収品の廃棄を行えない。権利者が訴えを起こさなかった場合、押収品はその所有者へと引渡される。

(14) 税関の処分に対する異議申立制度：差押え処分に対し不服がある場合、被疑侵害品の所有者は、権利者が訴訟を開始した際にその訴訟の中で裁判所に対し自らの主張を提出することができる。

(15) 税関による調停手続：特にない。

(16) 特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否：取締りをしていない。

(17) 間接侵害品の取締り：取締りをしていない。

(18) 取締りにおける課題：商標法中の国境措置に関する規定は、侵害物品が物理的にシンガポール内の者に委託されている場合を除き、通行中の物品には適用されないという問題があったが、改正商標法（2004 年 7 月 1 日施行）では、侵害疑義物品の送り先がシンガポールに商業上の又は物理的な所在を有するものとなっていない純然たる通過貨物である場合、税関は差止の権限はないものの、職権での検査を行う権限を有する。

同様の権限を改正著作権法（2005 年 1 月 1 日施行）も認めた。

たばこ、アルコール、VCD を除けば、権利者が水際取締りを求めることはほとんどない。この背景として、たばこ、アルコール、自動車についてだけ輸入関税が課せられており、密輸に目を光らせていること、また VCD については、検閲の規則が非常に厳格に適用されるからであるとされる。したがって、これらの品物に対しては、税関が職権で介入することも多い。

B　税関における模倣品に対する取組み・政策

米国･シンガポール自由貿易協定（以下、米星 FTA とする）を実施するために、商標法と著作権法の改正を行い、税関における差止申立ての要件を緩和するとともに、税関の権限の明確化および強化を行った。

C　二国間・多国間における税関取締りの枠組み

TRIPS 協定においては、国境措置に関する義務が定められており、シンガポールもそれを遵守しなければならない。その結果として、著作権法や商標法に国境措置についての規定が設けられることになった。また、米星 FTA16.9.16～16.9.20 が、知的財産権に関する国境措置を規定している。2003 年 11 月の法改正により、米国を含む FTA 相手国の税関当局と共有するため情報を提供することとなった。

D　参考文献

(1)　「米国通商代表部（USTR）による 2004 年度版外国貿易障壁報告②」CIPIC ジャーナル 150 号（2004 年 7 月）22 頁
(2)　Sayumporn Sujintaya, Andy K.H.Leck「タイ及びシンガポールにおける知的財産権侵害物品の水際取締りの現状」CIPIC ジャーナル Vol.143（2003 年 12 月）
(3)　Ng-Loy Wee Loon, Singapore, Intellectual Property Law in Asia 291, 305 (C. Heath ed. 2002)
(4)　Gladays Mirandah, Ponnampalam Sivakumar「シンガポール、マレーシア及び近隣諸国の知的財産関連法規について---国境取締りを中心として---」CIPIC ジャーナル Vol.117（2001 年 10 月）1 頁
(5)　JETRO 編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報模倣対策マニュアル・シンガポール編』（2001 年 3 月）
(6)　JETRO 編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報シンガポールの工業所有権侵害事例・判例集』（2000 年 3 月）

⑩ インドネシア

A　現行法制における模倣品等の税関取締り

(1) 模倣品・侵害品等の規制根拠：著作権法、商標法、関税法（Law No.10 of 1995）。
(2) 輸出規制：法律上は輸出も規制の対象となっている（関税法 53 条）。但し、実際には輸入規制を含め機能していない。
(3) 仕向地の権利侵害の規制：規制の対象となるのは自国の著作権及び商標権のみ。経由品に対する取締りは事実上不可能。
(4) 税関取締りの対象となる権利：著作権及び商標権のみ。
(5) 不正競争防止法違反物品の取締り：対象ではない。
(6) 税関に対する登録制度：登録制度は存在しない。

(7) 侵害者管理のためのブラックリスト：不明。
(8) 税関と裁判所の情報交換：権利者が通関差止請求を地方裁判所に対して行い、地方裁判所が税関に差止命令を出すことによって、税関が差止を行うことが可能となる（関税法 54 条）。但し、関税法施行規則が未施行のため、ほとんど実施されていない。
(9) 裁判所仮処分と通関手続の関係：(8)参照
(10)証拠保全に対する税関の協力：不明。
(11)職権による取締り：税関が職権を発動して差止めを行うことも可能（関税法 62 条）。
(12)税関内の権利侵害認定機関・司法判断との関係：裁判所の差止命令に基づき、差止を行う。
(13)押収後の処分：裁判所の破棄命令により破棄される。
(14)税関の処分に対する異議申立制度： 不明。
(15)税関による調停手続：不明。
(16)特許権・意匠権等の侵害貨物に対する取締りの可否：取締りをしていない。
(17)間接侵害品の取締り：取締りをしていない。
(18)取締りにおける課題： 関税法 54 条は、権利者による地方裁判所への輸入差止命令申立てについて規定するが、関税法施行規則が施行されていないため、全く実施されていない。関税施行規則については現在審議中である。

他の問題点として、(i)知的財産権法の重要性及び知的財産権法のエンフォースメントのために自らが果たすべき重要かつ戦略的な役割に対する適切な認識が税関職員に備わっていないこと、(ii)関税法第 10 条を実施するためのメカニズムの有効性を促進することを目的とした税関、司法機関及び知的財産権総局の協力が欠如していること（たとえば、税関当局は知的財産権侵害の可能性を積極的に確認すべきであるが、そのためには良質な知的財産権情報システムが政府機関間に設けられる必要がある）、(iii)税関職員による汚職行為の存在が挙げられる。

B　二国間・多国間における税関取締りの枠組み

税関の抱えている問題を解決するためには、執行機関の間における協力を促進する必要があり、特に、税関当局間における二国間協力や多国間協力を促進する必要がある。税関当局間における国際協力はたとえば以下のような形で行うことができるだろう。
(a) 複数の開発途上国の税関当局を対象とした一連の研修・啓蒙プログラムの提供
(b) 税関当局による模倣品の取扱いに関する国際的な基準の策定
(c) 政府機関と法執行機関の間における（IT を利用した）統合的な知的財産権情報システムの開発（国内的努力と国際協力の両方）

上記の問題に関しては、侵害品に対処するための国際条約が締結されるべきであり、かかる条約の制定に向けた努力が支持されるべきである。また、これらの取組みをサポートするものとして、インドネシアのように広い意味での法や制度の改革を進めている国々の間で協力が行われることも必要であるだろう（司法関係者の専門的技能の強化、汚職の追放、経済発展に知的財産権が果たす役割について、税関職員の認識の強化等）。
（以上は、インドネシア大学知的財産権センターのコンサルタント・チームの提案による。）

C　その他

2003 年 7 月に新著作権法が発効した。光ディスクに関する規則を出す権限を政府に委任すること、エンド･ユーザーの行う海賊行為に対して刑事罰を科すこと、海賊行為者に対する民事上の差止め命令を権利者に認めること等を内容としている。インドネシア政府は2003 年 11 月に光ディスクの規則案を作成した。司法省は承認したが、産業貿易省が未だ承認していない。産業貿易省の承認後、大統領に送付され最終決定が行われる。

D　参考文献

(1) Christoph Antons「インドネシアにおける知的財産権のエンフォースメント」ICCLC19 号（(財）国際民商事法センター、2004 年 7 月）76 頁
(2) 「米国通商代表部（USTR）による 2004 年度版外国貿易障壁報告②」CIPIC ジャーナル 150 号（2004 年 7 月）26 頁
(3) 日本機械輸出組合『アジアにおける未登録意匠の商品形態模倣対策』(2004 年 6 月）114 頁以下
(4) Christoph Antons, Indonesia, Intellectual Property Law in Asia 391, 420 (C. Heath ed. 2002)
(5) 水際措置について、Border Control of Intellectual Property Rights R.2(2002)
(6) JETRO 編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報模倣対策マニュアル・インドネシア編』(2001 年 3 月）
(7) JETRO 編『インドネシアの工業所有権侵害---警察の取締り事例--- (平成 12 年度)』(2001 年 3 月）
(8) JETRO 編『特許庁委託ジェトロ海外工業所有権情報インドネシアの工業所有権侵害事例・判例集』（2000 年 3 月）
(9) Christoph Antons, Intellectual Property Law in Indonesia (2000)

参考資料）税関における侵害品取締り手続のまとめ(1)

項目	韓国	中国	香港特別行政区	台湾
模倣品・侵害品等の規制根拠	特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、コンピュータ・プログラム保護法、不正競争防止及び営業秘密に関する法律、半導体集積回路の配置設計に関する法律、種子産業法、司法警察官吏の職務範囲に関する法律、関税法、対外貿易法、知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示	特許法、商標法、著作権法、不正競争防止法、コンピュータ・ソフトウエア保護条例、集積回路配置設計保護条例、知的財産権税関保護条例（04年3月1日施行）、同実施弁法（04年7月1日施行） 刑法等	商品表示条例、輸出入条例、著作権条例、著作権海賊行為防止条例	貿易法、関税法、貨物輸出管理弁法、特許法、商標法、著作権法、著作権法施行規則、著作権侵害容疑物品押収制度、民事訴訟法、刑事訴訟法、光ディスク法
取締り対象権利	商標権、著作権。※規制は自国の権利侵害を対象。ただし、税関職員の司法警察権を行使すればすべての知的財産権に及ぶ（現実は困難）	特許権、商標権、著作権、著作隣接権。※形態模倣品は具体的規定がなく取締りの対象にならない	著作権、商標権。※特許は税関規制の対象外。※商品表示条例に基づき香港・仕向地の権利を問わず輸出規制を行う	特許権、図案権、商標権、著作権、光ディスク、光ディスク製造機器、マスクROMチップ
特許・意匠の侵害品	税関の取締りは事実上困難	取締り対象	特許侵害は取締まりできない	裁判所仮処分裁定時だけ
間接侵害品の取締り	税関の取締りは事実上困難	間接侵害品は取り締まれない	間接侵害の取締りも不可	間接侵害品は取り締まれない
仕向地の権利侵害の規制	ない。国内法における権利侵害のみを対象	ない。税関の保護対象とはならない	自国の登録のみ保護、他国の権利は保護しない	自国の登録のみ保護、他国の権利は保護しない
輸出の規制	商標・著作権侵害品の輸出輸入はできない	輸出も規制の対象となる	輸出入条例により輸出規制を行うが、自国の登録のみ保護	商標、ソフトウエア、光ディスクの輸出監視システムあり
経由品、通過貨物の規制	実施していない	経由品に対する取締りはない	単なる経由品を除き、香港での再輸出・積替えに対する検査、規制が出来る	規制は困難
不正競争防止法違反物品の取締り	関税法では取り締まれないが司法警察権による規制は可能	取締り対象とはならない	ない	ない
税関に対する侵害品の輸入差止申請制度等	商標、著作権については税関に対する輸出入差止申告制度がある。	知的財産権税関保護届出制度あり。10年有効、更新可、登録費用必要	税関に対する輸出入差止申立制度がある。税関の登記要件に従って、商標または著作物を登記。	著作権と商標権については税関に対する侵害品の仮差止申立制度が存在する。
申告先	税関長に申告	海関総署	香港海関	財政部関税総局
審査 権利侵害認定機関	関係機関と協議し決定 裁判所が判断	差押えた日から30労働日以内に調査認定。技術専門家と諮問会が技術鑑定を実施	香港税関は調査・捜索および差押えを実施する広範な権利を有している	裁判所が判断 税関は侵害認定機関を持たない
税関と裁判所の情報交換	税関で侵害有無を専門的に判断できない。法	双方の協議の場がある。裁定の後、事案は	裁判所は独立しており、直接の連絡はとら	特になし

	院が判断	裁判所へ移管	ない	
仮処分と通関手続き	裁判所による仮処分命令があれば、税関は協力して執行、留置を継続。	仮処分命令により、税関は貨物を留置する	権利者は侵害疑義物品を留置する申請ができる。第一審裁判所に対して留置命令を請求することもできる（但し、事前に税関へ要通知）。	特許権は仮処分判決で差止。著作・商標は税関に直接申立て
職権による取締り 留置	あり、司法警察権、捜査権を税関公務員に付与。留置10日間	事前の届出があるものは職権で取締りを行う。届出がなく、差押え申請もない場合は不可	税関の職権による留置が可能。アントンピラー命令より速いので、こちらが利用される	著作権法改正により通関保留制度ができる予定
留置継続の条件	仮処分申請中貨物は留置されるが、権利者が税関に保護措置を取ることを求めていない場合は留置されない。本案訴訟の提起。	所定の期間内に、人民法院から、貨物について司法留置することに協力する要求がない場合、税関は直ちに通関させなければならない。	第一審裁判所による留置命令の申請も可能だが、税関は、職権により、物品を留置することが可能である。	本案提起・確定判決による。
権利者への通知	保留事実を保留要請者及び輸出人申告者に通報	書面により通知される		確定判決により税関は侵害物品の情報を権利者に提供する
現物調査、サンプル等の提供、証拠保全	許容すべきと規定	権利者は海保の同意後調査できる	権利者は留置命令により押収された物品のサンプルの閲覧・取得が可能	裁判所の裁定により可能、サンプルは閲覧のみ可能
没収等の手続き、侵害品と判断された場合の措置、没収後の侵害品の処分	廃棄される。競売はしない。	海関の調査で侵害が認められた場合没収。公益事業に譲渡。権利者へ有償譲渡。競売。あるいは廃棄。	裁判所からの没収命令により破棄。裁判所は誤った商品表示の除去を条件に物品を開放することが可能	裁判所の侵害の判決により没収、焼却廃棄される
税関処分に対する 異議申立て	審査請求／審判請求によりその処分の取消・変更等可能	税関の処分に不服がある場合行政再審、人民法院へ提起	税関の決定に対する不服を裁判所に対して申立てできる	税関の仮差止通知後、一定期間内に本案訴訟を裁判所に提起確定判決を得ない場合、差止は取消
調停等の措置	税関内に調停機関なし、裁判所の判断にゆだねられる	税関は調停の権限を有しない	税関内に調停判断を行う機関はない	なし
リスト、データベース、ブラックリスト	再犯者の管理のためブラックリストがある。非公開	税関総署の情報システムに不良記録あり。非公開。	香港警察が著作権侵害の刑事犯罪有罪判決記録を保有。税関内部にはデータベースはない、ブラックリストはない	非公開だが、侵害情報データベースがある
その他	貿易委員会の運営		中国とは別のシステム（1997～50年間）	担当官執行能力強化 米国、EUからの協力
二国間協定、国際協力	韓チリＦＴＡに執行規定あり		WCO、RILOを通じた税関協力関係あり	米-台協定、台ーパナマFTA、税関同士の情報交換

税関における侵害品取締り手続のまとめ(2)

項目	フィリピン	ベトナム	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア
模倣品・侵害品等の規制根拠	知的財産法典(共和国法8293号)、各種税関局行政命令(CAO)光メディア法(2004年2月施行)	関税法(No.29/2001/QH10)、政令(101/2001/ND-CP)、文化通信省・財務省共同通達(28/2003/TTLT-BVHTT-BTC)	関税法、物品輸出入法、特許法、商標法、著作権法、植物品種保護法、集積回路回路配置保護法、知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書	関税法、特許法、商標法、取引表示法	商標法、著作権法	関税法(Law No.10 of 1995)、特許法、商標法、著作権法 ※関税法施行規則が未施行のため関税法は機能していない
取締り対象権利	商標、地理的表示、著作権、隣接権、特許、実案、意匠、集積回路の回路配置、非開示情報	商標権、著作権、意匠、特許、実案、	商標権、著作権および知的財産権全般だが実際の水際措置は商標権と著作権のみ。国外登録の商標も	商標権、著作権のみ、特許・意匠は今後整備の予定	商標、著作権のみ。※特許侵害品は水際規制の対象外。※規制は自国における権利の侵害のみ	商標権、著作権のみ(関税法54条)
特許・意匠の侵害品	取締りをしている	実施だが、不十分	実施していない	取締りをしていない	取締りをしていない	取締りをしていない
間接侵害品の取締り	規定されていない	規定されていない	実施していない	取締りをしていない	取締りをしていない	取締りをしていない
仕向地の権利侵害の規制	ない。	ない。外国の権利侵害を規制できない	ない。自国の知的財産権のみ	ない。規制は自国における権利のみ	ない。ただし検査は可。仕向け国へ通知	ない。自国の権利のみ
輸出の規制	明示的な規定はない。光メディア法で規制。裁判所仮差止で可能	侵害品の輸出入は共に罰せられる	侵害品も禁制品として輸出規制の対象になるが、検査は行わない	輸出も規制の対象となりうる（輸出申告の虚偽記載等関税法違反）	輸出も規制の対象とされている	輸出も規制の対象になっている（関税法53条）実際は機能せず
経由品、通過貨物の規制	特段の情報・命令がない限り、積替・通過貨物の検査はしない	経由品に関し、侵害の兆しがある場合は取締りを行う	通貨侵害品に対する措置、規定はない。	基本的にできない。係争中事案あり。香港の判例法	改正商標法では通過貨物の差止権限はない。職権での検査可	取締りは事実上不可能
不正競争防止法違反物品の取締り	商標で、裁判所の判断で国内持込禁止	取締り対象とならない	商業競争法が存在するが、規定がない	取締り対象とならない	取締り対象ではない	取締り対象ではない
税関に対する侵害品の輸入差止申請制度等	あり。国内登録の商標および著作物のみ 登録費用必要、２年有効	あり	あり。書式もある。商標については事前登録も可。商標登録局へ、局から税関へ。	あり	あり	インドネシア法務人権省・知的財産総局による鑑定書等を得、検察で輸入差止命令の発行を請求し、税関に差止を求める。
申告先	税関局知的財産課	税関	税関へ申請	知的財産公社	税関局長	税関に申請（上記）
審査権利侵害認定機関	税関局内に審査決定を行う審判官。決定は	税関では侵害判断ができないため裁判所	特許権の場合、警察へ申請、税関と協力して	税関職員は侵害判断不可。侵害訴訟におけ	裁判所による開放禁止を命じる仮差止命	裁判所の判断により差止を行う

	裁判所と同等	または産業財産権庁で	調査・検査する	る司法判断に依存	令がなければ開放	
税関と裁判所の情報交換	情報交換のメカニズムは存在しない	行われていない	裁判所から捜査・差押令状をもらう必要あり	不明	正式なメカニズムは存在しない	地方裁判所が税関に対し差止命令を出す
仮処分と通関手続き	裁判所の仮差止命令で税関は侵害品留置	裁判所または産業財産権庁に仮差し止め請求	知的財産国際貿易裁判所は税関に対し留置・差押えを命じる	知的財産公社で差止申請が認められると、税関へ通知され留置	10日の留置期間内に訴訟提起、仮差止め命令が出た場合、留置は継続される	権利者の通関差止請求を受け、地方裁判所が税関へ差止命令を出す
職権による取締り 留置	職権での抜き取り検査信頼できる情報による留置命令が可能	関税法違反の疑いがあれば可。侵害品の場合権利者の要請要	税関職員による捜査開始あり。 10日間の留置	あり。しかし税関での判定ができないので運用されていない	商標法で、税関による職権留置が可能。著作権法改正も同様	可能（関税法62条）。 10日間の留置
留置継続の条件	裁判所の仮差止命令で税関は侵害品留置or税関の職権による押収・留置・没収手続きの開始が可能	省庁の結論の提出又は10日（延長の場合20日）以内に管轄管理機関又は裁判所からの書面要請がない場合開放	税関で判断できない場合、権利者の要請によりサンプル採取、知財局に引継ぎ、侵害判断あれば、税関法務部で係争手続き。なければ開放	本案訴訟の提起	訴訟の提起	地方裁判所長の礼状により10日の延長可能
権利者への通知	税関から権利者へ通知	差止決定は物品の所有者又は代理人及び申立人に通知	税関から権利者へ通知	開放を保留した場合、税関職員から輸入者、権利者へ通知	侵害品が発見された場合、税関から権利者へ通知される	税関より権利者、輸出入業者へ通知される
現物調査 サンプル等の提供 証拠保全	信頼できる情報がある場合、押収と調査（開梱）の請求可能	権利者等の要請でサンプル採取し、関連当局が検査する	知的財産国際貿易裁判所設立法に提訴前証拠保全規定有	税関の登録官は押収品の検査、1サンプルの持出しを許可	検査のためのサンプル取得を認めている	不明
没収等の手続、侵害品と判断された場合の措置、没収後の侵害品の処分	税関法務部の決定手続きによる（判決と同等の効果）。没収後、処分または破棄。権利者の許可により公益事業寄付も可	税関は、警告書、罰金の行政罰の他没収及び破棄等の追加的措置の権限有。有害・無価値・侵害要素除去不可→廃棄。競売、慈善目的使用	法務局へ引渡され、処罰される。反則者に物品価格相当の罰金。不正商品はすべて廃棄される	裁判所の指示する方法により処分される	裁判所の命令がない限り税関は押収品を廃棄できない	裁判所の破棄命令により破棄される
税関処分に対する異議申立て	財務省に対して不服申立て。さらに控訴可	不服時、上訴弾劾法による上訴の権利あり	知的財産国際貿易裁判所へ控訴できる	不明	差押えが不服の場合訴訟の中で主張する	不明
調停等の措置	仲裁手続きの規定はない	特にない	知的財産法の罪は和解不可（除く著作権）	不明	特にない	不明

リスト データベース ブラックリスト	税関において侵害品輸入に関与した輸入者・荷受人のリストを作成。非公開	税関および知的財産権エンフォースメント当局ではブラックリストを作成。非公開	税関により輸入者、輸入品、輸出品のデータベースを構築。非公開	不明	データベース、ブラックリストは特にない	不明
その他	権利者からの積極的な情報提供が必要	人的リソース不足で十分な執行が備わらず	米国のロビー活動により対策加速。税関タスクフォースの設置	人的リソース不足で侵害品識別が困難。密輸取締りが優先	米星ＦＴＡにより税関権限強化。流通基地化、組織犯罪対策	関税法の施行令がいまだ承認されないため機能していない
二国間協定 国際協力	ASEAN連携情報交換 JICA等外国からの支援によるトレーニング	米国との貿易協定、日米の研修・技術支援、各国税関との合意等	タイ豪ＦＴＡに執行規定 日米欧の税関職員への訓練・教育協力		米星ＦＴＡによる執行規定：水際取締り合理化義務、輸出・通過貨物も対象、侵害者に対し情報開示義務	税関当局間の国際支援が求められている

事務局（渡辺博史）

２．各国の水際対策の調査分析

２．１　韓国

２．１．１　知的財産侵害物品の税関等における取締りに関する調査[43]

高　栄洙（帝塚山大学法政策学部）

はじめに

本研究報告書は、知的財産権の侵害物品に対する韓国税関での水際規制と貿易委員会における行政規制について検討したものである。韓国において知的財産の模倣品や侵害品等の規制根拠となる法律としては、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、コンピュータ・プログラム保護法、著作権法、不正競争防止および営業秘密に関する法律、半導体集積回路の配置設計に関する法律、種子産業法、関税法、対外貿易法、不公正貿易行為調査および産業被害救済に関する法律、司法警察官吏の職務を行う者とその職務範囲に関する法律などがある。

これらの法律は知的財産が侵害された場合の法的規制として、基本的な救済として民事救済が認められており、場合によっては刑事的制裁および行政的規制が加わる場合もある。民事的救済としては、権利登録型と行為規制型の法体系において若干異なるところがあるが[44]、基本的に当該知的財産が侵害された場合にまたは侵害される虞のあるときは知的財産を保有する権利者は、知的財産の債務者または侵害する虞のある者に対して、侵害禁止請求権、損害賠償請求権、信用回復措置権、不当利得返還請求権などが認められている。なお、刑事的制裁としては、特許権の侵害に対する侵害罪、偽証罪、虚偽表示罪、詐偽行為罪、秘密漏洩罪などがある。また、行政的規制として、行政処分である是正措置命令、課徴金の賦課などがある。

以上の権利救済は、韓国国内で侵害された場合の法的救済であって、既に侵害が行われまたは侵害される虞のある物品の輸出入の際に税関で行われる水際規制とはまた異なるものである。

知的財産侵害物品の税関での水際規制について現在法的根拠となるものとしては、関税法、対外貿易法、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律があり、各々の下位令として、関税法施行令、関税法施行規則、対外貿易法施行令、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律施行令がある。特に知的財産の輸出入通関事務処理に関しては、知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示というものが存在する。

以下、税関と貿易委員会の其々の機関における規制の現況を言及する。

Ⅰ．税関における知的財産権の模倣品や侵害品等の水際規制

1. 規制根拠（関税法第 235 条）

関税法は、関税の賦課・徴収および輸出入物品の通関を適正に行わせかつ関税収入を確

---

[43] 本報告は元 Koh's Intellectual Property Institute（KIPI）の高栄洙に執筆を依頼したものである。

[44] たとえば、権利付与型の特許法の場合は、侵害される虞のあるときにまず知的財産を保有する権利者は、知的財産の債務者または侵害する虞のある者に対して書面で警告（特許登録番号、権利内容、侵害事実などを具体的に記載）を行ってからでないと民事救済を求めることができないが、行為規制型の不正競争防止法上は、このような要件は必要としない。実用新案権者は他人に対して民・刑事の権利行使をするためには、事前に技術評価の請求をし、有効性可否についての評価を受け、登録維持決定を受ける必要がある。

保することにより国民経済の発展に資することを目的としており（第 1 条)、知的財産の保護のために通関の規制を行っている（第 235 条)。つまり、商標法により登録された商標権を侵害する物品は輸出または輸入することができない(第235条第1項)としており、著作権者は著作物の通関保留の申立てができ、それにより通関保留ができる（第235条第7条)。本法において水際規制の対象となるのは、商標権と著作権に限られるという点が特徴である（第 235 条及び知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第 1-2 条)。

税関における知的財産権の侵害物品に対する水際規制の特徴は、規制の流れは大きく二つに分かれており、一つは、商標権及び著作権の侵害物品に対する通関保留措置であり、もう一つは、税関の公務員に与えられている司法警察権により、輸出入関連の知的財産権の侵害事犯に対して行う刑事罰である。

2. 規制主体としての関税庁の組織と機能

(1) 関税庁の組織

関税庁は、国家経済の発展のために、輸出入の通関の秩序を管理することにより、国家の財政収入を確保し、密輸の取締りを通じて、国内産業の保護の任務を遂行するために設立された。その後の国家の経済発展、開放化、世界貿易の自由化など関税行政の環境変化に伴い、関税庁の任務が新たな分野にまで拡大している。

現在の関税庁と税関の組織は、以下の通りである。

関税庁の組織

		関税庁長		
	広報担当官			
		次長		
	監査官			総務課
企画管理官	通関支援局	審査政策局	調査監視局	情報協力局
革新担当官	通関企画課	審査政策課	調査統括課	情報管理課
人事組織担当官	輸出入物流課	総合審査課	監視課	公益協力課
非常計画担当官		審査還給課	外換調査課	国際協力課
			麻薬調査課	
本部税関	中央関税分析所	関税評価分類院	国税公務員教育院	海外関税舘
ソウル税関				アメリカ
釜山税関				日本
仁川空港税関				中国(北京)
仁川税関				中国(上海)
大邱税関				香港
光州税関				タイ

税関の組織

ソウル・中部地域本部税関	ソウル税関	ウイジョンブ出張所
		パジュ監視所
		国際郵便出張所
	九老税関	
	城南税関	
	安養税関	
	東海税関	ソクチョ出張所
	大田税関	

	清州税関	忠州出張所
	天安税関	大山出張所
仁川・空港業務本部税関	仁川空港税関	金浦出張所
釜山・慶南地域税関	釜山税関	ササン出張所
	ヨンダン税関	
	金海税関	
	昌原税関	
	梁山税関	
	馬山税関	ジンヘ監視所
		ジンジュ出張所
	コゼ税関	トンヨン出張所
		四川出張所
仁川・京畿地域本部税関	仁川税関	ブピョン出張所
	水源税関	
	安山税関	
	ピョンテク税関	
大邱・慶北地域本部税関	大邱税関	
	浦項税関	
	グミ税関	
	蔚山税関	オンサン監視所
		ミポ監視所
光州・全羅地域本部税関	光州税関	
	ヨス税関	
	木浦税関	ウァンド監視所
		ノファド監視所
	群山税関	益山出張所
		全州出張所
		群山外港監視所
	済州税関	
	グァンヤン税関	

(2) 関税庁の機能

関税庁の任務は、大きく次の七つの分野からなっている。

(a) 急増する輸出入の物量と旅行者に対する通関管理

(b) 輸入物品に対する関税及び内国税の賦課による財政収入の確保

(c) 密輸取締りのための国内産業の保護

(d) 社会安全と国民健康の保護のために麻薬、銃器類及び有害食品の不法搬入の取締り

(e) 環境保護のための有害化学物質、稀な動植物の不法搬入の取締り

(f) 公正な競争のための原産地虚偽表示、知的財産権の侵害物品の取締り

(g) 不法な外国為替の取引及び資金洗浄防止のための新たな対外取引の総合取締り

3. 規制対象となる知的財産 (関税法及び知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示)

関税法第 235 条は、税関での取締りの対象として商標権と著作権の侵害についてのみ規定している。これは知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第 1-2 条においても適用対象が商標権及び著作権となっていることから明らかである。したがって、現在の関税法と上記の告示の下では、すべての知的財産が取締りの対象となるとはいえない。ただし、同法第 234 条は、輸出入の禁止という題目の下で、(1)憲法の秩序を紊乱し、

または公共の安寧秩序もしくは風俗を害する書籍・刊行物・図画・映画・レコード・ビデオ物・彫刻その他これに準ずる物、(2)政府の機密を漏洩し、または諜報活動に用いられる物品、(3)貨幣・債権その他有価証券の偽造品・変造品・模造品などを輸出入の禁止の対象としている。これは物品それ自体を対象としているため知的財産そのものを保護するものではないが、知的財産が当該物品に化体されている場合には、当該物品を規制することにより間接的に知的財産も保護することになるであろう。

また、税関では、税関の公務員に対して、司法警察官吏に関する法律による司法警察権が付与され、それによって司法警察権を行使することができ、その場合の取締りの対象となる権利は、関税法が対象としている商標権及び著作権に限るものではなく、すべての知的財産に及ぶものとされる（司法警察管理の職務を行う者とその職務範囲に関する法律第6条第14号）。つまり、同規定は、所属官署の管轄区域の中で発生する関税法違反犯罪、対外貿易法違反犯罪、輸出入物品の通関と関連した知的財産権侵害犯罪などについて司法警察権を有するものとしている。したがって、不正競争防止法に違反する物品に対して税関での取締りが可能であるのかどうかについては、通常の税関での取締りでは規制ができないが、司法警察権による規制は可能となるであろう。また、税関で特許や意匠等のレベルの高い侵害の取締りを実施の可能性については、前述の如く、特許や意匠については、税関の通関取締り規制の対象ではないし、司法警察権の行使は可能ではあるが、取締り能力もないしそのケースもないことから事実上不可能に近いのではいかと思われる。但し、取り調べるところまでは行うこともある。

4. 規制対象となる行為（関税法及び輸出入通関事務処理に関する告示）

商標権については、関税法第235条第1項及び輸出入通関事務処理に関する告示第1-2条第1項の第1号により、著作権については、輸出入通関事務処理に関する告示第1-2条第1項の第2号により、各々侵害物品の輸出入ができないものとなっている。故に、輸入の他に、「輸出」の管理や「輸出規則」も対象となる。ただし、輸出規制の対象が自国の知的財産権が侵害されている場合に限られるのかそれとも輸出品の仕向地における知的財産権が侵害されている場合も含まれるのかについては明らかではないが、知的財産権については属地主義が妥当するため、外国の知的財産権侵害については判断せず、国内法における権利侵害のみを対象とするものといえる。

5. 規制内容と手続

知的財産権の侵害物品の輸出入に対する税関での規制としては、通関保留、刑事罰などがある。この他に是正措置命令と課徴金というものがあるが、これは必ずしも知的財産権の侵害物品の輸出入行為に限られておらず、対外貿易法により関税長に委任された範囲内で行われるものである。

(1) 通関保留の手続

関税法により商標権及び著作権の侵害物品に対する輸出入の規制として通関保留とされるが、その手続は、商標権の申告、輸出入の申告事実の通報、通関保留要請、10日間の通関保留、10以内に権利者が法院に提訴、輸入者が通関要請、関係機関と協議の下15日以内に決定という順に行われる。著作権の場合にも、商標権に関する商標権の申告、担保の

提供、通関保留の要請及び許容などの規定を準用し適用する（同法第 235 条第 7 項)。

(2) 商標権又は著作権の申告[45]

商標権による商標を登録した者のうち、商標権を侵害する物品の輸出入から保護を受けるために商標権を税関長に申告しようとする者は、所定の申告書を税関長に提出する。税関長は、その申告がある場合これを審査し受付後直ちに当該申告事実を商標電算システムに入力し、関税庁長に報告し、申告人に通知しなければならない（知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第 2-１条第 1 項、第 2 項)。申告有効期間は、利害関係人に対する公告などのために税関処理日から 30 日を経過した日から効力を生じ、その有効期間は、効力発生日から 10 年とし、10 年以内に満了する場合には有効期間の完了日までとする（同告示第 2-2 条第 1 項、第 2 項)。

ただし、商標権の場合には、商標権の申告または商標権の通関保留の要請がない場合にも輸出入申告された物品が商標法により商標権を侵害する偽造商品[46]であることが明白である場合には、税関長は、職権を持って当該物品の通関保留を行うことができ、この場合、税関長は、直ちに商標法違反の疑いで調査を依頼しなければならない（知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第 1-6 条)。その意味において著作権と異なる。

(3) 通関の保留要請[47]

申告された商標権を侵害するような物品が輸出入申告され、税関長から輸出入申告の通報を受けた商標権の申告者または商標権の保護を受けようとする者は、税関長に担保を提供して輸出入申告された物品の通関保留を要請することができる(関税法第 235 条第 3 項、第 4 項)。

担保を提供しようとする者は、当該物品の課税価格の 100 分の 120 に相当する金額を支払わなければならない（関税法施行令第 241 条第 1 項)。支払いの手段は、金銭、国家または地方自治団体が発行した債券及び証券、銀行支給保証書、韓国証券取引所に上場されている証券のうち大統領令が定める証券である（関税法第 24 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号)。

(4) 通関の保留

税関長は、通関保留の要請があり、輸出入申告された物品がその要請された商標権を侵害するものと認められるときは、当該物品の通関を保留しなければならない。故に、通関保留の要請があったことが直ちに通関保留に繋がるものではなく、税関における侵害判断がまず必要となり、その判断に基づいて行われるものである。しかし、商標権者が当該物品の通関に同意する場合、関税庁長が定めるところにより通関を許容することができ（関税法施行令第 239 条の但し書き)、輸出入申告を行った者が担保を提供し通関を要請する

---

[45] 商標権の申告には、(1)商標権を使用できる権利者、(2)商標権の内容と範囲、(3)侵害可能性のある輸出入業者または輸出入国、(4)侵害事実を確認するための必要な事項など記載した申告書及び商標法により登録した証明書類を税関長に提出しなければならない(関税法施行令第 237 条)。

[46] 偽造商品というのは、他人の登録商標と同一または類似に偽造・模造または変造された商標を登録商標の指定商品と同一または類似の商品に商標権者の許諾を受けず付着した物品を言う（知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第 1-3 条第 9 号)。

[47] 通関の保留要請するためには、(1)品名・輸出業者及び輸出入国、(2)商標権の内容と範囲、(3)要請事由、(4)侵害事実を立証するための必要な事項を記載した申請書と当該法令により正当な権利者であることを証明する書類を税関長に提出しなければならない(関税法施行令第 238 条)。

場合には、当該物品の通関を許容することもできる（関税法第 235 条第 5 項)。税関の判断または処分に対する異議申立てについては、関税法その他関税に関する法律または条約による処分として違法または不当な処分を受けまたは必要な処分を受けないことにより権利または利益の侵害を受けた者は、審査請求または審判請求によりその処分の取消または変更その他必要な処分を求めることができ、この審査請求と審判請求に先立って異議申立てを提起することができる（関税法第 119 条)。

(5) 保留の通報

通関保留をした場合に、税関長はその保留事実を保留要請者及び輸出入申告者に通報しなければならない（関税法第 235 条第 2 項)。

(6) 保留期間

保留期間は、原則的に保留要請者が保留事実の通報を受けた日から 10 日（休日・勤労者の日などを除く）とする（知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第 3-4 条)。しかし、通関の保留を要請した者が当該物品の保留事実の通報を受けてから 10 日以内に法院への提訴事実を立証する場合には、税関長は、当該通関の保留を継続することができる。また、この場合、やむを得ない事情により 10 日以内に法院に提訴しなかった場合には立証期間は 10 日間延長されうる。

(7) 輸出入申告者の通関要請

輸出入業者は、権利者の要請により通関保留された物品について通関許容要請書及び商標権を侵害していないことを証明する疎明資料などを税関長に提出し、通関保留要請人が提供した担保金額の 25/100 を加算した金額を担保として提供し、通関保留物品の通関許容を要請することができる（知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第 4-1 条)。

輸出入業者の通関許容要請を受付けた税関長は、必要な場合に関税庁長と特許庁長など関係機関と協議を行いまたは関係専門家の意見を聞いて 15 日以内に決定する（知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第 4-2 条)。

(8) 刑事罰

商標権及び著作権の侵害物品は、関税法により通関が不許とされるのみならず、商標法及び著作権法の違反として刑事的な処罰の対象となる。商標権の侵害物品を輸出入した者は、商標法第 93 条により 7 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金に処する。また、著作権の侵害物品を輸出入した者は、著作権法第 97 条の 5 により 5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。その他の知的財産権の侵害物品を輸出した者は、関連法の違反により税関による調査を受け、各々の法律により刑事罰が与えられる。

参考までに、再犯者の管理については、輸出入業者や輸出入製品のブラックリストを作成し管理はしているが、そのリストの一般公開はしていないようである。

6. 関連問題

(1) 侵害物品の没収、廃棄などの処分

WTO 協定は、管轄当局が通関保留措置以外に侵害物品の廃棄またはその他の処分もできる権限をも有するものと規定している（TRIPS 協定第 59 条)。一方、関税法は、商標権および著作権を侵害する物品の通関保留の手続に関する規定を設けてはいるが、侵害物品

の没収、廃棄などの処分については、なんら規定を設けていない。ここで、関税法がWTO協定に違反しているものでないかという疑問が提起されうる。しかし、TRIPS協定は、管轄当局という表現を使っており、必ずしも「税関」をして廃棄などの処分の権限を有するように求めているものではないために、関税法が協定に違反するとは断定できないのではないかと思われる。なぜかというと、韓国では、後で述べるように、税関ではなく、貿易委員会によっても、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律の適用により、知的財産の侵害物品の廃棄処分を命ずることができるからである。関税法において、侵害物品の通関保留以外に没収または廃棄などの処分に関する規定を設けていないことについては、現行法の下で税関に対して侵害物品の没収または廃棄などの処分の権限を付与しても、司法機関により著作権または商標権の侵害を構成しないと判断された場合には、輸出入申告者に回復のできない被害が生じうるという点を考慮したのではないか[48]、と推測する[49]。

(2) 輸入者と権利者との間の調停手続

税関内に当事者、つまり輸入者と権利者との間の調停判断を行う機関は存在しない。ただし、特許庁に産業財産権紛争調停委員会、情報通信部にコンピュータ・プログラム審議調停委員会、文化観光部に著作権審議調停委員会が其々存在し、法院への提訴の前に両当事者の合意により調停を行うことが可能であり、法院に直接提訴し争うことも可能である。いずれにしても法的な司法判断は、法院（裁判所）の判断にゆだねられている。

(3) 税関における権利侵害の判断と司法判断との関係

輸出入申告された物品と申告された商標権との権利侵害可否の判断については、税関当局内では、専門的に判断するような部署が存在せず、その判断のために必要と認められるときには商標権者をして商標権に対する専門家または検査施設を提供するように求めることができるものとしている（関税法施行令第242条）程度である。したがって、税関での準司法的な判断は、商標権を明白に侵害したかどうかについての判断に留まり、具体的かつ司法的な判断は法院の判断に委ねられていると言えよう。その意味においては、税関における行政判断と法院による司法判断とは独立に行われるもので、互いに影響しあうものではなく、全く別の関係にあるものと理解される。

また、税関長は、商標権の申告者に輸出入申告事実を通報した物品または通関保留された物品に対して知的財産権の利害関係人、輸出入業者から知的財産権の侵害如何を判断するための検査及び見本採取の要請がある場合は、営業秘密の保護など特別な事由がない限りこれを許容すべきであるとしている（知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示第3-8条）。

(4) 裁判所の仮処分申請の手続と税関での貨物の通関手続きとの関係

---

[48]丁相朝「関税による知的所有権の侵害物品の取締り」『創作と権利(創刊号)』世昌出版社(1995)。

[49]参考までに、現行の刑法は、犯罪行為に提供しまたは犯罪行為により生じた物件について一般的な没収を規定しており、著作権法と商標法においても没収及び廃棄に関する規定を設けている(著作権法第91条第2項、第3項、第101条および商標法第65条第2項)。かかる規定により司法機関が侵害物品の廃棄などの処分を行うことができるようになっているため、WTO協定を違反していると判断することはできないであろう。

韓国の民事訴訟法上、仮処分[50]は、争いのある特定物に対する引渡し請求権などを保全するための係争物に関する仮処分と、争いのある権利関係に対して臨時の地位を定める仮処分という二つの種類に分けられている[51]。

知的財産権の侵害事件において侵害行為の禁止を求める仮処分は、債務者に不作為の義務を課す満足的な仮処分であり、臨時の地位を定める仮処分に属する。特許、実用新案、商標、意匠など知的財産権の侵害の禁止を求める仮処分の請求権者は、当該権利の所有者または専用実施権者であり、通常実施(使用)権者には禁止請求権は認められていない。仮処分の管轄は、原則として本案訴訟につき管轄権を有する法院に属する[52]。

法院によって保全命令が下されると、債務者は異議申立てを行うことができる。しかし、異議申立てを行うとしてもすでに発した保全処分命令の執行を停止させることはできない。異議申立てが為されると当事者は指定された弁論期日に法院へ出頭することとなる。そして、債権者は債務者に対して訴訟を提起するよう命令することを法院に申請することができる[53]。

仮処分申請中、貨物の留置が可能かどうかについては、権利者はこの保留期間内に法院に廃棄命令を得るための本案訴訟を提起するのが通常であるが、これは、本案提訴のある場合、通関保留を継続できるからである。この際、本案訴訟ではなく、仮処分を申請することも可能であるが、これをもって本案訴訟を提起したものと看做して、通関保留が継続できるかは定かでないが、少なくとも 10 日以内に命令を得るのは困難であるのが実情である。

(5) 通関保留要請による担保の提供

関税法によると商標権者または著作権者が担保を提供し、通関保留を要請した場合には、特別な事由がない限り税関長が物品の輸出入免許を保留すべきであると規定している(関税法第 235 条第 5 項)。また、同施行令によると権利者の担保提供により通関保留が要請された場合に商標権または著作権を侵害した物品であると認められる場合に輸出入免許を保留すべきであると規定している（関税法施行令第 239 条第 1 項)。したがって、同施行令によると担保提供がある場合でも権利侵害が認められることを条件として通関保留をすべきであるという厳格な要件が加えられているものと解することができ、これに相応した関税法の規定と矛盾しているのではないかという疑問も提起されうる[54]。　このような問題点は、現行の関税法が商標権と著作権の侵害物品の通関保留とその他の処分に関する要

---

[50]仮処分は、債権者が管轄法院に申請書を提出して、法院が裁判を通じて仮処分の認定の可否が決定されるが仮処分の裁判において求められる立証の程度は、本案訴訟におけるような厳格なものではなく、簡単な疏明資料に基づき法院の保全命令を受けることができる。

[51]最高法院 HP 参照（http://www.scourt.go.kr/suit/prvsnl_szr_dspos/prvsnl_dspos/index.html)。

[52]同上（上記 URL は 2005 年 3 月 31 日時点のもの)。

[53]知的財産情報センター『知的財産権侵害物品取締り　ガイドブック(韓国編)』(財)日本関税協会(1994)、71 頁。この場合、法院は、債権者に一定期間内に訴訟を提起すべき旨命令を行う。法院が指定した期間内に債権者が本案訴訟を提起しない場合には、法院は、債務者の申請によって仮処分を取り消すこととなる。一方、法院によって仮処分の命令が発せられると、債権者は同命令の下した日または送達日から 14 日以内に執行しなければならない。その場合、仮処分の執行は、裁判所の執行官を通じて債務者から係争物を引き取り、別途保管して仮処分命令の趣旨を公示するなどの方法で行うこととなる。

[54]前掲「関税による知的所有権の侵害物品の取締り」『創作と権利(創刊号)』世昌出版社(1995)。

件を明確に規定していないことから由来する結果でもあり、また担保の性格が被害補償のためのものかどうかを不明に規定した結果でもある[55]、といえる。当時の立法者もそこまで区別して考えてはいなかったのではないかと推測することができよう。

(6) 職権による通関保留措置の可能性（特に、著作権の場合）

関税法は、商標権の場合には商標権者の申立てによる通関保留のみならず、職権による通関保留も可能である旨規定しているが、その反面、著作権の場合には著作権者の申立てによる場合にのみ通関保留が可能であると規定している。このような違いにより著作権侵害物品の税関での水際規制が困難ではないかという問題が提起されうる。

著作権侵害物品の通関保留に関する手続が著作権者の申立てを前提とするのは著作権法上の親告罪の規定が存在するからであると理解されている。これに対して、著作権法上の親告罪規定は、刑事罰を前提とした規定であり、現行の関税法上では輸出入免許の保留といった措置を刑事罰とみることが困難であるため、税関による通関保留措置を著作権者の申立てがある場合に限定すべき理由はない[56]、と主張する見解がある。

TRIPS 協定は、加盟国をして知的財産権者の申立てにより税関手続のみを義務づけており、あくまで職権措置の採択は、加盟国の裁量に委ねていることを鑑みると、現行の関税法が TRIPS 協定に違反しているとはいえない。

(7) 担保の被害補償への活用可能性

関税法は、輸出入免許または免許保留の決定と同時に担保または逆担保を常に担保提供者に提供するようにし、被害者の補償のために活用されていない、と指摘がありうる。これに対して、現行関税法が、輸出入の免許保留を申請する著作権者または商標権者に担保の提供を求め、通関保留の申請の濫用を阻止している、結果的に輸出入者が保護されている。これは、TRIPS 協定における「被告と管轄機関を保護し通関保留措置の濫用防止」するための供託金制度に符合するものといえる。

II. 貿易委員会による知的財産権の侵害物品に対する規制

1. 規制根拠

(1) 対外貿易法第 39 条

対外貿易法は、対外貿易を振興し、公正な取引の秩序を確立し、国際収支の均衡と通商の拡大を図ることにより国民経済の発展に資することを目的としており（第 1 条）、直接不正な輸出入の規制となる法的根拠は、不公正な輸出入行為の禁止についての第 39 条である。同規定は、次の行為を禁止している。つまり、貿易取引者は、(1)国内の法令又は交易相手国の法令により保護される特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・著作隣接権・プログラム著作権及び半導体集積回路の配置設計権を侵害する物品を輸出又は輸入する行為、(2)原産地を虚偽で表示した物品又は原産地の表示を損傷し、又は変更した物品を輸出又は輸入する行為、(3)その他輸出入秩序を阻害するおそれがある行為であって、大統

[55]同上。
[56]同上。

領令が定める行為をしてはならないことになっている。

(2) 不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律第 4 条

不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律は、不公正な貿易行為と輸入の増加などによる国内産業の被害を調査・救済する手続きを定めることにより、公正な貿易の秩序の確立と国内産業の保護を図り、世界貿易機構設立のためのマラケシュ協定などの貿易に関する国際協約の履行のために必要な事項を規定することを目的としている(第1条)。不公正な貿易行為の規制についての法的根拠は、第 4 条であるが、その内容は、対外貿易法の第 39 条とほぼ同じ内容となっている。

以上、知的財産を侵害する物品の輸出入の規制根拠なる法令の検討が行われた、税関における水際規制の根拠となるのは、関税法の第 235 条、対外貿易法第 39 条、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法第 4 条である。特に注意すべきことは、後者の二つの法律で、これらは輸出入段階の税関での水際規制のほか国内においての製造・販売についても法的規制ができる点である。

2. 規制主体としての貿易委員会の組織と機能

(1) 貿易委員会の組織

産業資源部は、日本の経済産業省に相当する政府の行政機関であり、貿易委員会は韓国の特許庁と同じく同部に属している。貿易委員会は、外国物品の輸入及び不公正な貿易により国内産業の被る被害を救済するための調査・判定及び救済措置の建議などの機能及び産業競争力の調査を遂行するために、1986 年 12 月に制定された対外貿易法第 38 条の規定に基づき、1987 年 7 月に設立された。

貿易委員会の構成は、委員長 1 人を含む 9 人以内の委員からなる（不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法第 29 条第 1 項）。委員長と委員の任期は 3 年とし、延任することができる（同法同条第 4 項）。貿易委員会の業務を推進するために、事務局組織として貿易調査室を置き、貿易調査室は調査統括課、産業被害調査課、価格調査課及び輸出入調査課の四つの課から構成されている。

(2) 貿易委員会の機能

貿易委員会の機能は、設立当時は、審議・建議を行う諮問的な性格が強いものであったが、その後組織の改編と不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法の制定により、産業被害救済の機能と不公正な貿易行為に対する調査及び是正措置などの機能を果たす重要な機関となっている。

3. 規制対象となる知的財産分野（対外貿易法及び不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法）

税関での取締りの対象とは言えないが、輸出入の規制について対外貿易法、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律があることは前述のとおりである。かかる法律は産業資源部の所管法令であり、対外貿易法については、産業資源部長官がその権限の一部を大統領令の定めるところにより所属機関の長、市都知事に委任するか、または関係行政

機関の長、税関長、韓国銀行総裁、韓国輸出入銀行長、外国換銀行の長、その他大統領令が定める法人もしくは団体に委託することができる[57]。また、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律について貿易委員会が対外貿易法第 39 条は、不公正な輸出入行為の禁止という名で、第 1 項において、「誰でも次の各号の 1 に該当する行為を行い、または他人をしてこれを行わせてはならない」と規定している。ここで規制の対象となる知的財産は、(1)国内の法令または大韓民国が当事者である条約により保護される特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・著作隣接権・コンピュータ・プログラム著作権・半導体集積回路の配置設計権・地理的表示及び営業秘密を侵害する物品、(2)原産地を虚偽で表示しまたはこれを誤認させる表示をした物品・原産地表示を損傷しまたは変更を加えた物品・原産地表示をしていない原産地表示対象物品(第 39 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)、(3)同法第 39 条第 1 項の第 3 号（その他輸出入秩序を阻害する虞のある行為で定める行為）により大統領令に委ねられているもので、品質などを虚偽に表示しまたは誇張して表示した物品（同法施行令第 87 条第 1 項第 1 号）。

不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律第 4 条は、不公正な貿易行為の禁止という名で、知的財産権の侵害物品などの輸出入を禁止しているが、その規定の内容は、対外貿易法第 39 条及び同法施行令第 87 条第 1 項第 1 号とほぼ一致している。

4. 規制対象となる行為

対外貿易法及び不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法により規制される行為は、知的財産権を侵害する物品の輸出行為の全てであるが、これに加えて輸入された侵害物品などを国内で販売する行為及び輸出の目的をもって国内で製造する行為も規制対象とする点において、関税法などとは異なるところである。

5. 規制内容と手続

貿易委員会における知的財産権の侵害物品に対する規制としては、是正措置命令と課徴金制度がある。その具体的な手続きの流れは、①調査申請⇒②調査開始決定⇒③不公正貿易行為の調査⇒④暫定措置⇒⑤審議・議決⇒⑥是正措置命令⇒⑦課徴金の徴収⇒⑧異議申立てである。

①調査申請

何人も不公正な貿易行為の事実があると認められる場合には、これを調査することを貿易委員会に書面で申請することができる（不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法第 5 条)。その申請書には、申請人の姓名・住所及び事業内容、被申請人の姓名・住所、被申請人の違反内容を書き、その違反内容を証明する資料を添付して貿易委員会に提出しなければならない（不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法施行令第 3 条)。そ

[57] 対外貿易法施行令第 116 条(権限の委任)第 5 号によると、税関長に委任されている内容のうち、第 39 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当する行為に対する是正措置命令または課徴金を賦課する権限が委任されるが、同法第 39 条の第 5 号により貿易委員会から建議を受けて是正措置を命じまたは課徴金を賦課する場合にはその権限から除外される。つまり、この場合税関長は、対外貿易法により規制される知的財産のすべてについて通常税関で行う規制（通関保留など）ができるわけではなく、あくまでも是正措置命令と課徴金の賦課に留まることに注意したい。

の申請は、違反行為があった日から1年以内に行わなければならない(同法第5条第2項)。

②調査開始決定

申請があった場合に、貿易委員会は 30 日以内に調査開始の可否を決定しなければならず（同法第 5 条第 3 項)、調査開始の決定がなされた場合には、直ちに当事者及び利害関係者に通知をしなければならない（同法施行令第 3 条第 2 項)。

③不公正貿易行為の調査

貿易委員会は、不公正な貿易行為の疑いがあり、これを調査する必要がある場合には職権で調査することができる（同法第 6 条)。調査の方法は、書面調査を原則としているが、必要な場合には現地調査を行うことができる。現地調査をしようとする場合、調査を受ける者に調査の日時、方法などを事前に通知しなければならないが、事前に通知することにより調査の目的を達成できない場合には、この限りでない（同法施行令第 3 条第 2 項)。

④暫定措置

貿易委員会に調査を申請した者または貿易委員会が職権で調査中の不公正な貿易行為により回復できない被害を受けもしくは受ける虞がある者は、貿易委員会に対して不公正な貿易行為の差止めその他被害を予防できるような措置を求めることができる(同法第 7 条)。

貿易委員会は、暫定措置の申請がある場合には迅速に調査を完了し暫定措置の施行可否を決定すべきであり、暫定措置の施行を決定した場合には、直ちに当該行為者に不公正な貿易行為の中止を命じるかその他必要な措置を取らなければならない(同法第 7 条第 2 項)。なお、暫定措置を申請した者は、貿易委員会に担保を提供しなければならない（同法第 8 条第 1 項)。貿易委員会は、暫定措置の申請を受けないこと及び調査・判定の手続きを終了した場合には、担保を返還しなければならない（同法第 8 条第 3 項)。

⑤審議・議決

貿易委員会は、不公正な貿易行為について調査を迅速に完了し判定を行わなければならず、調査開始の決定をした場合には、その決定日から 1 月以内の範囲内で判定の時限を定めなければならない（同法第 9 条)。

⑥是正措置命令

貿易委員会は、不公正な貿易行為があると判定した場合は、当該行為者に対して当該物品などの輸出・輸入・販売・製造行為の中止、当該物品などの搬入の排除及び廃棄処分、訂正広告、違法により貿易委員会から是正命令を受けた事実の公表、その他是正のために必要な措置を命ずることができる（同法第 10 条)。

⑦課徴金の徴収

貿易委員会は、違反行為があるものと判定した場合は、当該行為者に対して大統領令が定める取引の金額の 100 分の 30 を掛けた金額を超過しない範囲内で課徴金を賦課することができる。ただし、取引の金額がない場合または取引の金額の算定が困難である場合には、5 億ウォンを超えない範囲内において課徴金を賦課することができる(同法第 11 条)。

貿易委員会は、知的財産の侵害物品の輸出入行為についての是正措置命令及び課徴金賦課の権限を税関長にも委任している。ただし、貿易委員会から建議を受けて是正措置を命令しまたは課徴金を賦課する場合は除外される(対外貿易法施行令第116条第5項第4号)。

⑧異議申立て

貿易委員会の是正措置命令または課徴金の賦課処分について不服がある場合には、その

処分の通知を受けた日から 30 日以内に貿易委員会に異議申立てをすることができる(同法第 14 条)。貿易委員会は、異議申立てについて 60 日以内に決定をしなければならない。

III. 今後の韓国における模倣品に対する取組みおよび政策

現在、新たに取組んでいる模倣品対策に関する政策については、韓国は 2004 年 1 月現在、米国から 1974 年米国通商法 310 条（スーパー301 条）により、知的財産権に関する優先監視対象国として指定されており、韓国大統領は、知的財産侵害物についての取締り強化を指示している。取締り専門班が、輸出入を月２回点検している。模倣品に対する税関の取締りに関して、韓国は TRIPS 協定の要求を忠実に履行しており、現在のところ、大きな改正は予定されていない。

取締りを行う税関職員の能力向上への取組みや研修・教育については、韓国特許庁に国際特許研修院（IIPTI）があり、関税庁から輸出入に関係する職員を派遣して、侵害品の識別や、著名商標、知的財産権の意義などについて教育が行われている。また、関税庁として、外国から商標権者を招聘してセミナーを行う等、海外実務者を招聘してセミナーを行っている。また、関税庁として、ソウルやプサンで模倣品の展示会を行っている。関税庁のウェブ上にサイバー展示館が公開されている。税関内部で模倣品等の侵害情報のデータベース等による管理については、模倣品等の侵害情報のデータベースを有し活用している。

IV. 二国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

二国間の税関で相互に協力をしている国との協力について、現在米国、EU、オーストラリア、タイ等、その他 20 カ国と協力関係を結んでいる。今後日本との協力関係についても交渉が行われる見込みである。

韓国の締結した FTA や二国間協定での税関取締りの規定については、近年韓国はチリとの間で FTA を締結しているが、TRIPS 協定を遵守するという規定があるのみである。日本との FTA の草案では、IP の保護について、日本から強力な保護を求められている。模倣品の取締りに関して、米国からの要求による特別な対策については、関税庁に対する米国からの圧力は今のところないが、韓国における著作権及びコンピュータ・プログラム著作権の保護について米国から相当な圧力がある。

欧米による税関対策のための特別な協力や援助についても何らかの形で協力関係を形成している。

V. 多国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

WCO や ICPO 等の国際組織との協力体制について、RILO（WCO の地域情報連絡事務所、アジア太平洋州は現在北京に事務所がある）に職員を派遣して情報を得ている。関税庁間では、中国、台湾、タイの大使館や領事館に相互派遣して情報を取得している。

現在、税関において武器・麻薬等の取締りに対する他国間で協力して取締まる活動の状況について､麻薬や武器等の取締りに関しては､国内による取締りだけでは不可能なので、国際会議等に積極的に出席して、相互に協力を行うことが不可欠であると認識している。麻薬捜査については、日韓中間での会議の必要性は認識している。

２．１．２．　韓国税関における知的財産権保護の取組み

以下に、2004 年 12 月 14 日に行われた AIPPI・JAPAN 国際シンポジウム「知的財産権の国境を越えた執行ー模倣品対策の国際協力における新たな枠組み」における権住成氏（韓国関税庁ソウル税関調査三館室課長）の講演をまとめた。

韓国税関における知的財産権保護の取組み

権　住成（韓国関税庁ソウル税関調査三館室課長）

私は韓国関税庁のソウル税関調査三館室の課長を務めている。このプレゼンテーションでは、韓国関税庁における知財保護制度および知財侵害防止活動についてお話ししたい。

韓国関税庁の本庁は六つの局および 21 の課から成り、さらに関連組織がある。一般的に知財権は二つの課が管理している。一つ目が公正貿易課、もう一つが調査総括課である。公正貿易課は知財保護を含む通関制度の計画、立案、運用を行っている。調査総括課は関税法違反および対外貿易法違反、防衛関連法違反に関する計画、立案、およびモニタリング、そして調査を司っている。

韓国関税庁における知財保護制度というのは通関保留制度というものである。これは知財侵害が疑われる物品の輸出入にかかわるものであるが、韓国の関税法の第 235 条に則って、この制度が施行されている。ほかにも商標法など、輸出入に関係する知財侵害の調査と罰則を規定している。

司法、警察の手続き、および調査の担当官の選定は関税庁が行っている。韓国関税庁は通関保留措置を知財・商標侵害品に関して採用している。これは WTO の IPR 条約の中で勧告されているものであり、これが韓国の関税法の中に盛り込まれている。

次に通関保留手続きということで、商標権者は関税庁において商標登録ができる。また侵害物の輸出入を阻む要請を関税庁に行うことができる。これが登録制度と呼ばれるものである。関税庁が申告された輸出入の物品に知財侵害のリスクがあると考えた場合には商標権者に通知し、通知を受けた商標権者は関税庁に対して、問題となっている物品の通関の保留を求めることができる。関税庁に阻む理由がない場合には、問題となっている物品の通関の保留を行うが、商標権者が 10 日以内に侵害訴訟を起こさなかった場合には、通関の許可が下されることになる。

関税庁は輸出入の通関における知財違反の調査を持っている。明らかな商標侵害がある場合には、関税庁は問題となっている物品を商標法に則って押収することができる。また罰則を科すことが許されている。

知的財産権保護の主な活動、取組みということで、韓国関税庁は WTO の TRIPS 協定に従って模倣品を含む知的財産権侵害品の輸出入を取締まってきたが、知的財産権侵害品の国内外での流通の根絶にはいまだ至っていないのが現状である。

このような状況に鑑み、韓国関税庁は知的財産権保護の実効性を高めるため、次のような取組みを進めてきた。まず輸出通関手続きの段階での知的財産権保護ということで、リスクの高い衣類、ハンドバッグ、帽子、その他の貨物選択検査を強化してきた。CS インスペクションと呼ばれているものである。また国内調査を行い、定期的に貨物選択プロフィール、CS プロフィールを更新している。

二つ目に、IACC（国際模倣対策連合）から講師を招いて、模倣品対策に関する研修を行った。三つ目に輸出入された模倣品の展示を行い、模倣品に関する情報を載せた本を出版し、知的財産権に関するパンフレットを配布している。

四つ目に EUCCK（欧州連合商工会議所、韓国支部）との覚書に調印し、プロジェクトクロコダイルを税関当局と RILO（地域情報連絡事務所）と共同で実施している。プロジェクトクロコダイルは、疑わしい紙巻きたばこの地域内の動きを追跡し、モニタリングするというプロジェクトである。五つ目に韓日知的財産権セミナーに出席した。

次に知的財産権侵害の種類と現状についてであるが、まず模倣品の輸出はしばしば国際宅急便を使って行われている。主に衣類、ハンドバッグ、かばん、アクセサリーなどが米国や日本に輸出されていて、通常の貿易取引という手法は使われないのが現状である。そしてほとんどの模倣品については、国内取引を匿名で行ういくつかの企業によって輸出されている。しかし事前情報がないと模倣品を取締まることが難しいというのが現状である。なぜならば輸出品の検査率がとても低いからである。

それでは輸入はどうかというと、人気のあるブランドが欲しいという人の心につけ込んで、人気ブランドのラベルを付けた安い品物が輸入されている。腕時計、衣類、おもちゃなどが、仁川空港を通って所持品として持ち込まれているのである。

エンフォースメントの現状ということで、模倣品は身の回り品、所持品として国内に持ち込まれるので、ほとんどの検査は旅客の通関手続きの際に行わなければならないが、模倣品の流入を見破るのはきわめて

難しいのが現状である。そこで韓国関税庁は貨物や疑わしい人物の分析に力を入れている。
　このグラフでもご覧いただけるように、模倣品の輸出入は毎年増加している。2001 年には 323 件、金額にして総額 2410 億ウォンが没収されている。昨年は 419 件、総額 4870 億ウォンが没収されている。
　今後の計画については、韓国関税庁は通関手続きの段階で効果的に知的財産の保護を図るため、関税法における保護の対象を拡大することで規制を強化しようと努めている。

1 IPR PROTECTION OF KCS

KOREA CUSTOMS SERVICE

2 OBJECTIVES OF THE PRESENTATION

- The IPR protection system of KCS
- Introducing Prevention Activities of IPR Infringement

3 Organization of KCS

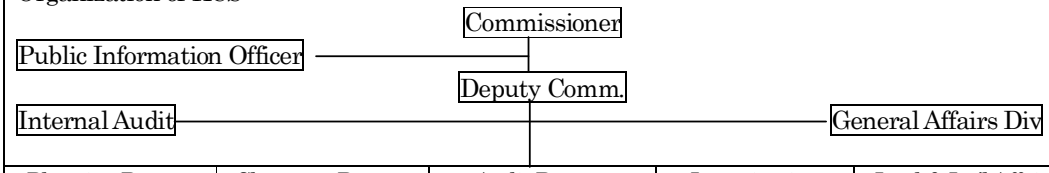

Planning Bureau	Clearance Bureau	Audit Bureau	Investigation	Intel & Int'l Affairs
Innovation	Clearance Plan	Audit Policy	Coordination	Intel & Tech
Human Resource	Logistics	Overall Audit	Surveillance	Trade Coop
Emergency Plan	Passenger	Audit & Drawback	Financial Inv	Int'l Coop
	Fair Trade			

Main Customs	Customs Lab.	Caluation & Class Institute	Training Ins.	Customs Attache
Seoul		Valuation Div		USA
Pusan		Classification Div		Japan
Incheon Airport		Intel. Analysis		China
Incheon				Hong Kong
Daegu				Thailand
Kwangiu				

4 IPR Protection System of KCS

Clearance Withholding System

- Outline
  - Article 235 of the Korea Customs Act
  - Clearance Withholding in line with Customs Notification
- Purpose of the System
  - Recommendation in IPR convention of the WTO

5 Clearance Withholding Procedures

- Trademark holders request Customs to prevent import/export of IPR infringing goods. (Customs trademark registration system)

Investigation

- Customs has the right to investigation IPR violation in import and export clearance

6 Main Activities of IPR Protection

- Increased Efforts to protect IPR during export clearance stage
- Training
- Counterfeit export/import commodity exhibition, "Story of Fakes among Popular Brands", & IPR information pamphlets
- Concluded MOU with EUCCK
- Hosted IPR seminars with IACC

7 Offence against IPR

- Export of Counterfeit Goods
  - Types
  - Enforcement Situation
- Import of Counterfeit Goods
  - Types
  - Enforcement Situation

8 Offence against IPR

	Enforcement Record of Counterfeits 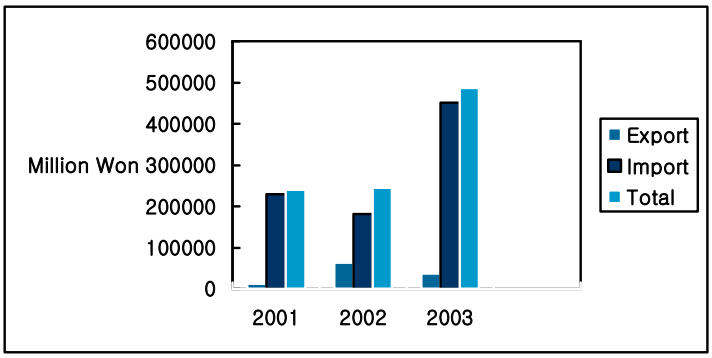
9	Future Plan ・ Continue our efforts to protect IPR effectively at the stage Clearance ・ To strengthen our regulations by enlarging coverage of protection in the Customs Act
10	Thank you

２．１．３．　韓国　出張調査報告

事務局（出張者：渡辺博史、今村哲也）

(1) 法務法人アラム、技術と法研究所

日時　2004 年 8 月 18 日（水）18 時～19 時

場所　法務法人アラム、技術と法研究所

相手　孫　京漢　（法務法人アラム代表　弁護士・弁理士、技術と法研究所副所長）
　　徐　東仙　（法務法人アラム国際法務室　代理）
　　羅　潤詳　（技術と法研究所　専任研究員）
　　高　栄洙　（Koh's Intellectual Property Institute(KIPI)）

内容

- AIPPI より調査研究の主旨、目的について説明。
- 孫京漢弁護士より、外国判決の承認・執行等の部分について、報告書を作成してもらうことの了解を得た。知的財産研究所において、国際裁判管轄、法の適用関係、外国判決の承認執行の問題について、昨年調査をしたが、概要のみを説明しており、今回の調査では、詳細な質問票があるために、これについてさらに十分に調査することができると思う、との回答。

(2) 韓国関税庁

日時　2004 年 8 月 19 日（水）10 時～12 時

場所　関税庁　Korea Customs Service

相手　呉　泰泳(OH, Tae-Young) (Director; Investigation Division)
　　呉　炳賢(OH, Byung Hyun) (Deputy Director; Fair Trade Division)
　　Lee, Hak Bo　(Fair Trade Division)　他に審査官および事務官が 3 名
　　＜コーディネーター＞
　　高　栄洙　（Koh's Intellectual Property Institute(KIPI)）

内容

- 関税庁の知的財産権に関する部門には、調査および侵害等の取締りに関する部門と、制度改善に取組む 2 つの部門が存在する。
- 関税庁では、これらの部門の実務と関連して積極的に日本の状況について知りたい。
- AIPPI の紹介および調査研究の主旨、目的についての説明。
- 質問事項の項目 1(1)について：関税法が通関手続について定める。関税法の中では、知的財産権については、商標権と著作権についてのみ定めている。これに対して、司法警察権は、すべての知的財産権について行使可能である。処罰については、別途各法律の規定に従う。
- 税関の取締り権限：税関には、①通関における取締り規制、②司法警察権の行使としての取締りの二つがある。①については、韓国において登録されている権利であることが必要。また、税関に申請し登録をしておく。②は、税関公務員の有する司法警察権に基づく権限行使である。これについては、登録されている権利であれば、税関に対する登録はなくても取締り対象となる。
- 知的財産権については属地主義が妥当する。そのため、あくまで国内法における権利侵害のみを対象とする。外国の知的財産権侵害については判断しない。
- 取締りの対象となる権利：間税法上通関規制の対象となっているのは、商標と著作権のみ。司法警察権の行使には、すべての知的財産権が対象となる。
- 不正競争防止法違反の取締り：近時、韓国の法改正で侵害の対象となった不正競争防止法上のデッドコピーについては、通関取締規制の対象とはならないが、司法警察権行使の対象とはなる。
- 税関における登録制度：税関に対する、登録申告の制度が存在する。
- 侵害者管理のためのブラックリスト：再犯者リストは存在する。しかし、公開はされていない。
- 税関と裁判所手続きとの関係：権利者からの登録申告のある場合、商標権侵害のおそれのある物品については、税関から輸出入申告事実通知を受けた後、10 日以内に通関保留要請を行う。この際、権利者は保留のために担保を提供する。侵害が認められると判断する場合、通関を保留し、権利者および輸入者に通知する。保留期間は、保留通知から 10 日以内。権利者はこの保留期間内に裁判所に廃棄命令を得るための本案訴訟を提起するのが通常。本案提訴のある場合、通関保留を継続できるからである。この際、本案訴訟ではなく、仮処分を申請することも可能だが、10 日以内に命令を得るのは困難である。
- 証拠保全に対する税関の取組み：税関では積極的に取組んでおり、権利者にサンプルを提供することも可能である。
- 職権による取締り：司法警察権の行使として職権で通関を保留することも可能。
- 税関内の権利侵害認定機関：税関内に、権利侵害を認定する機関や組織はない。権利侵害のおそれのある物品について権利者の通関保留要請があれば、それにしたがって通関を保留する。その後、裁判所の判断にゆだねる。権利侵害が明白な場合、司法警察権の行使として、通関を保留し、検察送致することも可能。
- 没収後の処分：押収した物品は廃棄。競売はしない。保留物品については、２、3 年

経過後、税関の判断により廃棄する。但し、裁判所の判断にゆだねる場合もある。

- 税関の処分に対する異議申立制度：税関の判断に対する異議申立てについては、一般の行政処分に対する不服申し立て制度が適用される。
- 税関による調停手続：税関内に調停判断を行う機関はない。あくまで、裁判所の判断にゆだねている。
- 特許権・意匠権等の侵害疑義貨物の取締まり：特許や意匠については、税関の通関取締り規制の対象ではない。司法警察権の行使としても、事実上できない。取締り能力もないしそのケースもない。但し、取り調べるところまでは行うこともある。意匠権については、年１、２件存在するが難しい。特許庁に問合せる場合もある。
- 取締りにおける課題：税関固有の問題としては特にない。但し、１つに、税関では国内における侵害物品の流通については取締まることができない。二つめに、犯罪構成要件としての「故意」の立証は難しい。輸入者が侵害品であることを知らなかったと主張する場合、それを崩すのは難しい。
- 模倣品に対する取組み（政策）：韓国は米国から 301 条の知的財産権に関する優先監視対象国として指定されており、韓国大統領は、知的財産侵害物についての取締り強化を指示している。取締り専門班が、輸出入を月２回点検している。
- 模倣品に対する取組み（国内法改正予定）：韓国は TRIPS 協定の要求を忠実に履行している。大きな改正は予定されておらず、問題はないと思われる。
- 模倣品に対する取組み(税関職員の研修・教育)　特許庁に国際特許研修部（IIPTI）があり、関税庁から輸出入に関係する職員を派遣して、侵害品の識別や、有名商標、知的財産権の意義などについて教育を受けている。また、関税庁として、外国から商標権者を招聘してセミナーを行う等、海外実務者を招聘してセミナーを行っている。また、関税庁として、ソウルやプサンで模倣品の展示会を行っている。関税庁のウェブ上にサイバー展示館が公開されている。
- 模倣品に対する取組み(侵害情報のデータベース)模倣品等の侵害情報のデータベースを有している。
- 二国間での相互協力の有無：米国、EU、オーストラア、タイ等、その他 20 カ国と協力関係を結んでいる。日本との協力関係はこれからである。
- 自由貿易協定における税関取締規定：韓国はチリとの間で FTA を締結しているが、TRIPS 協定を遵守するという規定があるのみである。日本との FTA の草案では、IP の保護について、日本から強力な保護を求められているという。
- 米国からの要請の有無：関税庁に対する米国からの圧力は今のところない。但し、韓国における著作権の保護について米国の圧力はある。
- 欧州による協力・援助の有無：欧州とは協力関係を有している。
- 多国間での取組み（WCO や ICPO 等）RILO（WCO の地域情報連絡事務所）に職員を派遣して情報を得ている。関税庁間では、中国、台湾、タイの大使館や領事館に相互派遣して情報を取得している。
- 麻薬や武器等の取締りにおける他の国との協力関係：麻薬や武器等の取締りに関しては、国内による取締りだけでは不可能なので、国際会議等に積極的に出席して、相互に協力を行うことが不可欠であると認識している。麻薬捜査については、日韓中で、

会議を開いてはどうかと考えている。

- 経由品の規制：経由地である場合に取締りを行うこともあるが、特別な場合だけである。
- 模倣品取締りに対する新しい枠組み：税関はモノのみを対象として扱い、ヒト（輸入者、輸出者）がいないため、対応が難しいことが多い。国際間の協力が必要であり、そのための議論をする仕組みを設けることが望ましい。

※　税関から日本の税関の実務に関する質問票を受け取った。AIPPI・JAPAN でも日本の税関を訪問するかもしれないことを伝えた。韓国語資料を高栄洙氏に翻訳してもらい、帰国後回答を作成し、送る予定であることを伝えた。

(3) 貿易委員会

日時　2004 年 8 月 19 日（木）15 時～16 時 30 分

場所　貿易委員会（Unfair Trade Investigation Division）

相手　辛淇澤（SHIN, Ki-Taek）（産業資源部貿易委員会輸出入調査課長）
KWAK, Sang-Hyun　（産業資源部貿易委員会輸出入調査課長補佐）
＜コーディネーター＞
孫　京漢　（法務法人アラム代表　弁護士・弁理士、技術と法研究所副所長）
高　栄洙　（Koh's Intellectual Property Institute(KIPI)）

内容

- 貿易委員会の業務は反ダンピング措置、相殺関税、セーフガード措置そして不公正貿易の 4 つがある。知的財産に関するものは、不公正貿易行為に対するものとして実施している。
- 不公正貿易は、知的財産権侵害、原産地表示違反行為、輸出入の秩序を阻害する行為について対象としている。
- 不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律は、知的財産に関する輸出入を目的とした製造行為を禁止している。これは、すべての分野の知的財産権をカバーしている。
- 貿易委員会において、知的財産権侵害の輸出入を目的とした製造行為について取調べを行う。
- 不正な貿易行為があれば誰でも調査申請が可能であり、また職権でも調査を開始することができる。外国人も可能である。
- 調査の申請がある場合には、30 日以内に調査を開始するかどうかを決定する。調査開始決定後 6 ヶ月以内の間調査し、侵害認定をすれば直ちに①課徴金や②是正措置を命じる。
- 課徴金は、違反した取引額の 100 分の 2 を超えない範囲とされているが、この額が少ないことから、違反した取引額の 100 分の 30 まで引き上げられた（2004 年 10 月 20 日施行）。
- 是正措置の内容は、当該物品等の輸出入、販売、製造行為の中止、搬入の排除および廃棄処分、訂正広告、法違反事実の公表（言論、マスメディアへ公表を指示する）等である。

・ 以上の措置に不服のある場合には、30 日以内に異議申立てを行う。貿易委員会はこの異議申立てに対して、60 日以内に可否を決定する。この決定に対し不服のある場合、行政訴訟として、司法の場で判断を行う。
・ 以上が、不公正貿易に関する貿易委員会の手続きであるが、辛淇澤課長は 2003 年 10 月に（財）生活用品振興センターで「韓国における不公正貿易行為及びデザイン模倣の救済」と題する講演を行い、貿易委員会の実務について報告したというので、以上の手続きに関する資料があると思うとのこと。
・ 不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律では、知的財産権の輸出入関連について、①知的財産侵害品の輸入、②知的財産侵害品の輸出、③輸出のための製造、④輸入品の国内販売、の４つのカテゴリを対象としており、是正措置として国内流通物品の廃棄等も行うことになっている。
・ 輸出の場合に権利侵害の対象となるのは、韓国で登録等され、保護の対象となっている知的財産権のみである。他国で登録され、韓国では登録されていない知的財産権の侵害物品を輸出する行為は、貿易委員会で判断することは難しいため、輸出入の秩序を阻害する行為として取締りの対象としている。
・ 不正競争法によって保護されるものも、規制の対象となっている。4 条 1 項は大韓民国の法律によって保護される権利を対象としている。
・ 外国人が韓国国内で登録した場合も直接に調査申請できるほか、代理人を通して行うこともできる。
・ 関税庁とは協力関係にあり、知的財産権や不公正貿易等の問題に関して情報の連絡がある。但し、こちらからの要請内容は、侵害物品の統計内容等。関税庁からはなし。不公正認定があれば、輸出入禁止を要請することができる。
・ 2004 年 1 月に不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律が改正された。10 月 20 日に施行。課徴金の増額や、調査権限の強化（資料の提出命令等）を内容とする。
・ FTA その他の二国間の取決めに、知的財産権に関する規定は特にないと思う。セーフガードについては、日本とも協議中、合意した部分もある。チリとの間でもセーフガードについて合意している。知的財産に関する協定は、多国間レベルで議論すべき。二国間での保護については、具体的にはどういう方法かについて議論中。
・ 米・欧の要求について。一方的に求められているものはない。通商問題を議論するチャンネルはあるが、特別な対策の要求はない。
・ 韓国で製造した中国の麻を原料とした服について、韓国を原産地と表示しイタリアに輸出した。これについて、EU 委員会から原産地表示に関する要求があった。
・ 通商問題について、韓国の貿易委員会は、US の ITC のような機関ではない。
・ 国際的取組み、枠組みについて。知的財産権は重要であると認識され、かつ貿易が増大している中、知的財産侵害の被害が拡大していることは大きな問題。効率的な防止対策が必要。これまでのパリ条約、TRIPS 協定等を前提に、知的財産権についての各国の共通認識を高めていくことが必要。開発途上国の侵害事例が多いので、保護レベルを高め、実効性を確保していくことが重要。
・ 国内のみで流通される侵害品については、輸出されることが少ないため、模倣品や不

正行為に携わる者がマフィア等の裏社会と関係している場合が多いかどうかは、管轄外で不明。

- 国内の特許製品については、海外で製造され、韓国に輸入される逆輸入ケースが増えている。
- 侵害品を相手国の輸出段階で止めるには、主権の問題もあり、外国の協力を得ないと難しい。そのための雰囲気作りが必要。
- 実際に調査を行い、違反を取締まる場合、輸入業者が善意である場合もある。ただし、是正の対象からははずせない。
- 登録を要さない知的財産の侵害（例えばデッド・コピー）に対する制裁の必要性はある。しかし、現行法上の解釈では難しい。現在の施行令では反映されていないが、そういう問題も含めて考慮してゆきたい。

(4) ジェトロ・ソウルセンター

日時　2004 年 8 月 18 日（水）18 時

場所　JETRO

相手　平岩　正一（JETRO ソウル次長、知的財産権事務所所長）

　　中嶋　利次（JETRO 知的財産権事務所　部長）

内容　略

２．２．中国

２．２．１．税関における模倣品等の取締りに関する質問事項に対する回答

北京林達劉知識産権代理事務所に対して質問を送付し、以下の回答を入手した。

税関における模倣品等の取締りに関する質問事項に対する回答

劉 林達（北京林達劉知識産権代理事務所）

１．現行法制における模倣品等の税関取締り

(1)　模倣品や侵害品等の規制根拠となる法律や規則を教えてください。

中国の法律体系において、模倣品や侵害品等の規制根拠となる法律や規則として、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国不正競争防止法」、「コンピュータ・ソフトウエア保護条例」、「集積回路配置設計保護条例」、「中華人民共和国植物新品種保護条例」、「オリンピック標識保護条例」、「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」、「中華人民共和国刑法」等があげられる。

①「中華人民共和国特許法」は、特許、実用新案及び意匠の三つの権利を保護している。

「特許法」第 11 条は、「発明及び実用新案の特許権が付与された後は、本法に別段の規定がある場合を除き、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施することができない。すなわち、生産・経営を目的として、その特許製品を製造し、使用し、販売を申出し、販売し、輸入すること、又はその特許の方法を使用すること、及び当該特許の方法により直接得られた物品を使用、販売を申出し、販売し、輸入してはならない。意匠特許権が付与された後は、いかなる単位又は個人も特許権者の許可を得なければ、その特許を実施することができない。すなわち、生産・経営を目的として、その意匠特許製品を製造し、販売し、輸入してはならない」と規定している。

②「中華人民共和国商標法」は、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標を保護している。

「商標法」第 52 条の規定により、商標権侵害となる行為には、「A.商標登録者の許諾を受けずに、同一商品又は類似商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用する場合。B.登録商標専用権を侵害する商品を販売する場合。C.他人の登録商標の標識を偽造又は許可なしで製造し、若しくは偽造又は許可なしで製造した登録商標の標識を販売する場合。D.商標登録権者の許諾を受けずに、その登録商標を変更し、かつ当該変更商標を使用する商品を市場に投入した場合。E.他人の登録商標の専用権にその他の損害を与えて

いる場合。」が包含される。
③「中華人民共和国著作権法」は文学、芸術及び科学作品著者の著作権を保護している。
「中華人民共和国著作権法」第 47 条は以下のとおり規定している。次の各号に掲げる侵害行為を犯す者は、事案に応じて、侵害行為の停止、同行為の効果の除去、謝罪及び損害賠償などの民事責任を負わなければならない。かつ、公共の利益を害する場合には、著作権行政管理部局により侵害行為の停止、不法所得の没収、侵害に係る複製物の没収及び破棄、並びに、罰金の賦課の処罰を受けることがある。事案が重大である場合には、著作権行政管理部局により、権利侵害に係る複製物の製作に使用された主たる材料、工具及び設備などの没収の処罰を受けることがある。犯罪となる場合には、法により刑事責任の追究を受ける。

1. 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集、情報ネットワークを通じて公に伝達すること。ただし、この法律に別段の定めのある場合は、この限りではない。
2. 他人が排他的出版権を有する書籍を出版すること。
3. 実演家の許諾を得ずに、その実演の録音物又は録画物を複製及び発行し、又はその実演を、情報ネットワークを通じて公に伝達すること。ただし、この法律に別段の定めのある場合は、この限りではない。
4. 録音物又は録画物の製作者の許諾を得ずに、その製作者の製作した録音物又は録画物を複製及び発行し、又は情報ネットワークを通じて公に伝達すること。ただし、この法律に別段の定めのある場合は、この限りではない。
5. 許諾を得ずにラジオ放送又はテレビ放送を再放送し、又は複製すること。ただし、この法律に別段の定めのある場合は、この限りはでない。
6. 著作権者又は著作権に関連する権利の権利者の許諾を得ずに、その著作物若しくは録音物又は録画物などのために権利者が講じた著作権又は著作権に関連する権利の保護に係る技術的措置を故意に回避し、又は破壊すること。ただし、法律又は行政規則に別段の定めのある場合は、この限りではない。
7. 著作権者又は著作権に関連する権利の権利者の許諾を得ずに、著作物若しくは録音物又は録画物などの権利を管理する電子的情報を故意に削除し、又は変更すること。ただし、法律又は行政規則に別段の定めのある場合は、この限りではない。
8. 他人の署名を偽造した著作物を制作し、販売すること

④「中華人民共和国不正競争防止法」第 5 条は「事業者は、次の各号に掲げる不正な手段を用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与えてはならない。

1. 他人の登録商標を盗用すること。
2. 無断で周知商標の特有の名称、包装、装飾を使用し、又は周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品と混同させ、購買者に周知商品と誤認させること。
3. 無断で他人の企業名称又は氏名を使用して、他人の商品と誤認させること。
4. 商品に証明標識又は著名優良標識などの品質標識を偽造又は盗用し、原産地表示を偽り、商品の品質を誤認させる虚偽の表示を使用すること。」と規定している。

⑤「コンピュータ・ソフトウエア保護条例」はコンピュータ・ソフトウエア著作権者の権益を保護します。
当該条例第 24 条は以下のとおり規定している。「中華人民共和国著作権法」、この条例又はその他の法律、行政法規に別途の規定がある場合を除き、ソフトウエア著作権者の許可なしに以下に掲げる侵害行為がある場合には、状況に応じて侵害行為の差止、影響の排除、謝罪、損害賠償などの民事責任を負わなければならない。それと同時に、社会公共利益を損害する場合には著作権行政管理部門は侵害行為の差止、違法所得の没収、侵害複製品の没収廃棄を命じ、併せて罰金を課すことができる。情状が重大な場合には、著作権行政管理部門は主に権利侵害複製品の製造に用いる材料、道具、設備などを没収することができる。刑法に違反する場合、刑法の著作権侵害罪、権利侵害複製品販売罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及することができる。

1. 著作権者のソフトウエアを複製又は一部複製すること。
2. 大衆に著作権者のソフトウエアを発行し、賃貸し又は情報ネットワークによって伝播すること。
3. 著作権者がソフトウエア著作権を保護するために講じた技術的措置を故意に解除又は破壊すること。
4. ソフトウエア権利の管理電子情報を故意に削除又は改変すること。
5. 他人に著作権者のソフトウエア著作権を譲渡し又はその使用を許諾すること。

⑥「集積回路の回路配布保護条例」は集積回路の回路配布の設計専用権を保護している。当該条例第 30 条は「本条例に特別の規定がある場合を除き、レイアウト・デザインの権利者の許諾を得ずに、下に列挙する行為の一がある時、行為者は直ちに権利侵害行為を停止し、且つ賠償責任を引受けなければならない。

1. 保護を受けるレイアウト・デザインの全部又は其の中の独創性がある如何なる部分を複製する行為。
2. 商業上利用とは、商業上の目的で、保護を受けるレイアウト・デザイン、当該レイアウト・デザイン

を含む集積回路又は当該集積回路を含む物品を、輸入、販売又はその他の方式で提供する行為。
レイアウト・デザインの専有権を侵害した賠償額は、侵害者が獲得した利益又は権利被侵害者が被った、それが権利侵害行為を制止するために支払った費用を含む損失とする。」と規定している。
⑦「中華人民共和国植物新品種保護条例」第 6 条は「栽培を完成させた単位及び個人は、授権品種に対して、排他的独占権を享有する。如何なる単位又は個人も、品種所有者の許諾を受けずに、商業を目的として授権品種の繁殖材料を生産又は販売してはならず、商業を目的として当該授権品種の繁殖材料を別の品種の繁殖材料を生産するために繰り返し使用してはならない。ただし、本条例に別途規定がある場合は、この限りではない」と規定している。
⑧「オリンピック標識保護条例」はオリンピック標識権利者の合法的な権益を保護している。当該条例第 4 条は「オリンピック権利者は本条例により、オリンピック標識に対し、専用権を有する。オリンピック権利者の許可を受けずに如何なる単位又は個人も、商業を目的として（潜在商標目的を含む）オリンピック標識を使用してはならない」。
⑨「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」第 2 条は「本条例にいう海関による知的財産権の保護とは、海関が輸出入の貨物に関して中華人民共和国の法律、行政法規によって保護された商標権、著作権及び著作権に関わる権利、専利権（以下、知的財産権と総称する）に対して実施する保護をいう。」と規定している。
⑩「中華人民共和国刑法」第七節第 213 条～第 218 条に知的財産権侵害について明確に具体的な罰則を規定している。

⑵ 税関での取締りは、輸入の他に、「輸出」の管理や「輸出規則」も対象となりますか？

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 3 条は、「中華人民共和国の法律・行政法規の保護を受ける知的財産権を侵害する貨物の輸出入を禁止する」と規定している。よって、知的財産権侵害行為に対する中国税関の取締りは、「輸出」も対象となっている。具体的な手続きにおいて、輸出貨物と輸入貨物に対する取締りは同様である。

⑶ 輸出が規制されるのは、自国の知的財産権が侵害されている場合ですか、それとも輸出品の仕向地における知的財産権が侵害されている場合ですか？

他人の知的財産権を侵害する輸出貨物に対する中国税関の制限は、輸出しようとする貨物が他人の中国における知的財産権を侵害することを指している。外国における権利者の知的財産権は中国税関の保護対象とならない。

⑷ 税関での取締りの対象とされている権利を教えてください（商標権、著作権、意匠権、特許権、実用新案権、形態模倣品等）

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 2 条は、「本条例にいう知的財産税関保護は、輸出貨物に関係があり、かつ中華人民共和国の法律、行政法規の保護を受ける、商標専用権、著作権及び著作権関連の権利、特許権実施の保護を指す」と規定している。よって、中国税関知的財産権保護の対象は、発明特許権、実用新案特許権、意匠特許権、著作権及び著作権関連の権利、商標専用権等の権利のみとなっている。ただし、中国の法律法規には形態模倣品に関する具体的な規定がないので、形態模倣品は税関取締りの対象とはならない。

⑸ 不正競争防止法に違反する物品は税関取締りの対象ですか？

不正競争防止法に違反する物品は税関取締りの対象とはならない。「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 2 条は、税関の保護を受ける知的財産権の種類について、明確に規定しているので、「中華人民共和国不正競争防止法」に規定されている不正競争行為は、いずれも中国税関の保護を受ける知的財産権に属していない。

⑹ 権利者は、権利侵害の疑いのある物品や輸入者を、税関に事前に登録し、出願したりする制度はありますか？どのような手続きですか？

関連する制度がある。「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 4 条の規定により、知的財産権利者が税関に知的財産権の保護を求める場合、税関に保護の措置を取ることを申請しなければならない。また、第 12 条の規定によると、知的財産権の権利者が侵害の疑いのある貨物が輸出されることを発見した場合、貨物の輸出入地の税関に対し、差押えを請求することができる。
実際には、２種類の保護手段がある。
① 受動的保護であり、権利者が侵害の疑いのある貨物が輸出入されることを発見した場合、税関保護を

請求する手続き。
② 主動的保護であり、侵害行為が発見されていない内に、今後の権利保護のため、権利者が税関総署に届出すること。

① 受動的保護の具体的な手続き

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 13 条は、「知的財産権権利者が税関に対し、侵害の疑いのある貨物を差押えることを請求する場合、申請書及び関係証明書類を提出するとともに、権利侵害の事実が明らかに存在していることを立証する充分な証拠を提供しなければならない。申請書には以下の内容を包含しなければならない。

1. 知的財産権権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍
2. 知的財産権の名称、内容及び関係情報
3. 侵害の疑いのある貨物の荷受人又は荷送人の名称
4. 侵害の疑いのある貨物の名称、規格等
5. 侵害の疑いのある貨物が輸出入の可能性のある港湾、時間、輸送手段等

税関に届出た知的財産権を侵害する疑いのある貨物に対する差押えの申請の場合には、申請書に税関届出番号を記入しなければならない」と規定されている。

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 14 条は、「知的財産権権利者が税関に侵害嫌疑貨物の差押えを求める際に、税関に貨物の価格と同額の担保金を納め、申請の不当で荷受人又は荷送人に与えられた損害を賠償する費用、税関に差押えた後にかかる貨物の貯蔵、保管及び処置等の関係費用の支払いに用いる。知的財産権権利者が直接貯蔵業者に貯蔵及び保管にかかる費用を支払う場合、担保金の中から相当する金額を控除する。具体的な方法に対する制定は、税関総署により行われる」と規定している。

② 主動的保護の具体的手続き

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 7 条は、「知的財産権権利者は本条例の規定により、税関総署に知的財産権に対する届出を申請することができるが、届出を申請する場合に、申請書を提出しなければならない。申請書には、以下の内容を包含しなければならない。

1. 知的財産権権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍等。
2. 知的財産権の名称、内容及びその関係情報。
3. 知的財産権の許可行使状況。
4. 知的財産権権利者が合法的に知的財産権を行使する貨物の名称、生産地、輸出入税関、輸出入業者、主要な特徴、価格等。
5. 既知の知的財産権侵害貨物の製造業者、輸出入業者、輸出入税関、主要な特徴、価格等。

前項規定の申請書内容に証明書類がある場合、知的財産権権利者は証明書類を添付しなければならない」と規定している。

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 8 条は、「税関総署は、全ての申請書類を受け取った日から 30 日以内に、申請人に届出を認可するか否かを決定し、かつ申請人に書面で通知しなければならない。届出を認可しない場合は、その理由を説明しなければならない。なお、以下に掲げる状況の一つがある場合、税関総署は、届出を認可しない。

1. 申請書類が欠けている場合、又は無効である場合。
2. 申請人が知的財産権権利者でない場合。
3. 知的財産権が法律及び行政法規の保護を受けない場合」と規定している。

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 9 条は、「知的財産権権利者が知的財産権届出を申請する際に関係状況又は書類を確実に提供しなかったことを発見した場合、税関総署は、その届出を取消すことができる」と規定している。

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 10 条は、「知的財産権税関保護届出は、税関総署が届出を認可した日から効力を生じ、有効期間は 10 年としている。知的財産権が有効である場合、知的財産権権利者は知的財産権税関保護届出の有効期間が満了する前の 6 ヶ月以内に、税関総署に届出期間の延長を申請することができる。毎回延長できる有効期間は 10 年となっている。知的財産権税関保護届出の有効期間が満了する前に延長を申請しない場合、或いは知的財産権がすでに法律、行政法規の保護を受けていない場合は、知的財産権税関保護届出は直ちに失効する」と規定している。

(7) 再犯者を管理するために、輸出入業者や輸出入製品をリストしたブラックリストのようなものはありますか？また、そのリストは一般に公開されていますか？

中国税関総署の内部に設けられた情報システムにより、かつて不正の記録があった輸出入業者を記録しており、これは、「ブラックリスト」に類似している。当該リストは一般には公開せず、中国の各税関港湾

及び中国税関と行政協力協定を締結した外国税関に公開している。現在、中国税関と行政協力協定を締結している外国税関は数多くあるが、通常中国と正常貿易関係のある国家は全て行政協力協定を締結している。たとえば、米国、日本、韓国、ロシア、ベトナム、EU、中央アジア各国等があげられる。

(8) 税関と裁判所との情報のやり取りはどのように行われていますか？

① 法律を執行する際に、処罰の尺度が把握しがたい状況において、双方は政策及び法規を調査研究する方式で協議を行い、解決を求める。

② 裁判所の財産保全裁定或いは訴訟前保全裁定にあたり、税関は案件を裁判所に移管することができるが、案件の関係情報も同時に引渡す。

(9) 裁判所の仮処分申請の手続きと税関での貨物の通関手続きとの関係について教えてください。仮処分申請中、貨物は留置されますか？

裁判所から仮処分があった場合、税関は裁判所に協力して仮処分を執行し、貨物を留置する。仮処分が未だ申請中である場合、税関における処理は状況によって違う結果となる。

1. 権利者が税関に保護措置を取ることを求めた後、仮処分申請中であれば、貨物は留置される。
2. 権利者が税関に保護措置を取ることを求めず、仮処分申請中であれば、貨物は留置されない。

(10) 権利者が税関に対して侵害が疑われる物品のサンプルの提供や現物調査のような証拠保全の申請をする場合、税関は協力しますか。

税関は協力する。その法律根拠として、「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」があげられる。

第 12 条は、「知的財産権者は侵害の疑いのある貨物が輸出入されることを発見した場合、貨物の輸出入税関に権利侵害の疑いのある貨物を差押えるよう申請することができる」と規定している。

第 17 条は、「税関の同意を経て、知的財産権者及び荷受人或いは荷送人は関係貨物を検査することができる」と規定している。

第 20 条は、「税関は輸出入貨物が届出のあった知的財産権侵害の嫌疑があることを発見し、かつ知的財産権権利者に通知した後、知的財産権者が侵害嫌疑貨物を差押えるよう税関に求めた場合、税関は差押えた日から 30 日以内にその侵害嫌疑貨物が知的財産権を侵害しているかどうかの調査、認定を行い、認定できない場合は、書面で直ちに知的財産権者に通知しなくてはならない」と規定している。

第 23 条は、「知的財産権者が税関に保護措置を申請した後、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国著作権法」或いは「中華人民共和国特許法」の規定に基づき、提訴前に差押えられた侵害嫌疑貨物につき、権利侵害行為の停止或いは財産保全の措置を取るよう裁判所に申請することができる。税関は、人民法院の権利侵害停止及び財産保全に関する協力執行通知を受け取った後、協力しなくてはならない」と規定している。

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」実施弁法第 17 条は、「権利者は「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 23 条に基づき、人民法院に権利侵害行為の差止め又は財産保全措置を申請することができる。税関が侵害嫌疑貨物を差押えた日から 20 日以内に、人民法院の関係裁定を執行する書面通知を受け取った場合、税関は協力を与えなくてはならない。通知を受け取っていない場合、税関は貨物の通関を認めなければならない。」と規定している。

(11) 税関は、権利者の申立てがない場合でも、職権で取締りを開始することがありますか？

知的財産権権利者が事前に税関にて届出た場合、権利者が申請しなくても、税関は職権により取締りを行うことができる。権利者が税関に届出ていなく、申請もしていない場合、税関は職権により取締りを行うことはできない。

中国税関の知的財産権に対する保護は、主動的保護と受動的保護の二種類の法律執行方式に分けられます。「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 16 条及び第 20 条は主動的保護について以下のように規定している。

1. 知的財産権権利者は事前に知的財産権に関する届出をしなければならない。
2. 税関が、届出た知的財産権を侵害する疑いのある輸出入貨物を発見した場合、侵害嫌疑貨物の通関を中止し、書面で権利者に通知しなければならない。
3. 税関は知的財産権権利者の申請により、侵害嫌疑貨物を留置しなければならない。
4. 税関は貨物の権利侵害状況について調査及び認定を行う権利を有する。
5. 税関は権利侵害と認定できる貨物を没収し、侵害と認定できない場合は、人民法院に協力し、貨物に対して司法留置しなければならない。
6. 税関は没収した権利侵害貨物に対して取締りを行う権利を有する。

受動的保護について、「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 12 条、
第 13 条及び第 24 条 1 項に、以下のように規定している。

1. 知的財産権権利者は侵害嫌疑貨物を発見したとき、事前に知的財産権届出をする必要はなく、直接税関に留置を求めることができる。
2. 税関は権利者の申請により、侵害嫌疑貨物を留置する。
3. 税関は貨物の権利侵害状況について調査を行わない。税関が貨物を留置してから 20 日以内に、人民法院から貨物について司法留置することに協力する要求がない場合、税関は直ちに貨物を通関させなければならない。

以上のような二種類の保護方式の中で、主動的模式で知的財産権を保護する方がより有力であり、具体的な内容は以下のとおり。

① 主導的取締り
- 主導的方式：権利者が申請しなくても、税関が主動的に取締まる。
- 受動的方式：権利者が申請しない場合、税関が職権で取締まることができない。

② 担保金金額
- 主導的方式：貨物価値 2 万元未満＝貨物価値相当、貨物価値 2～20 万元＝2 万元を超えた分は、貨物価値の 50%相当、20 万元以上＝10 万元。
- 受動的方式：貨物価値相当

③ 税務調査
- 主導的方式：税関は貨物の権利侵害状況について調査及び認定を行う権利を有する。
- 受動的方式：税関は貨物の権利侵害状況について調査を行わない。

④ 期限
- 主導的方式：税関が貨物を留置してから 50 日以内に、人民法院から貨物について司法留置することに協力する要求がない場合、税関は直ちに貨物を通関させなければならない。
- 受動的方式：税関が貨物を留置してから 20 日以内に、人民法院から貨物について司法留置することに協力する要求がない場合、税関は直ちに貨物を通関させなければならない。

⑤ 人民法院管轄権
- 主導的方式：権利者は地方保護を避けるため、権利侵害行為の発生地における人民法院に提訴できる。
- 受動的方式：被告住所地のみに提訴しなければならない。

(12) 税関内に権利侵害の認定機関や組織はありますか？税関の認定と司法判断との関係を教えてください？

税関総署の政策法規司は知的財産権関係事務を担当し、直属税関で法規処を設立している。現在、七つの直属税関の法規処に知的財産権調査科があり、具体的に権利侵害の認定を担当している。

実務において、模倣品、例えば模倣商標について、通常税関は自ら認定を行っている。類似商標に対する認定は、大量の案例に基づいて、徐々に自ら認定するようになってきたが、判断がつかない案件については、工商管理部門に諮問意見を提供するよう請求する。或いは当事者に人民法院に提訴することを要求している。

特許権侵害に対する認定は、時間が短く、過程も複雑であるため、通常税関により行われていない。届出るとき、実用新案特許に対して、税関は実用新案特許調査報告を提供することを要求し、意匠特許に対しては、その特許公告を提供することを要求している。

著作権侵害に対する認定は、ディスクである場合は税関で自ら認定し、意匠である場合、著作権登録は文字で記載されていながら、裁判所により取消される可能性があるので、税関は権利者が著作権局の印章がある写真を提供することを要求している。

(13) 税関で押収した模倣品等は廃棄されますか？競売されることはありますか？

税関では押収した模倣品を廃棄することもあり、権利侵害の特徴を消去した後、よい製品を競売すること、あるいは社会公益事業に用いることもある。

税関が押収した知的財産権侵害貨物に対し、権利侵害の特徴が消除できない場合、税関は当該貨物を廃棄しなければならない。また、権利侵害貨物が社会公益事業に用いることができない、かつ知的財産権権利者が買い入れる意思がない場合、税関は権利侵害の特徴を消除した後、法により競売することができる。

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 27 条 3 項は、押収した知的財産権侵害貨物は社会公益事業に使用することができる場合、税関は関係公益機構に引渡し、社会公益事業に用いる。知的財産権権利者

が買い入れる意思がある場合、税関は一定の代価で知的財産権権利者に譲渡する。押収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に使用されなく、かつ知的財産権権利者に購入する意思がない場合、税関は権利侵害の特徴を除去した後競売することができるが、権利侵害の特徴が除去できない場合は廃棄する。

「実施弁法」第 30 条の規定に基づいて、税関が押収した権利侵害貨物について、税関は以下のような規定で処分する。

1. 関係貨物が直接社会公益事業に使用できる、又は知的財産権権利者に購入の意思がある場合、貨物を関係社会公益機構に引渡す、又は一定の代価で知的財産権権利者に譲渡する。
2. 関係貨物が前記(1)号の規定により処分できない、かつ権利侵害の特徴が除去できる場合、権利侵害の特徴を除去した後に法により競売する。競売で得た金銭は国庫に納入される。
3. 関係貨物が前記 1 号、2 号の規定により処分できない場合、廃棄しなければならない。

(14) 税関の処分に対する異議申立制度について教えてください。

当事者が税関の処分に不服がある場合、その一級上の主管部門に行政再審を申請、又は人民法院に訴訟を提起することができる。

改正される前の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」第 30 条には、異議について明確に規定されている。当事者が税関の処罰決定に不服がある場合、処罰通知書を受け取った日から 30 日以内に、税関が通知できない場合は、税関の処罰決定が公告された日から 30 日以内に、処罰決定を出した税関又は一級上の税関に再審を申請することができる。再審決定に不服がある場合、再審決定を受け取った日から 30 日以内に、人民法院に訴訟を提起することができる。当事者は、処罰通知書を受け取った日又は税関の処罰決定が公告された日から 30 日以内に、直接人民法院に訴訟を提起することができる。

改正前の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」の規定によると、権利侵害嫌疑貨物の荷受人又は荷送人が税関に再審を提出した後、税関は貨物の権利侵害についての調査を中止するため、税関が輸出入する模倣品及び海賊版の案件の取締りに相当不利のため、改正後の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」（2004 年 3 月 1 日から施行）では上記条項を削除した。この時、当事者が税関の処分に不服がある場合、「中華人民共和国行政復議法」に基づき行政再審を申請し、或いは「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。

「中華人民共和国行政復議法」第 9 条の規定に基づき、公民、法人又はその他の組織が、具体的行政行為が適法な権益に損害を与えたと認める場合、当該行政行為を知った日から 60 日以内に行政再審の申請をすることができる。法律に規定されている申請期間が 60 日を超える場合は前項の規定は適用しない。「中華人民共和国行政復議法」第 12 条 2 項の規定に基づき、税関の具体的な行政行為に不服がある場合、一級上の主管部門に行政再審を申請することができる。

「中華人民共和国行政訴訟法」第 37 条 1 項の規定に基づき、公民、法人又は他の組織が、税関の具体的行政行為が適法な権益を侵害したと認定する場合、一級上の主管部門に行政再審を申請し、或いは人民法院に訴訟を提起することができる。「中華人民共和国行政訴訟法」第 38 条 2 項の規定に基づき、申立人が再審の決定に不服がある場合、再審決定を受け取った日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。再審機関が期間を徒過しても決定を出さない場合、申立人は再審の期間満了日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

(15) 輸入者と権利者との間の調停の手続きはありますか？

知的財産権権利者と権利侵害者（例えば、輸出入業者）との間の知的財産権侵害貨物に関する紛争につき、税関は調停する権利を有しない。また、「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」にも、調停手続きに関する規定はない。

ただし、権利者と侵害者の間に和解の協議がある場合、税関は当該協議により、留置した貨物を通貨させることができる。よって、権利者と侵害者が税関にいわゆる「調停」を求める状況がよく出る、即ち、協議が効力を有するか否か、当該協議により押収された貨物を通貨させられるか否かを、税関に確認することになる。通常、権利者と侵害者が請求する場合、税関はその協議について確認するが、当該行為は調停ではなく、法律問題に対して確認する行為である。

(16) 税関では、特許や意匠などのレベルの高い侵害の取締りを実施していますか？また、その取締り能力は十分ですか？

税関は特許あるいは意匠等、レベルの高い権利侵害品の取締りを行うことができますが、レベルの高い侵害品は特許部門の認定が必要となる。執法過程において、技術専門家を陪審員として招聘して各専門に合致させる措置を採用している。また、技術専門家を招聘して諮問会を開き、各案件につき技術の説明を行い、参考として税関の人員に提供する。民間機構を指定し、技術鑑定を行うこともある。

(17) ある特定の特許製品にのみ使用される部品（間接侵害品）を取締まることは可能ですか？

特定の特許製品にのみ使用される部品（間接侵害品）を取締まることはできない。ただし、司法実務において、中国裁判所では、完全な特許製品を製造せず、特定の特許製品に使用される部品を製造して、他人の特許製品の製造に供する行為者の行為について、権利侵害として法律上の責任を追及する（米国ワシントンで開かれた国際裁判長会議における蒋志培副廷長の発言の中文原稿により）。

(18) 税関の取締りの障害となっている法律上の問題はありますか？また、取締りを行う場合に事実上問題となっていることがあれば教えてください。

当該問題は存在しています。例えば、権利者の申請により、税関が模倣品に対して処罰の決定を出した後、権利者と侵害者の間で、権利者が賠償してもらった場合は、侵害者の法律上の責任を追及しないと協議することがある。協議によって、権利者の許可を通じて侵害者には社会に対する危害が存在せず、権利侵害にならないことになる。これで、税関で行われた全ての努力は無駄になり、侵害者に対して処罰することもできなくなる。税関は国の秩序を維持するために、模倣品を取締まっているが、権利者は自己の合法的権利を保護するためであるので、公権と私権との間に衝突し、税関の実際の処理が公権と私権との間で徘徊している状況となっている。

２．今後の国内での模倣品に対する取組み、政策

(1) 現在、新たに取組んでいる模倣品対策に関する政策や、政策を実施している政府組織はありますか？具体的にどのような政策がなされていますか？

国家知識産権局、中華人民共和国最高人民検察院、国家工商総局商標局、人民法院などの国家機関が、我が国の法律を利用して模倣品対策を実施している。具体的に述べると、以下のとおり。

①「中華人民共和国刑法」第７節の知的財産権侵害罪

第213条は、「登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し、情状が重大である者は３年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重大である者は３年以上７年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」と規定している。

第214条は、「登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りながらこれを販売し、販売金額が比較的大きい者は３年以下の有期懲役または拘留に処し、罰金を併科又は単科する。販売金額が極めて大きい者は３年以上７年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」と規定している。

第215条は、「他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造された登録商標の標識を販売し、情状が重大である者は３年以下の有期懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科または単科する。情状が特に重大である者は３年以上７年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」と規定している。

第216条は、「他人の特許を詐称し、情状が重大である者は３年以下の有期懲役または拘留に処し、罰金を併科または単科する」と規定している。

第217条は、「営利の目的で、著作権を侵害し、情状が以下の一に該当する者は、違法取得した金額が比較的大きな場合またはその他の情状が重大である場合は、３年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科または単科する。違法取得した金額が巨額である場合またはその他の情状が特に重大である者は、３年以上７年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

1. 著作権者の許諾を得ずに、その文字作品、音楽、映画、テレビ、録画作品、コンピュータ・ソフトフェア、その他の著作物を複製発行した場合。
2. 他人が専有出版権を享有する図書を出版した場合。
3. 録音録画製作者の許諾を得ずに、その者が製作した録音録画の著作物を複製発行した場合。
4. 他人の署名を冒用した美術作品を制作し、又は販売した場合」と規定している。

第218条は、「営利の目的で、本法第217条に定める著作権侵害複製品であることを明らかに知りながら、これを販売し、違法取得金額が巨額である者は３年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科または単科する」と規定している。

②「中華人民共和国特許法」第７章の特許権の保護

第57条は、「特許権者の許諾を得ず、その特許を実施し、特許権侵害の紛争を生じた場合、当事者の協議によって解決する。協議を望まず又は協議が成立しない場合、特許権者又は利害関係人は人民法院に提訴することができ、また特許業務管理部門に処理を請求することができる。特許業務管理部門がその処理を行う際、侵害行為を構成すると認定したときは、侵害行為を直ちに停止するよう侵害者に命じることができる。当事者は不服がある場合は、処理通知書を受け取った日から15日以内に、中華人民共和国行政訴訟法に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。侵害者が期間内に提訴せず、かつ、侵害行為を

停止しなかった場合、特許業務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許業務管理部門は当事者の請求により、特許権侵害に対する賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しない場合、当事者は中華人民共和国民事訴訟法に基づいて、人民法院に提訴することができる。

特許権侵害の紛争が新製品の製造方法の発明特許に関するものである場合、同様の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が当該特許方法と異なることを立証しなければならない。実用新案特許に関する場合、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権者に国務院特許行政部門が作成した調査報告の提出を要求することができる」と規定している。

第 58 条は、「他人の特許を詐称した場合は、法律による民事責任を負うほか、特許業務管理部門が是正を命じ、公告し、違法取得を没収するとともに、違法取得の 3 倍以下の罰金を科することができ、違法取得がない場合、5 万元以下の罰金を科することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する」と規定している。

第 59 条は、「非特許権製品を特許製品と詐称し、非特許権方法を特許方法と詐称した場合、特許業務管理部門は、是正を命じ、かつ公告し、5 万元以下の罰金を科することができる」と規定している。

第 60 条は、「特許権侵害の賠償額は、権利者が侵害によって受けた損失或いは侵害者が侵害によって得た利益に基づいて賠償額を確定する。被侵害者の損失或いは侵害者の得た利益が確定することが難しい場合は、当該特許の実施料の倍数を参考にして合理的に確定する」と規定している。

第 61 条は、「特許権者或いは利害関係人が、他人が当該特許を実施中であるか今にも実施しようとして侵害していることを証明できる証拠を持っていて、速やかに中止させないと合法的権益を補うことが難しい損害を受けるようであれば、起訴する前に人民法院に、関係行為の中止命令及び財産保全の処置を申請することができる」と規定している。

人民法院は前項の申請を処理する場合、中華人民共和国民事訴訟法第 93 条乃至第 96 条及び第 99 条の規定を適用する」と規定している。

③「中華人民共和国商標法」

第 53 条は、「本法第 52 条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがある場合、当事者の協議により解決する。協議を望まず、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又は利害関係人は人民法院に訴訟を提起することができ、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、直ちに侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、処理通知書を受け取った日から 15 日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴訟を提起することができる。権利侵害人が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる」と規定している。

第 54 条は、「登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は法により調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関移送して法により処理する」と規定している。

第 55 条は、「県級以上の工商行政管理部門は違法の疑いのある証拠又は通報により、他人の登録商標専用権侵害に疑義のある行為に対して取り調べる際、以下の職権を行使することができる。

1. 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること。
2. 当事者の侵害行為に関係する契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること。
3. 他人の登録商標専用権の侵害行為に疑いのある場所を現場検証すること。
4. 侵害行為に関係する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、これを封印し、差押えること。

工商行政管理部門は前項に基づき職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、拒絶、妨害してはならない」と規定している。

第 56 条は、「商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含む。

前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により 50 万元以下の損害賠償を命ずる。

登録商標専用権の侵害製品であることを知らず善意により販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者に説明できる場合には、損害賠償の責を負わない」と規定している。

第 57 条は、「商標権者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回

復しがたい損害を被る恐れがある場合には、訴えを提起する前に、人民法院に関係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。

人民法院は前項の請求を処理するにあたり、「中華人民共和国民事訴訟法」第九十三条から第九十六条及び第九十九条の規定を適用する」と規定している。

第 58 条は、「侵害行為を差止めるに際し、証拠が消滅する可能性がある、又は今後の入手が困難である場合、商標権者又は利害関係者は訴えを提起する前に人民法院に証拠の保全を請求することができる。

人民法院は当該請求を受領した後、48 時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を採るように裁定したものについては直ちに執行しなければならない。

人民法院は請求人に担保の提供を命じることができる。請求人が担保を提出しない場合には、その請求を却下する。請求人が、人民法院が保全措置を採用してから 15 日以内に提訴しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない」と規定している。

第 59 条は、「商標登録者の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、当該行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追求する。

他人の登録商標の標章を偽造し、無断で製造し、若しくはその偽造し、無断で製造した登録商標の標章を販売することで犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する」と規定している。

第 60 条は、「商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。

商標局、商標評審委員会及び商標登録、管理、再審業務に従事する国家公務員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない」と規定しています。

第 61 条は、「工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を責務とする国家公務員の、法律及び行政法規の執行に対して、また規則の遵守についての状況を監督、点検しなければならない」と規定している。

第 62 条は、「商標登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。なお犯罪を構成しない場合には、法により行政処分を与える」と規定している。

⑵ 模倣品に対する税関の取締りに関して、国内法改正の予定があれば教えてください。

当面の国内法改正の予定はない。

中国税関の模倣品に対する取締りの関連法律は、改正して執行されたところである。例えば、

1. 「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」は、2004 年 3 月 1 日から施行された。
2. 「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」の実施弁法は 2004 年 7 月 1 日から施行され、「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」の受動的保護方式は、WTO の TRIPS 協定に定めている国境措置の規定により設立された。主動的保護模式は TRIPS 協定に提唱する主動に職権によって保護する制度（ex-officio）である。主動的保護模式と受動的保護模式の設立は、我が国の税関が知的財産権を保護する際に、「主動的保護と受動的保護を結合する」基本原則を十分に体現している。

法律は、実際の運用において、その実行性が検査される。我が国の関係法律も実務において、検査しつつある。よって、もし執行の過程の中で、実際の法律執行と適合しない場合は、提議などの手続きにより、改正する必要があるか否か、及びどういう方式で改正するかを決定する。ただし、現在わが国には税関における模倣品取締りに関する国内法を改正する意思はない。

⑶ 取締りを行う税関職員の能力向上への取組みや、研修・教育は行われていますか？

1. 講習スクールを設立　ー税関総署服務局講習スクール。
2. 研修及び教育を展開。
3. 対象性の強いトレーニング、例えば、権利侵害品に関する鑑定。
4. 特許権者と協力し、税関人員に模倣品の取締りに有利なテクニックを提供すること。

⑷ 税関内部で模倣品等の侵害情報のデータベースなどによる管理は行われていますか？

データベースがある。即ち、知的財産権の税関保護に関する届出のデータベースが相当する。

輸出入貨物に関する、且つ中華人民共和国法律、行政法規に保護される商標専用権、著作権及び特許権は、税関に届出て保護を申請することができる。知的財産権権利者が知的財産の税関保護届出を申請する場合、税関総署に書面で申請書を提出しなければならない。

申請書には、以下の内容が含まれる。

1. 知的財産権権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍、住所、法定代表者、主なる営業場所など。
2. 登録商標の登録番号、内容及び有効期間、特許授権番号、内容及び存続期間、又は著作権に関する内容。
3. 知的財産権に係る貨物の名称及び産地。
4. 知的財産権に係る貨物の主な輸出入税関、輸入者及び輸出者、主要な特徴、普通の価格。
5. 既に知っている権利侵害貨物のメーカー、輸入者及び輸出者、主な輸出入税関、主要な特徴、価格。
6. 税関総署が説明しなければならないと認めているそのほかの状況。

書面の申請を提出する際、以下の書類を添付しなければならない。

1. 知的財産権権利者身分証の写し又は登記登録証書の副本又は登記登録機関に認証された副本。
2. 登録商標の登録証書の写し、商標局が登録商標の譲渡を許可する公告及び届出た商標ライセンス契約の写し；又は特許証書の写し、専利局に届出て公告された特許譲渡契約の副本、特許実施許諾契約副本；又は著作権権利の証明書類及び証拠。
3. 税関総署が必要と認めるそのほかの書類。

規定項目の他に、権利者及びその代理人は中国語で届出申請書を記入し、提出した出願書類が真実且つ有効であることを保証し、提出した外国語書類には中国語訳文を添付しなければならない。また、権利者及びその代理人は税関総署の要求に応じて、届出を申請する知的財産に関する実物の写真及び見本を提出しなければならない。

３．二国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

(1) 二国間の税関で相互に協力をしている国はありますか？その協力内容について教えてください。

中国税関は既に 21 カ国の税関と行政協力を展開しており、タイムリーに実際の商品価格などの情報を交換することにより、共同で価格瞞着を主とする商業瞞着行為を打撃しています。中国も相手国の要求に応じて、不良通関記録のある輸出入業者リスト等を提供している。

(2) 中国の締結した FTA や二国間協定での税関取締りの規定はありますか。特別な規定があれば教えてください。

中国が締結した FTA 及び二国間協定には、税関の取締りに関する規定がありません。しかし、二国間行政協力協議において、税関の取締りに必要な一部分の情報を共有する規定があります。たとえば、韓国との行政協力協議において、中国が韓国の要求に応じて、不良通関記録のある輸出入業者リストを提供し、韓国も中国の要求に応じて、中国に輸出する製品の韓国国内での実際の市場価格を提供する。

(3) 模倣品の取締りに関して、米国からの要求による特別な対策はありますか。

TRIPS 協定第 4 条は、以下のように規定している。

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益、特典、特権又は免除は、そのような義務から除外される。

1. 一般的な性格を有し、且つ、知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの
2. 内国民待遇ではなくほかの国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める千九百七十一年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの
3. この協定に指定していない実演家、レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの
4. 世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし、当該国際協定が、貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対して恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする

ゆえに、アメリカと特別な協定はない。

(4) 欧米による税関対策のための特別な協力や援助はありますか？

TRIPS 協定第 4 条の規定により、欧米と特別な協定はない。具体的な法律条文は（3）を参照。

４．多国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

(1) WCO や ICPO などの国際組織との協力体制はありますか？実際の運用があれば教えてください。

世界税関組織（WCO）と国際刑事警察組織（ICPO）が共同で主催し、世界知的財産権組織及び全世界商業界リーダー模倣品取締同盟が協力して、「第１回全世界模倣品防止大会」が 2004 年 5 月 25 日から 26

日にわたってベルギーの首都ブリュッセルにある世界税関組織（WCO）本部で開催された。各国及び地域の政府部門、国際組織、多国籍企業及び模倣品取締まり協会からの代表 300 余名が会議に出席した。中国税関総署副署長劉文傑も代表団を率いて大会に参加し、中国税関知的財産保護についての状況を紹介した。

大会では、政府と企業の協力及びエンフォースメントを強めることを通じて、日一日と蔓延してくる模倣品、侵害製品貿易を攻撃することを呼びかけ、以下に掲げる 4 つの模倣品攻撃措置を取ることが決定された。

1. 模倣品攻撃における各団体の間の協力と交流を強めること。
2. エンフォースメント及び処罰の力度を強め、模倣と権利侵害行為を抑制すること。
3. エンフォースメント部門のトレーニング及び資源を増加すること。
4. 公衆の模倣品攻撃意識を高め、模倣と権利侵害行為の危害を了解させること。

上記の各措置が確実に実行されるように確保するため、官庁と企業の代表から構成される指導委員会を設立することを決定した。

また、次回の模倣品防止大会は 2005 年に開催することを決定した。

(2) 現在、税関において武器・麻薬などの取締りに対する他国間で協力して取締まる活動を行っていますが？知的財産権の模倣品についてはどうですか？

中国税関が北京において新たに RILO（Regional Intelligence Liaison Office）を正式に設立することにより、本地域税関が密貿易分野に関する情報協力を更に強めることが期待されている。この機構は中国に設立された初の政府間税関国際組織機構である。

RILO は世界税関機構(WCO)の組織で、執行連絡及び情報交流分野に係る地域間の税関協力機構である。アジア太平洋 RILO は世界税関機構の指導で、WCO 及び本地域税関協議組織及び各国法律の規定に基づいて、独立に作業を展開したり、特定のテーマに対し、情報分析を行ったりして、タイムリー且つ効果的に情報を提供し、加盟国間の行動協力を調和し、税関トレーニングの展開及び技術援助などの活動を調和し、協力分野を開拓し、多種のエンフォースメント部門の成果を利用して、本地域の税関にサービスを提供する。

税関総署副署長盛光祖は、中国税関が新たなアジア太平洋 RILO を請け負うことは、本地域加盟国の税関間の情報業務交流及び執行協力を推進し、本地域の貿易安全を維持し、貿易の効率を高めることができると表明した。その他、中国税関がアジア太平洋 RILO を主催することは、本地域加盟国の税関にサービスを提供すると同時に、効果的に商業上の詐欺、麻薬密貿易を攻撃し、国際テロ攻撃などにおいても国際協力チャンネルを開拓することもできるし、また、エンフォースメント情報業務を強め、国際税関執行協力に参加するレベルを高め、国際執行の専門グループを育成し、最終的に中国税関の総合的な執行能力を強めることができる。

TRIPS 協定第 51 条は「加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品または著作権侵害物品が輸入される恐れがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上または司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続きを採用する。加盟国は、この節の用件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は，自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続きを定めることができる」と規定している。

WTO に加盟後、知的財産権侵害品に対し、新しい「税関法」に基づいて、多年来の知的財産権経験を取りまとめ、TRIPS 協定及び外国の知的財産権保護の立法を参考し、TRIPS 協定と合致する知的財産権税関保護制度を確立した。他の加盟国も税関措置の利益を享有することができる。

(3) 税関が単なる経由地である場合に、経由品に対して取締りを行う場合がありますか？

中国税関は経由品に対して取締りを行わない。

５．新しい枠組

(1) 模倣品の国際的な取締りの枠組み、協力体制としてどのような方法が有効と思われますか？理想でも構わないので教えてください。

この問題について、中国の官員は以下の原則によらなくてはならないと考えている。

1. 互恵の原則。
2. わが国の知的財産権に対する保護の誠意を表し、大国としての義務を尽くし、国際社会における中国の法を遵守するイメージが維持されること。
3. 中国に実質的な損害を与えないこと。知的財産権税関保護を利用して、中国製品の輸出を制限し、中

国企業の競争力を弱めてはならない。
4. 中国は消費者の利益に損害を与え、公衆の利益及び安全を脅かした模倣薬品、模倣食品及び粗悪な模倣電気製品などの模倣品に対する取締りをさらに強めることを承諾すること。

(2) 模倣品による利益がマフィア等に流れている現状があります。知的財産侵害品が武器や麻薬などのような社会悪として位置付け、模倣品を国際的に撲滅するための条約が必要であるという議論があります。こうした条約は必要と思われますか。

中国の関係官員は、中国政府の知的財産権に対する保護の誠意を表明し、且つ国際社会の他の面での支持を得るために、中国はこうした条約または組織に参加する意思があると表明している。

２．２．２．中国における IP エンフォースメントの近況[58]

袁　藝（駿河台大学、専修大学、東海大学法学部（国際私法担当））

中国において、比較的完全な立法および法執行機関が整備されているにもかかわらず、大規模な海賊版市場や模倣品の頻発が深刻な社会問題の一つとなっている[59]。近年、外国企業の中国での特許出願が年々増え続けるなか[60]、渉外知的財産権案件も急激な増加を見せている。中国においては、知的財産権が侵害されると、まず協議による解決が求められる。協議が望まれない、または協議が成立しなかった場合に、権利者は行政管理機関に侵害の差止めを申立てるか、人民法院に訴えを提起することができる。つまり、中国においては、行政手段と司法手段の二つが並行して機能している[61]。

まず、特許管理機関、各レベルの工商行政管理機関、国家版権局または地方の版権管理機関は、それぞれ特許権、商標権、著作権が侵害された際の行政管理機関として、侵害行為の差止、損害賠償命令の発布などの法執行力を有している。たとえば、全国各レベルの工商行政管理機関は2004年に、渉外案件3,828件を含む商標侵害案件24,000件を処理し、合計1.6億元の罰金を課した[62]。また、国家版権局または地方の版権管理機関は2003年に、23,013 件の案件を受理し、合計約 67,970,000 の海賊版書物、音楽ソフト、ソフトなどを没収した[63]。

次に、中国の各人民法院が 2004 年に結審した知的財産紛争案件は前年比 46.8%増の 8,832 件に達し、とりわけ著作権侵害が前年比 70.99%増で、4264 件にのぼった[64]。最高人民法院は2004年9月に、知的財産権の司法保護を強化する旨の通知を下して、同年12月 21 日に、最高人民検察院と共同で「知的財産権侵害にかかわる刑事案件における具体

---

58 本レポートは袁藝氏（駿河台大学、専修大学、東海大学法学部（国際私法担当））に執筆を依頼した。

59 中国にとって、現代の知的財産権法制度はあくまでも「舶来品」に過ぎず、知的財産権にかかわる法観念および法意識が希薄であり、中国の科学技術が一定程度の発展を遂げ、知的財産権の保護が一種の内的需要になれないかぎり、法執行環境が改善されないともいわれる。郭禾「中国における知的財産権制度の法執行状況の背景についての分析」『季刊　企業と法創造　第一巻第二号（通巻第二号』（早稲田大学２１世紀 COE《企業法制と法創造》総合研究所　2004 年 4 月）71 頁を参照。

60 国家知識産権局が2004年に受理した外国企業の特許出願は前年比30.8%増の7万4864件にのぼり、うち、日本企業の出願は前年比25.6%増の3万444件で、国別で前年に続き首位を占めている。「チャイナ・データ」日経新聞2005年3月7日日刊6面を参照。

61 「専利法」第57条、「商標法」第53条および「著作権法」第47条を参照。

62 http://www.chinaiprlaw.cn/file/200502174231.html

63 http://www.chinaiprlaw.cn/file/200405153162.html

64 「チャイナ・データ」（日経新聞 2005 年２月 21 日日刊６面）および「中国の知財紛争１年で 46%増加」（日経新聞 2005 年２月 16 日日刊９面）を参照。

的な法律適用に関する若干問題についての解釈」を公布して、知的財産権に対する刑事的保護を増強しようとした[65]。

２．２．３．　中国における模倣品対策キャンペーンの効果的な実施

以下に、2004 年 12 月 14 日に行われた AIPPI・JAPAN 国際シンポジウム「知的財産権の国境を越えた執行－模倣品対策の国際協力における新たな枠組み」における白剛氏（万慧達知識産権代理有限公司）の講演を示した。

中国における模倣品対策キャンペーンの効果的な実施
－中国の模倣品活動取締りの主な規定及びその長所と短所について
白　剛（万慧達知識産権代理有限公司）

「中国における模倣品対策キャンペーンの効果的な実施」というテーマでお話をさせていただきたい。

いくつかカバーしたいポイントがある。まず 1 点目は現状の概略、中国での実態がどうなっているかについてお話をさせていただく。

現状は六つに分けて考えることができる。1 点目は模倣犯の特徴について。2 点目は模倣行為と侵害行為の背景にある動機について。3 点目は偽物の販売経路と流通について。4 点目は模倣品の各地域での流通について。5 点目は中国における模倣品の新しい傾向、特徴について。6 点目は模倣行為のさまざまな影響について。

まず 1 点目は模倣犯の特徴についてである。現在、模倣犯というのは一般には中小企業や個人が多い。ほとんどが非公開の企業あるいは個人商店となっている。二つ目は香港、マカオ、台湾の投資家の投資による企業でも模倣行為が行われている。そして中国における経済改革の進展とともに、最近では民間企業が国有企業に模倣行為のすべて、あるいは一部を下請けに出すということも起きている。

では模倣行為、侵害行為の動機は何か。主に二つ動機づけを分けて考えることができる。一つは生活のためという動機がある。こういった人たちは往々にして法的な意識が十分でなく、模倣品を売ったりつくったりすることによって小銭を稼ぐという意識でいる。もう一つは巨額の利益を得られるという動機づけがあり、これはプロの模倣犯の動機としてよく見受けられるものである。

さて偽物の販売経路と流通経路はどうなっているか。中国には卸売市場がいっぱいあり、通常の小売・卸売市場と専門的な市場が模倣品の取引に使用されている。こういった場所から模倣品が入り込んでくる。中国で一番有名なマーケットとしては義烏（ギウ）小商品市場があり、山東省、河北省、広東省などにも同じようなマーケットがある。それ以外にもインターネットを使った偽物の流通も行われている。それぞれの地域でどのようなかたちで模倣品が流通しているのかという点だが、まず言っておかなければならないのは偽物の流通は広範囲で行われているということである。

沿海部の方が模倣品の流通は盛んである。沿海部の経済というのは高い生産能力と工業の製造能力ゆえに急速に発展し、ローカルな市場が早くから発展した。流通能力も高い。深せん、河北省などが模倣品の蔓延している地域として知られている。

三つ目に産業品によって模倣品というのは異なるわけで、模倣品は特定の省における特定の産業で広く見られている。たとえば広東省には中山（チョンシャン）という場所があり、化粧品の模倣品がよくある。小型家電製品などでは浙江省の寧波（ニンポー）、また福建省の泉州（チュワンチョウ）には電気通信機器、たとえば携帯電話の産業が盛んであり、模倣品も結果として多い。流通業者もそれらの地域の流通業者である。つまり、こういった地域の流通販売業者が全国に散らばってこういった商品を販売している。

中国の模倣品の新しい特徴は何か。一つ目は模倣品の生産と販売はより発見しにくくなっている、隠されてきている、そして組織的になってきているという傾向がある。

これに対して政府は対抗策を強化している。ただ政府が対抗策を強化したので、比較的エンフォースメントが弱い地域に模倣行為が移ってしまったという結果を招いている。

さまざまな場所で地域を超えて組織的に生産されるようになっているというのも最近のトレンドである。

また模倣品の製造・販売の地域化が徐々に進んでいる。模倣犯は沿海部に存在していることが多い。1 カ所で一つの模倣品を専門につくっているか、あるいは 1 カ所でさまざまな模倣品を広く扱っているケースもある。

[65] http://www.chinaiprlaw.cn/file/200502274279.html

四つ目に模倣品の輸送や販売の手法が多様化してきているということがある。その結果として、予防や取締まりがきわめて難しくなっている。

五つ目に場所によっては、たとえば広東省の汕頭（シャントウ）では模倣行為に対して地元での保護が利いているので、攻撃をすることが難しくなっている。

さて模倣品以外にも法律の網をくぐり抜ける侵害が増えているという傾向がある。たとえば企業の名称として著名商標やよく知られた商標を登録するという行為が広く見られている。こういった名称や商標を商品につける。たとえばこの商標はアディダスの登録商標と似ている。このロゴを使ってさまざまな店舗で商品を販売しているというのがこの事例である。

2 点目は著名商標に類似した商標や記号を使用するというケースが増えている。または包装のイミテーションも増えている。これはもともとの商品における包装の意匠を模倣したものである。たとえば高齢者の場合、特定することはなかなかできない。

三つ目 には部分的に類似した商標を登録して、実際に使用するときには著名商標により近いものにして使うというケースがある。こちらに出ているのがラコステのワニの有名な商標だが、中国には一言でワニといっても 100 種類以上の多様な商標があり、類似したかたちを商標局で登録する。登録のときでもこの様な感じなので、実際に使用する段階になると、もっとラコステの商標に似たものを使う。

さて、国際的な国境を超えた犯罪組織が模倣品を輸出するようになっているという最近の傾向がある。2003 年の 1 年間に中国全国で税関が知的財産権関連で調査した件数は 756 件、総額 6,797 万元に上っている。うち商標権の侵害が 741 件、6,693 万元、特許侵害のケースについては 14 件、104 万元、そして著作権の侵害が 1 件となっているので、主に商標権の侵害が数も金額も多いということがわかる。

オーバーシーズ・ミドルマン（海外中間商人）あるいは海外ブローカーという名前の下に、昔から国際的に模倣行為に従事している多くのグループがあったことは事実である。中国国内の卸や組織的模倣行為に直接関与する海外の犯罪者も出てきている。

模倣の対象となる国際的ブランドの幅が広がっており、税関による模倣品調査件数も増加している。法執行機関は侵害を判断するに足る証拠が十分ではないので調査は難しくなっている。

また国境で取引を行うというかたちの模倣品の輸出が多いので、外国企業の利益を害するだけでなく、中国の投資環境や中国に投資する外国企業の信頼も損なう結果となっている。その結果、どのような影響が出ているか。地場のマーケット、海外の市場、消費者の損失、ブランドの希釈、そして中国という国のイメージが悪化するという結果をこれらの侵害行為は招いている。

中国の模倣品対策キャンペーンの各種の措置について紹介しておきたい。中国では、これから申し上げるような方法で対策を講じている。まず行政的な手法、二つ目は司法による手法である。

中国における知的財産権保護には二つの方法がある。行政的保護と法的救済措置が並存しているというのが中国の制度の特徴である。権利者は、行政的保護、法的救済措置、あるいはその両方を選んで最大限の保護を獲得することができる。

AIC（工商行政管理局）という機関があるが、商標法、反不正当競争法の運用を担当している。中国では模倣品対策、商標の侵害などについては、AIC が最も権限の強い当局である。

商標法、不正競争法の中で AIC の公正取引局が最終的な権限を持つということが制定されている。また AIC が会社名の登記もすべて掌握している。

AIC は非常に大きなネットワークを持っている。したがって中国のさまざまなレベルにおいて AIC が活躍している。市町村レベルにおいても AIC があり、郡レベルにおいても配置されている。現在では総数が 3000 以上であり、総スタッフ数 55 万人以上を抱えている。このように非常に広範にわたってネットワークを抱えている、各地に普及しているということで、エンフォースメントの組織としてほかの行政機関に勝る力を有している。

こちらに AIC が取り扱った 4 年間の件数を示しており、毎年 2 万件以上が扱われているということが示されている。そのうち約 10%が外国関連の事案であった。

これらの事例のうち、37～80 の案件が司法機関に委託された。そして訴追された人の人数が 40～80 名となっている。

2004 年の上期において、AIC の商標エンフォースメント機関だけでも、商標侵害および模造品について 1 万件以上扱っており、総額 9,900 万元の罰金が課せられている。

知的財産権保有者あるいはその代理人は、AIC の各行政機関に対して不服を申立てることができる。市町村レベル以上のレベルに訴えることができる。それを受理した管理局は、その物品を封鎖するために職員を派遣する。そして現地で捜査して、侵害者の銀行口座を調べることもある。事実を収集して捜査をした結果、行政処分を課す。明確に証拠がそろっている場合には、謝罪をする、処分で補償する、あるいは金銭的な損害賠償を払うということが命じられることもある。

ただ、AIC の各レベルによっても保護のレベルにおいて格差があるということは事実である。法執行機関は地元の保護主義派の意見によって影響を受けるということは否めないし、透明性が欠如している部署もある。AIC はいろいろな企業の活動に関係しているので、偽造者ともかかわりがある。したがって、AIC システムにも欠点はもちろんある。

AQSIQ（品質監督検査検疫管理局）、もともと TSB とよばれていたところだが、ここが製品品質法を所管している。AQSIQ は近年、偽造品案件取扱いにおいて非常に重要な部署になってきた。AQSIQ の作業手続きは AIC と似ているが、AIC が知財を取り扱うのに対して、AQSIQ は品質問題を扱う。一つ AQSIQ の利点は、自治体からの意見の影響を受けづらいということである。また製品品質法の下で偽造品に関しても差し押さえ権が与えられているので、AIC よりもより大きな権限が AQSIQ には与えられている。ただ、損害賠償、あるいは商標の下で、たとえば民事法の下で金銭の支払いを命じるという権限は与えられていない。

さて、司法手続きだが、裁判所について。ほかの国でもそうであるとおり、裁判所が最終的な侵害案件の判断機関である。もし行政処分に不満足な場合は、侵害を受けた者が裁判所に訴えることができる。その場合、侵害行為に対して直接法的な手続きを開始することができる。また行政手続きに依存せずに直接裁判所に訴えて、司法手続きから始めることも可能である。しかし期間が長くかかるということと、コストも高くかかる。

よって侵害がきわめて深刻であり、侵害品の量が多い、額が膨大であるというときにのみ司法手続きが適している。

1996～2000 年、全国の裁判所が取り扱った第一審の知財案件の総数は 2 万件以上であり、そのほとんどが解決済みである。2000～2003 年、人民裁判所は知財に関連して 237 の案件の審議をした。そして全国の地方裁判所は知財に関する民事事件として 2 万 3,257 件扱った。うち 7,208 件が特許関連、6,397 件が著作権関連、2,508 件が商標関連であった。加えて約 5,000 件が技術契約そのほか、たとえば企業機密技術、植物新品種などのものも含まれている。そのうち 2,234 件がすでに判決決着済みである。2000～2003 年に受理されて裁判所が判断を下した案件の数が、1996～2000 年の総数に比べて大きく増加したことが見受けられる。知財関連の犯罪の増加に加えて、知財の刑事司法保護の幅も拡大した。4 年間で知財関連の犯罪は 1,369 件扱われ、決着した。商標関連が知財関連の 85%を占めていた。

次に公安局、警察であるが、97 年に改正された新刑法の下で、いかなる知財侵害であっても犯罪になるような侵害であった場合は、公安局において取り扱う権利があるということに規定されている。公安局が捜査して事実が明らかになったとき、検察に移行する。さらに権者は直接刑事裁判所に訴えて刑事裁判を開始することもできる。

公安局の内部の責任構造だが、中国の警察において知財関連の部門が二つある。まず治安部門、こちらは偽造品と著作権侵害を扱っている。もう一つ知財を取り扱っている部門があり、こちらのほうが重要であるが、経済犯罪摘発部門がある。こちらは商標および特許の侵害を扱っている。前者の治安部門が製品品質法を所管している。一方、経済犯罪摘発部門は商標法を所管している。2003 年において公安局は全国ベースで 3162 件処理し、逮捕した被疑者の人数が 5004 人に上ったということを示している。

結論だが、経験に基づいて、また中国の法執行状況の中で、ほとんどの知財権者はコストの低い、そして効率の高い行政措置を選びがちで、司法措置はあまり選ばれない。しかし実際においてそれぞれの案件の性質によって適した手続きが違い、最大の保護を与えられる手続きは侵害者の場所、状況にもよる。あるいは自治体の法執行制度の執行力にもよるし、効率や現地の保護主義者からの意見の強さにもよる。よってケースバイケースでベストなアプローチが選べるということである。

さて実際の作業だが、包括的な解決における主要な要素は以下の点である。いろいろな影響が偽造品、模造品によって起きるということで、国内、現地、海外の市場の流通、製造に対する影響を特定し、次に捜査機関を選ぶということである。

捜査をいくつかの段階に分けることができる。まず卸売である。卸売市場においてはかなりの偽造行為がはびこっているので、その拡散を防止するためにモニタリングを続ける。製造業者に対しては、偽造品の家宅捜査はかなり効果的である。詳細なる捜査を行うことによって刑事訴追につなげる。

情報交換だが、あらゆる面で情報の交換が重要である。特にマーケットからのフィードバックの情報が重要であり、また捜査会社との連絡を常に密に取ることが重要である。

迅速なレスポンス。常に偽造者の行為、場所も変えているので、タイムリーな情報を収集することが必要である。週末、あるいは夜間に活動する、そして数時間でも場所を変えてしまうので、時間がきわめて重要な要素である。

必要な法的文書の作成。まず知的財産権の登記である。商標、ブランド権所有者は、商標の登記に関して、プロダクトで使用している商標とまったく同一のものを登記するよう慎重に書類を作成することが必

要である。というのは、警察当局、中国当局は侵害の判断をするにあたって、こういった書類を精査して、偽造者が登記されているのと同じ商標を使ったか、その同一性を重視する。したがって、ジレットの G が大文字か小文字かということも重要になってくるわけで、そういった違いでも警察は疑問視する。

デザインは新規性が非常に重要である。近年においては家電製品の意匠に関連した案件を扱っている。アイロン、小さい台所用品など。意匠は非常に重要だが、新規性を確保するために前もって意匠を登記できないとなると、結局、事後に偽造品を取締まることは難しい。

包装だが、梱包物に関しても証拠が重要である。不正競争法の下でも偽造品よりも新製品のほうが先に市場に提供されたということを証明しなくてはならない。

周知商標は定義がまちまちであり、裁判所と AIC でも食い違っている。法律の下で周知商標の捜査は警察の判断で開始することができる。

三つ目に重要な知財について税関でも記録を取っていく、登記するということである。PR は非常に重要である。侵害の認定が難しい場合があるので、専門家の意見が必要であり、プロモーションをしなくてはならない。また被告側も PR の手法を使って、弁護士を雇ったり、自治体の支援を求めたり、マスコミを使って自らの立場を弁護しようとする。

刑事訴追の決定が、犯罪組織のネットワークを取締まるにあたって最も効果的な措置である。最近は知財案件にますます警察がかかわるようになってきて、非常に効果的な役割を果たしている。ただ問題は、資源の限界である。経済犯罪捜査部においては、ほかの経済犯罪で多額の金銭がかかわっている案件をも警察で抱えているので、彼らにとってはそれほど多額の金銭がかかわっていない知財を取り扱うことができない状況である。刑事捜査を始めるにあたっては、捜査当局と知財権者の協力が必要である。深刻な刑事犯罪がない限り、警察はかなりオーバーロードの事件を抱えているので、資源を投入しようとしない。

裁判所のアクションだが、中国政府は意図的に行政当局の権限を削減して、権限を裁判所に移行しようとしている。したがって、市町村によっては侵害事案を受理しようともしないところがあると聞いている。侵害者に訴えられるリスクがあり、敗訴する場合もあるので、市町村の行政部門ではかなり慎重になってきており、それを取り扱おうとしない。したがって、これからは裁判所がより大きな役割を果たしていくことになるだろう。

最後に、中国政府がいかに模倣品対策に力を入れているかということを示したい。特に今年になってから力を強化しており、市場経済標準化オフィスというのを設立した。また国家知財保護局を 5 月に設立している。このオフィスはあらゆる法執行機関が加盟しており、呉副首相が長を務めている。国民によって特別プロジェクトも開始されている。また刑法の改正が予定されており、模倣品の規制基準の額を 10 万元から 1 万元に引き下げよう、取り扱う最低レベルを 50 万元から 15 万元に引き下げようという動きがあるようで、これはよい傾向であり、捜査ができるようになる。

1	How to Effectively Organize the Anti-counterfeiting Works in China Bai Gang (Wan Hui Da Intellectual Property Agency, Beijing, China)
2	Outline ・ A General Overview of Current Situation ・ Measures Available in Anti-counterfeiting Campaign in China ・ Working Methods
3	A General Overview of the Current Situation ・ Features of Counterfeiters ・ Motivations behind Counterfeiting and Infringement ・ Marketing Channel and Distribution of Fakes ・ Regional Distribution of Counterfeits ・ New Characteristics of Counterfeiting in China ・ Different Impact of Counterfeiting
4	I. Features of Counterfeiters
5	・ Counterfeiters are generally small and medium-sized enterprises and individuals. Mostly are privately owned enterprises, individual ones. ・ A few foreign-invested enterprises along with Hong Kong, Macao and Taiwan investors also participate in counterfeiting. ・ With the trend of economic reforms, some privates may contract a (or a part of) state owned business for counterfeits.
6	II. Motivations behind Counterfeiting and Infringement
7	・ Make a living / without enough legal awareness ・ Make huge money/professional counterfeiters
8	III. Marketing Channel and Distribution of Fakes

9	・ Trading markets Normal Retail and Wholesale Trading markets and specialized markets have become the main collecting and distributing centers of counterfeits. Many counterfeits enter into markets through these places. Famous Markets: Yiwu Small Commodity Wholesale Market, Shandong Lin Yi Lan Tian Market, Shenyang Wuai Wholesale Market, Hebei Shijiazhuang Nan San Tiao Market and Guangzhou Xingfa market. ・ Internet
10	IV. Regional Distribution of Counterfeits
11	・ First, distribution of fakes is geographically wide in scope. 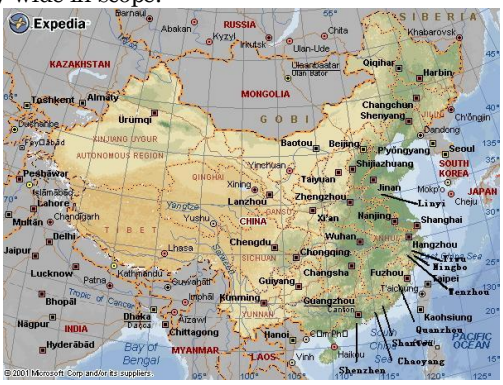
12	・ Second, counterfeiting is more prevalent in coastal areas. The economy in coastal areas has developed quickly with strong production and industrial supporting capabilities, due to the early development of regional markets in these areas and strong capacity therein for distribution.
13	・ Third, the regional distribution of counterfeits differs within various industries, as counterfeits are prevalent in specific industries in some provinces. (some examples like Xiashan in Guangdong for cosmetics, Ningbo for Small household electrics and Quanzhou for tele-communication products)
14	V. New Characteristics of Counterfeiting in China
15	1. The production and sales of counterfeiting are becoming more hidden and organized.
16	・ First, as the government has adopted severe combating measures, the locations where counterfeiting takes place have moved to areas where enforcement is relatively weak. ・ Second, counterfeits are increasingly produced in an organized manner, in different locations and across regions. ・ Third, regionalized manufacture and sales of counterfeit products are gradually becoming more obvious. Counterfeiters are more likely to be located in developing coastal areas. Some of these places are characterized by “one place specializing on one counterfeit product” or “one place specializing on several counterfeit products”. ・ Fourth, the methodology of transportation and sales for counterfeit goods have become more diversified, which makes prevention and administrative work more difficult. ・ Fifth, There are still some specific areas like Shangtou, where the counterfeiting activities are extremely difficult to be attacked.
17	2. Besides the Counterfeit, the Infringement Develops in Order to Evade Legal Bounds
18	(1) To register famous or well-known trademarks as the names of enterprises, which are distinguished on the products.

19	 Shenzhen adidas Industrial Limited Shanghai Branch Authorized cooperation items: Sport garments, sport shoes, T-shirts, leisure jackets, leisure trousers, jeans, hats, gloves…
20	(2) The use of trademarks and signs, which are similar to well-known ones, or imitation of packaging.
21	 Packaging of DANONE's products Packaging of Infringer's products
22	(3) By registering similar or partly similar trademarks, and make it more close to the well-known brands when actually using.
23	
24	3. Trans-National Criminal Groups Export Counterfeits

25	In year 2003, the customs nationwide totally investigated cases in respect of intellectual property amounting to 756, with a value of RMB 67.97 million yuan. Among these cases: - trademark infringement cases: 741, with a value of RMB 66.93 million yuan - patent infringement cases: 14, with a value of RMB 1.04 million yuan - copyright infringement cases: 1
26	There are many groups engaging in trans-national counterfeits for a long time under the name of "overseas middleman". It is noteworthy that overseas criminals have also begun to participate directly in China's domestic wholesale and organized counterfeiting activities. Also, counterfeits are exported through boundary trade, which makes investigation and supervision more difficult. Counterfeit exports not only harm the interests of foreign companies, but also severely affect the investment environment in China and the confidence of foreign enterprises investing in China.
27	VI. Different Impact of Counterfeiting
28	• Local Market • Overseas market • Consumers' Lost • Diluting the brand • The Image of China
29	Measures Available in Anti-counterfeiting Campaign in China In China, anti-counterfeiting are carried out through the following methods (based on different laws and law-enforcement organizations): I. Administrative method II. Judicial method
30	I. Administrative method
31	The most famous characteristic of China's intellectual property protection is the "double track" system, that is, administrative protection and legal relief existing at the same time. The rights-keepers can choose either way to be protected to its largest extent.
32	1. Administration for Industry and Commerce (AIC) -- <Trademark Law, People's Republic of China>, <Anti-Unfair Competition Law, People's Republic of China>
33	(1) In China, State Administration of Industry and Commerce is definitely a powerful authority in cracking down on counterfeiting actions and infringement of trademarks and packaging and dressing. Trademark Law and Anti-unfair Competition Law stipulate that the right of ascertainment lies in trademark department and Fair Trade Bureau under AIC. Besides, the AIC also takes charge of business name registrations at all levels.
34	(2) The advantage of AIC is in its extensive organizations. In China, enforcement organs of AIC are indispensable a part in the government at different levels. AICs are set up in the town level governments, and divisions of AIC are set up in the county level governments. At present, the number of AICs is more than 3000; and the staff thereof totals 550,000. This extensive and permeating way of organization guarantee that enforcement organs of AIC are sufficiently staffed and have substantial force, which is unmatchable for any other administrative organs.
35	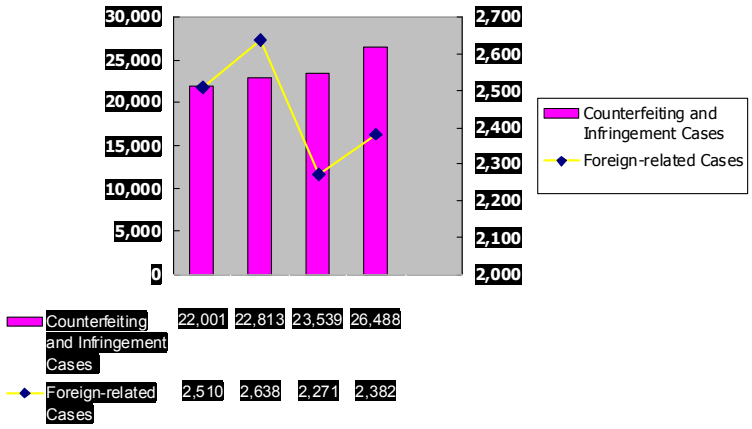

36	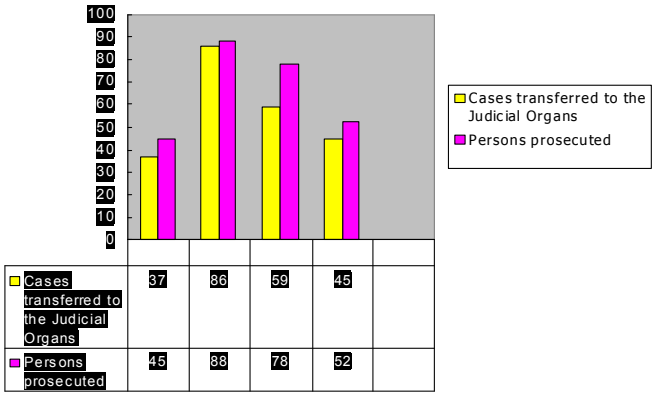
37	(3) Within the first half year of 2004 only, Trademark Enforcement Organs of AICs throughout China handled 10,515 cases of trademark infringement and counterfeiting, involving a total sum of fine of RMB 99,000,000 yuan.
38	(4) As a rule, owners of intellectual property or their agents can launch complaint about infringement acts with administrative organs of AIC of/or above town level, which are supposed to immediately send officials to seal up the site of infringement. They may hold in custody the sham products, confiscate the false logos, machines and equipment, and inspect the infringers' account. Finally, AIC will decide a disciplinary sanction against the infringer in accordance with the results of investigation and gathered facts. With unquestionable facts and ironclad evidence, the infringer may also be ordered to apologize to the infringer, to submit a written guarantee, or even to make economic compensation.
39	(5) One thing worth of mentioning is that there are some defects in seeking protection through AICs at different levels, e.g., law enforcement organs are not infrequently influenced by local protectionism. Besides, in dealing with counterfeit products, there is still some in-transparency exist somewhere.
40	2. Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine (AQSIQ, formally called TSB) -- <Product Quality Law>
41	AQSIQ has become an important force in handling counterfeit acts in recent years. The working procedure of TSB is similar to that of AIC, except that it is confined to the quality problems instead of intellectual property problems. The advantage of TSB lies in the relatively less local disturbance from local governments. Furthermore, Product Quality Law stipulates the confiscation of infringing and counterfeit products, which gives AQSIQ stronger enforcement power than AIC. However, TSB has no right to make decision about compensation, or other civil rights of the owners.
42	II. Judicial measure:
43	1. Court
44	(1) As in other country, court is absolutely the final and most authoritative judicial organ in handling infringement cases. Either party may take legal proceedings when he is not content with the administrative arrangement. The party concerned may directly start legal proceedings in court against infringement actions without resorting to administrative measure first. However, legal proceedings have their own defects, to name only the lengthy waiting, complicated procedures and high cost
45	(2) Experience tell us that legal proceedings are necessary only when the infringement action is very serious and the quantity of infringing products is large and the sum involved is huge or when the illegal action meets the standard of criminal case

46	(3) From 1996 to 2000: the courts nation wide had altogether accepted and heard Cases of First Instance of disputes in respect of intellectual property amounting to 20697, among which 20812 have been finished; From 2000 to 2003, the Supreme People's Court had accepted and heard 237 cases in relation to intellectual property and local courts nationwide had accepted and heard civil cases in respect of intellectual property amounting to 23,257, among which there were 7208 cases in respect of patent, 6397 cases in respect of copyright, 2508 cases in respect of trademark, 4982 cases in respect of contract of technology and other cases in respect of intellectual property such as technology secret and new varieties of plants, among which 2,234 cases have been finished.
47	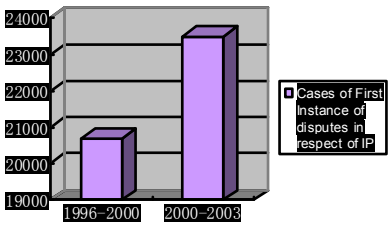 Comparison of cases between 1996-2000 and 2000-2003 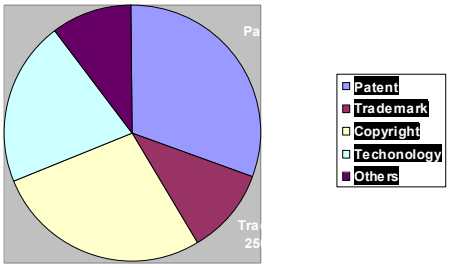 Cases from 2000 to 2003
48	(4) Along with the increase intellectual property-related crimes, we have also widened the criminal judicial protection of intellectual property. In 4 years' time, there were 1369 intellectual property-related criminal cases the cognizance of which was finished. These cases fastened on crimes relating to trademark infringement accounting for 85% of property-related criminal cases.
49	2. Public Security Bureau (PSB)
50	(1) According to the new Criminal Law revised in 1997, any intellectual property infringement which constitutes crime may be reported to PSB. When the facts are made clear by the investigation carried out by public security organs, the case shall be transferred to procuratorial organs and legal proceedings will be taken against the criminal. Moreover, the owner of right may also directly start a criminal lawsuit in court. Therefore, in the event of a serious infringement action, one can resort to public security organs when necessary.
51	(2) Internal division of responsibilities of public security organ for investigating cases of suspected crimes of counterfeiting • Social Order Department: responsible for the cases involving counterfeit and inferior goods and infringement of copyright • Economic Crimes Investigation Department: responsible for the cases involving counterfeit trademarks and counterfeit patent
52	**General Overview of Cases in respect of Intellectual Property in Year 2003**

Administrative / Judicial Authorities	Cases	Remark
Administration for Industry and Commerce Bureau nationwide	Accepted and disposed 37489 cases	Involving a total sum of fine of RMB 242 million *yuan*
Intellectual Property Office nationwide	Accepted and disposed 1600 cases	
Copyright Bureau nationwide	Accepted 23013 cases	Increased 76% than last year
Customs nationwide	Disposed 756 cases	
Public Security Bureau nationwide	Disposed 3162 cases	Arrested 5004 criminal suspect
Supreme Court	Accepted 401 cases, among which 399 were finished	551 people prosecuted

53	Conclusion ・ According to experience and the law enforcement condition in China, we find that most owners of right choose the administrative measure which is highly efficient and costs low as compared with judicial measure. In practice, however, we should deal with a specific case according to its specific nature. As to which measure can protect the legal right to the greatest extent, it depends on the situation at the place of infringer, such as the enforcement force of local law enforcement organs, working efficiency, influence of local protectionism, etc. The best approach can be chosen only after analysis of all potential factors.
54	Working Methods Comprehensive resolution scheme in respect of effective implementation of anti-counterfeiting activity
55	I. Strategy preparation: ・ Deciding the key points; ・ Picking out the professional investigation agencies
56	II. Investigation: 1. Wholesalers : Monitor the major wholesale markets effectively in order to prevent spreading and circulation of the counterfeits and find the sources of the counterfeits 2. Manufacturers: Striking the manufacturers of counterfeits has always been the main purpose of fake striking by trademark owners 3. In-depth Investigation and seeking for criminal prosecution:
57	III. Information Exchange The IP owners should from time to time comprehend information on counterfeiting and infringement by all means and inform the agents, especially the feedback information from the department of market. Besides, authorization can be issued to contact with the investigating companies and encourage the local investigating companies to inform the sightings.
58	IV. Quick Response The communications between the IP owners and the agents should be sufficiently quick as the situations of counterfeiters are changing all the time. It is always important to take the action at the right time.
59	V. Preparation of Necessary Legal Basis/Documents 1. Register of Your Intellectual Property (1) Trademarks: Use situation (Capital letter or small letters, for example GILLETTE and Gillette) (2) Design: Novelty (3) Packages: Use evidences 2. "Well-known trademark" 3. Customs Recordal with its important intellectual properties.
60	VI. Public relation
61	Public Relation is somewhat important and necessary when: ・ There is a very big case and the other party is powerful and well protected; ・ There seems to be some difficulty for cognizance of the infringement ・ The defendant uses PR as a weapon to defend itself.
62	VII. Criminal Prosecution
63	・ The deterrent of Criminal Prosecution is the most effective measure; ・ Criminal investigation is the most effective measure to sort out the network and organization of the counterfeits
64	・ The police involved more and more on the IP criminal cases and becomes very effective and important; ・ There exists lack of recourses of police and the problem seems not easy to be solved.
65	・ To start a criminal investigation, both the investigation agent and the IP owner must be fully cooperative; ・ In practice, the IP owner should undertake enough investigations to acknowledge as much as information in advance;
66	VIII. Court Action The trend of the IP enforcement/protection is shifting from the administrations to the court

67	The Chinese Government Pays Great Attention on the Anti-counterfeiting Issue ・ MORO - The National Office of Rectification and Standardization of Market Economic Order ・ State Office of Intellectual Property Protection - May 2004 ・ Special Project of Intellectual Property Protection by State Council - August 2004 ・ A modification of the criminal code is expected shortly to lower the threshold of counterfeiting criminal liabilities;
68	Thanks! baigang@wanhuida.com

２．２．４．中国　出張調査報告

事務局（出張者：渡辺博史、今村哲也）

(1) 清華大学法学院

日時　2004 年 8 月 17 日（火）10 時～12 時

場所　中国北京市海淀区清華園法学院 3 階研究室

相手　李旺(Li Wang)助教授

内容

李旺助教授は昨年度『国際民事訴訟法』（清華大学出版社、2003 年 9 月）を出版し、中国の国際民事訴訟法の議論に詳しい専門家である。質問事項にしたがって回答していただいた。また、質問以外に伺った見識としては以下の通り。

中国では、従来から外国判決の承認執行の問題について、司法共助に関する二国間の取決めとして位置付けてきた。そのため、国際裁判管轄と抵触法について議論が多いが、外国判決の承認執行の問題については議論が少ない。この問題は、国際民事訴訟法や国際私法の解釈問題という位置付けではなく、二国間の司法共助条約がある場合の特別の問題として理解されている。かかる条約がなければ、外国判決の承認執行は認められない（離婚判決を除く）。

日本や米国と中国との間に司法共助条約は存在していない。司法共助条約の取決めについての動きが存在したかどうか分からないが、恐らく具体的な交渉等はないと思われる。日本政府の方が消極的なのではないか。中国は従来から司法共助条約を多くの国と締結してきたという一定の方針がある。

相互保証という点では、日本の要件は 4 つ（民事訴訟法 118 条の 1 項から 4 項）、中国の要件は 2 つ（互恵原則、公共秩序原則）であり、要件を比べると日本の方が厳しく相互保証がないということになる。日本は 4 つだが、明確に要件が規定されているのだから、予測可能性という点からは緩やかと考えられるのではないかと伺うと、そうだが、中国が 2 つの要件以外に不明確な要件を有しているわけではないので、4 つの要件のある日本の方が厳しく、やはり相互の保証はないと思われると回答された。もし、日本の裁判所が中国の判決を承認した場合には、相互保証を認めるという解釈を中国の裁判所が行うかどうか聞いたところ、もし日本の判決がでても、中国の裁判官は知らないと思われ、解釈では難しく、一番明瞭なのは司法共助に関する条約の存在だと思われるということであった。

なお、給付判決について、中国で承認を否定した事例として、大連市中級人民法院 1994 年 11 月 5 日裁定があり、大阪地裁に中国判決の承認を否定している判例がある。

以下に、質疑事項とその回答をついて示した。

1. 国際裁判管轄

1.1【国際裁判管轄の一般原則】国際裁判管轄に関して定める法律等について教えてください。

○民事訴訟法 243 条以下及び民事訴訟法司法解釈を適用している。

1.2【有効性判断の国際裁判管轄】外国で付与された知的財産権の有効性を専ら審理する管轄は、中国の裁判所に認められていますか？

○議論はあるが、現状では認められないと思われる。

1.3【侵害訴訟の国際裁判管轄】外国で付与された知的財産権の侵害訴訟を、中国で裁判する場合の管轄事由を教えてください。

○難しい問題であるが、中国で認められた特許でなければ、侵害とはいえず管轄は認められないだろう。

1.4【侵害訴訟で権利の有効性が前提問題となる場合の裁判管轄】外国で付与された知的財産の侵害訴訟において有効性が前提問題（先決問題）となる場合、侵害訴訟について国際裁判管轄を有する裁判所が、当該知的財産の有効性についても判断できますか？

○ハーグでも議論があるが、1.3 と同様、認められないだろう。

1.5【合意管轄が国際裁判管轄として認められる場合】中国において合意管轄が国際裁判管轄として認められる場合を教えてください。

○合意管轄は国際裁判管轄として認められている。

1.6【国際的訴訟競合】中国と外国で同一事件が同時に係属した場合の処理について教えてください。

○二国間条約にはこれに関する規定が存在するのでそれに従う。条約関係がなければ、外国の訴訟係属は考慮しない。

2. 外国判決の承認と執行に関する調査項目

2.1 外国判決の承認・執行の対象

2.1.1 外国判決の承認・執行の対象となる裁判形式について定める規定を教えてください。

2.1.2 次の(1)から(3)の裁判形式は、外国判決の承認・執行の対象となりますか？
(1)確定判決、(2)差止め命令、(3)租税判決・刑事判決。

○確定判決のみ。差し止め命令は承認・執行の対象とならない。租税判決や刑事判決も行政の問題であり、司法の範囲ではないから対象とならない。

2.1.3 上記(1)から(3)以外で、外国判決の承認の対象とされた裁判形式はありますか？

○海事に関しては、海事訴訟特別手続法に特別の規定がある。

2.2 外国判決の承認・執行に関する要件

2.2.1 間接的国際裁判管轄

2.2.1.1【管轄要件一般】日本では外国判決を執行する場合、日本の国際民事訴訟法の原則に照らして判決国が裁判管轄権を有することを要求しています（間接的国際裁判管轄）。かかる要件について定める中国の法規定を教えてください。

○外国裁判承認執行について規定する 268 条には、間接国際裁判管轄の要件が存在していない。

2.2.1.2【合意管轄】合意管轄について、日本では、当該事件が日本の専属管轄に属する場合でないかぎり承認されています。中国では間接的国際裁判管轄に関する合意管轄についてどのように規定されていますか？

○間接的国際裁判管轄の要件がそもそも存在しない。ただし、合意管轄は、国際裁判管轄の事由として認められているのは前述の通り。

2.2.1.3【義務履行地による裁判管轄】日本では、債務者はその地における義務の履行を予測しているので、その義務履行地での応訴を期待しても不当ではないという考慮から、義務履行地の国際裁判管轄が認められる場合があります。中国ではどのように規定されていますか？また、日本では、義務履行地の国際裁判管轄を認めるためには、契約に義務履行地が明確に記載されていることが必要とされています。中国では契約に義務履行地を明確に記載していない場合に、義務履行地の国際裁判管轄が認められる場合がありますか？

○契約の履行地として定めがあれば認められるだろうが、定めがなければ認められないだろう。

2.2.1.4【不法行為に基づく損害賠償】不法行為に基づく損害賠償の義務履行地である原告の住所の管轄裁判所を認めるという考え方は、中国では承認されていますか？

○中国ではこのような考え方はないと思われる。財産地が原告の住所地であれば、裁判管轄は認められる。

2.2.1.5【積極的誘引、共同不法行為の裁判管轄について】

○共同不法行為の国際裁判管轄については規定がない。しかし、不法行為についてはあるため、解釈としては可能かもしれない。例えば、日本の部品製造業者と中国の輸入業者を共同不法行為者と考えられるような場合があるだろう。しかし、日本の不法行為者が応訴しないと裁判管轄が認められない。したがって、意味がないと思われる。

2.2.1.6【Long arm 法に基づいて対人管轄が認められた判決の承認・執行】例えば、U.S.カリフォルニア州に

営業所を有し、中国に本社があるYに対して、アリゾナ州のXが民事訴訟を提起したとします。
アリゾナ州の裁判所が、Long arm 法に基づき、Yの対人管轄を認め、損害賠償を認めた場合、Xはアリゾナ州裁判所の判決を中国において承認・執行できると思われますか？
○米国との間には司法共助に関する二国間協定が存在しないので、承認・執行はできない。
2.2.1.7【仲裁契約を無視してなされた外国判決】妨訴抗弁となる仲裁契約の存在を無視して判決がなされたとします。中国の裁判所で当該外国判決の執行判決を審理する場合、仲裁契約の存在を無視したことが、どのように扱われますか？
○公序に違反するといえるかもしれないが、事例がないので分からない。
2.2.2 送達要件
2.2.2.1【送達要件一般】日本では、被告の防御の機会を確保する趣旨から、外国における公示送達は外国判決承認・執行の送達要件として認められていません。中国では外国における公示送達を外国判決の承認・執行の送達要件として認めていますか？
○これについてはハーグ条約に規定があると思うが、中国も認めていない。
2.2.2.2【送達条約、民訴条約、送達に関する二国間協定】外国から日本への訴状の送達をする場合、両国が送達条約または民訴条約に加盟していれば当該条約に従い、その他の送達に関する二国間協定があればそれに基づいて送達される。中国が加盟ないし締結している送達条約、民訴条約、二国間協定にはどのようなものがありますか？日本との関係はどうでしょうか？
○中国はハーグ条約に加盟している。また、司法共助に関する二国間条約については、1985 年から 2001 年 11 月までの間で、発効しているものが 41 件、未発効のものが 13 件存在する。
2.2.2.3【訴訟開始文書の送達の要件】中国において有効と認められる訴訟開始文書の送達の要件について教えてください。
○中国も基本的には裁判所が送達する。
2.2.2.4 送達が被告に対して直接郵送によってなされ、民訴条約や送達条約の定める正規のルートによって送達がなされない場合、送達要件を欠くことになりますか？直接郵送に翻訳文が添付されていた場合も送達要件を欠くことになりますか？
○中国国内は直接郵送と公示送達は認めている。ただし、外国との関係では認めていない。
2.2.3 相互保証要件(reciprocity)
2.2.3.1 中国では、当該外国判決を行った外国が、中国と同等の条件で中国の判決を承認・執行してくれることを要件としていますか？
○民事訴訟法 268 条に相互保証要件が存在する。
2.2.3.2 相互保証要件を厳密に審査すると外国判決の承認・執行が困難となります。日本では、最高裁判所が「部分的相互保証理論」を採用し、日本では、当該外国において日本の判決が日本の判決承認・執行規定の条件と重要な点で異ならない条件の下に効力を有する場合には、相互保証の存在を肯定しています。
中国では、かかる部分的相互保証理論を認めていますか？
○条約関係がないと相互保証があるとは認められないと思われる。
2.2.3.3 公序良俗要件
○公序良俗要件については民事訴訟法 268 条に要件として規定されている。
2.2.3.4 中国では、懲罰的損害賠償を認める外国判決を承認・執行することができますか？
○例がないので、できるかできないかは不明である。なお、米国との関係が問題であれば、相互保証がないことを理由に認められないだろう。
2.2.3.5 中国の裁判所は、中国と外国の両方で同一事件につき訴訟が競合した場合（国際訴訟競合）、中国での訴訟係属や判決が「公の秩序」を構成するとして、外国判決の承認・執行を拒絶することができますか？
○二国間条約には、国際訴訟競合について規定があり、拒絶されることになる。また、二国間協定には、第三国の判決を承認した場合についても他方の国では拒絶されることが含まれている。司法共助に関する条約関係がない場合、外国での訴訟係属や判決の存在は考慮しない。
2.2.3.6 中国では、中国の知的財産権を扱った外国判決を承認・執行することができますか？
○未だない。条約次第と思われる。
2.2.4　承認・執行の手続き
2.2.4.1【承認・執行に要する手続き】中国において、外国判決の承認･執行に関する判決を取得するための手続きを定める具体的規定を教えてください。
○普通の訴訟とは異なる。裁定という形式で行われる。一審限りで、上訴は認められていない。この点、日本と異なっている。ただし、離婚判決については、裁判の形式で行われる。
2.2.4.2【実質再審査の禁止】中国の裁判所では、外国判決の承認・執行において、外国判決の判決理由や証

拠を再度審査しますか？
○一般的には審査しない。
2.2.4.3 外国判決の承認・執行にはどの程度期間が必要ですか？一般的に、普通の訴訟よりも、時間は必要ですか？
○普通の訴訟よりは、一審限りで控訴がないので、相対的に時間はかからない。
2.3 知的財産権訴訟に特化された外国判決の承認・執行に関する制度はありますか？
○ない。
2.4 知的財産関連の外国判決の承認・執行の判例等がありましたら教えてください。
○ないと思われる。
2.5 外国判決の承認・執行の運用、統計の有無
○分からない。
2.6 外国判決の承認と執行に関する法改正の動きがあれば教えてください。
○ない。
2.7 外国判決の承認・執行の問題に関する参考文献（中国語）があれば教えてください。
○以下のものがあげられる。
(1) 李双元著『国際民事訴訟法概論(第二版) 教育部指定研究生教材』(武漢大学出版社、2001 年)
(2) 李浩培著『国際民事程序法概論』(法律出版社、1996 年)
(3) 肖永平著『国際私法原理』(法律出版社)
(4) 彭世忠編『国際民商事訴訟法原理』(中国法制出版社、2000 年 9 月)

3. 域外適用関連
3.1 知的財産権の域外適用に関する規定及び判例の有無（例えば、米国特許法 271 条(b)の「Active Inducement」（積極的誘引侵害））
○日本の製造業者と中国の輸入業者について、中国の権利者の権利に対する共同不法行為とみなされ共同訴訟の形式になれば、中国の知的財産権を外国の行為者に対して適用する可能性もあるのではないか。

(2) 北京林達劉知識産権代理事務所

日時　200４年８月 17 日（火）14 時～15 時 30 分

場所　北京林達劉知識産権代理事務所

相手　劉　新宇　（Liu Linda, 所長　中国弁理士）
　　楊　静　（Yang Lily, 専利管理部部長　弁護士）
　　王　主軍　（Wang Vic, 専利代理部　専利工程師）
　　陳　立航　（Chen Leon, 専利工程師）

内容

- AIPPI より本調査研究の主旨、今回の訪問の目的について説明。
- 中国の水際対策に関しての質問票について主旨を説明。どのように中国海関にインタビューしたらよいかを質問。
- 劉氏より中国海関の状況の説明があり、現在とても混乱しており、外国人の訪問は受付けてくれないだろうとの事。中国国内の事務所を通して聞き取りを行った方が良いだろうとの事。また、現状の調査は海関で良いだろうが、今後の政策を含めた方針の調査には政府側の担当者へのヒアリングが必要だろうとの事。そこで劉氏に調査とレポートの作成を依頼する。目標期間は３ヶ月で 11 月末までの完成。どのレベルまで突っ込んだレポートにするかは経済産業省と相談して正式に連絡することとする。
- 中国に対して、香港は別のシステムで運営されている。一国二システム。
- 香港の税関担当官のレベルは中国と比べて高い。
- 担当官の教育が執行能力向上のキーポイントだ。

２．３．香港

２．３．１．香港税関からの質問票に対する回答

香港税関に要請した質問票の回答を以下に示した。

１．現行法制における模倣品等の税関取締り

(1) 模倣品や侵害品等の規制根拠となる法律や規則を教えてください。

法令第 60 章輸出入条例（Import and Export Ordinance(Chapter 60)）は、すべての貨物について申告書および積荷目録を要件として義務付け、また光ディスク原版および複製機器の輸出入についてライセンス要件を課しているが、これとは別に、以下の法律および規則が水際取締り手段について規定しており、輸入品をコントロールしている。

(a) 香港法令 362 章商品説明条例(Trade Descriptions Ordinance)30A 条ないし 30K 条、および

(b) 法令 528 章著作権条例 135 条ないし 144 条および 262 条ないし 272 条。

(2) 税関での取締りは、輸入の他に、「輸出」の管理や「輸出規則」も対象となりますか？

(1) に同じ。

(3) 輸出が規制されるのは、自国の知的財産権が侵害されている場合ですか、それとも輸出品の仕向地における知的財産権が侵害されている場合ですか？

香港では著作権条例および商品説明条例に基づきすべての種類の知的財産権に対する輸出規制を行うことになっており、香港の知的財産権または仕向地の権利であるかに関わらない。

(4) 税関での取締りの対象とされている権利を教えてください（商標権、著作権、意匠権、特許権、実用新案権、形態模倣品等）。

著作権および商標権。

(5) 不正競争防止法に違反する物品は税関取締りの対象ですか？

いいえ

(6) 権利者は、権利侵害の疑いのある物品や輸入者を、税関に事前に登録し、申請したりする制度はありますか？　どの様な手続ですか？

はい。すべての権利者は、調査のために、香港税関に対して著作権侵害または商標偽造の事実を申立てる権利を有している。権利者は、調査のために、税関の直通電話もしくは郵便により、または香港税関知的財産捜査局(Intellectual Property Investigation Bureau)に対して直接に申立てることができる。知的財産捜査局登記課(Recordation Office)が、知的財産侵害品に対するすべての申立てを受付け審査するための集中連絡所として設立されている。権利執行措置が行われるのは、香港税関の登記要件にしたがって、権利者が登記課に当該商品に関する商標または著作物を登記した後である。

(7) 再犯者を管理するために、輸出入業者や輸出入製品をリストしたブラックリストのようなものはありますか？　また、そのリストは一般に公開されていますか？

そうしたブラックリストはない。しかし、香港警察がすべての著作権侵害について有罪判決を受けた被告人の刑事犯罪記録を保有している。

(8) 税関と裁判所との情報のやり取りはどの様に行われていますか？

香港の法制度において、裁判所の判決は独立している。税関は、裁判所とは直接の連絡を有していないが、Legal Department の検察官により知的財産権事件の公判審理を開始する。

(9) 裁判所の仮処分申請の手続と税関での貨物の通関手続きとの関係について教えてください。仮処分申請中、貨物は留置されますか？

TRIPS 協定に応じて、権利者は、申請者が権利者である著作物の侵害複製物であると疑われる輸入品を遮断し保留することを税関に対して求める第一審裁判所による留置命令(detention order)を申請することができる。しかし、税関はまた、通関手続中、模倣品ないし侵害物が刑事捜査を必要とする合理的疑いを有する場合、権利者の請求なしに、それらの物品を留保することができる。留置命令の申請手続きは質問（1）の回答に引用されている二つの条例の条文に規定されている。

(10) 権利者が税関に対して侵害が疑われる物品のサンプルの提供や現物調査のような証拠保全の申請をする場合、税関は協力しますか。

著作権条例 141 条および商品説明条例 30G 条の下、権利者は留置命令により押収されまたは保留された物品のサンプルを閲覧しまたは取得することが認められている。

(11) 税関は、権利者の申立てがない場合でも、職権で取締りを開始することがありますか？

はい。香港税関は、権利者の請求なしに、著作権侵害または商標偽造罪が疑われる場合に、事前の権利執行措置を行うことになる。

(12) 税関内に権利侵害の認定機関や組織はありますか？　税関の認定と司法判断との関係を教えてください？

いいえ。裁判所が知的財産侵害の裁判のための機関であるのに対し、香港税関は、香港の法律にしたがって、権利執行措置に対する義務を有する。

(13) 税関で押収した模倣品等は廃棄されますか？　競売される事はありますか？

すべての留保された侵害物は、没収命令が裁判所から得られた後、破棄されることになる。しかし、裁判所または治安判事（magistrate）は、当該物品に付された、誤った商品表示が除去されることを条件に、当該物品を権利者に解放するとの命令を出すことができる。

(14) 税関の処分に対する異議申立制度について教えてください。

いかなる当事者も侵害が疑われる物品に対してなされた権利執行措置に関して香港税関によりなされた決定に対する不服を裁判所に対して申立てることができる。

(15) 輸入者と権利者との間の調停の手続はありますか？

いいえ。

(16) 税関では、特許や意匠等のレベルの高い侵害の取締りを実施していますか？　また、その取締り能力は十分ですか？

いいえ。香港税関は特許または工業的意匠の侵害に対する権利執行の責任を有していない。

(17) ある特定の特許製品にのみ使用される部品（間接侵害品）を取締まることは可能ですか？

同上。

(18) 税関の取締りの障害となっている法律上の問題はありますか？　また、取締りを行う場合に事実上問題となっていることがあれば教えてください。

いいえ。

２．今後の国内政策・取組み

(1) 現在、新たに取組んでいる模倣品対策に関する政策や、政策を実施している政府組織はありますか？具体的にどのような政策がなされていますか？

香港における著作権海賊行為に対して一貫した政策がある。その戦略は、権利執行と教育という基本的な二つの部門に分かれている。香港の税関は知的財産権法の刑事的な制裁を執行する一方、教育活動を実施する責任は主に、知的財産局にある。

(2) 模倣品に対する税関の取締りに関して、国内法改正の予定があれば教えてください。

香港は強固な知的財産制度を有しており、それは民事および刑事双方の規定について包括的かつ適切な立法を含んできる。知的財産立法は、必要のある場合には、社会的必要が変化するのに対応して、改訂、改正がなされる。

(3) 取締りを行う税関職員の能力向上への取組みや、研修・教育は行われていますか？

はい。侵害疑義物品の確認や対処に関する知識や能力を向上するために、税関の職員に対して様々な教育プログラムが存在している。

(4) 税関内部で模倣品等の侵害情報のデータベース等による管理は行われていますか？

香港税関はそうしたデータベースを保有していない。

３．二国間協定

(1) 二国間の税関で相互に協力をしている国はありますか？その協力の内容について教えてください。

WCO や RILO を通して、香港税関は、知的財産権の保護に関して海外の対応機関と密接な協力関係を有している。中国本土にある我々の対応機関のために、知的財産権の保護に関する情報交換、共同作業そして援助のための相互協定の下、様々な連携機構を設立している。

(2) 香港の締結した FTA や二国間協定での税関取締りの規定はありますか。特別な規定があれば教えてください。

いいえ。

(3) 模倣品の取締りに関して、米国からの要求による特別な対策はありますか？

知的財産権侵害に関する合衆国の要求に基づいた水際取締り措置はない。

４．多国間協定

(1) WCO や ICPO 等の国際組織との協力体制はありますか？実際の運用があれば教えてください。

はい。香港は WCO の構成員である。香港における模倣品や侵害に対して WCO により組織された特定の活動は存在しないが、WCO はこの点に関しては、定期的にあるいは特別の場合に、その構成員に対する情報のための公報を配布するだろう。

(2) 現在、税関において武器・麻薬等の取締りに対する他国間で協力して取締まる活動を行っていますか？知的財産権の模倣品についてはどうですか？

はい。香港税関は薬物違反行為に対する海外の法執行機関と協力関係も有している。香港税関は香港の関連法規に基づいて知的財産権の保護に関する多国間の協力を促進するための、侵害行為に対する海外の法執行機関との情報や知識の共有も率先して行っている。

(3) 税関が単なる経由地である場合に、経由品に対して取締りを行う場合がありますか？

単なる経由品を除き、香港に輸入されまたは香港から輸出される物品を検査および統御することができるが、これには香港税関は香港での再輸出および積替えに対するものも含まれる。

５．新しい枠組み

(1) 模倣品の国際的な取締りの枠組み、協力体制としてどのような方法が有効と思われますか？理想でも構わないので教えてください。

以下の取組みによって、模倣品や知的財産侵害に対する効果的な国際協力を向上させることができる。

a) 水際取締り手続きを標準化するという観点から、各国の知的財産法において、模倣品ないし侵害物の輸出入のコントロールは同様なものとされるべきである。
b) 税関は知的財産権侵害に対して執行措置を行うための十分な権限を有するべきである。
c) 協力の問題に関して議論するための異なる国々の税関間での会合が、定期的にあるいは特別に開催されるべきである。
d) 定期的にあるいは特別に、知的財産権侵害の情報、特に国境を越える知的財産権侵害者に関する情報を交換すること。
e) 国際的なレベルにおいて犯罪組織を根絶するという見地から、侵害物の密輸に対する並行作業を開始すること。
f) 侵害疑義物品の権利者性に関する立証の効率性を向上するとともに、捜査を容易にし、保護を保障するという見地から、税関で十分な保護を受けるための権利者に対する世界中に及ぶ標準要件を形成すること

(2) 模倣品による利益がマフィア等に流れている現状があります。知的財産侵害品が武器や麻薬等のような社会悪として位置付け、模倣品を国際的に撲滅するための条約が必要であるという議論があります。こうした条約は必要と思われますか？

ノーコメント。

２．３．２．　香港　出張調査報告

事務局（出張者：渡辺博史、今村哲也）

(1) 文彬国際商標専利事務所

日時　2004 年 8 月 20 日（金）14 時～15 時 30 分

場所　文彬国際商標専利事務所（Wenping & Co.）

相手　梁　学文　（Leung Kenny, 商標部長、In-House Counsel）

　　林　漢標　（Lam Cary, In-House Counsel）

内容

- AIPPI より本調査研究の主旨、今回訪問の目的について説明。
- 裁判管轄、外国判決の承認執行に関しては、質問してみたがあまり詳細なことはわからない様子だったので、参考文献を扱う書店を聞く。
- 香港では水際取締りに関して海関にて商標・特許の二つは扱うが、意匠は扱えない（外観設計条例）。
- 模倣品に対して規制を行う多くの法律がある。海関（税関）へ申告するか、商標権利者が海関へ申請することにより、海関が捜査を開始する。大手企業では電話だけでも良い。海関での模倣品の証拠により権利者は裁判所へ訴訟を起こし、裁判となる。

・ 香港での登録のない場合は、模倣品を取締まる事は出来ない。模倣の判断ができないから。
・ 登録がなくても、出所表示に偽りがある場合は詐欺行為として訴えられる。例えば香港製の品をイタリア製と表示した場合など。
・ 海関は主に刑事訴追を担当している。必ず勝つものしかやらない。海関がやらない場合は民事で争う事になる。民事の場合は証拠が不十分でも勝てるし、代理人もがんばる。
・ 海関がサンプル提出に協力するかに関しては、権利者が海関で検査する事が出来るが、持ち帰る事は出来ない。侵害者の住所が香港になく、対応者もいない場合は困難である。また、権利者が海外にいる場合、確認に時間がかかり、侵害品が流通してしまう問題がある。
・ アントンピラー命令（民事法による裁判所からの差止め、証拠保全の命令書）があるが、海関で止めてもらう方が早いので、裁判所からの命令書はあまり使わない。
・ 取引表示法の第 15 条に税関の職権に関する規定があるので参照してほしい。
・ 侵害者が侵害品を証拠隠滅のために処分しないように緊急的な制限命令を裁判所に求める事が出来る。また、侵害者（被告）が権利者を恐喝しないように裁判所が緊急命令を出す事が出来る。

(2) 香港海関（Hong Kong Customs & Excise Department）
日時　2004 年 8 月 20 日（金）16 時 30 分～17 時 30 分
場所　香港海関（Hong Kong Customs & Excise Department）
相手　周　藹桐（助理関長（情報及調査）、Assistant Commissioner, Intelligence and Investigation）
　　何　仕景（版権及商標調査行動課監督、Group Head, IP Investigation(Operation)）
　　陳　志洪（特遣隊監督、Group Head, Special Task Force）
内容
・ AIPPI より本調査研究の主旨、今回訪問の目的について説明。
・ 水際での模倣品取締りに関する質問表を説明。先方より何氏が追って回答を送付するとの約束を受ける。（8/26 に FAX で回答受信済み）
・ 香港海関での侵害品取締りに関しては基本的に輸入・輸出を区別していない。
・ 侵害品として取締まるのは、香港で登録されている権利を侵害するものだけ。他国の権利まで保護していない。TRIPS、WIPO 等の条約を遵守し、エンフォースしている。
・ 商標においても香港で登録されていないと保護されない。
・ 原産地表示などが違う場合は取引表示法により罰せられる。取引表示法において、登録などは不要である。
・ WCO に加盟しており、情報提供などの協力をしている。他国の税関との協力も。
・ インターポール(ICPO)とは直接の協力関係はないが、必要な場合は地元警察を介することになる。
・ 多国間の協力は、密輸入事件や模倣品事件など特別なケースの場合。
・ 香港は模倣品・密輸品などすべて海関で止めているから、二国間・多国間協定で特別

に規定する必要は感じていない。法制度も包括的なシステムになっており、輸出・輸入・販売をカバーした刑法や知的財産権法になっていると考える。

２．４　台湾

２．４．１　台湾　出張調査報告

事務局（出張者：渡辺博史、今村哲也）

(1) 文彬国際専利商標事務所

日時　2004 年 8 月 23 日（月）10 時～12 時

場所　台北　文彬国際専利商標事務所

相手　何　金塗（所長、専利代理人）（関税総局へ同行）
　　施　旭安（商標室、法務専員）（関税総局へ同行）
　　蔡　淑美（顧問律師）
　　頼　映里（総裁）（挨拶のみ）

内容　税関・水際対策に関する質問項目（主に第 1 項目、現行制度）に対する回答

- 台湾の税関においては特許侵害品に対する判断はできないので、裁判所で判断してからでないと税関取締り（仮差し止め）はできない。裁判所への申立ての後も、税関に対して、いつどこで何がどの船で…等の情報を提出しなければならない。また、担保金の提出も必要になる。商標侵害の仮差止請求は多いが、特許の侵害に対する仮差止は少ない。
- 輸出相手国で特許侵害が問題になるケースがほとんど。（シャープの液晶テレビとイオングループが日本で販売した台湾製液晶テレビの様に）
- 著作権と商標の侵害は、直接税関へ申出て仮差止ができる。担保金は輸出 FOB 見積り金額となる。12 日以内に法院へ商標侵害・著作権侵害の告訴をしたことを税関へ連絡する必要がある。連絡がないと、品物は解放される。
- さらに、日本のシステムを参考にした商標監視システムがあり、各税関へ事前登録するシステムで、クラス等の情報と登録費用で申請。ただし、台湾で登録された商標のみが登録監視可能で、台湾未登録だと著名でも不可（2004 年 12 月 15 日の政令で、著名であることが立証できれば、税関に登録申請できるように修正された）。事前申請は各税関支局（港：基隆、台中、高雄、空港：台北、台中、高雄）ごとに行う必要あり。
- CD、DVD 等はブラックリスト、相互通報制度などがあるが、リストは未公開。
- サンプリングチェックは事前登録リストに従って、全ロットを押さえて、その中からサンプリングし、登記書類と比較する。実際の運用は税関で聞いた方が良い。
- 間接侵害品に関しては税関ではタッチしていない。税関では特許・意匠は取締まらない。
- 税関における職権での捜査の開始は、現在はないが、新しい著作権法改正で規定を盛込む予定。
- 調停・仲裁に関しては、お互いに交渉の余地がないから仲裁はない。訴訟で争うのみ。ITC のような制度は台湾にはない。
- 侵害品の証拠保全やサンプル提出は、商標法 65 条により可能であるが、判決が下

された場合でなければ出来ない。また、サンプル提出は出来ず、見せるだけとなる。
- 輸出品の仕向け国における侵害の規制は、輸出時に証明を提出させる事で確認している。逆に台湾への輸入品の場合、証明を提出すれば検査が軽減される。
- 著作物の真正品の並行輸入は数量規制がある。
- 特許侵害の刑事罰廃止による影響は、民事訴訟にお金がかかることから、訴訟件数が少なくなっている。

(2) 財政部関税総局

日時　2004 年 8 月 23 日（月）13 時 45 分～15 時 30 分

場所　台北　財政部関税総局

相手　劉　明珠（査緝処第三科科長）
　　陳　耀森（科員）
　　林　伶恵（秘書）

内容

① 現行法制における模倣品取締り
- 侵害容疑品の税関での差押えや調査協力は、権利者へ連絡してからどれくらいで来られるかという問題になる。権利者が外国にいる場合、代理人を立てるのにも時間を要し、サンプルを見ることが困難になる。時間がくれば品物を流さざるを得ない。船で 1 日、コンテナや飛行機だと 4 時間。税関から連絡が入ってから 4 時間で来られるか。実務としては制約が多く苦しい。実例および効果は少ないのが実態。普通は摘発でやるのが良い。

② 今後の模倣品に対する取組み、政策に関して
- 国内法制に関しては、著作権法の改正が近々立法院（国会）を通過する予定であるが、成立にはまだ時間がかかる予定。財政部（含む関税総局）と経済部（含む知財局）で連携して立法化を進めている。
- 水際措置に関しては政府サイト www.dgoc.gov.tw/ipeg/ipegl.htm にそって行われる予定。
- 税関職員の研修は、①関税総局と知財局の連携で毎年実施しているプログラム、②関税総局で欧米の知名度の高い商標の関係者を呼んで実施しているプログラム、がある。
- 侵害情報のデータベースを利用している。リスク・マネージメント・ポリシーを応用したデータベース。詳細は非公開だが、人（業者）・物（模倣品）ともに管理している。

③ 二国間での協力
- 二国間での税関協定を実施しているのは米国とフィリピンのみ。その他の国とは日本を含め合意していない。しかし、IPR 侵害情報の交換などは日本及びその他の国と行っており、実質的には協力体制にある。
- 日本－台湾間で協力の例としては、おもちゃの模造品で、中国製造－日本中継－台湾仕向けの流れにおいて、日本から台湾へ連絡が入り、台湾で差押えた例がある。

④ FTA

・ 台湾が締結した FTA は台湾パナマ FTA のみ。条文に国境措置があるが、規定はパナマから台湾への輸出に関するもの。
・ 米国、フィリピンとは貿易に関する協定があるが、侵害品の取締りはケースバイケースである。模倣品の出所の追跡など協力をしている。先月も米国商標の模倣医薬品を台湾で押さえることができた。
・ 台湾は 301 条優先監視国であり、米国からの圧力でいろいろな対応を迫られている（現在は、「監視国」へ変更された）。
・ 欧米からの協力は特別にはなく、常に我々が助けている側だ（冗談）。トレーニングでは手伝ってもらっている。米国の税関には司法警察の役割があるが、台湾には司法警察制度はない。制度的な違いもある。

⑤ 多国間での協力

・ 多国間の枠組みでの協力は、ようやく WTO に加盟できたが、中国との関係で未だに国連未加入であり、WCO や ICPO へは加盟できていない。国連に加盟できるように日本のサポートを求めたい。WCO、ICPO へは未加入だが、情報の交流は行っており、他国の税関からの侵害の情報は入手している。
・ 税関としての薬物や武器の多国間協力は実施している。しかし、知的財産と麻薬・武器とは取締りの制度・システムが異なり、比較参考にならないのでは。
・ 侵害品の経由地である場合、取締りは難しいのではないか。核物質など国際テロ行為に関するものは、取締りに法的根拠がなくても特別に取調べ、取締まることはできる。IPR 侵害品はマフィアの資金源となるが、国際テロ行為とは言えない。

⑥ 新しい枠組み

・ 知的財産法は国ごとに異なり、各国ごとに保護されるものであるから、国際的に統一を図る事は困難であるが、国際間におよぶ問題のときは、情報を共有し、情報を交換することが大切であると考える。そのために情報の共有化のための窓口を作る事、ネットワークを作ることが大切であると考える。エンフォースは各国毎の問題である。
・ 先に述べたように、薬物・武器（社会悪）と模倣品（金をもうけているだけ）は区別して考えている。模倣品問題は、台湾としては国際的な枠組みに合わせる様に努力して行きたいと考えている。（中国による国際組織参加阻止の圧力があるのだが）

(3) 宏鑑法律事務所

日時　2004 年 8 月 24 日（火）10 時～11 時 30 分
場所　台北　宏鑑法律事務所（Chen & Lin）
相手　陳　哲宏（所長、弁護士）
　　翁　雅欣（弁護士）（挨拶のみ）
内容

① 陳所長のバックグラウンド

・ 約 20 年の弁護士としての経歴がある。86 年にハーバード大のロースクールを出て IBM に就職した。当時 IBM は IBM 製 PC のクローン機対策に頭を痛めており、

特に台湾でのエンフォースが重要であった。その後、IPR のエンフォースは次第に PC ソフトウエア、パテントへと移ってきた。IBM とクローン機メーカーとの間で特許ライセンス契約を結ぶようになった。特許訴訟を起こす場合は、台湾ではなく米国で起こすことになる。

- IBM の後、サンフランシスコの法律事務所へ移り、主にインテル社の商標関連の台湾でのエンフォースの仕事をした。インテル社の模倣半導体チップにインテル社の商標である“i”のロゴを入れたチップが多く売られていた。
- その後、自力で事務所を開設。主なクライアントは地元台湾で 2 番目の半導体ファウンドリーメーカー（委託製造会社）である UMC(United Microelectronics Corp.)。UMC と任天堂の特許紛争を担当した。
- 大きなケースでは、O2Micro と MPS の半導体チップに関する紛争がある。
- USTR の仕事（ロビー活動）も受けている。301 条の対応に関して台湾政府との仲介をしている。
- 最近、日本のメーカーの台湾における IPR エンフォースの手伝いもしている。

② 台湾の知的財産法制度に関して

- 台湾の法制度は、米国の圧力でどんどん変わってきている。米国法にどんどん近づいている。エンフォースが違うのみとなっている。

③ 特許におけるエンフォースメント

- 台湾の特許法は昨年 7 月の改正で、特許侵害の刑法罰がなくなった。この規制の緩和に関して 1994 年から台湾議会に対してロビー活動を行っている。94 年以前には誰も民法・刑法の議論はしていなかった。自然に刑法の手続きで扱われていた。米国は米国法に合わせて刑法罰はなくすべきであると考え、ロビー活動を行い、成功した。特許・実案・意匠のいずれの侵害においても懲役刑はなくなり、罰金のみとなった。
- この間、立法関係者へ働きかけ、提案を行い、その結果、特許法には他にないユニークな条文が入っており、特許権者が侵害品の差押えを求めることができるような条文がある。O2 マイクロと MPS の紛争では実際に差押えを 3 回も実行した。
- 侵害に対して特許権利保有者が行う救済としては、民事手続きの仮差止め命令が多く使われるが、多額の担保金が必要であり、経済的余裕がないと使えない。ちなみに、先の例の O2 マイクロとの紛争では担保に 200M 元（6 億円）支払った。経済的に厳しい場合、多くは特許庁へ無効の請求を求める。あるいは、行政裁判所へ救済を求めることになる。現在、救済手続きをリフォームする作業を行っており、提案作成中。刑・民・行政をまとめた知財裁判所を作る提案を作成中であるが、まだ熟していない。

④ 商標におけるエンフォースメント

- 特許侵害には刑事の適用はなくなったが、商標侵害は刑事で処理される。刑事手続きで侵害が認められれば、民事の救済手続きを求められる。特許侵害に対する訴訟は 3 つの方法があり、①District Attorney、②警察、③検察の知的財産侵害を扱う捜査局。経済省の模倣品対策チームもある。これは外国企業からの商標・著作権侵害対策の圧力でできた。また、税関に対しても可能で、税関内に検察の知的財産捜

査局の出先があり、エンフォースに協力している。税関での侵害品取締りは、特許侵害も可能であるが、判断が難しいので通常はあまりやりたがらない。

⑤ 著作権侵害のエンフォースメント

- 商標のエンフォースとほぼ同じ。刑事手続きを取れる。民事でも訴訟を起こせるが、担保金が侵害額の 1.1%であり、多額のお金が必要。権利者側は少ない額でできる刑事手続きを選ぶことになる。

⑥ トレードシークレット

- 通常、刑事手続きはなく、民事で争われる。ただし、従業員が被告の場合、刑法違反で訴えられる場合多い（就業義務違反、窃盗など）。

⑦ 国際民事訴訟法の改正・修正の予定について

- 現在台湾の国会で行われている改正審議についてはフォローしておらず、よくわからない。現在の国際民事訴訟においては、Choice of Law－選択は可能であるが、知的財産問題に関しては問題とならない。なぜならば、エンフォースは台湾の中でしかできず、また台湾法しか選べず、他国の法律ではエンフォースできないから。
- 先ほどの O2 マイクロ（ケイマン諸島籍）と MPS（米国、加州籍）の紛争では、台湾の特許に関して、台湾の特許法で争われ、台湾で判決執行されている。
- 特許法 91 条に外国法人の規定があり、訴訟能力条件が規定されている。中華民国の国民又は法人がその国において同等の権利を教授できる場合にのみ外国法人・団体が訴訟を提起できるとされている。
- 台湾の WTO 加盟までは、日本の著作権等は台湾で保護されなかった。現在も台湾は国連未加盟で（中国との関係のため）、WIPO は加盟できていない。

⑧ 外国判決の承認執行に関して

- 民事訴訟法 401 条に、台湾の裁判所は外国判決を、国益に反する場合は認めないと規定しており、香港の判決を認めなかった判例がある。
- 米国、シンガポール、英国などの判決は承認している。ただし、米国の場合、離婚等の訴訟が多い。

⑨ 水際対策の新しいメカニズム

- 日本のクライアントが台湾内で出回っている模倣品の出所をたどると中国である場合が多い。中国ではエンフォースできないので、台湾で対策を取っているのが現状。中国からの流出を抑えるのが理想であり、この研究の成果を期待するとのコメント。

２．５　フィリピン

２．５．１　税関における模倣品取締りに関する質問票の回答

Victor N. De Leon 氏（Angera Abello Concepcion Regala & Cruz 法律事務所）より入手した質問票の回答を以下に示した。

税関における模倣品取締りに関する質問票の回答
Victor N. De Leon
(Angera Abello Concepcion Regala & Cruz 法律事務所)

A.　現行法制における模倣品等の税関取締り

(1)模倣品や侵害品等の規制根拠となる法律や規則を教えてください。

侵害品の国内持込みに関する国境措置は、共和国法 8293 号（知的財産法典）及び各種の税関局行政命令（CAO）―特に、CAO 第 7-93 号、CAO 第 6-2002 号及び CAO 第 19-2003 号―に規定されている。

フィリピンでは、CAO 第 19-2003 号の下、CAO 第 6-2002 号に定められた知的財産権に係る国境措置についての方針の実施を監視・監督し、かつ知的財産権の水際取締りに関する適切な訓練プログラムの策定を担当する機関として、税関局（BOC）内に知的財産部（intellectual property unit）が設立されている。

(2)税関での取締りは、「輸入品」も対象となりますか？

a)知的財産法典

知的財産法典には、フィリピン国内への侵害品の持込みに関するいくつかの規定が定められている。

知的財産法典第 166 条は、いずれかの国内産品又は国内製造者若しくは国内取扱い業者の名称を不正使用又は偽装するか、知的財産法典に基づく登録商標を不正使用又は偽装するか、その物品がフィリピン国内において製造されたと若しくは実際の製造国や製造地と異なる国又は地域で製造されたと公衆を誤認させることを目的とする標章が付されている輸入物品の税関への持込みを禁止している。これに関して、同条は、自らの氏名・名称、自らの製品の製造された地域及び自らの商標の登録証を税関局に登録することを知的財産権者に対し認めている。

知的財産法典第 169 条は、語、名称、記号、図案若しくはそれらの組合せ、虚偽の原産地呼称、虚偽若しくは誤認を生じさせる事実の記述又は虚偽若しくは誤認を生じさせる事実の表明を使用した標章又はラベルが付された物品であり以下のいずれかに該当するものの持込みを禁じている。

i)その者と他の者の所属関係、その他の関係若しくは関連性に関する、又はその者の商品、役務若しくは商業活動が他の者を出所とするかその後援を受けているか若しくはその承認を受けているとの、混同、誤認又は欺瞞を生じさせるおそれがある

ii)商業的な広告又は販売促進活動における、その者の又は他の者の商品、役務又は商業活動の性質、特性、品質又は原産地に関する不実表示に相当する

これらの規定を執行するため、知的財産法典第 190.3 条は、財務大臣の承認を得て、知的財産法典やフィリピンが加盟する協定や条約により禁じられた物品の輸入を防止し、かつかかる物品が輸入後に発見されたときにはそれを押収し没収し廃棄するための規則を制定する権限を税関局長に付与している。

b)税関局行政命令（CAO）

侵害品の輸入に対する税関での水際取締りを強化し、知的財産法典の関連規定を執行するため、税関局は CAO 第 7-93 号、CAO 第 6-2002 号及び CAO 第 19-2003 号を発行した。これらの税関局行政命令により知的財産権に係る国境措置についての一般的な方針が定められるとともに、それらの方針の実施を監視・監督しかつ知的財産権者が水際取締りを求めて自己の権利及び製品の登録を行うための知的財産権登録簿（IPR Registry）を管理する常設機関としての税関局知的財産部も設立された。

(3)輸出が規制されるのは、自国の知的財産権が侵害されている場合ですか、それとも輸出品の仕向地における知的財産権が侵害されている場合ですか？

フィリピンは知的財産権保護に係る様々な条約に加盟している。したがって、フィリピンはその国内においてすべての知的財産権に対する保護とエンフォースメントを提供する義務を負っているが、侵害品の輸出に関して明示的に定めた国内規定はいまのところ存在しない。

しかし、税関局によると、輸出貨物はすべて通関前に検査されているとのことである。特定の輸出物品が模倣品の疑いがある物品を含んでいるとの信頼できる情報が存在する場合には、税関局は当該物品の押収と調査を行うことができる。

(4)税関での取締りの対象とされている権利を教えてください（商標権、著作権、意匠権、特許権、実用新案権、形態模倣品等）。

CAO 第 6-2002 号は以下の知的財産権を取締りの対象としている。

①著作権及び隣接権
②商標及びサービスマーク
③地理的表示
④特許、実用新案、意匠
⑤集積回路の回路配置
⑥開示されていない情報

(5)不正競争防止法に違反する物品は税関取締りの対象ですか？

CAO 第 6-2002 号は、登録商標又は非登録商標が付された製品に対する不正競争商品に相当すると裁判所により判断された商品のフィリピン国内への持込みを禁止している。

並行輸入（権利者の許諾を得ていない者が真正商品を国内に輸入する行為）については、最高裁は、正規の代理店は詐欺的行為であるとの理由により並行輸入業者を訴えることができるとの判断を数回にわたり示している。

(6)権利者は、権利侵害の疑いのある物品や輸入者を、税関に事前に登録し、申請したりする制度はありますか？　どの様な手続ですか？

a)記録

知的財産権者は、必要な書類と所定の登録料を提出することにより、自己の有する権利及びそれにより保護される製品の登録を税関局長に対し求めることができる。

かかる登録が行われることにより、税関局は、被疑物品を職権で監視・調査し、それが押収や没収の対象となるかどうかを判断することが可能になる。

b)税関局に登録されていない物品の調査

自己の権利やそれにより保護される製品の税関局への登録を行っていない場合であっても、知的財産権者は CAO 第 2002-6 号により要求される書類を提出することにより、侵害品を含むことが疑われる貨物に対する警戒命令又は留置命令を発行するよう税関局長に請求することができる。その場合には、知的財産権者の立会いの下で被疑侵害品の検査が行われる。検査官は適切な手続を通じ自らの判断と勧告を税関局長に提出しなければならない。

c)抜き取り検査

さらに税関局は、警戒命令及び留置命令に関する現行規則の下、自らが輸出入に関して果たすべき警察機能の一貫として、職権で物品や貨物の抜き取り検査を行うことができる。

(7)再犯者を管理するために、輸出入業者や輸出入製品をリストしたブラックリストのようなものはありますか？　また、そのリストは一般に公開されていますか？

税関局によると、関税局では、侵害品の輸入に関与した経験のある輸入者及び荷受人のリストを作成しているとのことである。同リストは公開されていないが、税関局長に対し正式に請求しその承認を得ることでそれを入手することも可能。

(8)税関と裁判所との情報のやり取りはどの様に行われていますか？

一般的には、税関局を一方当事者とする訴訟が裁判所に係属している場合を除き、税関局と裁判所間のやり取りのためのメカニズムは存在しない。

(9)裁判所の仮処分申請の手続と税関での貨物の通関手続きとの関係について教えてください。仮処分申請中、貨物は留置されますか？

関係者は仮差止の請求を伴う訴えを裁判所に提起するができる。仮差止請求がなされた場合、裁判所は、適切な通知と審理を行った後、仮差止命令を発行することができる。かかる場合、裁判所は、十分な根拠があることを条件として侵害品の留置を命令する仮差止命令を税関に対し発行することもできる。

一方、税関局は、知的財産権登録簿に記載された情報に基づき、模倣品を含む疑いのある積荷の押収と留置を職権で行うことができる。税関局がかかる貨物及びその輸入者や荷受人に対する没収手続を開始した場合には、知的財産者も当該手続に参加する機会を与えられる。

(10)権利者が税関に対して侵害が疑われる物品のサンプルの提供や現物調査のような証拠保全の申請をする場合、税関は協力しますか。

模倣品の疑いがある貨物に対する没収手続を開始する前に、税関局は、没収手続が行われている間は当該貨物を税関局に留置することを可能とするため押収・留置令状を発行する。知的財産権者は、模倣品の疑いのある貨物の検査を行うため、所定の「解装」料を納付することにより、コンテナの「開梱」又は「解装」を請求することもできる。

(11)税関は、権利者の申立てがない場合でも、職権で取締りを開始することがありますか？

ある。(6)に対する回答の(c)（抜き取り検査）を参照のこと。さらに、税関局は、信頼できる情報に基づき、侵害品が含まれている疑いのある輸入品に対する警戒命令又は留置命令を職権で発行することもできる。

(12)税関内に権利侵害の認定機関や組織はありますか？　税関の認定と司法判断との関係を教えてください？

ある。税関局内には、模倣品に係る没収手続において審理と決定を行う審判官（hearing officer）たちから構成される法務部（Legal Division）が存在する。没収事件における税関局法務部の決定は、通常の裁判所で下された判決と同じ効果を有する。

(13)税関で押収した模倣品等は廃棄されますか？　競売される事はありますか？

没収手続において侵害を認定した場合、税関局は、政府による当該物品の没収及び法にしたがった当該物品の処分又は破棄を命令しなければならないが、ときには、知的財産権者の許可を得て侵害に相当する

標章又は記号を除去した後に没収された物品が慈善団体に寄付されることもある。

(14)税関の処分に対する異議申立制度について教えてください。

フィリピン関税法典の規定の下、税関局の決定に対する不服申立てを財務省に対して行うことができる。財務省による決定についても、それを税控訴裁判所に控訴することができ、さらに最高裁へ上告することもできる。

(15)輸入者と権利者との間の調停手続はありますか？

税関行政命令には、当事者間の仲裁手続に関する規定はない。

(16)税関では、特許や意匠等のレベルの高い侵害の取締りを実施していますか？　また、その取締り能力は十分ですか？

実施している。CAO 第 6-2002 号は、知的財産法典の下で正式に「特許」された装置、物品、製品又は物質を実質的に偽装するものである物品をその特許権者又は特許権者の許諾を得た代理人の許可を得ずに国内に持込む行為を禁止している。「特許」には、発明特許、実用新案特許及び意匠特許が含まれる。

それらの特許の有する高度に技術的な性質を考えるなら、侵害品の持込みを実効的に取締まるためには税関局と民間（知的財産権者）の間で密接な協力が行われることが不可欠であるといえる。

(17)ある特定の特許製品にのみ使用される部品（間接侵害品）を取締まることは可能ですか？

これに関しては知的財産法典も税関行政命令も何ら規定していない。CAO 第 6-2002 号は、知的財産法典の下で正式に「特許」された装置、物品、製品又は物質を実質的に偽装するものである物品の持込みを禁止しているが、しかし、たとえ特定の部品が何らかの特許品に使用できるとしても、その物品は特許品に使用することを意図したものであるとの推測を税関局が行うことはできない。

(18)税関の取締りの障害となっている法律上の問題はありますか？　また、取締りを行う場合に事実上問題となっていることがあれば教えてください。

税関局によると、フィリピン国内への侵害品の持込みを防止するためには、かかる物品の国内への持込みに関する信頼できる情報の提供という形での民間部門（知的財産権者）の積極的な協力が必要である。さらに、フィリピン知的財産庁やその他の知的財産関連団体等との協力も必要である。税関局は、官民の関係者が集まりフィリピンにおける知的財産権エンフォースメントについての話し合いと勧告をするためのフォーラムである知的財産権エンフォースメントアクションパネル（Intellectual Property Enforcement Action Panel）にも参加している。

さらに、税関局の幹部や職員に知的財産権の保護とエンフォースメントに関する最新の動向や技術を学ばせることを目的とした継続的な研修セミナーも行われている。

B.　今後の国内での模倣品に対する取組み、政策

(1)現在、新たに取組んでいる模倣品対策に関する政策や、政策を実施している政府組織はありますか？具体的にどのような政策がなされていますか？

フィリピンでは 2004 年 2 月 10 日から 2003 年光メディア法（Optical Media Act of 2003）が施行されている。同法は、情報、音声又は画像が記憶されておりレンズスキャニング装置によりアクセス可能な光メディア（CD、VCD、DVD 等）の製造、マスタリング、複製、輸入及び輸出を規制することを目的とするものである。

同法の下、以下の行為を行った者はその法的責任を問われるとされている。

①光メディア理事会（Optical Media Board）から必要な許可を得ることなく行われる、（光メディアのマスタリング、製造又は複製に用いられる）製造機器、部品又は付属品の輸入、輸出、取得、販売、頒布又は所有若しくは使用。

②光メディア理事会（Optical Media Board）から必要な許可を得ることなく行われる、光メディアのマスタリング、製造又は複製に使用されるかそれらに使用することを意図した製造原料の輸入、輸出、販売若しくは頒布又は商業的数量のかかる製造原料の所有又は取得。

同法は、同様に、「2003 年光メディア法の規定に違反するものであることが発見された光メディア、機器又は原材料」の没収についても規定している。没収された物品は証拠とするに十分な量の代表的なサンプルを除き即座に破棄することができる。

(2)模倣品に対する税関の取締りに関して、国内法改正の予定があれば教えてください。

国境措置に関する新法の制定に関するプランは我々の知る限りでは存在しない。現時点では、知的財産権を侵害する商品・製品の不正輸入に対する取締りは CAO 第 6-2002 号に基づき行われている。今後も新たな法案の提出状況をモニターし、国境措置に関する法案の提出があった場合にはそちらに連絡することにしたい。

(3)取締りを行う税関職員の能力向上への取組みや、研修・教育は行われていますか？

税関局によると、税関局の職員及び幹部は、最近、JICA、USAID（米国国際開発庁）及びECAP-2（IPOを通じて）の支援により提供された国境取締り措置に関する研修を受けた。我々の事務所も、2000年には、税関局の職員や幹部を対象とした知的財産権セミナーを行った。

(4)税関内部で模倣品等の侵害情報のデータベース等による管理は行われていますか？

前述の通り、税関局は、税関における取締りを求めるために知的財産権者が自らの知的財産権とそれによりカバーされる製品を登録するための知的財産権登録簿を有している。税関局は、さらに、侵害品の国内への持込みの国境における監視、発見及び禁止並びに国内に持ち込まれてしまった侵害品の事後的な監視、発見及び禁止を目的として、知的財産法典の効果的なエンフォースメントを行うために必要なすべての関連データを収集し保存しそれを利用することを可能とするようなリスク評価プラグラムと管理情報システムの構築も進めている.

これらに加え、税関局は、摘発リストや効果的な国境措置の実施に向けた努力に関するニュースや動向等の情報を含むウェブサイトを制作することも計画している

C. 二国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

(1)二国間の税関で相互に協力をしている国はありますか？その協力の内容について教えてください。

(2)模倣品の取締りに関して、米国からの要求による特別な対策はありますか？

(3)欧米による税関対策のための特別な協力や援助はありますか？

税関局によれば、フィリピンにおける効果的な国境措置の実施のために積極的な協力を提供している国としては、日本、米国及びEUがある。それらの国々は、それぞれの国際協力機関（JICA、USAID、ECAP-2）を通じて、税関局の職員や幹部を対象とした知的財産権研修セミナーや、税関局知的財産部の創設及び同部におけるデータベースの構築に必要な機材や支援の提供を行っている。

(4)貴国の締結したFTAや二国間協定での税関取締りの規定はありますか。

フィリピンには公正取引法（Fair Trading Act）は存在しない【訳注：FTAをFair Trading Actのことと勘違いしたようです】が、共和国法第7394号（消費者法 the Consumer Act）が存在する。同法は、消費者の利益を保護し、消費者の福利を増進し企業及び産業界における適正な行動規範を確立することを目的とするものである。

消費者法には国境措置についての規定もあるものの、消費者製品の輸入拒絶事由の中には知的財産権侵害は含まれていない。消費者法第15条の下、以下に相当する消費者製品は輸入許可を得られないとされている。

1. 該当する消費者製品の品質及び安全性に関する基準又は規則に適合しないもの
2. 有害、不安全又は危険であると判断されたもの
3. 水準以下の製品
4. 重大な欠陥を有する製品

D. 多国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

(1)WCOやICPO等の国際組織との協力体制はありますか？実際の運用があれば教えてください。

フィリピンは、世界税関機構（WCO）及び国際刑事警察機構（ICPO又はインターポール）に加盟している。それらの機関は、フィリピンへの不正商品の持込みに関する情報の交換を通じた協力をフィリピン税関局と行っている。

(2)現在、税関において武器・麻薬等の取締りに対する他国間で協力して取締まる活動を行っていますか？知的財産権の模倣品についてはどうですか？

税関局に確認したところ、フィリピンは、日本、米国及び香港との間で麻薬、武器、模倣品及び知的財産権侵害品に関する情報交換を行っている。日米はさらに専門家のフィリピンへの派遣及び関税局に対する技術援助と研修の提供も行っている。

(3)税関が単なる経由地である場合に、経由品に対して取締りを行う場合がありますか？

原則として、税関局は、当該貨物が不正物品を含むとの信頼できる情報を入手しているか又は当該貨物を対象とした警戒命令が発令されている場合を除き、積替貨物に対する検査は行わない。

E. 新しい枠組み

(1)模倣品の国際的な取締りの枠組み、協力体制としてどのような方法が有効と思われますか？理想でも構わないので教えてください。

我々は、国家間の協力こそ侵害品の輸出入に対処するための最も効果的な方法であると考える。国境措置に関する基本的な原則と枠組みは種々の国際協定に規定されているが、各国はまだかかる基本原則と枠組みを効果的に実施するための法規整備を進めているところである。

（特に大半の模倣品の製造が行われている地域であるアジアにあてはまることとして、）侵害品の輸出入に対する対策を強化するためには、模倣品輸出国に対し制裁を与えることを検討すべきである。これに加え、すべての国の税関当局は、知的財産権品の輸出者に対し当該製品の輸出を明示的に許可していることを示す知的財産権者の証明書を提供するよう原則として求めるべきである。

さらに、各国の国境措置の適切さを監視するとともに国境措置に関する中央データベースとしての役割を果たす国際的な団体又は機関の創設も検討されるべきであろう。

⑵模倣品による利益がマフィア等に流れている現状があります。知的財産侵害品が武器や麻薬等のような社会悪として位置付け、模倣品を国際的に撲滅するための条約が必要であるという議論があります。こうした条約は必要と思われますか？

それが対処しようとする問題の性質を考えるなら、国境措置に関するそのような国際条約が即座に締結されるべきであると考える。

２．５．２．フィリピン　出張調査報告

事務局（出張者：丸山亮、今村哲也）

(1) Angera Abello Concepcion Regala & Cruz 法律事務所

日時　200４年 11 月 26 日（金）9 時～10 時 30 分

場所　Angera Abello Concepcion Regala & Cruz 法律事務所（マニラ）

相手　Victor N. De Leon (Attorney-at-Law)
　　Mark B. Marquez (Attorney-at-Law)
　　Richmond K. Lee (Attorney-at-Law)

内容

- AIPPI より本調査研究の主旨、今回訪問の目的について説明。
- 輸出の取締りはほとんど行われていない。但し、最近、フィリピンから他国に輸出されそうになったタバコの商標（フィリップ・モリス）に関する偽造の事案が存在する。
- 輸入に関する規制の大部分は商標と著作物に関する事案。特許等も輸入規制の対象となっており、BOC(Bureau of Customs)は権限を有するが、技術に関わる部分については検査や判断が難しい。税関の実務に関する能力について、BOC の担当官は JICA 等の外国機関の支援に基づくトレーニングを受けている。
- BOC は、特許庁（IPO）に対して、誰が権利者のフィリピンにおける代理人なのかを問合せることがある。それに基づいて、BOC から代理人に連絡が入り、模倣品の摘発にいたる場合がある。
- 侵害品の輸入に関する国境措置について、2002 年と 2003 年の関税局行政命令（Customs Administrative Orders）は、知的財産権者が水際取締りを求めて権利及び物品の登録を行うための登録制度（Recordation）を設けると共に、それを管理する常設機関として、BOC に知的財産課（Intellectual Property Unit）を設立した。知的財産課への登録は、必要書類を費用（2,000 ペソを基準とする）とともに提出する。登録は 2 年間有効で、この間、BOC の監視の対象となる。登録に際して必要な書類は、登録用紙（登録申請者の情報、製品、輸入者、サプライヤー、ブローカー、販売者、保税倉庫(warehouse)の情報を記載する）、宣誓供述書(Affidavit)、商品のサンプル、IPO の登録証明書の写し（登録されていない場合、裁判所または権限のある当局による決定または判断についての証明書の写し。また、著作権については、著作物に著作権が

存在すること、著作権者であること、添付した複製物が真正であることを述べる宣誓供述書)、電子画像、訴状（提訴している場合）である。
- 権利者は、仮差止の請求を裁判所に提起できる。仮差止命令が発令された場合、十分な根拠があることを条件として、権利者は、裁判所から税関に対する、侵害品の留置を命じる仮差止命令の発令を要求することもできる。
- FTA や EPA については、アセアンとの関係のものはあるが、二国間のものは未だ締結されていない。
- フィリピンからの輸出規制について、知的財産権に関する物品の輸出者に対して、権利者による証明書を提出することを求める制度が考えられる。効果的だが自由な貿易を妨げるという側面もある。
- 2003 年から開始した登録制度は、非常に有益である。それまでは、情報を提供する方法が確立していなかった。BOC は効果的に輸入品を監視することができるようになり、摘発の数は、以前よりも次第に増加している。また、登録情報は、マニラの他、幾つかの港で共有されている。そのため、もし、権利者が BOC に対して信頼のおける情報を提供する場合、すべての港を対象として摘発を行うことができる。

(2) ジェトロ・マニラセンター

日時　200 4 年 11 月 26 日（金）11 時 00 分～12 時 00 分

場所　ジェトロ・マニラセンター

相手　山本秀史　次長
　　津田照憲　Senior Investment Advisor
　　山下茂士　日通　General Manager Ocean Cargo Branch
　　Rachel P. Follosco 弁護士

内容
- ホンダはバイクについてフィリピンで 5 割のシェアを有しているが、ベトナムからコピー品が入ってくるのでどうしたらよいかという相談があった。但し、前任者が担当したため、その後、どうなったか不明。ISETAN の商標の細部を微妙に変えて登録している業者がいる。買い取らせることを目的とする等、ゆすりに近い行為が行われる場合もある。
- 経済特区において日通が取扱いを行っている船荷は、信用のおける業者に限られるため、知的財産権侵害の問題を起こしたことはない。
- BOC とは Fereos 長官になってから、税関の業務について、定期的に会合を開いている。知的財産権の問題に限らず、通関に関連して問題があれば、その場で対応してくれ、ユーザーに対してフレンドリーな機関であると認識している。その背景には、フィリピンが日本からの ODA や投資に依存していることもある。
- 裁判による解決については、最高裁判所はフェアであるが、フィリピン人と外国人との間の裁判となった場合、地裁レベルでは、貧者対金持ちの戦いという構図となり、有利な判決が得にくい。

(3) Department of Finance Bureau of Customs Investigation and Prosecution Division,

Intellectual Property Unit（商業省関税局調査執行部知的財産課）

日時　2004年11月26日（金）16時30分～18時00分

場所　商業省関税局調査執行部知的財産権課（マニラ）

相手　Javier C. Alpano (Chief of Investigation and Prosecution Division)
Maribel C. Mendoza (Intelligence Officer, Special Assistant for Administration Intellectual Property Unit)
（ディスカッション終了後商業省関税局を表敬訪問し、George M. Fereos長官らと面談した。同行者：Victor N. De Leon、Mark B. Marquez)

内容

- Ms. Maribel C. Mendoza他1名が、2004年にJICAの協力で日本の税関システムにおける知的財産権管理のトレーニングを受けたばかりである。
- 税関では、USAのEGTAと日本のJICA等の支援を受け、通関における登録に関するコンピュータ化を進めている。システムはほぼ完成しており、2005年1月に、インターネット（DSL）を通して24時間体制のシステムとして稼動する予定である。
- このコンピュータ化は、知的財産権に関する輸入差止登録制度(Recordation system)とも関連している。申立てを申請すると、このシステムを通して、３つの主要な港へ情報が提供される仕組みになっている。
- 輸入の差止に関する事案の大部分は商標についてのものであり、特許に関するものは、現在まで1件だけ存在した（実用新案も1件あり）。この特許に関する事件は、権利者の申立てに基づいて行われたものである。特許に関する判断は技術的な問題を含むものであり、税関で対処することは、現状、困難である。
- 知的財産局との連携も積極的に図っており、現在、1週間に1度は会合を持っている。
- 関税局では、権利者の申立てがなくても、職権で調査を開始する。
- 知的財産権侵害品に関する輸出規制について、それを差止めるための法律が現在フィリピンにはない。ただし、光メディア(Optical Media)の輸入および輸出に関しては、2004年2月10日から施行された2003年光メディア法(Optical Media Act)により、規制されている。一方で、裁判所による仮差止命令が存在すれば、輸出の段階で差止めることは可能である。最近これについて、偽造タバコ（マルボロ）の摘発の例があった。
- JICAの支援による税関関係者のトレーニングは有効であり、たいへん手助けとなっている。

※ 税関にてVictor N. De Leon氏の立会いの下、BOCで取締りを行い、その晩に廃棄予定となっているという物品（アディダスのラバーシューズ）を見る機会を得た。倉庫の手前で10数箱の荷物を、数人の男が取り囲んで見張っていた。この件に関する取り押さえの経緯はこうである。すなわち、BOCが職権で調査し、疑わしい品物を発見した後、知的財産局に商標登録に関する代理人を問い合わせ、代理人となっていたVictor N. De Leon氏の事務所に連絡が入り、氏が物品を検査して、偽物であることが明らかとなったため、摘発された。

２．６．ベトナム

２．６．１　税関における模倣品取締りに関する調査

Ms. Nguyen Thu Anh（AMBYS-Company Hanoi Office）より入手した質問票の回答を以下に示した。

税関における模倣品取締りに関する調査

Ms. Nguyen Thu Anh（AMBYS-Company Hanoi Office）

Ⅰ．現行法制における模倣品等の税関取締り

⑴模倣品や侵害品等の規制根拠となる法律や規則を教えてください。

①関税法（ベトナム社会主義共和国法 No.29/2001/QH10、2001 年６月 29 日国民議会通過）の第５節 57 条～59 条

②2001 年 12 月 31 日付の政令 101/2001/ND-CP 号は、税関における手続、取締り及び監視に関する関税法のいくつかの規定について詳しく定めている（第 14 条・知的財産権保護の要請を受けている輸出入品に関する一時的通関停止）。

③2003 年 10 月 17 日付の文化通信省及び財務省の共同通達 58/2003/TTLT－BVHTT-BTC（税関における輸出入品に関係した著作権保護の指針）

（産業財産権保護の指針に関する科学技術省及び財務省の共同通達が現在作成されているところであり、これは近いうちに発行されると思われる）

⑵税関での取締りは、「輸入品」も対象となりますか？

なる。産業財産権分野における行政罰に関する 1999 年３月６日付の政令 12/1999/ND-CP 号（以下「政令 12/CP 号」とする）によると、知的財産権侵害品の輸出入は罰せられる。同 12 条は、税関に知的財産権侵害に関する処罰権限を与えている。

関税法第 58 条及び 2001 年 12 月 31 日付の政令 101/2001/ND-CP 号第 14 条は、知的財産権者、ライセンシー又は知的財産権者により権限を与えられた者の要請（注）により、被疑侵害物品は税関における取締りの対象になることを定めている。

（注）税関に対する要請の提出を認められるための要件については、下記⑹を見よ。

⑶輸出が規制されるのは、自国の知的財産権が侵害されている場合ですか、それとも輸出品の仕向地における知的財産権が侵害されている場合ですか？

輸出の規制は、ベトナム法に基づき行われる。

⑷税関での取締りの対象とされている権利を教えてください（商標権、著作権、意匠権、特許権、実用新案権、形態模倣品等）。

すべての知的財産権を対象としている（すなわち、商標権、著作権、意匠権、特許権、実用新案権）

⑸不正競争防止法に違反する物品は税関取締りの対象ですか？

まだ取締りの対象になっていない。

原則として知的財産権を侵害する物品の輸出入が規制の対象とされている。不正競争法に基づく権利もベトナム知的財産権法（政令 54/2000/ND-CP）による保護の対象とされているので、原則的には、不正競争行為に相当する商品も取締りの対象となるべきであるが、しかし、税関その他の当局が不正競争法違反かどうかを判断するのは困難であり、その結果、現在の実務においては、不正競争法違反品の取締りは行われていない。

⑹権利者は、権利侵害の疑いのある物品や輸入者を、税関に事前に登録し、申請したりする制度はありますか？　どの様な手続ですか？

ある。

(A)産業財産権（特許、意匠、商標）に関しては、侵害品の輸出入に関する通関の停止を要求する権利が権利者に与えられている。通関停止の申立てには、以下が含まれていなければならない。

(i)　所定の書式にしたがって作成された通関停止願

(ii)　（代理人による申立ての場合は）権利者が発行した公証済みの委任状

(iii)　権利者に対して発行された保護証の写し（申立人がライセンシーの場合は、知的財産権ライセンス登録証の写し）

(iv)　当該輸出入品が侵害品であることを証明するための最初の証拠

(a)産業財産権保護の対象物（特許、商標又は意匠）

(b)輸入者又は輸出者の氏名と住所

(c)輸出入手続が行われると思われる日時と場所

(d)被疑侵害物の詳細な説明又は写真

(e)最初の証拠に対する管理委員会（managerial body）の審査意見

(v) 積荷の価額の 20%に相当する通関停止保証金の支払を証明する受取証又は通関停止要請により生じた損害又は費用の申立人による賠償を保証するために信用機関が発行した保証

通関停止の申立ての提出

通関停止の申立ては、被疑侵害品の輸出入が行われる地の税関事務所の所長に提出しなければならない。

通関停止の手続

(i) 通関事務所の所長による当該貨物を対象とする通関停止決定の発行。本決定には、通関停止の理由と期間が明確に記載されていなければならず、これは貨主及び権利者に送付される。

(ii) 通関停止期間は決定の日から 10 日間。

(iii) 最初の停止期間が終了する前に権利者から要請があった場合には、貨物価額の 20%に相当する額を保証金に追加することを条件として、通関停止期間はさらに 10 日間延長される。

差止められた貨物の検査

(i) 通関停止期間中、税関は、侵害の証拠を入手するため当該貨物の検査を行わなければならない。

(ii) 被疑侵害品の検査は、関係者（輸出者又は輸入者、権利者）又はその代理人の立会いの下で行われる。

(iii) 侵害についての証拠は、当該物品の詳細な説明若しくは当該物品の写真、又は当該物品若しくはその包装のサンプルの形で作成・収集される。それらの証拠は、封印された上で、関連当局に提出され、その審査を受ける。

(B)著作権に関しては、権利者は長期にわたる保護のための措置を要請することもできるし、個々の輸出入に対する措置を要請することもできる。

①長期的な保護の申立て（長期的な保護の申立ては、侵害が疑われる輸出入貨物に関する情報がないときに行われる）には、以下が含まれていなければならない

(i) 所定の書式にしたがって作成された保護願

(ii) 公証済みの委任状

(iii) 申立てを証拠づける文書

－著作権登録証（CRC）、それがないときには著作権の宣言

－（申立人が著作権者ではなく使用権者である場合は）著作物の使用に関する契約

－（出願人が譲受人又は相続人である場合は）譲渡証書又は相続証明

－ベトナム法又はベトナムが締結した国際協定に基づく申立人の権利を証明するその他の書類

(iv)著作物の説明、写真又はサンプル、及び、偽造品と新製品を区別するための特徴に関する説明

(v)保証金 2000 万ドン（約 1300 ドル）又は申立人による被疑侵害品の通関停止により生じた損害若しくは費用の補償を保証するために信用機関が発行した保証（最低保証額 5000 万ドン=約 3200 ドル）

税関は、かかる申立てを受け取った場合には、その実施のためすべての関係部局に対し通知を行う。

②個々の輸出入に関する申立て（特定の貨物に関して侵害の疑いが存在するときには、こちらの申立てを行う）には、以下が含まれなければならない。

長期的な保護の申立てに係る(i)、(ii)、(iii)の書類に加え、以下を提出しなければならない。

(i) 所定の書式にしたがって作成された特定貨物に関する通関停止願。これには、当該貨物に関する以下の情報が記載されなければならない。輸入者又は輸出者の氏名と住所、輸出国又は輸入国、当該貨物の原産国、輸送方法、輸送を行う企業、B/L 番号、予想される輸出入港、予想される税関事務所、被疑侵害品の詳細な説明又は写真、製造者又は流通業者の名称。

(ii) 当該輸出入品が侵害品であることを証明するための最初の証拠

－貨物の出所（国、地域、当該著作物の製造を許諾された以外の者又は団体）

－模造品の写真（もしあれば）

(iii) 貨物価額の 20%相当の保証金若しくは（貨物の価額が明らかでないときには）2000 万ドン、又は被疑侵害品が最終的に当該著作権を侵害するものでないと認定された場合に通関停止により生じた損害又は費用の補償を保証するために信用機関が発行した保証

(7)再犯者を管理するために、輸出入業者や輸出入製品をリストしたブラックリストのようなものはありますか？　また、そのリストは一般に公開されていますか？

税関及び知的財産権エンフォースメント当局は、ブラックリスト（侵害品輸入者のリスト、知的財産権を侵害する輸入品及び輸出品のリスト、知的財産権侵害の疑いがある輸入者のリスト等）を作成しているが、それは公にはされていない。

(8)税関と裁判所との情報のやり取りはどの様に行われていますか？

知的財産権は、民事的権利と看做されていることから、知的財産権侵害事件においても税関と裁判所が

直接にやり取りを行うことはない。ただし、権利者又は貨主による要請があった場合には、裁判所による決定と税関への送付又は税関による決定の裁判所への送付がなされなければならない。

(9)裁判所の仮処分申請の手続と税関での貨物の通関手続きとの関係について教えてください。仮処分申請中、貨物は留置されますか？

知的財産権者は、通関停止手続を開始する前に裁判所又は NOIP（産業財産権庁）において仮差止請求手続を開始しなければならない。税関では、当該知的財産権の有効性や被疑侵害品が本当に権利を侵害するものであるのかに関するチェックや判断ができないからである。

税関による侵害品の通関停止は仮差止請求を基礎として行われる。

仮差止請求により物品の留置を請求することはできない。物品の留置は、権利者が適切な形で税関に提出した申立てに基づき行われる

(10)権利者が税関に対して侵害が疑われる物品のサンプルの提供や現物調査のような証拠保全の申請をする場合、税関は協力しますか。

協力する。通関停止の期間中においては、権利者又は輸入者若しくは輸出者の要請により、被疑侵害物品のサンプル採取が行われ、それは封印された後、検査を受けるため関連当局へ提出される。

被疑侵害物の証拠は、詳細な説明、写真、物品そのもの又はその包装のサンプルの形で提出される。

被疑侵害物からのサンプル採取はすべての関係者による監視の下で行われる。

(11)税関は、権利者の申立てがない場合でも、職権で取締りを開始することがありますか？

関税法違反の疑いがある場合（物品の数量、種類又は数量に関する商業的詐欺に相当する場合）、税関は、権利者の要請がなくとも、被疑侵害物の取締りを行うことができる。

知的財産権の侵害に関しては、権利者の要請があったときのみ、取締りを行う。

(12)税関内に権利侵害の認定機関や組織はありますか？　税関の認定と司法判断との関係を教えてください？

税関内には、権利侵害の認定機関や組織は設けられていない。権利者には、通関停止期間中に関係当局（産業財産権庁（NOIP）、著作権庁（NCO）、産業財産権特別捜査部、裁判所）の決定を取得することにより被疑物品が自らの知的財産権を侵害することを立証することが求められており、貨主側にはそうでないことを立証することが求められている。税関は、それらの関係当局の決定にしたがわなければならない。

現在、税関と裁判所の間には知財権事件に関する密接な協力関係は存在しない。裁判所は知的財産権事件を処理する準備ができていないからである。多くの場合、税関の決定は、NOIP や NCO の結論又は決定に基づき下されることになる。税関では、当該知的財産権の有効性や被疑侵害品が本当に権利を侵害するものであるのかに関するチェックや判断ができないからである。

(13)税関で押収した模倣品等は廃棄されますか？　競売される事はありますか？

侵害品は、その性質によって、廃棄されることもあれば、競売されることもある。1999 年３月６日付の政令 12/1999/ND-CP 号の第 19 条によれば、侵害品が①標準を下回る質のものであり人体又は環境に有害であるとき、②使用価値がないものであるとき、又は③使用価値があっても侵害に相当する要素を当該物品から排除することができないとき、のいずれかの場合にのみ、侵害品の廃棄措置を取ることができるとされている。権利者の同意が得られかつ品質基準を満たすものであるときは、侵害品を競売に付すか又は慈善目的で使用することができる。

(14)税関の処分に対する異議申立制度について教えてください。

上訴弾劾法（Appeal and Denouncement Law）の下、権利者及び当該輸出入品の貨主は、税関の決定に不服があるときには適切な当局又は行政裁判所に上訴する権利が与えられている。

(15)輸入者と権利者との間の調停の手続はありますか？

特にない。

(16)税関では、特許や意匠等のレベルの高い侵害の取締りを実施していますか？　また、その取締り能力は十分ですか？

それらに対する取締りは実施している。特許権又は意匠権の侵害が疑われる物品は、権利者の要請に基づく取締りの対象となる。

それらの侵害に関する税関の認定能力は十分ではない。税関の決定は、NOIP や NCO、裁判所等の決定に基づき下される。NOIP 又は NCO が侵害を認定した場合には、税関は侵害品に関する行政罰の適用についての決定を下すことになる。

(17)ある特定の特許製品にのみ使用される部品（間接侵害品）を取締まることは可能ですか？

できない。現在のベトナム知的財産権法には間接侵害に関する規定が存在しない。

オートバイのカウルを本体から分離することにより意匠特許の侵害を回避しようとした侵害者に関して意匠特許の侵害が認定された事例はある。

(18)税関の取締りの障害となっている法律上の問題はありますか？また、取締りを行う場合に事実上問題となっていることがあれば教えてください。

知的財産権侵害品の水際措置に関する関税法及び関税規則の規定は広すぎるものであり、税関職員の能力につりあっていない。それらの規定によると、税関は特許や意匠などのレベルの高い侵害の取締りも行わなければならないとされているが、実際には、税関職員だけでなく、裁判所やほとんどの国内エンフォースメント当局（市場管理局、産業財産権特別捜査部等）にもそのために十分な能力は備わっていない。特許に関する侵害の有無の認定は多くの場合において非常に複雑かつ多くの時間を必要とする作業であるが、通関停止期間はわずか10日か20日でしかなく、それはNOIP又はNOCが侵害についての検討を行うのに十分な時間を提供するものとはいえない。

また権利者には、輸出者・輸入者、輸出入の行われる場所、貨物の価額等の情報を提供することが求められているが、多くの場合、それらの情報を提供するのはかなり困難なことでもある。

また権利者には侵害貨物の価額の20%に相当する保証金（供託金）を収めることが求められているが、かかる価額を決定することは困難である。

税関が利用可能な情報に基づき被疑侵害品の取締り又は職権での取締りを行うことを可能とするようなメカニズムが存在しない。

Ⅱ．今後の国内での模倣品に対する取組み、政策

(1)現在、新たに取組んでいる模倣品対策に関する政策や、政策を実施している政府組織はありますか？具体的にどのような政策がなされていますか？

<u>立法面</u>

－現在、産業財産権分野における行政罰に関する政令12/1999/ND-CP号の改正作業が進められている。同政令は、政府により布告されるものだが、しかし、その作成は科学技術省が担当している。主な改正点は以下の通りとなる予定。

(i) 新たな産業財産権分野に関する侵害行為を追加（半導体回路配置権、不正競争、営業秘密、模倣品の製造と販売）

(ii) 侵害の認定及び侵害レベルの決定の根拠となる知的財産権侵害の要素を詳しく規定。

(iii) 罰則が管理行為、知的財産権侵害、模倣品の製造及び流通の順に重くなるよう罰則体系を調整

－産業財産権保護の指針に関する科学技術省及び財務省の共同通達が現在作成されているところであり、これは近いうち（おそらく2005年の前半）に布告されると思われる。

(2)模倣品に対する税関の取締りに関して、国内法改正の予定があれば教えてください。

近い将来に新関税法を制定するプランがあるが、しかし、我々の知る限り、税関による模倣品の取締りに関する規定はそれには含まれていない。

ただし、知的財産権侵害品の取締りに関する現行規定の実施に関する指針を示すものとして、通達、規則又は決定が発行される可能性もある。

(3)取締りを行う税関職員の能力向上への取組みや、研修・教育は行われていますか？

－1998年には、Euro-TapVietプロジェクトにより多数の税関職員が海外で研修を受けた。

－1996年から現在に至るまでJPOの対開発途上国協力プロジェクトの一貫として一部の職員が発明協会及び外技術者研修協会（AOTS）で知的財産権に関する研修を受けている。

－ベトナムと米国の専門家を含むSTARイニシアティブが税関向けの知的財産権に関するセミナーやワークショップを数多く開催している。

－JICAのプロジェクトの一貫として、ベトナムの税関職員が数多く日本に派遣され、税関職員に必要とされる能力（侵害品取締りに関する知識も含む）を身に付けるための研修コースに参加している。

(4)税関内部で模倣品等の侵害情報のデータベース等による管理は行われていますか？

ベトナム関税総局は、以下のデータベースを持っているものと思われる。

－知的財産権に係る被疑侵害品のリスト

－被疑侵害品の輸入者及び輸出者のリスト

－解決した知的財産権侵害事件のリスト

かかるデータベースは内部情報として作成されたものであり、担当者や担当部局は利用できるが、外部には公開されていない。

Ⅲ．二国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

(1)二国間の税関で相互に協力をしている国はありますか？その協力の内容について教えてください。

税関分野におけるベトナムと他国の協力としては以下がある。

－中国税関総署とベトナム関税総局の間における専門的協力と相互支援に関する合意
－ベトナム政府と韓国政府の間における税関分野での協力と相互支援に関する合意
－中国税関総署とベトナム関税総局の間における密輸対策に関する合意
－ベトナム関税総局とラオス関税総局の間における物品の通過と密輸対策に関する合意
－ベトナム政府とモンゴル政府の間における税関分野での協力と相互支援に関する合意
カンボジア、フランス、日本、米国その他数ヵ国は、ベトナムとの間に税関分野（密輸・模倣品対策）における協力関係を有しているが、二国間協定は締結していない。

⑵貴国の締結した FTA や二国間協定での税関取締りの規定はありますか。

水際措置に関する言及はすべての FTA においてなされているが、ただし、詳細にわたりそれが規定されているのは米国との二国間貿易協定においてのみである。

⑶模倣品の取締りに関して、米国からの要求による特別な対策はありますか？

ある。米越二国間貿易協定においては、第Ⅱ章全体が知的財産権に関する規定になっており、さらに第15条は「国境における知的財産権のエンフォースメント」に関する規定となっている。

●第15条を別紙1として添付した
●同条は以下のように定めている。
－権利者には、不正商標商品若しくは著作権侵害物品又は何らかの知的財産権を侵害する物品の存在を疑うべき適切な理由に基づき、それらの物品の通関停止を、関税当局を含む行政当局又は司法当局に要請する権利が与えられなければならない。かかる通関停止は通過中の物品には適用されない。
－それらの物品取締りのための手続：権利者は、関係当局（上記の行政当局又は司法当局）に対し、申立て書とともに以下を提出しなければならない。①自らの知的財産権が侵害されていることに関する一応有利な証拠、②税関が被疑侵害品を容易に認識することを可能とするような被疑侵害品の詳細な説明、及び③被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証。税関は、かかる申立て書を受け取った場合には、自らの決定又はその他の司法当局の決定に基づき、物品の自由な流通への解放を停止することができる。

⑷欧米による税関対策のための特別な協力や援助はありますか？

EU からは特別な協力や援助の提供を受けてはいないが、米国からはかかる協力や援助の提供を受けている。米越貿易協定においては、知的財産権分野における技術協力についての規定があるし、また米国はそれに基づき知的財産権の保護及びエンフォースに関するベトナムの国内体制を強化するための技術支援を提供することに合意もしている。かかる技術支援は相互に合意する条件において行われなければならず、またそのために利用可能な資金による制約も受ける。本規定に基づく協力は、ベトナムの知的財産権分野における法的枠組み（法律及び規則）、知的財産権保護の運用及び知的財産権法の実施とエンフォースメントの強化を目的として行われ、経験の交換や職員の訓練等を含むものとなるだろう。

Ⅳ．多国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

⑴WCO や ICPO 等の国際組織との協力体制はありますか？実際の運用があれば教えてください。

ベトナムは、以下の通り、税関分野では ASEAN、APEC 及び ASEM と協力体制にあるほか、WCO 及び RILO TOKYO にも加盟している。

－ベトナムは 1933 年 7 月 1 日から WCO に加盟している。
－ベトナムの税関当局は、APEC との協力の下、APEC 税関手続小委員会（SCCP）における約束事項を完全に実施するための国家行動計画及び協力行動計画の策定を進めている。
－世界銀行は、「税関近代化」プロジェクト案に対し支持を表明している。

⑵現在、税関において武器・麻薬等の取締りに対する他国間で協力して取締まる活動を行っていますか？知的財産権の模倣品についてはどうですか？

ベトナムは通常密輸及び麻薬の取締りに関して日常的に RILO TOKYO と協力しあっている。

⑶税関が単なる経由地である場合に、経由品に対して取締りを行う場合がありますか？

通過品に関しては、侵害の兆しがある場合には取締りを行う。

Ⅴ．新しい枠組み

⑴ 模倣品の国際的な取締りの枠組み、協力体制としてどのような方法が有効と思われますか？理想でも構わないので教えてください。

●知的財産権侵害に関する情報の交換
●経験の交換と職員の訓練

●知的財産権の保護及びエンフォースメントに関するベトナムの国内体制の強化

(2) 模倣品による利益がマフィア等に流れている現状があります。知的財産侵害品が武器や麻薬等のような社会悪として位置付け、模倣品を国際的に撲滅するための条約が必要であるという議論があります。こうした条約は必要と思われますか?

必要と考える。

参考資料）米越二国間貿易協定

米越二国間貿易協定

第 15 条

国境における知的財産権のエンフォースメント

1. それぞれの締約国は、不正商標商品又は著作権若しくは隣接権により保護された著作物を無許諾で複製する物品の輸入が行われようとしていることを疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続を採用する。通過中の物品に関しては、この手続を採用すべきことはいずれの締約国にも義務付けられない。締約国は、本条の条件が満たされていることを条件として、知的財産権のその他の侵害を伴う物品に関してもこのような申立てを可能とすることができる。締約国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

2. 締約国は、第１項に基づく手続を開始する権利者に対し、以下の証拠を提出することを要求するものとする。

A. 自国の法令上、当該権利者の知的所有権侵害の事実があることを自国の権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠

B. 税関当局が容易に識別することができるようにするために十分詳細な当該物品に係る記述を与えるものとなる証拠

権限のある当局は、申立てを受理したか、あるいはしなかったか、及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

3. それぞれの締約国は、第１項の申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を権限のある当局に対し付与するものとする。かかる担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

4. 締約国の税関当局は、本条の規定に基づく申立てにしたがい、司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として、意匠、特許、回路配置又は営業秘密を侵害する物品の自由な流通への解放を停止することができるが、ただし、正当な権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく第６項から第８項に規定する期間が満了し、かつ輸入のための他のすべての条件が満たされている場合には、締約国は、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人に対し、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保を提供することを条件として、商業に使用することを目的とした当該物品の受取を許可しなければならない。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には担保が解除されることを了解する。

5. それぞれの締約国は、関税当局が第１項にしたがって物品の解放の停止を行う場合には、関税当局が輸入者及び申立人に対し速やかに通知を行うべきことを確保する。

6. それぞれの締約国は、第１項の申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから 10 執務日を超えない期間内に、税関当局が以下の通報を受けなかった場合には、税関当局は当該物品の解放を行うことを確保する。ただし、輸入又は輸出のための他の条件が全て満たされている場合に限る。それぞれの締約国は、適当な場合には、停止の期間を 10 執務日延長することができることを定めなければならない。

A. 本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたことについての通報

B. 正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについての通報

7. それぞれの締約国は、本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見

を述べる機会の与えられる審査を行う。

8. 第６項及び第７項までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置にしたがって物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、本章 13 条(6)の規定を適用する。

9. それぞれの締約国は、物品の不法な留置又は第６項の規定にしたがって解放された物品の留置によって生じた損害につき、第 1 項の申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命ずる権限が権限ある当局に与えられることを確保しなければならない。

10. 秘密の情報の保護を害することなく、それぞれの締約国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏づけるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を与える。それぞれの締約国はさらに、当該権限のある当局に対し、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を与える。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、締約国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。

11. 締約国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる一応有利な証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、

A. 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。
B. 権限のある当局による停止の通知が輸入者及び権利者に対し速やかになされなければならず、また輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申立てた場合には、当該停止については、第６項から第８項に定める条件を準用する。
C. 締約国は、措置が誠実にとられなかったか又はとることが意図されていなかった場合を例外として、公の機関及び公務員の双方の責任を免除することができる。

12. 権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、それぞれの締約国は、権限のある当局に対し、本章第 12 条(4)に規定する原則にしたがって侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限が付与する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

13. 締約国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で非反復的に送られるかつ少量の非商業的な性質の物品については、第 1 項から第 12 項の規定の適用から除外することができる。

２．６．２．ベトナム　出張調査報告

事務局（出張者：丸山亮、今村哲也）

(1) AMBYS-Company Hanoi Office

日時　2004 年 11 月 29 日（月）9 時～10 時 30 分

場所　AMBYS-Company Hanoi Office

相手　Nguyen Thu Anh,　Partner, Reg. Patent & Trademark Attorney

内容

- ベトナムには、独立した知的財産法というものは存在しない。民法（Civil Cord）第VI編に知的財産権に関して規定する部分があるが、原則的なことを定めているのみである。この民法第VI編を基礎として、幾つかのデクレ（命令）が公布されている。例えば、デクレ第 76 号が著作権に関する詳細を規定している。また、このデクレを基礎として、サーキュラー（通達）が、更なる実施細則を規定する。
- ベトナムでは並行輸入は適法と解されている。また、並行輸入の場合や先使用権があ

る場合については、権利行使ができないが、これについては、NOIP 等は判断ができず、最終的には裁判所の判断に委ねられる。

- ホンダ製バイクのカバーの模倣品が輸入され、組み立て後、完成品として市場では流通している。しかし、カバーのデザイン模倣品だけでは侵害とならない。
- 権利者は裁判所に訴訟を提起することもできる。しかし、裁判所における民事手続と、税関における行政手続とは、基本的に独立している。裁判所の侵害の認定があれば、税関に提供することもでできるが、裁判所の判断に基づいて、税関の判断が自動的になされるという手続きは採用されていない。
- 税関職員を海外の機関に派遣することによる、税関実務に関するトレーニングが実施されているが、トレーニングを受けても、すぐに職員を止めてしまう場合があったり、また、外国に派遣されるということがある種の単なる御褒美のようなものであったりして、実効的でない場合もある。若い人を派遣する等、一定の選別が必要。
- 侵害品かどうかの判断については、知的財産権者による判断の方がよい。一方で、権利者かどうかの判断は、NOIP や裁判所による判断が有効である。登録を要しない著作権については、裁判所による権利者の認定か、あるいは著作権局が評価を行う場合がある。
- デクレ 101 号 14 条（Decree No.101/2001/ND-CP）によると、関税部に差止を求める場合には、知的財産権者または正当な権利を有するものは、関税部に輸入差止めを求める申立てを行い、商品の 20%にあたる金額を保証金として預ける。また、申立人は主張する権利の保有者であることを証明する証拠と、侵害に関する予備情報を提供する。
- 申立てが受理された場合、疑わしい商品の差止を決定し、権利者または代理人及び宣言者に通知される。差止は、決定の発行から 10 日間有効であるが、書面と追加保証金を支払うことにより、最高で 10 日間延長される。
- インドとベトナムの多国籍企業がそれぞれの国に会社を有していたが、その後分裂し、ベトナムの会社が Bad Faith によりベトナムにおける商標を登録した。インド側の会社がベトナムに輸入をしようとした際に、ベトナム側の会社が差止を求めた事例が存在する。これについて、関税局は、最終的には輸入を認めている。
- 著作権については、関税庁における輸入品及び輸出品の著作権保護を指導する 2003 年 10 月 17 日付文化及び情報省財務省間通達第 58 号（Circular No. 58/2003/TTLT-BVHTT-BTC）があり、申立ての詳細について規定している。著作権は模倣品の判断が容易なので先に規定された。産業財産権の実施のための同様の通達は、2004 年 11 月 29 日現在、文化情報省と財務省により作成中である。
- 関税部には、知的財産権を執行する職権上の権限は付与されておらず、自発的には何も行わない。但し、犯罪の嫌疑に係る刑事事件については別であり、例えば、食品、医薬品、予防薬品である偽造品の製造及び売買の罪（刑法 156 条）に関わるような物品の場合、取締りを自発的に行う。

(2) ベトナム商標保護・偽造防止協会（Viet Nam Association for Trademark Protection (VATAP)）

日時　2004 年 11 月 29 日（月）11 時～12 時 00 分
場所　Office of Ministry of Trade
相手　Le The Bao 会長
内容

- ベトナム商標保護・偽造防止協会(VATAP)は 2004 年 5 月に設立された NGO である。Le The Bao 会長は、それまで市場管理局の局長を務めていた。
- VATAP は各種経済団体や関連当局と連携し、偽造品の摘発や生産・売買の防止、商標の保護を目的として設立された組織である。
- ベトナムの流通市場における知的財産保護は十分でない。
- 加盟企業は、内国企業および多国籍企業を含んで現在 200 社程度。今後、関係者によるワークショップを開催することを提案している。そのためには、モデレーター、スピーカー、その他の金銭的援助も必要である。
- ベトナムはさまざまな国と国境を面しているために、陸路のあちこちから不正商品が入ってくる。現在、中国から、CD や商標侵害品、バイクの模倣品の輸入が多い。たとえば、ホンダのバイクの意匠権を侵害した製品が、中国の会社あるいは中国の投資による会社から輸出されている。
- 政府に依存するのではなく、加盟企業から集約したアイデアを政府に対して提案する。罰金の額の引き上げ、企業や代理人に対する教育活動、いまだ不十分な知的財産法の改正を促している。
- 不正商品や商標侵害品に対するトレーニングコースを開催する予定。
- まだ設立されてから 5 ヶ月程度の組織であるが、規模を拡大していく予定。海外の組織からも援助を募ることも考えている。

(3) ジェトロ・ハノイセンター
日時　2004 年 11 月 29 日（月）15 時 30 分～16 時 30 分
場所　ジェトロ・ハノイセンター
相手　石渡健次郎　所長
　　市川匡四郎　海外投資アドバイザー
内容

- 工業製品の模倣品にはオートバイと自動車の意匠権侵害が多い。また、一部しか部品を使用していないのに、SUZUKI や ISUZU の商標を用いるというケースもある。部品は中国から輸入されてくる。
- 衛生陶器については INAX のデザインについて、国営企業が模倣しているという事例がある。市場管理局、警察を利用して、型を押収し、販売を止めた。また、サロンパスをシロンパスと名を変えているが見た目では混同しやすい商品を販売する例や、花王のシャンプーについて、密輸入あるいは原液を薄めて詰めたものを販売している例もあった。YKK のジッパーに類する商品ついて、YKK もどきの名前を用いて、販売していた例があるが、ベトナムにはジッパーを作る技術がなく、製品としては不完全なものである。YKK は、新聞広告等を出して対策を講じた。
- トンボ鉛筆について、中国から模倣品が輸入された事例があったが、係争する余裕が

なく、そのまま泣き寝入りしてしまった。

- 証拠は揃ったとしても、本社から人が来ないと、実際の対策を講じるのは難しい。偽物の取締りは危険であり、ベトナムの会社ではなく、本社がしているという建前で執行を行わなければならない。YKK のジッパーの例では、取締りを厳しくしたために、妨害が増えたという。
- 以前と比べて、ベトナムの IP に対する意識も向上している。IP を大切にしなければ、ベトナムの品物もだめになるという認識が生まれつつある。たとえば、ベトナムでは有名なコーヒーショップ屋の「チェン・グエン」という商標が、米国で登録していなかったため、米国で登録をされてしまい、登録できなかったという事例がある。また、ミネラル・ウォーターの La Vie（フランス本社がベトナムの水を用いている）という商標について、ラベルだけを真似した模倣品があらわれ、信頼が損なわれているということから、ベトナム政府に働きかけたという事例が存在する。
- 一方、DVD 等の製品に対する IP に対しては、意識が薄いのが現状。ソフトウエアの保護意識はきわめて低い。
- 日越共同イニシアティブ（2004 年 11 月 23 日）では、ベトナムでは法律はかなり整備されつつあるが、その執行手続きを明確にしてほしいという要求がでている。
- ベトナムは縦割り社会であり、いくつかの組織があるものの、侵害に対する対応について、警察、NOIP、商業省のいずれに対応を促すべきものなのか、明確でなかった（バラバラでどこに対応を求めてよいかわからず、たらいまわし）。権限を有する当局が多数あることで、侵害に対する対策を混乱させあるいは遅延させたりする場合がある。
- 現在、商業省の市場管理局が、IP だけではなく不正輸入や競争法に違反する不正取引を含めたあらゆる事件を受け付け、当局が当該問題を深刻な問題であると判断した場合、各省を超越した組織としての 127 委員会（委員長は商業大臣、大臣クラスが委員を構成）に問題を上程する。そこで重要な問題として認定された場合、各組織それぞれに対して対応を指示するという仕組みに変更しつつある。ただし、どのように機能するかについては、未だ様子見の段階である。日越共同イニシアティブでは、127 委員会の機能強化を求めている。
- 127 委員会は今までも存在したが、つい最近強化された。WTO に加盟する場合に生じる IP の問題に対して、ベトナムも重要視している。「ベトナムが WTO に加盟しようとする場合に、知的財産権はベトナムの経済と国際取引にとって重要な役割を果たすことになる。しかし、わが国は、ここ数年の間、こうした状況に対して十分な注意を払ってこなかった」（商業承服大臣 Do Nhu Dinh, Vietnam Investment Review 2004/11/1-7, p8）
- 大使館関係者によると、WTO 加盟のための日越の二国間交渉が、近々開始する予定。
- 最近、商標権侵害の罰則が強化され、商標のラベルの偽造については、最高 4000 万ドン（約 4,000USD）と規定された。しかし、模倣品を製造すること事態に対する罰則は低く、罰金額を高額化が望まれる。
- VATAP については、NGO 団体を作って TOP に有力人物を置いたに過ぎないという見方もできる。ただし、設立して 5 ヶ月程度なので、実態についてはいまだ様子見の段階。

・ 摘発案件は増加しており、2001 年には 203 件だったものが、2003 年には 725 件となっている。これは、模倣品が増えたというよりも、市場における管理がより積極的に行われていることを示した指標と思われる。
・ バッチャン焼（Bat Trang）は 1000 年の歴史を有するが、これについて、ベトナム国内外で産地別にブランド化し、海外へ売り出すという試みを開始している。ブランド価値によりベトナム産品を高く売り出すというマインドを確立するという新しい試みである。権利保護の向上について、海外企業とベトナム企業が争うとうまくいかない。国内企業の IP 保護に対する動きが生まれることで、IP に対する意識が向上する。
・ 特許侵害の認定は非常に難しく、現在のところ、商標権侵害の問題とは区別して考えるべき。現在は、単純なパクリをやめさせる時期である。
・ ホンダはベトナムで WAVEα というバイクを製造している。中国製の模倣オートバイは品質が劣っているというのが、ベトナムにおける一般の認識。従来は、真正品が 1700USD で、中国の偽物（HONGDA）は 400USD から 600USD であったため、偽物だとわかっていても、ベトナムの人々は購入したが、WAVEα は 700USD で、その差がなくなりつつある。また、ハノイ市内では、年間 1 万 3 千人が交通事故で死亡しているという状況から、一人一台以上の所有を禁止している。そうした事情もあり、真正品への移行が進みつつある。
・ JETRO の松尾氏はアセアン数カ国を巡回して情報を提供することができる希少な人材であるが、こうしたアセアンに集中した IP の人材強化を希望。現在、アセアン諸国において、日系企業に対する IP の相談に十分に対応できる状態にない。JETRO だけでは対応できない部分もある。たとえば、月 1 回、それぞれのアセアン諸国の JETRO に巡回する IP の人材があれば、日系企業の IP の相談に対応することも可能。ともかく人手が足りない。

＜所感＞　現地の知財専門法律事務所と契約し、相談に常時対応できるようにすることが望ましい。ハノイやサイゴンには特許庁出身者で知財を専門にしている優秀な法律事務所が存在する。

・ ホーチミン市は製造業が多いので、模倣品は、国内マーケットに与える深刻な問題となっている。
・ ベトナムはスイス及び米国との間で 2 国間の通商協定を結んでいる。

２．７　タイ

２．７．１　税関における模倣品等の取締りに関する質問事項の回答

タイの中央知的財産国際貿易裁判所に対して質問書への回答をお願いしたところ、回答の代替として以下のレポートが届けられた。

税関における模倣品等の取締りに関する質問事項の回答

Visit Sripibool　（中央知的財産国際貿易裁判所）
Titiporn Tangsurat（中央知的財産国際貿易裁判所）

第１章　エグゼクティブ・サマリー

知的財産権侵害品に対する水際措置を行う税関事務所は、現在 10 ヵ所に存在する。すなわち、バンコク港、バンコク国際空港、レムチャバン港、マブタプット工業地区、ノンカイ県、ナコンパノム県、ムクダハーン県、ウボンラチャタニ県ピブンマンハサン地区、チェンライ県チェンセーン及びチェンライ県チェ

ンコンの税関である。
国境を越えて輸送されるすべての物品はそれらの税関を経由して運ばれることになる。税関職員には国境において輸入品と輸出品の両方を検査できる権限が与えられている。ただし、かかる検査は、他の多くの国々と同様、主として無作為抽出により行われている。
輸出入物品の検査には、①衛生、②品質、③包装・ラベル、④試験機関による検査、⑤環境基準、⑥麻薬その他の禁制品、⑦事業制限に関する対策、⑧模倣品対策の８検査項目からなるチェックリストが使われている。
タイの水際措置に関する情報を得るため、我々は、調査票及び口頭での質問を通じて税関局の活動に関する調査を行った。調査票による調査のターゲットグループは、知的財産権保護に直接に関する業務に従事している平均 46 歳、平均勤務歴 23 年の者たちであり、すべて男性であった。調査票に対する回答から、税関職員は、知的財産権保護に関しては権利者保護と消費者保護の両面からそれに取組んでいることが分かった。消費者保護に関して、税関職員たちは、模倣品は価格も安いが品質も悪いため消費者の利益を損ないうるものであり、したがって侵害品の取締りは同時に消費者保護にもなると考えていた。現在、タイで販売されている模倣品の上位３品目は、CD、衣料品、カバン製品であった。一方、押収品の上位３品目は、衣料品、CD、カバン製品であった。税関職員たちが侵害品の取締りのための真剣な努力を行っているにもかかわらず、タイの市場では捜索と押収を免れた様々な模倣品（衣料品、携帯電話及びその付属品、カバン製品、CD、化粧品等）が広く販売されている。それらの模倣品の中には輸入されたものもあれば、国内で製造されたものもある。また、取締り努力にもかかわらず、逮捕されるのは実行者のみであり、首謀者の多くはいまだ検挙されないままになっている。別紙 3 には、調査に使用された調査票を掲げておいた。
タイは、知的財産権のエンフォースメントに関しては、アジアでも独特かつ優れたシステムを有している。2001 年 2 月 26 日、タクシン・シナワット首相は議会に自らの施政方針を伝えたが、その際、首相はあらゆる手段で知的財産権のエンフォースメントを行っていく方針であることを繰り返し強調した。その後、首相は、知的財産権の侵害からの保護とエンフォースメントに関する委員会を設置することを内容とする首相命令 No.249/2544（2001 年）を発行し、さらに警察庁及び商務省知的財産局に対し知的財産権侵害を防止し著作権及び商標に係る模倣品を減らすため真剣かつ継続的な協力をするよう指示した。それに加え、知的財産権エンフォースメントを強力に推進していくことを目的とした政府機関間の覚書も作成されている。また、知的財産権者を保護するためのその他の措置も進められている。
タイでは、知的財産権保護を促進し知的財産権侵害を防止することを目的として、知的財産・国際貿易裁判所の設立も行われている。さらに、知的財産局はすでに様々な国との間に９件の覚書（MOU）を締結している。

第２章　税関における模倣品等の取締りに関する質問事項
2.1　一般的情報
知的財産権侵害品に対する水際措置を行う税関事務所は、現在 10 ヵ所に存在する。すなわち、バンコク港、バンコク国際空港、レムチャバン港、マブタプット工業地区、ノンカイ県、ナコンパノム県、ムクダハーン県、ウボンラチャタニ県ピブンマンハサン地区、チェンライ県チェンセーン及びチェンライ県チェンコンの税関である。
国境を越えて輸送されるすべての物品はそれらの税関を経由して運ばれることになる。税関職員には国境において輸入品と輸出品の両方を検査できる権限が与えられている。ただし、かかる検査は、他の多くの国々と同様、主に無作為抽出により行われている。
輸出入物品の検査には、①衛生、②品質、③包装・ラベル、④試験機関による検査、⑤環境基準、⑥麻薬その他の禁制品、⑦事業制限に関する対策、⑧模倣品対策の 8 検査項目からなるチェックリストが使われている[66]。
国境取締りに関しては、税関職員は常に真剣に取組んでいる。たとえば、2003 年 10 月 1 日には、ムクダハーン税関は税を支払わないで持ち込まれようとしていた大量のコーヒー豆及びクリームを発見し押収した。2003 年の 10 ヵ月間において 5000 万バーツ相当（1 バーツは約 3 円若）の知的財産権侵害品が押収された。2004 年においても、3 月 1 日には中国から輸入された 2 万 5200 錠のバイアグラ及びプレイステーション 218 台と付属機器 321 件（合計 1000 万バーツ相当）が税関局により押収された。さらに 2004

[66] Suthum Yunaitham, the research paper titled "Laws of transportation for goods crossing border" presented to the Ministry of Communication, Bothbundit journal under Thai Bar Institute, Volume 56 part 2, B.E. 2543(2000)

年 6 月 24 日にはマレーシアとの国境で海賊版 DVD2 万 5000 枚が押収され、7 月 28 日にも多数の模倣品の入ったコンテナが押収された。これは中国から輸入されたもので、その中には、総額 1000 万バーツ相当と見積もられる有名ブランド衣料品、女性用ハンドバッグ、NOKIA のバッテリー、性欲促進薬等の模倣品が入っていた。2004 年 9 月 12 日には、総量 30 万リットル、総額 4000 万バーツを超える大量の密輸石油が摘発され押収された。9 月 18 日には、ナラーティワート州で 2000 リットルを超える密輸石油が摘発され押収された。10 月 23 日には、税関職員によりウボンラチャタニ州の 8 ヵ所で模倣品の捜索が行われ、500 万バーツ強の著作権違反衣料品が摘発された。

2003 年 1 月から 2004 年 3 月の期間においては、総額 1 億 1400 バーツ相当の知的財産権侵害品が押収されている[67]。

2.2　知的財産権侵害品の税関取締りに関する規定

現在のところ、税関取締りに関する規定を自国の知的財産法中に有する国は世界中でもそう多くはない。そのような国としては、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、欧州共同体（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国）、香港、インド、イスラエル、日本、マレーシア、ナイジェリア、南アフリカ、スイス、米国、ザンビア、ジンバブエがある[68]。

2.2.1　タイにおける現行規則

タイでは、以下の通り、知的財産権の税関取締りに関する規定を含む法律は数多く存在する。

1. 税関法（仏暦 2469 年）

税関法は、物品の輸出入に関する税関の権限、輸出入に係る罪と罰則等を定めている。

2. 物品輸出入法（仏暦 2522 年）

本法は、商務大臣に対し、輸出入の禁じられる物品（禁制品）や輸出入を行うために許可が必要な物品（規制品）を内閣の承認を得た上で官報にて公表する権限を与えている。

知的財産権侵害品は同法に基づく禁制品とされており、したがって知的財産権侵害品を輸入した者は税関法第 27 条に基づく罰金と禁固の対象となる。

3. 知的財産法

以下の知的財産法もまた侵害品の輸出入を罪として定めている。

3.1　特許法（仏暦 2522 年）
3.2　商標法（仏暦 2534 年）
3.3　著作権法（仏暦 2537 年）
3.4　植物品種保護法（仏暦 2542 年）
3.5　集積回路回路配置保護法（仏暦 2543 年）

2.2.2　タイにおける税関取締りの進展

2004 年 6 月 7 日、税関局長は政府に対し税関法の改正を行うよう求める提案を行った。同提案は、すべての疑わしい輸出入物品に対する税関の審査権限を法的により明確化することを求めるものである。現在、法案作成作業が行われているが、近いうちに国会に提出されることになるだろう[69]。

さらに 2004 年 9 月 28 日には、世界税関機構（WCO）のアジア太平洋能力構築事務所（ROCB）がクロントゥーイにあるタイ税関局の 1 階に設けられた。バンコクにおける ROCB の設立は、自国の税関手続を改善していくことに関するタイ政府の熱意を示すものといえるだろう。税関の近代化は、政府には歳入増をもたらし、利用者には通関手続の迅速化と透明化による利益をもたらすものであるし、さらに効果的な税関取締りは先進国として安定した社会を築くためには不可欠なものであることを考えれば、それは国民全体にも社会の安定化を通じた利益をもたらすものにもなるだろう[70]。

2.3　税関局の組織：知的財産捜査課

---

[67] 商務省のデータより。http://www.customs.go.th

[68] Prof. Michael Blakeney, General Editor, Border Control of Intellectual Property Rights, London, SWEET & MAXWEL, 2004.

[69]商務省のデータより。www.itv.co.th/。

[70]商務省のデータより。http://www.customs.go.th/Customs-Eng/OpenFile.jsp?docId=N00012。

[71]商務省のデータより。http://www.customs.go.th/Customs-Eng/OpenFile.jsp?docId=A00025。

[72] 税関法（仏暦 2469 年）第 24 条。

[73] 商務省のデータによる。http://www.customs.go.th/Customs-Eng/OpenFile.jsp?docId=N00004。

[74] Kritsada Thongthummachard, General Principle of Customs Law, (Bangkok: Pimdee, 1993), pp. 168

[75] 商務省のデータによる。http://www.customs.go.th/Customs-Eng/OpenFile.jsp?docId=A00034。

税関関連犯罪及び知的財産権侵害品を含む禁制品や規制品の取締りは、増加する貿易関連犯罪に対する対策、公正な貿易の促進及び合法的に行為する貿易者の保護を目指す税関局の活動の中でも特に重要な位置を占めている[71]。

現在、捜査取締り部の下には以下の６つの課が設けられている。

1. 陸上取締課
2. 船舶取締課
3. 知的財産権捜査課
4. 薬物取締課
5. 技術捜査・情報課
6. 押収物品課

過去においては知的財産権侵害品の取締りは、陸上取締り課、船舶取締り課及び薬物取締り課が行っていたが、知的財産権保護の効率を向上させるため、知的財産権侵害の捜査及び取締りを直接に担当する部署として知的財産権捜査課が新設された。現在はまだ公務委員会の正式承認を得るための作業が進められているところであるが、他の部署から知的財産権捜査課への人員の異動もすでに終了しており、同課はその職務を開始している。

知的財産権捜査課内にはさらに２つの係が設けられている。

1. 知的財産権捜査第一係（バンコクを担当）
2. 知的財産権捜査第二係（その他を担当）

知的財産権捜査課は、知的財産権侵害の取締りだけでなく、他の税関部局に対する情報や税関職員に対する訓練の提供も担当している。

2.3.1　模倣品押収の手続

模倣品に関する有力な情報を得た際、税関職員は捜査を開始する。その結果、通報された物品が知的財産権侵害品であることを発見したとき、又は知的財産権侵害品である疑いが存在するとき、税関職員はそれが自らの知的財産権を侵害するものであるかどうかを 24 時間以内に確認させるため権利者へと通知する。

税関職員自身が模倣品に関する情報を得るケースに加え、さらに権利者自身から税関職員に模倣品についての通報が行われることもある。この場合、権利者は 18 号書式（別紙 1）を提出し、被疑物品が自らの知的財産権を侵害するものであるかどうかを確認しなければならない。

権利者が上記の確認を行わないか又は自らの侵害品であることを確認できなかった場合には、被疑物品は解放される。権利者は、10 日間に限り、被疑物品の通関停止を要請することができるが、最終的に侵害品でないとの認定が下された場合には損害賠償を支払わなければならない。一方、10 日の期間内に当該物品が侵害品であることが確認された場合、知的財産権捜査課はその事件を税関局法務部へと移送しそこで犯則者に対する罰則の言渡しと物品の押収が行われる。犯則者に対しては物品の価額の１倍に相当する罰金が科されかつ押収品の破棄が行われる。犯則者が出頭しない場合には、押収品は所有者がいない物品と看做され、30 日経過後に国の財産となる[72]。その後、押収物品は最終的に破棄される。

しかし、侵害確認手続には主として以下のような問題点もある。

1. （数量的問題）被疑物品の数量が少ない場合、権利者は確認のための出頭をしないため、被疑物品がそのまま解放されることになること。
2. （質的問題）技術の進歩のため模倣品が真正品とほとんど変わらない場合も少なくないこと。これに関しては、たとえば試験機関における技術検査等も被疑物品が侵害品であるかどうかを確認するための手段になるだろう。

さらに、侵害品の不正輸入を防止し取締まることを目的とした覚書（MOU）が政府と権利者との間で締結されてもいる（別紙２参照）。

2.3.2　和解

税関法（仏暦 2469 年）の罪は和解不可能な罪とされている。すなわち、それらは刑事犯罪であり和解の対象とすることはできない。しかし、輸入者が同意の上で罰金を支払い、合意をなし、税関法 102 条及び 102 条の 2 に基づく担保又は保証金を支払う場合には、税関局長は（又は当該物品の価額に関税を加えた額が 4000 バーツを超える場合には、委員会は）、訴追を行わない決定を下すこともできる。

著作権法（仏暦 2537 年）を除く知的財産法が定める罪は和解不可能な罪とされている。したがって、輸入者と権利者の間で和解を行うことはできない。

著作権法（仏暦 2537 年）の第 66 条は「本法の定める罪は和解可能な罪であるものとする」と定めている。したがって、輸入者と著作権者の間で裁判外紛争処理手段による解決を行うとの合意をすることもできる。調停や仲裁がかかる裁判外紛争処理手段として認められる。輸入者と著作権者はいつでも裁判外紛

争処理手段による解決を行う旨の合意をすることができる。

2.3.3　データベースシステム

税関局はまだ電子データ交換システムを導入していない。したがって、税関局においては紙の書類による処理が主たる情報処理手段となっている。すなわち、自らの知的財産権を侵害する物品に対する監視を行うよう申立てる際、権利者はかかる申立てを紙の書類として作成することになるし、それはファックス又は郵送により全国の税関事務所に送られることになる。

ただし、物品の詳細に関する情報に関してはCD-ROMによる情報提出も行われている。CD-ROMによる情報提出の多くは、欧州諸国の権利者により行われている。

税関局は、税関職員がアクセス可能なイントラネットを通じたデータの配布を計画している。

2.3.4　物品の輸出

侵害品の輸出に関しては、関税法（仏暦2469年）第27条が次の通り定めている。「税の支払が行われていない物品、規制品若しくは禁制品又は正当に通関していない物品を王国の国内に輸入又は持ち込もうとする者、又は前記の物品を輸出しようとする者は、（中略）それぞれの罪につき、関税支払後の物品価額の1倍から4倍に相当する罰金若しくは10年を超えない禁固刑又はその両方を科されるものとする」。知的財産権侵害品は禁制品とされていることから、輸入品に関しても仕向地国の法ではなくタイ法が適用されることが明らかである。ただし、タイの知的財産法のほとんどは以下の通り侵害品輸入の罪しか規定していない。

1. 著作権法（仏暦2537年）第31条：「他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して業として次の行為を行ったとき、著作権の侵害とみなす。
（略）(4) タイ国内に持込み又は輸入の注文をすること」

2. 商標法（仏暦2534年）第110条：「(1)第108条が規定する偽造商標、サービスマーク、証明標章若しくは団体標章を付した物品、又は第109条が規定する他人の商標、証明標章若しくは団体標章を模倣したものを付した物品を、タイ国で輸入するか販売するか販売の申出をするか又は販売を目的として所持した者（中略）は、それぞれの規定に規定された罰則を科せられる。」

3. 特許法（仏暦2522年）：「第36条　特許権者は次の独占的権利を有する。
(1)物に関する特許権の場合、それを生産し使用し販売し販売のために所持し販売のための申し出をし、又は国内に輸入すること。
(2)方法に関する特許権の場合、特許方法を使用して製造された製品の生産、使用、販売、販売のための所持、販売の申出又は輸入を目的として特許方法を使用すること。」
「第85条　特許権者から許諾を受けないで第36条又は第63条の行為を行った者は、２年以下の禁固刑又は40万バーツ以下の罰金、又はその両方を科される。」

植物品種保護法（仏暦2542年）のみが輸出に関する罪を定めている。すなわち、同法第33条は「植物新品種の権利者は、植物新品種の繁殖種の生産、販売又はあらゆる形態での頒布、輸入、輸出、あるいは前述の行為のいずれかの行為のための所有についての排他的な権利を有する」と規定し、第64条は「植物品種の権利者からの許可を得ずに第33条あるいは第47条に基づく行為のいずれかを行った者は、2年を超えない禁固刑あるいは40万バーツを超えない罰金、あるいはその両方を科せられる」と規定している。

通常、税関局は、非合法物品がコンテナ内に含まれていると信じるに足る信頼できる有力な情報がある場合を除き、輸出物品の検査は行わない。検査のために輸出を差止めたにもかかわらず非合法物品が発見されなかった場合には輸出者に対し賠償をしなければならなくなるからである。

こうした問題を解決するため、税関局は、中国発のコンテナを検査するためのコンテナX線検査装置を3段階に分けて購入することを決定した。2005年（仏暦2548年）以降、税関局は主要税関事務所に合計15台のX線検査装置を配備する予定である[73]。しかし、X線装置は、異なる形状又は材料を有する模倣品しか発見することができず、真正品と同一の形状・材質の模倣品を発見することはできない。輸出コンテナの検査を可能とする適切な装置がいまだ存在しないことは知的財産権侵害を抑止する上での障害となっている。

2.3.5　再犯

再犯者を取締まることを目的とした輸入者、輸入品及び輸出品のブラックリストを作成しているが、これは税関職員による使用を目的とするものであり、公表されてはいない。

仏暦2469年の関税法第6条(2)は、税関局長に対し通関方法を計画する権限を与えているが、税関局長は、それにしたがいブラックリストに基づき検査対象とする貨物の割合を以下のように決めている。

1. （ブラックリストA）通常の２倍の量の貨物を開梱し検査する。
2. （ブラックリストB）貨物全体の半分を開梱し検査する。
3. （ブラックリストC）すべての貨物を開梱し検査する[74]。

2.3.6　訓練

税関局は、税関職員に対し知的財産権に関する訓練又は教育を与えることが必要であると考えている。我々の行った調査によると、回答した税関職員の70%はかかる訓練又は教育を受けたことがあり、40%は過去3ヵ月以内に訓練又は教育を受けていた。しかし、税関職員たちはいまだ知的財産権に関する知識を身につけることが必要だと考えており、また知的財産権知識の不足は知的財産権侵害取締りの上での大きな障害であると考えている。

さらに、タイの税関に提供される国際協力の多くの部分は訓練に係るものとなっている。米国、日本、EUは、タイの税関職員を教育しその経験を分け与えるための専門家を常にタイに派遣している。

2.3.7　知的財産局との協力

商務省知的財産局（DIP）は、知的財産権関連の事項を扱う権限を有する政府機関である。知的財産局は、知的財産権の登録を求める出願のすべてを受理し、それに対する知的財産権の付与を行い、さらには知的財産権の取消までも行う機関であるため、知的財産権に関する重要な情報（知的財産権者情報を含む）を数多く有している。税関局は、知的財産権者や知的財産権に関する情報（商標の見本や権利者又は代理人に関する情報）を知的財産局から受け取っているが、さらに税関局はその他の情報源からの情報提供についても歓迎している（特に知的財産権者自身からの情報提供。そのような情報は被疑物品が侵害品かどうかを確認させるため知的財産権者に連絡を取る際に主たる情報として利用できるため）。

商務省は、2004年には、より効率的な知的財産権侵害の取締りを可能とするため「著作権侵害に使用することが可能な装置の輸入に関する許可（仏暦2547年、第3号）」に関する告示を発行した。これは、著作権侵害品の製造に利用可能な装置の輸入は、かかる装置を輸入することについての許容することが可能な理由を示すことができる者以外には許可されないことを規定するものである。特に、CD複製装置の場合には、カウント機能のついた装置以外は許可しないとされている。その後、商務省告示182/2547が発行され。それにより、知的財産局が許可権限を有する者と署名見本のリストを作成し商務省に提出することとなった。

2.3.7　知的財産・国際貿易裁判所との協力（**質問1－8：税関と裁判所との情報のやり取りはどの様に行われていますか？**）

商務省が同裁判所に接触するのは、捜索令状又は差押令状を取得する場合のみである。関税法は疑わしい者又は疑わしい船舶を捜索し非合法物品を差押える権限を税関職員に与えているが、それでも捜索又は差押えを行う際には捜索令状又は差押令状を提示する必要があるからである。

税関職員による決定はすべて税関局長による決定と看做され、したがって、それに対して不服あるときは知的財産・国際貿易裁判所に控訴することができる。

2.3.8　裁判所の仮処分申請の手続と税関での貨物の通関手続との関係

知的財産・国際貿易裁判所は、税関職員等に対し、侵害品を留置又は差押え、それを速やかに裁判所に提出するよう命じる権限を有している。そのような場合においては仮差止も可能である。これに関する法的規定としては、1994年著作権法（仏暦2537年）の第65条及び第67条並びに1996年知的財産・国際貿易裁判所設立法（仏暦2539年）の第28条及び第29条が存在する。

2.3.9　証拠保全の協力（質問1－10：権利者が税関に対して侵害が疑われる物品のサンプルの提供や現物調査のような証拠保全の申請をする場合、税関は協力しますか）

協力する。1996年知的財産・国際貿易裁判所設立法及び関連規則には、裁判所への提訴前における証拠保全への協力に関する規定が数多く定められている。

2.4　不正競争防止法

いまのところ、模倣品の取締りに関する不正競争法的規定は存在しない。タイには商業競争法（仏暦2542年）が存在するが、それは反トラスト法的規制のみを目的とするものである。

2.5　国際協力

タイは、世界税関機構（WCO）に加盟している。WCOによる協力も、日米欧による協力と同様に、主としてタイの税関職員の訓練に関係するものとなっている。

2.5.1　模倣品及び知的財産権侵害品の取締りに関する税関の活動（質問4－2：現在、税関において武器・麻薬等の取締りに対する他国間で協力して取締まる活動を行っていますか？　知的財産権の模倣品についてはどうですか？）

商務省はすでに模倣品の検査と捜査を強力に進めていくための規則を有している。禁制品、既製品のリスト等の多くの規則が存在する。

2.6　FTA

現在のところ、タイはオーストラリアとの間においてのみ自由貿易協定を締結している。しかし、オーストラリアとのFTAにおいては、知的財産権保護に関してはその大枠に関して定められているである。「第

13 章・知的財産権」の第 1301 条から第 1305 条は知的財産権エンフォースメントにおける協力と情報交換について規定している。「第 3 章・税関手続」は、関税評価、通関の円滑化、関税分類に関する決定の事前通告、ペーパーレス貿易について規定している。

現在は、バーレーン、中国、インド、日本、ニュージーランド、米国、バングラデシュ・インド・ミャンマー・スリランカ・タイ経済協力機構（BIMST－EC）との間でも FTA 交渉が行われている。

日タイ協力について：日タイ間における自由貿易協定の締結を目的とした日・タイ経済連携（JTEP）協議の下、タイ税関局と日本の税関はペーパーレス貿易プロジェクトを開始している。これにより、国際的サプライチェーンに参加する取引者は国内取引及び越境取引の処理に必要になる時間を節約することが可能になり、したがって越境貿易の管理をより効率的に行えるようになるだろう[75]。

2.7　知的財産権侵害品取締りの法的障害

税関職員たちは、知的財産権法そのものが知的財産権侵害品の取締りに対する障害になっていると考えている。特許法（仏暦 2522 年）、商標法（仏暦 2534 年）、著作権法（仏暦 2537 年）等の知的財産法は侵害品の輸出入に関する罪は定めているものの、しかし、タイに輸入されるわけでもタイから輸出されるわけでもなくただタイを通過するだけの通過侵害品に関しては何らの罪も措置も定めていない。税関職員たちは、通過貨物に侵害品が含まれているのを知りながら、あるいは実際に目撃しながら、それが国外に輸送されるのをただ手をこまねいて見ていなければならなかったという経験を数度にわたり有している。

2.8　新しい枠組み

個人的見解としては、知的財産権侵害を根絶するためには国際協力が不可欠であると考える。かかる協力は、税関、警察、検察及び裁判所が参加するものでなければならない。それらの機関が密接に連絡を取り合いアイデアや情報を交換することが必要である。さらに集中的な訓練、会合、相互訪問が日常的に行われなければならない。

麻薬や武器に関するのと同様の協力条約があれば、侵害品の撲滅も可能であるだろう。

第３条　知的財産権エンフォースメント

3.1　タイにおける知的財産権エンフォースメント

タイは、知的財産権のエンフォースメントに関しては、アジアでも独特かつ優れたシステムを有している。2001 年２月 26 日、タクシン・シナワット首相は議会に自らの施政方針を伝えたが、その際、首相はあらゆる手段を通じて知的財産権のエンフォースメントを行っていく方針であることを繰り返し強調した。その後、首相は、知的財産権の侵害からの保護とエンフォースメントに関する委員会を設置することを内容とする首相命令 No.249/2544（2001 年）を発行し、さらに警察庁及び商務省知的財産局に対し知的財産権侵害を防止し著作権及び商標に係る模倣品を減らすため真剣かつ継続的な協力をするよう指示した。

さらに、2002 年 12 月 20 日には、知的財産権侵害の抑止に向けた協力を推進することを目的とした覚書（MOU）への署名が行われ、これは同日に発効した。本 MOU は以下のような様々な政府機関の間で締結されたものである。

①タイ警察、②消費者保護委員会局、③税関局、④歳入局、⑤物品税局、⑥工業促進局、⑦外国貿易局、⑧国内貿易局、⑨事業開発局、⑩知的財産局、⑪特別捜査局、⑫首都電気公社、⑬地方電気公社。

本 MOU においては、それぞれの機関が果たすべき責任が明確に規定されている。各機関の責任はすべて知的財産権侵害の撲滅又は減少を目的として遂行される。

さらにタイ政府は、知的財産権者を保護するためのその他の措置も講じている。たとえば、知的財産権情報の提供を行うコールセンターや侵害抑止センターの設置、知的財産権啓蒙プログラムの実施、権利者に対する知的財産権商品の価格引下げ要請等である。

3.2　法的措置

タイは、以下の通り必要な知的財産法をすべて制定している。

①1979 年特許法（仏暦 2522 年）
②1991 年商標法（仏暦 2534 年）
③1994 年著作権法（仏暦 2537 年）
④2000 年植物品種保護法（仏暦 2542 年）
⑤2000 年集積回路回路配置保護法（仏暦 2543 年）
⑥2002 年営業秘密法（仏暦 2545 年）
⑦2003 年地理的表示法（仏暦 2546 年）

3.3　国際協力

タイでは、知的財産権保護を促進し知的財産権侵害を防止することを目的として、特別裁判所である知的財産・国際貿易裁判所や、特別捜査局の設立も行われている。さらに、知的財産局はすでに以下の国々

との間に覚書（MOU）を締結している。オーストラリア（1997年2月）、カンボジア（1997年3月5日）、中国（1995年4月6日及び12月1日）、
EU及びドイツ（1993年9月28日）、ラオス（1994年8月14日）、スロベニア（1997年2月20日）、ベトナム（1996年11月7日）。それらの覚書は、知的財産権侵害に関する問題点とそれぞれの国がどのような措置を取るべきかを定めるものである。

２．７．２．タイ　出張調査報告

事務局（出張者：丸山亮、今村哲也）

(1) 中央知的財産国際貿易裁判所

日時　2004年11月30日（火）15時00分～15時40分

場所　中央知的財産国際貿易裁判所

相手　Sripibool Visit 裁判官

内容

- 輸出入を管理するための法律としては、Act of Exportation and Importation for Goods B.E. 2522(1979)のひとつしかない。税関担当官により許可された物品のみが輸出入可能であることを定めている。著作権、商標権等の知的財産権を侵害する物品の輸出入は禁止されている。
- 2004年6月7日、関税局の局長はタイ政府に対して、すべての輸出入品の検査を可能とする法律上の権限を明確にするように法改正を求めた。現在、法律が起草中である。
- 著名商標は登録されていない場合でも、不法行為法により保護される場合がある。デッドコピーの例として、以下の例がある。サッカーボールのPELEの商標が米国で登録されていたが、タイでは登録されていなかった。そのときには、まず、刑法（Penal Law）272条の罰金の対象となる行為として起訴され、これが有罪とされたことに基づいて、不法行為法（Tort Law）420条、438条より、不法行為法(Tort Law)上の不法行為(wrongful acts)に基づく損害賠償請求を行った。刑事訴訟において有罪とされることは必要条件ではないが、不法行為を構成する「他人の財産権または権利を故意または過失により不法に侵害する行為」であることを認定するための強力な証拠となる。こうした事案は、多いとはいえないが存在はする。女性の下着等を扱うビクトリアシークレット（Victorias Secret）という著名な商標を用いたホテルについて、登録はされていないものの、不法行為法を適用しようと試みた事案もある。ただし、これについては、下着とホテルという別のものを対象としているために、不法行為は成立しなかった。

(2) 中央知的財産国際貿易裁判所第7回シンポジウム

日時　2004年11月30日（火）11時20分～12時00分

場所　マーチャント・コート・ホテル

相手　Weerawit Weeraworawit, Minister of Commercial Affaires

基調講演　“A Regional Agenda for the Current Issues in Intellectual Property Laws in Asia: Thai Perspective”

発言要旨

・ 知的財産保護は先進国だけを利するものであってはならない。途上国も含めた国情に応じて保護水準が決められるべきであり、TRIPS プラスもあれば、将来は TRIPS マイナスもありうる。
・ 先進国は途上国に対して、エンフォースメントやパイラシーのことばかりを持ち出すが、途上国にとっては医薬品へのアクセスなど、知財にかかわるより重要な問題がある。伝統的知識、遺伝資源やフォークロアの保護にも取組まなければならない。伝統的知識の保護については、先進国によるバイオ・パイラシーという深刻な問題が起きている。タイでは、それを防ぐためのデータベース構築を進めつつある。
・ 地理的表示の保護については、タイには特別法があるが、TRIPS22 条の一般的保護を全分野で行う法制になっている。ワインやスピリッツなどに認められている過度の保護を他分野にまで及ぼす必要はない。

(3) ジェトロ・バンコクセンター
日時　2004 年 12 月 1 日（水）13 時 30 分～14 時 30 分
場所　マーチャント・コート・ホテル
相手　松尾淳一氏　ジェトロ・バンコクセンター
内容
・ マックスプランク研究所のクリストファー・ヒース博士が提案するアジア知財研究所の設立については、シンガポールに一番可能性があるが、当地には IP アカデミーがすでに政府主導でできている。資金は APEC、WIPO Fund などを活用することが考えられよう。
・ ECAP、日本、米国の知財支援について、日本のように人材の長期派遣をしているところは他にない。他はセミナー開催や機材の供与などが主なもの。
・ CD の違法複製品は多く流通しているが、タイのポピュラーソングについては、194 バーツと価格が低いために偽物は少ない。
・ CD 等の光ディスクの流通を規制する法律はタイでも成立した。同様の法律は先に香港で成立し、その後、マレーシア、フィリピンそして台湾等で成立している。日本には未だない。
・ 光ディスクを工場で製造する場合、製造工場や原盤を識別できるコード番号を必ず刻印することにした。これを偽造したり消去したりすることは違法である。また、光ディスクを製造する機械や原料を販売することも許可制となっている。
・ タイには日本の不正競争防止法にあたる法律はない。また、タイは植民地の経験がない。その点が、植民地となってコモンローの影響を受けたマレーシア（英国）やフィリピン（米国）とは異なっている。この点、マレーシアでは、独立以前の英国の判例は、現在でも有効であることを法律で規定されている。
・ 日本機械輸出組合がアセアン諸国におけるデッドコピー制度（日本の不正競争防止法 2 条 1 項 3 号にあたる制度）の現状について調査した例がある。タイでは、デッドコピーを規制できないわけではないが、明確な規定はない。
・ ドメイン名については、ICANN の UDRP が適用されるため、適切に保護される。
・ 税関については、本局が適切な指令を行っていても、コンピュータ化が十分に進んで

いない地方の税関に全く伝わっていないような状況もある。
- 密輸（知的財産侵害はこれにも含まれる）や武器の輸出については厳しく取締まっているようだが、カンボジア、ベトナム、ラオス国境における陸路での流通に関して、取締りを行うことは困難な状況にある。
- 税関に対する日本の支援として、CIPIC が一定の支援を行っている例がある。
- FTA に関連するタイ側の要求としては、伝統的知識（Traditional Knowledge）・遺伝資源・フォークロア、中小企業支援、地理的表示の保護などがある。
- タイの NGO である Biodiversity Action Thailand （BioThai） が行った発表に基づいて、コーセー化粧品と白鳥製薬が取得した米国特許（US6352685）が、タイ原産のガオクルア（Pueraria mirifica：女性ホルモンを増加させ、豊胸や美肌等に効果がある）に対するバイオ・パイラシー（bio-piracy）行為であるから、タイ政府は日タイ経済連携協定協議の場等で厳重に抗議すべきであるという記事が、バンコク・ポスト紙等に出た。11 月 15 日にタイ知的財産局（DIP）はこのような特許取得行為はなんら法に反するものではなく、また、タイ国内でガオクルアを利用する行為に対してこの特許が制限を与えるものではない旨記者会見を行い、報道された。日本にも 2 件の出願がなされているようだが、いずれの出願も審査未請求[76]である。フィリピンにある International Rice Research Institute から米国にジャスミン・ライスが持ち出された事件では、タイ政府は米国にたいして抗議をした事例が有名。こうした問題について、FTA においてタイが WIPO や WTO レベルの要求をしてくるのか問題となるが、データベースの構築レベルの議論や個別の特許取消等の要求であれば困難な問題ではない。タイには伝統医薬の保護に関する法律があり（1999 年成立）、フィリピンにも Indigenous Intellectual Property Right の保護制度がある。インドネシアやシンガポールには未だない。

(4) 関税庁調査抑制局知的財産権調査部（Intellectual Property Rights Investigation Division, Investigation and Suppression Bureau, Customs Department）

日時　2004 年 12 月 1 日（水）16 時 30 分～17 時 30 分

場所　関税庁調査鎮圧局知的財産権調査部

相手　Chaiyatat Nivasabutr, Customs Chief Inspector

内容
- 調査抑制局（Investigation and Suppression Bureau）は関税庁の中央局であり、輸出入について管理している。調査鎮圧局には、Land Enforcement Division, Marine Enforcement Division, Intellectual Property Rights Investigation Division, Drug Enforcement Division, Technology Investigation and Intelligence Division, Seized Goods Division の 6 つの部がある。
- 知的財産権調査部（Intellectual Property Rights Investigation Division）は IPR Investigation Sub-Division 1（バンコク周辺を管轄）と IPR Investigation Sub-Division 2（バンコク以外を管轄）とがある。

[76] JETRO Bangkok 東南アジア知的財産ニュース 26 November 2004 第 18 号参照

・ 通関手続きの段階における税関担当官の検査により発見されるものが 9 割で、権利者の提供した情報に基づいてなされる検査は 1 割程度。権利者が提供した情報は、地方の部門に共有されることになっているが、コンピュータによる情報の共有はなされていない。
・ タイ税関と他の国との税関との連携として、マレーシアとの間では電子的な情報共有を行っている。これについては WCO のイニシアティブによりおこなっている。また、ここ数年、カンボジアやラオスから担当官が訪問して、クリアランスシステム等について税関実務上のトレーニングを受ける場合がある。仏大使館が、EU の権利者の調整役として、税関の担当官に対して、空港の税関における知的財産権に関する税関実務上のトレーニングを実施した。
・ ECAP II が来年度、バンコク、チェンマイとハドヤイにおいて、税関担当者に対する知的財産権に関する税関実務上のトレーニングを提案している。その他、日本弁理士会をはじめ多くの組織がタイの関税庁に対して知的財産権に関する税関実務上のトレーニングの実施を提案している。
・ 2004 年 9 月 9 日から 10 日に WCO の IPR strategic group とタイ税関とが、模倣品と国境措置に関する WCO IPR ワークショップをバンコクにおいて開催した。
・ 税関担当官が通関手続きの過程でコンテナの検査を行った際に、知的財産権侵害品の疑いのある品物を発見した場合には、権利者や代理人に通知し、空港に来てもらい、通知後 24 時間以内に立会いの下、検査を行う。権利者や代理人の情報はタイ知的財産局（DIP）に問合せるが、同じような品物が問題となるので、問題となりやすいものについては、ある程度、権利者等の情報が集積している。また、輸入者の面前で開封し、申告された一定の物品とは異なる場合には、権利侵害品と認定する。
・ 侵害品について、事前の登録制度は一応存在する。ただし、決められた書式はなく、権利者が任意の書式を提出することになっている。欧州企業によるものが多いが、日本企業でも TOYOTA、ISUZU、HONDA、MITSUBISHI 等は登録を行っている。事前の登録制度については、インターネットで税関、権利者を含めて情報を共有できるシステムを検討している。
・ 税関担当官が職権で侵害の疑いのある品物を探知し権利者に通知した場合や、権利者が独自に侵害情報を得た場合における検査の申請（Requests for Inspection）には書式が用意されている(Customs Form No. 18)。
・ 知的財産権侵害品の押収の統計として、2003 年は件数として 28 件、数量にして 767,218 個、額にして 99,714,357 バーツ、2004 年（1 月 1 日から 10 月 31 日まで）は件数として 55 件、数量にして 408,957 個、額にして 30,181,269 バーツ。

２．８　マレーシア

２．８．１．マレーシアにおける水際対策の分析

大町 真義（一橋大学大学院 国際企業戦略研究科）

(1) 国境措置の概況

まず、マレーシアでの知的財産権に係る国境措置の概況は、次のとおりである。

・ 国境措置の対象は、商標権又は著作権の侵害疑義物品である。

- 不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入を税関で差止めるための国境措置に関し、権利者が差止めの申立てを行うべき先は、マレーシア知的財産公社（IPCM）（それぞれ、商標登録官及び著作権管理官）である （1976 年商標法第 70D 条(1)、並びに、1987 年著作権法第 39 条(1)及び(1A)）[77]。
- しかしながら、過去（2004 年 10 月の同国税関への聞き取り調査のときまで)、権利者からの申し立てが IPCM になされたことはない。その主たる背景は、詳細な情報の提出が要求されることにある。すなわち、商標の場合でいえば、登録商標の特定や表示、輸入物品の説明等のほかに、輸入者の名称及び住所･居所、便名又は車両登録番号、輸入地点、到着予想日及び時刻、並びに送り元企業を特定することが要求される（商標法施行規則第 83A 条、及び、様式 TM30)。また、申立てを行う権利者には、差止めにより政府に生じる責任及び費用等を弁済するに十分な担保の提供が必要とされるが（商標法第 70E 条)、その額の予測がつきにくいことも、差止めの申立てが行われていない背景をなしていると考えられる。
- ただし、税関の職権による国境措置は行われている。
- そして、職権による国境措置のために、権利者が税関に非公式に情報を提供して、職権発動を促すことは可能である。ただし、独立調査会社を使うなどして、十分な情報を収集する必要がある。
- 今回の調査（2004 年 10 月の同国税関、大学、及び法律事務所への聞き取り調査）では、侵害疑義物品の輸出に対する国境措置に関し、マレーシアの商標権又は著作権を侵害する物品の輸出の場合は、税関における差止めが可能であることが判明した。マレーシアの商標権又は著作権ではなく仕向け国の権利を侵害する物品の輸出の場合に国境措置を適用することについては、法的根拠がなく、不可能であると解されている。また、積替え物品は、国境措置の対象にならないと解されている[78]（詳しくは後述)。

(2) 輸出物品･積替え物品に対する国境措置適用の可能性

マレーシア国内の大学における聞き取り調査[79]及び法律事務所における聞き取り調査[80]の結果によれば、知的財産権侵害物品の輸出については、マレーシアの商標権又は著作権を侵害する物品であれば、税関は職権で差止めを行うことが可能であると解されている。なぜならば、マレーシアから輸出がされようとしているということは、マレーシアにおいて何らかの取引が行われたことが推認されるからである。すなわち、マレーシア商標法第

---

77 さらに、WTO TRIPS 理事会におけるマレーシアに対する法令レビューの文書 IP/Q/MYS/1－IP/Q4/MYS/1 (2003 年 5 月 13 日）も参照。同文書には、権利者が不正商標商品の輸入差止めの申し立てをすべき先は商標登録官 (Registrar of Trademarks) であり、権利者が著作権侵害物品の輸入差し止めの申し立てをすべき先は、著作権管理官 (Controller of Copyright) である旨の、マレーシア政府の回答が記載されている (52－54 頁)。

なお、マレーシア知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia; IPCM) は、知的財産行政担当政府部局であり、2003 年 3 月 3 日に国内取引消費者行政省 知的財産局 (Intellectual Property Division, Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs ; 1990 年設立) が改組されて設立された組織である。

78 ただし、職権による国境措置に関し、後述のように、自由貿易区域にて職権差止めが行われた積替え物品であるマレーシア商標権侵害物品について、裁判所が仮差止めを認めた、注目される事例が報告されている。

79 聴取相手： マラ工科大学行政･法学部 Lim Heng Gee 教授 及び Rohazar Wati Zuallcobley 助教授 (2004 年 10 月 8 日)。

80 聴取相手: RamRais & Partners 法律事務所 Jasdev Sihgh Gill 弁護士 (2004 年 10 月 8 日)、及び、Kandiah & Associates 法律事務所 P. Kandiah 弁護士(所長) (同 11 日)。

38 条(1)には、「登録商標は、商標の登録された権利者でなく、許諾された使用をする商標の登録された使用者でもない者が、当該商標と同一又は誤認混同を起こすおそれがあるほどに類似している標章を、商標登録に係る商品又はサービスに関して取引の過程で（in the course of trade）使用した場合、その標章の使用が、 ･･･ 態様でされていれば、侵害されたこととなる。」と規定されている[81]。ここで、「取引の過程で」（in the course of trade）の語には、柔軟に解釈される余地があり、マレーシアからマレーシア商標権を侵害する物品が輸出されようとしている場面では、当該侵害物品にマレーシア国内での「取引の過程」が存在したと推認され、よって、商標権侵害の行為があったと推認されるからである。このことは、著作権侵害物品の場合にも同様である。

また、同国税関における聞き取り調査[82]では、輸出物品申告に虚偽記載があることを条件に、関税法違反（知的財産条項ではない一般条項）を根拠に輸出を差止めることが可能との見解も表明された。

他方、上記各聞き取り調査によれば、仕向け先の国の知的財産権を侵害する物品の輸出を差止めることは不可能である。法的な根拠がないからである。

次に、積替え物品については、商標権侵害物品の場合、商標法での規定からいって、国境措置を実施することは困難であると解される。すなわち、1976 年商標法の「第 XIV 部 国境措置」にある第 70D 条(8)には、次のように規定されている（同条は、権利者から IPCM の登録官への申立てに基づく国境措置についての規定である。後述のように、職権での国境措置については、他の規定がある。そこには、下にみるような、「通過中の物品」についての言及はない）。

> 「権限ある職員が登録官から通知を受けた場合には、当該職員は、当該通知において特定された物品であって通過中の物品でないものの輸入を何人に対しても禁止するように必要な措置を取り、当該物品を差止め、留置しなければならない。」（下線は筆者加入；訳は筆者仮訳）

また、この「通過中の物品」（goods in transit） の語について、同じく「第 XIV 部 国境措置」にある定義規定の第 70C 条には、次のように規定されている。

> 「『通過中の物品』とは、上陸の有無又はマレーシア国内での積替えの有無を問わず、同一の又は別の運搬手段により他国に輸送されることになっている輸入物品を意味する。」（同条の規定の関係箇所抜粋；下線は筆者加入；訳は筆者仮訳）

上記規定によれば、たとえ、いったんマレーシア国内に搬入される不正商標商品であっても、他国に輸送されることになっていれば、少なくとも権利者の申立てに基づく国境措置の対象には、ならないものと解される。

---

81 マレーシア商標法第 38 条(1)：「登録商標は、商標の登録された権利者でなく、許諾された使用をする商標の登録された使用者でもない者が、当該商標と同一又は誤認混同を起こすおそれがあるほどに類似している標章を、商標登録に係る商品又はサービスに関して取引の過程で（in the course of trade）使用した場合、その標章の使用が、(a)商標の使用として、又は、(b)当該使用が、商品への使用若しくは商品と物理的な関係を有する使用若しくは広告チラシその他公衆向けの広告における使用である場合には、登録権利者若しくは当該商標の登録使用者として権利を有する者との関係、若しくはかかる者が取引の過程で結び付けられている商品との関係を意味付けるものとして、又は、(c)当該使用が、サービスが提供され若しくは実施される場所若しくはそれに近接の場所における使用若しくは広告チラシその他公衆向けの広告における使用である場合には、登録権利者若しくは当該商標の登録使用者として権利を有する者との関係、若しくはかかる者が取引の過程で結び付けられているサービスとの関係を意味付けるものとして、受け取られるおそれがある態様でされていれば、侵害されたこととなる。」（訳は筆者仮訳）

82 聴取相手： マレーシア税関 Subromaniam Tholasy 特別捜査担当課長補佐 及び Zainul Abidin Bin Taib 刑事訴追担当課長補佐（2004 年 10 月 9 日）

実際、上記の大学における聞き取り調査においても、商標権侵害物品の場合、積替え物品に国境措置を実施することは不可能であるとの見解が表明された。

ただし、(5) にて記するように、自由貿易区域において税関での職権差止めにあった輸入者が、商標権者の提起した差止訴訟の被告として、問題の不正商標商品は再輸出するものであったという抗弁を行ったのに対し、裁判所がこれを採用せず、仮差止めを認めたという事例もある[83]。

著作権侵害物品については、上記の大学における聞き取り調査では、香港の判例法に鑑みれば、積替え物品に国境措置を実施できる可能性もあるとの見解であった[84]。

(3) 並行輸入品に対する規制

著作権法第 36 条(2)に鑑みれば、国境措置の対象となる権利侵害著作物とは、マレーシア国外で、マレーシア著作権の権利者の同意又は許諾なく製作された著作物である[85]。したがって、侵害か非侵害かの分岐点は、当該著作物の製造が適法であったか否かであり、並行輸入品は、規制対象外であるといえる[86]。

これに対し、商標法下では、商標権に係る商標と同一又は類似の標章を付した商品は、商標権者の権利が侵害される場合、不正商標商品とされ、国境措置の対象となる[87]。したがって、著作権の場合と異なり、問題であるのは商標権者の権利の侵害如何であって、商品の製造が適法であったか否かではない。この点からすれば、並行輸入が権利侵害を構成する余地があるとも考えられるが、商標法の規定（特に侵害行為を規定した第 38 条(1)の

---

83 後記 Philip Morris Products, Inc. v. Glenbid (M) Sdn, Bhd and Anor (2001)。なお、2004 年 10 月に、上記の税関での聞き取り調査を実施した際、先方より、次の情報の提供があった。すなわち、欧州の国を仕向け国とした中国からの貨物に、マレーシア商標権の侵害となる物品（たばこ）があり、税関が差止めの措置をとったところ、その後の裁判において、輸入を行った運送会社が、マレーシア税関にはかかる権限がないはずと主張した事案がある、との情報である。これは、その内容からして、当該 Philip Morris の事件のことであると思われる。当該聞き取り調査においては、事件がなお係争中であることを理由に、それから先のさらなる詳細情報については、提供がなされなかった。

84 1987 年著作権法には、商標法の場合と異なり、「通過中の物品」に言及した規定がない。

85 1987 年著作権法第 36 条(2)には、次のように規定されている。

"Copyright is infringed by any person who, without the consent or license of the owner of the copyright, imports an article into Malaysia for the purpose of -

(a) selling, letting for hire, or by way of trade, offering or exporting for sale or hire, the article;
(b) distributing the article -
    (i) for the purpose of trade; or
    (ii) for any other purpose to an extent that it will affect prejudicially the owner of the copyright; or
(c) by way of trade, exhibiting the article in public,

where he knows or ought reasonably to know that the making of the article was carried out without the consent or license of the owner of the copyright."

86 Michal Blakeney, Border Control of Intellectual Property Rights, MAL-2 (2004)

87 1976 年商標法の「第 XIV 部 国境措置」にある第 70C 条には、次のパラグラフが置かれており、国境措置の対象となる「不正商標商品」とは、該当する商品について有効に登録されている商標と同一若しくは類似の商標、又は、かかる登録されている商標から本質的な面において識別できない商標であって、商標法のもとで商標権者の権利を侵害する商標を権限なく付した商品のことを意味する旨が規定されている。

" 'counterfeit trade mark goods' means any goods, including packaging, bearing without authorization a trade mark which is identical with or so nearly resembles the trade mark validly registered in respect of such goods, or which cannot be distinguished in its essential aspects from such a trade mark, and which infringes the rights of the proprietor of the trade mark under this Act"

規定）の解釈に係る多数説によれば、並行輸入は侵害行為を構成しない[88]。もっとも、並行輸入の行為が、詐欺又は混同の結果をもたらす場合には（例えば、再包装により混同が生じる可能性がある；また、同一の商標が異なる企業により所有されており地理的な分担が両社間で行われている場合も同様)、商標法上の侵害行為と認められる場合もあり得る[89]。

(4) 国境措置関連事項を含む、マレーシアにおけるエンフォースメント上の留意点

国境措置に関連するエンフォースメントを含めたマレーシアにおける知的財産権エンフォースメントに関し、その留意点を、効果的なエンフォースメントのために権利者が念頭に置いておくべき事項を中心に挙げると、次のとおりである。

内容は、現地法律事務所からの聞き取り調査（2004 年 10 月；前掲）による。

- 既述のように、2004 年 10 月の調査時点で、不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入差止めの申立てが、権利者から IPCM に対してなされたことはない。そのような中、職権による国境措置の重要性が高い[90]。
- 職権による国境措置の法的根拠は、不正商標商品に関しては、商標法第 70 条(O)にみることができる。同条によれば、権限ある職員は、取得した一応の証拠によれば不正商標商品である物品について、差止め又は解放の停止を行うことができる（同条(1)；同項自体には、かかる措置を輸入時に限定する文言はない)。当該権限ある職員は、差止めを行った場合、これを登録官、輸入者、及び商標権者に知らせる（同条(2)(a)）。また、かかる職員は、権限の行使に役立ち得る情報の提供を商標権者に要請することができる（同条(2)(b)）。輸入者の側は、差止めへの不服を申立てることができる（同条(3)）。権限ある職員が免責となるのは、職権発動が誠実になされた場合に限られる（同条(4)）。なお、著作権法には、職権による国境措置の根拠規定は設けられていない。
- 不正商標商品の輸入差止めについては、税関に非公式に情報を提供して、職権発動をしてもらうことが可能である。ただし、独立調査会社を使うなどして、十分な情報を収集する必要がある。日本企業の中にも、税関に直接連絡を取り、職権差止めのための情報を提供している企業がある。なお、情報提供のための特定の様式等は、指定されていない。
- 不正商標商品に対する国境措置は、マレーシアにおいて登録されている商標についてのみ利用可能である。
- マレーシアにおける知的財産権エンフォースメントでは、一般に、刑事手続と民事手続との並行が有用である。刑事手続は、侵害物品を市場から排除できるという点で有利であり、費用も安い。それに対し、民事手続でアントン・ピラー命令（APO） を裁判所より得て証拠収集を行う場合、概ね 4 万～5 万リンギ（1 万～1.2 万 US ドル） の費用がかかる。また、APO を用いる場合、立ち入りの場所、人数等、種々の制約がある上、相手方から損害賠償を求められるリスクもある。

---

[88] 前掲 Blakeney-MAL-3

[89] John Chong, Exhaustion and Parallel Imports in Malaysia, in Parallel Import in Asia 129 – 130 (C. Heath ed., 2004)

[90] 前掲 Blakeney にも、「職権の力が持つ重要性は、過小評価すべきではない。」と記載されている（MAL-10 頁)。

- 商標に係る刑事手続は、1972 年取引表示法[91]（TDA）が根拠法となる。その場合、権利者が裁判所から、当該商標権侵害を不正取引表示と認める旨の命令である取引表示命令（TDO）を得て[92]、それを国内取引消費者行政省のエンフォースメント局に通知し、同局が侵害物品押収等の手続を行うのが一般的である。その後は、エンフォースメント局が刑事事件として起訴する。ただし、登録商標が不正商標商品の標章と同一であるような場合には、TDO を得る必要はない。しかし、類似である場合、あるいは、商標が登録されていない場合には、TDO が必要である。TDO を得るために、独立調査会社を使って、侵害品の購入などを行う。
- 政府側の問題点は、エンフォースメント局職員の法律的訓練の不足から、摘発活動（raid）における証拠収集が不十分であることが少なくなく、業務効率の不十分もあいまって、摘発活動はしたものの起訴に至っていない滞貨が蓄積していることである。起訴につなげられない事例も少なくない。そのような理由から、弁護士が捜査の現場に立ち会うことが必要である。なお、裁判における平均的な審理期間は 2～3 年（知的財産事件に限らない全般的平均）であり、以前より迅速になってきている。
- 権利者側の問題点は、TDO を得るのに必要な文書を揃えていない場合がままあることである。例えば、商標に係る信用を裏づける証拠となる過去の広告宣伝の記録を保存していないなど。また、登録商標の記述が最近の商品展開に合っていないまま放置されているようなことも少なくない。当然のことながら、適切な権利管理が適切なエンフォースメントのために重要である。
- 外国判決の執行に係る制度としては、1958 年判決相互執行法[93]による制度がある。対象国は、英国、香港、シンガポール、ニュージーランド、スリランカ、インド（一部の州を除く）、及びブルネイである（同法附表 1 に掲載の順に記載）。当該附表 1 に定める上級裁判所（superior courts）の判決が、相互執行の対象となる。

(5) 国境措置の事例[94] － 職権差止めされた物品について、輸入者から、積替え物品であるとの抗弁がなされたものの、裁判所により仮差止めが認められた事例

Philip Morris Products, Inc. v. Glenbid (M) Sdn, Bhd & Anor (2001)[95] の事件において、税関は、複数回に分けて、合計 20 万カートン以上の「Marlboro」ブランドの不正商標商品を差し押さえた。当該差押えは、自由貿易区域（free trade zone）において行われた。本事例では、輸入者に対し、虚偽申告を行ったことについて起訴があった後、原告が、被告の更なる商標権侵害行為を抑止する目的で、差止命令を求めた訴訟を提起した。暫定手続の審理において、被告は、当該物品の輸入者であることを認めたが、中国からギリシア及びマルタへ輸送される物品の積替え輸送業者として行動したに過ぎないと主張した。この経緯より、本件では、裁判所が裁判管轄を有しているか否かが問題になったが、裁判所は、当該自由貿易区域は、地元の州の裁判管轄に服する旨判示した。さらに、裁判所は、

91 英語名称は、Trade Descriptions Act 1972 である。
92 この手続は、一方当事者のみによるものである。
93 英語名称は、Reciprocal Enforcement of Judgments Act 1958 である。
94 前掲 BLAKENEY･MAL-10
95 MLJU (Malayan Law Journal Unreporteds) 262； 前掲 BLAKENEY にて引用。

かかる物品が解放されることにより原告が被る損害の可能性を考慮するとともに、知的財産権侵害を抑止することによりマレーシアが得られる長期的な利益に言及し、仮差止めを認めた。

本件は、職権による国境措置が効果を発揮し得ることを示す事例といえよう。さらにいえば、上記の仮差止めからは、職権による国境措置が積替え物品である不正商標商品にも適用され得る可能性が示唆されるが、既述のように、商標法の規定からは、積替え物品は、少なくとも権利者の申立てに基づく国境措置の対象にはならないものと解され、また、本件についても、現時点で本案訴訟の結果が不明[96]であるため、積替え物品への（職権での）国境措置適用が可能であるとは結論できない。

(6) 国境措置に係る国際協力の可能性 － まとめと提言

上記した今次調査では、商標権又は著作権侵害疑義物品の輸出に対する国境措置に関し、当該侵害がマレーシアの商標権又は著作権の侵害である場合には、税関における差止めが可能であることが判明した。

このことを利用すれば、例えば、完成品に比較的近い部品を他国からマレーシアに輸入して完成品を組み立てた上で、不正に商標を付して我が国を含む国々に輸出をするといった、マレーシア国内での大規模な製造を伴わないような侵害行為を、国境措置を通じて抑止することが可能になると考えられる（ただし、商標は、マレーシアにおいて登録されていなければならない）。かかる国境措置は、税関での職権に依存するものになり[97]、また、法・規則に何ら具体的な手続が規定されているものではないから、マレーシア税関がこのような職権発動を適切に行うことを可能にするには、政府間の申し入れを含む国際的連携ないし協力が、意義をもってくるといえよう。ただし、輸出に係る国境措置がたとえ可能となったとしても、物流の障害になるようでは、かえって有害なものとなりかねない。その点も勘案し、職権発動を適切に行うための協力の一環として、例えば、上記のような輸出が行われている不正商標商品があった場合にマレーシア税関に情報を提供し取締りを要請するための、何らかの形のルートを、日馬間でつくることが考えられる。これに関しては、輸出に係る国境措置が商標法及び著作権法において明定された、後述する隣国シンガポールにおける 2004 年来の展開も、参考になろう。

積替え物品である不正商標商品については、後述のシンガポールの場合とは異なり、マレーシアに住所・居所を有する者に宛てられている貨物であるとなしとによらず、国境措置の対象にはならないものと解される。少なくとも、既述のように、商標法の規定からして、かかる積替え物品は、権利者の申立てに基づく国境措置の対象ではない。したがって、積替え物品に係る規制のための国際協力は、当面考え難いが、上記の Philip Morris の事例のような、積替え物品である不正商標商品に対する職権差止めの是非が問題となっている事例が現実に発生しているので、今後の展開を注目していくべきであろう。

---

[96] 本件は、既述した、2004 年 10 月の聞き取り調査時において税関担当者から提供された情報と内容が合致するが、それによれば、係争中とのことであったので、少なくともその時点では、本案訴訟の判決の確定には至っていなかった可能性が高い。

[97] 権利者の申し立てによる差止めの制度は、不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入についてのものである。商標法第 70O 条に規定の職権による措置については、上記(４)にて既述のとおり。

商標権又は著作権侵害疑義物品の輸入差止めについては、権利者の正式な申立てに基づく手続については、2001 年 8 月 1 日に施行された商標法改正及び 2000 年 8 月 15 日に施行された著作権法改正により導入された比較的新しい手続であることと、既述した、詳細な情報の提出が要求されること等の問題があることを背景に、2004 年 10 月の調査時点で、利用の実績がない。しかしながら、権利者からの非公式な情報提供に基づく、職権による国境措置は、現実に行われていることから、この輸入差止めの面では、上記の輸出に係る国境措置の場合とは異なり、新たな枠組みは必ずしも必要ではなく、引き続き運用を注視するとともに、人材開発面での協力を継続していくという対応が妥当であると思われる。

２．９　シンガポール

２．９．１．シンガポールにおける水際対策の分析

大町 真義（一橋大学大学院 国際企業戦略研究科）

(1) 国境措置の概況

シンガポールでの知的財産権に係る国境措置は、米国・シンガポール自由貿易協定（米星 FTA）を受けた商標法及び著作権法の改正で、状況が顕著に変化しつつあり、純然たる積替え物品についても税関の職権検査の権限が両法律に明記されるなど、注目される展開が生じている。改正された商標法は 2004 年 7 月 1 日に、改正された著作権法は 2005 年 1 月 1 日に、それぞれ施行された（これらの改正後の商標法及び著作権法を、それぞれ、以下、単に「商標法」及び「著作権法」という。ただし、特に改正法であることを強調する場合には、「改正商標法」などという）。

まず、シンガポールでの知的財産権に係る国境措置の概況は、次のとおりである。

- 国境措置の対象は、商標権又は著作権の侵害疑義物品である。
- 不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入を税関で差止めるための国境措置に関し、権利者が差し止めの申立てを行うべき先は、税関長（Director-General of Customs）である（商標法第 82 条(1)、及び、著作権法第 140B 条(1)）。
- 改正商標法下では、権利者又は実施権者が税関に侵害疑義物品差止めの申立てを行う場合における、提出情報の要件が緩和された。

具体的には、改正商標法に対応する規則[98]によれば、提出情報は、次のとおり。

- 登録商標の表示（登録商標の登録証の写し及び更新の証明の添付が必要）。
- 該当物品を説明し特定するに足る情報。入手できる場合には（where available）、次の事項を含む。物品の量及び価格、包装の数、使用されている標章、関連する船荷証券又は航空貨物証券、及び、関連する荷送り参照番号。
- 知る限り及び信ずる限りにおいて（to the best of my knowledge and belief）、該当物品の輸入者の名称、並びに、物品がシンガポールに輸入されると予想される時及び場所。
- 物品が商標権を侵害するとする根拠。
- 物品が通過貨物ではないとする根拠。

旧規則では、輸入者の名称及び住所・居所、便名又は車両登録番号、輸入地点、到着予想

[98]「商標法施行規則（国境措置）」（2004 年 7 月 1 日施行）附則

日、並びに送り元国を特定することも要求されていた。

改正商標法では、税関の職権輸入差止めの権限が明記され[99]、また、シンガポールから輸出される物品についても、シンガポール登録商標権侵害疑義物品であれば、税関での職権による差止めの対象となる旨が規定された。さらに、改正商標法下では、通過貨物（積替え物品）についても、同じくシンガポール登録商標権侵害疑義物品であれば、税関は職権差止め又は職権検査が可能となった。すなわち、かかる疑義物品である積替え物品のうち、シンガポールに居所等の所在を有する者が荷送り先になっている物品については、税関は職権差止めの権限を有することが新たに規定されたうえ、シンガポールに居所等の所在を有する者が荷送り先になっていない、純粋な積替え物品についても、税関は、差止めの権限こそ有しないものの、職権検査の権限を有することが明定された[100]。詳しくは、次項(2)において説明する。かかる事情は、改正著作権法下でも同様である[101]。

(2) 輸出物品・積替え物品に対する国境措置適用の可能性

(a) 要約

国際協力の可能性に関連する、注目される興味深い動きは、純然たる通過貨物（シンガポールに居所等の所在を有する者が荷送り先になっていない、純粋な積替え物品）であっても、シンガポール登録商標権侵害疑義物品であれば、税関が職権を発動して検査を行うことができるようにした、商標法改正に係る動きである（改正著作権法下でも同様）。

シンガポールは、2004 年 7 月 1 日、改正商標法を施行した。改正商標法下では、税関の職権による国境措置が新たに明定され（第 93(A)条）、シンガポール登録商標権侵害疑義物品であれば、①シンガポールに輸入される物品、及び、②シンガポールから輸出される物品を、税関が職権で差止めることができるようになった。これら①及び②には、原則、通過中の物品は含まれないが、物品の送り先がシンガポールに商業上の又は物理的な所在を有する者となっている場合は、通過中の物品であっても含まれる。さらに、③上記①及び②から除外される純然たる通過貨物（純粋な積替え物品）であって、かかる疑義物品であるものについては、税関は、差止めの権限は有しないものの、職権検査の権限を有する。

上記③の場合において、検査を行った後の扱いについては、立法者は、政府間での情報提供（荷送り先国への通報）を意図している[102]（かかる政府間での情報提供の協力は、米星 FTA16.9.19 においてもうたわれている[103]）。したがって、改正商標法の当該条項は、国境措置に係る国際協力の根拠を、国内法のレベルで提供するものといえる。ただし、当該条項の具体的運用はこれからであり、どれほどの実効を有するかは、今後の状況をみなければならない。

(b) 詳細

米星 FTA では、その 16.9.16 から 16.9.20 に、知的財産権に関する国境措置が規定され

---

99 次項(２)の(b)にて詳説する、改正商標法の新設条項である第 93A 条の(1)(a)。

100 同じ商標法第 93A 条の(1)(b)。

101 著作権法第 140LA 条(1)(a)及び(b)。

102 下記(b)にて記す、シンガポール知的財産庁 (IPOS) における聞き取り調査 (2004 年 10 月 13 日)。

103 米星 FTA16.9.19 では、一方の締約国の領域を通過して他方の締約国に仕向けられた積替え物品について、前者の締約国が後者の締約国に、入手可能なすべての情報を提供するよう協力するものとする、と規定されている。下記(b)における米星 FTA に係る説明の④を参照。

ている。具体的には、次が規定されている。

① 締約国は、不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入差止め手続において、税関当局が侵害疑義物品を認識できるように権利者に提供を求める情報は、権利者が知り得ることが合理的に予想される程度のものとすること（16.9.16）。
② 締約国の権限当局が輸入差止めの申立人に要求する担保又は同等の保証は、かかる手続に訴えることを不合理に妨げるものでないこと（16.9.17）。
③ 締約国は、権限当局に、物品が不正商標商品又は著作権侵害物品である旨の決定をした場合に当該物品の荷送人、輸入者、及び荷受人の名称及び住所、並びに物品数量を権利者に通報する権限を与えるべきこと[104]（16.9.18）。
④ 締約国は、(i)権限当局が国境措置を職権で行うことができるようにしなければならず[105]、(ii)かかる国境措置は、不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入だけでなく、輸出についても適用する[106]とともに、(iii)締約国国内の者が荷受人となっていない積み替え物品については、締約国は、請求があれば、かかる物品の検査を行うよう努め（endeavor）、また、(iv)一方の締約国の領域を通過して他方の締約国に仕向けられた積替え物品については、前者の締約国は入手可能なすべての情報を後者の締約国に提供するよう協力し、不正商標商品又は著作権侵害物品に対する効果的なエンフォースメントを図ること[107]（16.9.19）。
⑤ 国境措置において権限当局が不正商標商品又は著作権侵害物品であると決定した物品は、例外的な場合を除き廃棄すべきこと[108]（16.9.20）。

上記①～⑤のうち、特に上記④が、国際協力の可能性に関連する。

そこで、以下、上記④に対応したシンガポール国内法上の実施を詳細にみてみる。

シンガポール改正商標法（2004 年 7 月 1 日施行）第 93A 条（新設条項）（筆者仮訳）

不正商標商品の差止め及び検査

(1) 第 82 条(4)の規定[109]にかかわらず、権限ある職員は、登録商標との関連で不正商標商品であると合理的な疑いを有した物品であれば、
  (a) 次の物品を差止めることができる。
    (i) シンガポールに輸入され、又はシンガポールから輸出される物品であって、かつ、
    (ii) 通過中でない[110]物品　（ただし、物品の送り先がシンガポールに商業上の又は物理的な所在を有する者である場合は、その限りではない）。
  (b) 通過中である物品を含む、すべての物品を検査することができる。
(2) 物品が(1)(a)項に従い差止められた後、税関長は、実行可能な限り速やかに、
  (a) 差止められた物品の輸入者、輸出者、又は荷受人、及び
  (b) 登録商標の権利者に対し、当該物品を特定し、当該物品が差止められていることを述べ、(3)項に規定する事項を表示した、書面による通知を行うものとする。
(3) 差止められた物品は、所定期間内[111]に登録商標の権利者が下記のことを行わない限り、当該物品の輸入者、輸出者、又は荷受人に対し解放されるものとする。
  (a) シンガポールに輸入される物品であって通過中ではない物品の場合、
    (i) 税関長に対し、第 82 条(1)[112]に規定する書面による通知を行い、

---

104 TRIPS 協定第 57 条において WTO 加盟国の任意となっている規定の義務化。
105 TRIPS 協定第 58 条において WTO 加盟国の任意となっている規定の義務化。
106 TRIPS 協定第 51 条において WTO 加盟国の任意となっている規定の義務化。
107 TRIPS 協定 51 条注２（英文脚注 13）において WTO 加盟国の任意とされている事項についてのもの。
108 TRIPS 協定第 59 条において WTO 加盟国の義務とされている、不正商標商品の場合の積戻し禁止（例外的な場合を除く）を強化するもの。
109 登録商標の権利者又は実施権者からの申し立てがある場合における、税関の権限ある職員による、商標権侵害疑義物品（登録商標と同一又は類似の標章を有する（又はその包装に有する）と権限ある職員が判断する物品）の輸入差止めを規定。
110 原文：“that are not goods in transit”
111 所定期間内とは、(a)の場合、税関長が登録商標の権利者に書面による通知を行ってから 48 時間以内、また、(b)の場合、(iii)の金員預託又は担保提供を同様に 48 時間以内に行うことを条件に、上記通知後 10 執務日以内。（商標法施行規則（国境措置）第 10 条）
112 シンガポール商標法第 82 条(1)（筆者仮訳）：登録商標の権利者又は実施権者は、税関長に対し、次の、書面による通知を行うことができる。すなわち、

(ii) 税関長に対し、第 82 条(2)[113]に規定する文書及び情報を提出するとともに、料金を支払い、かつ、
(iii) 税関長に対し、第 83 条[114](a)に規定する金員を預けるか、又は、同条(b)に規定する担保を提供すること。

(b) シンガポールから輸出される物品、又は、通過中の物品であって送り先がシンガポールに商業上の若しくは物理的な所在を有する者である物品の場合、
(i) 商標侵害に対する訴訟を起こし、
(ii) 税関長に対し、当該物品を引続いて差止める権限を与える裁判所命令を送達し、かつ、
(iii) 税関長が必要と認める金員であって、
(A) 物品の差止めを行った結果、政府に発生した又はさらに発生するおそれがある債務又は費用を弁償し、かつ、
(B) 物品の差止めを行った結果損失又は損害を被った者に対して裁判所が支払いを命じる可能性がある補償金を支払うに足ると認める金員を税関長に預けるか、又は、政府に対するかかる債務又は費用の弁償、及びかかる補償金の支払いに関して、払い戻しを行うに足ると税関長が納得できる担保を提供すること。

((4)及び(5) 省略)

シンガポール知的財産庁（IPOS）における聞き取り調査[115]では、次の諸点を確認した。

- 同条(1)(a)(ii)のただし書きに該当する場合、すなわち、当該物品が通過中のものであり、かつ、物品の送り先がシンガポールに商業上の又は物理的な所在を有する者である場合とは、具体的には、シンガポール国外から来てシンガポールを経由し他国に行く物品に、包装のし直し（re-packaging）や最終調整のためにシンガポール地元の者が関与する場合が、念頭にある。その際、当該物品が国境を越えれば輸入品になるが、例えば自由貿易区域の港湾施設にとどまっていれば、通過物品である。こういう物品が、「シンガポール製」として他国で販売されるケースが少なくない。
- 対象となる商標は「登録商標」であるから、未登録の周知商標は含まれない。シンガポールにおいて登録された商標である必要がある。
- シンガポール地元の者が全く関与しない純然たる積替え物品の場合には、税関は差止めの権限はないが、同条(1)(b)により、検査の権限は有する。検査の後は、必要に応じ、

(a) 自らが
(i) 当該登録商標の権利者、又は
(ii) かかる通知を行う権限を有する当該登録商標の実施権者であることを述べ、
(b) 当該登録商標との関係で侵害物品である物品が輸入されることが予想されることを述べ、
(c) (i) 当該物品を特定し、
(ii) 税関長が、当該物品が輸入されることが予想される時及び場所を確認することができるようにし、
(iii) 当該物品が侵害物品であることを税関長に納得させるに足る情報を提供し、かつ
(d) かかる輸入には異議を申立てることを述べる書面による通知である。

113 シンガポール商標法第 82 条(2) (筆者仮訳)：
(1)項 (筆者注：前注) に従い行われる通知は、本法に従って制定される規則に所定の文書及び情報により裏付けられていなければならず、また、所定の料金の納入とともになされなければならない。(筆者注：所定の料金は、200 シンガポール・ドル(商標法施行規則(国境措置)第 3 条(2)))

114 シンガポール商標法第 83 条 (筆者仮訳)：
権限のある職員は、次の場合には、第 82 条に従って物品の差押えを行うことを拒否することができる。すなわち、
(a) 異議を申立てる者が、税関長が必要と認める金員であって、
(i) 物品の差止めを行った結果、政府に発生するおそれがある債務又は費用を弁償し、かつ、
(ii) 第 89 条(2)又は第 90 条(6)に従って裁判所が命ずる可能性がある補償金を支払うに足ると認める金員を税関長に預けること、又は、
(b) 異議を申立てる者が、政府に対するかかる債務又は費用の弁償、及びかかる補償金の支払いに関して、払い戻しを行うに足ると税関長が納得できる担保を提供することがない場合である。

政府間で情報提供を行うことを念頭に置いている。そして、その趣旨は、送り先の国において輸入が行われる際、適当な措置が取られるようにすることである。

・ 同条(3)(b)(ii)にいう裁判所命令は、いくつかの形態があり得るが、基本的には、一方当事者のみの差止命令であり、これは高等裁判所から得ることになる。審理は迅速で、一日程度しかかからない（既述のように、この手続が必要なのは、職権による国境措置の対象が、シンガポールから輸出される物品、又は、通過中の物品であって送り先がシンガポールに商業上の若しくは物理的な所在を有する者である物品の場合であって、シンガポールに輸入される物品であって通過中ではない物品の場合には、この手続は必要ない）。

(3) 並行輸入品に対する規制

商標に関しては、次のとおりである。営業上の詐称（パッシング・オフ）に関するコモンローによれば、商標権者により又はその同意のもと生産された商品を輸入販売することは、商品の出所について混同が生じなければ、許容される。しかしながら、並行輸入品と、シンガポール国内で商標権者が流通させている商品との間に、品質上の相違がある場合には、事情は異なる[116]。同一の商標を異なる市場に用いる際に、各々の市場で異なる消費者嗜好・需要に応じるため、当該商標を付す商品の品質を調整することは珍しくないが、コモンローは当該慣行を市場分割の正当な理由として認めている。したがって、並行輸入品と国内向け製品との間で、品質についての詐欺の要素が認められる場合には、並行輸入が禁止され得る。次に、制定法としての商標法によれば、原則、登録商標の権利者により又はその同意（明示的・暗示的の別、条件付きか否かの別によらない）のもとシンガポール国内又は国外においてその商標が付されて市場に置かれた商品について、当該商標を使用することは、侵害行為とならない（商標法第 29 条(1)）。ただし、商品が市場に置かれた後にその品質が変更され又は損なわれ、かつ、当該商品についての当該登録商標の使用が、不公平な態様で、当該商標の識別性の希釈をもたらしたならば、侵害行為となる（同条(2)、この制定法は、商品が市場に置かれた後の品質の変更等に言及しているが、もともと品質に相違がある場合については、上記のコモンロー上の扱いを参照）。

著作権分野では、シンガポール国外で著作権者[117]の同意なく生産された物品を、商業的活動の目的で、又は著作権者を害する影響を有する態様で流通させる目的で、シンガポールに輸入する場合であって、その輸入をした者が、かかる同意ない生産を知っていたか、知っているべき合理的な理由がある場合には、当該輸入は、著作権侵害を構成する行為となる（著作権法第 32 条）。

なお、特許分野については、特許権に係る物がシンガポール税関による国境措置の対象ではないので、ここでは詳述はしないが、米星 FTA を受けて改正された 2004 年 7 月 1 日

---

115 聴取相手： IPOS, Lee Li Choon 商標課長・法律専門官 (2004 年 10 月 13 日)

116 Ng-Loy Wee Loon, Exhaustion and Parallel Imports in Singapore, in Parallel Imports in ASIA 139 – 141 (C. Heath ed., 2004)

117 その際、生産の同意の有無に係る「著作権者」とは、原則、生産が行われた国における著作権者を意味する。例外として、当該国に著作権を有する者が存在しない場合は、シンガポールの著作権者となる。著作権法第 25 条(3)による。Ng-Loy (前注) の 143 頁も参照。

施行の特許法により、並行輸入の許容性に多少の変更がなされた。すなわち、シンガポール特許法のもとでは、一般には、特許製品又は特許方法により得られ若しくは特許方法が適用された物の並行輸入は特許権侵害を構成せず、許容される（第 66 条(2)(g)）。その原則の上で、当該改正により、例外が設けられ、特許医薬品の並行輸入の場合には、相当に制限的なものではあるが一定の条件（契約違反の存在などを含む）が満たされれば、かかる並行輸入が特許権侵害行為を構成することが、新たに規定された（第 66 条(2A)～(2C)）[118]。

(4) 国境措置関連事項を含む、シンガポールにおけるエンフォースメント上の留意点

現地法律事務所からの聞き取り調査[119]（2004 年 10 月）によれば、国境措置関連事項を含む、シンガポールにおけるエンフォースメント上の留意点は、次のとおり。

- 国境措置に関しては、税関に非公式な情報の提供を行って職権発動を促すことも可能である。
- エンフォースメントにおいて、刑事手続は有効である。ただし、商標法及び著作権法のもとでのみ利用可能である。刑事手続上で捜索令状（search warrant）を得て証拠収集するやり方ならば、権利者は、担保を積む必要もない。捜査令状（3 日間有効）は、下級裁判所（subordinate courts）で得ることができ、それを得た権利者は、警察の知的財産局に通知することにより、実際の刑事手続が開始されることになる。相手方は損害のことを持ち出す可能性はあるが、合理的な疑いが存在したことを立証できれば、支払いの責任は生じない。アントン・ピラー命令（APO）による証拠収集は、種々の制限が課され、費用もかかる上、相手側から損害賠償請求をされるという危険があり、民事手続にのみ適した方法である。
- 刑事手続と民事手続とを並行させるのは、よい戦略である。刑事手続で入手した証拠を民事手続で使用することも可能である。
- 権利者が留意する必要があることは、裁判所による召喚令状の発行から 6 か月以内に被告側に送達しなければならない点である。被告側との交渉を急いだりして、かえってその期限を過ぎてしまうような事例がある。相手が不法滞在者などで、居場所がなかなか特定できない場合もある。なお、この 6 か月の期限は延長も可能なので、期限が迫った場合、「交渉過程にある」等の理由をつけて、延長を申請することが必要である。
- 日本の、特に著作権者に関して見られることであるが、例えば、漫画のキャラクターにおいて、アニメーション、漫画本、T シャツ等関連商品などで、権利関係が錯綜している場合がある。このような状況は、エンフォースメント上不利であるので、可能な限り、集中的な管理体制を構築することが望ましい。
- 外国判決の執行に係る制度としては、英連邦判決相互執行法、及び、外国判決相互執

---

118 詳しくは、拙稿、大町 真義「シンガポールによる 米国・シンガポール自由貿易協定 特許関連条項の実施」特許ニュース 2004 年 10 月 20 日 1 頁以下 参照。

119 聴取相手： Alban Tay Mahtani & de Silva 法律事務所 Cyril Chua Yeow Hooi 弁護士（2004 年 10 月 12 日）； Allen & Gledhill 法律事務所 Jason Chan Kwon Chuan 弁護士（パートナー）及び Elaine Tan Ee Lian 弁護士（同 13 日）。

行法[120]による制度がある。対象国は、前者の英連邦判決相互執行法が、香港（1997 年 6 月 30 日以前の判決について）、ニュージーランド、スリランカ、マレーシア、ウインザード諸島、パキスタン、ブルネイ、パプア・ニューギニア、及びインド（一部の州を除く）である（同法通知；当該通知に掲載の順に記載）。後者の外国判決相互執行法の対象国は、香港（中国特別区）のみである。

(5) 国境措置の事例 － 積替えの商標権侵害疑義物品に対する国境措置の事例

シンガポール税関報道発表（2004 年 2 月 24 日）[121]

2004 年 2 月 23 日、シンガポール入国管理局（ICA）及びシンガポール税関は共同して、シンガポール港湾局（PSA）Tanjong Pagar 自由貿易区域から、不正商標商品のたばこを収容していると疑われるコンテナを押収した。

在シンガポールの米国大使館員（税関担当）から得た情報に基づき、雑貨を収容と称しつつ不正商標商品のたばこで満杯と疑われるコンテナ 1 個が、2004 年 2 月 23 日、韓国からの船舶であってシンガポールでの積替えによりインドネシアに荷を送る予定の MV KMTC 釜山号で到着することがわかった。積荷目録では、雑貨 950 箱と申告されていた。

ICA との共同作戦が直ちに開始された。同日の午後 9 時 30 分ごろ、当該コンテナは同自由貿易区域で船舶からおろされた。税関特別捜査局が、PSA 及び運送代理店の代表とともに、コンテナの検査を行った。手前の２列は、歯磨きの箱であったが、その後ろに、「Marlboro」ブランドを付けた、たばこの箱が見つかった。

初期捜査の結果によると、これらの物品はインドネシア向けということである。さらなる捜査が現在シンガポール税関により進行中である。コンテナ荷物の積み下ろしは、引き続き行われている。

この報道発表された事例は、改正商標法の施行前から、情報提供に基づいて、積替え物品である商標権侵害疑義商品に対する職権検査が行われていたことを示している（本件の場合には、情報提供に関して、在シンガポールの米国大使館が関与）。

改正商標法の施行により、かかる積替え物品に対する国境措置発動の、法的根拠が整備されたといえる。

(6) 国境措置に係る国際協力の可能性 － まとめと提言

改正商標法及び改正著作権法において、税関による職権差止め及び職権検査に関する規定が新設されて手続が明確化されたのみならず、伝統的な中継貿易国であるシンガポールにおいて、通過貨物（積替え物品）についても、税関による職権差止め又は職権検査が可能となったことは、国境措置に係る国際協力の可能性を大きく切り拓く端緒になり得る展開であると考える。

既に詳述したように、改正商標法では、たとえ通過貨物（積替え物品）であっても、シンガポール登録商標権侵害疑義物品であれば、税関は、シンガポールに居所等の所在（商業上の又は物理的な所在）を有する者が荷送り先になっている物品の場合には職権差止めを、また、そうでない純粋な積替え物品の場合には職権検査を、それぞれ行う権限を有することが明定された。そして、後者の場合、検査を行った後の扱いについては、法には特段の記載がないものの、政府間での情報提供（荷送り先国への通報）が意図されており、

120 英語名称は、それぞれ、Reciprocal Enforcement of Commonwealth Judgments Act 及び Reciprocal Enforcement of Foreign Judgments Act である。

121 Singapore Customs Press Statement – Singapore Customs Seized one Container of Counterfeit Cigarettes, February 24, 2004

その趣旨は、送り先の国において輸入が行われる際、適当な措置が取られるように協力することであることが、今回の調査により確認された。これに鑑みれば、上記の職権検査の権限に係る規定は、国境措置に係る国際協力の「法的基盤」を形成するものであるということができる。また、今回の調査では、前者の場合、つまり、通過貨物であって、かつ、シンガポールに所在を有する者が荷送り先になっている物品である場合とは、具体的にはどのような場合が想定されているかということも、明らかにすることができた。

我が国としては、この形成されたばかりの国際協力の法的基盤を活用することを、積極的に検討すべきである[122]。まずは、上記の、荷送り先国への通報に関し、我が国が通報先の対象となることを確実にするように、シンガポール政府との間で、何らかの正式な取極めを行うことが考えられる。そのための協議の場としては、例えば、日本・シンガポール新時代経済連携協定のもとで設置された、「知的所有権に関する合同委員会」（同協定第 97 条）を活用することも考えられる。

なお、今回の商標法等の改正に関し、上記の事項に比べればやや目立たないが、権利者又は実施権者が税関に侵害疑義物品差止めの申立てを行う場合における、提出情報（商標法第 82 条(1)に規定する書面への記載事項）の要件が緩和された[123]点も、国境措置の利用性の向上という意味で、重要である。これは、職権差止めにも直接関係する。なぜならば、職権差止めの後に物品の解放がなされないようにするためには、権利者は税関長に対し、当該情報を書面（商標法第 82 条(1)に規定する書面）により通知する必要があるからである（上記の商標法第 93A 条(3)(a)を参照）。今後、実際の運用が当該緩和を十分反映したものとなり、国境措置の利用性の向上がもたらされるかどうか、注視すべきであろう。

以上みたように、シンガポールは、我が国にとり、ASEAN 地域における知的財産権国境措置関連の国際協力の先進事例を共につくっていく可能性を有した国ということができよう。

２．９．２　税関における模倣品等の取締りに関する質問票の回答

Cyril Chua Yeow Hooi 氏(Alban Tay Mahtani & de Silva)より入手した質問票の回答を以下に示した。

税関における模倣品等の取締りに関する質問票の回答

Cyril Chua Yeow Hooi (Alban Tay Mahtani & de Silva)

１、 現行法制における模倣品等の税関取締り

(1)　模倣品や侵害品等の規制根拠となる法律や規則を教えてください。

著作権法、商標法

(2)　税関での取締りは、輸入の他に、「輸出」も対象となりますか？

なる。税関局長はシンガポールに輸入およびシンガポールから輸出される侵害品の差押えをすることができる。

(3)　輸出が規制されるのは、自国の知的財産権が侵害されている場合ですか、それとも輸出品の仕向地における知的財産権が侵害されている場合ですか？

シンガポールの知的財産権

(4)　税関での取締りの対象とされている権利を教えてください（商標権、著作権、意匠権、特許権、実用

[122] この法的基盤の形成は、米星 FTA を契機としたものではあるが、そのことは、我が国が当該法的基盤を活用する上で、制約になるものではないはずである。

[123] 既述のように、「商標法施行規則（国境措置）」（2004 年 7 月 1 日施行）附則 による。緩和の内容は、上記（1）を参照。

新案権、形態模倣品等)。

水際取締りは著作権及び商標権に関してのみ行われる。

(5) 不正競争防止法に違反する物品は税関取締りの対象ですか?

対象ではない。規制は侵害品にのみ適用される。

(6) 権利者は、権利侵害の疑いのある物品や輸入者を、税関に事前に登録し、申請したりする制度はありますか? どの様な手続ですか?

著作権法及び商標法は、税関局長に申立てを行うことにより自らの有する著作権又は商標権を侵害する物品の差押えを要請する権利を著作権者や商標権者に与えている。ただし、その際には差押えにより生じた責任や費用の補償を政府が行わなければならなくなった場合に備え、税関に保証金を提出することが求められることになるだろう。税関は、申立てと保証金の提出が行われた後、当該侵害品の差押えを行うが、権利者はかかる差押えが行われてから 10 日以内に当該物品に関する訴訟を提起しなければならない。訴訟が提起されなかった場合、当該物品の差押えは解除される。

商標法は、権利者からの申立てがなかった場合でも、模倣品であることが合理的に疑われる物品を職権で留置できる権利を税関に対し与えている。

なお、現在、著作権法の改正作業が進められているが、これにより著作権侵害品に対しても商標権侵害品と同様の権限が税関に与えられるものと思われる。

(7) 再犯者を管理するために、輸出入業者や輸出入製品をリストしたブラックリストのようなものはありますか? また、そのリストは一般に公開されていますか?

ブラックリストはない。

(8) 税関と裁判所との情報のやり取りはどの様に行われていますか?

税関と裁判所との連絡に関する正式なメカニズムは存在しない。税関は権利者に連絡をする。裁判所において訴訟を提起すべき義務は権利者に課せられている。

(9) 裁判所の仮処分申請の手続と税関での貨物の通関手続きとの関係について教えてください。仮処分申請中、貨物は留置されますか?

税関で差押えされた物品の差押え解除を禁じる仮差止命令が裁判所により下さる場合には、税関は当該物品の留置を続けることになる。

(10) 権利者が税関に対して侵害が疑われる物品のサンプルの提供や現物調査のような証拠保全の申請をする場合、税関は協力しますか。

著作権法及び商標法は、税関での差押えに関して、検査のためのサンプル取得を認めている。

(11) 税関は、権利者の申立てがない場合でも、職権で取締りを開始することがありますか?

商標法は、権利者の申立てがない場合でも職権で差押えを行う権限を税関に与えている。しかし、実際にそのような形で差押えが行われることはほとんどないだろう。権利者に訴える意思があるかどうかが不明であるときには税関は差押えを行わないからだ。ただし、侵害品が保健又は安全上の問題をもたらしうるものであるときのみはその例外となる。

(12) 税関内に権利侵害の認定機関や組織はありますか? 税関の認定と司法判断との関係を教えてください?

侵害品が発見された場合、税関は権利者に連絡を取る。裁判所の判決は、関連法規が税関に対して認めている権限を判断する上で有益なものになるだろう。

(13) 税関で押収した模倣品等は廃棄されますか? 競売される事はありますか?

裁判所の命令がない限り、税関は押収品の廃棄を行えない。権利者が訴えを起こさなかった場合、押収品はその所有者へと引渡される。

(14) 税関の処分に対する異議申立制度について教えてください。

差押え処分に対し不服がある場合、被疑侵害品の所有者は、権利者が訴訟を開始した際にその訴訟の中で裁判所に対し自らの主張を提出することができる。

(15) 輸入者と権利者との間の調停の手続はありますか?

そのような手続はない。

(16) 税関では、特許や意匠等のレベルの高い侵害の取締りを実施していますか? また、その取締り能力は十分ですか?

そのような取締りはしていない。

(17) ある特定の特許製品にのみ使用される部品(間接侵害品)を取締まることは可能ですか?

そのような取締りはしていない。

(18) 税関の取締りの障害となっている法律上の問題はありますか? また、取締りを行う場合に事実上問題となっていることがあれば教えてください。

商標法中の国境措置に関する規定は、侵害物品が物理的にシンガポール内の者に委託されている場合を除き、通行中の物品には適用されないこと。

また、著作権法中の国境措置に関する規定も通行中の物品には適用されない。ただし、これは新法の制定により改正される可能性もある。

２、 今後の国内での模倣品に対する取組み、政策

(1) 模倣品対策に関する新たな政策や新法はありますか。かかる新たな政策を策定するのは誰ですか？具体的にどのような政策がなされていますか？

国境措置に関する税関の権限を強化するものとなる新著作権法が制定される予定だが、現在はまだ法案の段階にあり、2004 年の 11 月末か 12 月までは可決されないものと見られる。

(2) 模倣品に対する税関の取締りに関して、国内法改正の予定があれば教えてください。

上記２（1）の回答を見よ。

(3) 取締りを行う税関職員の能力向上への取組みや、研修・教育は行われていますか？

かかる研修に関する正式なメカニズムはないが、必要に応じて税関職員が権利者から教わることは可能。

(4) 税関内部で模倣品等の侵害情報のデータベース等による管理は行われていますか？

正式のデータベースはない。

３、 二国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

(1) 二国間の税関で相互に協力をしている国はありますか？その協力の内容について教えてください。

知的財産権のエンフォースメントを目的とした我が国の税関と外国の税関の協力が正式にどのような構造とプロセスで行われているかに関しては認識していない。

(2) 貴国の締結した FTA や二国間協定での税関取締りの規定はありますか。特別な規定があれば教えてください。

TRIPS 協定（シンガポールも加盟）においては、国境措置に関する義務が定められており、シンガポールもそれを遵守しなければならない。その結果として、著作権法や商標法に国境措置についての規定が設けられることになった。

(3) 模倣品の取締りに関して、米国からの要求による特別な対策はありますか？

国境措置に関する規定は、米国も加盟している TRIPS 協定にしたがっている。

(4) 欧米による税関対策のための特別な協力や援助はありますか？

特に認識していない。

４、 多国間での模倣品対策に関する税関取締りの取組み

(1) WCO や ICPO 等の国際組織との協力体制はありますか？実際の運用があれば教えてください。

定期的又は公式な協力については認識していない。

(2) 現在、税関において武器・麻薬等の取締りに対する他国間で協力して取締まる活動を行っていますか？ 知的財産権の模倣品についてはどうですか？

武器・麻薬等に関する問題は、中央麻薬取締り局（Central Narcotics Bureau）及び犯罪捜査部（Criminal Investigations Department）が管理している。それらの部局は、近く武器・麻薬等の持込みが行われるとの情報を受け取った際には税関と協力して取締りを行う。税関は、そのような情報を受領した際にアドホック・ベースでの対応を行う。

(3) 税関が単なる経由地である場合に、経由品に対して取締りを行う場合がありますか？

税関は、問題の物品がシンガポールを通過するだけかどうか、シンガポール内に当該物品を物理的に委託される者が存在しないかどうかをチェックする。

５、 新しい枠組み

(1) 模倣品の国際的な取締りの枠組み、協力体制としてどのような方法が有効と思われますか？理想でも構わないので教えてください。

官僚主義による弊害を減少させるべき。

(2) 模倣品による利益がマフィア等に流れている現状があります。知的財産侵害品が武器や麻薬等のような社会悪として位置付け、模倣品を国際的に撲滅するための条約が必要であるという議論があります。こうした条約は必要と思われますか？

必要と思う。

２．１０　インドネシア

２．１０．１．インドネシアにおける水際対策の分析

大町 真義（一橋大学大学院 国際企業戦略研究科）

(1) 国境措置の概況

まず、インドネシアでの知的財産権に係る国境措置の概況は、次のとおりである。

・ 国境措置の対象は、商標権又は著作権の侵害疑義物品である。

・ 不正商標商品又は著作権侵害物品の輸出入を税関で差止めるための国境措置について、権利者が差止めの申立てを行うべき先は、地方裁判所である（下記の 1995 年関税法第 54 条）。規定では、これを受けて、申立てに正当な根拠が認められれば、地方裁判所の長が、税関に対して差止命令を発することになっている。
・ 商標権又は著作権侵害疑義物品の輸入のみならず、輸出についても、関税法の規定上、差止め対象になり得る（同じく関税法第 54 条）[124]。
・ しかしながら、実際の執行という点では、問題が多い。すなわち、インドネシア関税法は、税関における商標権又は著作権侵害疑義物品の輸入差止めについて、①上記のように、権利者が通関差止めの申立てを地方裁判所に対して行い、地方裁判所が税関に差止命令を出すことによって、税関が差止めを行うことが可能であるほか、②税関が職権を発動して差止めを行うことも可能である旨規定している（関税法第 62 条）。しかしながら、権利者の申立てによる知的財産権侵害疑義物品輸入差止めの実績は、全くないか、ほとんどない模様である[125]。税関の職権による差止めも、1998 年～1999 年ごろには、当時の責任者の積極姿勢もあり、ある程度行われていたが[126]、その後は不活発の模様である。
・ 国境措置が不活発である最大の理由は、関税法が 1995 年に制定されて約 10 年が経過するにもかかわらず、いまだに施行規則が制定されていないことにある。制定作業自体は行われているが、何度も中断している模様である。

(2) 輸出物品・積替え物品に対する国境措置適用の可能性

上記のように、関税法の規定上は、商標権又は著作権侵害疑義物品の輸出についても、権利者の地方裁判所への申立てによって、差止め対象になり得る。しかし、そもそも侵害疑義物品の輸入についてさえ、権利者の地方裁判所への申立てに基づく差止めは、全く機能していない。まして、積替え物品に対する国境措置の適用となると、上記の状況に鑑みれば、実際上、全く現実的ではないといえよう。

(3) 並行輸入品に対する規制

商標に関し、2001 年商標法において並行輸入に係る問題は扱われておらず、また、並行輸入に係る判例法もない[127]。

著作権に関しても、事情は同様である[128]。

---

[124] 具体的には、インドネシア関税法第 54 条に、次のように規定されている。「商標権者又は著作権者の申し立てにより、該当する地区の地方裁判所の長は、正当な根拠に基づいて、インドネシア国内で保護されている商標権又は著作権を侵害していると疑われる物品の輸出入を一時的に差し止めることを、税関に書面で命ずることができる。」

[125] WTO 文書 IP/Q/IDN/1－IP/Q4/IDN/1 に記載されているインドネシア政府統計によれば、1998 年 1 月～2000 年 2 月の期間、計 42 件の知的財産権侵害疑義物品通関差止めの実績があるが、全件税関の職権によるものであり、全件著作権に係る差止め（商標権に係る差止めはなし）。

[126] 前注を参照。

[127] Christoph Antons and Cita Citrawinda Priapantja, Exhaustion and Parallel Imports in Indonesia, in PARALLEL IMPORTS IN ASIA 105 (C. Heath ed., 2004)

[128] Id. at 106

(4) 国境措置関連事項を含む、インドネシアにおけるエンフォースメント上の留意点

現地法律事務所からの聞き取り調査[129]（2004 年 10 月）によれば、国境措置関連事項を含む、インドネシアにおけるエンフォースメント上の留意点は、次のとおり。

- （当該法律事務所の経験では）商標権侵害疑義物品の輸入を差止める方法は、存在する。唯一の、実効が期待できる方法といってよいものは、インドネシア法務人権省・知的財産権総局（DGIP）による鑑定書ないし見解書（後述）を得て、検察に行き、輸入差止命令の発行を請求することである。そして、その命令をもって、税関に差止めを求める。このやり方は、法律のどこにも記載がない。しかし、（同事務所では）この方法で商標権侵害物品の差止めを行った実績を数件有している。これに対し、関税法に規定の、権利者が地方裁判所に輸入差止命令の申立てをする方法は、全く動いていない。その背景には、関税法施行規則がいまだに施行されていないことがある。
- 税関には、権利者側があらゆる情報を提示するという、お膳立てが必要である。侵害物品の到着が予想される日時や輸送態様についても、できるだけ正確な情報を税関に提示することが必要である。そのような情報を得るために、調査会社をうまく使うことが重要である。
- インドネシアでは、刑事手続が実効力あるエンフォースメント手段である。刑事罰により、侵害者を服役させることができることも大きい。それに比し、民事手続は、費用がかさみ、時間を要し、かつ、結果、すなわち損害賠償の面でも、多くを期待できない。また、侵害行為の差止めについては、もちろん原告側が主張することはできるが、それを実際に認める裁判官は多くない。民事の差止請求は効果的でないと考えた方がよい。
- 商標権侵害事件の場合でいえば、（同事務所が）推奨しているエンフォースメントの方法は、警察に告発を行う前に、まず、DGIP の商標局に行って、侵害行為であるかどうかについて鑑定書ないし見解書を作成してもらうことである。その DGIP における手続は、見解書請求（request for a written opinion）の手続と呼んでいる（なお、その際、ある程度の料金を DGIP に支払う必要がある）。対象の権利の種類は、商標権に限らず、意匠権でも何でもよいが、特許権のような技術的な専門性を有する権利の場合には、高い質を期待することはできないので、実際的ではない。このように、上記の鑑定によって、DGIP から、商標の類似性等の判断を得て、権利侵害の存在についての確認ないしお墨付き（confirmation, endorsement）を予めもらっておくということが、よいプランである。なお、その後警察が摘発活動（raid）を行った場合の費用については、権利者側が負担する必要がある。その額は、場合によって異なり、規模のみならず、侵害の悪性の度合いによっても異なるので、代表的な額を一概にいうことはできない。警察での摘発の段階に続いて、検察による起訴の段階、刑事訴訟の段階があるわけであるが、告発の取下げは可能であり、侵害者との話し合いの進展状況を勘案しつつ、権利者がどこまで進むかを決めればよい。
- 侵害物品の破棄については、判決確定の後の破棄命令は、裁判所が出し得る。

---

[129] 聴取相手： ACEMARK 法律事務所 Yenny Halim 弁護士（パートナー）及び Amelia Mestika 弁護士（2004 年 10 月 14 日）。

・ 意匠制度について、次のような問題がある。すなわち、実体審査なしでの登録という制度の問題が目立ってきたので、DGIP は、2004 年 9 月、部分的に意匠出願の実体審査を行う体制に移行したといっている。この背景は、実質無審査登録を悪用して、他人の意匠や公知の意匠を自らの創作に係る意匠として出願するケースが後を絶たないという事情である。その際の問題は、出願公開から 3 か月の異議申立て期間が、ほとんど有効に使えないこと。意匠の出願公開は、DGIP の庁舎で掲示を行ってするのみであり、しかも、異議申立て期間は 3 か月あるにも拘らず、その掲示継続期間は最初の 1 週間の程度と大幅に短く、公衆によるチェックは事実上不可能である。

(5) 国境措置に係る国際協力の可能性 － まとめと提言

インドネシアにおける知的財産権関連の国境措置の現状は、既述した、近隣 ASEAN 諸国であるマレーシアやシンガポールと比較して問題が目立ち、いまだ基礎の確立が必要な段階にとどまっているといえる。

国境措置に関しては、まず、実務手続が未確立といえる。その直接的原因は、既述したように、関税法施行規則がいまだに制定されていないことにある。その背景としては、裁判所の管轄をめぐる議論があるとも指摘されている。すなわち、1995 年関税法の制定後、2001 年の特許法及び商標法の改正等により、知的財産に係る民事訴訟の第一審を商業裁判所が管轄することになったことから、税関に対する侵害疑義物品差止命令を担当すべきは既述の関税法第 54 条に規定の地方裁判所ではなく商業裁判所ではないかとの議論があり、関税法施行規則の制定を遅らせる一因になっているというものである。いずれにせよ、関税法施行規則の未制定は、国境措置実務手続を確立する上で、最大の問題といってよいであろう。

もっとも、同国の場合、国境措置に限らず、上記(4)にも若干記した民事手続の実効性の低さ[130]を含め、知的財産権エンフォースメント全般に、問題点が種々存在する。その一つの反映として、米国通商代表部（USTR）のスペシャル 301 条報告書[131]では、インドネシ

---

130 関連事項として、上記聞き取り調査では、侵害者が裁判官に対して賄賂を使う傾向があることが指摘された。なお、我が国外務省 ODA 総合戦略会議策定の「対インドネシア国別援助計画」(2004 年 11 月) においても、「対インドネシア援助における重点分野・重点事項」として、「司法分野における腐敗撲滅」が挙げられている (16 頁)。

131 執筆時点で最新版である 2004 年版のスペシャル 301 条報告書は、インドネシアにおける知的財産権保護について、次の諸点を記載している。

① 知的財産権エンフォースメント全般の欠如、海賊版光媒体製品 (CD、VCD(動画 CD)、DVD、CD-ROM 等) の生産・流通・輸出、商標権侵害、及び「インドネシア司法システムの欠陥」を、問題として指摘。

② 上記した光媒体製品に関しては、インドネシア国内少なくとも 27 か所の工場で光媒体製品が製造されており、年間 1 億 850 万個の製品製造能力があるところ、インドネシア国内での海賊版光媒体製品の製造が増加していると記載。

③ さらに医薬品について、業界の推定によれば、偽造医薬品がインドネシアの市場の 30～40%を占めており、他国からインドネシアへの偽造医薬品の輸入が深刻な懸念の種になっていると説明。

④ 法令面では、2003 年 7 月に施行された 2002 年改正著作権法を TRIPS 協定との整合性担保の面から一応評価しつつも、なお光媒体製品に係る有効な規制 (regulations) を設ける必要があることを強調。さらに、強力な侵害抑制効果を有した判決指針 (sentencing guidelines) を設けるべきであるとも主張。

⑤ インドネシア政府の努力については、改正著作権法が施行された月の 2003 年 7 月に DGIP が大規模商店街の所有者に発した厳格な警告により、海賊版の販売者の活動が、30 日間にわたってほぼ完全な一時停止状態になったことを挙げ、有効なエンフォースメントが行われれば、海賊行為を止められる証拠であるとしている。しかし、その後のフォローがなかったことにより、小売業者による海賊版販売活動が再度高

アは、1996 年から 2004 年までの９年間のうち、監視国（Watch List）に緩和された 2000 年を除くすべての年において、優先監視国（Priority Watch List）に分類されている[132]。また、ビジネス・ソフトウエア連盟（BSA）-IDC（調査会社）の世界ソフトウエア違法複製調査（2004 年 7 月）をみても、2003 年におけるインドネシアのソフトウエア違法複製率[133]の推定値は、88%という高水準である[134]。

このように､同国における知的財産権エンフォースメントに係る問題は広汎であるので、国際協力に係る提言も種々の観点から行い得るが、国境措置関連事項に限れば、関税法施行規則を制定し、商標権及び著作権侵害疑義物品の輸入差止めに係る実務手続を確立する協力が、当面最重要の事項といえよう。その際の、実務手続の内容としては、権利者に義務的に提出を求める情報及び任意的に提出を奨励する情報の決定、権利者に求める担保額の算定基準の策定、認定手続の詳細、等々がある。望ましくは、かかる実務手続整備の文脈で、関税法第 54 条に既存の（しかし運用されていない)、権利者が地方裁判所に税関での侵害疑義物品差止めを申立てるルートのみならず、権利者から税関へ直接、差止めを申立てるルートが正規に創設されることが好ましい。これは、権利者にとっての選択肢の拡大のみならず、迅速な国境措置の実現に資するものであると考える。

２．１０．２　国境措置のための国際協力と新たな枠組み

当方の依頼にしたがってまとめられたインドネシア大学知的財産権センターのレポートを以下に示した。

国境措置のための国際協力と新たな枠組み

Henny Marlyna , S.H., M.H., M.L.I.
Ranggalawe Suryasaladin, S.H., M.H., LL.M.
Wenny Setiawati, S.H., M.L.I
Parulian Aritonang, S.H.
Berliana P Simarmata, S.H.
コンサルタント・インドネシア大学知的財産権センター

国境措置のための国際協力と新たな枠組み

GATT・WTO 協定批准法の制定（1994 年）により国内法を TRIPS 協定に整合させるべき義務の批准を済ませた後、インドネシア政府は、税関法（1995 年法律第 10 条）を制定したが、同法の第 10 条は知的財産権侵害品の輸出入を禁止し規制するためのメカニズムを定めている。

同条によると、知的財産権者は裁判所（普通地方裁判所）に対し自らの知的財産権を侵害する物品の輸出入の停止（及び侵害品の破棄）を税関に命じるよう求める申立てを行うことができる。自らの権利が侵害されていることを知的財産権者が（商標登録証と侵害品をともに提示するか侵害品を特定すること等に

水準に戻ったと述べている。

[132] 国際知的財産連盟（IIPA）の 2005 年版スペシャル 301 条勧告書でも、米国政府に引き続きインドネシアを優先監視国に指定するよう求めている。同勧告書では、2005 年 2 月 15 日に効力発生したインドネシアの WIPO 実演･レコード条約（WPPT）加入を評価しつつも、引き続き知的財産権エンフォースメントが不十分であることを指摘している。

[133] ある国のソフトウェア違法複製率推定値＝(Ａ－Ｂ)/Ａ
A:当該国のインストール済みソフトウェア製品総数推定値（IDC のパソコン出荷統計データ等に基づく推定)
B:当該国の販売済み正規ソフトウェア製品総数推定値（正規ソフトウェア販売額統計データ等に基づく推定)

[134] このインドネシアの 88%というソフトウェア違法複製率の推定値は、中国及びベトナムの 92%、ウクライナの 91%に次いで、世界第３位水準である。なお、他の東南アジア諸国についてみると、タイが 80%、フィリピンが 72%、マレーシアが 63%、シンガポールが 43%である。また、我が国の数値は 29%であり、欧米諸国では、フランスが 45%、ドイツが 30%、英国が 29%、スウェーデンが 27%、米国が 22%などとなっている。

より）立証したときには、裁判所はかかる命令を下すことになる。
本手続は正当な知的財産権者の利益となるものであり、また税関当局によりすでに実施されてもいるが、しかし同法の有効性や適切な実施が行われているかどうかを疑わせる事実もいくつか存在する。これに関する問題点としては以下のようなものを指摘することができるだろう。

- 知的財産権法の重要性及び知的財産権法のエンフォースメントのために自らが果たすべき重要かつ戦略的な役割に対する適切な認識が税関職員に備わっていないこと。
- 税関法第 10 条を実施するためのメカニズムの有効性を促進することを目的とした税関、司法機関及び知的財産権総局の協力の欠如。たとえば、税関当局は知的財産権侵害の可能性を積極的に確認すべきであるが、そのためには良質な知的財産権情報システムが政府機関間に設けられる必要がある。
- 税関職員による汚職行為。

これらの問題を克服するためには執行機関の間における協力を促進する必要がある。特に、税関当局間における二国間協力や多国間協力を促進する必要があるだろう。税関当局間における国際協力はたとえば以下のような形で行うことができるだろう。

(a)複数の開発途上国の税関当局を対象とした一連の研修・啓蒙プログラムの提供
(b)税関当局による模倣品の取扱いに関する国際的な基準の策定
(c)政府機関と法執行機関の間における（IT を利用した）統合的な知的財産権情報システムの開発（国内的努力と国際協力の両方）

上記の懸念に関しては、侵害品に対処するための国際条約が締結されるべきであり、かかる条約の制定に向けた努力が支持されるべきであるというのが我々の考えである。また、かかる努力をサポートするものとして、インドネシアのように広い意味での法や制度の改革を進めている国々の間で協力が行われることも必要であるだろう（司法関係者の専門的技能の強化、汚職の追放、経済発展に知的財産権が果たす役割について、税関職員の認識強化等）。

※本レポートは、インドネシア大学知的財産権センターのコンサルタント・チームにより作成された。
その責任者である Edmon Makarim, S.H. S.Kom., LL.M がその内容を承認した。

３．各国の民事手続きの規定と運用：国際裁判管轄・外国判決の承認執行

３．１　韓国における国際裁判管轄・外国判決の承認と執行

以下は事務局が作成し質問票に対する孫京漢弁護士（(社）技術と法研究所）の回答（韓国語）を事務局において翻訳・編集したものである。

韓国における国際裁判管轄・外国判決の承認執行

孫　京漢（（社）技術と法研究所）

1. 国際裁判管轄

1.1　【国際裁判管轄の一般原則】国際裁判管轄に関して定める法律等について教えてください。

A. 法令

(1) 国際裁判管轄に関する規定

国際裁判管轄に関する規則としては、国際私法に下記のような総則的な規定がある。

「国際私法第 2 条(国際裁判管轄)

1.裁判所は当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的関連がある場合には国際裁判管轄権を持つ。この場合、裁判所は実質的関連の有無を判断するにおいて、国際裁判管轄の配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない。

2.裁判所は国内法の管轄規定を斟酌して国際裁判管轄権の有無を判断するが、第 1 項の規定の趣旨に照らして国際裁判管轄の特殊性について充分考慮しなければならない。」

(2) 知的財産権に関する国際裁判管轄規定

知的財産権に関する別途の規定はない。ただ、2002 年 7 月 1 日付で改正された民事訴訟法第 24 条は、知的財産権等に関する特別裁判籍という標題の下で、「知的財産権と国際取引に関する訴えを提起する場合には、第 2 条乃至第 23 条の規定に基づく管轄裁判所所在地を管轄する高等裁判所がある所の地方裁判所に提起することができる」と規定し、第 36 条第 1 項は「裁判所は、知的財産権と国際取引に関する訴が提起された場合には、職権又は当事者の申請による決定でその訴訟の全部又は一部を第 24 条の規定に基づく管轄裁判所に移送することができる。ただ、これによって訴訟手続を著しく遅延させる場合にはその限りではない」と規定する。

上記の規定は、知的財産権と国際取引に関する事件の場合、ソウル中央地方裁判所等に専門裁判部を設

置していることを考慮して、専門的若しくは技術的な要素が強い事件に対して、ソウル中央地方裁判所等の高等裁判所所在地の地方裁判所の土地管轄を認めて裁量による移送の要件を緩和することにより、できるだけ上記の地方裁判所に事件を集中させることで専門裁判部制度の効用を高めるためのものである。このような趣旨を考慮すると、第 24 条は国内地方裁判所間の土地管轄の配分に関する条項であると見ることができるだろう。第 24 条は国内における地方裁判所間の土地管轄の配分に関する条項であるため、国際裁判管轄には影響を及ぼさないと思われるが、改正民事訴訟法第 24 条は知的財産権侵害事件に対する一般裁判所の管轄を前提として、その専門性を補完するための方案として高等裁判所の所在する地方裁判所にも特別裁判籍を認める管轄の特則を設けたものとして、韓国は知的財産侵害事件を登録国の専属管轄としないとする議論に論拠を提供しているという見解もある。

(3) 訴訟の併合に関する規定

民事訴訟法第 25 条は請求の客観的併合と主観的併合に関する規定を置いている。しかし、国際訴訟における請求の客観的併合や主観的併合に関しては規定していない。

B. 国際裁判管轄に関する判例

(1) 国際裁判管轄一般に関する判例

1) 初期における最高裁判所の判例

①最高裁判所 1972.4.20 判決（71 タ 248 号事件）[135]は、仲介報酬金の請求事件において義務履行地である債権者の営業所が韓国にあることから日本企業に対する国際裁判管轄を認めた。②最高裁判所 1988.10.25 判決（87 タカ 1728 号事件）[136]は、韓国に住所を有しない者、又は住所が不明である者に対する財産権に関する訴えは、その者が外国人であっても財産の所在地である国内裁判所に提起することができるとした。③最高裁判所 1989.12.26 判決（88 タカ 3991 号事件）[137]は、外国の法人である被告が韓国裁判所に民事訴訟法上の保全命令や任意競売を申請した場合、そのような行為は韓国の裁判権に服するという意思として看做さなければならないため、そのような申請により生じる債権に関する訴訟に関しては韓国裁判所が裁判権を有すると判示した。

2) 最高裁判所 1992.7.28 判決（91 タ 41897 号事件）[138]

国際裁判管轄に関する一般原則を明らかにした最初の判決である。最高裁判所は、「渉外事件に関して国内の裁判管轄を認めることの可否は、国際裁判管轄に関する条約や一般的に承認された国際法上の原則がない以上、結局、当事者間の公平の確保や適正かつ迅速な裁判という基本理念に従い、条理によってこれを決めることが相当であるといえ、我が国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定もかかる基本方針に基づいて制定されたものであるため、上記の規定による裁判籍が国内にある時には渉外事件に関する訴訟に関しても我が国にその裁判管轄権があると認めるのが相当である」と判示し、米国の法人である被告会社を相手として同社のソウル事務所で勤務していた外国人職員たちが提起した不当解雇による損害賠償請求訴訟において、「韓国旧民事訴訟法第 10 条(事務所、営業所所在地の特別裁判籍)の裁判籍が認められるため国内の裁判所に裁判管轄権がある」と判断した原審判決を支持した。

この判決は管轄配分説の立場から出発して、実質的には逆推知説に戻った日本最高裁判所のマレーシア航空判決に非常に類似した判断構造を採用している[139]。

3) 最高裁判所 1995.11.21.宣告 93 タ 39607 判決[140]

上記の判決は国内裁判所の国際裁判管轄権の有無を取り扱った直接管轄に関する事件ではなく、米国に無線電話機を輸出した国内法人である被告を相手にして、米フロリダ州裁判所が下した製造物責任による損害賠償判決に基づいて米国法人である原告が韓国裁判所に執行判決を求めた、いわゆる間接管轄が問題された事案である[141]。

---

135 最高裁判所判例集第 20 巻 1 集(民事編)208 頁。

136 裁判所公報 837 号 1476 頁。

137 裁判所公報 866 号 348 頁。

138 裁判所公報 928 号、2551 頁。本判決に対する評釈として、李恭炫「国際裁判管轄の決定基準'、民事判例研究 XVII(1995、博英社)」264 頁以下参照［訳注：以下、文献名はすべて韓国語文献であるが、便宜上、日本語に訳出した］。

139 李聖昊「サイバー知的財産権の紛争に関する国際裁判管轄と準拠法」ジャスティス通巻 72 号(2003.4)173 頁参照。

140 公 1996 上、26。本判決に対する評釈として、金弘燁「国際間製造物責任訴訟と外国法院の国際裁判管轄権の認定基準」人権と正義 237 号(1996.5)119 頁以下参照。

141 しかし、外国判決の承認及び執行の要件として、外国法院における管轄存在の有無も直接管轄に関する承

最高裁判所は、国際裁判管轄の原則に関して、基本的に上記の 91D タ 41897 事件における判決を認容して説示しながら、「・・我が国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定も上記の基本理念にしたがって制定されたものであるため、上記の規定による裁判籍が外国にあるときには、これによって外国裁判所で審理するのが条理に反するという特別な事情がない限り、その外国裁判所に裁判管轄権があるとみるのが相当である」と判示することにより、最高裁判所としては初めて特別な事情による管轄否認可能性まで明示しながらも、外形上では管轄配分説と修正逆推知説(特段の事情論)のどちらとも取ることができる説明を行っている[142]。

しかし、最高裁判所は上記の事案に対する実質的な判断を行う際において、「特に物品を製造して販売する製造者の不法行為による損害賠償責任に関する製造物責任訴訟において、損害発生地にある外国裁判所の国際裁判管轄権の有無は、製造者が当該損害発生地において事故が発生した場合にはその地域の外国裁判所に提訴されるということを合理的に予見できる程度に製造者と損害発生地との間に実質的関連があるかどうかによって決めるのが条理上相当であるといえるだろうし、このような実

認国の国際裁判管轄と同一の原則によって判断されなければならないというのが韓国における多数説の立場である。議論の詳細について安春洙「国際裁判管轄権」(『民事訴訟法の諸問題(金洪奎博士華甲記念論文集□)』所収) 442-443 頁参照。

142 李聖昊、前掲論文、174 頁。

143 李聖昊、前掲論文、174 頁。

144 公 2000 下、1593。

145 これに対する評釈として、金寿亭「外国法人の営業所が大韓民国に所在する場合、その外国法人を被告とする訴訟事件が営業所の業務と何ら関係もない場合においても、大韓民国の裁判所は国際裁判管轄権を有するのかどうか」民事判例研究 24 巻(2002、博英社)445 頁以下参照。

146裁判所のイントラネット (http://intra.scourt.go.kr) には登録されているが、公刊された判例集には掲載されていない。以下、出所を特に明らかにしていない判決は、すべて裁判所のイントラネットのみに登録されているものである。

147 本判決に対する評釈としては、李鎮萬「ドメインネーム関連紛争の国際裁判管轄」知的財産権法研究会 2002 年度定期セミナー発表資料、及び崔成俊「国際的なドメインネーム紛争の解決(下)」人権と正義 323 号 (2003.7)79 頁以下各参照。

148 最高裁判所 2005.1.27 判決 (2002 タ 59788 号事件)。

149 国内法の専属管轄規定から特許等の権利の有効性に関する専属的な国際裁判管轄の原則が直接に導き出されるということではないが、特許法上、審決等に対する訴えは特許裁判所の専属管轄に属するとされている点(第 186 条第 1 項、第 187 条)も考慮される。

150 金祥源、李時潤、朴禹東、李在性(編集代表)『注釈民事訴訟法(I)(朴禹東執筆部分)』(1997) 149 頁参照。

151 この見解によると、韓国の判例は一般的に特許の有効性に関する紛争の国内管轄に関しては、新規性欠如の場合には侵害事件管轄裁判所で判断することができるが、進歩性欠如の場合には特許裁判所に専属管轄権があるとしている。このような判例の立場を国際裁判管轄の問題に敷衍するなら、特許の新規性欠如の場合には侵害訴訟の管轄裁判所でその無効を判断することができるが、進歩性欠如の場合には登録国のみにおいてその有効性の可否が判断できるという結論になるだろう。しかし、新規性、進歩性を問わず、特許が無効であることが明白な場合、侵害事件を管轄する仲裁人又は裁判所は無効判断をすることができると解釈されるべきである。孫京漢「知的財産侵害訴訟における国際裁判管轄：韓国」(木棚照一編著『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』(経済産業調査会、2003 年)所収) 129 頁。

152孫京漢「特許侵害訴訟の国際裁判管轄と準拠法」『新特許法論参照』; 石光現「国際的知的財産権紛争解決の問題点」『国際私法と国際訴訟第 2 巻』(博英社、2001)562-565 頁。

153石光現、上掲論文、559 頁。

154 同判決の問題点を指摘した評釈としては、石光現「専属的国際裁判管轄の有効要件」法律新聞第 3270 号 2004.5.27.

155 ソウル高等裁判所 2003.10.29 判決 (2002 ナ 65044 号事件)。判決全文は、法律新聞 2003 年 12 月 15 日付(第 3、227 号)10 頁参照。

156 同事件に対する判例評釈としては、孫京漢「専属的な国際管轄合意の有効要件」仲裁(1999)がある。

157 詳細な説明としては、裵亨元「韓・中民事司法共助条約」国際私法研究(2004)がある。

158 公 1992 下、2395。

159 韓国においては、司法年鑑等、最高裁判所が公式的に発刊する統計資料や各級裁判所の統計処理業務上、外国判決の承認及び執行に関する統計を別に調査して発表してはいない。同外国判決の承認・執行に関する資料は、法官である筆者が裁判所のイントラネットに登録された判決を対象にして、非公式的に調査・把握したものであり、実際の処理事件のうち、未登録判決が相当数あると思われるため、実際の執行判決の総数よりはずっと少ない事件を対象にして分析したものであるという限界がある。

質的関連を判断するにおいては、例えば当該損害発生地の市場向けの製品デザイン、その地域における商品の広告、その地域の顧客のための定期的な購買相談、その地域内における販売代理店開設等のように、当該損害発生地内における取引による利益を享受しようとする製造者の意図的な行為があったのかの可否を考慮することができるだろう」と述べた上で、上記の事案における被告会社は、フロリダ州に住所や営業所を置かずに、ただ同州に本店がある原告会社に数年間無線電話機を販売してきただけなので、このような事情だけでは被告が自己の商品の瑕疵による事故がフロリダ州で発生した場合にはそれに関する訴訟が同地域の外国裁判所に提訴されるだろうと合理的に予見することができるほどに被告会社とフロリダ州との間に実質的関連があると看做すことは難しいと述べ、損害発生地であるフロリダ州裁判所の国際裁判管轄権を否認するのが条理上相当であると判示した。

したがって、上記の最高裁判所判決は少なくとも製造物責任訴訟における損害発生地の管轄問題に対しては、国際裁判管轄の原則に関する条理という形式を借りて、法廷地における提訴を被告が合理的に予見することが可能な程度の最小限の接触又は法廷地を志向した裁判管轄権享有の意図の有無、言い換えれば被告と法廷地との実質的な関連性を基礎として管轄認定可否を決める米国法上の法理を取り入れているように見える。この部分に対する最高裁判所の判示は、韓国改正国際私法が国際裁判管轄の基本原則として「実質的関連の原則」を導入するにあたっても直接的な影響を及ぼした[143]。

4) 最高裁判所 2000.6.9 判決（98 タ 35037 号事件）[144]

国内銀行が信用状開設銀行である中国銀行を相手にして、国内営業所の所在地で信用状代金の支給を求めた事件であり、最高裁判所は上記の 91 タ 41897 判決を認容する説示を行った後、旧民事訴訟法第 4 条の規定により外国法人等が大韓民国内に事務所、営業所又は業務担当者の住所を有する場合には、その事務所等に普通裁判籍が認められるといえるので、「証拠収集の容易性や訴訟遂行の負担程度等、具体的な諸般事情を考慮して応訴を強制するのが前述した民事訴訟の理念に照らしてみて非常に不当な結果に至ることとなる特別な事情がない限り、原則的にその紛争が外国法人の大韓民国支店の営業に関するものではないとしても我が国の裁判所の管轄権を認めるのが条理に合う」と判示した。すなわち、本事件における最高裁は、修正逆推知説に近い立場を取りながら外国法人の国内営業所の所在地を一般管轄の根拠として認め、上記の事案がその外国法人の国内営業所の業務と関連がなく、またたとえ当該営業所が上記の信用状に関して通知銀行として関与したのではないとしても、それらの事情は大韓民国による裁判管轄権の行使が当事者間の公平や裁判の適正、迅速等、条理に反するものとなるような特別な事情に相当するとも思われないとして、国内に裁判管轄権があると判断した。

その後の最高裁判所 2001.1.16 判決（99 タ 62388 号事件）[145]も上記の 98 タ 35037 判決の立場をそのまま再確認している。

(2) 知的財産関連の判例

知的財産関連訴訟の国際裁判管轄問題を直接取り扱った最高裁判所判決が下されたことはないが、ドメインネームに係る訴訟に関しては国際裁判管轄の問題を取り扱った最高裁判所判例も出ており、さらに多数の関連判例、いくつかの下級審判例も存在する。

1) hpweb.com 事件

A) 事案の概要

韓国人である原告は、1999 年 11 月 23 日、インターネット・ドメインネームの「hpweb.com」を米国のドメインネーム登録機関である NSI に登録した後、韓国内の会員にそのドメインネームを選択して電子メールアドレスとして使えるようにしてきたが、米国法人である被告 Hewlett-Packard Company が原告を相手にして 2000 年 8 月 3 日に ICANN が承認した紛争調整機関のうち一つである米国の NAF に、上記のドメインネームを被告に移転するように命じることを要求する紛争解決申請を行った。上記申請の際、被告は決定不服時における管轄裁判所として NSI の所在地であるヴァージニア州ハーンドン市裁判所を選択していた。

NAF は、原告のドメインネームが被告の周知・著名商標と混同をもたらす懸念等の理由で、2000 年 9 月 8 日に上記のドメインネームを被告に移転せよという決定を下したが、これに対し原告は 2000 年 9 月 18 日に被告を相手にしてソウル地方裁判所に本事件の訴訟を提起したが、上記提訴にもかかわらず、NSI は上記 NAF の決定にしたがって 2000 年 9 月 29 日には上記ドメインネームの被告への移転を行った。

B) 第一審判決

原告は第一審で上記 NAF の決定にしたがったドメインネームの移転は原告に対する不法行為に該当すると主張し、被告に移転された上記ドメインネームを再び原告当てに移転すること及び損害賠償金として 3,000 万ウォンを支払うことを請求した。

これに対してソウル地方裁判所 2001.12.14.判決（2000 カ合 67360 号事件）[146]は、まず被告による管轄違反の抗弁に対して、UDRP 第 4 条(k)項はドメインネーム保有者及び申請人が UDRP による決定後かつ執行以前にその決定に基づく執行を留保させることを目的として訴えを提起する場合のほか、紛争解決手続が開始される以前や終決した後にも独立的な解決のため管轄裁判所に訴えを提起できることを規定しているが、後者の場合、どの国のどの裁判所が管轄権を有するかは国際裁判管轄の一般原則にしたがって決めなければならないと前提を述べた後、ドメインネームに係わる紛争においてドメインネーム保有者の住所地裁判所に管轄権を認めることが当事者間の公平という訴訟手続上の正義又は裁判の適正性という観点から特に条理に反すると見ることはできないという理由で、ドメインネーム保有者である原告の住所地を管轄するソウル地方裁判所の国際裁判管轄を認めた。

ただし、本案に関しては、上記の NAF の移転決定は正当であり不法行為に該当しないという理由で原告のドメインネーム移転請求及び損害賠償請求をすべて棄却した。

C) 抗訴審判決

原告は、第一審判決を不服であるとして控訴した。控訴においては、ドメインネーム移転請求はそのまま維持しつつも、金銭的損害賠償請求を取下げ、代わりに選択的請求として原告が登録した上記ドメインネームに対する被告の侵害禁止請求権は存在しないことの確認を求める確認の訴えを追加した。

これに対しソウル高等裁判所 2002.9.25 判決（2002 ナ 4896 号事件）[147]は、原告が、自らの住所地は①不法行為地、②原状回復義務履行地、③財産所在地又は④原告が上記ドメインネームを使って営業を営む場所のいずれかであり、また被告が主張する商標権侵害行為が行われた場所でもあるため、それは大韓民国と実質的な関連を有し、したがって原告の住所地の裁判所に国際裁判管轄権があると主張したのに対して、①NAF の決定内容に不法行為として評価できる部分があるとも思われず、かつその紛争解決手続が不法な形で行われたと看做せる事情もなく、たとえ原告の主張するような不法行為があったとしても、その加害行為地及び結果発生地はすべて米国であると看做すのが相当であるため、原告の住所地が不法行為地(不法行為の結果発生地)であることを理由として国際裁判管轄を認めることは難しく、②被告への上記ドメインネームの移転が何らの法律上の原因もなく行われたとはいえないため不当利得にも該当せず、たとえ不当利得になるとしてもその返還義務の履行地は上記ドメインネームの登録機関の所在地である米国であると考えるのが相当であり、さらに義務履行地が管轄原因として妥当であるのは義務履行地と不当利得返還請求権の間に一定の関係(特に証拠の面で)があるという点を根拠とするものであるところ、NAF での手続の進行と移転決定、そしてその執行の行われたところがすべて米国であるという点からみても、原告の住所地が不当利得返還義務の履行地であることを理由として直ちに国際裁判管轄を認めるのは困難であり、③原告と登録機関との間における上記ドメインネームの登録及び維持管理に関する法律関係は、民法上の委任関係又はそれに類似の関係に該当するといえ、したがって原告の上記ドメインネームに関する権利は原告と登録機関との間における契約によって発生した債権又はそれに類似する権利であると考えられるが、債務者である登録機関の住所地が米国であるため上記ドメインネームに関する原告の権利から構成される財産の所在地も米国であるとみるのが相当であるため、原告の住所地が財産の所在地であることを理由として国際裁判管轄を認めるのも困難であり、④本事件の場合、原告又は本事件が大韓民国と実質的な関連があるかに関して検討すると、民事訴訟法上の管轄規定に基づく本事件の裁判管轄権が大韓民国裁判所にない点、消極的当事者である被告の住所地国裁判所に国際裁判管轄を認めることは特別な事情がない限り条理に反しないという点、登録機関所在地の裁判所がドメインネームの移転を命ずる判決を行う場合、登録機関がその所在地国の裁判所の判決を拒否することを予想するのは困難であるという判決の実効性の側面、及びドメインネームに係わる紛争で当事者間の公平という訴訟手続上の正義、裁判の適正・迅速という側面を全て考慮したときに上記のような事情だけでは原告又はこの事件が大韓民国と実質的関連があるとみることは難しく、むしろ当該ドメインネームの登録機関所在地国の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが国際裁判管轄配分の理念に符合するという理由で、第一審判決を取消してすべての請求を却下した。

D）最高裁判所の判決

原告の上告に対して最高裁判所は「国際裁判管轄を決めるにおいては当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済という基本理念に従わなければならず、具体的には訴訟当事者の公平、便宜、そして予測可能性のような個人的な利益のみならず、さらに裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所や国家の利益もともに考慮すること」を前提とした上で、原告が韓国内において韓国語で営業を行っていた点及びドメインネーム移転決定によって韓国で営業上の損害が発生した点から、当該紛争と韓国との間に実質的関連性があると判断した[148]。さらに、最高裁判所はドメインネーム登録者と紛争解決判断の申請人との間において UDRP 規則にしたがって選択された相互管轄裁判所を管轄裁判所とする専属的裁判管轄合意が成立しているとみなすことはできないので、UDRP 規則は韓国裁判所の裁判管

轄を認めるにあたって妨げにならないと判示した。

2) france2.com/france3.com 事件

フランス 2 国営テレビ株式会社とフランス 3 国営テレビ株式会社が、韓国仁川に居住する申請人を相手にして仏ナント地方裁判所に、申請人がソウル所在のドメインネーム登録機関である被申請人に登録した「france2.com」及び「france3.com」というドメインネームをフランス 2、3 テレビに移転すること等を求める保全命令を請求して認容命令を受けたことを受けて、申請人が被申請人を相手としてソウル地方裁判所に上記のドメインネーム登録者情報変更禁止仮処分申請を提起した事案である。

これに対してソウル地方裁判所 2001.9.26 決定（宣告 2001 カ合 1625 号事件）は、登録機関は登録者の住所地又は登録機関所在地にある裁判所以外の外国裁判所からドメインネームの移転命令があった場合には、その外国裁判所の国際裁判管轄権とその外国判決に対する登録者の住所地又は登録機関の所在地国における承認及び執行の可能性等を綿密に検討しなければならず、そのような検討を行うことなくその移転命令に軽く応じるのは登録者に対するドメインネームの維持管理義務の違反として看做すことができると述べた上で、上記ドメインネームの登録・使用によるフランス 2、3 テレビに対する権利侵害の有無についての判断に関する国際裁判管轄が仏ナント地方裁判所に認められると即断することも、ナント地方裁判所の保全命令の承認及び執行が申請人及び被申請人の住所地国である我が国において当然許容されると容易に判断することもできず、さらに上記保全命令に対する国内裁判所の執行判決さえも存在しない本事件において被請求人がフランス 2、3 テレビの要請によって直ちにこの事件のドメインネームを移転することは申請人に対する関係において登録機関としての義務に違反することであると思われる余地も少なくなく、上記ドメインネームがフランス 2、3 テレビにいったん移転されてしまえば当該登録機関における変更の可能性等に照らして申請人の権利回復が事実上不可能になるおそれがあるとの理由から、申請人の仮処分申請を認容した。

上記の決定は仮処分事件自体の裁判管轄が問題になったのではなく、仏ナント地方裁判所の保全命令が適法な裁判管轄に則して行われたかどうかが問題とされた事件であるところ、被害者であると主張するフランス法人の所在国の裁判管轄権を否認している点から注目される。

3) AT-T.COM 事件

A) 事案の概要

最初にデンマーク人によって 1998 年 2 月 6 日にデンマークで登録された「AT-T.COM」ドメインネームが韓国人の申請人に移転され、申請人はこれを保有しながら同ドメインネームを URL として使用するウェブサイトで DVD 等を販売することを内容とするインターネットショッピングモールを運営していた。一方、被申請人は ICANN から認証されたソウル所在のドメインネーム登録機関(Register)として現在は上記ドメインネームの登録機関となっており、また補助参加者である AT&T Corp.は米ヴァージニア州連邦地方裁判所において米国反サイバースクワッティング消費者保護法(ACPA)に基づき上記ドメインネームを補助参加人に移転することを求める対物訴訟(in rem action)を提起して 2002 年 3 月 6 日に勝訴判決を受けた米国法人であった。申請人はソウル地方裁判所に被申請人を相手にして上記ドメインネームの登録者情報を補助参加人又は第三者名義に変更できないことを求める仮処分を申請しており、補助参加人は被申請人のために補助参加した。

B) 第一審決定

ソウル地方裁判所 2002.9.17 判決（宣告 2002 カ合 1404 号）は、上記のヴァージニア州連邦地方裁判所判決が正当な国際裁判管轄権に基づき行われたものであるかどうかを判断するにあたり、①ドメインネームが自らの権利を侵害するという理由でその登録の抹消、移転等を求める者の異議申立人の住所地国での裁判所に管轄権が認められるという被申請人側の主張に対しては、異議申立人の住所地国での裁判は当事者間の公平や裁判の適正性という国際裁判管轄の基本理念に照らして消極的当事者である相手にとって著しく不利なものであるため、それに対して国際裁判管轄を認めることもできないし、②ICANN の沿革に照らして、米国は.com のドメインネームの紛争において当然管轄権が認められるのみならず、ACPA においても登録原簿管理機関(Registry)の所在地に対物管轄権が認められると規定しているため、登録原簿管理機関が所在する米国が適法な裁判管轄権を有するという被申請人の主張に対しては、UDRP が登録原簿管理機関の所在地である米国裁判所に裁判管轄を認めることを当然の前提としているとみることは難しく、むしろ登録機関の所在地国のみに対して裁判管轄を認め、登録原簿管理機関の所在地国に対してはこれを排除しようとする政策的決断が反映されたものであるとみることもできる点、ドメインネームの登録人、登録機関、異議申立人の住所地や所在地のすべてが登録原簿管理機関の所在地国に属さない場合には、むしろ異議申立人によって国際裁判管轄が悪用される可能性もある点、管轄裁判所の命令にしたがってドメインネームに関する情報を変更する作業を実際に遂行する主体は登録原簿管理機関ではなく登録機関であるため、たとえ URDP において管轄裁判所のドメインネー

ム移転命令に従うよう規定されているとしても、登録機関が登録原簿管理機関の所在地国裁判所の命令に従わない場合には、その命令によるドメインネームの登録抹消等の措置を実施する場合には結局のところ外国判決の承認及び執行の場合と同様に登録機関にその命令に従うよう求めるための追加的な手続が必要になるので、登録原簿管理機関の所在地国の裁判所に裁判管轄を認めた場合には裁判の実効性が確保されると判断しがたい点等を考慮するなら、本件ドメインネームの登録に係る紛争に関して登録原簿管理機関が所在する米国ヴァージニア州の連邦地方裁判所に国際裁判管轄が認められると断定することは難しく、③韓国民事訴訟法上の不法行為地の特別裁判籍や登記・登録地の特別裁判籍に照らして判断しても米国裁判所に国際裁判管轄権が認められるという主張に対しては、上記の不法行為地には損害発生地も含まれるといえるが、そのような場合であっても、ドメインネームの登録人がその損害発生地で頻繁に若しくは重大な営業活動を行う又は損害発生地内における取引による利益を享受しようとする製造者の意図的な行為が存在する等、特定国家での結果発生が合理的に予見可能な程度に実質的な関連性が認められる場合にのみその国家に国際裁判管轄を認めることができるのであり、本事件ではそのような実質的関連性を認めるのは困難であることを理由に、米国裁判所の裁判管轄権を否認した。

ソウル地裁は、最終的に、上記米国裁判所の命令に対する国内裁判所の承認・執行判決や国内裁判所における上記ドメインネームの抹消又は移転を求める判決等の終局的な判断が上記ドメインネームの権利関係に関して下されるまでは、上記ドメインネームの移転を禁止する必要があると認め、申請人の仮処分申請を認容した。

1.2 【有効性判断の国際裁判管轄】外国で付与された知的財産権の有効性を専ら審理する管轄は、韓国の裁判所に認められていますか。

韓国法上、知的財産権の存在及び有効性に関する訴訟に係わる国際裁判管轄に関する規定はない。しかし、特許権、商標権のように登録を前提とする知的財産権の存在及び有効性に関する訴訟に対しては、登録が請求された国家又は登録国が専属的国際裁判管轄を持つものとして理解されており、この点に関して異論はないようである。これは、特許権のような知的財産権は登録国法に基づいて発生する権利として、権利を付与した当該国家のみにおいて効力を有するとする権利の属地主義的性格に起因するものである[149]。

韓国民事訴訟法第 21 条は、「登記・登録に関する訴えを提起する場合には、登記又は登録する公共機関があるところの裁判所に提起することができる」と規定しているが、この登録に関する訴えには特許権等の工業所有権の移転、変更及び消滅等に必要な登録に関する訴えが含まれると思われる[150]。

韓国法においても特許権は設定登録によって発生し(特許法第 87 条)、当事者が特許の無効を主張するためには、通常裁判所に訴えを提起することはできず、まず特許審判院に無効審判請求をした後、特許裁判所に訴えを提起するしかないこととされている。韓国法はこのように特許権無効の主張に関しては民事訴訟又は行政訴訟と区別される特別な審判制度を置くという点に特色がある。

しかし、登録を前提としない著作権等の知的財産権の成立と有効性に関する紛争に対しては、そのような専属的な国際裁判管轄を認める必要はないとするのが通説的見解である。

1.3 【侵害訴訟の国際裁判管轄】外国で付与された知的財産権の侵害訴訟を、韓国で裁判する場合の管轄事由を教えてください。

特許権と商標権の侵害を理由として損害賠償を求める訴訟の場合、通常の不法行為に関する国際裁判管轄規則が適用されると理解されており、登録国の専属管轄を認めるという見解はないようである。したがって、不法行為訴訟の一類型であるものとして侵害行為地の特別管轄が認められる。

これは、登録を前提としない著作権の侵害訴訟の場合にも同様である。

1.4 【侵害訴訟で権利の有効性が前提問題となる場合の裁判管轄】外国で付与された知的財産産の侵害訴訟において有効性が前提問題(先決問題)となる場合、侵害訴訟について国際裁判管轄を有する裁判所が、当該知的財産の有効性についても判断できますか。

特許権又は商標権の侵害を理由として損害賠償を求める訴訟又は特許権若しくは商標権に関するライセンス契約に係わる訴訟において特許権又は商標権の存在及び有効性が先決問題として争われる場合において、侵害訴訟又はライセンス契約に関する訴訟に対して国際裁判管轄を有する裁判所が特許権の存在及び有効性に対して判断することができるのかに関して、韓国にはまだ判例がないように思われる。

ただし、学説としては、侵害訴訟又はライセンス契約を審理する韓国裁判所は、①訴訟手続を中止しなければならないという見解、②特許権又は商標権の有効性に対して自ら判断して裁判することができるという見解[151]、及び③原則的には判断できないが、新規性のない場合には例外的に判断することができるという見解がある。韓国の判例は、一般的に、特許の有効性に関する紛争の国内事物管轄に関しては新規性

欠如の場合には侵害事件管轄裁判所で判断することができるが、進歩性欠如の場合には特許裁判所に専属管轄権があるとしている(最高裁判所 1992.6.2 決定（宣告 91 マ 540 号）、最高裁判所 1998.10.27 判決（97 フ 2095 号事件)等）。このような判例の立場を国際裁判管轄問題に敷衍するなら、新規性欠如の場合には侵害訴訟の管轄裁判所でその無効を判断することができるが、進歩性の欠如の場合には登録国においてのみその有効性の可否を判断することができるという結論にもなるだろう。しかし、最近の最高裁判所は新規性がない場合のみならず、進歩性がないことが明白な場合にも、裁判所で無効判断ができるという立場を採用していると理解されている。外国特許の場合にも、韓国特許と同様に新規性、進歩性を問わず、特許が無効であることが明白な場合に侵害事件を管轄する裁判所が無効判断をすることができると解釈するべきだろう[152]。

ただし、著作権の場合、著作権の有効性に関する紛争に対して特定国家の専属管轄が認められないため、著作権の侵害訴訟又は著作権関連ライセンス契約を取り扱う裁判所は、当然著作権の存在及び有効性に対して判断することができると思われる[153]。

1.5 【合意管轄が国際裁判管轄として認められる場合】韓国において合意管轄が国際裁判管轄として認められる場合を教えてください。

韓国国際私法は国際裁判管轄の決定原則に関する一般的規定を導入したが、国際裁判管轄合意に関しては何らの規定も置かなかった。判例の発展に任せたのである。最高裁判所は、国際裁判管轄合意、特に専属的管轄合意の有効要件として、①当該事件が韓国裁判所の専属管轄に属しないこと、②指定された外国裁判所がその外国法において当該事件に対して管轄権を有すること、③当該事件がその外国裁判所に対して合理的な関連性を有すること、④その管轄合意が著しく不合理かつ不公正ではないことの４つをあげている(最高裁判所 1997.9.9 判決（96 タ 20093 号事件）)。同じ趣旨の後続する最高裁判所判例では、管轄裁判所に指定された外国裁判所に対して当該事件が合理的な関連性を有さず、当該事件の準拠法も外国法ではなく大韓民国法であるという点等を考慮して、外国裁判所を管轄裁判所として指定した専属的裁判管轄合意は無効であると判示した。すなわち、韓国裁判所の管轄を排除して外国裁判所を管轄裁判所とする専属的裁判管轄合意が有効とされるためには、当該事件が韓国裁判所の専属管轄に属さず、指定された外国裁判所がその外国法上に当該事件に対して管轄権を有さなければならない他、当該事件がその外国裁判所に対して合理的な関連性を有することが要求される。一方、専属的な管轄合意が著しく不合理かつ不公正な場合には、公序良俗に反する法律行為に該当する点からも無効であるとされている(最高裁判所 2004.3.25 判決（2001 タ 53349 号事件）)[154]。

しかし、第３の要件、すなわち内国関連性要件に対しては、国際取引の増加したことや国境の重要性が減少していることに照らした場合に妥当ではないとする批判もある。ソウル民事地方裁判所 1981.10.21 判決（81 カ合 949 号事件）は、内国関連性を専属的裁判管轄合意の有効要件として要求しなかった。

知的財産紛争において国際裁判管轄合意をすることが許容されるのかという問題に関しては、属地原則に基づく保護国管轄を貫徹しようとする立場からは、管轄合意は許容されないとされている。また、我が国の最高裁判所が専属的裁判管轄合意の要件として要求する内国関連性については、知的財産紛争ではその保護国に内国関連性があると解釈する余地もある。しかし、国際的な知的財産の交流と紛争が頻繁に発生している今日、前述のように、属地主義、ひいて保護国管轄主義をこれ以上維持することは難しいため、知的財産紛争においても一般原則と等しく当事者自治を認めて国際裁判管轄合意を許容することもできるだろう。特許権の無効等のように、専属管轄に服従しなければならない紛争においても、裁判管轄合意はできるが、ただし、その裁判は当事者間のみに効力を有し、特許無効の対世効はないといえるだろう。

韓国民事訴訟法は管轄合意に関して書面合意を要求するため、国際裁判管轄合意においても書面による合意要件を満足しなければならないとするのが一般的な見解である。この際、書面の要件として必ず独立した書面や契約書であることを要するのではなく、かかる合意があったことが一応確認できる程度の内容が示された書面であれば十分であると理解されている。

1.6 【国際的訴訟競合】韓国と外国で同一事件が同時に係属した場合の処理について教えてください。

これに関しては学説の対立があるが、概ね四つ程度に学説を分類することができるだろう。第一は、国際的訴訟競合を許容する見解で、これは規制消極説でもある。民事訴訟法第 234 条の重複提訴禁止原則は国内裁判所における重複提訴を禁止するものであるとして、外国における訴訟係属は無視する見解である。

第二は、国際裁判管轄理論によって解決しようとするもので、これは不便宜法廷地の法理(doctrine of forum non convenience)による適切な法廷地の判断を国際的訴訟競合において考慮されるべき要素のひとつとしてみるものである。これは国際的訴訟競合を国際裁判管轄の考えにより解決する英米法系のアプローチである。

第三は、承認予測説である。これはドイツの通説であるが、外国裁判所に係属中の事件で下される判決が、将来において韓国で承認されることが予測される場合には、重複提訴禁止の原則を類推適用するものである。

第四は、第二と第三の見解を結合したもので、承認予測説を基礎としつつも非常に例外的な場合には不適切な法廷地の法理を考慮する見解である。すなわち、これは承認予測説を原則とするが、常に前訴の提起された裁判所が優先するのではなく、外国で後訴が提起されたとしてもその外国がより適切な法廷地であることが明白であり、そこで裁判するのが望ましい場合には、例外的に前訴が提起された韓国裁判所が訴訟手続を中止することができるとする見解である。

2. 外国判決の承認と執行に関する調査項目

2.1 外国判決の承認・執行の対象

2.1.1 外国判決の承認・執行の対象となる裁判形式について定める規定を教えてください。

韓国民事訴訟法第 217 条がそれに該当する。

「民事訴訟法第 217 条 外国判決の効力

外国裁判所の確定判決は、次の各号の要件がすべて満たされているときに効力が認められる。

1. 大韓民国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上、その外国裁判所の国際裁判管轄権が認められること
2. 敗訴となった被告が訴状又はそれに準じる書面及び期日通知書や命令を適法な方式にしたがって防御に必要な時間余裕を置いて送達されたか(公示送達やそれに類する送達による場合を除く)、又は送達されずとも訴訟に応じたこと
3. その判決の効力を認めたとしても大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反しないこと
4. 相互保証があること」

2.1.2 次の(1)から(3)の裁判形式は、外国判決の承認・執行の対象となりますか。(1)確定判決、(2)差止め命令、(3)租税判決・刑事判決。

(1)確定判決と(2)禁止命令は外国判決の承認執行の対象になるが、租税判決・刑事判決は承認の対象にならない。

2.1.3 上記(1)から(3)以外で、外国判決の承認の対象とされた裁判形式はありますか。

裁判上の和解、請求の放棄又は認諾等が調書に記載された場合であり、当該調書が作成された国の法律に基づき我が国の民事訴訟法が定める確定判決と同一の効力を認められている場合には、それを韓国で承認することもできる。済州地方裁判所 1998.5.28 判決（97 カ合 2982 号事件）では、「日本民事訴訟法第 267 条によると認諾調書は確定判決と同一の効力を有するため、日本国裁判所の認諾調書を外国裁判所の確定判決に準じて執行判決の対象としてみることができるところ、日本国大阪地方裁判所平成 8 年第 26 号事件で被告であった本事件の被告が出席して請求を認諾しており、上記認諾調書の内容は我が国の善良な風俗その他社会秩序に違反するものでなく、ひいて日本国は日本民事執行法第 22 条、第 24 条において我々の民事訴訟法第 467 条、第 477 条[2002 年に制定された民事執行法第 26 条及び第 27 条に該当]と同一の外国判決の効力承認に基づく執行判決手続を設けているのみならず、その承認条件を規定している日本民事訴訟法第 118 条は我々の民事訴訟法第 203 条[改正民事訴訟法第 217 条に該当]とほとんど同じ趣旨の規定であり、日本国の実務慣例上も外国判決(我が国の判決も含む)の公正性が保障される限りこれを尊重して承認していることから、日本国で我が国の判決が執行されるための条件は我が国と同様であるとみることができるので、日本国と我が国は相対国判決承認において相互保証があるといえる。よって、上記の認諾調書は民事訴訟法第 203 条[改正民事訴訟法第 217 条に該当]の全ての条件を具備しているので、我が国でもその効力が認められ、強制執行が許容される」と判示した。

しかし、外国の公証人が作成した公正証書は承認及び執行の対象にならない。

破産宣告又は会社整理手続開始決定等のような倒産手続における裁判所の裁判は、民事訴訟法上承認の対象である外国裁判に該当しないというのが伝統的な見解であるが、最近は外国裁判の承認と類似の要件により、外国倒産手続における裁判を承認する傾向も広がっている。最近の我が国の最高裁判所判決は、破産管財人の選任に関する米国破産裁判所の裁判は民事訴訟法第 217 条の承認要件を具備するものであると判示し、外国倒産手続での裁判にも民事訴訟法第 217 条を適用した。この判決は外国の破産宣告の効力に関して、□包括執行的効力と、□破産管財人の選任に関する効力で分けて、後者に関して我が国での効力を認めたのである(最高裁判所 2003.4.25 判決（200 タ 64359 号事件））。

我が国は、「外国仲裁判定の承認及び執行に関するニューヨーク協定」の加入国であるのみならず、我が国の仲裁法にも別途の規定を置いているため、外国仲裁判断はそれによって承認及び執行され、民事訴訟

法第 217 条は適用されない。ただ、上記の協定が適用されない外国仲裁判断の承認及び執行については、民事訴訟法が準用される(仲裁法第 39 条第 2 項)。

2.2　外国判決の承認・執行に関する要件

2.2.1　間接的国際裁判管轄

2.2.1.1　【管轄要件一般】日本では外国判決を執行する場合、日本の国際民事訴訟法の原則に照らして判決国が裁判管轄権を有することを要求しています(間接的国際裁判管轄)。かかる要件について定める韓国の法規定を教えてください。

我が国の民事訴訟法第 217 条は、「外国判決の効力」という表題の下で外国裁判の承認要件を規定している。同条第 1 号を基礎とした場合、大韓民国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上、その外国裁判所の国際裁判管轄権が認められることを要件としている。

2.2.1.2　【合意管轄】合意管轄について、日本では当該事件が日本の専属管轄に属する場合でないかぎり承認されています。韓国では間接的国際裁判管轄に関する合意管轄についてどのように規定されていますか。

原則として、外国裁判所の管轄権を認める付加的合意は有効であるが、外国裁判所のみを独占的に管轄裁判所とする専属的合意は我が国の裁判権を排除することなので、①国内裁判権に専属しない事件であること、②合意された外国裁判所が当該外国法上その本案に対して管轄権を有すること、③当該事件がその外国裁判所に対して合理的関連性を有すること、の３つの要件を具備した場合に初めて有効な専属的合意として看做されることになるだろう。

2.2.1.3　【義務履行地による裁判管轄】日本では、債務者はその地における義務の履行を予測しているので、その義務履行地での応訴を期待しても不当ではないという考慮から、義務履行地の国際裁判管轄が認められる場合があります。韓国ではどのように規定されていますか。
また、日本では、義務履行地の国際裁判管轄を認めるためには、契約に義務履行地が明確に記載されていることが必要とされています。韓国では契約に義務履行地を明確に記載していない場合に、義務履行地の国際裁判管轄が認められる場合がありますか。

韓国民事訴訟法第 8 条においては、居所地又は義務履行地の特別裁判籍という表題の下、財産権に関する訴えを提起する場合には、居所地又は義務履行地の裁判所に提起することができると規定する。

しかし、財産権に関する訴え一般に対して国際裁判管轄を認めることは妥当ではなく、不法行為事件はもちろん、契約事件でも原則的に金銭債務の履行地は除外されるとする見解もある。契約事件に関しては、物品の供給又は用役提供義務の実際の履行地及び約定された履行地に制限して解釈される。そして、インターネットを通じた取引においては、当事者が予期し得ない場所が履行地と扱われ得るおそれから、被告がその国家における履行を回避するために合理的な措置を採った場合には、義務履行地管轄を否認する見解がある。

また、韓国では契約上に義務履行地を記載するかどうかは重要ではない。

2.2.1.4　【不法行為に基づく損害賠償】不法行為に基づく損害賠償の義務履行地である原告の住所の管轄裁判所を認めるという考え方は、韓国では承認されていますか。

直接管轄が認められないため、不法行為事件における金銭債務履行地には国際裁判管轄が認められないとする見解がある。

2.2.1.5　【積極的誘引、共同不法行為の裁判管轄について】

X-Girl 事件は積極的誘引による共同不法行為が問題とされた。これは、知的財産権の準拠法に関する判例や裁判管轄にも影響を及ぼすため、これを紹介することにする。

[韓国の X-GIRL 商標事件の判決]

A. 事案の概要

原告は日本法に基づいて設立された日本会社(株式会社ビズ・インターナショナル)であり、韓国で T シャツ、ブラウス等を指定商品として 2000 年 4 月 14 日に商標登録された「X-GIRL」商標の商標権者である。被告はソウルの光熙市場の売場で衣類販売業に従事していたが、2001 年 8 月頃から 2001 年 11 月 20 日までの期間、正当な商標使用権なしに偽造された上記商標が付された T シャツ等を日本の露天商に販売していた。被告から T シャツ製品等を買い受けた露天商は、被告から買い入れた T シャツ等を正常価格より相当に安い価格において日本で販売していた。

一方、原告は日本でも 2000 年 7 月 21 日に上記商標について商標権を登録し、日本国内で上記商標を

使用した製品を生産、販売する等の活発な営業活動を行っていたが、被告による上記の販売行為が行われた期間、韓国内では上記商標を使った製品の生産又は販売等の営業活動を全く行っていなかった。

本事件における原告は韓国商標権及び日本商標権のそれぞれの侵害による営業上の損害の賠償を請求した。第二審判決[155]と最高裁判決について簡単にみることとする。

B. 第二審判決

(1) 韓国商標権の侵害

原告は、被告が商標を偽造してTシャツ等に付した後にそれらを販売することにより原告の韓国商標権を侵害したことを理由として、損害賠償又は不当利得の返還を請求したが、裁判所は「まず、本事件における被告の販売行為が、原告に損害を生じさせたかどうかに関して判断すると、被告がこの事件の販売行為を行った期間、原告は大韓民国内で本件商標を使用して製品を生産、販売する等の営業活動を全く行っていないため、被告の上記行為によって原告が受けた営業上の損害はないものとみなされる。また、原告はパリ条約上、内国民待遇規定によって外国人は自国民と同等に知的財産権に関する保護を受けることができ、大韓民国と日本は両方ともパリ協定に加盟しているので、日本で発生した営業上の損害も大韓民国商標権の保護範囲に該当するという趣旨の主張をしているが、上記の条項の趣旨は知的財産権の保護に関して日本人も大韓民国人と同一の保護を受け、また権利の侵害に対して大韓民国人と同一内容の法律上の救済を受けることができるというだけのことであって、大韓民国商標権の保護範囲を国外までに拡大して日本国内で発生した損害まで保全しなければならないという意味ではないため(商標権も他の知的財産権と同様に属地主義原則によって当該商標権が登録された国内のみにて効力を有する)、原告の上記の主張は理由がない。よって、被告の本件販売行為による大韓民国商標権侵害によって原告に損害が発生したという事実を前提とする原告の損害賠償又は不当利得返還主張は、これ以上検討する必要なく、理由がない。」と判示した。

(2) 日本商標権の侵害

予備的に、原告は、日本の露天商が被告から買収したTシャツ等を日本国内で販売することにより原告に営業上の損害が発生した以上、被告は原告の日本商標権を侵害している、と主張したが、裁判所は次のように判示した。

「日本商標権を侵害したと主張してその損害賠償を求める法律関係は、私人間の財産権に根拠した請求としての渉外的要素を含むと考えられるため、その準拠法を決める必要があるが、国際私法第24条は、知的財産権の保護は侵害地の裁判所に拠ると規定しているので、本件日本商標権を登録し、その保護を与え、そのためにその侵害を認定することが可能な日本法がその準拠法になるといえるだろう(一方、原告の主張を日本商標権侵害に関係しない独自の不法行為の主張としてみる場合には、国際私法第32条第1項に基づいて不法行為の準拠法は『その行為が行われたところの法』として行動地である韓国法又は結果発生地である日本法を適用することができるだろう)。ところが、この事件で日本の露天商が被告から購入したTシャツ等を日本国内で販売することにより、原告の日本商標権が直接的に侵害される結果が発生した事実は認められるが、さらに被告が上記のような日本商標権侵害行為を大韓民国内で積極的に誘導する又は共謀した等の点を認める証拠は全くないため、原告の共同不法行為に係る主張には理由がなく、一方被告が本件販売行為を通じて日本の露天商が原告の日本商標権を侵害するのに結果的に寄与したとしても、我が国の商標法と同様に属地主義の原則を採用し、別途の域外適用規定を置いていない日本国商標法の解釈上、被告のこのような行為を日本の商標権の侵害に相当するものとすることもできないので原告の上記の主張は理由がない。

したがって、被告の本件販売行為が日本商標権を侵害すること又は日本の露天商との共同不法行為が成立することを前提とする原告の上記の主張は、これ以上検討する必要がなく、理由がない。」。

C. 原告の上告理由

原審は、原告の韓国商標権侵害による損害賠償請求に関して賠償可能な損害の範囲を専ら韓国内で販売活動を直接行っている商標権者の販売者の損害のみに制限することにより、不法行為責任上の損害概念に関する法理を誤解し(上告理由第1点)、また原審判決には取締りの費用に関して共同不法行為に関する法理を誤解するか又は審理を尽くさなかったことによる違法がある(上告理由第2点)。

また、原審は原告の日本商標権侵害による損害賠償に関して共同不法行為に関する法理を誤解し(上告理由第3点)、信用毀損主張に関する損害を判断するにおいても法理を誤解しており(上告理由第4点)、さらに不当利得主張に関する損害を判断するに際しても審理不尽等の違法がある(上告理由第5点)。

D. 最高裁判所の判示の内容

(1) 韓国商標権の侵害

最高裁判所は、商標権者に損害が発生しなければ損害賠償請求は認められないという原審判示の法理を確認し、原審が認めた事実関係の下では、「本事件における被告の販売行為期間に原告が大韓民国内

で上記の商標を使用して製品を生産、販売する等の営業活動を行ったことがない以上、それによる営業上損害もなかったといえるだろうし、原告が大韓民国で本件商標権を登録して、その侵害行為に対する取締り活動を行ってきたとしても、これを製品の生産、販売又はそれに類似の内容の営業活動に該当するものと考えることはできず、したがって被告の本件販売行為によって原告に営業上の損害が発生したことを前提とする原告の韓国商標権に基づく損害賠償請求は理由がない」と判断した後、さらに原告が本件商標に関する大韓民国内の模倣品の取締りに出費したと主張する費用は、原告の職員たちが大韓民国内で不特定多数人を相手にして模倣品の取締りを行う過程において一般的に出費されたものであるにすぎず、被告による本件販売行為の取締りに直接使われたとすることはできないとして、上記の支出費用相当の損害賠償請求も棄却した原審の判断は正当であると判示した。

(2) 日本商標権の侵害

最高裁判所は次のように判示して、被告の共同不法行為責任を認めなかった原審の判断を維持した。「国際私法第 24 条に基づくと、知的財産権の侵害による不法行為の準拠法は、その侵害地の地方裁判所になるため、日本の露天商による日本の商標権の侵害行為を被告人が教唆又は幇助したことを理由とするこの部分の損害賠償請求の当否は、侵害地の地方裁判所である日本商標法第 37 条等の解釈に従わなければならないだろうが、偽造商標を付着した衣類を日本の露天商に大量に販売することにより、日本での日本商標権侵害行為を容易にした被告の行為が、上記の侵害行為に対する幇助になりうるとしても、記録にあらわれた知的財産権に関する日本裁判所の解釈論に照らすと、属地主義原則を採用している日本商標法の下では、商標権が登録された国の領域外にて当該商標権の登録国での侵害行為を誘導する等これに関与する行為は、不法行為を構成しないものとして解釈されるのが明らかであるので、この部分の原審説示には一部適切でない点はあるものの、被告の共同不法行為責任の成立を認めなかったその結論においては正当である」。

E. 評価

韓国製造業者と日本の露天商の商標権侵害行為は、商標使用行為、すなわち商標が付着した品物の製造販売行為を共同で行ったものと評価されるため、刑法上共同正犯の法理を援用すると、韓国と日本での行為に対して共同責任を問うことができると思われるし、またたとえ共同正犯に該当しないとしても少なくとも幇助犯には相当し、日本の露天商と共同して損害賠償責任を負うものと考えられるため、日本の被告を共同被告として韓国に提訴する場合、韓国裁判所の裁判管轄が認められるとともに、共同不法行為責任が認められることになるだろう。

2.2.1.6 【Long arm 法に基づいて対人管轄カ留められた判決の承認・執行】 例えば、U.S.カリフォルニア州に営業所を有し、韓国に本社がある Y に対して、アリゾナ州の X が民事訴訟を提起したとします。アリゾナ州の裁判所が、Long arm 法に基づき、Y の対入管轄を認め、損害賠償を認めた場合、X はアリゾナ州裁判所の判決を韓国において承認・執行できると思われますか。

X はアリゾナ州裁判所の判決を韓国で承認、執行することができないと思われる。その理由は以下の通りである。

外国判決の承認及び執行の要件として、外国裁判所における管轄の有無についても、直接管轄に関する承認国の国際裁判管轄と同一な原則によって判断されなければならないというのが、韓国での多数説の立場であり、これを根拠とする。

1997 年最高裁判所判決では、国際裁判管轄合意、特に専属的管轄合意の有効要件を具体的に説示している(最高裁判所 1997.9.9 判決（96 タ 20093 号事件)）。同事件では米国のニューヨーク州裁判所と関連性を有するとされる点は、被告がニューヨーク州にも地点を有するという点と、被告のために運送物引導業務を担当していたが、運送物を滅失させた保税倉庫業者が米国人であり、その運送物が滅失されたところが米国のテキサスであるということぐらいであり、原告と被告は両者ともに大韓民国に主たる事務所を置いており、代表者及び社員が韓国人で構成された大韓民国の法人である上に、運送物の目的地はテキサス州としてニューヨーク州と全く関連がないという点等に照らすと、ニューヨーク州裁判所で訴訟を遂行することは被告にとって様々な不便があるだけであるため、この事件の専属的管轄合意は事前にその指定された外国裁判所に対して合理的な関連性を欠けており、専属的管轄合意は有効要件を具備していないため、無効であるとした[156]。

同判決の趣旨は、上記事案に類推適用することができるだろう。すなわち、カリフォルニア営業所はアリゾナ州裁判所と内国関連性が全くないといえるところ、韓国裁判所は同紛争と管轄(受訴)裁判所間の実質的関連性を否定する可能性が高く、X はアリゾナ州裁判所の判決を韓国で承認、執行することは難しいだろう。

2.2.1.7　【仲裁契約を無視してなされた外国判決】妨訴抗弁となる仲裁契約の存在を無視して判決がなされたとします。韓国の裁判所で当該外判決の執行判決を審理する場合、仲裁契約の存在を無視したことが、どのように扱われますか。

これに関する判決はまだ存在しない。知的財産権に関して当事者間に有効な仲裁合意があるにもかかわらず、一方当事者が仲裁合意に反して外国で提訴した場合に、相手が有効な仲裁合意の存在を主張したが、外国裁判所がこれを看過して裁判したとしたら、その外国裁判は我が国で承認されることができないと判断されるだろう。

2.2.2　送達要件

2.2.2.1　【送達要件一般】日本では、被告の防御の機会を確保する趣旨から、外国における公示送達は外国判決承認・執行の送遣要件として認められていません。韓国では外国における公示送達を外国判決の承認・執行の送達要件として認めていますか。

韓国も同様に認めていない。韓国民事訴訟法第 217 条第 2 号においては、「敗訴となった被告が訴状又はこれに準じる書面及び期日通知書や命令を適法な方式にしたがって、防御に必要な時間余裕を置いて送達される(公示送達やこれに似ている送達による場合を除く)、又は送達されなかったとしても訴訟に応じたこと」を外国裁判承認要件の一つとして規定している。

2.2.2.2　【送達条約、民訴条約、送還に関する二国間協定】外国から目本への訴状の送達をする場合、両国が送達条約または民訴条約に加盟していれば当該条約に従い、その他の送達に関する二国間協定があればそれに基づいて送達される。韓国が加盟ないし締結している送達条約、民訴条約、二国間協定にはどのようなものがありますか。日本との関係はどうでしょうか。

韓国は 2000 年 1 月にハーグ送達条約に加入し、2000 年 8 月 1 日付で発効したので、締約国裁判所が我が国に行う送達はハーグ送達条約に従う。その他、我が国は 1999 年 9 月 17 日にオーストラリアと裁判上の文書の送達、証拠調査及び法律情報の交換に関する民事司法共助条約を締結し、同条約は 2000 年 1 月 16 日に発効した。中国との間にも 2003 年 7 月 7 日に韓・中民事司法共助条約が締結されて、2004 年 12 月 29 日国会を通過して、直ちに発効する予定である[157]。

日本との関係は国際民事司法共助法の規定に基づいて決まる。我が国の裁判所が共助を提供するためには、(i)嘱託裁判所が属する国家と司法共助条約が締結されている、又は第 4 条の規定による保証があること、(ii)大韓民国の安寧秩序と美風良俗を害する恐れがないこと、(iii)嘱託が外交上の経路を経ること、(iv)送達嘱託は送達を受ける者の名前・国籍・住所又は居所を記載した書面によること、(v)証拠調査嘱託は訴訟事件の当事者、事件の要旨、証拠方法の種類、証人訊問の場合には訊問を受ける者の名前・国籍・住所又は居所と訊問事項を記載した書面によること、(vi)国語で作成された翻訳文が添付されていること、(vii)嘱託裁判所の属する国家が受託事項の実施に必要な費用の負担を保証すること等の要件を満たさなければならない。

(i)の第 4 条の規定による保証があることに関して、下級審判例によると、外国裁判の承認及び執行に関する我が民事訴訟法、民事執行法と日本の民事訴訟法、民事執行法が類似しているため、韓国と日本との間には外国裁判の承認に関する相互保証があると考えなければならないと判示した(ソウル民事地方裁判所 1968.10.17 判決（68 カ 620 号事件）；済州地方裁判所 1998.5.28 判決（97 カ合 2982 号事件）；ソウル地方裁判所 2000.8.8 判決 (2000 カ合 18740 号事件)；ソウル地方裁判所 2001.10.9 判決 (2000 カ合 67476 号事件）；ソウル地方裁判所 2002.6.18 判決（2001 カ合 28744 号事件）)。

2.2.2.3　【訴訟開始文書の送達の要件】韓国において有効と認められる訴訟開始文書の送達の要件について教えてください。

韓国の民事訴訟法第 217 条第 2 号においては、「敗訴となった被告が訴状又はこれに準じる書面及び期日通知書や命令を適法な方式にしたがって、防御に必要な時間余裕を置いて送達される(公示送達やこれに似ている送達による場合を除く)、又は送達されなかったとしても訴訟に応じたこと」を外国裁判承認要件の一つとして規定している。

2.2.2.4　送達が被告に対して直接郵送によってなされ、民訴条約や送達条約の定める正規のルートによって送達がなされない場合、送達要件を欠くことになりますか。直接郵送に翻訳文が添付されていた場合も送達要件を欠くことになりますか。

郵便による送達と私的送達は国際民事司法共助法の趣旨に反するため、不適切である。また、我が国が 2000 年ハーグ送達条約に加入しながらも、郵便による送達に対しては明示上に異議を提起したため、締約国が行う郵便による送達は不適切であるとされる。一方、直接郵送は送達要件を欠くため、直接郵送に翻

訳文が添付されているとしても、同じく送達要件を欠いたことになる。
[関連判例]
(A) 最高裁判所 1992.7.14 判決（92 タ 2585 号事件）[158]
旧民事訴訟法第 203 条第 2 号にいう送達とは、補充送達や郵便送達ではない通常の送達方法による送達を意味し、その送達は適法なものでなければならないが、領事派遣国の裁判所が国際民事司法共助要件である外交上の経路を通さずに韓国国民や法人を相手にして自国の領事による直接実施方式で送達を行ったことは、韓国の裁判事務権を侵害し不適切なものであって、送達要件を備えていないと判示した。
(B) ソウル高等裁判所 2003.5.13 判決（2002 ナ 57395 号事件）
被告に対する訴状の副本と答弁書提出及び応召案内書が司法共助によって送達されたが、被告がこれに応召せず、その後、被告に対する欠席裁判請求書が米国のある法律事務所の事務員を通じて郵便で被告に送達された事案において、特別な理由がない限り、上記のような郵便送達は、外国判決の承認要件を定めている民事訴訟法第 217 条第 2 号において適法な送達から除外されている「公示送達やこれに類似する送達による場合」に該当するとしなければならないとし、被告には上記の欠席裁判請求書が適法に送達されたと考えることができないと判示した。

2.2.3 相互保証要件(reciprocity)

2.2.3.1 韓国では、当該外国判決を行った外国が、韓国と同等の要件で韓国の判決を承認・執行してくれることを要件としていますか。

韓国と同等又は類似の条件により、韓国の判決を承認執行していることを要件としている。国際民事司法共助法第 4 条は「相互主義」という表題の下、以下のように規定している。「司法共助に関する條約が締結されていない場合にも、司法共助を嘱託する外国裁判所が属する国家が同一又は類似の事項に関して、大韓民国裁判所の司法共助嘱託に応じるという保証をした場合には、この法を適用する。」
従来、相互保証とは、その外国裁判を宣告した国家が我が国の裁判のような条件又はより寛大な条件下で承認する場合を意味するものとして解釈されてきた。具体的判例は以下の通りである。大韓民国の最高裁判所は、米国ネバダ州裁判所の離婚判決の承認に関して、相互保証が存在しないとして、米国裁判所の判決の承認を拒否したが(最高裁判所 1971.10.22 判決（71 タ 1393 号事件）)、その後、離婚、慰藉料及び養育費支給等を命じたニューヨーク州裁判所判決の承認に関して、ニューヨーク州と韓国の間に相互保証があることを認めたことがある(最高裁判所 1989.3.14 判決（88 ム 184、191 号事件）)。上記で定義した相互保証の概念は前者の判決で判示されたが、この概念は後者の判例では緩和されたといえるところ、これは重要な内容において相互保証があることと考えるのが妥当だろう。このような最高裁判所の判例変更は、下級審の判決にも影響を及ぼした。ソウル地方裁判所東部支院[現在はソウル東部地方裁判所に改称された]1995.2.10 判決（93 カ合 19069 号事件）は、「外国の承認要件が我々のそれと完全に同一であることを要求するのは、あまりにも外国判決の承認を狭めることになり妥当でないため、我々と外国との間に承認要件が著しく均衡を失せず、重要な点で相互に同一である、又は外国要件が我々の要件より全体として過重ではなく、実質的にほとんど差がない程度であれば、相互保証を具備したと考えるのが相当である」と判示して、重要条件同一理論を取りながら、米国のミネソタ州と我が国との間で相互保証の存在を認めた。この判決は最高裁判所 1997.9.9 判決（96 タ 47517 号事件）によって確定したため、最高裁判所は重要条件同一理論を黙示的に支持したものと考えられる。そして、最高裁判所 2004.10.28 判決（2002 タ 74213 号事件）も次のように判示しながら、重要条件同一理論に従った。「我が国と外国との間に同種判決の承認要件が著しく均衡を失せず、外国で定めた要件が我が国で定めた要件より全体として過重ではなくて、重要な点で実質的にほとんど差がない程度であれば、民事訴訟法第 217 条第 4 号において定める相互保証の要件を具備したと考えるのが相当であり、またこのような相互の保証は、外国の法令、判例及び慣例等における承認要件を比べて認められれば十分であり、必ずしも当事者国との条約が締結されている必要はなく、当該外国で具体的に我が国の同種判決を承認した事例がないとしても、実際に承認すると期待することができる状態であれば十分であるといえるだろうとともに、このような相互の保証があるという事実は、裁判所が職権で調査しなければならない事項である。」

2.2.3.2 相互保証要件を厳密に審査すると外国判決の承認・執行が困難となります。日本では、最高裁判所が「部分的相互保証理論」を採用し、日本では当該本国において日本の判決が日本の判決承認・執行規定の条件と重要な点で異ならない条件の下に効力を有する場合には、相互保証の存在を肯定しています。韓国では、かかる部分的相互保証理論を認めていますか。

部分的相互保証理論を採用した判例では、金銭判決に関して統一外国金銭判決承認法(Uniform Foreign Money-Judgments Recognition Act ; 統一承認法)を採択したカリフォルニア州と韓国との間に相互保証の

存在を認めているが、これらの判決は部分的相互保証理論を採用しており、金銭判決に対して家事事件とは別の取扱いをしている(ソウル高等裁判所 1995.3.14 判決（94 ナ 11868 号事件）；ソウル地方裁判所東部支院 1995.2.10 判決（93 カ合 19069 号事件）)。

2.2.3.3　公序良俗要件

2.2.3.4　韓国では、懲罰的損害賠償を認める外国判決を承認・執行することができますか。

懲罰的損害賠償を命じる米国裁判所の判決の承認及び執行に関して、ソウル地方裁判所東部支院判決(ソウル地方裁判所東部支院、1995.2.10 判決（93 カ合 19069 号事件）)は、「懲罰的賠償とは、加害者に特に故意等の主観的に悪い事情がある場合に、補償的損害賠償に加えて、違法行為に対する懲罰と同種行為の強制を主たる目的として科される損害賠償であり、普通法(common law)上認められている救済方法の一種として、不法行為の効果としては損害の填補のみを認める我々の民事法体系で認められない刑罰的性質を有する賠償形態として、我が国の公序良俗に反するということができる」と判示したが、懲罰的賠償が我が国の公序良俗を当然違反すると説示したのでもなく、また当該事案の米国判決自体には懲罰賠償が含まれていない点も考慮した場合、この判決は懲罰賠償が我が国の公序に反するのかどうかについて確かな指針を提供しているとはいえないものの、かかる趣旨で解釈することもできるであろう。

2.2.3.5　韓国の裁判所は、韓国と外国の両方で同一事件につき訴訟が競合した場合(国際訴訟競合)、韓国での訴訟継続や判決が「公の秩序」を構成するとして、外国判決の承認・執行を拒絶することができますか?

同一当事者間で同一事件に対して先行裁判が存在する場合に、それと抵触する外国裁判の承認が問題となるが、最高裁判所 1994.5.10 判決（93 ム 1051 号事件）は、「・・・同一当事者間の同一事件に関して、大韓民国において判決が確定した後に外国で判決が宣告され確定した場合、当該外国裁判は大韓民国判決の既判力に抵触するものとして、大韓民国の善良な風俗その他社会秩序に違反して、民事訴訟法第 203 条第 3 号[2002 年改正された民事訴訟法第 217 条第 3 号に相当する]において定められている外国裁判の承認要件を欠く場合に該当」すると判示して、先行する我が国の裁判所の判決と両立することができない外国裁判を手続的公序違反として承認しなかった。この判決は外国裁判が先行する場合の取扱いについて明らかにしていない。これに関して我が国では、(□)判決の前後に関係なく、外国裁判が韓国裁判の既判力と矛盾抵触する場合には、手続的公序違反として承認を拒否することができるとする見解と、(□)先行裁判を優先させるものの、これを多少修正する見解とに分けられる。前者の見解は、外国裁判が先に提訴された場合には、韓国裁判所への訴訟を重複提訴として却下しなければならないので、これを公序に反するものとしてみることは困難であるとともに、これは外国裁判の承認に関して、「韓国裁判に抵触しないこと」という超法規的な要件を新たに追加したことになるとの批判を受けている。一方、後者の見解によれば、外国裁判が先に確定した場合、民事訴訟法第 451 条第 1 項第 10 号に基づき、再審によって内国裁判を取消すことが可能であるが、取消されない場合には内国裁判を尊重しなければならない。そして、この見解によると、内国裁判が先に確定した場合には、外国裁判に対して国内で再審の訴えを提起することはできないため、その外国裁判を尊重しなければならないはずであるが、かかる結論は不当であるため、この場合には、外国裁判が民事訴訟法第 451 条第 1 項第 10 号の趣旨により取消されたとみなすのである。

2.2.3.6　韓国では、韓国の知的財産権を扱った外国判決を承認・執行することができますか。

これに関する判例は未だ存在しないが、学説の立場を紹介すると以下の通りである。

A.　知的財産権の存在及び有効性に関する訴訟

登録によって効力が発生する知的財産権の場合、知的財産権の存在及び有効性に関する訴訟は、登録国の専属管轄に属するため、韓国以外の国家でこれに関して下した判決は承認執行されない。

登録に要しない著作権の成立と有効性に関する紛争の場合には、韓国の専属管轄に属すると解釈されないため、韓国以外の国家で下した判決に対する承認執行も可能である。

B.　知的財産権の侵害訴訟

多数説は、知的財産権の侵害訴訟に対して、登録によって効力が生じる特許等や登録を前提としない著作権の場合も全て、外国裁判所が裁判管轄を有するだけで、その外国で下した判決を承認執行することが可能であるとしている。

2.2.4　承認・執行の手続

外国裁判が我々の民事訴訟法第 217 条の要件を具備して、我が国の確定裁判と同一の効力が認められるとしても、この裁判について強制執行をするためには、国内裁判所で執行判決を受けなければならない(民事執行法第 26 条第 1 項)。執行判決を宣告する場合、裁判所は民事訴訟法第 217 条の承認要件を形式的に

審査するだけで充分であり、外国裁判の当否を審査することはできない(民事執行法第 27 条第 1 項)。しかし、外国裁判が判決の確定後、裁判国で再審等の手続で取消され、又は請求異議の訴で執行力が排除された場合、被告人債務者は、執行判決を求める訴訟でこれを抗弁として提出し、訴えの却下を求めることができる。

執行判決を請求する訴えは、債務者の普通裁判籍所在地の地方裁判所が管轄する。普通裁判籍がない場合、被告の財産所在地を管轄する裁判所が管轄する(民事執行法第 26 条第 2 項)。例えば、国際製造物責任訴訟において加害者が自然人の場合には、その者の住所地等(民事訴訟法第 3 条)を管轄する裁判所に執行判決請求の訴えを提起しなければならないだろう。ただ、大韓民国に住所がない場合又は住所が不明である場合には居所地を管轄する裁判所に対して、居所が一定でない場合又は居所も不明である場合には最後の住所地を管轄する裁判所に対して、執行判決請求の訴えを提起することができる。

しかし、その者の普通裁判籍がない場合には、財産所在地(民事訴訟法第 11 条)を管轄する裁判所に執行判決を請求する訴を提起しなければならないだろう。被告が法人その他の社団又は財団に該当する場合にはこれらの主たる事務所又は営業所があるところを管轄する裁判所に対して、事務所と営業所がない場合には主たる業務担当者の住所を管轄する裁判所に対して、執行判決請求の訴を提起することができる(民事訴訟法第 5 条第 1 項及び第 2 項)。これは専属管轄である。提訴時の訴訟目的の額によって事物管轄が定まる。原告は外国裁判において請求権がある当事者として表示された者又はその者の承継人であり、被告はその相手である執行債務者又はその者の承継人である。そして、執行判決を求める訴訟手続及び上訴手続は、通常の判決手続に関する原則が適用される。

2.2.5　【承認・執行に要する手続】韓国において、外国判決の承認･執行に関する判決を取得するための手続を定める具体的規定を教えてください。

第 26 条　[外国判決の強制執行]

① 外国裁判所の判決に基礎した強制執行は、大韓民国裁判所において執行判決によりその適法であることを宣告するとできる。

② 執行判決を請求する訴えは、債務者の普通裁判籍があるところの地方裁判所が管轄し、普通裁判籍がない時には民事訴訟法第 11 条の規定によって債務者に対する訴 3 を管轄する裁判所が管轄する。

民事執行法第 27 条　[執行判決]

① 執行判決は裁判の是非を調査しなければならない。

② 執行判決を請求する訴えは、次の各号のうちいずれかに該当すれば却下しなければならない。

1. 外国裁判所の判決が確定されたことを証明しなかったとき
2. 外国判決が民事訴訟法第 217 条の条件を取り揃えていないとき

2.2.6　【実質再審査の禁止】韓国の裁判所では、外国判決の承認・執行において、外国判決の判決理由や証拠を再度審査しますか。

韓国では外国判決の判決理由と証拠を再審査することが禁止される。これについては民事執行法が、実質再審査禁止原則(民事執行法第 27 条第 1 項)を規定している。

2.2.7　外国判決の承認・執行にはどの程度期間が必要ですか？一般的に、普通の訴訟よりも、時間は必要ですか？

必要ではない。承認も一定の要件を具備すれば自動的に承認されるところ、別途の時間を要せず、執行判決手続は強制執行手続ではなく、特別な種類の判決手続として通常の判決手続に関する原則が適用されるためである。

2.3　知的財産権訴訟に特化された外国判決の承認・執行に関する制度はありますか。

知的財産権関連訴訟に特有な判決の承認、執行に関する制度はない。判決の承認及び執行に関する一般原則は、民事訴訟法と民事執行法が規定している。過去、外国判決の承認は民事訴訟法第 203 条に基づいて、執行は民事訴訟法第 476 条及び第 477 条に基づいて規律されたが、民事訴訟法が 2002 年 7 月 1 日付で民事訴訟法と民事執行法で分離するによって、外国判決の承認は民事訴訟法第 217 条に基づいて、外国判決の執行は民事執行法第 26 条及び第 27 条に基づいてそれぞれ規律されている。

2.4　知的財産関連の外国判決の承認・執行の判例等がありましたら教えてください。

公序違反を理由として外国判決の承認を拒否ないし制限するためには、当該事案が韓国と関連があることが要求されるとする判例がある(ソウル地方裁判所南部支院 2000.10.20 判決（99 カ合 14496 号事件）)。繊維等製造業を営む米国デラウェア州の法人であるアメテックスパブリックスインク(Ametex

Fabrics,Inc.；以下、「アメテックス」と表示)は 1993 年 6 月 23 日頃、米国のニューヨーク州南部地方裁判所に韓国の○○紡織を相手に、上記の紡織会社が上記のアメテックスのドボネット(Dubonnet)という織物デザインに対する著作権侵害を理由として提起した損害賠償請求の訴に対してなされた原告勝訴の確定判決について、我が国の裁判所に提起した執行判決請求の訴でソウル地方裁判所南部支院[現在はソウル南部地方裁判所に該当]は、「本件米国判決のような損害賠償事件に関する外国判決の承認を行う場合には、我が国の損害賠償法の指針的機能を考慮しなければならないが、そうような場合、外国判決の基礎となった事実関係と我が国との連結、すなわち、いわゆる事件の内国関連性の程度がその重要な考慮要素になるといえるが、○○紡織が我が国の法人として我が国で生産した織物を米国のニューヨーク州で販売した点や、この事件の米国判決で認容されたあまりにも高額であると考えられる損害賠償額の全部に対する執行を承認する場合には被告の韓国における事業基盤が破綻に至る恐れがあるということ等に照らしてみた場合、事件の内国関連性の程度が相対的に強いと考えるのが相当だといえるので、上記の指針的機能を斟酌することができるといえるだろう・・・」と判示して、公序違反を理由として外国裁判の承認を制限ないし拒否するために内国関連性の程度を考慮した。

2.5　外国判決の承認・執行の運用、統計の有無

最近の 5 年間における外国判決の承認・執行の総数、及びそのうち知的財産関連訴訟件数についてみてみると、1998 年 7 月 1 日から 2003 年 6 月 30 日までの過去 5 年間に宣告された外国判決に対する執行判決として、内部電算網に登録された各級裁判所判決の総件数は 38 件であった[159]。

そのうち、ハーグ新協定で取り扱う民事事件(商事事件を含む)に関する判決の総数は 13 件であり、残りの 25 件は家事事件に関する判決として家事事件が全体執行判決のおよそ 66%を占めている。

民事事件のうち知的財産関連執行判決は、著作権侵害による損害賠償を命じた米国判決の 1 件のみであった。

外国判決のうち、日本判決に対する執行判決は、民事事件が全体 13 件のうち 6 件でおよそ 46%を、家事事件が全体 25 件のうち 17 件で 68%をそれぞれ占め、韓日両国の頻繁な物的、人的交流を反映している。

日本判決を事件種類別でみると、民事判決は手形金請求事件、不当利得返還請求事件、貸与金請求事件、売買代金請求事件等であり、家事判決は認知、婚姻無効確認、実子関係不存在確認、親父確認、親権者指定等の事件であった。

2.6　外国判決の承認と執行に関する法改正の動きがあれば教えてください。

韓国民事訴訟法は 2002 年 7 月 1 日付で全面改正されたため、その後、新しい改正の動きはまだない状態である。

2.7　外国判決の承認・執行の問題に関する参考文献（韓国語）があれば教えてください。

- 金敏圭、“懲罰的損害賠償と外国判決の部分的承認”、「法理論と実務」、第 3 集(1999.12)
- 金柱祥、“外国判決の承認と執行”、「司法論集」、第 6 集(1975)
- 慶益秀、“国際取引における外国判決の承認・執行”、「二十一世紀における民事訴訟法の展望(荷邨鄭東潤先生華甲紀念論文集)」、法門社(1999)
- 孫京漢、外国判決及び仲裁判定の承認と執行-判例を中心に、大韓弁護士協会発表原告(1999)
- 石光現、“外国判決の承認及び執行-民事訴訟法改正案(第 217 条)と民事執行法草案(第 25 条、第 26 条)に対する管見-”、「人権と正義」、第 271 号(1999.3)
- 石光現、国際私法と国際訴訟、第 1,2 巻、朴領事(2001)
- 李奎浩、知的財産権関連外国判決の承認及び執行、第 2 回韓日知的財産権法、国際私法共同セミナー(2004.9.)
- 精兵席、“外国裁判所の我が国の国民に対する領事送達の適法可否”、「判例研究」、第 6 集、ソウル地方弁護社会(1993)

3.　域外適用関連：知的財産権の域外適用に関する規定及び判例の有無（例えば、米国特許法 271 条(b)の「Active Inducement」（積極的誘引侵害））

知的財産権の域外適用に関する規定は存在しないが、最近知的財産侵害の準拠法に関する判例、いわゆる X-Girl 事件でこれに関して言及しているので紹介する。

同高等裁判所判決においては、韓国人の被告が日本商標権侵害行為を韓国内で積極的に誘導又は共謀した場合には、共同不法行為責任を負わせることができるとし、日本法が域外適用規定を置いている場合には、被告の偽造商品販売行為で日本の露天商の日本商標侵害行為に寄与したなら日本商標権の侵害になるとした(ソウル高等裁判所 2003.10.29 判決（2002 ナ 65044 号事件）)。しかし、そのような判示の趣旨は、

最高裁判所には受け入れられなかった(最高裁判所 2004.7.22 判決（2003 タ 62910 号事件）)。

３．２　中国における外国判決および外国仲裁判断の承認と執行

袁　藝（駿河台大学、専修大学、東海大学法学部非常勤講師（国際私法担当））

(1) 外国判決の承認と執行

外国判決の「承認」と「執行」は二つの異なる法律手続である。外国判決の承認は、外国判決によって確立された当事者間の権利義務関係を承認することである。これに対して、外国判決の執行は、裁判所による承認に基づいて、外国判決によって確立された義務の履行を当事者に強制することである。当事者の身分関係の確認を内容とする判決の場合は、執行が省略されて承認のみで足りるが、金銭支払などの財産権にかかわる判決の場合は、承認後の執行が必要となる。

中国における外国判決の承認と執行の法源となるのは、民事訴訟法およびその司法解釈である。以下では、中国の立法と学説を比較しつつ、承認の対象、要件および承認と執行の手続について考察する。

(1)-1 承認の対象

民事訴訟法[160]第 267 条および民事訴訟法の司法解釈[161]第 318 条は、外国判決の承認の対象を「外国の裁判所が下した法的効力を生じた判決・裁定[162]」と規定している（条文の和訳は資料編を参照、以下同じ。）。

一方、中国の学説は、承認と執行の対象を広く考える傾向にある。たとえば、中国国際私法模範法[163]（以下、模範法と略称する。）第 157 条は、承認の対象を「外国裁判所が下した判決、裁定、決定および調停調書」とした上で、外国判決を「外国裁判所が民商事事件に対して下した財産権および人格権・身分権に関する判決、刑事事件に対して下した損

---

160 「中華人民共和国民事訴訟法」は 1991 年 4 月 9 日に全国人民代表大会により採択され、同日に公布、施行された。

161「民事訴訟法」に関する司法解釈は、最高人民法院が 1992 年 7 月 14 日に公布、同日に施行された「『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する若干問題についての意見」である。これは、中国最高人民法院による司法解釈の一つである。中国の人民法院組織法第 33 条および法律解釈活動の強化に関する全国人民代表大会常務委員の決議に基づき、最高人民法院には裁判における法律・法規の具体的適用の問題についての解釈権が与えられている。さらに、最高人民法院は 1997 年 6 月 23 日に「司法解釈工作に関する若干の規定」（法発（1997）15 号）を公布し、最高人民法院が制定・公布した司法解釈は法的効力を有するものであることを明確にした（第 4 条）。また、司法解釈の形式は「解釈」、「規定」、「批複」の三種類に限定されるものであり（第 9 条）、また、『人民日報』にこれを公布する日をもって発効日とする（第 11 条）ことで、司法解釈における「公開原則」が初めて打ち出された。なお、上述解釈権は最高人民法院にのみ与えられるものであって、地方レベルの人民法院による司法解釈の制定は最高人民法院の批復により否定されている。最高人民法院 1987 年 3 月 31 日の批復（(1987）民他字第一〇号）を参照。

162 裁定は、日本法上の「命令」に相当する。

163 中国国際私法模範法の中国語題名は『中華人民共和国国際私法示範法』である。本模範法は、中国法学学界における最初の完全に学術研究団体により起草された模範法法典であり、中国の法学学界に多大な影響を及ぼし、中国国際私法立法の完全化を推進したものであると評されている。黄進、程東「「九五」期間我国国際私法研究的回顧与展望」中国国際私法学会主弁『中国国際私法与比較法年刊　第四巻』（法律出版社、2001 年）5 頁以下。また、中国国際私法学会は本模範法の更なる完全化を今後の課題としている。郭玉軍、車英「中国国際私法学会 2000 年年会綜述」前掲年刊 737 頁以下。なお、本模範法の日本語訳は、『中国国際私法模範法』（木棚照一監訳、袁藝翻訳）と題して、2004 年 7 月に日本加除出版社により出版されている。

害賠償に関する判決」と解釈している。外国裁判所が訴訟手続に則して行った裁判であれば、その本国法がいかなる名称を採用したとしても、承認と執行に関する規定を適用することができ、かつ、一定の要件を満たせば、承認と執行を行うことができると示唆している。これは、1968 年のブラッセル条約[164]および 1971 年のハーグ条約に照応したものである。ただし、外国の判決が事件の実体に関する全部もしくは一部の終局裁判に該当するときに限り、承認と執行を認めるべきかどうかに関しては、実務の蓄積が要されると指摘するにとどまり、これについての明言はみあたらない[165]。

(1)-2 承認の要件

外国判決の承認の要件について、立法と学説模範法との間には大きな相違がみられる。

① 立法

民事訴訟法第 268 条は、「中華人民共和国の締結或いは加入している国際条約および互恵の原則（相互の保証、以下同）」を外国判決承認の審査の前提基準とした上で、「中華人民共和国の法律の基本原則、国家の主権・安全・社会公共利益に違反しない」ことを要件としている。以下では、国際条約、互恵の原則、公序の順で、これらの要件について検討する。

(a) 国際条約

中国と判決国の間に国際条約が締結され、もしくは共に条約に加盟していれば、当該国際条約の規定に基づいて、外国判決の承認を審査することになる。中国は判決の相互承認と執行の内容を含む「国際的油濁損害の民事責任に関する条約」に加盟しているが、この条約の適用範囲外である外国判決の承認と執行については、二国間条約の締結の有無を審査することになる。目下、中国が締結している民事的司法共助の内容を含む 32 の二国間条約の殆どには、判決の相互承認と執行に関する条項が挿入されている。

(b) 互恵の原則

民事訴訟法第 268 条によれば、中国との間に判決の相互承認と執行の内容が含まれる二国間条約がない場合の外国判決の承認については、互恵の原則が審査要件となる。相互保証不要論が英米法諸国で強く提唱されているなか、中国においても、互恵原則の緩和を主張する学者がいるものの[166]、財産法分野における互恵原則の必要性は、依然として根強く肯定されている[167]。互恵関係の認定について、外国裁判所が申立てを提起した場合、外国裁判所もしくはその他の主務官庁は、外交ルートを通じて互恵の関係について承諾をしなければならない。これに対して、当事者が直接に申立てを提起した場合の互恵関係の存否については、双方の外交機関が協力しあってこれを確認することもできるが、外国の関連法規の趣旨、司法実務などに基づいてこれを総合的に判断することもできる。民事訴訟法

---

164 ブラッセル条約については、岡野裕子著『ブラッセル条約とイングランド裁判所』（大阪大学出版会、2002 年）を参照。

165 木棚照一監訳、袁藝翻訳『中国国際私法模範法』（日本加除出版社、2004 年 7 月）144 頁を参照。

166 斉湘泉「論法院判決、仲裁裁決域外承認与執行中的互恵原則」中国国際私法学会主弁『中国国際私法与比較法年刊（第三巻）』（法律出版社、2002 年）618 頁を参照。

167 徐崇利「承認与執行外国法院判決的博弈論分析」中国国際私法学会・武漢大学国際法研究所主弁『中国国際私法与比較法年刊　2003 年（第六巻）』（法律出版社　2003 年）401 頁以下を参照。また、1991 年 7 月 5 日に採択された最高人民法院「中国公民が外国法院離婚判決の承認を申立てた際の手続問題に関する規定」によれば、離婚など、身分法関係判決の承認と執行には、互恵原則が適用されない。

第 268 条の文言からは、互恵関係の認定には必ずしも条約やその他の国家間の合意が必要とされないと解される。しかし、実務において、条約がないにもかかわらず、相手国との間の互恵関係を認めて、外国判決を承認した判例は見当たらず、消極的であるという印象を受けざるをえない[168]。

ところで、日中間の互恵原則の存否については、以下に紹介する中国大連市中級人民法院と日本大阪高等裁判所の判決によって両国の立場が明確にされた。

本訴原告 X（日本人）は日本で、本訴被告 Y ら（日本法人およびその代表者）を相手とって横浜地裁小田原支部に貸金返還請求を提起し、勝訴の判決を得た。Y らは日本国内では返済能力がなかったため、X は熊本地裁玉名支部に債権執行の申立てをし、Y らが出資した合弁企業訴外 A（中国法人、本拠地が大連）を第三債務者として、Y らの出資分に対する債権差押命令と債権譲渡命令を取得した。上記判決および差押命令、譲渡命令が A に送達されたが、A は履行を拒否した。そこで、X が大連市中級人民法院に上記判決および命令の承認を求めた。本件について、大連市中級人民法院の問合せをうけ、その上級裁判所である遼寧省高級人民法院が最高人民法院に再問合せたところ、最高人民法院は 1995 年 6 月 26 日に「回答」を下し、「日中間に共に加盟している関連国際条約、二国間条約がなく、また、互恵関係も存在しない」と明言したうえ、大連中級人民法院の処理意見を肯定した[169]。これをうけて、大連市中級人民法院は同年 11 月 5 日に、中国と日本との間に条約の適用がなく、また互恵関係もないことを判決不承認の理由として申立てを却下した。

このように、中国において、外国判決の承認には、実質的な互恵関係の存在が必要であり、そのために互恵の事実が証明されなければならない[170]。言い換えれば、日本の判決が中国で承認されるためには、日本の法律から中国の判決が承認される可能性があるだけでは不十分のようで、互恵関係の成立を示す実例が必要とされる。

その後、前述大連中級人民法院決定と最高人民法院の回答を根拠に、大阪高等裁判所は平成 15 年 4 月 9 日に、「中国の人民法院が下した民事判決は日本において効力を認めることはできない」旨の判決を下して、日本側の立場から、日中間に相互の保証がないことを明示した[171]。

しかし、本件はあくまでも強制執行に関する命令を対象とするものに過ぎず、判決承認の対象に該当しないはずである。また、中国最高人民法院の回答は、いわゆる司法解釈ではなく、本来、下級裁判所に拘束力のない、個別事案に対する回答に過ぎない。さらに、中国民事訴訟法上の外国判決承認要件と日本民事訴訟法 118 条および民事訴訟法 24 条との間に特に抵触するような文言がなく、むしろほぼ同旨である[172]。日本の裁判所がかかる決定と「回答」のみを根拠に、日中間に判決の承認と執行に関する「相互の保証」が存在しないと結論づけるにはいささか安直であるように思われる[173]。現段階では、日本の裁判

---

168 黄軔霆「中国国際民事訴訟法とハーグ「裁判管轄と判決条約準備草案」」阪大法学 51 巻 2 号 148 頁を参照。
169 最高人民法院の回答は、次の最高人民法院 HP に掲載されている（2005 年 3 月 1 日現在確認）：
http://www.lawyer.ln.cn/read.asp?type=5&id=7542&data
170 斉湘泉・前掲注（166）618 頁を参照。
171 栗津光世「中国の判決は、日本において効力は認められないとした判例～大阪高裁平成 15 年 4 月 9 日判決と中国司法解釈～」国際商事法務 Vol.31,No.10(2003)1425 頁以下を参照。
172 斉湘泉・前掲注（166）620 頁を参照。
173 本件について、互恵原則ではなく、「被告が適法な呼出しを受けなかった」ことなどを理由に不承認とすべ

所が日中間に「相互の保証」がない旨の判決を下した以上、国内法による相手国判決の承認と執行の道が閉ざされ、二国間条約の締結による解決を期待するしかない[174]。

(c) 公序

公序要件について最も問題とされているのは、懲罰的損害賠償の内容を含む外国判決の承認である[175]。というのは、中国の国内法である「消費者権益保護法」第 49 条は懲罰的損害賠償を内容とする規定であるからである。これについて、中国は懲罰的損害賠償の内容を含む外国判決を承認する可能性があると示唆する学説[176]もあれば、中国法上の懲罰的損害賠償に比べ、懲罰的損害賠償が巨額である場合の外国判決は不承認となるのであろうと指摘する学説もある[177]。

② 模範法

模範法において、外国判決承認と執行の拒否事由は次の六つである。

i. 外国裁判所に管轄権を有しない、
ii. 法的効力のない判決、
iii. 敗訴した被告に合法な呼出し、適切な代理がない、
iv. 中国の裁判所がすでに判決を下したときや第三国の判決を承認したとき、
v. 中国の裁判所は同一事件を審理しているとき、
vi. 中国の主権、国家安全を損なう、中国の公序に反するとき（159 条）。

上記は間接管轄に関する規定である。民事訴訟法およびその司法解釈には、間接管轄[178]に関する規定が設けられていない。模範法は、スイス国際私法を参照にしつつ、以下のように間接管轄の判断基準を与えている。すなわち、

(a) 訴訟が提起された際に、被告の住所もしくは常居所が当該国にある場合、
(b) 商業活動により提起され訴訟において、被告が当該国に主たる営業所、もしくは営業所を有して、かつ当該訴訟がかかる主たる営業所もしくは営業所における商業活動に基づいて提起された場合、
(c) 契約もしくは財産権をめぐる事案において、被告が書面を用いて当該国の裁判所の管轄に服することを明らかにした場合、あるいは、訴訟が提起された後に、被告が出頭応訴し、紛争に関する実質的な問題について答弁をし、かつ管轄権について異議を申立てなかった場合、

き、と主張する中国の学者がいる。斉湘泉・前掲注（166）623 頁を参照。

174 渡辺惺之「外国判決の承認・執行の「相互の保証」要件」渡辺惺之・野村美明編『論点解説　国際取引法』（法律文化社、2002 年）260 頁を参照。

175 この問題を詳細に論述した論文として、張茂「懲罰性損害賠償判決的承認与執行」中国国際私法学会・武漢大学国際法研究所主弁『中国国際私法与比較法年刊　2000 年（第三巻）』（法律出版社、2000 年）552 頁以下がある。

176 李双元・謝石松著『国際民事訴訟法概論　第二版』（武漢大学出版社、2001 年）487 頁を参照。

177 李旺著『清華大学法学系列教材　国際民事訴訟法』（清華大学出版社、2003 年）143 頁を参照。

178 国際管轄は、直接的国際管轄権(Direct international jurisdictional competence)と間接的国際管轄権(Indirect international jurisdictional competence)に分けることができる。前者は、裁判所における管轄権の有無およびそれをいかに行使するかについて直接に規定する規則である。後者は、判決の承認と執行段階において、原判決裁判所の判決が請求国で承認と執行されうるかどうかを判断するにあたって、それの管轄権を審査するための規則である。判決の承認と執行の段階において、間接管轄の規則に従い管轄権が認められると、判決が承認と執行されるべきであるが、逆の場合に、その承認と執行が拒否されうるのである。さらに、間接管轄の規則は、判決の承認と執行段階において、原判決裁判所における管轄権の有無について判断するときに限って適用されるものである。

(d) 契約をめぐる事案において、契約が当該国で締結された場合、また、契約が当該国ですでに履行された、もしくは履行されなければならない場合、
(e) 有体財産の所有権もしくはその他の物権をめぐる訴訟において、訴訟提起時に訴訟または債務担保の目的物たる動産もしくは不動産が当該国にある場合、
(f) 契約以外の不法行為において、行為もしくは結果が当該国で発生された場合、
(g) 相続事件において、被相続人死亡時の住所地、常居所地もしくは遺産所在地が当該国にある場合、
(h) 反訴事件において、判決を下した国の裁判所に本訴の管轄権が有する場合。また、外国裁判所の管轄権が中国法における専属管轄の規定に抵触する場合は、これを承認しない（第 158 条）。

次に、拒否事由の公序条項について、模範法第 161 条の規定によると、中国の裁判所が公の秩序について審査するにあたって、外国判決の事実認定と適用に関しては実質的な審査をしてはならない。本条は主として次の場合に適用される。

(a) 外国判決が中国政府を対象とするものである、あるいは当該判決の執行により中国の国防安全が害されるおそれがあるなど、外国判決が中国の主権、安全あるいはその他の重大な利益に反するとき、
(b) 賭博に基づく金銭支払いや一夫多妻婚の承認を主旨とする判決など、外国判決が中国の善良なる社会風習ならびに基本的なモラルの基準に反するとき。

(1)-3 承認と執行の手続

外国判決の承認と執行の申立て権者は、当事者のみならず、外国裁判所もこれに該当する（民事訴訟法第 267 条）。

外国判決の承認と執行に関する申立てを受理すると、人民法院は次のステップを経て、承認と執行を行う。

i. 外国判決の形式的審査を行う、
ii. 外国判決の効力を承認する旨の判決を下して、執行令を下す、
iii. 人民法院は、民事訴訟法の関連規定に基づいて、執行を行う。

一方、模範法は、審査について、「異議申立権」を創設して、裁判所の職権による審査と関係者による異議申立権の二つを結合した。すなわち、「当該判決における事実認定の正確性、法適用の当否に関する実質的な審査は行わない」ことを明示した上で、裁判所は職権に基づいて承認と執行が求められる判決を審査しなければならないが、関係者が判決の承認と執行に対して異議申立てを行うことは排除されていないとした（模範法第 161 条）。異議申立人の範囲については、「外国判決の当事者またはその他の利害関係人」と規定し、異議申立てを行う権利者は判決の当事者に限定されず、判決の承認と執行によりその実際の利益に影響を受けるおそれのあるすべての者が、異議を申立てる権利を有すべきであることを明確にしたのである[179]。

[179] たとえば、紛争の目的物が実際には第三者の所有にあるとき、当該関係人には無論紛争の目的物の権利帰属にかかわる判決の承認と執行に異議を申立てる権利を有すべきである。

(2) 外国仲裁判断の承認と執行

中国における外国仲裁判断の承認と執行の法源は、民事訴訟法および民事訴訟法の司法解釈、仲裁法第 7 章「渉外仲裁の特別規定」[180]および司法解釈などである。

(2)-1 承認の対象

民事訴訟法の司法解釈第 304 条は、「当事者一方または双方が外国人、無国籍人、外国企業、組織、当事者間の民事法律関係の設立、変更、終止の法律事実が外国で発生され、または、訴訟目的が外国にある」場合を渉外民事事件としている。また、民事訴訟法第 259 条は「中国の渉外仲裁機関の判断」を外国仲裁判断としている。よって、外国の仲裁機関および中国の渉外仲裁機関の判断が外国仲裁判断に該当すると解される[181]。

民事訴訟法第 269 条は、中国の裁判所が外国の仲裁判断を承認と執行する際の二つの原則、すなわち、条約に依拠して取り扱う原則と互恵原則に依拠して取り扱う原則について規定したものである。具体的には、仲裁判断が「ニューヨーク条約」の加盟国領域内で下されたものである場合、その承認と執行にはニューヨーク条約の規定が適用されるが、仲裁判断が「ニューヨーク条約」の加盟国以外の国の領域内で下されたものであって、当該国と中国との間に仲裁判断の承認と執行条項を含む二国間条約が締結されている場合、当該二国間条約により処理する。これらに該当しない場合は、互恵原則に基づいて行うことになる。

(2)-2 条約による場合

中国が「ニューヨーク条約」への加盟を決定したのは 1986 年 12 月 2 日であったが、当該条約が中国で発効したのは翌年 4 月 22 日である。条約に加盟するにあたって、中国は互恵原則および商事事件に対する留保を声明した。互恵原則に対する留保は、中国は他の加盟国の領域内で下された仲裁判断の承認と執行に限って、当該条約を適用することを意味している。また、商事事件に対する留保は、中国は中国法に基づいて、紛争が契約的ならびに非契約的商事法律関係によって引き起こされたときに限り当該条約を適用することを意味する[182]。

また、最高人民法院が 1987 年に公布した「わが国が加盟した『外国仲裁判断の承認および執行に関する条約』の執行に関する通知」には、次の仲裁判断の承認と執行の場合の管轄裁判所に関する規定がある。

---

180 中国仲裁法の和訳は、畑中和夫・吉野正三郎監修、アジア法研究センター編「中国の仲裁法と仲裁制度」立命館法学第 246 号（1996 年 8 月）に掲載されている。

181 一方、民事訴訟法と最高人民法院の司法解釈における「渉外仲裁判断」の認定基準が矛盾しているため、法改正による解決を提唱する学者もいる。劉想樹著『中国渉外仲裁裁決制度与学理研究』（法律出版社、2001 年）161 頁以下を参照。

182 最高人民法院「わが国が加盟した「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」の執行に関する通知」には、契約的ならびに非契約的商事法律関係の範囲に関する規定が設けられている。具体的には、契約、不法行為または関連法規に基づいて生じられた経済的権利義務の関係がこれに該当する。これの例としては、物品売買、財産の賃貸借、建設工事の請負、加工請負、技術移転、合資経営、合作経営、自然資源の探査開発、保険、貸付、労務、代理、コンサルタント・サービス、海上、民間航空、鉄道、道路における旅客および貨物運送、生産物責任、環境汚染、海上事故および所有権紛争などがある。ただし、外国投資者と投資国政府間の紛争はこれに含まれない。

(a) 仲裁当事者が自ら管轄権を有する中国の中級人民法院に承認と執行を求めること、
(b) 外国仲裁判断に管轄権を有する中国の法院は、次に掲げる地域の中級人民法院である。
(i) 被執行人は自然人であるときは、その戸籍所在地もしくは居住地、
(ii) 被執行人は法人であるときは、その主たる営業所、
(iii) 被執行人が中国に住所、常居所あるいは主たる営業所を有しないものの、財産が中国にあるときは、その財産所在地、
(c) 管轄権を有する中国の人民法院は、一方当事者の求めを受け取ったのち、ニューヨーク条約第 5 条の規定[183]に基づいて、承認と執行が求められる仲裁判断を審査しなければならない。当該規定の第一項、第二項に列挙されている項目に該当しないことが認められた場合は、その効力を承認する旨の裁決を下すべきであり、かつ、中国の手続法に基づいてこれを執行すべきである。上述した二つの条項に列挙されているものに該当することが認められ、もしくは被執行人が提供する証拠によってこれが認められたときは、求めを却下するように裁決し、承認と執行を拒否すべきである。
(d) 中国法に規定される執行期間内に、外国仲裁判断の承認と執行を求めなければならない。一方当事者もしくは双方当事者は自然人である場合は、一年以内であるべきである。双方当事者は法人もしくはその他の営利組織である場合は、六カ月以内であるべきである。当該期間は、法律文書に規定される履行期間の最終日より起算するべきである。法律文書において、分割履行が規定される場合は、規定される毎回の履行期間の最終日より起算することとする。

なお、中国がニューヨーク条約に加盟して以降、最初に執行の可否を判断した事案は、1990 年 7 月 6 日に、中国広州海事法院が承認と執行したロンドン臨時仲裁法廷の判断である[184]。

ニューヨーク条約加盟国以外の国であって、中国と民事および商事の司法共助に関する二国間条約を締結している国が下した仲裁判断を承認と執行する際の根拠は、ニューヨーク条約ではなく互恵原則でもない、当該二国間条約にほかならない。たとえば、中国とニューヨーク条約の非加盟国であるトルコとの間に締結されている「民事、商事および刑事の司法共助に関する中華人民共和国とトルコ共和国間の条約」の第 26 条はまさしく「仲裁判断の承認と執行」に関する規定である。当該規定は、中国とトルコ間が相手国の仲裁判断を互いに承認と執行する際の根拠となる。

(2)-3 互恵原則による場合

条約が適用されない場合の外国仲裁判断の承認と執行は、互恵の原則に照らして処理す

183 「ニューヨーク条約」第 5 条の規定は次の通りである。
一 判決の承認と執行は、判決が不利益に援用される当事者の請求により、承認と執行が求められる国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出場合に限り、拒否することができる。
(a) 第二条に掲げる合意の当事者が、その当事者が適用される法令により無能力者であったことまたは前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと、
(b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、または、その他の理由により防御することが不可能であったこと。

184 本件について、原田正信「外国仲裁判断の中国における承認・執行が認められた例」産大法学 31 巻 3･4 号（京都産業大学法学会、1998 年）230 頁以下に詳細な紹介がある。

ることになる（民事訴訟法第 269 条）。

この際の不執行事由は、次の４つである。

(a) 当事者が契約の中で仲裁条項を結んでなく或いは事後に書面で仲裁合意を達成していないとき、

(b) 被申立人が仲裁員の指定あるいは仲裁手続を行う通知を得てなく、或いはその他の被申立人の責を負うべきことに属さない原因で意見陳述ができないとき、

(c) 仲裁廷の構成或いは仲裁の手続が仲裁規則に適合しないとき、

(d) 裁決の事項が仲裁合意の範囲に属さず或いは仲裁機構が仲裁の権限を持たないとき（民事訴訟法第 260 条第１項）。

以上のいずれかに該当することを証明する証拠が被申立人から提出された場合、人民法院は、合議廷を組織して審査し、これを確認した上で、執行する旨の裁定を下す（仲裁法第 71 条）。

なお、模範法 164 条は、中国の裁判所が外国の仲裁判断を承認と執行するにあたっての二つの原則について規定したものであるが、その大部分は、民事訴訟法における外国仲裁判断の承認と執行に関する規定および中国がニューヨーク条約に加盟した際に声明した二つの留保条項に合致するものである。

資料） 民事訴訟法[185]

第 259 条

中華人民共和国渉外仲裁機構の裁決を経たときは、当事者は人民法院に対し訴えを提起してはならない。一方の当事者が仲裁の裁決を履行しないときは、相手の当事者は被申立人の住所地或いは財産所在地の中級人民法院に執行を申立てることができる。

第 260 条

中華人民共和国渉外仲裁機構が下した裁決に対して、被申立人が証拠を提出して仲裁の裁決に以下に列記する情況の一があることを証明したときは、人民法院が構成する合議廷の審理と事実の確認を経て、不執行の裁定をする。

(1) 当事者が契約の中で仲裁条項を結んでなく或いは事後に書面で仲裁合意を達成していないとき、

(2) 被申立人が仲裁員の指定あるいは仲裁手続を行う通知を得てなく、或いはその他の被申立人の責を負うべきことに属さない原因で意見陳述ができないとき、

(3) 仲裁廷の構成或いは仲裁の手続が仲裁規則に適合しないとき、

(4) 裁決の事項が仲裁合意の範囲に属さず或いは仲裁機構が仲裁の権限を持たないとき。

人民法院が当該裁決の執行が社会公共の利益に背くと認めたときは、不執行の裁定をする。

第 266 条

人民法院が下した法的効力を生じた判決・裁定について、もし被執行人或いはその財産が中華人民共和国国内に存在していないときに、当事者が執行を求めるときは、当事者が直接に管轄権を有する外国の裁判所に対して承認と執行を申立てることができ、また人民法院が中華人民共和国の締結或いは加入している国際条約の規定に従って、或いは互恵の原則に照らして、外国の裁判所に承認と執行を求めることもできる。

中華人民共和国の渉外仲裁機構が下した法的効力を生じた仲裁判断について、当事者が執行を求めたときは、もし被執行人或いはその財産が中華人民共和国国内に存在していないときは、当事者は直接に管轄権を有する外国の裁判所に承認と執行を申立てるべきである。

第 267 条

外国の裁判所が下した法的効力を生じた判決・裁定について、中華人民共和国人民法院の承認と執行を必要とするときは、当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院に対し承認と執行を申立てることができ、また、外国の裁判所が当該国と中華人民共和国の締結或いは加入している国際条約の規定に従っ

[185] 宮坂宏編訳『増補現代中国法令集』（専修大学出版局　1995 年）339 頁以下を引用。

て、或いは互恵の原則に照らして、人民法院に承認と執行を申立てることもできる。

第 268 条
人民法院は承認と執行を申立て或いは請求された外国の裁判所が下した法的効力を生じた判決・裁定について、中華人民共和国の締結或いは加入している国際条約に従って、或いは互恵の原則に照らして審査を行った後、中華人民共和国の法律の基本原則或いは国家の主権・安全・社会公共利益に違反していないと認めたときは、その効力を承認する裁定をし、執行に必要なときは、執行令を発出して、本法の関係する規定に従って執行する。中華人民共和国の法律の基本原則或いは国家の主権・安全・社会公共利益に違反しているときは、承認と執行をしない。

第 269 条
国外の仲裁機構の判断が、中華人民共和国人民法院の承認と執行を必要とするときは、当事者が直接に被執行人の住所地或いはその財産の所在地の中級人民法院に対し申立てるべきであり、人民法院は中華人民共和国の締結或いは加入している国際条約に従って、或いは互恵の原則に照らして処理するべきである。

中国最高人民法院「中国民事訴訟法の実施に関する若干の意見」
第 304 条
当事者一方または双方が外国人、無国籍人、外国企業、組織、当事者間の民事法律関係の設立、変更、終止の法律事実が外国で発生され、または、訴訟目的が外国にある場合の民事事件は渉外民事事件である。

第 318 条
外国裁判所が下した法的効力が生じた判決・決定の承認と執行を請求しまたは申立てたときに、その外国裁判所の所在地と中国との間に締結または加盟した国際条約あるいは互恵の関係がない場合は、中国の法院はその判決・決定を承認または執行することができない。

中国国際私法模範法
第 157 条（外国判決の承認・執行の一般規定）
外国裁判所または当事者の要請に応じて、当該国と中国の間における判決の相互承認・執行に関する条約あるいは互恵原則に照らして、外国裁判所が下した判決、裁定、決定および調停調書は、中国で承認・執行することができる。ただし、中国が締結・加盟した国際条約または本法に特に規定がある場合はこの限りでない。
前項でいう外国判決は、外国裁判所が民商事事件に対して下した財産権および人格権・身分権に関する判決、刑事事件に対して下した損害賠償に関する判決を意味する。

第 158 条（間接管轄権）
判決を下した外国裁判所が次の一に該当する場合は、当該裁判所が事件に関する管轄権を有する。
（一） 訴訟が提起された際に、被告の住所または常居所が当該外国の領域内にある場合、
（二） 商業活動に関して提起され訴訟において、被告が当該外国の領域内に主たる営業所または営業所を有し、かつ当該訴訟がかかる主たる営業所または営業所の商業活動によって引き起こされた場合、
（三） 契約もしくは財産権をめぐる事案において、被告が書面を用いて当該外国の裁判所の管轄に服することを明らかにした場合、または、訴訟が提起された後に、被告が出頭応訴し、紛争に関する実質的な問題を答弁し、かつ管轄権について異議を申立てなかった場合、
（四） 契約をめぐる事案において、契約が当該外国の領域内で締結された場合、または、契約が当該外国の領域内ですでに履行されたか、履行されなければならない場合、
（五） 有体財産の所有権またはその他の物権をめぐる訴訟において、訴訟提起時に訴訟または債務担保の目的物たる動産もしくは不動産が当該外国の領域内にある場合、
（六） 契約以外の不法行為において、侵害行為またはその結果が当該外国の領域内で発生された場合、
（七） 相続事件において、被相続人死亡時の住所地、常居所地または遺産所在地が当該外国の領域内にある場合、
（八） 反訴事件において、判決を下した国の裁判所が本訴の管轄権が有する場合。
外国裁判所の管轄権が中国法における専属管轄の規定に抵触する場合は、これを承認しない。

第 159 条（承認・執行の拒否事由）
外国の判決が、次の一に該当する場合は、承認・執行しないものとする。
（一） 当該国が中国と共に締結しもしくは加盟した国際条約の規定、または、本法前条の規定によれば、当

該外国の裁判所は本件に管轄権を有しない場合、
（二） 当該外国の法律によれば、承認・執行が求められる判決に法的効力が未だ生じられていない場合、または、判決の執行が要求されるが執行力を有しない場合、
（三） 原判決裁判所の訴訟手続において、敗訴した被告が合法な通知を受けることなく、または訴訟能力がないにもかかわらず適切な代理が得られなかった場合、
（四） 中国の裁判所が、同一当事者が同一訴訟事実に基づいて同一目的物を対象に行われた訴えに対して法的効力を有する判決を下した場合、または、第三国の裁判所が同一事件に対して下した法的効力をもつ判決を承認した場合、
（五） 中国の裁判所が、同一当事者が同一訴訟事実に基づいて同一目的物を対象に行われた訴えを審理している場合、
（六） 承認・執行が求められた判決が、中国の主権、国家安全を損なう場合、または、中国の公の秩序に反する場合。

第160条（提出文書）
外国判決の承認・執行を求める当事者は、申立書類ならびに下記の文書を提出しなければならない。
（一） 誤りがないことが証明された判決謄本。判決の謄本に判決の法的効力がすでに発生され、かつ、執行しうることが明確に表示されていない場合は、これに関する関連裁判所が発行する証書を付さなければならない、
（二） 敗訴の被告が合法に通知を受けたことを証する証書、
（三） 訴訟能力を有しない被告に適切な代理が得られたことを証する証書、
（四） 誤りがないことが証明された申立書類または上記各文書の中国語翻訳ならびに国際条約に規定されているその他の言語による文書。
中国の裁判所は必要に応じて、一定期間内に、申立てを提起した当事者または外国裁判所に補充資料の提出を求めることができる。

第161条（必要な審査）
中国の裁判所は、本章の規定に基づいて外国判決の承認・執行の申立てを審査しなければならない。ただし、当該判決における事実認定の正確性、適用法規の当否に関する実質的な審査は行わない。
外国判決の当事者またはその他の利害関係人は、判決の承認・執行に対して異議を申立てることができる。

第162条（承認・執行の手続）
中国の裁判所が外国判決を承認・執行するにあたっては、中国法に規定する手続に従う。

第163条（承認・執行の方式）
中国の裁判所が外国判決を審査した結果、それに承認・執行の拒否事由が存しないと認めたときは、その効力を承認する旨裁定する。執行が必要とされるときは、執行文を付与して、これを執行する。

第164条（外国仲裁判断の承認・執行）
当事者が外国仲裁判断の承認・執行を求める場合において、中国の裁判所は1958年の「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」および中国が締結した二国間条約の規定に基づいて取り扱うべきである。条約の非加盟国であって、かつ中国との間に二国間条約がない国の領域内で下された仲裁判断は、互恵原則に基づいてこれを承認・執行することができる。

２．３　香港における外国判決の承認と執行

袁　藝（駿河台大学、専修大学、東海大学法学部非常勤講師（国際私法担当））

(1) 概説

1997年7月1日に施行された「香港特別行政区基本法」[186]第8条によると、「香港の従

[186] 香港特別行政区基本法については、安田信之編『香港・一九九七年・法』（アジア経済研究所、1993年）、廣江倫子著『香港基本法の研究ー一国二制における解釈権と裁判管轄を中心に』（成文堂、2005年）を参照。

来の法律、即ちコモンロー、衡平法、条例、付属立法および慣習法は、本法に抵触するかまたは香港特別行政区の立法機関が改正したものを除いて、保持される」[187]。

外国判決の承認と執行の分野において、英連邦諸国、地域および香港との間に判決の相互執行に関する協議を締結した国（foreign country）の上位裁判所の判決を適用範囲とする「外国判決（相互執行）条例」（Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Ordinance）[188]、及び上記条例の修正とする趣旨とする、香港以外のすべての国（overseas country）を適用範囲とする「外国判決（承認と執行の制限）条例」（Foreign Judgments (Restriction on recognition and Enforcement) Ordinance）[189]等は返還後も存続する。なお、条例適用範囲外の判決の承認と執行は判例法による。

以下は主として、「外国判決（相互執行）条例」について説明する。

(2) 外国判決の承認と執行

①承認の対象

1960 年 5 月 6 日に制定された「外国判決（相互執行）条例」[190]（以下では、相互執行条例と略称する）は、英連邦諸国、地域および香港との間に判決の相互執行に関する協議を締結した外国（foreign country）[191]の上位裁判所[192]の判決を適用対象とする。

②承認の要件

相互執行条例 3 条は、相互の保証を外国判決承認の際の前提条件としたうえ、次の積極的要件を定めている。すなわち、

(i)　当事者にとって、終局的、かつ確定された判決であること、

(ii)　特定の金銭支払に関する判決であること。ただし、税金およびその類似性質の費用、または、罰金関連の支払いはこの限りではない。

さらに、第４条第１項においては、次の消極的要件が定められている。次の一に該当する場合、裁判所は判決を不承認とする。

(i)　本条例の適用範囲外にある判決、または、本条例に違反する判決登記の場合、また、

(ii)　判決裁判所は管轄権を有しない場合、

(iii)　判決債務者が判決裁判所の法定手続上の被告として、当該訴訟手続の通知を受取後、当該法定手続の防御に充分な時間を有さず、出頭しなかった場合、

(iv)　判決は詐欺によって得られたものである場合、また、

(v)　判決の執行は、登録裁判所所在国の公共政策に違反する場合、

(vi)　判決によって付与された権利は、登録申請人に属さないものである場合。

---

[187] 安田・前掲注（186）118 頁を引用。

[188] See, http://www.legislation.gov.hk/chi/home.htm

[189] See, http://www.legislation.gov.hk/chi/home.htm

[190] 条例（Ordinance）とは、香港の機関である立法評議会が制定する法であり、香港成文法の基幹部分を占め、返還後も存続する。

[191] ここでいう「外国（foreign country）」とは、“United Kingdom Foreign Judgments(Reciprocal Enforcement) Act 1933”(1933 c.13)の範囲に一致する（第 2 条）。

[192] ここでは、オーストラリアおよびオーストラリア周辺地域の 15 の裁判所、バミューダ、ブルネイ、インド、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、スリランカ、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア、オランダおよびイスラエルの非限定的な管轄権を有する裁判所を意味する。

③ 承認と執行の手続

相互執行条例は、登録（registration）制度を採用している。債権者は外国判決または関連控訴判決が下されてから 6 年以内に第一審裁判所に登録を求めることができる。所定（prescribe）事項が確認され、かつ本条例ならびに関連条例の規定に合致した場合に、裁判所は申請を受理し、登録を行わなければならない（第 4 条)。登録後、香港の上位裁判所はあらためて判決を審査し､判決に登録取消の要素が存在しない場合に限り､「外国判決（相互執行）令」を下して、当該判決を承認し、執行する[193]。

(3) 判例法における外国判決の承認と執行

判決裁判所所在国または地域と香港との間に判決の相互執行に関する協議がない場合、当該外国判決は、香港で執行することができず、香港の裁判所であらためて訴訟を提起する際の根拠となるに過ぎない。具体的には、外国確定判決の勝訴側当事者が香港の上位裁判所に対して執行請求に関する訴えを提起した後、香港裁判所はあらためて審理するという手法をもって外国判決を審査し、承認と執行に関する積極的および消極的要件に合致したものに対して、外国判決と同内容の判決を下した上で執行することになる[194]。

参考資料)

FOREIGN JUDGMENTS (RECIPROCAL ENFORCEMENT) ORDINANCE［6 May 1960］

To make provision for the enforcement in the Colony of Hong Kong of judgments given in other parts of the Commonwealth and foreign countries which afford reciprocal treatment to judgments given in the Colony of Hong Kong, for facilitating the enforcement in such parts or countries of judgments given in the Colony of Hong Kong, and for matters connected therewith.

Section 1　Short title
This Ordinance may be cited as the Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Ordinance.

Section 2　Interpretation
(1) In this Ordinance, unless the context otherwise requires-
"appeal" includes any proceedings by way of discharging or setting aside a judgment or an application for a new trial or a stay of execution;
"country of the original court" means the country in which the original court is situated;
"foreign country" has the same meaning as in the United Kingdom Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Act 1933 (1933 c. 13);
"judgment" means-
(a) a judgment or order given or made by a court in any civil proceedings; or
(b) a judgment or order given or made by a court in any criminal proceedings for the payment of a sum of money in respect of compensation or damages to an injured party,
but does not include a judgment which by virtue of the Foreign Judgments (Restriction on Recognition and Enforcement) Ordinance (Cap 46) cannot be recognized or enforced in Hong Kong; (Replaced 37 of 1985 s. 6)
"judgment creditor" means the person in whose favor the judgment was given and includes any person in whom the rights under the judgment have become vested by succession or assignment or otherwise;
"judgment debtor means the person against whom the judgment was given, and includes any person against whom the judgment is enforceable under the law of the original court;
"judgments given in the superior courts of the Colony" means judgments given in the Court of First Instance and includes judgments given in any court whether of the Colony or not, on appeals against any judgments so given; (Amended 25 of 1998 s. 2)

193 劉力著『国際民事訴訟管轄権研究』（中国法制出版社、2004 年）174 頁を参照。
194 劉力・前掲注（193）172 頁以下を参照。

"original court" in relation to any judgment means the court by which the judgment was given;
"prescribed" means prescribed by rules of court made under the High Court Ordinance (Cap 4) as modified by section 5 of this Ordinance; (Amended 92 of 1975 s. 58; 25 of 1998 s. 2)
"registration" means registration under section 4, and the expressions "register" and "registered" shall be construed accordingly;
"registering court" in relation to any judgment means the court to which an application to register the judgment is made.
(2) For the purposes of this Ordinance, the expression "action in personam" shall not be deemed to include any matrimonial cause or any proceedings in connection with any of the following matters-
(a) matrimonial matters;
(b) administration of the estates of deceased persons;
(c) bankruptcy;
(d) winding up of companies;
(e) lunacy;
(f) guardianship of infants.

Section 3 Power to extend the provisions of the Ordinance to countries giving reciprocal treatment
(1) The Governor in Council, if he is satisfied that, in the event of the benefits conferred by this Ordinance being extended to judgments given in the superior courts of any foreign country, substantial reciprocity of treatment will be assured as respects the enforcement in that foreign country of judgments given in the superior courts of the Colony, may by order direct-
(a) that the provisions of this Ordinance shall extend to that foreign country; and
(b) that such courts of that foreign country as are specified in the order shall be deemed superior courts of that foreign country for the purposes of this Ordinance.
(2) Any judgment of a superior court of any foreign country to which the provisions of this Ordinance extend, other than a judgment of such a court given on appeal from a court which is not a superior court, shall be a judgment to which the provisions of this Ordinance apply, if-
(a) it is final and conclusive as between the parties thereto; and
(b) there is payable thereunder a sum of money, not being a sum payable in respect of taxes or other charges of a like nature or in respect of a fine or other penalty; and
(c) it is given after the coming into operation of the order directing that the provisions of this Ordinance shall extend to that foreign country.
(3) For the purposes of this section, a judgment shall be deemed to be final and conclusive notwithstanding that an appeal is pending against it, or that it may still be subject to appeal, in the courts of the country of the original court.
(4) The Governor in Council may by a subsequent order vary or revoke any order previously made under this section.

Section 4 Application for, and effect of, registration of foreign judgments
(1) A person, being a judgment creditor under a judgment to which the provisions of this Ordinance apply, may apply to the Court of First Instance at any time within 6 years after the date of the judgment, or, where there have been proceedings by way of appeal against the judgment, after the date of the last judgment given in those proceedings, to have the judgment registered in the Court of First Instance, and on any such application the court shall, subject to proof of the prescribed matters and to the other provisions of this Ordinance, order the judgment to be registered: (Amended 25 of 1998 s. 2)
Provided that a judgment shall not be registered if at the date of the application-
(a) it has been wholly satisfied; or
(b) it could not be enforced by execution in the country of the original court.
(2) Subject to the provisions of this Ordinance with respect to the setting aside of registration-
(a) a registered judgment shall, for the purposes of execution, be of the same force and effect; and
(b) proceedings may be taken on a registered judgment; and
(c) the sum for which a judgment is registered shall carry interest; and
(d) the registering court shall have the same control over the execution of a registered judgment,
as if the judgment had been a judgment originally given in the registering court and entered on the day of registration:

Provided that the execution shall not issue on the judgment so long as, under the provisions of this Ordinance and any prescribed rules, it is competent for any party to make an application to have the registration of the judgment set aside, or, where such an application is made, until after the application has been finally determined.

(3) Where the sum payable under a judgment which is to be registered is expressed in a currency other than the currency of the Colony, the judgment shall be registered as if it were a judgment for such sum in the currency of the Colony as, on the basis of the rate of exchange prevailing at the date of registration, is equivalent to the sum so payable. (Amended 8 of 1981 s. 2)

(4) If at the date of the application for registration the judgment of the original court has been partly satisfied, the judgment shall not be registered in respect of the whole sum payable under the judgment of the original court, but only in respect of the balance remaining payable at that date.

(5) If, on an application for the registration of a judgment, it appears to the registering court that the judgment is in respect of different matters and that some, but not all, of the provisions of the judgment are such that if those provisions had been contained in separate judgments those judgments could properly have been registered, the judgment may be registered in respect of the provisions aforesaid but not in respect of any other provisions contained therein.

(6) In addition to the sum of money payable under the judgment of the original court, including any interest which by the law of the country of the original court becomes due under the judgment up to the time of registration, the judgment shall be registered for the reasonable costs of and incidental to registration, including the costs of obtaining a certified copy of the judgment from the original court.

Section 5 Rules of Court

(1) The power to make rules of court under the High Court Ordinance (Cap 4) shall, subject to the provisions of this section, include power to make rules for the following purposes- (Amended 92 of 1975 s. 58; 25 of 1998 s. 2)

(a) for making provision with respect to the giving of security for costs by persons applying for the registration of judgments;

(b) for prescribing the matters to be proved on an application for the registration of a judgment and for regulating the mode of proving those matters;

(c) for providing for the service on the judgment debtor of notice of the registration of a judgment;

(d) for making provision with respect to the fixing of the period within which an application may be made to have the registration of a judgment set aside and with respect to the extension of the period so fixed;

(e) for prescribing the method by which any question arising under the provisions of this Ordinance whether a foreign judgment can be enforced by execution in the country of the original court, or what interest is payable under a foreign judgment under the law of the original court, is to be determined;

(f) for prescribing any matter which under the provisions of this Ordinance is to be prescribed.

(2) Rules made for the purposes of this Ordinance shall be expressed to have, and shall have, effect subject to any such provisions contained in orders made by the Governor in Council under section 3 as are declared by such orders to be necessary for the giving of effect to agreements made between Her Majesty and any foreign country in relation to matters with respect to which there is power to make rules of court for the purposes of the provisions of this Ordinance.

Section 6 Cases in which registered judgments must, or may be set aside

(1) On an application in that behalf duly made by any party against whom a registered judgment may be enforced, the registration of the judgment-

(a) shall be set aside if the registering court is satisfied-

(i) that the judgment is not a judgment to which the provisions of this Ordinance apply or was registered in contravention of any of the foregoing provisions of this Ordinance; or

(ii) that the courts of the country of the original court had no jurisdiction in the circumstances of the case; or

(iii) that the judgment debtor, being the defendant in the proceedings in the original court, did not (notwithstanding that process may have been duly served on him in accordance with the law of the country of the original court) receive notice of those proceedings in sufficient time to enable him to defend the proceedings and did not appear; or

(iv) that the judgment was obtained by fraud; or

(v) that the enforcement of the judgment shall be contrary to public policy in the country of

the registering court; or

(vi) that the rights under the judgment are not vested in the person by whom the application for registration was made;

(b) may be set aside if the registering court is satisfied that the matter in dispute in the proceedings in the original court had previously to the date of the judgment in the original court been the subject of a final and conclusive judgment by a court having jurisdiction in the matter.

(2) For the purposes of this section, the courts of the country of the original court shall, subject to the provisions of subsection (3), be deemed to have had jurisdiction-

(a) in the case of a judgment given in an action in personam-

(i) if the judgment debtor, being a defendant in the original court, submitted to the jurisdiction of that court by voluntarily appearing in the proceedings; or (Amended 37 of 1985 s. 6)

(ii) if the judgment debtor was plaintiff in, or counterclaimed in, the proceedings in the original court; or

(iii) if the judgment debtor, being a defendant in the original court, had before the commencement of the proceedings agreed, in respect of the subject matter of the proceedings, to submit to the jurisdiction of that court or of the courts of the country of that court; or

(iv) if the judgment debtor, being a defendant in the original court, was at the time when the proceedings were instituted resident in, or being a body corporate had its principal place of business in, the country of that court; or

(v) if the judgment debtor, being a defendant in the original court, had an office or place of business in the country of that court and the proceedings in that court were in respect of a transaction effected through or at that office or place;

(b) in the case of a judgment given in an action of which the subject matter was immovable property or in an action in rem of which the subject matter was movable property, if the property in question was at the time of the proceedings in the original court situate in the country of that court;

(c) in the case of a judgment given in an action other than any such action as is mentioned in paragraph (a) or (b), if the jurisdiction of the original court is recognized by the law of the registering court.

(3) Notwithstanding anything contained in subsection (2), the courts of the country of the original court shall not be deemed to have had jurisdiction-

(a) if the subject matter of the proceedings was immovable property outside the country of the original court; or

(b) (Repealed 37 of 1985 s. 6)

(c) if the judgment debtor, being a defendant in the original proceedings, was a person who under the rules of public international law was entitled to immunity from the jurisdiction of the courts of the country of the original court and did not submit to the jurisdiction of that court.

Section 7 Powers of registering courts on application to set aside registrations

(1) If, on an application to set aside the registration of a judgment, the applicant satisfies the registering court either that an appeal is pending, or that he is entitled and intends to appeal, against the judgment, the court, if it thinks fit, may, on such terms as it may think just, either set aside the registration or adjourn the application to set aside the registration until after the expiration of such period as appears to the court to be reasonably sufficient to enable the applicant to take the necessary steps to have the appeal disposed of by the competent tribunal.

(2) Where the registration of a judgment is set aside under subsection (1), or solely for the reason that the judgment was not at the date of the application for registration enforceable by execution in the country of the original court, the setting aside of the registration shall not prejudice a further application to register the judgment when the appeal has been disposed of or if and when the judgment becomes enforceable by execution in that country, as the case may be.

(3) Where the registration of a judgment is set aside solely for the reason that the judgment, notwithstanding that it had at the date of the application for registration been partly satisfied, was registered for the whole sum payable thereunder, the registering court shall, on the application of the judgment creditor, order judgment to be registered for the balance remaining payable at that date.

Section 8 Foreign judgments which can be registered not to be enforceable otherwise

No proceedings for the recovery of a sum payable under a foreign judgment, being a judgment to which the provisions of this Ordinance apply, other than proceedings by way of registration of the judgment, shall be entertained in any court in the Colony.

Section 9 Application to the Commonwealth

(1) The Governor in Council may by order direct that the provisions of this Ordinance shall apply to any part of the Commonwealth and to judgments obtained in the superior courts of such part, as they apply to foreign countries and judgments obtained in the superior courts of foreign countries; and upon the making of any such order the provisions of the Judgments (Facilities for Enforcement) Ordinance (Cap 9) shall cease to have effect except in relation to such part of the Commonwealth to which it extends at the date of the order.

(2) If at any time after the Governor in Council has directed as aforesaid an order is made under section 3 extending the provisions of this Ordinance to any part of the Commonwealth to which the Judgments (Facilities for Enforcement) Ordinance (Cap 9) extends, then in relation to such part-

(a) the last mentioned Ordinance shall cease to have effect;

(b) the provisions of this Ordinance shall have effect as if-

(i) the expression "judgment" included an award in proceedings on an arbitration if the award has, in pursuance of the law in force in the place where it was made, become enforceable in the same manner as a judgment given by a court in that place; (Amended L.N. 386 of 1993)

(ii) the fact that a judgment was given before the coming into operation of the order did not prevent such judgment from being a judgment to which the provisions of this Ordinance apply, but the time limited for the registration of a judgment so given was 12 months from the date of the judgment or such longer period as may be allowed by the High Court; and

(iii) any judgment registered in the High Court under the provisions of the Judgments (Facilities for Enforcement) Ordinance (Cap 9) before the coming into operation of the order had been registered in that court under the provisions of this Ordinance and anything done in relation thereto under the provisions of the Judgments (Facilities for Enforcement) Ordinance (Cap 9) or any rules of court or other provisions applicable thereto had been done under the provisions of this Ordinance or the corresponding rules of court or other provisions applicable thereto.

Section 10 General effect of certain foreign judgments

(1) Subject to the provisions of this section, a judgment to which the provisions of this Ordinance apply or would have applied if a sum of money had been payable thereunder, whether it can be registered or not, and whether, if it can be registered, it is registered or not, shall be recognized in any court in the Colony as conclusive between the parties thereto in all proceedings founded on the same cause of action and may be relied on by way of defense or counterclaim in any such proceedings.

(2) This section shall not apply in the case of any judgment-

(a) where a judgment has been registered and the registration thereof has been set aside on some ground other than-

(i) that a sum of money was not payable under the judgment; or

(ii) that the judgment had been wholly or partly satisfied; or

(iii) that at the date of the application the judgment could not be enforced by execution in the country of the original court; or

(b) where the judgment has not been registered, it is shown (whether it could have been registered or not) that if it had been registered the registration thereof would have been set aside on an application for that purpose on some ground other than one of the grounds specified in paragraph (a).

(3) Nothing in this section shall be taken to prevent any court in the Colony recognizing any judgment as conclusive of any matter of law or fact decided therein if that judgment would have been so recognized before the commencement of this Ordinance.

Section11 Power to make foreign judgments unenforceable in the Colony, if no reciprocity

(1) If it appears to the Governor in Council that the treatment in respect of recognition and enforcement accorded by the courts of any foreign country to judgments given in the superior courts of the Colony is substantially less favorable than that accorded by the courts of the Colony to judgments of the superior courts of that country, the Governor in Council may by order apply this section to that

country.
(2) Except in so far as the Governor in Council may by order under this section otherwise direct, no proceedings shall be entertained in any court in the Colony for the recovery of any sum alleged to be payable under a judgment given in a court of a country to which this section applies.
(3) The Governor in Council may by a subsequent order vary or revoke any order previously made under this section.

Section12 Issue of certificates of judgments obtained in the Colony
Where a judgment under which a sum of money is payable, not being a sum payable in respect of taxes or other charges of a like nature or in respect of a fine or other penalty, has been entered in the Court of First Instance against any person and the judgment creditor is desirous of enforcing the judgment in a foreign country to which the provisions of this Ordinance apply, the court shall, on an application made by the judgment creditor and on payment of such fee as may be fixed for the purposes of this section by rules of court made under the High Court Ordinance (Cap 4) as modified by section 5 of this Ordinance issue to the judgment creditor a certified copy of the judgment, together with a certificate containing such particulars with respect to the action, including the causes of action, and the rate of interest, if any, payable on the sum payable under the judgment, as may be prescribed: (Amended 92 of 1975 s. 58; 25 of 1998 s. 2)
Provided that, where execution of a judgment is stayed for any period pending an appeal or for any other reason, an application shall not be made under this section with respect to the judgment until the expiration of that period.

Section13 Transitional
Notwithstanding the amendment of section 4(3) by section 2 of the Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) (Amendment) Ordinance 1981 (8 of 1981) (hereinafter called the "amending Ordinance"), the provisions of section 4(3) immediately prior to the date of commencement of the amending Ordinance shall continue to apply in relation to judgments registered before such date.

FOREIGN JUDGMENTS (RESTRICTION ON RECOGNITION AND ENFORCEMENT) ORDINANCE [28 June 1985]

To amend the law relating to the recognition and enforcement of foreign judgments; to bar the bringing of proceedings in Hong Kong as an alternative to the enforcement of a foreign judgment; and to provide for matters incidental thereto.

Section 1 Short title
This Ordinance may be cited as the Foreign Judgments (Restriction on Recognition and Enforcement) Ordinance.

Section 2 Interpretation
In this Ordinance, unless the context otherwise requires-
"court", in relation to an overseas country, includes any tribunal or person having power to make, confirm, enforce, vary or revoke a maintenance order as defined in section 2 of the Maintenance Orders (Reciprocal Enforcement) Ordinance (Cap 188);
"judgment" means any judgment or order (by whatever name called) given or made by a court in any civil proceedings;
"overseas country" means any place outside Hong Kong.

Section 3 Overseas judgments given in breach of agreement for settlement of disputes
(1) Subject to this section, a judgment given by a court of an overseas country in any proceedings shall not be recognized or enforced in Hong Kong if-
(a) the bringing of those proceedings in that court was contrary to an agreement under which the dispute in question was to be settled otherwise than by proceedings in the courts of that country; and
(b) the person against whom the judgment was given-
(i) did not bring or agree to the bringing of those proceedings in that court; and
(ii) did not counter-claim in the proceedings or otherwise submit to the jurisdiction of the court.
(2) Subsection (1) does not apply where the agreement referred to in paragraph (a) of that subsection

was illegal, void or unenforceable or was incapable of being performed for reasons not attributable to the fault of the party bringing the proceedings in which the judgment was given.
(3) In determining whether a judgment given by a court of an overseas country should be recognized or enforced in Hong Kong, the court in Hong Kong shall not be bound by any decision of the court of the overseas country relating to any of the matters mentioned in subsection (1) or (2).
(4) Nothing in subsection (1) shall affect the recognition or enforcement in Hong Kong of a judgment to which the Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Ordinance (Cap 319) applies-
(a) by virtue of section 10(4) of the Nuclear Material (Liability for Carriage) Ordinance (Cap 479); or (Amended 45 of 1995 s. 16)
(b) by virtue of section 18(2) or 27(3) of the Merchant Shipping (Liability and Compensation for Oil Pollution) Ordinance (Cap 414). (Replaced 38 of 1990 s. 32(2))

Section 4 Certain steps not to amount to submission to jurisdiction of overseas court
For the purposes of determining whether a judgment given by a court of an overseas country should be recognized or enforced in Hong Kong, the person against whom the judgment was given shall not be treated as having submitted to the jurisdiction of the court by reason only of the fact that he appeared (conditionally or otherwise) in the proceedings for any of the following purposes-
(a) to contest the jurisdiction of the court;
(b) to ask the court to dismiss or stay the proceedings on the ground that the dispute in question should be submitted to arbitration or to the determination of the courts of another country;
(c) to protect, or obtain the release of, property seized or threatened with seizure in the proceedings.

Section 5 Certain foreign judgments a bar to proceedings on the same cause of action
(1) No proceedings may be brought by a person in Hong Kong on a cause of action in respect of which a judgment has been given in his favor in proceedings between the same parties, or their privies, in a court of an overseas country, unless that judgment is not enforceable or entitled to recognition in Hong Kong.
(2) This section shall not apply to judgments given before the commencement of this Ordinance.

Section 6 Consequential and transitional
1) The Ordinances specified in the Schedule ("the amended Ordinances") are amended to the extent indicated therein.
(2) This Ordinance shall not apply to a judgment-
(a) registered under any of the amended Ordinances before the commencement of this Ordinance; or
(b) in respect of which proceedings at common law for its enforcement were finally determined before such commencement,
and the amended Ordinances shall continue to have effect in relation to any judgment referred to in paragraph (a) as if this Ordinance had not been enacted

３．４． 台湾における外国判決および外国仲裁判断の承認と執行

袁 藝（駿河台大学、専修大学、東海大学法学部（国際私法担当））

(1) 外国判決の承認と執行

台湾の民事訴訟法[195]第 402 条は、外国判決の承認と執行について次のように規定してい

[195] 台湾の民事訴訟法は、民国 24 年（1935 年）2 月 1 日に公布され、同年 7 月 1 日に中国大陸で施行された。1945 年、1968 年、1971 年、1983 年、1984 年、1986 年、1990 年、1996 年、1999 年、2000 年、2003 年 2 月および 2003 年 7 月の計 12 回の法改正を経て、現行法に至っている。条文と法改正の経過については次の台湾法務部の HP に掲載されている(2005 年 3 月 1 日現在)：
http://law.moj.gov.tw/Scripts/newsdetail.asp?no=1B0010001 また、台湾の民事訴訟法に関する日本語文献については、陳栄宗「台湾の民事訴訟法と民事司法の現状」比較法学第 28 巻 2 号（早稲田大学、1995 年 1 月）がある。

る。「外国裁判所の確定判決が次の一に該当した場合は、その効力を認めない。

i. 中華民国の法律によれば、外国裁判所に管轄権がないとき、
ii. 敗訴の当事者が応訴しなかったとき。ただし、訴訟の開始の呼出しまたは命令が相当な期間において、当該国で適法に送達され、または中華民国法上の送達共助による場合は、この限りではない、
iii. 判決の内容または訴訟手続が中華民国における公の秩序または善良の風俗に反するとき、
iv. 相互の承認がないとき」。

このように、台湾では、外国判決の承認の対象を「外国裁判所の確定判決」とした上で、間接管轄、敗訴当事者の応訴、公序および相互の保証を承認の要件としている。以下では、法解釈および関連する判例を参照しながら、外国判決の承認の対象、要件および承認と執行の手続について考察する。

① 承認の対象

民事訴訟法第 402 条によれば、台湾における判決の承認の対象は「外国裁判所の確定判決」であるとされる。ここにいう「外国」、「外国の裁判所」および「確定判決」の解釈は、国によって異なるため、ここではまずこれらの用語に関する台湾の法解釈について確認する。

「外国」。この要件については、未承認国家が本条における「外国」に該当するのかが問題となる。これについては、法廷地国の承認は必要とされず、未承認国家、政府が「外国」に含まれるとする説が有力である[196]。また、判決確定日を「外国」を判断する場合の基準時とすべきとする見解がある。この説によれば、第二次世界大戦終戦まで、日本の裁判所が台湾で下した判決は、台湾において外国判決となる[197]。

「外国の裁判所」。この要件については、裁判所という名称の機関に限定する必要があるかどうかについて学説が対立している。名称に裁判所という文言が含まれていない場合でも、民事上の権利義務の審理を行う機関であれば、民事裁判所に限定されず、民事上の権利義務に関する判決を下す刑事、行政裁判所も本条における「外国の裁判所」に該当するとの見解[198]がある。ただ一方で、あくまでも民事裁判所に限定されるとする見解もある[199]。

「確定判決」。確定判決の当否は、承認国の法に基づいて判断する[200]。給付判決、確認判決および形成判決のいずれ形式の判決も原則としてこれに該当する。ただし、形成判決のうち、執行を必要としない離婚判決がここにいう「判決」に該当するかどうかについては議論が存在する。英国の教会法廷が「教会裁判権」(Ecclesiastical jurisdiction)に基づいて下した判決や後見人の指定を内容とする非訟事件の判決は、本条における「判決」に該

196 李後政「外国法院確定判決之承認要件及効力之問題」国際私法研究会叢書編輯委員会編集『国際私法論文集』（五南図書出版公司、1996 年）180 頁を参照。
197 陳栄宗著『国際民事訴訟與民事程序法（第五冊）』（国立台湾大学法律学系法学叢書編輯委員会、1998 年）36 頁を参照
198 李後政・前掲注（196）180 頁、陳栄宗・前掲注（197）37 頁を参照。
199 劉甲一著『国際私法』（三民書局、2001 年）457 頁を参照。
200 陳栄宗・前掲注（197）37 頁を参照。

当しないであろう[201]。また、訴訟上の和解、支払命令、公証書[202]、仮差押、仮処分などの終局的でない裁判は、承認および執行の対象とならない[203]。

ここにいう確定判決は有効なものであることが前提とされている。ただし、専ら手続上の瑕疵のみが原因で発効できない判決については、判決それ自体の有効性は認めて、判決国が当事者および訴訟に管轄権を有する場合に限り、例外的に承認を認めるべきであるとする異論も提起されている[204]。

② 承認の要件

民事訴訟法 402 条により、台湾では、間接管轄、敗訴の当事者の応訴、公序および相互の保証が、外国判決の承認要件として定められている。以下では、これらについて検討する。

(a) 間接管轄

判決国の管轄権の有無について判断する際の基準は、判決国の法律によるとする見解と承認国の法律によるとする見解とがある。民事訴訟法第 402 条第 1 項の文言によれば、台湾では後者の見解を採用していることが明らかである。ただし、承認国に専属管轄を有する場合を除き、判決国の法律を基準とする説も主張されている[205]。

(b) 敗訴の当事者の応訴

旧法において、本項は「中華民国の国籍を有する当事者」にのみ適用されていた。その後、法改正の際に、内外人平等の原則が反映された結果、本項の適用は外国人にまで拡大されることになった。

(c) 公序

外国判決の承認により、当事者の従来の権利が変更される場合や、新たな権利が生じる場合がある。これらが内国における公の秩序や善良の風俗に与える影響は甚大である。そのため、台湾を含め、外国判決の承認と執行の要件に関する各国の法規定には必ずといってよいほど、公序条項が挿入されている。

この点、公序違反は専ら判決主文を基礎として判断するのか、それとも判決主文のみならず、理由もあわせて判断の基礎となるのかが問題となる。台湾の学説では、後者の見解が有力である[206]。さらに、実体法に限らず、判決の成立手続、いわゆる手続の公序についても考慮すべきとする判例もある（台湾士林地方法院民事判決九十二（2003）年度重訴字第 293 号[207]）。また、公序違反の当否は、外国裁判所判決によって明示される法律上の効果、または明示された法律上の効果の根拠を基礎として判断すべきとする最高裁判決もあ

---

201 劉甲一・前掲注（199）457 頁を参照。

202 訴訟上の和解、支払命令、公証書のいずれも外国裁判所が適法、かつ適切な訴訟手続を経て下した終局的な判断ではないため、その効力を過度に拡張するのが不適切であると指摘する台湾板橋地方法院民事判決九十二（2003）年度訴字第 544 号、及び未成年との間の養子縁組に関する家庭裁判所の許可は「判決」に該当しないとして、承認を拒否した台湾高等法院民事裁定八十九（2000）年度抗字第 4332 号(判決原文については、司法院 HP を参照：http://nwjirs.judicial.gov.tw/)がある。

203 李後政・前掲注（196）180 頁、陳栄宗・前掲注（197）37 頁を参照。

204 劉甲一・前掲注（199）460 頁を参照。

205 陳栄宗・前掲注（197）38 頁を参照。

206 同上 40 頁を参照。

207 司法院 HP を参照：http://nwjirs.judicial.gov.tw/

る（最高法院民事判決九十二（2003）年度台上字第 985 号[208]）。

(d) 相互の保証

相互の保証について、台湾の判例と学説は概ね積極的な姿勢を示している。判決国と台湾との間の国交の存在や、判決国法における相互保証要件の明示の有無は、さほど重要なものとされていない[209]。このことを示すよい例として、たとえば、仲裁事件にかかわる台湾の判決を承認したことを理由としてイギリスとの間の相互保証の存在を認めた最高法院民事判決九十二（2003）年度台上字第 985 号、「台湾関係法」が制定されたことや最高裁の判例に相互の保証の原則が明示されていることを理由として米国との間の相互保証の存在を認めた台湾士林地方法院民事判決九十二（2003）年度重訴字第 293 号及び台湾高等法院台中分院民事判決八十八（1999）年家上字第 39 号[210]、さらに、成文法適用範囲外であっても、判例法における承認要件が台湾民事訴訟法 402 条と大差がないことを理由として南アフリカとの間の相互保証の存在を認めた台湾台北地方法院民事判決九十年（2001）年度訴字第 726 号[211]などがある。

③ 承認と執行の手続

ドイツ法を母体とする台湾の民事訴訟法は、日本と同様、外国判決の承認に関して、自動的承認制度を導入している。すなわち、上述した承認要件を具備する外国判決は、特別の手続を必要とすることなく自動的に承認され、台湾において当然に効力を有することになる[212]。

また、台湾強制執行法[213]第 4-1 条は、「外国裁判所の確定判決についての強制執行を求める場合は、民事訴訟法第 402 条に規定される諸要件に該当せず、かつ、中華民国の裁判所が判決をもって執行の許可を宣告した場合に限り、強制執行をすることができる。前項の執行許可を求める訴えは、債務者の住所所在地を管轄する裁判所が管轄し、債務者が中華民国に住所がないときは、執行目的の所在地または執行行為地を管轄する裁判所が管轄する」、と規定している。

本条によれば、台湾における外国判決の承認と執行の手続は、次の 3 つの段階を経て実施される。

i. 裁判所は、民事訴訟法第 402 条に基づいて、外国判決を承認する、
ii. 裁判所は、執行許可の宣告を趣旨とする判決を下す、
iii. 上述判決を「債務名義」として、地方裁判所の民事執行部に執行を求める[214]。

このように、台湾の裁判所は、外国判決について、「確定判決」と「民事訴訟法第 402

---

208 司法院 HP を参照：http://nwjirs.judicial.gov.tw/
209 陳栄宗・前掲注（197）42 頁を参照。
210 司法院 HP を参照：http://nwjirs.judicial.gov.tw/
211 司法院 HP を参照：http://nwjirs.judicial.gov.tw/
212 陳栄宗・前掲注（197）36 頁、日本民事訴訟法第 118 条を参照。
213 強制執行法は、民国 29 年（1940 年）1 月 19 日に公布、施行された。1940 年、1945 年、1948 年、1975 年、1996 年および 2000 年の計 6 回の法改正を経て、現行法となった。なお、条文と法改正の経過については台湾法務部の HP に掲載されている(2005 年 3 月 1 日現在)：
http://law.moj.gov.tw/Scripts/Newsdetail.asp?NO=1B0010004
214 藍瀛芳著『国際私法導論』（浩瀚電脳排版股份有限公司、1995 年）99 頁を参照。

条上の諸要件を具備しないこと」の要件を形式的に審査した上[215]、あらためて判決を下すという手順により外国判決を執行するのである[216]。

(2) 外国仲裁判断の承認と執行

① 承認の対象

台湾において、外国仲裁判断は、領域外でなされた仲裁判断、または外国法に依拠して領域内でなされた仲裁判断の双方を意味する（仲裁法[217]第 47 条第 1 項）。ここにいう外国法には、たとえば、パリ国際商事仲裁裁判所などの国際商事仲裁裁判所の仲裁規則が含まれる（司法院民国 84 年（1995 年）11 月 22 日民三字第 20231 号文）[218]。

② 承認の要件

台湾は、外国仲裁判断を原則として承認するため、不承認はあくまでも例外である[219]。仲裁法には、外国仲裁判断の承認に関する積極的要件が規定されておらず、次の 3 つの消極的要件しか設けられていない。

(a) 当事者が裁判所に対して承認を求めた仲裁判断が次の一に該当する場合、裁判所は裁定をもって、当該請求を却下しなければならない。

(i) 仲裁判断の承認または執行は、中華民国の公の秩序または善良の風俗に反する場合、

(ii)中華民国の法律によれば、仲裁判断における紛争事項は仲裁によって解決できないものである場合（仲裁法第 49 条第 1 項）。

(b) 外国仲裁判断の判断地国または判断に適用される仲裁法規の所属国が中華民国の仲裁判断を承認しない場合、裁判所は、請求を却下することができる（仲裁法第 49 条第 2 項）。

(c) 当事者が裁判所に対して承認を求めた外国仲裁判断が次の一に該当する場合、他方当事者は呼出しを受け取った後 20 日以内に、当該請求の却下を裁判所に求めることができる。

(i) 適用すべき法律によれば、当事者が行為能力を欠如するため、仲裁契約の効力が発生されない場合、

(ii)当事者間で合意した法律、合意がなかったときは判断地の法律によれば、仲裁契約が無効の場合、

(iii)当事者の一方が仲裁人の選定または仲裁手続における呼出すべき事項につき、適切な呼出しを受けていない場合、またはその他の事情により仲裁に正当な手続が欠けると認めるに足りる場合、

(iv)仲裁判断と仲裁契約の紛争対象は無関係なもの、または仲裁契約の範囲を超えた場合。ただし、当該部分を除いても成立されるとき、その他の部分はこの限りではな

---

215 陳栄宗・前掲注（197）36 頁を参照。

216 劉甲一・前掲注（199）456 頁を参照。

217 仲裁法は、民国 50 年（1961 年）1 月 20 日に公布された。1961 年、1982 年、1985 年、1998 年および 2002 年の計 5 回の法改正を経て、現行法に至っている。なお、条文と法改正の経過については次の台湾法務部の HP に掲載されている(2005 年 3 月 1 日現在)：
http://law.moj.gov.tw/Scripts/Newsdetail.asp?NO=1I0020001

218 劉鉄錚・陳栄伝著『国際私法論』（三民書局、1996 年）656 頁を参照。

219 同上 657 頁を参照。

い。

(v)仲裁法廷の組織または仲裁手続が当事者の合意に反する場合、当事者間に合意がないときは仲裁地法に反する場合、

(vi)仲裁判断は当事者に拘束力のないもの、または、その効力が管轄機関によって取消され、または停止された場合。（仲裁法第 50 条）

③ 承認と執行の手続

外国仲裁判断は、裁判所の審査により承認要件に合致するとされた場合に限り、その承認が認められ、執行を求めることができる（仲裁法第 47 条第 2 項)。審査を求める際の提出書面は次の通りである。

(i) 請求状

(ii) 仲裁判断書の正本または認証を得た副本、

(iii) 仲裁契約の正本または認証を得た副本、

(iv) 仲裁判断に外国仲裁法規、外国仲裁機構の仲裁規則または国際組織の仲裁規則が適用された場合、これらの全文。

なお、(ii)ないし(iv)の書面が外国語である場合は、これらの中国語翻訳文が必要となる。(ii)と(iii)における認証は、台湾の在外大使館や領事館、代表所、事務所またはその他政府に授権された機関が行う認証をいう（仲裁法第 48 条)。なお、仲裁契約が外国の公証機関の公証を経て、かつ台湾の在外大使館などの代表者から捺印を得たものである場合には、真正のものであると推定される（民事訴訟法第 356 条）[220]。

また、仲裁法第 48 条第 4 項は、送達すべき当事者の人数に応じて請求状の副本を提出しなれければならないとし、また、この場合の送達は裁判所が行うものと規定している。本項は強行法規である[221]。

参考資料）

民事訴訟法

第 356 条

外国の公文書の真偽は、裁判所の裁量で判断する。ただし、当該国に駐在する中華民国の大使、公使、領事またはその他の機関の証明を得たものは、真正のものと推定する。

第 402 条

外国裁判所の確定判決が次に一に該当した場合は、これの効力を認めない。

(1) 中華民国の法律によれば、外国裁判所に管轄権がないとき、

(2) 敗訴した当事者が応訴しなかったとき。ただし、訴訟開始の呼出しまたは命令が相当な期間において、当該国で適法に送達され、または中華民国法上の送達共助による場合は、この限りではない、

(3) 判決の内容または訴訟手続が中華民国における公の秩序または善良の風俗に反するとき、

(4) 相互の承認がないとき。

強制執行法

第 4-1 条

外国裁判所の確定判決についての強制執行を求める場合は、民事訴訟法第 402 条に規定される諸要件に該当せず、かつ、中華民国の裁判所が判決をもって執行の許可を宣告した場合に限り、強制執行をすることができる。前項の執行許可を求める訴えは、債務者の住所所在地を管轄する裁判所が管轄し、債務者が

220 劉鉄錚他・前掲注（24）657 頁を参照。

221 同上。

中華民国に住所がないときは、執行目的の所在地または執行行為地を管轄する裁判所が管轄する。

仲裁法
第 47 条
　中華民国領域外でなされた仲裁判断、または、外国法に依拠して中華民国領域内でなされた仲裁判断は、外国仲裁判断である。
　外国仲裁判断は、裁判所が承認を求めた後に、これを執行することができる。

第 48 条
　外国仲裁判断の承認を請求するとき、裁判所に請求状を提出し、かつ次に掲げる書面を付する。一、仲裁判断書の正本または認証を得た副本、二、仲裁契約の正本または認証を得た副本、三、仲裁判断に外国仲裁法規、外国仲裁機構の仲裁規則または国際組織の仲裁規則が適用された場合、これらの全文。前項の書面が外国語によるものの場合は、これらの中国語翻訳文を提出しなければならない。第一項の一、二にいう認証は、中華民国の在外大使館や領事館、代表所、事務所またはその他の政府の授権による機関が行った認証を指す。第一項にいう請求状は、送達すべき側当事者の人数に応じて、副本を提出しなれければならないが、この場合の送達は裁判所が行う。

第 49 条
　当事者が裁判所に承認を求めた仲裁判断が次の一に該当する場合、裁判所は裁定をもって、当該請求を却下しなければならない。
(1) 仲裁判断の承認または執行は、中華民国の公の秩序または善良の風俗に反する場合、
(2) 中華民国の法律によれば、仲裁判断における紛争事項は仲裁によって解決できないものである場合。
外国仲裁判断の判断地国または判断に適用される仲裁法規の所属国が中華民国の仲裁判断を承認しない場合、裁判所は、請求を却下することができる。

第 50 条
　当事者が裁判所に対して承認を求めた外国仲裁判断が次の一に該当する場合、他方当事者は呼出しを受け取った後 20 日以内に、当該請求の却下を裁判所に求めることができる。
(1) 適用すべき法律によれば、当事者が行為能力を欠如するため、仲裁契約の効力が発生されない場合、
(2) 当事者間で合意した法律、合意がなかったときは判断地の法律によれば、仲裁契約が無効の場合、
(3) 当事者の一方が仲裁人の選定または仲裁手続における呼出すべき事項につき、適切な呼出しを受けていない場合、またはその他の事情により仲裁に正当な手続が欠けると認めるに足りる場合、
(4) 仲裁判断と仲裁契約の紛争対象は無関係なもの、または仲裁契約の範囲を超えた場合。ただし、当該部分を除いても成立されるときは、その他の部分はこの限りではない、
(5) 仲裁法廷の組織または仲裁手続が当事者の合意に反する場合、当事者間に合意がなかったときは仲裁地法に反する場合、
(6) 仲裁判断が当事者に拘束力のないものである場合、またはその効力が管轄機関によって取消され、または停止された場合。

3．5 タイ　国際裁判管轄・外国判決の承認執行

以下は、事務局からの要請にしたがって作成された、タイ国中央知的財産国際貿易裁判所からの回答である。

国際裁判管轄・外国判決の承認執行

Visit Sripibool　（中央知的財産国際貿易裁判所）
Titiporn Tangsurat（中央知的財産国際貿易裁判所）

第 1 章　エグゼクティブ・サマリー
　本報告書は、貴団体の要請にしたがって作成されたものである。我々は、与えられた時間の制約の中で、質問全体を検討し貴団体が何を知りたいと考えているかを読み取り、貴団体の質問のほとんどに関しては回答できたと思っている。我々は多くの情報や文献を発見したが、しかし、作業の範囲が限られていることから、そのすべてを本報告書に盛り込むことはできなかった。
　基本的に、タイには、外国判決の承認と執行について直接に規定している法律は存在しない。しかし、

外国判決の承認と執行に関する黙示的な規定は、タイにおける様々な法律の中に見出すことができるし、また、タイの裁判所は（86 年前の最高裁判例にも示されているように）外国判決を常に受け入れ承認してきた。タイでは「内国民待遇」及び「相互主義」の考え方に基づく決定が下される可能性が高いということができ、したがって、それがタイにおける公序良俗に反しない限り外国判決の承認と執行は可能と考えることができるだろう。

タイにおける承認と執行を確実にするためには、仲裁制度を利用する方が望ましいといえる。外国仲裁判断の場合は何らの迷いなく承認され執行されることになるからである。この場合、裁判所は一般的に再審理は行わない。外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締約国においてなされた仲裁判断の場合、タイの裁判所はそれを承認しなければならないことが仲裁法（仏暦 2545 年）第 41 条に定められているし、さらにタイにおいては仲裁判断の基礎となった紛争については再度争う必要はないとされているからである。また、タイの裁判所による仲裁認定に関して、控訴は認められていない。つまり、外国で下された仲裁判断は確定判決としての効力を認められるということである。

タイでは、タイ国内においてその承認及び執行を認められるための外国判決の形式は特に定められていない。

タイは、様々な国との間に民事事件と刑事事件の両方における送達手続に関する２国間協定を締結している。簡単に言えば、タイ国外に居住する被告に対し訴状を送達するためにはタイの原告は外交ルートを利用しなければならない。これは、タイの裁判所が被告に対し管轄権を有する外国裁判所に対し送達要請状を送付することを通じて行われる。かかるプロセスは多くの政府部局が関係する形で遂行されることになり、したがって送達が完了するまでには多くの時間が必要になる。これに関して発生した費用はすべて被告が負担する。

タイは、知的財産権のエンフォースメントに関しては、アジアでも独特かつ優れたシステムを有している。2001 年２月 26 日、タクシン・シナワット首相は議会に自らの施政方針を伝えたが、その際、首相はあらゆる手段で知的財産権のエンフォースメントを行っていく方針であることを繰り返し強調した。その後、首相は、知的財産権の侵害からの保護とエンフォースメントに関する委員会を設置することを内容とする首相命令 No.249/2544（2001 年）を発行し、さらに警察庁及び商務省知的財産局に対し知的財産権侵害を防止し著作権及び商標に係る模倣品を減らすため真剣かつ継続的な協力をするよう指示した。それに加え、知的財産権エンフォースメントを強力に推進していくことを目的とした政府機関間の覚書も作成されている。また、知的財産権者を保護するためのその他の措置も進められている。

タイでは、知的財産権保護を促進し知的財産権侵害を防止することを目的として、知的財産・国際貿易裁判所の設立も行われている。さらに、知的財産局はすでに様々な国との間に９件の覚書（MOU）を締結している。

第２章　国際裁判管轄と外国判決の承認

2.1　外国判決の承認・執行に関するタイ法の原則

2.1.1　国際裁判管轄に関するタイ法の一般原則

基本的に、判決を下した裁判所の管轄範囲外において判決を執行するための方法としては以下の２つがある。その第一は、判決の執行を求める国において新たな判決を得るための訴えを起こすことである。かかる訴えは、通常、当事者間におけるそもそもの訴因に対する判決を求める形ではなく、すでに与えられている外国判決を基礎として行われることになる。しかし、判決国との間に互恵的関係がある場合には、第二の方法として、自国における判決と同様の形で外国判決を直接に執行するよう求めることも可能である。外国判決に対する確認判決を得るための訴えを起こすという方法は、判決の執行を得るために２回の訴訟を起こすことを原告に対し求めるものであり、より多くの時間と労力を必要とするものといえるだろう。一方、直接に執行を求める方法は原告にとってより満足できるものであり、現代の法制度においてはこちらの方が好まれている。

現在のところ、外国判決の執行に関する世界規模での条約は存在しないが、地域的レベルでは、「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約」が欧州諸国間で締結されている。同条約の目的は、いずれかの加盟国で下された判決の他の締約国における承認を促進し、かつ他の締約国においてその執行を確保するための手続を迅速化することにある。その背景には、締約国間における判決の自由な移動を可能とすることにより欧州地域における経済活動が阻害されるのを防ぎ、欧州地域における商取引を促進しなければならないとの理念が存在する。同条約は、かかる目的を達成するため、判決の承認が自動的に行われなければならないこと及び外国判決の執行は主として手続的な問題であるべきことを定めている。

タイには、外国判決の承認と執行について直接に規定している法律は存在しない。だが、外国判決の承

認と執行に関する黙示的な規定は、タイにおける様々な法律の中に見出すことができるし、また、タイの裁判所は、86年前の判例にも示されているように、外国判決を常に受け入れ承認してきた。たとえば、1918年にはベトナムで下された判決をタイで執行することを求める訴えがタイにおいて提起された。

本事件の概要は以下のとおりである。ベトナム国民である原告は、やはりベトナム国民である被告との間に、被告が人力車15台及び自転車2台を原告に売却することを内容とする販売契約を締結した。原告は、被告は代価を受け取ったにもかかわらず品物を渡さないと訴えた。同契約はサイゴンにて締結されたものであった。原告はまずサイゴン民事裁判所において訴えを起こし、同裁判所は原告の主張を認める判決を下したが、被告がバンコクに逃亡したため、原告はバンコクにおいてサイゴン民事裁判所の判決を執行するための訴えを起こした。一審及び二審は原告の請求を斥けたが、タイ最高裁は下級審判決を破棄する判決を下した。タイ最高裁は、外国で下された判決をタイで執行するためには、それが正当な裁判管轄権を有する裁判所により下されたものであること、及び、タイ国内での執行が求められている判決は確定判決であることが必要であると判示している。さらにタイ最高裁は、外国判決が上記2要件を満たしている場合、それはタイにおいて執行可能であると判示している[222]。本判決においては先例拘束性の原理が使われた。タイ最高裁は、判決の中で以下のように述べている。「外国判決の承認と執行の基礎にあるのは、国家間の礼譲の原則である。タイ国の裁判所は、それが正当な裁判管轄権を有する裁判所により下されたものであることを条件として、外国裁判所により下された判決を承認し執行する。また、かかる外国判決は、本案に関して終局的かつ確定的なものでなければならない…。」[223]

さらに仲裁に関しては、原告はタイの裁判所に対し申立てを提出することにより再審理を受けることなく米国で下された仲裁判断のタイにおける執行を求めることができるとの判決が1978年に下されている[224]。

この問題に関するその他の主要判例としては、1933年（仏暦2476年）のタイ最高裁判決943/2476号が存在する。これは同じ訴えをタイで起こすことにより外国判決をタイで執行することを原告が試みた事件であるが、本事件では外国判決は重要な証拠として認められるとの決定が下された。タイ最高裁は、当該外国裁判所の職員により署名された外国判決の謄本が提出された場合には、外国判決はタイでの裁判において重要な証拠として扱われうると判示した[225]。

2.1.2　外国で付与された知的財産権の有効性を審理することについてのタイ裁判所の管轄権について

知的財産権に関する外国の判決の承認及び執行が求められた例は存在しないし、またこの問題について直接に規定する法律もタイにはない。したがって、これについては外国仲裁判断の承認と執行に関する仲裁法上の規定から類推判断をする必要がある。

ニューヨーク条約の適用範囲[226]に関して、同条約第1条は以下のように規定している。「この条約は、仲裁判断の承認及び執行が求められる国以外の国の領域内においてされた（中略）判断の承認及び執行について適用する。この条約は、また、（中略）内国判断と認められない判断についても適用する。」「いかなる国も、（中略）他の締約国の領域においてされた判断の承認及び執行についてのみこの条約を適用する旨を相互主義の原則に基づき宣言することができる。また、いかなる国も、（中略）その国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができる。」

すなわち、ここでは「相互主義による保留」と「非商事事件に対する保留」の2つの例外が認められている。ニューヨーク条約は、執行申立当事者により満たさなければならない最低条件も定めている。それによると、執行申立当事者は、正当に認証された判断の原本（又は正当に証明されたその謄本）及び仲裁合意の原本（又は正当に証明されたその謄本）のみを提出すればよいとされており、それらを提出することにより申立当事者は仲裁判断の執行を認められる権利があることを一応有利な形で証明したことにな

---

222 Fam Thee Lean v. Trun Wan Neaw, Case Number 585/2461(1918)

223 Vichai Ariyanuntaka, Jurisdiction and Recognition and Enforcement of Foreign Judgments and Arbitral Awards: A Thai Perspective, the paper presented at the 8th Singapore Conference on International Business Law, "Current Legal Issues in International Commercial Litigation" 30 October-1 November 1996, p, 11-13.

224 The Heatmoco Company Inc. v. The Srisuwan Co., Ltd., Case Number 698/2521(1978)

225 Lee Hao Yong To see v. W. Zaigentarlor and associates, Supreme Court of Thailand, judgment 934/2476.

226 Vichai Ariyanuntaka, Jurisdiction and Recognition and Enforcement of Foreign Judgments and Arbitral Awards: A Thai Perspective, the paper presented at the 8th Singapore Conference on International Business Law, "Current Legal Issues in International Commercial Litigation" 30 October-1 November 1996, pp. 17-19.

る。その場合、他方当事者は当該執行を拒否するためには条約第５条に定められた拒否理由が存在することを証明しなければならなくなる。第５条に掲げられた理由以外による拒否は認められず、よって、執行の申立てを受けた裁判所は本案に対する再審理を行うことはできない。仲裁執行拒否理由は次のとおりである。

(a)仲裁判断が無効であるとき

(b)デュープロセス違反

(c)仲裁付託の範囲を超える判定

(d)不適切な仲裁機関の構成又は仲裁手続

(e)判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取消されたか若しくは停止されたこと

ただし、第５条は、上記に加え、裁判所の自主判断による執行拒否が認められる理由として以下の２つを定めている。

(a)紛争の対象である事項が執行国においては仲裁の対象とできない場合

(b)公序良俗違反の場合

タイは、仲裁判断の執行に関するジュネーブ条約（1927 年）及び外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約（1958 年）の締約国であるが、さらに米国との間に「タイ王国とアメリカ合衆国の友好と経済関係に関する条約（1968 年、Treaty of Amity and Economic Relations between the Kingdom of Thailand and the United States of America）」も締結している。同条約第Ⅱ条第３項は、仲裁人が執行を求められている国の国民でないというだけの理由で両国の国民（企業も含む）の間に締結された仲裁合意は執行できないと看做すことはできない旨を規定している。タイでは、上記の３条約は、1987 年（仏暦 2530 年）の仲裁法を通じて議会により批准された。同法は、現在では、2002 年（仏暦 2545 年）の仲裁法により全面改訂されたが、その第 41 条は以下の通り定めている。

「（前略）仲裁判断は、それがどこの国でなされたものであるかにかかわらず、紛争当事者を拘束し、また、適切な領域的管轄権を有する裁判所に提出されたときには執行できるものとする。

仲裁判断が外国でなされた場合、仲裁判断は、それがタイの加盟する条約の適用対象となる場合にのみ、管轄権を有する裁判所により執行されるものとする。そのような仲裁判断は、そうすることがタイに対し義務付けられている限りにおいて効力を有するものとする。」

外国における仲裁判断のタイ国内での執行に関して注目すべきものとして、タイ最高裁判決 5513/2540

---

227 Vichai Ariyanuntaka, Jurisdiction and Recognition and Enforcement of Foreign Judgments and Arbitral Awards: A Thai Perspective, the paper presented at the 8th Singapore Conference on International Business Law, “Current Legal Issues in International Commercial Litigation” 30 October-1 November 1996, p, 5-6（この問題に関する詳細な説明がある）.

228 Fam Thee Lean v. Trun Wan Neaw, Case Number 585/2461(1918)

229 Background Paper, The WIPO Forum on Private International Law and Intellectual Property, Geneva, January 30 and 31, 2001 Prepared by the International Bureau.

230 Golden Gate University School of Law, Annual Survey of International & Comparative Law, Volume VI SPRING 2000. p.5

231 Yahoo! INC v. LA LIGUE GONTRE LE RACISME ET L’ANTISEMITISME, 379 F.3d 1120; 2004 U.S. App. LEXIS 17869.

232 Vichai Ariyanuntaka, Jurisdiction and Recognition and Enforcement of Foreign Judgments and Arbitral Awards: A Thai Perspective, the paper presented at the 8th Singapore Conference on International Business Law, “Current Legal Issues in International Commercial Litigation” 30 October-1 November 1996, p,9-11,

233 これに関する詳細な規定は、2003 年（仏暦 2546 年）の司法裁判所実務指針（Manual and Practice of the Court of the Judiciary）に規定されている。

234 タイ最高裁判決 7807/2542 号（1999 年）

235 Saviga Sumanun, Thesis: Enforcement for Foreign Judgment in Thai Court Focusing on Singapore Court’s Judgments, Chulalongkorn University, 2540 p.94-95

236 Gordon J. Zimmerman, “Enforcement of Orders and Judgments,” Intellectual Property Disputes: Resolutions and Remedies, Ronald E. Dimock, editor Vol.2. 2002

237 Id, supra note 15

238 Saviga Sumanun, Thesis: Enforcement for Foreign Judgment in Thai Court Focusing on Singapore Court’s Judgments, Chulalongkorn University, 2540 p.26

号（1970 年）における最高裁判決がある。同事件は、英国でなされた外国仲裁判断のタイにおける承認と執行を求める訴えに係るものであった。被告は、タイの裁判所での手続において、被告は仲裁合意を締結していないので、したがって当該仲裁判断は被告に対する拘束力を持たないと主張した。一審は原告の訴えを斥け、二審でも一審判決が維持された。しかし、最高裁は、英国でなされた外国仲裁判断を承認しそれはタイでも執行可能であると認め、下級審判決を覆す決定を下した。

上記最高裁判決は仲裁判断に関するものであるが、しかし、これは他の種類の外国における決定に関しても先例として利用できるものと思われる。外国判決の承認に関しては、最高裁判決 585/2461 号（1918 年）及び 5513/2540 号（1997）の先例効果を主張できるだろう。

2.1.3　侵害訴訟に対するタイ裁判所の国際裁判管轄の根拠

前述の通り、知的財産権事件に関するものにのみ限らず、外国判決の承認に関する法的規定自体がタイには存在しない。しかし、1991 年には、裁判管轄権に関してそれまでの制限的なアプローチが廃し、よりリベラルなアプローチを採用する内容の民事訴訟法の改正が行われた。1991 年民事訴訟手続改正法（仏暦 2534 年）が可決される以前においては渉外事件に関するタイ裁判所の裁判管轄権は狭く解釈されていたが、1991 年にはタイ民事訴訟法典の抜本的な改正が行われ、国内にドミサイル（常居所）を有さない被告を、タイで訴えることも可能になった。また、同改正は、管轄区域外への送達も可能とするものであった。1991 改正は以下の２点に関してタイの裁判所の裁判管轄権を拡大することになった。

(a)ドミサイルの概念の拡大

(b)裁判管轄権を被告のドミサイルを超えたところにまで拡大[227]

2.1.4　侵害訴訟で権利の有効性が前提問題となる場合の裁判管轄

Fam Thee Lean v. Trun Wan Neaw 判決[228]において、タイ最高裁は外国判決がタイで承認され執行可能と認められるための要件として以下の３つを掲げている。

(a)当該外国判決が正当な裁判管轄権を有する裁判所により下されたものであること。

(b)当該外国判決が確定判決であること。

(c)当該外国判決は、争いの本案に関して終局的なものであること。

2.1.5　国際条約に基づく義務にしたがった外国判決の承認に関するタイにおける先例

現在は、外国判決の承認に関するいくつかの条約も存在する。たとえば、ブリュッセル条約や民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関するハーグ条約（案）などがある。

特に、ハーグ条約は、その適用が知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）の締約国にのみ限定される可能性があり、したがって同条約への加盟は WTO 加盟国にのみ限定される可能性もある。

両者の間には、ブリュッセル条約は紛争解決の最も適当な場所としていずれかのひとつの裁判所を特定するために対人管轄権を利用しているのに対し、ハーグ条約案は適切な法廷地選択の範囲を狭めるために対人管轄権を利用しているという違いがある[229]。

ブリュッセル条約及びルガノ条約においては、他の締約国において下された判決を承認し執行すべきことが一般原則として求められているが、しかし、公序に反するとき、適切な送達又は意見を述べる機会の提供を欠く瑕疵ある判決であるとき、先立つ確定判決と矛盾するとき、裁判管轄権に関する特定の規定に反するとき、身分、能力、相続等に関する判決であるとき、その例外とされる[230]。

なお、ハーグ条約が知的財産権紛争に特に注目するものであることは間違いがないといえるだろう。

2.1.6　国際的訴訟競合

英国では渉外事件に関して裁判所は、様々な事項を順次に検討しなければならないとされている。第一に、当該事件の当事者及び訴因に関して英国の裁判所は裁判管轄権を有しているかどうかを検討しなければならない。裁判管轄権を有していることが確認されたときには次に決定が下されるべき問題の法的性質がどのようなものであるかを決定しなければならない（たとえば、それは契約違反に係る問題か、それとも不法行為に係る問題であるか）。それが決定されない限り、当然ながら、準拠法の選択に関する適切な規則を適用することができず、したがって準拠法を確定することができない。次に、裁判所は、その問題を規律する準拠法を選択しなければならない。準拠法の選択はいわゆる連結点に基づき行われる。

米国では、特に知的財産権に係る問題として Yahoo 事件がある。同事件は、フランスの裁判所が 2000 年 5 月 22 日及び 11 月 20 日に発行した命令は米国では承認することも執行することもできない旨の宣言を求める確認訴訟を Yahoo がカリフォルニア北地区連邦地裁に提訴したものである。Yahoo は、フランスの裁判所が Yahoo France から罰金を徴収することができないため、フランスの裁判所による命令及び罰金の徴収は米国内でのみ執行可能であると主張した。同連邦地裁は、フランスの裁判所による命令を米国国

内で執行することは憲法第一修正に違反することになり、したがって米国ではそれを執行することはできないと判示した。しかし、第９巡回区連邦控訴裁判所は地裁判決を破棄し、Yahoo はフランス内のユーザーが同社のサイトにアクセスできることにより商業的利益を得ており、また実際にも同社はフランス人ユーザー向けにフランス語の広告バナーを掲載していることを指摘した上で、自社のコンテンツを世界中で閲覧可能にすることによる利益を享受する一方でそれに伴う不利益（たとえば、外国における言論規制に関する法の違反）から逃れることはできない、外国訴訟当事者が米国において外国判決の執行を要求しない限り、Yahoo は米国の裁判所に対し第一修正違反の主張を提出できない、と判示した[231]。

2.2　外国判決の承認と執行に関する調査項目

外国判決の執行に関する国際的な条約は数多く存在する。すなわち、1889 年のモンテビデオ条約、1928 年 2 月 20 日のハバナ条約、1940 年 3 月 19 日のモンテビデオ条約、1932 年 3 月 16 日のコペンハーゲン条約、1952 年 11 月 10 日のカイロ条約、1967 年 11 月 27 日のブリュッセル条約、1971 年 2 月 1 日のハーグ議定書、1978 年 10 月 9 日のブリュッセル条約、1979 年 5 月 8 日のモンテビデオ条約、1988 年 9 月 16 日のルガノ条約、1985 年 4 月 15 日のハーグ条約、1965 年 11 月 15 日のハーグ条約及び 1973 年 10 月 2 日のハーグ条約である。

2.2.1　外国判決の承認・執行の対象となる裁判形式について定める規定

前述の通り、そのような規定は存在しないが、2002 年仲裁法は以下の通り定めている。

「仲裁判断の執行を求める当事者は、当該仲裁判断が執行可能となった日から３年以内に管轄権を有する裁判所にその旨の申立てを提出しなければならない。前述の申立てを受領したとき、裁判所は迅速に検討を行い、決定を下さなければならない。

仲裁判断の執行を申立てる者は、以下の文書を裁判所に提出しなければならない。

(1)仲裁判断の原本又は謄本

(2)仲裁合意の原本又は謄本

(3)宣誓を行ったか又は裁判所において若しくは公務員その他の権限ある者の前で確認を行った翻訳者によって翻訳されたか、あるいは翻訳証明を行う権限を有する公務員又は当該仲裁判断若しくは当該仲裁合意のなされた国に駐在するタイの公使若しくは領事による翻訳証明を受けた当該仲裁判断及び当該仲裁合意の翻訳」

2.2.2　外国判決の承認・執行の対象となる判決（租税判決等の特別管轄権を含む）及び命令（差止命令等）

前述の通り、外国判決の承認・執行の対象となる判決の形式は特に定められていない。

2.2.3　承認の対象となるその他の裁判形式

―

2.3　外国判決の承認・執行に関する要件

外国判決の承認と執行に関しては、他の国同様、タイにも国内裁判所に外国判決を承認するよう義務付ける具体的な法的規定は存在しない。しかし、締約国に対し外国判決の承認・執行又は外国判決にしたがうべきことを求める条約、二国間協定又は多国間協定が適用される場合には、外国判決の承認と執行を求めることが可能であるだろう。

ただし、それに適用されるべき国際協定等が存在しないような外国判決であっても、必ずしもタイにおいて承認又は執行されないとはいえない。当該判決の行われた国がタイにおける判決を承認し執行していることを証明できる場合には、タイはその国で行われた判決を承認し執行することになるだろう。タイでは、「内国民待遇」及び「相互主義」にしたがった判断が下される可能性が高い。

2.3.1　管轄要件一般（間接的国際裁判管轄）

現在のところ、タイには外国判決の執行を明示的に定める法的規定は存在しない。ただし、1938 年国際私法法（仏暦 2481 年）の第３条は以下のとおり定めている。

「第３条　本法又はその他の国内法にそれに適用されるべき規定が存在しない事例に対しては、国際私法の一般原則が適用される。」

2.3.2　合意管轄

合意による管轄も認められる。タイ法の下では、当事者は、紛争が生じた場合における管轄裁判所及び準拠法を契約中において定めることができるとされている。

契約においては、紛争に適用される法及び管轄裁判所が指定されるのが一般的である。

2.3.3　義務履行地による裁判管轄
上記 2.3.2 の通り。

2.3.4　義務履行地による裁判管轄に関するタイのアプローチ
基本的に、それに関して明示的に定める法的規定は存在せず、またタイで採用されているアプローチのようなものは、現在は存在しない。しかし、実務及び先例においては、合意により裁判管轄を選択することができるとされている。

2.3.5　国境を超えた行為に対する国際裁判管轄権
現在のところは、それに関する規定はない。

2.3.6　対人管轄権：ロングアーム法に基づく管轄権（米国型アプローチ）
タイにおいてはロングアーム法による管轄権を利用することはできない。

2.3.7　外国判決の承認と執行：当事者間の仲裁合意を無効とする外国判決
外国判決は当事者間の仲裁合意を無効とすることはできない。2002 年仲裁法がその旨を定めている。

2.4　送達要件
現在、タイは、インドネシア、中国、オーストラリア及びスペインとの間にそれぞれ法的文書の送達及び証拠収集に関する２種類の二国間条約を締結している。それらの目的とするところは、令状・法的文書の送達及び証拠収集に関するタイの裁判所と他国の裁判所の共助に関してタイ法務省と他国の法務省が直接にやり取りを行えるようにすることである。外交ルートを利用したやり取りを省略することにより共助プロセスを大幅に短縮することが可能なためである。すなわち、それらの協定を締結する以前においては外務省や大使館を通じて要請を出しそれが相手国の法務省を通じて相手国の裁判所に届けられる形が取られていたが、それらの協定のおかげで法務省を経由するだけで直接に近い形で相手国の裁判所に要請を届けることも可能になった。
タイでは、国外への送達に関しては民事訴訟法典がそれを定めているが、外国送達のシステムを理解するためには、それぞれの規定を詳細に検討することが必要であるだろう。
2.4(1)召喚令状及び訴状の送達
被告がタイ王国内に常居所を有しない場合、召喚令状及び訴状は、その者の外国における常居所又は営業の地において被告に送達されなければならない。
2.4(2)原告の義務
外国への送達を行う場合、原告には、訴状を提出した日から 7 日以内に裁判所に外国への送達を行うよう裁判所に申立てるべきことが義務付けられている。その際、原告は送達先国がタイとの間に送達に関する相互的主義的取決めを有しているかどうかを確認しなければならない。そうでない場合、原告には、外国送達の申立てとともに、被告に送達される召喚令状、訴状その他の関連文書の翻訳を提出することが求められる。かかる翻訳は、送達先国の公用語でも英語でもどちらでもよい。また原告は、翻訳証明及び送達のために必要となる費用についての保証金も提出しなければならない。保証金の額は国により異なるが、しかし多く場合は名目的な金額でしかない。
2.4(3)裁判所の義務
法律文書の送達に関する共助協定が存在する国の場合には、それにしたがった手続が行われなければならない。その他の場合には、民事訴訟法典の規定が適用される。裁判所は、召喚令状、訴状、その他の関連文書、それらの翻訳及び翻訳証明を法務省に提出しなければならない。その後は、外交ルートを使った送達が行われる。すなわち、それらの文書は、外務省に送られ、そこから当該国のタイ大使館に送られ、さらにそこから当該国の外務省又は法務省若しくは裁判所を所管する機関に送られ、最後に送達を行う裁判所に送られることになる。
2.4(4)外国に所在する被告に対する送達が失敗した場合及び裁判所の判断
裁判所が法務省に国外への送達依頼を提出してから 180 日が過ぎても送達報告が戻ってこない場合、又は申立人が以下のいずれかの申立てを行い裁判所がそれを認める場合、裁判所は、召喚令状と訴状の裁判所への公示を認めることができる。
(a)被告の外国における常居所又は営業の地が不明であるため送達が行えないこと
(b)その他の理由により送達が行えないこと

また、適切と思われる場合、裁判所は、新聞への掲載や被告に訴えを知らせるためのその他の手段を取ることもできる。かかる措置には、被告が常居所を実際に有するかそう主張されている地区の地元新聞や地元のラジオ放送での広告も含まれる。上記に述べた形での公示送達は、それが行われてから 60 日後に有効となる[232]。

2.4.1　外国判決の承認：送達に基づきなされた判決

上記 2.2.1 に回答した通り。

2.4.2　送達の国際協力：国際協定に基づくタイの義務

タイは民事事件に関しても刑事事件に関しても多数の国々との間に二国間協定を有している。刑事事件に関しては、ラオス、韓国、スペイン、フィジー、カンボジア、マレーシア、オーストラリア、米国、英国、カナダ、フランス、インドネシア、ノルウェー、フィリピン、中国及びベルギーとの間に二国間協定を締結している。民事事件に関しては、中国（ただし法的文書の送達に関してのみ）、オーストラリア、スペイン及びインドネシアとの間に二国間協定を締結している。

2.4.3　訴訟開始文書の送達の要件

2.4.3.1　タイにおいて開始された訴訟

原告が外国に常居所を有する被告に対する訴訟をタイの裁判所で開始した場合に関して、民事訴訟法典第 83 条の 4 は以下の通り定めている。

「訴訟の開始に係る召喚令状及び訴状を王国外に常居所又は営業の地を有する被告に送達しなければならない場合、原告は、召喚令状と訴状を被告に送達するよう求める申立てを、訴えを提出した日から 7 日以内に裁判所に提出しなければならない。被告が常居所又は営業の地を有する国とタイの間に別段の旨を定める協定がない場合には、原告は、召喚令状、訴状及び被告が常居所又は営業の地を有する国に送達されるべきその他の文書をその国の公用語又は英語に翻訳し、それを翻訳が正しい旨を証する翻訳証明とともに裁判所に提出し、かつ裁判所が決定する額の保証金を裁判所が決定する期間内に裁判所に提出しなければならない。」

また、民事訴訟法典第 34 条は以下のようにも定めている。

「手続の全体又は一部が外国の機関を通じて又はその要請により遂行される場合に関して、それを規律するものとなる国際協定又は国内法の規定がないときには、裁判所は国際私法の一般原則にしたがうものとする」。

国外に居住する被告に対する訴状送達手続の遂行を求める申立てを行う場合、原告は外交ルートを通じた送達手続にしたがわなければならない。これは、すなわち、当該被国の居住する地に管轄権を有する外国裁判所に対しタイの裁判所が送達の要請を行うことを通じて行われるが、しかし、その過程では多くの政府機関が関与することになるので、これが完了するまでには多くの時間が必要になる。すべての経費は原告が負担する[233]。

2.4.4　誤ったルートによる送達

誤ったルートを通じてなされた送達は裁判所により認められない。裁判所は、それまでなされた手続を無効とし、当事者に正しいルートでの手続を再度行うよう命令することができる。

2.5　相互保証要件

2.5.1　内外平等待遇

2.3 で述べたように、そのような場合、タイでは「内国民待遇」及び「相互主義」の考え方が採用される可能性が高い。

2.6　公序良俗要件

2.6.1　懲罰的損害賠償を認める外国判決の承認と執行

現在のところ、タイには懲罰的損害賠収を認める規定は存在しない。しかし、知的財産権（特に著作権、特許及び商標）に関して懲罰的損害賠償を認める法案が現在作成されている。これは２年以内に施行されるものと思われる。

そうすべきことを特に定める法的規定はないが、通常の場合、裁判所は被害者又は権利者に実損額と等しい損害賠償を命令することになるだろう。ただし、侵害者利益の額又は逸失利益の額を権利者が証明できる場合には、裁判所はその額での損害賠償を命令することになるだろう[234]。

2.6.2　公序を理由とする外国判決の承認・執行の拒絶：国際訴訟競合

外国判決の拒絶に関する法的規定はタイには存在しない。しかし、2002 年仲裁法第 43 条は以下の通り定めている。

「それがいずれの国でなされたものであるかにかかわらず、仲裁執行の対象とされている者が以下のいずれかであることについての証明を提出した場合、裁判所は、仲裁判断の執行を拒絶することができる。

(1)仲裁合意の当事者がその者に適用される何らかの法の下でそれに必要な能力を有さないとされているとき

(2)当事者の間で合意された国の法（又はかかる合意が存在しないときにはタイ王国法）の下ではその仲裁合意は拘束力を有さないとき、又は

(3)本条の申立てを行った当事者に対し仲裁裁判所の任命若しくは仲裁手続に関する適正な事前通知がなされていなかったとき、又はその他の形で仲裁手続において防御することが不可能であったとき

(4)その仲裁判断が仲裁合意の範囲を超える紛争を扱うものであるか、仲裁合意の範囲を超える事項についての判定を含むものであるとき。ただし、仲裁判断中の仲裁合意の範囲を超える事項についての判定が仲裁合意の範囲内の事項についての判定と分離することができるものである場合には、裁判所は、仲裁合意の範囲を超える部分のみを破棄することもできる。

(5)仲裁裁判所の構成若しくは仲裁手続が当事者間の合意に反するとき、又は当事者間で別段の旨が合意されている場合を除き本法に反するとき。

(6)その仲裁判断がまだ拘束力を有するものになっていないか、それがなされた国の権限ある裁判所又はその国の法によりその効力が無効とされるか停止されているとき。ただし、権限ある裁判所によりその効力が無効とされるか停止されているときにおいては、裁判所は、当該仲裁判断の執行に関する手続を適当と考える期間にわたり停止し、かつ、当事者の請求があった場合には、執行を受ける側の当事者に対し適切な保証金を提供するよう命じることもできる。」

2.6.3　タイにより付与された知的財産権に関する外国判決の承認と執行

時間の許す限り調査を行ったが、タイにおいて付与された知的財産権に関する外国判決の承認と執行に関する判例はまだタイには存在しない。

それに関係する文書（特に知的財産権ライセンス契約）は数多く裁判所に提出されているが、ライセンス契約の多くは紛争解決に関する管轄合意条項や仲裁条項を含んでいる。

2.7　承認・執行の手続き

2.7.1　根拠法

刑事犯罪に関しては、1992 年（仏暦 2535 年）の刑事犯罪国際協力法がある。同法は、捜査、証言、文書の送達、捜索、押収等に関する協力を促進するための手段を規定するものである。なお、本法は、刑事事件における司法共助についての国際条約に参加しない国に対してもタイが協力を提供できることを定めている。

さらに刑事事件に関しては、刑事判決国際協力法が 1984 年（仏暦 2527 年）に制定され、さらに 1987 年（仏暦 2530 年）に改正された。同法は、明らかに外国刑事判決の承認と執行を目的としたものであるが、ただしその適用対象はタイが参加する国際条約の加盟国で下された外国判決にのみ限られている。

2.7.2　実質再審査の禁止

タイの裁判所には、外国判決の提出を受けた際において、すべての供述証拠と書証を検査できる権限が与えられている。さらに、通常の事件と同様の形で、再審理を行うことも認められている。

ただし、外国仲裁判断に係る場合は、上記の実質的再審査権限の例外とされている。

2.7.3　外国判決の承認・執行には必要な期間（通常の訴訟と比較して）

前述の通り、タイには外国判決の承認と執行に関する法的規定は存在しない。したがって、実際にどれぐらいの期間が必要かについては不明である。ただし、外国仲裁判断の執行の場合にはそう多くの時間はかからないだろう。

2.8　知的財産権訴訟に特化した外国判決の承認・執行に関する制度

前述の通り、タイには、知的財産権に係る外国判決の承認と執行に関する制度はまったく存在しない。しかし、ほとんどの場合において、当事者は外国での仲裁を可能とすることを目的として契約中に仲裁条項を設けており、そのような仲裁は、2002 年仲裁法に基づきタイでも承認・執行されることになる。

2.9　知的財産関連の外国判決の承認・執行の事案
最高裁判決 582/2461 号（1918 年）。

2.10　外国判決の承認・執行に関するその他の情報
データが入手不可能。

2.10.1　外国判決に関する国際的手続
1．外国判決を執行したい国の裁判所に外国判決を提出するだけで、再審理を行うことなく、外国判決の執行を可能とするケース。これは非常に容易な手続である。おそらく、かかる手続は非常に近い関係にある国々の間で採用されるものといえよう。（たとえば、英国、マレーシア、シンガポール等の英連邦諸国）
2．執行を望む国において外国判決を基礎とした訴訟を起こすことを求めるケース。この場合、外国判決は「訴因」と看做されることになる。
3．執行を望む国での裁判において外国判決が一応有利な証拠と看做すケース。これはオーストラリア、ハンガリー等で採用されている。
4．外国判決の執行が裁判所への「執行認許」の請求を通じて行われる場合。これは、日本、フランス、ドイツ、イタリア等で採用されている[235]。
コモンローにおいては、外国の管轄権を有する裁判所により下された判決はそれが確定判決である場合にのみ執行できるとされている。
さらにコモンローの下では外国判決の承認と執行に関する様々な抗弁も発展してきた。たとえば、外国の管轄権を有する裁判所により下された確定判決であっても、それが刑法、税法その他の公法に係るものであるとき、外国判決が詐欺的に取得されたかその他の形で自然的正義に反するものであるとき、それを執行することが自国の公序に反するときには、外国判決の執行は認められないことになる。
カナダでは、訴訟開始時において被告がその裁判所のある国の国内に所在したか居住していたか、その後に自らに対する訴えが提起されることになる裁判所を被告が原告として選択していたか、又は被告がその裁判所に自主的に出頭したか若しくは契約においてその裁判所の裁判管轄権に同意していた場合には、その裁判所には執行可能な判決を下す裁判管轄権が認められるとされている。一方、被告がその裁判所の管轄区域内において送達を受けなかった場合には、被告は原告が選択した裁判所の裁判管轄権を否定するものとして不承諾の抗弁を常に提出することができる。そのような場合に有効とされるのが（1990 年のカナダ連邦最高裁による Morguard v. De Savoye [1990] 3S.C.R. 177 判決で示された）「Morguard の原則」である。
Morguard の原則は米国において下された判決にも拡大されている。シャープ判事（Sharpe J.）は、（U.S.A. v. Ivey (1995) 130 D.L.R. (4th) (O.S.C.J.) において）以下のような見解を示している。「本州の居住者が数年間にわたり米国で積極的に事業活動を行いながらも、オンタリオ州に居住することを理由としてかかる事業活動により生じた民事責任の請求に応えるべき義務を免れうるとするならば、法は著しく不完全なものとなりかつ現代における商業活動の現実にそぐわないものとなってしまうだろう」。同様に、（Girsberger v Kresz, [2000] 47 O.R.3d 145 における）カミング判事（Cumming J.）は、「現代における国際法のルールは、財、技能及び人の州を越えた移動に順応し国際商取引を促進するものでなければならない」ことから、Morguard 原則は外国判決にも拡大されるべきであるとした。
国際的基準においては、外国判決が執行可能であるとして認められるためには、通常、その外国判決は判決債務を確定的に設定するものでなければならないとされている。争いがいまだ外国での訴訟に係属しているにもかかわらずその執行を認めた場合、それは外国裁判所における手続を妨げるものともなりかねないからである。
確定判決であるかどうかを決定するための基準は執行裁判所の国の法により決定される。すなわち、執行裁判所は、判決の言渡しを行った裁判所がそれを確定的なものと看做しているかどうかについては検討しない。執行裁判所は、ただ外国の法的手続において何が行われたかについて証拠調べをし、それが確定判決と看做すための基準を満たしているかどうかを判断することになるだろう。

2.10.2　知的財産権紛争
外国判決が確定的かつ執行可能であることを認めてもらうためには、裁判所に外国判決を提出しなければならない。第一に、外国判決は、「それを下した裁判所により破棄又は変更することが不可能なものであり、かつその争点に関する再審理が行われえない」ものであり、「当事者間の権利に対する判定に相当する」ものであり、かつ「判決債務の額に関して確定的」なものである場合には、確定的かつ執行可能であるものとして認められる。第二に、欠席判決は「本案に関する審理が尽くされた後に下された判決と同様の確

定性と執行力を有する」。第三に、控訴がなされていても、外国判決の確定性は損なわれることはない。第四に、控訴がなされている場合、被告は、当該控訴手続の結果が最終的に確定するまで判決の執行を停止するよう要請することができる。

コモンローの下では、判決の執行が認められるためには、単にそれが確定判決であるだけでなく、さらにそれが金銭判決であることも求められる。しかし、Uniforet Pte Port-Cartier Inc. v. Zerotech Technologies Inc.判決におけるクランシー判事（Clancy J）は、カステル教授（Professor Castel）の主張に基づき、外国判決の執行に関する国際私法上の原則は、Morguard 事件、Hunt 事件及びTolofson v. Jensen 事件におけるカナダ連邦最高裁判決に照らし検討されなければならないと述べている。同判決においてクランシー判事は、「金銭判決以外の判決については承認と執行を認めるべきではないとすべき合理的な理由は存在しない。Hunt 判決以後、他州で下された判決に対しては、その州がその事件に対する完全な裁判管轄権を有し、かつその判決が確定している限り、十分な信頼と信用を与えるべきことが憲法上の義務となっている。したがって、文書閲覧を認めるべきことを命じる命令もまた執行可能と看做されるべきことを提案する。しかし、文書閲覧命令が確定的なものと看做されるためには、それは最低限でも、呈示されるべき文書、文書の呈示がなれるべき日時と場所及び呈示及び複製にかかる費用を負担すべき者を明示するものでなければならない」と述べている。同判事によると、執行裁判所の継続的監視を必要とするような命令は確定的なものとは看做せないとされている[236]。

2.10.3　コモンロー諸国における外国判決の承認と執行に対する例外

コモンロー諸国においては、外国判決の承認と執行に対する例外は以下のように分類されている。

１．刑法、税法その他の公法に基づく外国判決

２．詐欺的に得られた外国判決

３．公序に反する外国判決[237]

外国判決の承認と執行の基礎に存在する原則は、前述の通り、既判力、義務の原則、礼譲及び相互主義である[238]。

2.11.　この分野におけるタイの法改正努力

今後、外国判決の承認及び執行に関する規定を含む新法が制定される可能性が強い。商事分野におけるもの等、その多くは現在作成中である（それらの法案は公表されていない）。

2.12　外国判決の承認・執行の問題に関する参考文献

2002 年仲裁法。

2.13　域外適用関連

2.13.1　法的規定

ない。

2.14　タイの法制度全般を基礎とした設問への回答

Q：Xはある発明について貴国の特許権を有しています。この場合に、Yが当該特許権を侵害する製品を外国で製造し、当該製品が第三者Pによって貴国で販売されたとします。貴国の法制度の下、Yの外国における製造行為について特許権侵害が成立する場合があるでしょうか。以下の点を勘案して回答してください。(1)Yが第三者Pを教唆して販売させた場合。(2)Yと第三者Pとに、教唆以外の共同不法行為が成立する場合。(3)特許権以外の知的財産権の場合

A：タイ法（1979 年特許法）によれば、YもPもともに特許侵害責任を問われる。YのPに対する教唆の有無は関係ない。両者ともにタイにおいて訴えられることになる。他の種類の知的財産権に関しても回答は同じである。

Q：Xはある発明について貴国の特許権を有しています。この場合に、Yが当該特許製品を侵害する製品を貴国で製造しているとします。この場合、ZがYに対して、貴国で製造されたXの特許権を侵害する製品を外国に向けて輸出し、販売する申し出(offer to sell)を貴国の国内で行う場合、Zに特許権侵害が成立する場合があるでしょうか。

A：設問中に述べられた事実関係は共犯の原則に関するものである。明らかにZは特許侵害の正犯であり、したがって特許法の下、Zは侵害責任を問われ、タイにおいて罰せられる。

Q：Xはある発明について貴国の特許権を有しています。この場合に、Yが当該特許製品を侵害する製品を外国で製造しているとします。ZはYに対して、当該外国において当該特許製品を販売する申し出を、貴

国の国内において行い、契約を締結しました。この場合、Ｚに特許権侵害が成立する場合があるでしょうか。
A：上の回答と同じである。Ｚは、1979 年特許法の違反を問われ、したがって、タイ国内においてＺを訴え罰することができる。

３．６．　マレーシアにおける外国民事判決の執行について[239]

事務局（今村哲也）

(1) 制定法による外国民事判決の執行

マレーシアを含むコモンロー諸国の大部分においては、登録を通じた外国判決の直接執行のための制度が制定法により定められている。マレーシアにおける外国判決執行のための制定法は、1958 年マレーシア外国判決相互執行法（Malaysian Reciprocal Enforcement of Judgments Act 1958）であり、英国における 1933 年外国判決（相互執行）法（Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Act 1933）をモデルとしている。この法律は、特定の国で下された外国判決について、登録を行うことにより、マレーシア国内で執行可能になることが定められている。同法は、同法の附表１に記載された国（英国、香港、シンガポール、ニュージーランド、スリランカ、インド（一部の州を除く）、ブルネイ）に対し相互主義的に適用されるとするとともに、国王命令により指定されたその他の国にも同法の適用を拡大することができるとしている。また、国王命令により附表１の国から除外することもできるとされている。

(2) コモンロー理論による外国民事判決の執行

マレーシアは旧英連邦に属する国でもあり、コモンロー上の理論に基づく外国民事判決の執行も適用可能である。コモンローの理論においては、外国民事判決は単に所定の金額を支払うべき被告の義務を生じさせるものでしかなく、外国判決そのものを強制執行その他の手続により執行することはできないが、外国判決そのものを単純な契約債務と看做すことによる請求訴訟を提起することは可能である。また、外国判決の履行が行われない場合、当該外国判決の基礎となった訴因に基づく訴訟を起こすこともできる。

(3) 外国判決相互執行法とコモンロー理論との関係

外国判決相互執行法に基づき登録可能な外国判決については、コモンロー上の訴訟を起こすことを禁じられている（外国判決相互執行法第７条）。また、外国判決相互執行法は、相互主義適用国ではない国の裁判所で下された外国判決をコモンローの下で承認し執行する権限をマレーシアの国内裁判所から奪い去るものではないとされている。なお、外国判決相互執行法において登録可能な国として同法附表１に記載されていたがその後削除された国について（例えばオーストラリアおよびその諸州）、コモンロー理論に基づき承認・執行を得ることができるかどうかについては争いがある。

[239] 本レポートは Wu Min Aun, ENFORCEMENT OF FOREIGN CIVIL JUDGMENTS, 2 MLJA 97 を参照して、事務局が作成した。

３．７　シンガポールにおける国際裁判管轄と外国判決の承認執行

シンガポールにおける外国判決の執行に係わる制度としては、英連邦判決相互執行法、及び、外国判決相互執行法 による制度がある。対象国は、前者の英連邦判決相互執行法が、香港（1997 年 6 月 30 日以前の判決について）、ニュージーランド、スリランカ、マレーシア、ウインザード諸島、パキスタン、ブルネイ、パプア・ニューギニア、及びインド（一部の州を除く）である（同法通知；当該通知に掲載の順に記載）。後者の外国判決相互執行法の対象国は香港（中国特別区）のみである。（第 2 章 2.9 シンガポールより転記）

以下は、現地調査で訪問した Alban Tay Mahtani & de Silva 事務所から得た質問票に対する回答である。

シンガポールにおける国際裁判管轄と外国判決の承認執行

Cyril Chua Yeow Hooi
（Alban Tay Mahtani & de Silva 事務所）

１．国際裁判管轄に関する質問

1.1　【国際裁判管轄の一般原則】国際裁判管轄に関して定める法律等について教えてください。

知的財産権の有効性の問題に関しては、シンガポールの裁判所は、一般的に国際管轄権を行使しない。国際私法の原則にしたがい、事実問題としての外国法の決定は行われる（In accordance to conflict of laws principles, the law of another country will be decided as a question of fact by the Singapore courts.）。

1.2　【有効性判断の国際裁判管轄】外国で付与された知的財産権の有効性を審理する管轄は、貴国の裁判所に認められていますか？

いいえ。

1.3　【侵害訴訟の国際裁判管轄】外国で付与された知的財産権の侵害訴訟を、貴国で裁判する場合の管轄事由を教えてください。

裁判所は、外国で付与された権利の有効性については判断しない。シンガポール国内における知的財産権が外国で付与された権利に依存するものであった場合でも、シンガポールの裁判所はシンガポール国内における権利のみについて検討することになるだろう。

1.4　【侵害訴訟で権利の有効性が前提問題となる場合の裁判管轄】外国で付与された知的財産の侵害訴訟において有効性が先決問題となる場合、侵害訴訟について国際裁判管轄を有する裁判所が、当該知的財産の有効性についても判断できますか？

シンガポールの裁判所は、第三国における知的財産権の有効性についての判断を行うために必要な国際裁判管轄を有する他国の裁判所が下した決定に束縛されない。

1.5　【合意管轄が国際裁判管轄として認められる場合】貴国において合意管轄が国際裁判管轄として認められる場合を教えてください。

シンガポールは、WTO に加え、ベルヌ条約の締約国でもある。したがって、ベルヌ条約締約国又は WTO 加盟国において認められる著作権はシンガポールでも自動的に認められる。ただし、シンガポールの裁判所は本国における著作権の有効性については判断を下さない。

1.6　【国際的訴訟競合】貴国と外国で同一事件が同時に係属した場合の処理について教えてください。

可能な場合、裁判所は、他国における判決が下るまで訴訟の進行を停止することになるだろう。たとえば、シンガポールにおける知的財産権の有効性が日本における権利の有効性に依存しかつ日本における当該権利の有効性に関する争いが日本の裁判所に係属している場合には、シンガポールの裁判所はそれが可能な場合には日本の裁判所がどのような判断を下すかを待つことになるだろう。

2　外国判決の承認と執行に関する質問

2.1　外国判決の承認・執行の対象

2.1.1　外国判決の承認・執行の対象となる裁判形式について定める規定を教えてください。

外国判決の承認は以下の法律に基づき行われている。

(a) 英連邦判決相互承認法（Reciprocal Enforcement of Commonwealth Judgements Act (RECJA)）

(b) 外国判決相互承認法（Reciprocal Enforcement of Foreign Judgements Act (REFJA)）

英連邦判決相互承認法は、他の英連邦加盟国において下された判決の執行を認めるための法律であり、外国判決相互承認法は法務大臣が公告したその他の国で下された判決の執行を認めるための法律で

ある。ただし、現在のところ香港以外には同法の対象として公告された国はない。

2.1.2　次の(1)から(3)の裁判形式は、外国判決の承認・執行の対象となりますか？(1)確定判決、(2)差止め命令、(3)租税判決・刑事判決。

判決債務（税又は罰金の不払い）のみが執行可能。差止命令及び租税判決・刑事判決の承認は行われていない。

2.1.3　上記(1)から(3)以外で、承認の対象とされた裁判形式はありますか？

ない。

2.2　外国判決の承認・執行に関する要件

2.2.1　間接的国際裁判管轄（一般の国際裁判管轄の問題も含む）

2.2.1.1　【管轄要件一般】日本では外国判決を執行する場合、日本の国際民事訴訟法の原則に照らして判決国が裁判管轄権を有することを要求しています（いわゆる間接的国際裁判管轄）。かかる要件について定める貴国の法規定を教えてください。

日本の裁判所による判決はシンガポールでは執行できない。英連邦加盟国又は香港で下された判決に関しては、それらが英連邦判決相互承認法又は外国判決相互承認法の要件を満たしている場合に執行できる。

2.2.1.2　【合意管轄】合意管轄について、日本では、当該事件が日本の専属管轄に属する場合でないかぎり認められます。貴国において、合意管轄は、間接的国際裁判管轄として認められますか？

認められる。契約の当事者は裁判管轄について合意することができる。

2.2.1.3　【義務履行地による裁判管轄】日本では、債務者はその地における義務の履行を予期していることから、その地での応訴を期待しても不当ではないという考慮から、義務履行地の国際裁判管轄が認められる場合があります。貴国ではどのように理解されていますか？また、日本では、義務履行地の国際裁判管轄を認めるためには、契約に義務履行地が明確に記載されていることが必要とされています。貴国では契約に義務履行地を明確に記載していない場合に、義務履行地の国際裁判管轄が認められる場合がありますか？

契約に義務履行地が明確に記載されていない場合でも、義務履行地の裁判所に国際裁判管轄権が認められる場合がある。シンガポールの裁判所は、契約における義務履行地がシンガポール以外の場所でありかつ契約に管轄権合意条項がない場合でも、それに対する自らの国際裁判管轄を認めることができる。シンガポールの裁判所は、国際私法の原則にしたがって、国際裁判管轄の有無を決定する。

2.2.1.4　【不法行為に基づく損害賠償】不法行為に基づく損害賠償の義務履行地である原告の住所の管轄裁判所を認めるという考え方は、貴国では承認されていますか？

認めている。英連邦加盟国の判決に関しては、以下の場合を除き、シンガポールはその判決を承認する。

(a)原判決裁判所が管轄権を有していなかったとき

(b)判決債務者が原判決裁判所の管轄地域内で事業を行う者でも同地域内に居住する者でもない場合であり、かつその判決債務者が原判決裁判所に自主的に出廷していないか又はその他の形で原判決裁判所の管轄権に服するか、服することに合意していないとき

(c)判決債務者が原判決裁判所の管轄地域内に居住する若しくは同地域内で事業を行う者であるか又は同裁判所の管轄権に服することに合意していた場合であっても、当該訴訟における被告であった判決債務者に対し適正な訴状の送達が行われず、よって原判決裁判所に出廷していなかったとき

(d) 当該判決が不正に得られたものであるとき

(e)当該外国判決に対する控訴中である旨又は当該判決に対し控訴を行う権利を自らが有しており控訴を行うつもりでもある旨の申立てが判決債務者から提出され、登録裁判所がそれを認めうるとき

(f) 当該外国判決が公序良俗上の理由又はその他の同様の理由により登録裁判所が受け入れることができない請求に対し下されたものであるとき

外国判決（香港における判決）に関しては、以下の場合を除き、シンガポールはその判決を承認する。

(a)事件の事情に照らし、原判決裁判所が同事件についての管轄権を有さないと看做されるとき

(b)（たとえ原判決国の法に照らして訴状の送達が適正に行われた場合であっても）当該訴訟における被告であった判決債務者に対し当該訴訟において防御することを可能とする十分な時間を与える形で当該訴訟における通知がなされていず、その結果として判決債務者が出廷しなかったとおき

(c)当該判決が不正に得られたものであるとき

(d) 当該判決の執行が自国の公序良俗に反するとき

(e)外国判決の登録申請が当該判決により請求権を与えられた者により行われたのでない場合

(f) 原判決裁判所における訴訟手続において争われた事項が当該外国判決の日以前に当該事項に関する管轄権を有する裁判所が下した確定判決の対象となっていたとき

2.2.1.5　【共同不法行為の国際裁判管轄】貴国に居住するYと、外国に居住するZとが共同して、貴国の知的財産権を有するXの権利を侵害した場合、XのYおよびZに対する知的財産権侵害訴訟について、Zに裁判管轄が認められる場合はありますか。

侵害行為がシンガポール国内で行われたことを理由として認められる場合がある。

2.2.1.6　【米国の州Long arm法に基づいて対人管轄が認められた判決の承認・執行】例えば、U.S.カリフォルニア州に営業所を有し、貴国に本社があるX社に対して、アリゾナ州のY社が民事訴訟を提起したとします。アリゾナ州の裁判所が、州のLong arm法に基づき、甲社の対人裁判管轄を認め、損害賠償を認めた場合、乙はアリゾナ州裁判所の判決を貴国において承認・執行できると思われますか？

できない。アリゾナ州の裁判所の判決はシンガポールでは執行できない。

2.2.1.7　【仲裁契約を無視してなされた外国判決】妨訴抗弁となる仲裁契約の存在を無視して判決がなされたとします。貴国の裁判所で当該外国判決の執行判決を審理する場合、仲裁契約の存在を無視したことが、どのように扱われますか？

当該判決が原判決国において執行できる限りは執行可能とされる可能性が強い。シンガポールの裁判所は、仲裁契約における規定は執行を阻害する事由とは看做されないと思われる。

2.2.2　送達要件

2.2.2.1　【送達要件一般】外国判決承認・執行要件とされています。外国において被告が公示送達により呼出された場合に、それに基づく裁判を、貴国の裁判所では承認できますか？

シンガポールにおける判決執行の目的では承認できない。英連邦判決相互承認法又は外国判決相互承認法にしたがった外国判決の登録がなされなければならない。

2.2.2.2　【送達条約、民訴条約、送達に関する二国間の取決め】外国から日本への訴状の送達をする場合、両国が送達条約または民訴条約に加盟していれば当該条約に従い、その他の送達に関する二国間の取決めがあればそれにしたがって送達される。貴国が加盟ないし締結している送達条約、民訴条約、二国間条約にはどのようなものがありますか？日本との関係はどうでしょうか？

シンガポールは民事訴訟手続に関する条約の締約国である。

2.2.2.3　【訴訟開始文書の送達の要件】貴国において有効と認められる訴訟開始文書の送達の要件について教えてください。

基本的に民事訴訟開始令状が被告に交付送達されなければならない。それが不可能な場合、原告は代替送達を申請することもできる。

2.2.2.4　送達が被告に対して直接郵送によってなされ、民訴条約や送達条約の定める正規のルートによって送達がなされない場合、送達要件を欠くことになりますか？直接郵送に翻訳文が添付されていた場合も送達要件を欠くことになりますか？

訴訟が日本で開始され送達がシンガポール国内で行われた場合、シンガポールの裁判所は送達に関して異議を提出することはできない。ただし、訴訟がシンガポール国内において開始される場合には、かかる送達はシンガポール裁判所規則の指示するところにしたがって行われなければならないとされるだろう。

2.2.3　相互保証要件(reciprocity)

2.2.3.1　貴国では、当該外国判決を下した外国が、貴国と同等の条件で貴国の判決を承認・執行してくれることを要件としていますか？

している。英連邦判決相互承認法又は外国判決相互承認法の定めるところにしたがわなければならない。

2.2.4　公序良俗要件（公序）

2.2.4.1　貴国では、懲罰的損害賠償を認める外国判決を承認・執行することができるか？

できる。それは判決債務とみなされる。

2.2.4.2　貴国の裁判所は、貴国と外国の両方で同一事件につき訴訟が競合した場合（国際訴訟競合）、貴国での訴訟継続や判決が「公の秩序」を構成するとして、外国判決の承認・執行を拒絶することができますか？

（質問の意味が不明）

2.2.4.3　貴国では、貴国の知的財産権を扱った外国判決を承認・執行することができますか？

判決債務に関する限りで可能。

2.2.5　承認・執行の手続き

2.2.6　【承認・執行に要する手続き】貴国において、外国判決の承認･執行に関する判決を取得するための手続きを定める具体的規定を教えてください。

かかる規定はすべて英連邦判決相互承認法又は外国判決相互承認法に定められている。

2.2.7　【実質再審査の禁止】　貴国の裁判所では、外国判決の承認・執行の際、外国判決の基礎をなす法理論や証拠を再審査するか？

それが英連邦判決相互承認法又は外国判決相互承認法に定められた条件に係るものである場合を除き、再審査しない。

2.2.8　外国判決の承認・執行にはどの程度期間がかかりますか？普通の訴訟よりも、時間はかかりますか？

通常は普通の訴訟よりも時間がかからない（争われるべき問題があるときを除く）。

2.3　知的財産権訴訟に特化された外国判決の承認・執行に関する制度はありますか？

ない。

2.4　知的財産関連の外国判決の承認・執行の事案がありましたら教えてください。

我々が認識する限りではない。

2.5　外国判決の承認・執行の運用、統計の有無

現在のところない。

2.6　外国判決の承認と執行に関する法改正の動きがあれば教えてください。

現在のところない。

2.7　外国判決の承認・執行の問題に関する参考文献があれば教えてください。

現在のところない。

3　域外適用関連

3.1　知的財産権の域外適用に関する規定及び判例の有無。

ない。

以下の事案について、貴国の法律、判例または一般的な見解に基づき、どのような評価がなされるかを回答してください。

X はある発明について貴国の特許権を有しています。この場合に、Y が当該特許権を侵害する製品を外国で製造し、当該製品が第三者 P によって貴国で販売されたとします。貴国の法制度の下、Y の外国における製造行為について特許権侵害が成立する場合があるでしょうか。以下の点を勘案して回答してください。(1)Y が第三者 P を教唆して販売させた場合。(2)Y と第三者 P とに、教唆以外の共同不法行為が成立する場合。(3)特許権以外の知的財産権の場合。

侵害は成立しない。侵害行為はシンガポール国内で行われなければならないとされている（特許法 66 条）。

X はある発明について貴国の特許権を有しています。この場合に、Y が当該特許製品を侵害する製品を貴国で製造しているとします。この場合、Z が Y に対して、貴国で製造された X の特許権を侵害する製品を外国に向けて輸出し、販売する申し出(offer to sell)を貴国の国内で行う場合、Z に特許権侵害が成立する場合があるでしょうか。

シンガポール国内において侵害品の販売の申し出を行った場合と同様に、Ｚには侵害責任が問われることになるだろう。

X はある発明について貴国の特許権を有しています。この場合に、Y が当該特許製品を侵害する製品を外国で製造しているとします。Z は Y に対して、当該外国において当該特許製品を販売する申し出を、貴国の国内において行い、契約を締結しました。この場合、Z に特許権侵害が成立する場合があるでしょうか。

当該製品の販売がシンガポール特許をも侵害する場合を除き、Ｚの特許権侵害は成立しない。

３．８　インドネシアにおける国際裁判管轄・外国判決の承認執行

以下は、事務局からの要請にしたがって作成された、インドネシア大学知的財産権センターからの回答である。

インドネシアにおける国際裁判管轄・外国判決の承認執行

インドネシア大学知的財産権センター
Henny Marlyna, S.H., M.H., M.L.I.
Ranggalawe Suryasaladin, S.H., M.H., LL.M.
Wenny Setiawati, S.H., M.L.I
Parulian Aritonang, S.H.
Berliana P Simarmata, S.H.

Ⅰ．インドネシアにおける知的財産権関連訴訟に関する裁判管轄件について

A．民事事件及び刑事事件に関する裁判管轄権（概要）

インドネシアにおいて知的財産権侵害事件に対する裁判管轄権の決定がどのように行われているかを理解するためには、民事訴訟法及び刑事訴訟法を簡単に理解する必要がある。

民事事件に関しては、HIR[240]第 118 条が、原告は被告の住所地（domicile）の地方裁判所に訴状を提出しなければならないことを定めている。被告が住所地を有さない場合には、被告の事実上の居所がある地の地方裁判所に訴状を提出しなければならない。被告が複数名いるときには、原告は被告達の住所地のいずれかを管轄する地方裁判所に提訴すればよいが、ただし、債務者本人と保証人を被告とした訴訟を提起する場合は保証人ではなく債務者本人の住所地のある地の裁判所に訴えを起こさなければならないとされている。

被告の住所又は事実上の居所が不明のときには、原告の住所がある地の地方裁判所に訴状を提出することもできる。不動産に関する訴えの場合は、当該不動産の所在する地の裁判所が管轄裁判所となる。当該取引に関する法律上の取引遂行地（legal domicile for the transaction）が前もって原告と被告の間で合意されていたときには、原告はその地の地方裁判所に訴状を提出することもできる。

上記の規定によると、原告及び被告の国籍はインドネシアの民事訴訟では問題とされない。インドネシア国民も外国国民もともに原告又は被告としてインドネシアで裁判を遂行することができる。

インドネシアにおける刑事訴訟は、インドネシア刑事訴訟法（Law on Criminal Procedure, 1981 年法律第 8 号）に基づき進められなければならないとされている。属地主義の原則に基づき、インドネシア領内で行われた犯罪はインドネシアの裁判所に対し訴えられなければならず、またかかる犯罪にはインドネシア刑法が適用される。刑事訴訟においてもやはり犯罪者の国籍は問題にならない。インドネシアの刑事法に違反した者は、インドネシア国民であるか外国国民であるかを問わず、インドネシアの裁判所で刑事裁判を受けなければならない。かかる属地主義は、インドネシア国籍船中で行われた犯罪にも適用される（たとえ当該船舶が外国の領海上にいたか又は外国の港湾に寄港していた場合であってもこれは変わらない）。

一方で、インドネシアは積極的属人主義の原則も採用している。積極的属人主義の原則の下、インドネシア法はインドネシア国民を追随するものとなるので、外国で罪を犯したインドネシア国民をインドネシアの裁判所で裁くこともできる。インドネシア刑事訴訟法第 86 条によると、インドネシア国民がインドネシア法により裁くことができる犯罪を外国において犯した場合には、ジャカルタ中央裁判所にその事件に対する管轄権が認められる。

インドネシア刑事訴訟法は、すでに外国裁判所により判決が下されている場合には、「二重の危険（nebis in idem）」の原則の下、その者をインドネシアの裁判所における刑事訴訟の対象とすることはできない旨も定めている。この規定は、外国における判決が当該犯罪者をあらゆる訴追から免除することを命じるものであるか又は刑罰を課するものでありかつすでにそれが実施されている場合にのみ適用される。

さらに消極的属人主義の原則の下、インドネシア国民が被害者である場合にはインドネシアの刑事法がインドネシア国外で行われた犯罪にも適用される。したがって、当該犯罪者をインドネシアに連行することが可能である限りは、そのような場合には、世界のいかなる場所で犯罪が遂行されたかを問わず、犯罪者が外国人である場合も含めて、インドネシアの裁判所はかかる犯罪者に対する刑事裁判を行うこともできる。

また、インドネシアは普遍主義の原則も受け入れている。普遍主義の適用対象となる事例においては、いずれの国においても裁判所の管轄権は絶対的なものと見なされるので、したがって裁判管轄権は犯罪地や犯罪者の国籍には左右されないことになる。

B．知的財産権侵害事件に対する管轄権

インドネシアの知的財産法は、知的財産権の侵害を民事訴訟と刑事訴追の両方が可能なものとして扱っ

[240] HIR（Herziene Inlands Reglement）は、オランダが定めた植民地法であるが、現在でも民事訴訟の進行に関する施行規則的なものとして裁判所に使用されている。

ている。したがって、インドネシアでは知的財産権紛争や知的財産権侵害は民事手続と刑事手続の両方の対象になる。民事事件としての知的財産権侵害訴は、商事裁判所に訴えを提出することにより開始できる（ただし、営業秘密侵害の訴えは普通地方裁判所に提訴しなければならない）。一方、知的財産権侵害に係る刑事訴訟は普通地方裁判所に提訴されなければならない。裁判管轄権に関する一般原則や HIR 及び刑事訴訟法の規定もまた民事と刑事の両方の知財侵害事件に適用される。

知的財産権（特許権、商標権、著作権、意匠又は回路配置利用権）の無効化を求める訴えは商事裁判所に対し提出しなければならない[241]。したがって、知的財産権の有効性に関する紛争に関しては商事裁判所が専属管轄権を有するということになる。ただし、知的財産権者自身が自らの権利を無効化することを望む場合には、インドネシア知的財産権総局（DGIP）に無効請求を提出することもできる。

知的財産権侵害民事訴訟においては、多くの場合、被告から権利無効の抗弁が提出されることになる。また、無効訴訟においても、被告（知的財産権者）が自らの有する知的財産権の侵害に対する損害賠償請求訴訟を反訴として提出するケースは少なくない。しかし、権利無効の訴えと知的財産権侵害に対する損害賠償請求はともに商事裁判所の管轄事項であるため、両方の訴えはともに当該商事裁判所により解決することが可能である。

一方、刑事訴訟の場合、刑事訴訟に対し管轄権を有する裁判所（普通地裁）は権利無効の訴えに対しては事物管轄権を有していない。この点が問題になった事例として、No. 38/PID/B/2004/PN. JAKARTA TIMUR 事件がある。本事件における地裁は、被告に有罪判決を下すために必要とされるすべての要件は満たされていると決定しながらも、被告が当該特許の無効を申立てたことから、被告に対しては何らの刑の言い渡しも行わなかった。つまり、同地裁は、被告による被疑侵害装置の製造及び販売は罪に当らないと判断したことになる。かかる判断は、地裁に与えられている権限を逸脱するものであったともいえるだろう。

C．インドネシアの裁判所が外国で与えられた知的財産権の侵害や有効性に係る訴えに対し裁判管轄権を行使できるのはどのようなときか

インドネシアにおける知的財産権は国内的に保護されている。すなわち、インドネシアにおいて登録された知的財産権だけがインドネシア国内において保護されることになる。著作権以外の知的財産権はすべてインドネシアにおいて登録されている場合にのみ保護される（著作権は登録を保護の要件としない）。よって、インドネシアの裁判所は、インドネシアで付与又は保護されている知的財産権に関してのみそれに係わる侵害紛争や無効の訴えを審理する権利を有している。したがって、外国知的財産権者（著作権者を除く）は自らの有する外国権利についての訴えをインドネシアの裁判所に提出することはできない。

しかし、1970 年法律第 14 号（司法裁判所の権限に関する原則についての法律）の第 14 条は、その事件に関して適用されるべき原則が存在しない場合又はそれに関する法が不明確な場合、裁判所は事件の受理を拒否してはならない旨を定めている。つまり、そのような状況においては、裁判所は事件の審理を行い、判決を下すべき義務を有することになる。

この規定は、当事者が外国法を準拠法として選択しながらもインドネシアの裁判所を管轄裁判所として指定しているといった場合にも適用される。そのような場合、インドネシアの裁判所は、当該外国法に詳しい専門家証人のたすけを借りて、かかる事件に対する判決を下すこともできる。

したがって、インドネシアの裁判所は、海外で付与された知的財産権の侵害又は有効性に係わる民事訴訟の受理を拒絶することはできないが、しかし、これに関する判例がないこともあり、実際にはかかる事件を受理することは難しいだろう。

民事事件に関しては、渉外的関係にある当事者間に外国の裁判所を管轄裁判所とすること又は準拠法の選択についての自主的合意がある場合を除き、インドネシアの裁判所は、当事者（原告又は被告）の国籍や不法行為地に関係しない外国裁判所の国際管轄権を認めない。一方、かかる合意がある場合、原則とし

---

241 特許法（2001 年法律第 14 号）第 91 条、商標法（2001 年法律第 15 号）第 68 条第 3 項、著作権法（2002 年法律第 19 号）第 42 条、意匠法（2000 年法律第 1 号）第 38 条及び半導体集積回路回路配置法（2000 年法律第 32 号）第 30 条を見よ。

242 RV はオランダ植民地時代に欧州の民事裁判所のために制定されたものであるが、インドネシア独立前に有効であった法律でありかつそれに代わる新法が定められていないものはその効力を保持する旨を定める 1945 年のインドネシア修正憲法経過規則第 I 条にしたがい、いまだその効力を保っている。

243 商法第 724 条における外国判決の執行に関する例外は、共同海損に関するものであり、外国当局が下した船舶所有者が負担しなければならない総費用と総損失、輸送費、貨物の価額に関する決定は、船舶所有者又は積荷所有者がインドネシア内に住所を有する者である場合には、インドネシア国内で執行可能であるとしている。

て、インドネシアの裁判所は、外国裁判所の判決に服することは当事者の契約上の義務であると看做すことになる。

刑事事件については、世界の集団的利益を害するものと看做される種類の犯罪に関しては、普遍主義の原則の下、インドネシアの刑事法を適用することができる。しかし、この問題に関するさらなる説明が存在しない点は問題と言えるだろう。

なお、1965 年のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1999 年法律第 29 号により批准）に関して、インドネシアは同条約第 22 条に対する明示的な保留を表明している。インドネシア政府は、自国は同条約の第 22 条に拘束されないと考えており、同条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であって同条が規定する手続により解決されないものの国際司法裁判所への付託はすべての関係者が同意する場合に限りそれを行うことができるとの立場を取っている。かかる立場は、国際司法裁判所の自動的な管轄権（強制管轄権）を認めないとする考えに立つものである。

「履行地」という概念に関係に関しては、インドネシアでは、それと同様の「最も特徴的な関連 (the most characteristic connection)」という考え方が採用されている。かかる考え方は、契約中において準拠法の選択がなされていない場合における契約執行をめぐる紛争に関して適用される。ただし、そのような考え方を外国裁判所の管轄権を認めるための理由と看做すことはなされていない。

Ⅱ．インドネシアにおける国際管轄権の扱い

民事事件に関しては、渉外的関係にある当事者間に外国の裁判所を管轄裁判所とすること又は準拠法の選択についての自主的合意がある場合を除き、インドネシアの裁判所は、当事者（原告又は被告）の国籍や不法行為地に関係しない外国裁判所の国際管轄権を認めない。一方、かかる合意がある場合には、原則として、インドネシアの裁判所は、外国裁判所の判決に服することは当事者の契約上の義務であると看做すことになる。

「履行地」という概念に関係に関しては、インドネシアでは、それと同様の「最も特徴的な関連 (the most characteristic connection)」という考え方が採用されている。かかる考え方は、契約中において準拠法の選択がなされていない場合における契約執行をめぐる紛争に関して適用される。

刑事事件については、世界の集団的利益を害するものと看做される種類の犯罪に関しては、普遍主義の原則の下、インドネシアの刑事法を適用することができる。しかし、この問題に関するさらなる説明が存在しない点は問題と言えるだろう。

なお、1965 年のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1999 年法律第 29 号により批准）に関して、インドネシアは同条約第 22 条に対する明示的な保留を表明している。インドネシア政府は、自国は同条約の第 22 条に拘束されないと考えており、同条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であって同条が規定する手続により解決されないものの国際司法裁判所への付託はすべての関係者が同意する場合に限りそれを行うことができるとの立場を取っている。かかる立場は、国際司法裁判所の自動的な管轄権（強制管轄権）を認めないとする考えに立つものである。

Ⅲ．インドネシアにおける外国判決等の承認と執行

Ａ．インドネシアにおいては外国判決等の承認と執行は行われているか

１．外国裁判所の判決

領域主権の原則の下、外国判決はインドネシアでは執行することができない。同原則によると、裁判官は国家が有する司法権を行使するための手段であるので、裁判官が下した判決は国内にのみ限定された効力しか有さないということになる。よって、別段の旨を定める国際協定が存在しない限り、外国裁判所の判決はインドネシア国内では執行することができない。そのような協定もこれまでのところ存在しない。

立法成果物に関する一般規則（Algemene Bepalingen van Walgeving :「AB」, State Gazette, 1847 No. 23）の第 22a 条は、裁判所の管轄権並びに判決及び公正証書の執行は国内法により認められた原則、すなわち領域主権の原則により制限されることを定めている。判決の執行は当該判決が下された国の領内においてのみそれを行うことができる。

さらに民事訴訟規則（Burgerlijke Rechtsvordering/ :「RV」）[242]第 436 条は、商法第 724 条及びその他の立法文書により定められているところを例外として、外国の判決をインドネシア領内で執行できないことを定めている[243]。インドネシアの裁判所に対し当該事件をあらためて提訴することはできるが、しかし、執行は執行認許が下されるまでは行われない。執行認許は勝訴当事者が同条に規定された手続にしたがって請求を行うことにより当該執行を担当する裁判所から発行される。

ただし、RV の第 435 条は外国判決の「執行」についてのみ規定しているので、同条は有罪判決的な性質の外国判決にのみ適用される。外国の裁判所が下した確認判決（婚姻の有効又は無効、何らかの物品の

所有権等に関する判決）や形成判決（契約の無効、後見人の任命等に関する判決）はインドネシアの裁判所により承認され尊重される。

２．外国仲裁判断

仲裁・紛争解決法（1999 年法律第 30 号）の第 66 条(a)は、インドネシアが仲裁の下された国との間に外国仲裁判断の承認と執行に関する協定を締結している場合にのみ、外国仲裁判断はインドネシアにおいて承認し執行することができる旨を定めている。ただし、インドネシアは 1958 年のニューヨーク条約の締約国であることから（1981 年大統領令第 34 号により批准）、同条約の下、インドネシアは国際仲裁判断の承認と執行を行うべきことを義務付けられている。

Ｂ．インドネシアにおける外国判決等の執行手続

１．外国裁判所による判決

外国裁判所による判決をそのままインドネシア国内で執行することはできない。インドネシア国内における執行が認められるためには、当該判決の執行が行われる地域の一審裁判所から執行認許を取得することが必要になる。執行認許の請求を行う際には、当該外国判決の認証謄本及びその翻訳（翻訳証明も必要）を提出しなければならない。ただし、それがインドネシアの公序に反するときには、外国判決の承認は行えないとされている。

渉外取引における自主的な管轄裁判所又は準拠法の合意という形で当事者が外国裁判所の管轄権に服することに合意している場合、インドネシアの裁判所は、原則として、当該外国裁判所の判決にしたがうことは契約上の義務であると看做す。ただし、かかる外国判決はインドネシアの公序に反するものであってはならない。

有罪判決的性質の外国判決はインドネシア国内では執行することはできないものの、同じ内容の訴えをインドネシアの裁判所に提起することによりインドネシア国内で執行可能な国内判決を得ることはできる。この場合、外国判決は原告の主張を裏づける一応有利な証拠と看做されることになるだろう。ただし、それに関する明文規則は存在しないため、インドネシアの裁判官はその事件の個別的・具体的な事情に照らし外国判決の理非を自由に判断することもできる。

２．外国仲裁判断

仲裁・紛争解決法（1999 年法律第 30 号）の第 66 条は、以下を満たす場合には、外国仲裁判断を国内において承認し執行できることを定めている。(a)インドネシアとの間に外国仲裁判断に関する二国間条約又は多国間条約を締結している国の仲裁裁判所が下した仲裁であること（互恵要件）、(b)インドネシア法の意味における「商事法」の分野に関する仲裁であること、(c)当該仲裁裁定は「明らか」に「公序」に反するものでないこと。

外国仲裁裁定を執行するためには、中央ジャカルタ地方裁判所所長から執行令状を取得しなければならない。執行令状の請求は中央ジャカルタ地裁の裁判書記官に以下の文書を添えて申請を行うことにより行われる。(a)当該仲裁判断の正本又は認証謄本とその正式な翻訳文、(b)当該仲裁判断の対象となった契約の正本又は認証謄本とその正式な翻訳文、(c)「申請人の属する国」は外国仲裁裁定の承認と執行に関する二国間条約又は多国間条約をインドネシアと締約していることを証する内容の仲裁裁定が下された国の外国官による宣言書。

中央ジャカルタ地方裁判所所長により発行された執行令状は、当該仲裁裁定の執行が行われるべき地に管轄権を有する適切な地方裁判所へと交付される。外国仲裁判断を承認し執行する旨の中央ジャカルタ地方裁判所所長による決定は最終的かつ拘束力を有するものとして扱われるが、執行令状の請求をしりぞける旨の決定に関してはそれを最高裁に控訴することも可能である。ただし、最高裁による決定が下った後は、それを覆すための法的手段は存在しない。

なお、インドネシアは、1971 年の民事及び商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約の締約国ではない。

Ｃ．逃亡犯罪人の引渡し

逃亡犯罪人引渡し法（1979 年法律第２号）は、「逃亡犯罪人の引渡し」を逃亡犯又は外国で罪を犯した犯罪人をその事件に関して裁判管轄権を有する外国の引渡し要請に応えてその国に正式に引渡すことと定義している。

逃亡犯罪人の引渡しは、通常、二国間又は多国間で引渡し協定（引渡し条約）を締結することにより行われる。ときには、逃亡犯罪人の住所国から相互的関係を結びたいとの意志が示されることもある。現在、インドネシアは、マレーシア、フィリピン、タイ、オーストラリア及び香港との間に逃亡犯罪人引渡し協定を締結している。

Ⅳ．送達の要件

インドネシアは、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約（ハーグ送達条約）にも民事訴訟手続に関する条約にも参加していない。しかし、1978 年には、民事若しくは商事の又は証拠に関する裁判上の文書を海外へ送達する等の渉外要素を伴う渉外事件における特定の局面に関する司法協力協定をタイとの間に締結した。

タイとの司法協力はさらなる立法的行為等を伴うことなく行われている。同協力の下では、送達される文書は送達の手配を行う中央機関に提出されなければならず、中央機関は送達の終了後、送達が終了したことを通知するための所定の書式と雛型に沿った送達証明書を発行する。送達証明書は送達を依頼した外国当局に対し直接に提出される。かかる手続を取ることにより、通常はそのための立法的行為等が必要となるような外交機関における手続やその他の障害を回避することができる。

インドネシアでは、裁判上及び裁判外の文書の正式な送達は、外交覚書を発行し、その後に外国の関連機関（検察、法務省、警察等）に対し送達を行うことにより行われる。外交関係法（1999 年法律第 37 条）は、外国とのあらゆる関係は外務省を経由して行われるべきことを定めている。外交関係は外務省及びインドネシア大使館を通じた外交経路を利用して行われなければならないとの原則があるため、国内の政府機関が外国の政府機関と直接に連絡を取ることはできない。国境を越えた犯罪に関する事件（捜査、逮捕、引渡し又は文書の交換）に関してインドネシアの警察又は検察が外国において自らの職務を遂行することを望む場合、インドネシア外務大臣が当該国の外務大臣宛てに外交覚書を発行し、その後、それが当該国の警察等に伝達されるという形が取られる。

訴訟開始通知の送達の要件としては、原告による訴状の提出を受けた場合、裁判所はその事件の登録終了後に関係者又はその代理人を裁判に出頭させるための召喚令状を発行するべきことが HIR により定められている。召喚令状は、地方裁判所の職員が訴状とともにそれを被告の住所まで届け被告本人に交付する。被告本人が不在であった場合には、被告の住所のある村の責任者に預け、村の責任者がそれを被告へと交付することになる。被告が死亡していた場合、召喚状は相続人に交付されなければならない。被告の住所が不明であるときには、新聞に公告を出すか、その地区の行政事務所に掲示を行わなければならない。被告が国外にいるときには、召喚状は被告が居住する国のインドネシア大使館へと届けられ、大使館がそれを被告に交付することになる。

Ⅴ．国境措置のための二国間又は多国間協力と新たな枠組み

GATT・WTO 協定批准法の制定（1994 年）により国内法を TRIPS 協定に整合させるべき義務の批准を済ませた後、インドネシア政府は、税関法（1995 年法律第 10 条）を制定したが、同法の第 10 条は知的財産権侵害品の輸出入を禁止し規制するためのメカニズムを定めている。

同条によると、知的財産権者は裁判所（普通地方裁判所）に対し自らの知的財産権を侵害する物品の輸出入の停止（及び侵害品の破棄）を税関に命じるよう求める申立てを行うことができる。自らの権利が侵害されていることを知的財産権者が（商標登録証と侵害品をともに提示するか侵害品を特定すること等により）立証したときには、裁判所はかかる命令を下すことになる。

本手続は正当な知的財産権者の利益となるものであり、また税関当局によりすでに実施されてもいるが、しかし同法の有効性や適切な実施が行われているかどうかを疑わせる事実もいくつか存在する。これに関する問題点としては以下のようなものを指摘することができるだろう。

- 知的財産権法の重要性及び知的財産権法のエンフォースメントのために自らが果たすべき重要かつ戦略的な役割に対する適切な認識が税関職員に備わっていないこと。
- 税関法第 10 条を実施するためのメカニズムの有効性を促進することを目的とした税関、司法機関及び知的財産権総局の協力の欠如。たとえば、税関当局は知的財産権侵害の可能性を積極的に確認すべきであるが、そのためには良質な知的財産権情報システムが政府機関間に設けられる必要がある。
- 税関職員による汚職行為。

これらの問題を克服するためには執行機関の間における協力を促進する必要がある。特に、税関当局間における二国間協力や多国間協力を促進する必要があるだろう。税関当局間における国際協力はたとえば以下のような形で行うことができるだろう。

(a)複数の開発途上国の税関当局を対象とした一連の研修・啓蒙プログラムの提供

(b)税関当局による模倣品の取扱いに関する国際的な基準の策定

(c)政府機関と法執行機関の間における（IT を利用した）統合的な知的財産権情報システムの開発（国内的努力と国際協力の両方）

上記の懸念に関しては、侵害品に対処するための国際条約が締結されるべきであり、かかる条約の制定に向けた努力が支持されるべきであるというのが我々の考えである。また、かかる努力をサポートするも

のとして、インドネシアのように広い意味での法や制度の改革を進めている国々の間で協力が行われることも必要であるだろう（司法関係者の専門的技能の強化、汚職の追放、経済発展に知的財産権が果たす役割についての税関職員の認識強化等）。

※本レポートは、インドネシア大学知的財産権センターのコンサルタント・チームにより作成された。その責任者である Edmon Makarim, S.H. S.Kom. LL.M がその内容を承認した。

４．模倣品対策の新たな取組みと国際協力

４．１　米国

４．１．１　米国における模倣品対策の新たな取組み

事務局（渡辺博史）

米国における模倣品対策の最近の新しい動きとして以下の３点があげられる。

- 司法省「知的財産に関する司法省特別委員会報告」2004 年 10 月
- STOP イニシアティブ（USTR、商務省、司法省、国土安全保障省）2004 年 10 月
- NIPLECC 強化策　2004 年 11 月

(1) 知的財産に関する司法省特別委員会報告

司法省に 2004 年 3 月に設置された特別委員会（IP タスクフォース）の報告書が発表された。以下はその提言項目の要点である。報告書の本文は巻末に参考資料 B1 として対訳で掲載している。また、次の章で USPTO のファウラー氏の講演・解説を掲載している。

A. 刑事エンフォースメント強化のための提言

・CHIP（コンピュータ・ハッキングと知財）プログラムの強化。増員。
・CCIPS（コンピュータ犯罪と知財担当部門）リソース強化。
・FBI 知財捜査担当官増員。コンピュータ犯罪捜査を含む。
・大規模犯罪組織による知財犯罪を標的にする捜査の強化。
・検察官、法的な権利執行を行う代理人の教育プログラムの強化。
・公衆衛生・安全を脅かす知的財産権侵害の訴追。
・被害者教育プログラムの強化、協力援助強化　－通報推奨、教育

B. 国際協力に関する提言

・アジア、東ヨーロッパに IPLEC（知財法エンフォースメント調整官）を配す。
・FBI の IP 担当大使館員をアジア、東ヨーロッパに配し、IPLEC の捜査活動に当らせる。
・外国からの証拠収集のため、非公式な情報源を活用する。
・外国の検察官、法執行代理人のための知的財産の能力強化・育成プログラム。
・司法共助条約の締結の順序付け。
・知的財産犯罪を含む犯罪人引渡し条約交渉の順序付け。
・他国との外交交渉の場で知的財産エンフォースメントを強調する。

C. 民事エンフォースメント強化のための提言

・知的財産権者のために知財法の民事エンフォースメントの支援

D. 独占禁止法エンフォースメントの提言

・知的財産権者の権利を保護するために、ライセンスの可否の判定は権利者に委ねる。

・司法省の会社評価手続の活用を促す。
・知的財産権に対して独占禁止法の適用を図る国際協力を推進する。

⑵ STOP イニシアティブ

商務省、司法省、国土安全保障省、米国通商代表部の４省共同の Strategy Targeting Organized Piracy イニシアティブが 10 月に発足した。巻末の参考資料 B2 を参照。

・ 米企業、発明家、特に中小企業の権利を確保、海外での行使の強化
・ 米国国境・市場を模倣品から守り、消費者の安全を確保する
・ 模倣品・海賊版を製造・流通している業者の名前を公表し、税関通過を困難にする
・ 国際市場から模倣品を締出す民間との協力プログラム No Trade in Fakes の開発
・ 知財を盗む犯罪企業を排除するため、あらゆる刑法を用い、また知財法を見直す
・ 欧州・日本など最近になって模倣対策を打出した、問題を共有するパートナーと協力

実態は各省で独立した個別の施策を実施する予定で、今のところばらばらに活動している。USPTO ではホットラインの設置（2004 年 10 月 4 日から）による電話相談を実施している。さらに現在 USPTO では税関との協力を検討している。また、USPTO の WEB サイトの再構築も予定中である。

⑶ NIPLECC の強化策

NIPLECC（National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council）は発足以来その活動の成果が期待されていながら、なかなか実効が上らないことで批判を受けていた。そこで、NIPLECC に対して次の様に予算と権限を持たせる対策が 2004 年 11 月に発表された。

・ ２百万ドルの独立した予算
・ 大統領指名によるコーディネーター（長）指名－2005 年明けまでに指名される予定
・ コーディネーターがカウンセル（メンバー）の指名権を持つ
・ カウンセルの経費は出身母体が持つ（２百万ドルはそっくり NIPLECC が使える）

４．１．２　米国における知財エンフォースメント

以下に 2004 年 12 月 14 日に行われた AIPPI・JAPAN 国際シンポジウム「知的財産権の国境を越えた執行－模倣品対策の国際協力における新たな枠組み」における講演記録を添付した。

米国における知財エンフォースメント
ピーター・ファウラー（米国特許商標庁国際法務部エンフォースメント室）

今日、私からお話しさせていただくのは、知的財産権の米国における現状について、また模倣品対策における国際協力で米国がどのような取組みを行っているかということについてである。

皆さんは驚かれないかもしれないが、米国には知的財産権を保護する強力な法的枠組みが存在することをまず指摘しておきたい。民事、刑事の救済策があり、さまざまな知的財産権法、たとえば著作権法、ランハム商標法、特許法、トレードシークレット法、その他いくつもの専門的な法律の中で、刑事、民事の救済方法が規定されている。このように米国にはそもそもしっかりとした広範な法制度があり、知的財産権保護のために活用されているという現状がある。

知的財産権の権者が侵害者に対してエンフォースメントのアクションを起こす方法としては四つある。一つは途上国ではあまり見られないことだが、民事の救済方法と手続きを活用して、エンフォースメント

を行うというものである。民事訴訟を通じたエンフォースメントである。米国にはしっかりと確立された透明性の高い司法制度があるというのがその理由なのかもしれないが、知的財産権の権利者の側としても、この手続きを使うことによって、公正で十分に効果的で、かつタイムリーな判決を出してもらえるという見方がある。そしてその判決は一般的に権利者にとって満足のいくものであるという認識もある。したがって刑事エンフォースメントに頼ろうという気運は、アメリカでは比較的少ないと言える。

著作権、意匠、地理的表示などについては、米国の連邦レベルの地方裁判所に提起され審理されるが、ほとんどの知的財産権法は連邦レベルの法律で、州法ではない。その結果として、連邦の地方裁判所に提起されて審理されるわけである。

さて著作権の海賊行為、商標の不正使用に対する刑事訴追は、商業規模の場合、第一義的には FBI 連邦捜査局の捜査支援を受けて、連邦検察官が起訴・刑事訴追を行う。FBI の捜査官以外にもさまざまな検査官がかかわるが、通常は FBI 連邦捜査局が捜査にかかわっている。

最近では大規模な組織犯罪のケース、犯罪組織が州際あるいは国際的な侵害物の流通に関与するケースが増えてきている。もちろんこれは連邦地方裁判所に提起され、民事、刑事の両方から審理をして、連邦検察官は訴追をするか、公訴を維持するかどうかを判断するわけだが、民事、刑事の手続き以外に行政的救済策、排除命令がある。

米国の行政的エンフォースメントの制度はそれほど広範なものではないが、唯一の例外が排除命令である。この排除命令を出すのは国際貿易委員会、ITC という連邦の機関であり、申立てを扱う権限を与えられ、米国内に商品が入ってくることを排除できる権限がある。

国際貿易委員会が審理するケースで、知的財産権に関連するものは 20%、その多くが特許案件である。もちろん中には商標権に関するものもあるが、著作権は非常に少なく、残りの 80%は自動車部品、コンピュータチップ、半導体チップが占めている。

国際貿易委員会に対して、権利者は不服申立てをすれば、排除命令を出してもらえる可能性がある。権利者は税関当局に申立てを行うことによって、税関当局が商品の輸入を排除するというかたちになる。これは非常に効果的な行政的な救済策であると言える。

いま話に出た税関当局によるエンフォースメントアクションというのものもあり、米国の法律の下、権利者が正式な通告あるいは不服申立てを行わなくても、職権にて措置をとることができる。もちろん権利者による不服申立て、通告、あるいは知的財産権の記録をベースとした手続きもある。これはレコーデーションプロセスといわれているが、権利者は商標登録、特許や著作権登録の謄本に、侵害商品あるいは模倣品についての情報も付けて税関当局に提出すると、税関当局ではそういった商品に対する注意を払うようになる。米国には港が 330 ぐらいあるので、税関当局はデータベースを使って各機関と情報を共有するというシステムが構築されているのである。

不正競争に関する申立てについて、手短に述べておきたい。不正競争の不服申立ては必ずしも知的財産権に関する申立てとは言えないが、確かに知的財産権に関するものもあるわけで、パーミングオフ、贋物をつかませるとか、誤認広告なども含まれている。つまり消費者に誤認を引き起こさせるような行為、商品の出所について消費者を惑わせるような行為ということだが、特に商標絡みのケース、包装に関するケース、広告、形状など、模倣品、商品が消費者に誤認させるようなものである。

これは必ずしも直接的な模倣品が対象というわけではない。たとえば贋物のグッチのバッグをつくって、それをグッチのバッグとして売れば、直接的な模倣行為であるが、不正競争の分野においては、模倣品はきわめて似ているけれども、まったく同じではない。名前とか、包装が非常に似ているため、消費者の側で混乱が生じてしまう。また商品の出所について消費者側に混乱が生じてしまうというようなケースである。侵害行為により、これらの商品のほうが安いので、結局、消費者が買ってしまう。

そのような場合には、連邦の不正競争法、商標法に基づいて、連邦裁判所に提起することもできる。あるいは権利者は州の裁判所に提訴することもできるわけである。州の法律にも不正競争に関する規定があり、コモンロー上の犯罪とみなされている。あるいは州の裁判所に提起したあと、連邦の法律が絡んでいる場合には連邦レベルの事件と併合して、連邦の地方裁判所で審理してもらうという選択肢もある。

さて米国に入り込んでくる模倣品はここのところ増加している。米国政府のさまざまな機関で知的財産関連の輸入に対する刑事捜査やエンフォースメントが増えている。たとえば米国郵政公社の検査官、アルコールたばこ火器局の捜査官、FDA 食品医薬品局の捜査官、農業検査官など、普通、知的財産権といわれて頭に浮かばないような連邦の機関、政府の機関の検査官による刑事捜査やエンフォースメントが増えているということである。

EU の状況もそうだが、知的財産権の侵害という範囲が広くなり、その中に含まれるものが増えている。たとえば地理的表示・出所の誤認、原産国、食品の模倣品、植物の模倣品、誤認にまつわるケースなども増えている。FBI と警察当局だけではなく、その他の政府機関も積極的に関与する場合が多く、連邦法に

関する場合は米国連邦検察官が扱うという規定になっている。

FBI について申し上げたが、知的財産権犯罪が米国国内の自治体、州、あるいは州際、国内あるいは国際レベルで行われたとしても、連邦警察、FBI といった単一の機関だけでは対処できない場合が増えてきたため、その結果として、管轄権を越えた法執行の合同タスクフォースがここのところ増えている。国境を越えた事件、あるいは米国国内の州の境界を越えた事件など、FBI、その他連邦機関、州警察当局、自治体警察や保安官、こういった法執行機関が手入れを行ったり、協調してアクションをとったりという合同タスクフォースである。

また自治体や州のレベルでは、商業規模の著作権侵害品や模倣品が、自治体・地域経済、雇用の創出、税収、法執行、ストリートクライム（路上犯罪）に有害な影響を及ぼすということに対する認識が高まっている。

2 週間ほど前になるが、ニューヨーク市の財政長官が新しい報告書を出した（注＊）。模倣品がいかにニューヨークの経済に悪影響を及ぼすかということについての報告書である。中身は目からウロコというもので、非常に詳しく社会的あるいは財政的なコスト、たとえば税収がどれだけ減っているか、法執行にどれだけコストがかかってしまっているか、ニューヨーク市の財政担当者ということで数字が多いのだが、これらの数字を見ると、模倣品の流入、製造、販売が自治体の経済にどれほど影響を及ぼしているかということがわかる。法執行機関は対策のためにどれだけの費用を使わなければならなくなっているか。自治体のコスト増がどれだけあるかということについて、具体的な数字を示して報告している。

それではエンフォースメントに関して、米国には現在どのような課題があるのかということだが、まず一つ目は組織犯罪である。連邦当局は州あるいは自治体の当局と協力して、組織犯罪グループの関与について、密輸、模倣品を米国内に持ち込もうとするような行為に目を光らせている。

またインターネット上の著作権侵害、不正行為についても、単にインターネットから著作物をデジタルにコピーするということだけではなく、模倣犯はインターネットを e コマースの手段、ビジネスのツールとして使っている。Web サイトを活用しているわけで、インターネット上での模倣犯のマーケティングは、ここのところ非常に巧妙になってきている。これは知的財産権犯罪であると同時に詐欺犯罪でもあり、商品の誤認をも招くことである。インターネットで買ったら、本物ではなくて贋物しか手元に届かなかったというケースが増えている。

インターネットショッピングで医薬品などを購入するというケースも増えている。米国では調剤医薬品のコストが高いということで、カナダや国外から安い医薬品を持ち込もうというような試みがなされており、これが非常に大きな問題となっている。

それからやはり連邦の関係機関が注視しているのは、公衆衛生と安全という課題である。模倣品が国内に流れ込んでくることによって、公衆衛生と安全が脅かされている。たとえば自動車部品、航空機の部品、携帯電話の電池などが贋物であるがゆえに爆発してしまうとか、またアルコールなどの飲料、食品、ありとあらゆる模倣品が、買い手がいる限り流れ込んでくる。

白剛さんがおっしゃっていたが、買う人がいるから模倣品のマーケットが成立つわけで、模倣犯はマーケットがなければ模倣品をつくるということはしない。模倣品が売れるから、ある商品に人気があるから、それを搾取するかたちで、模倣犯は模倣品をどんどん出してくるわけである。

知的財産権保護およびエンフォースメントと米国の貿易関係、通商関係とのつながりは、米国政府としても非常に重要であると考えており、今村さんから今朝のプレゼンテーションの中ですばらしい分析をご紹介いただいたが、米国の FTA と TRIPS、TRIPS プラスの間にどのような違いがあるかというと、二国間の貿易協定あるいは FTA を締結するのであれば、TRIPS プラスでなければ意味がないというのがアメリカの考え方である。WTO の加盟国で TRIPS があるならば、別途、二国間の協定、FTA を結ぶ必要はない。したがって米国としては、FTA を結ぶからには保護の強化につながらなければならない。そしてエンフォースメントの義務について、より具体的な中身にするものでなければ、FTA や二国間の貿易協定を結ぶ意味がないと考えている。

もちろん貿易協定と一言で申し上げても、たとえばヨルダンとの FTA というのは、いまでもいい FTA ではあるが、中身を見ていただくと、チリ、シンガポール、オーストラリアなどと結んだいまの FTA のほうがきわめて具体的、かつ詳細な規定になっている。オーストラリア、バーレーン、チリ、それから中米各国との中米協定、ドミニカ共和国、イスラエル、ヨルダン、それから NAFTA との協定もそのようになっている。NAFTA はどちらかというと古くなっているため、さまざまな規定がさらに追加されている。

それから二国間貿易協定としてはかなり大きなベトナムとの協定もあるが、非常に詳しい知的財産権に関する規定が含まれており、二国間貿易協定や FTA において、これらの問題に重きが置かれていることが反映されている。

IPR のエンフォースメント規定について、現在交渉中、あるいは貿易協定に今後盛り込まれる予定にな

っているものなどもある。アンデス自由貿易協定、またボリビアも今後入ってくると思うが、現段階では、コロンビア、エクアドル、ペルー、それから米州自由貿易地域（FTAA）、これはまだ継続的な交渉が行われている西半球の 34 の民主主義国との協定である。それからオマーン、タイ、アラブ首長国連邦とも IPR のエンフォースメント規程について、現在交渉中である。

強力な法制度も重要であるが、それとともに重要なのが統合された全国レベルのエンフォースメントシステムである。アメリカのように連邦制度をとっていなければ、もっと簡単なのかもしれないが、アメリカは連邦制度を敷き、地域の多様性もあるので、課題も多い。民事、刑事の措置、あるいは IPR エンフォースメントに関係し責任を負う各機関の間の調整とコミュニケーションがきわめて重要になってくる。

そこで米国政府の現在の取組みであるが、これまで以上に法律や規制の強化を行おうと思っている。先ほども指摘があったが、知的財産権保護は常に進化させていかなければならない。なぜならば、ここ 10 年、技術がどんどん進化しているからである。著作権の分野においてもそれが言える。TRIPS 協定を交渉していた当時は、だれもインターネットがどういう影響をもたらすかということはわかっていなかった。デジタル技術、デジタル環境が著作権者にこれまでとまったく違った環境をもたらすということが認識されていなかった。したがって技術の進歩は特許権者、商標権者に対しても大きな影響を及ぼす。そういう意味で継続的に法律や規制の強化を行っていかなければならない。

また、的を絞ったエンフォースメントを行っていく必要がある。たとえば路上の小規模業者をターゲットとするのではなくて、大物狙いでいかなければならないと思っている。つまり最も大きなメーカー、最も大きな輸入業者、最も大きな模倣犯、最もインパクトが大きいところに的を絞ってエンフォースメントを行っていかなければならない。

連邦レベルでは協調的な政策イニシアティブが進んでいる。たとえば最近の例では、STOP イニシアティブというのがある。組織的海賊行為、模倣品対策のための戦略イニシアティブであり、いくつもの柱から成っている。貿易相手国、同盟国と協調することにより、国際的な犯罪、国際的な模倣行為に対抗しようというものである。

また WIPO、WTO といった多国間の枠組み、あるいは国連の機関、WCO などを通じた国際協調の取組みも行われている。先ほども申し上げたが、貿易協定における義務化については、多国間交渉の場において、常にこれを進め、具体化させるというイニシアティブを推進している。

たとえば OECD でも新しいイニシアティブがあり、これは国際的な模倣行為の幅、それが合法的なビジネスにどれだけ影響を及ぼすかということについて、OECD に新たな調査をしてもらおうというイニシアティブである。世界市場で流通している商品の 7～8%が模倣品だといわれているが、97 年に OECD が ICC に委託して調査を行ってから 7 年経っているので、もう一度これをやり直す必要があると考えている。

それからトレーニングとキャパシティビルディングも行っていかなければならない。これによりメリットを享受できるのは、ただ単に米国特許商標庁だけではないだろう。

米国においては国家知的財産エンフォースメント調整委員会（NIPLECC）が連邦議会によって 2000 年に設置されているが、この機関は国内および国際的知的財産権法に関して、連邦と外国機関の間のエンフォースメント調整を行う米国政府機関である。NIPLECC のメンバーは、司法省の主に刑事部、国土安全保障省、現在、税関はここの所属となっている。また商務省の国際通商局、国務省経済局、ここで知財および経済事案を取り扱っている。そして米国特許商標庁、通商代表部、また著作権庁は NIPLECC のアドバイザーとしての役割を果たしている。

現在、NIPLECC を拡大して、FDA、食品医薬品局や農務省など、さらに官庁を追加しようという議論が進められている。また消費者製品安全委員会も含めようということになっている。

新しい法律が大統領により署名された。この法律によって、あらゆる国際エンフォースメント活動、また政策のコーディネーションを国内において強化するということ、そして政府のアニュアルレポートをまとめるという新法制が制定された。読み物としてもおもしろいかもしれない。

また大統領府の中に国際知財エンフォースメントコーディネーターという職を新たに設けた。これは大統領により直接任命を受ける職務である。これに加えて、アメリカ通商代表部に知財エンフォースメント主席交渉官という職責も設けた。こちらはすでにそのような仕事をやっている人に肩書きをつけたという意味合いのほうが強いかもしれない。

NIPLECC はこの法律の下で独自の予算を配分されることになっている。いままで NIPLECC はいろいろなメンバー官庁、つまり特許商標庁、司法省、国土安全保障省などが拠出金を出すことによって、NIPLECC を賄っていたのだが、10 月 1 日から始まった年度からは、予算を別個に配分されることになり、今年度は 2 億ドルの予算が与えられている。ただしこれは氷山の一角であり、NIPLECC コーディネーターが連邦人事の採用権限を持つということが何を意味するかというと、NIPLECC のコーディネーターはほかの官庁からの派遣あるいは出向を決定することができるということで、しかもそれには何の制約も課

せられていないのである。

NIPLECC は 4 年ぐらい前にできて、いまはこのように新たな付託事項が課せられているが、何回かレポートがあり、調査が行われ、知財業界から NIPLECC には実効性がないという不服もあったため、議会は二つのことを決めている。独自の予算を与え、政治的な意思決定権を与えるというものである。NIPLECC の長は大統領による任命となったため、政治的な発言権をより多く持つことになる。

加えて議会は国際 IP 法律エンフォースメントについて優先事項をつけて、海外におけるアメリカの知財の保護を強化するということを付託している。そして IPR の保護とエンフォースメントに関連するさまざまな海外の機関とのコーディネーションを一つの任務として指定している。まだこの長は任命されていないが、だれがなるか楽しみである。

この新たな付託事項以外の既存の任務としては、あらゆるアメリカ政府内の IPR 関連の技術支援、トレーニング活動のデータベースの管理となっている。アメリカ政府が民間と協力して提供しているトレーニングプログラムもデータベースに入っているので、ぜひアクセスをしていただければと思う。一つの Web サイトにアメリカ政府のあらゆる活動をまとめているので、ページ数がかなり多いが、これも興味深いものである（注＊）。

また NIPLECC は知財保護エンフォースメントの重要性についての認識を高めるキャンペーンを開催している。いまは独自の予算が与えられているので、パイロットキャンペーンを中南米とカリブ海において英語で行っており、これから本格的なキャンペーンを実施していく予定である。

アメリカ特許商標庁自体も IP の保護とエンフォースメントで非常に重要な役割を果たしている。以前からやっていることだが、模倣品に関する活動をさらに強化していて、特に海外でこういった事例が増加しているので、IP エンフォースメントの力を増大化するため、2002 年には USPTO の中に IPR エンフォースメントのポリシーをまとめるエンフォースメント部を設立した。

エンフォースメント部は、USPTO が行っている技術支援やトレーニング、キャパシティビルディングなどのコーディネーションを所管している。年に 2～3 回、2 週間の招聘客員制度のプログラムを開催し、世界各国の IP 関係の行政官、審査官、政策決定者のセミナーを行っている。また 1 週間のエンフォースメントアカデミープログラムというのを開催して、IPR 関連の税関職員、法執行者、検察官、裁判官を招聘している。ここには年に 2～3 回と書いてあるが、4～5 回まで増やしている。

また WIPO と協力した IPR エンフォースメント研修プログラムを年に 2 回ぐらい開催している。この対象も外国人である。ジュネーブとワシントンに招聘し、10 日間のプログラムを開催する。

また協力プログラムも実施しているが、これから増やしていくつもりである。なぜならばこれが最も効果のあるエンフォースメントのキャパシティビルディングのアプローチであり、途上国、最貧国において能力を高めるためにはベストの手法だと思われるからである。したがって JPO（日本特許庁）をはじめ、ASEAN、CARICOM（カリブ共同体）、湾岸協力会議の特許庁、太平洋島嶼フォーラム事務局、IP オーストラリア、EU、UNECE（国連欧州経済委員会）などと協力プログラムを行ってきた。

われわれがいままで途上国、最貧国に力を入れてきたのは、まだ発展していない国で、いままさに法体系をつくっている最中という段階で、IP 問題に注目させることが非常に効果的だと思うからである。だからといって中国やインドといった大規模な経済を無視しているということではないのだが、より効果を得られるのは規模の小さい発展途上国である。つまり模倣品、偽造に関して大きな問題が発生する前に、そういった法制度を確立してしまおうということである。

また USPTO では政府関係者や IPR の専門家の訪問を受けて説明会を開催することも可能である。キャンペーンでどのような資料を使っているかとか、あるいは技術支援でどういった資料を使っているかとか、興味のある方にはそれらの資料を無料で配布している。

それから外国の知財担当官庁や裁判所との協力プログラムということで、税関だけでなく、検察や判事と協力して、特に裁判所と協力して、技術支援を提供している。多くの場合、裁判所は知財侵害の訴訟の経験がまだまだ少なく、知財専門家の裁判官も少ない。それに彼らにとっては商業上の一つの紛争でしかないというとらえ方であるため、そういった意味で技術支援などを提供しているのである。また法制定のためのアドバイスを提供したり、政策決定の際に助言をしたりしている。去年 1 年間でそういったプログラムを 40 ぐらい開催した。

またアメリカ国内のほかの官庁とも協力している。特に USAID、国際開発局、司法省、税関局、通商代表部、国務省などと協力している。

結論としては、さまざまな政府内の官庁のコーディネーションがきわめて重要であるということ、2 点目にこれからは知財保護の分野における研修やキャパシティビルディングに力を入れなければならないということである。

強い知財保護制度が自国の国益にかなうということを認識して初めてそれを整備する意思が働くわけ

で、そこに到達するまで、そして政治あるいは法整備のなるべく早い段階で、われわれは支援し、キャパシティビルディングを提供していかなければならない。これが成功して実りあることを願っている。

（以下、質疑応答）

○**丸山：**このシンポジウムは明後日は福岡で開催することになっているが、ファウラーさんの先ほどのお話では、ニューヨークという自治体がIP問題に非常に関心を深めているということであった。こうしたお話がまた九州の会場の皆さんに感銘を与えることを期待している。それからファウラーさんはFTAのドラフトでゴールドメダルを受賞され、今度はIPのエンフォースメントのほうでもゴールドメダルを獲得したいということなので、ご活躍をお祈りしたい。会場からファウラーさんに質問をされたい方はどうぞ。

○**中村：**経済産業省から参加している中村である。四つの手立てがあるというお話があったが、三つ目のITCの差し止め命令を受けて、税関で輸入を停止するということと、四つ目にご説明のあった税関の職権による輸入差し止めの違いを教えていただきたい。また四つ目の税関手続きというのは、TRIPS協定の中に暫定措置という規定があるが、それにあたるものなのかということと、国内法は何という法律を根拠にしているのかということも教えていただきたい。

○**ファウラー：**いい質問だ。職権による税関措置というのは、たとえば税関当局のエージェントが通常の検査の中で、侵害にあたるかもしれない商品を発見した場合には、自らアクションをとることができるということである。それに加えて、知的財産権の権利者が税関当局に対して情報を提出するという方法がある。侵害の可能性についての情報を提供するわけである。つまり税関当局に対して、こういう商品を知っているかと問い合わせをして、検査の際に実際にそういう商品が税関を通れば、税関当局としてもこれを検知することができる。ITCについては、権利者は知的財産権が侵害されたということで、直接ITCに不服申立てをすると、行政救済法としてITCは排除命令を出す。この排除命令を執行するのが税関当局である。ITCは準司法機関の役割をここでは果たすわけである。ITCの判決に不服がある場合には、米国の国際通商裁判所に上訴することができる。排除命令は輸入を差止めるためには非常にスピーディな手法であるが、これにより知的財産権の権利者は民事あるいは刑事の訴訟を起こせないというわけではない。併せて民事、刑事の訴訟を提起することができるのだが、排除命令には即時に輸入を差止めてもらえるという効果がある。多くの場合、これによって模倣犯に大きなダメージを与えることができる。全米でただちにすべての通関港の税関当局が排除命令の下で商品を差止めるので、非常に大きなダメージを行使することができるわけである。

○**中村：**税関手続きの根拠法は何という法律になるのか。

○**ファウラー：**著作権法、特許権法、商標権法、あるいは関税法の下で、職権により税関が行動できることが規定されている。

○**丸山：**ほかにご質問はあるか。

○**トーマス・ネッケ：**東京の欧州代表部で働いている。TRIPS、TRIPSプラスについては、今村さんのプレゼンテーションでも、ファウラーさんのプレゼンテーションでも指摘された。二国間協定はチリ、シンガポールのほうが進んでいて、ヨルダンやNAFTAなどは少し古く、前者のほうがIPRの範囲が広いということであった。将来を考えると、向こう5年間で新たにアメリカ合衆国が条約を結ぶとしたならば、どのようなTRIPSプラス・プラス的な条項が含まれると思うか。

○**ファウラー：**なぜ私がこんなに笑っているかというと、国内ではTRIPSプラス・プラス・プラスと呼んでいる人すらもいるという状況だからである。つまり常に進化しているということを示している。自由貿易協定反対論者はあまりに包括的すぎると言うが、貿易協定においては技術や知的財産そのものがどちらの方向に進んでいるかということを示していると思う。当然のことながら、NAFTAが交渉され、実施されたのは94年で、当時はWIPO条約が制定される前であるし、インターネットの前でもあるし、デジタル技術が広範に普及し、著作権にまで影響を及ぼすぐらい普及する前だったので、技術的な保護措置や迂回防止措置、ISP責任などはだれも思いつかなかっただろう。いくつかの法学論文はそれを指摘していたかもしれないが、実践的には指摘されていなかった。ナノテクの特許、遺伝子工学の特許もそういった協定には含まれていなかったし、TRIPSですら、それに十分に対処していない。しかしながら最近はかなり保護主義的なものができてきている。FTAのエンフォースメントの箇所において、TRIPSは一つのランドマークとなっている。なぜならば一つのエンフォースメントの義務を課すという意味で、それなりの効果はあったのだが、その表現が非常に一般的、全般論的であり、いくつか例外で20日間、10日間と期限を決めているものもあったが、合理的であり、十分であり、適切である時間内にというような形容詞が付けられただけであった。これは形容詞としては立派であるが、具体的に期間を指定していない。これからやろうとしているFTAでは、もっと具体的な時間的な要件を盛り込み、エ

ンフォースメントシステムの機能を具体化しようとしている。これは関税や公共措置だけではなく、裁判手続き、そして法執行手続き自体において、特に裁判所の分野において、それを規定しようというものであり、いままで以上に透明性を強調し、タイムリーな意思決定とその決定の公表にも力を入れていくということであるし、さまざまな暫定措置を拡大していくということである。そうすることによって、TRIPS が枠を決めた骨格に肉づけを行うのである。

○ **丸山：**ほかにいかがか。

○ **日賀野：**JFE 特許部の日賀野です。今村研究員からも話があったが、米国の自由貿易協定に対する取組み、戦略について伺いたい。今村研究員からもお話があったが、パテンタビリティ、特許性に関する制約、特許保護期間、強制的使用権、実施権の例外的なルールについてはどのように扱っていらっしゃるのだろうか。プロテクション保護は出願日から 20 年となっているが、強制エンフォースメントについてもお話しいただきたい。

○ **ファウラー：**これについて戦略を策定し、それをベースに貿易協定の交渉をしているのは通商代表部であり、私は通商代表部の人間ではないので、これは個人的な見解であるが、米国の貿易協定に関する理念を言うと、そもそも例外ありきというスタンスではない。したがって広範な保護を前提として交渉をするのだが、実際の交渉の中で、もしかしたら例外が切り出されることがあるかもしれない。しかし米国の姿勢は可能な限り、著作権、特許、商標権の保護を広範に規定しておくということである。そして TRIPS では網羅されていない中身、非開示情報に関するプロテクションなど、TRIPS よりもっと広範な保護、たとえばマーケティングアプルーバルにおける情報の利用、その他特許の分野においてもそうであるが、強制ライセンシングをできるだけなくす。TRIPS では許容されていたとしても、可能な限りなくすというスタンスである。もちろん TRIPS がベースになっているのだが、プロテクションを強化するというのが米国の姿勢である。

○ **日賀野：**このエクスクルージョナルライト、特許について、展示というのは本当に例外なのか。ウォッチはしているのか。保護の権利についてもウォッチしておられると思うが、非開示情報の保護等について、私の思うところ、米国ではすべての人が常に情報開示のステートメントをウォッチしている。その中には知財産権の保護も含まれているかもしれない。

○ **ファウラー：**なぜそういう方向でやるのかということについて、アメリカはすでにはっきりと言っている。最近の数字を見ても、米国の輸出の約 10%は知的財産が基盤となっているといわれている。セクターとして、自動車部品、航空機部品、農業の分野などをすでに超えていて、純粋な経済的な利益という観点から考えても、米国としては何としてもエンフォースメント、それから知的財産権の保護を強化しなければならないという現状に直面している。権利の保護を強化していかなければ、米国の経済と雇用に大きな影響が出てしまうからである。その意味で、貿易相手国とできるだけ高いレベルのエンフォースメントと知的財産権の保護を確保していくことは、米国の国益にかなっているわけである。ゼーリック代表も知的財産権保護のネットワークを、FTA 貿易協定を通じて構築したいと言っている。日本、EU、オーストラリアといった米国の貿易相手国は、おそらく米国と足並みをそろえて、あるいは少し遅れるかたちで、それぞれの貿易協定を交渉することになると思うが、どちかというと米国はこれらの国々に対して交渉のベンチマークを設定していることになっているのかもしれない。私としては、日本とタイの FTA の詳細については承知していないが、日本がタイに提案している本文を見ると、米国の FTA の本文とかなり似ているという印象を持つ。もしそれが本当ならば、これは私どもにとっていいことだと思っている。なぜならばアメリカとタイとの間の協定書の中でそれを示しているだけではなく、ほかの国からもタイに対してはそういう要求があるのだということがタイにもわかってもらえる。つまりほかの国々もそれぞれの国にとって知的財産権が重要なのだということを認識しているということがこれによって示されるからである。日本、EU もそうであるが、知的ベース、イノベーションベースの経済を今後育成していこうという段階にある。日本からの輸出で知的財産権に関連するものがどれぐらいの割合かはわからないが、おそらくかなり高くなっているのではないかと思う。そうであれば日本としても、貿易相手国からできるだけ高い水準のプロテクションが欲しいと思うわけで、アメリカだけでなく、ほかの国々も同じようなベンチマークを設定していくことになれば、大きなプラスの流れを生みだすことができるのではないかと思う。

○ **丸山：**まだご質問があるかと思うが、このあと Q&A のコーナー、そして今日ご参加のスピーカーの方に加わっていただいて、場合によっては会場の皆さんにも加わっていただいて、模倣品対策の国際協力をどう進めるべきかといったことを議論させていただく時間を持ちたいと思う。

1	IPR Enforcement in the USA and International Cooperation on Anti-Counterfeit Measures Peter N. Fowler Senior Counsel for Enforcement Office of Enforcement, USPTO

	peter.fowler@uspto.gov
2	IPR Enforcement Issues Strong legal framework exists to protect IP Civil and Criminal Remedies Provided for in Various IP laws, i.e., Copyright Act, Lanham (Trademark) Act, Patent Act, Trade Secrets Act, as well as other specialized legislation.
3	Civil Remedies and Procedures for Enforcement: Civil Actions for Infringement of Copyright, Patent and Trademark are filed and heard in U.S. District Courts (Federal Courts)
4	Criminal Prosecutions Against Commercial Scale Copyright Piracy or Trademark Counterfeiting Brought by United States Attorneys (Federal Prosecutors), usually with investigative assistance of FBI
5	Administrative Remedies and Procedures to Obtain Exclusion Orders Brought before International Trade Commission, appealed to Court of International Trade (U.S. federal court with specialized jurisdiction)
6	Enforcement Actions Undertaken by the Customs Service Based on complaint or notice by right owner or by means of recordation of copyright registration, trademark registration, or patent with Customs
7	Most unfair competition claims against an illegal act involving IP-related activities (e.g., palming off, misleading advertising, etc.) may be brought in either State courts (if based on state law) or joined with other Federal case claims and decided by a U.S. District Court
8	Increased criminal investigation and enforcement activities by U.S. Postal Service inspectors, Bureau of Alcohol, Tobacco and Firearms agents, FDA agents, and U.S. Agricultural inspectors against IP-related importations Cases handled by U.S. Attorneys
9	Increased use of multi-jurisdictional law enforcement task forces that combine the efforts of the FBI, other federal agencies, state police, and local police/sheriffs in investigations, information sharing, and in tactical and strategic coordination
10	Increasing awareness at the local and state level of the detrimental impact of commercial scale copyright piracy and counterfeiting activities on local governments, local economies, job creation, tax revenues, law enforcement, and street crime.
11	What are current concerns over IPR enforcement? Organized Criminal Activity Internet Copyright Piracy & Fraud Health and Public Safety
12	The linkage of IPR protection and enforcement to USA trade relationships is reflected in the importance given these issues in U.S. bilateral and regional trade agreements, and FTAs.
13	Strong IPR enforcement provisions are in the trade agreements with: Australia, Bahrain, Chile, CAFTA (Costa Rica, El Salvador, Guatemala, Honduras, Nicaragua, Dominican Republic and Panama), Israel, Jordan, NAFTA (Canada, Mexico), Singapore, and Vietnam
14	Strong IPR enforcement provisions are either being negotiated or will be in the trade agreements with: Andean FTA (Colombia, Ecuador, Peru), FTAA, Oman, Thailand, and UAE
15	An Integrated National Enforcement System includes: -Civil, Criminal & Border Measures -Coordination and Communication Between Agencies Involved and/or Responsible for IP Enforcement
16	What is U.S. Government Doing? - Stronger legislation/regulations - Targeted enforcement efforts - Coordinated Policy Initiatives, e.g., STOP Initiative
17	- Trade Agreement Obligations - Multilateral Negotiations and For a - Annual Special 301 Determinations - Increased Focus on Training and Capacity-Building Activities
18	NIPLECC National Intellectual Property Law Enforcement Coordinating Council

	-Created in 2000 by Congress to act as primary USG coordinating body on both domestic and international IPR law enforcement among federal and foreign entities.
19	NIPLECC Members: - Department of Justice (Criminal Division) - Department of Homeland Security (Customs) - Department of Commerce (ITA) - Department of State (Economic Bureau) - US Patent and Trademark Office (USPTO) - US Trade Representative (USTR) - Copyright Office (acts as an advisor)
20	New Legislation (2004): Mandates greater internal USG coordination of all international enforcement activities, efforts, and policies, as well as Annual Report
21	New Legislation (2004): Creates position of Coordinator for Int'l IP Enforcement within Executive Office of the President, and the new position of Chief Negotiator for IP Enforcement within USTR
22	New Legislation (2004): Provides for NIPLECC to have its own appropriated funding and a budget of US$2 million for FY05 Hiring and detailing authority by Coordinator of federal personnel
23	New Mandate: - Establish policies, objectives and priorities concerning international IP protection and IP law enforcement - Promulgate a strategy for protecting American IP overseas - Coordinate and Oversee implementation by those agencies responsible for IPR protection and enforcement
24	Current Activities: - Maintains Interagency Database of all USG IPR-related Technical Assistance and Training Activities (including those programs conducted with private sector): www.training.ipr.gov - Conducts public awareness campaigns on importance of IPR protection and enforcement
25	USPTO Efforts and Activities Responding to the global threat posed by copyright piracy and counterfeiting, the USPTO has expanded its policy efforts and program activities in the area of IPR enforcement issues.
26	In 2002, USPTO formally created an Office of Enforcement to handle all aspects of IPR enforcement policy and to conduct and coordinate the technical assistance, training and capacity-building activities of the agency.
27	Conducts a twice-a-year Visiting Scholars Program, a two-week, intensive training and educational program for foreign national IP office administrators, examiners, and policy-makers
28	Enforcement Academy Conducts IPR Enforcement Academy program, a one-week program for about 30 foreign IPR-related customs, law enforcement, prosecutors and judges, 2-3 times a year
29	IPR Enforcement Training Program Conducts IPR Enforcement Training Programs with WIPO for foreign nationals in the areas of law enforcement, customs and border enforcement, judicial case management and administration of IPR-related litigation.
30	Cooperative Programs Conducts joint training activities with national IP offices and organizations, such as ASEAN, CARICOM, GCC Patent Office, Pacific Islands Forum Secretariat, JPO, IP Australia, EU and UNECE for developing and least developed countries on IPR issues.
31	Can arrange briefings for visiting officials and IPR experts Can arrange to provide technical assistance on patent/trademark office administration, examination, automation, e-government systems for filing and case management
32	Provides technical advice and assistance on public education and awareness campaigns and materials. Will work with foreign national IP offices, courts on joint training programs if funding available
33	Can provide technical assistance on legislative and regulatory issues and in the drafting, policy formulation, and implementation of IP protection and enforcement laws

	Conducted more than 40 such programs last year alone
34	USPTO works closely with other USG agencies, such as USAID, Department of Justice, Customs and Border Protection, State Department, and USTR to provide technical assistance on legal issues and IP enforcement training.
35	Thank you for your attention.

４．２　欧州

４．２．１　欧州における模倣品対策の新たな取組み

事務局（渡辺博史）

欧州連合における模倣品対策の最近の新しい動きとしては、以下の 3 点があげられる。

・ 欧州連合　知的財産権エンフォースメント・ディレクティブ（2004 年 4 月採択）
・ 欧州連合　税関新規則　2004 年 7 月 1 日発効
・ 欧州委員会　第三国における IPR エンフォースメント戦略ペーパー（2004 年 6 月）

それぞれの本文（英文）およびその対訳を巻末の参考資料 C 編に掲載した。また、詳細な解説は次の項で欧州委員会域内市場総局のソダーホルム氏の講演を掲載した。

(1) 欧州連合　知的財産権エンフォースメント・ディレクティブ（参考資料 C1）

背景：

・ 増加する模倣品・海賊版－権利者保護、消費者保護、市場活性化、伝統の保護
・ EU 各国で異なる法制度－域内での調和、司法・警察・行政・税関の協力
・ 公の秩序、安全保障－組織犯罪・テロリズム対策

経過：

・ 1998 年 10 月 15 日　グリーン・ペーパー
・ 2000 年 11 月 30 日　アクション・プラン 2000
・ 2003 年 01 月 30 日　欧州委員会の指令案
・ 2004 年 04 月 29 日　欧州理事会で採択⇒EU メンバー各国での履行（2 年以内）

TRIPS プラス規定：

・ 侵害被疑に関連した証拠の文書、あるいは物品そのものを押収する権利
・ 裁判所は、侵害物品の情報を権利者へ提供する義務を負う
・ 本案についての裁判の前に、仮差止め命令により、侵害者が利益を得るのを避ける
・ 侵害者の銀行口座や、他の資産・利益を差押え、損害の支払いに充てる
・ 侵害物品の回収は侵害者の負担で行う
・ 賠償請求は、侵害による逸失利益か、侵害者が得た利益か、あるいは得られたであろうライセンス料を、権利者は選択できる（懲罰的賠償は削除された）

民事救済手続：

・ 損害の賠償
・ 侵害品の回収
・ 流通ルートからの排除
・ 物品の破棄
・ 以下の場合は別の対処とする（①以上の手続により応分以上の損害が出る場合、②金

銭的な補償で侵害を受けた方が満足する場合、③侵害が過失または不注意で起きた場合）

刑事制裁：

・ 当初の委員会指令案では刑事罰を規定していた
・ しかし、ディレクティブでは刑事罰は無しとなった
・ メンバー国の権限内で刑事罰に変わる制裁を定められる

行政上の協力：

・ メンバー国の対応ー情報の交換
・ 経過観察（①発効後 3 年ーメンバー国の報告、②メンバー国の報告に基づく委員会報告、③規定の有効性、④発明、情報通信の開発に与える影響の評価、⑤必要があれば修正の提案）

著作権保護関連：

・ 著作権の推定・認定（ベルヌ条約第 15 条）
・ 光ディスク製造業者が侵害行為に対抗して、識別コードをディスクに埋込み、監視
・ 侵害の制限に役立つが、濫用されてはならない（並行輸入を防止するための濫用等）

(2) 欧州連合　税関新規則（参考資料 C3）

「特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対して取られるべき対策に対する規則」（EC1383/2003）が 2004 年 7 月 1 日より発効した。主な規定は以下のとおり。

・ 権利者が直接税関へ申請し、侵害被疑物品の通関を止め、流通・輸出をさせない
・ 税関が申請を認めた場合、物品の開放を保留し、留置する
・ 10 日以内に訴訟手続をすることが出来るが、10 日を過ぎると物品を開放する
・ 品物が違法な物であると判定された場合のペナルティは、物品の破棄まで可能。

TRIPS プラス規定：

・ 輸入の規制だけでなく、輸出品あるいは通過品にも適用される
・ 新たな知的財産権：植物多様性、地理的表示にも適用
・ 権利者が申請時に税関へ提供する情報の質の向上
・ 申請フォーム、有効期間の調和や、申請の電子化

費用・担保の廃止
職権による手続の拡大
税関から権利者への詳細で豊富な情報提供
権利者がサンプルを入手・分析可能

(3) 欧州委員会　第三国における IPR エンフォースメント戦略（参考資料 C2）

2004 年 6 月 23 日に欧州委員会通商総局は知的財産権の第三国におけるエンフォースメント戦略に関するペーパーを発表した。この戦略のねらいは、第三国からの模倣品等による知的財産権の侵害の拡大に対処するために、欧州委員会がとるべき行動戦略を定めている。具体的な行動戦略の提案としては次の様な内容となっている。

1. 優先国を決定する：模倣品等の原産国、経由国を定期的に評価・診断し、活動を集中。

2. 多国間協定（含 TRIPS）、二国間協定を通じて、効果的な IPR 執行の仕組みを設ける。
3. 政治的な対話を通じて、貿易相手国に IP 保護の重要性を認識させる。同じ問題を抱える日・米先進国との協調、共同プロジェクトの実施。
4. 技術協力：IPR の執行に関する事業を技術協力プログラムに盛り込む。日・米との援助重複を避けるべく情報の交換・対話を持つ。
5. 紛争解決／制裁：TRIPS や FTA に違反している場合、TBR 等の紛争解決制度を活用。
6. 官民協力の推進：第三国の IP ネットワークを支援・参加。官民の交流、協力関係構築。
7. 啓蒙活動：模倣品による経済損失、健康被害や組織犯罪問題を PR し、問題意識を高揚。
8. 欧州委員会内の協力：関連部局間の情報交換、連携、協力関係を強化する。

（詳細は参考資料 C2 を参照のこと。）

この戦略ペーパーは、一般からの意見を受付けた後、ほぼ同じ内容で 2004 年 11 月 10 日に欧州委員会で採択された。変更されているのは補足的な内容と、欧州委員会内の担当部局として農業総局が追加され、農産品における地理的表示の交渉にあたることが明記されている（Part III - Background (6) の 3 項目目に追加されている）。

４．２．２　欧州における知的財産権のエンフォースメント

本稿は 2004 年 12 月 14 日に行われた AIPPI・JAPAN 国際シンポジウム「知的財産権の国境を越えた執行ー模倣品対策の国際協力における新たな枠組み」における講演記録である。

欧州における知的財産権のエンフォースメント

ミリャム・ソダーホルム（欧州委員会域内市場総局知的財産局）

本日は皆様の前で、EU におけるエンフォースメントの問題について、全般的にどのように見ているかということについてお話しできることを嬉しく思う。

まず背景であるが、EU においては模倣が非常に増えており深刻な問題になっている。たとえば 1998 年、EU で没収された模倣品は 1000 万件ぐらいであったものが、2003 年にはなんと 1 億まで増えてしまっている。つまりたった 5 年間で 900%も増加しているということである。EU 領域の国境で差押えられるものが全貿易量の 5～7%、被害額は 20 億ユーロを超えると試算されている。

また模倣は非常に収益性の高い事業であり、犯罪組織が関与している。経済・社会に対していろいろなマイナス影響が及んでいて、権者に対して被害があるだけでなく、たとえば職が失われるという被害もあれば、税収が失われるという被害もある。また健康衛生上の問題もある。消費者の安全、またコーションに対するリスクというのも忘れられない。すでにこれだけのマイナス影響があるわけで、EU においても模倣に対して対策をとらなければならない。

もう一つ重要な要素はイノベーションである。技術革新は EU のリスボン戦略の非常に重要な要となっており、EU は 2010 年までに世界で最も競争力のある経済地域になろうという目的を掲げている。これはわれわれにとって非常に挑戦的な課題であるが、欧州の首脳は技術革新に力を入れて、この目標を達成しようとしているところである。

この問題には三つの側面から対処しているということで、本日の発表はこの三つに分けて進めていきたい。まず EU 域内における活動、EU の境界線における活動、そして第三国との関係における活動についてである。スライドの枚数が非常に多いので、非常に手短にしか触れないところもあろうかと思うが、前半に力を入れていきたいと思っている。それは私が最初の部分、つまり EU 域内の活動に深く携わっているためである。

まず EU 域内市場におけるエンフォースメントについては、域内市場において新たに指令が採択されている。理事会と欧州議会で 2004 年 4 月 29 日に採択した知財のエンフォースメントについての指令である。基本的な概念としては、知的財産権のエンフォースメントは加盟国すべて同一であるべきで、25 カ国はそれぞれ別の法規制があるため、平らな土俵、同一の保護のレベルを提供しなければならないということである。所管は私が所属する域内市場総局となっている。

指令の背景をもう少し見ていくと、海賊行為や模倣品が着々と増加している。加盟国の法規制の格差が存在しているため、模倣品偽造者は法が一番甘いところでの活動を選びがちで、そのことで加盟国間の貿易にも影響が及んでくるし、政府間の競争力という意味でも影響が及んでくる。よってこれはすべて域内市場にマイナスの効果しかもたらさない。

法制定のプロセスが始まったのは 1998 年のことであり、委員会が調査をして関係当事者の意見を聴取し、グリーン・ペーパーをまとめた。その後、行動計画を 2000 年にまとめているが、その行動計画の要の一つがエンフォースメント指令である。

提案を提出したのは 2003 年 1 月 30 日で、欧州理事会と欧州議会がその指令案を採択したのが約 1 年後である。ちなみに採択までに 1 年というのは、EU における手続きとしては非常に迅速なものであり、理事会と議会がいかにこの指令の採択が重要かと感じていたかを示している。ただ指令を直接適用するのではなく、各加盟国の国内法に反映させるために国内法を整備しなければならない。

指令の基盤は水平的なアプローチということで、あらゆる知的財産権が対象範囲となる。もともとはその範囲を EU の知的財産法にしようとしたが、加盟国理事会、議会のそれよりもさらに深いところに突っ込もうという意思が強く働き、EU 法および加盟国の法律をも適用対象とした。したがってコミュニティ法、欧州共同体法にはない、各加盟国法にしかない知財も、この指令の適用範囲となる。

また TRIPS を超える TRIPS プラスである。もちろんすべての条項が TRIPS 以上であるということではないが、指令の条項の中には TRIPS 以上のものもあるということである。また基本としてはベストプラクティス概念、つまり指令はすべての加盟国に存在する法規を含有するものであり、いま存在しないものを新たにつくるということではない。

三つ目の原則は、知財権者を保護するための最低基準法であるということで、各加盟国でさらに手厚い保護を提供するような法規制にしたいということであれば、その自由は各加盟国にある。

指令はコミュニティの実体法を対象としない。たとえばエンフォースメント指令においては侵害とは何かということはカバーしていない。それはすでに実定法のほうでカバーされているからである。たとえば共同体商標規制などでカバーされているところである。

また当指令はそのほかの共同体法規制、たとえば電子商取引指令、電子署名指令などに範囲が広がるというものでもないし、国際条約の義務あるいは各国の刑事罰をも適用範囲としないし、EC 著作権指令のエンフォースメントの条項を阻害しない。すでに著作権法にはエンフォースメントの状況が含まれているからである。

また TRIPS プラスの基準もあるということで、その一つとしては商業規模でなければならないということである。つまりある程度の規模の深刻さを持った侵害でないと、その適用対象にはならないということである。

指令の中には重要な特有法がある。たとえば証拠立証義務であるが、申請者は被告当事者に対して証拠を提出しなければならないというもので、商業規模の侵害の場合は銀行金融機関との取引、あるいは商業取引の書類を提出しなければならない。これはもちろん守秘義務の対象となる情報であるが、原告が提出しなければならないものである。

また証拠保存条項も含まれており、サンプルの取得、詳細な説明書、明細書、さらに適正な場合は侵害品を製造するために使われた材料や資材、道具なども対象となる。

TRIPS プラスの重要な条項の一つの例は情報を取得する権利である。これは出所情報とネットワーク情報の取得ということで、裁判所は侵害者あるいはその他の当事者について、商業規模で財を所有し、サービスを利用・提供し、あるいは侵害に関与したとされる当事者に対しては情報提出を課すことができる。その出所の名前、住所、量、価格についての情報提示義務である。ただしセーフガードも設けられているため、たとえばこのような手続きにおいて、自らの有罪を認めるように強要されることはない。

また実際にまだ侵害物として流通していないけれども、保存されているようなものに対する差し止め命令も可能である。仲介会社も対象となる。つまり 100%侵害物であると判断されていないものであっても、差し止めが可能ということである。これが侵害物品の疑義命令である。

また被害が発生した場合においては損害賠償義務、さらに商業規模の侵害の疑惑がある場合には動産・不動産の差し押さえが可能で、銀行口座の差し押さえも可能である。

実際に侵害であると裁判所が決定した場合、最終決定された是正措置、代替措置、その他の差し止め命令には以下のようなものがある。その商業活動の設備の解体、つくられた製造物そのもの破壊、その費用負担は通常は侵害者となる。比例制というルールがあって、侵害だけではなく、救済と第三者の利益というものも裁判所は念頭に入れたうえで措置を決定しなければならない。またその侵害を中止させるための差し止め命令も可能であり、これは仲介業者に対しても課せられる。こういった措置に加え、特定の場合には加盟国が代替策を提供することも可能である。

たとえば侵害が意図的に行われたわけではなく、過失でそのような結果になってしまった場合において、あるいはこれらの通常の措置を活用すると侵害者に多大なる被害が及んでしまう場合である。なぜ侵害者の被害などを考えるのかと思われるかもしれないが、たとえばこういう場合もありえるかと思う。こういった措置をとってしまうと、与えた被害に見合わないほど深刻な罰になってしまう場合である。

損害賠償と公的費用についての条項もあり、侵害を知っていながら、あるいは知る根拠が十分にあった場合に課せられるものである。損害賠償の命令は実際の損害に適切な額にしなければならない。そのため計算法が定められていて、あらゆる適切な側面を念頭に入れる計算で、ちなみにこの適切な側面についてのかなり長いリストも指令に含まれている。また一括払いというのは使用許諾料である。こういったことを念頭に入れて、裁判所が損害額を決定する。

損害額に加えて、敗者が法律費用を払わなければならないというルールになっている。調査の部分、その他の裁判費用について、敗訴した当事者がリーズナブルなコストである以上は負担しなければならない。

この指令の中には、だれが裁判所に手続きを申請できるかについて、場合によっては権利者協会などもその権利を持つことができるということが定められている。それから著作権およびその隣接権の推定についても記述がある。加盟国は自分たちの国内法の中で規程を設けて、裁判所が下した判決を公表しなければならない。まだ行動規範に関する記述もある。加盟国は民間の業界団体などに対して、そういった行動規範の制定を求めていく、奨励していく。それによって知財権の執行を強めていくというものである。

それからこの指令の評価というものがある。どんなようなかたちでこの指令が機能しているか、そしてまた情報の公開に関するルールも設けられていて、加盟国間、そして加盟国と委員会の間の情報交流に関する記述である。

いままで刑事罰については触れてこなかった。これは非常に重要な部分であるが、この指令の中には刑事罰については何も触れていない。委員会は、深刻な侵害があった場合にはそれは犯罪としてみなし、刑事罰を科していくことを提案していたのだが、問題が生じている。つまり委員会と理事会の間の対立である。理事会としては、このようなものに関しては刑事罰を設けることはできないとしているのだが、委員会のほうは欧州司法裁判所まで持っていくとしているため、これに関してはまだ係争中になっている。

いずれにせよ、この指令の中には刑事罰が組み込まれていないわけだが、加盟国はそれぞれ適切な制裁を科すことができるというルールがある。ただクリミナル、刑事という言葉は取り除かれている。しかし共同体のルールで刑事罰がないということを決めているわけではない。委員会としては、これから先、さらなる措置を提案する可能性を検討していくと言っている。それは刑事罰を適用するさらなる措置を検討するということなので、これは欧州連合のサードピラーと呼ばれる領域の活動の中で取上げられることになるだろう。

現在、EU のエンフォースメントに刑事罰がないということではないのが、この指令の中には含まれていないということであり、そのような刑事罰について、共同体全体でのハーモナイゼーション、調和がまだなされていないということを意味しているだけである。

次に加盟国が現在 25 になった。これら加盟国は自分たちの国内法の中で指令に遵守したかたちで執行しなければならないわけだが、その期日は 2006 年 4 月 29 日なので、まだ 1 年以上時間が残されている。

当然ながら、委員会は国内法への置き換えのプロセスのみならず、その置き換えが正確に行われているかどうかをモニターし、そのあとそれが適切に適用されているかどうかのモニターも行うことになる。

それでは二つ目の部分に入りたい。EU の域外国境における活動についてである。もちろん域内の状況のほうが圧力は高くなる。つまり域外の国境がまったくオープンで侵害物が自由に行き来をしているのであれば、もっともっと域内での問題が高くなるわけだが、幸運なことにそういう状況ではない。関税についても、うまく機能した規則が整っている。この規則は 2003 年に制定されたものだが、まったく新しいというものではなく、既存の規則のアップデートをしたということで、古いものに取って代わったということだが、この新しい規則が発効したのは 2004 年 7 月 1 日である。管轄は税制および関税同盟総局である。

関税規則は以前からあったわけで、なぜ新しい規則をここで制定する必要があったのか。その理由は五つある。まず法的な確実性を高めるということ、適用の範囲を広げるということ、また知財権者が法的な救済を求めるときのアクセスを単純化、簡素化するということで、特に中小企業が簡単にアクセスできるような配慮が施されている。また効果的な法的手段をつくるということ、そして関税当局は必要なときにどのような措置をとるかということがこの規則の中で語られている。この規則は輸入・輸出品の両方に適用される。

模造品に関しては二つのトレンドがあり、一つ目は質よりも量に関心が高まっているということである。これは以前とは変わっている。二つ目に模造品はラグジュアリー品だけではない。たとえば食品は 2001 年には前年比 75%も伸びている。これは公衆衛生上の問題もある。そこでこの新しい規則では知財権の適用の範囲を広げている。以前は商法権、著作権といった通常の知財権だけだったのだが、いまは植物品種で

あったり、地理的表示であったり、原産地名称なども含まれるようになった。
二つ目に、この規則により申請書が標準化され、権利保有者が提供する情報の質が高くなった。
またこの規則の中ではコンピュータによる申請も奨励されている。それから関税局への申請では、過去にあった保証金や手数料などがなくなった。特にこれは中小企業にとっては助かる措置であると考えられる。
四つ目に、税関は税関のテリトリーの中にある物品を検査できるようになり、職権上の手続きにより物品の保留も認められている。権利者が申請をする時間を与えるわけである。このように職権上の手続きの範囲が拡大されている。
そしてまたこの規則の中では、税関が権利保有者に対して提供する情報の量と質を高めるため、もっと頻繁な情報が税関から提供されることになっている。
それから税関はサンプルを権利保持者に提供し、分析してもらうことも可能になっている。今日、多くの模造品はなかなか検知するのが難しいという状況にあるため、緻密な分析が必要となり、権利保有者がそのサンプルで分析を行うことを可能としているのである。
さらに模造品の破壊の手続きが促進・簡易化されている。裁判所に申請しなくても、権利保有者が文書で合意をすれば、権利保有者は自費で破壊できる。合意しなかった場合は裁判の手続きがとられる。
またこの規則は旅行者のチェックも可能としている。これは大量の贋物の流れを止めるためである。税関における手続きの 45%を旅行者が占めるわけだが、贋物の流通をこのような手続きで検知するのはなかなか難しい。デュティーフリー、175 ユーロ以下のものはこの規則の範囲の対象からは外されているが、当然、大規模な密売であれば対象になるし、そういった場合には税関が介入することができるようになっている。
三つ目の側面は第三国における IPR、知財権のエンフォースメントである。知財権の違反・侵害は共同体の外で行われることが多いが、その侵害は共同体の権利保有者に大きな影響を与えるということで、いま焦点があてられているのは、第三国で行われているエンフォースメントである。
国際条約、協力取決めなどはいい道具になるが、TRIPS 協定の中でもルールが決められている。それはあらゆる知財権をカバーし、そこでのエンフォースメントに関するルールというのは最低基準となっている。
なぜ途上国がエンフォースメントをすることが重要なのかというと、委員会は、もはやラグジュアリー品だけではなく、今日より幅の広いスケールで模造品の問題があり、それは公衆衛生の問題でもあると言っている。また組織犯罪であったり、公序であったり、安全保障の問題にもかかわってくる。それから今日もほかのスピーカーからあったように、効果的な知財権のエンフォースメントがあれば、外国からの投資を誘致することも可能になるわけである。しかしエンフォースメントがきちんと行われていないと、そのような投資は誘致できない。
委員会では IPR、知財権のエンフォースメントにいくつかの総局がかかわっていて、貿易総局、そして域内市場総局はエンフォースメントの戦略を立てている。また税制および関税同盟総局、支援もしくは国際関係、および農業部門の総局、それから司法および自治、こういった総局が全部かかわってきていますので、非常に大きな規模のプロジェクトになってきている。
また委員会は第三国における知財権のエンフォースメントに関する戦略を 2004 年 11 月 10 日に出している。八つのプライオリティアクションがこの戦略の中で特定されている。まず一つ目はプライオリティ国の特定である。これは定期的な調査に基づくものだが、すでに一つの調査が委員会で行われている。このような調査がこれからも継続されることになるが、一番深刻な問題が発覚している国々に焦点があてられることになる。
それから二つ目に多国間および 2 国間協定において知財権に焦点をあてるということである。今朝のお話にもあったように、FTA の中では第三国の国内法に国際的な基準を適用するようにという言葉が盛り込まれるが、この執行指令が新しいモデルとなり、より具体的な基準がつくられる可能性がある。
特に TRIPS プラスのレベルになる場合に、これが基準となる可能性があるし、TRIPS レベルというのは最低限それを達成しなければいけない水準ということなので、委員会は第三国との政治的な対話を通じて、同じような問題を抱えている国々と一緒に共同のイニシアティブをする。たとえば EU と日本のイニシアティブがアジアでのエンフォースメントに関して行われているが（参考：外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shuno13/asia_cz_k.html）、このようなものを行っていくというのが三つ目である。
そして四つ目は知財権のエンフォースメントに焦点をあてるためのインセンティブや技術支援の提供である。ここでの考え方は、エンフォースメントを技術支援プログラムの一部に盛り込み、EU、日本、アメリカなど、同じ関心を持つ国々でベストプラクティスを共有していく。つまり作業の重複がないようにす

るということが狙いである。
紛争解決および制裁については、TRIPS 協定違反の場合、権利保有者は貿易障壁の規則を使う方法もある。六つ目は官と民のパートナーシップである。たとえば共同体の中には知財のヘルプデスクであるとか、革新リレーセンターなどがある。
それから意識の向上ということでは、技術協力プログラムもあるし、官民パートナーシップのイニシアティブもある。このようなプログラムを通して、模造品のマイナス影響について、一般の意識を高めるという努力が行われている。また IPR のエンフォースメントに関するガイドブックもつくられている。この中でも模造のマイナスの影響などが語られている。
そして最後は制度の協力であるが、委員会でもさまざまな総局がかかわっているということで、内部での調整を図って、情報交換を促進し、それによって知財権の執行を行っていくというものである。これらは基本的に新しいものではないが、ここで留意しなければいけないのは、より体系的に問題に焦点があてられるようになってきたということである。
以上、三つの分野のお話をしたが、これらがお互いに相互補完的な様相を持っているし、またこれが何を表しているかというと、EU が模造品および海賊行為と戦うということが重要であるという意識が高まってきている。そしてそれは革新を奨励するのに必要であるという意識を反映したものである。
これは委員会の Web サイトで、さらなる情報を入手することができるので、ぜひご覧いただきたい。（http://europa.eu.int/comm/index_en.htm）

◎以下、モデレーター（丸山亮）コメント
最初に EU のエンフォースメント・ディレクティブのご紹介があった。これは今朝ほどから話題にしている経済連携協定の一環で、しかも TRIPS プラスの規程を持つ EU 内の経済連携協定という評価ができるのではないかという印象を持った。
二番目にお話しいただいた関税に関する新しい規定である。ここで大変興味深いのは、だいたいどこの関税も知的財産権は商標権、著作権などを中心に目を光らせているのだが、EU ではさらにそれにいくつか加えていて、地理的表示の侵害品について、新しい税関のレギュレーションによって取締りが可能となっていることである。地理的表示の保護という問題については、私ども AIPPI の国際法制研究室で研究してきたが、EU は非常に保護に熱心であり、地理的表示の侵害品も取締りが可能となるような税関の規定ができたというのは、大変納得のいくお話であったと思う。
三番目は、午前の部で今村客員研究員から報告した中で、代表的な経済連携協定（Economic Partner Agreement）の分析をご紹介したが、米国などが非常に積極的な戦略で TRIPS プラスを含む新しい協定を結ぼうとしていることに対して、EU とほかの地域で結ばれた既存の協定においては、すでにある国際的な知的財産の条約などを遵守させるような規定を含むというモデレートなものであるという紹介があったと思う。しかしながら先ほど、第三国における知的財産の執行という問題を円滑に進めるために、やはり TRIPS プラスの内容を含むものを積極的に取上げているというお話があったので、午前中の話を補足することになるが、EU としても知的財産の TRIPS プラスを第三国に対して求めていく姿勢であり、むしろ積極的なのではないかという印象を持った。

1	IPR ENFORCEMENT IN THE EU AIPPI Japan Symposium International cooperation on anti-counterfeit measures Tokyo 14th December 2004 Fukuoka 16th December 2004 Mirjam Soderholm European Commission DG Internal Market
2	The phenomenon and context - Counterfeiting is steadily increasing - For example, counterfeit articles seized at EU's external frontiers: 1998 around 10 million 2003 around 100 million! = over 900 % increase in 5 years! - numerous negative effects on economy and society - Importance of innovation in Lisbon strategy
3	Three complementary dimensions to tackle the problem - Activities within the EU - Activities at EU's external borders

	- Activities in relation to third countries
4	1. IPR Enforcement within the EU - EU Internal Market Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights (published in OJ L 2.6.2004 L 195/16) Responsible Commission service: DG INTERNAL MARKET (MARKT)
5	IPR Enforcement Directive - Steady increase in piracy and counterfeiting - Differences in legislation of EU Member States - Negative effect on the Internal Market - 15 October 1998 Commission Green Paper - Public consultation process with interested parties - 30 November 2000 Commission Action Plan (the Directive major element) - Commission proposal 30 January 2003 - Adoption of the Directive by Council and European Parliament 29 April 2004 - Directive not directly applicable? MS transposition needed
6	Directive: General Approach and Scope - Horizontal approach: Application to all IPRs - COM proposal: relevant pieces of EC/European legislation in annex (trade marks, copyright, patents, designs, etc.) - Directive: "IPR rights as provided for by Community law and/or by the law of the MS concerned" - "TRIPS plus", "Best practice" - Minimum rules to protect the right-holder
7	Directive: General Approach and Scope Shall not affect: - Community substantive IPR law - E-commerce, data protection and e-signature Directives - International obligations - National provisions on criminal sanctions - Without prejudice to provisions on enforcement in EC copyright legislation - Threshold "commercial scale" for certain "TRIPS plus" provisions
8	Directive: Evidence - Court order to produce the evidence (specified by applicant) in control of opposing party - In case of "commercial scale infringement" also to communicate banking, financial or commercial documents under control of opposing party - Subject to confidential information
9	Directive: Provisional measures for preserving evidence Measures may include: - detailed description/ - taking of samples - seizure - in appropriate cases, materials and implements used and documents Safeguards (security or assurance, revocation if no action on merits in time, compensation for injury, MS may provide witness identity preservation)
10	Directive: Right of information - Information on the origin and distribution networks of goods or services - Order to the infringer and/or any other person who possesses goods, uses or provides services on commercial scale or has been referred to by such person as being involved in the infringement (including intermediaries) - Type of information: - names, addresses - quantities, prices - Safeguards: - rules on use of info in civil/criminal proceedings - self-incrimination - personal data
11	Directive: Provisional and precautionary measures

	- Injunction to prevent imminent infringement or to forbid continuation of infringement - Also on intermediary whose services are being used by 3rd party to infringe a right - Seizure of infringing goods - Seizure of movable and immovable property of alleged infringer in case of commercial scale infringement
12	Directive: Corrective Measures, Injunctions and Alternative measures - Recall/definitive removal from commerce / destruction - Goods (+ in appropriate cases materials/implements used) - Normally at infringer's expenses - Proportionality (infringement/remedies/third party interest) - Injunctions to stop infringement - also on intermediary whose services are being used by 3rd party to infringe an IP right - Instead of the above measures, in certain cases MS may provide for alternative measures
13	Directive: Damages, Legal costs - Infringement "knowingly or with reasonable grounds to know" - "Damages appropriate to the actual prejudice suffered" - Either Calculation taking into account all appropriate aspects, or Lump sum (taking account of eg. Royalties) - General rule, reasonable legal costs + other expenses
14	Directive: …. more…. - Persons who can apply to courts - Presumption of authorship of copyright and ownership of related rights - Publication of judicial decisions - Codes of conduct - Assessment - Exchange of information and correspondents
15	Directive and Criminal Sanctions? - COM proposal: "serious infringements" to be treated as a criminal offence subject to certain criminal sanctions - Interinstitutional debate on criminal sanctions in first pillar (case C-176/03, Commission v. Council) - Directive: no "criminal" sanctions but MS "may apply other appropriate sanctions" - COM will "examine the possibility of proposing in due course further measures providing for criminal sanctions in this field" - "Third pillar"
16	IPR Enforcement Directive: Next steps - Member States (25) must bring into force national legislation to comply with the Directive by 29 April 2006 - Commission monitors
17	2. IPR enforcement at EU's external borders - EU Customs union Council Regulation (EC) No 1383/2003 concerning customs action against goods suspected of infringing certain IP rights and the measures to be taken against goods found to have infringed such rights (OJ 2003 of 2.8.2003, L 196, p. 7) - Applies with effect from 1 July 2004 Responsible Commission service: DG Taxation and Customs Union (TAXUD)
18	The new Customs Regulation 1383/2003 - why a new Regulation? - For greater legal clarity - To extend the field of application - To simplify access by IPR right-holders to legal remedies, especially for small businesses - To develop an effective legal instrument - To set out the steps to be taken by Customs authorities when necessary
19	The new Customs Regulation - Extends the field of application (also plant variety rights, geographical indications, designations of origin) - Improves the quality of information provided by the right-holder (computerization is

	encouraged) - Abolishes fees and guarantees (helpful for SMEs) - Customs can check when goods are in customs territory (free zones…)
20	The new Customs Regulation - Extends the scope of the "ex officio" procedure - Increases the quality and the amount of information given by Customs to right-holders - Samples can be given to right-holders for analysis
21	The new Customs Regulation - Facilitates the procedure for the destruction of fake goods - Allows for checks of travelers in order to control if there is a large flow of fake goods
22	3. IPR enforcement in third countries - International agreements, cooperation - Several key actors within the Commission services: DG Trade (TRADE), DG Internal Market (MARKT), DG Taxation and Customs Union (TAXUD)……. - Commission Strategy for the enforcement of Intellectual Property rights in third countries (10 November 2004)
23	Enforcement strategy: actions - Identifying the priority countries - IPR in multilateral / bilateral agreements - Political dialogue - Incentives/ Technical assistance to focus on IPR enforcement
24	Enforcement strategy: actions 5. Dispute settlement, sanctions - Creation of public-private partnerships - Awareness raising - Institutional co-operation
25	Conclusion - Complementarity of the EU activities in the three fields - Demonstration of growing importance given by EU to fight against counterfeiting and piracy and to encourage innovation
26	Some links to more information http://www.europa.eu.int/comm/internal_market/en/indprop/piracy/index.htm http://www.europa.eu.int/comm/taxation_customs/customs/counterfeit_piracy/index_en.htm http://www.europa.eu.int/comm/trade/issues/sectoral/intell_property/index_en.htm

４．３　EPA における知的財産保護

４．３．１　TRIPS 協定における知的財産権の権利執行と FTA／EPA

事務局（今村哲也）

(1) はじめに

近年、WTO 新ラウンドは多国間の利害調整に難航し、当初の期待ほどには進展がみられていない。このため、現在、米国、EU などが、WTO による多角的自由貿易化への取組みではなく、二国間あるいは地域間の貿易協定である自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）[244]や経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）[245]によって経済的な課題を解決する方向に進みだし、その動きが拡大している[246]。こうした動きに対

[244] FTA とは、物品の関税及びその他の制限的通商規則やサービス貿易の障壁等の撤廃を内容とする GATT 第 24 条及び GATS（サービス貿易に関する一般協定）第 5 条にて定義される協定である。

[245] EPA とは、FTA の要素を含みつつ、締約国間で経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進等市場制度、経済活動一体化のための取組みも含む対象分野の幅広い協定をいう。日本がこれまで締結し、また、現在交渉中の協定はすべて EPA の性質を有している。

[246] 交渉の進まない WTO を横目に、各国が FTA へと傾斜する現状に対して、WTO も警鐘を鳴らしている。

しては、経済学者を主体とするWTO主導の多角的自由貿易の唱道者から深刻な懸念が示されている[247]。彼らは、FTAによって設定される自由貿易地域（free trade area）という概念に対して批判的であり、そのため、こうした協定を指し示す言葉として、Preferential Trade Area（PTA）という言葉を使うべきであると主張してきた。この背景にはPTAの内在するいわゆる「貿易転換」の問題、すなわち、自由貿易地域の設定は非加盟国との関係で保護貿易を結果することになる、という彼らの問題意識が存在する。

しかし、経済学者らのこうした懸念とは別に、現実の各国の経済政策は、FTAないしEPAの締結を志向している。そこには異なる二つの目的がある。一つは、貿易転換の不利益を可及的速やかに回復するという消極的な目的であり、もう一つは、新たな広範囲の自由貿易地域を設立し、多角的自由貿易化への礎とするための第一歩とするという積極的な目的である。こうした議論の中、日本の対外経済政策も、貿易上特に関心を有する国や地域との間とりわけ東アジア地域の国や地域との間における自由貿易地域を設立するために、機動的な取組みが可能なFTAやEPAを活用し、高度な経済ルールと制度の整備を図る方向へシフトしつつある[248]。この政策は、東アジア地域において中国が経済的に台頭してきたこととも関係している。一方、TRIPS協定交渉以来、知的財産権は、単なる法制度の問題ではなく、通商問題の一つであると認識されている。そのため、これらの二国間・地域間の協定交渉においても、知的財産権をどのように取り扱うかという点が、交渉の重要な一分野として位置付けられている。このような交渉の結果として、米国の締結するFTAのように、TRIPSプラス規定を詳細に設けているFTA／EPAもある。この問題については国際的な議論が高まっている。

FTA／EPAにおいてTRIPSプラス規定が設けられる理由には、主に３つある。第一は、FTA／EPAによって、TRIPS協定交渉時に多国間のレベルで合意ができなかった事項を補うことである。第二は、FTA／EPAにより、TRIPS協定交渉段階では、現在ほどに発展していなかった新技術（バイオ技術やインターネット技術等）に対応するための知的財産保護を補充することである。第三は、不十分であるTRIPS協定の権利執行規定を、FTA／EPAによって補うことである。

本稿では、とりわけ、FTA／EPAの枠組みにおける権利執行の確保について言及する。FTA／EPAの枠組みにおいて権利執行に関する問題が議論されることについては、次のような特有の意義がある。第一に、WTO加盟国（協定の履行義務が発生していないLDC諸国を除く）は国内法制のレベルであれば、TRIPS協定で定められたレベルをクリアしている。しかしながら、問題は国内の法制の整備が終了していたとしても、その運用等が充分でなく、TRIPS協定の保護レベルが実質的には守られていないことがあるということ

近時、スパチャイ事務局長は、加盟国のWTO離れをしばしば指摘してきたが、2005年1月17日のWTO改革に関するConsultative Board（2003年6月発足、Peter Sutherland(Chairman)）の報告では、関税や非関税障壁の削減はWTOの多国間交渉ですすめるべきであることを明確に指摘している。この報告書では、FTA、EPAという用語ではなく、牽制する意味を込めてPreferential Trade Agreements（PTAs）という用語を意識的に用いているようである。The Future of the WTO: Addressing institutional challenges in the new millennium, Consultative Board to the Director-General Supachai Panitchpakdi, World Trade Organization, 2004. http://www.wto.org/english/thewto_e/10anniv_e/future_wto_e.pdf

[247] Jagdish Bhagwati, Free Trade Today, Princeton University Press (2002).

[248] 我が国のFTA戦略については、the Ministry of Foreign Affairesが公表している『日本のFTA戦略』を参照。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html.

である。しかしながら、後述するように、TRIPS 協定の枠組みにおいて、各国における実質的な保護レベルの実現を保証するための強制的な仕組みは不十分な状態にあり、そのため実質的な保護レベルを達成するための仕組みとして、FTA／EPA が活用されることとなる。

第二に、TRIPS 協定に規定されている権利執行規定自体は、加盟国に実施の義務まで負担させるものではない規定が多い。したがって、それらは、知的財産権の実質的保護を確保し、保障するためには不十分なものである。第三に、現在、TRIPS 協定と同じように、知的財産権の権利執行に関して詳細に定める多国間協定は存在していない。第四に、FTA／EPA 交渉の過程においては、知的財産権の問題のみを交渉するわけではない。知的財産権の問題も、交渉課題となる他の通商問題も含む FTA／EPA パッケージの一部として位置付けられる。そのため、交渉の過程においては、他の交渉課題との取引により、権利執行の実質的な確保をより効果的に求めることもできる。第五に、模倣品被害の程度は、少なくとも個別の案件をベースとした場合には、ある程度客観化し易い。そのため、他の知的財産権に関する施策と比較した場合、交渉過程において、相手国の問題点を追及し、あるいは、対処を求めやすい。これらの理由から、FTA／EPA 交渉の枠組みにおいて TRIPS 協定の不十分な点を補完し権利執行の面での更なる充実を図ることは、他の知的財産に関する交渉分野と比べても重要な課題となるのである。

本稿では、まず、国際知的財産制度における FTA／EPA の位置付け、および、FTA における権利執行問題の位置付けについて、概観する。そして、TRIPS 協定における権利執行規定の意義、および、FTA／EPA において権利執行規定について議論される意義について、考察する。次に、米国、EU、日本の FTA／EPA の交渉状況、および、各々の知的財産権の扱いについて説明する。最後に、今後、日本が国際的な権利執行問題に取組んでいく場合の方策について指摘する。

(2) 国際知的財産制度における権利執行問題の位置付け

① FTA と知的財産権

日本は知的財産権に関する基本的な国際条約に早くから加盟していたこともあり、国際的な知的財産法の保護・発展に関しては、二国間条約よりも多国間条約をメインとする政策を重視している。ただ、近年、国際的な知的財産法の形成にとって最も重要な国のひとつである米国が、多国間ルールの形成を理想としつつも、通商政策の基本方針として、地域間ないし二国間の FTA の中に詳細な知的財産条項を含める政策を推進している[249]。この FTA に含まれる知的財産条項は、従来の知的財産権に関する二国間条約のように、知的財産権について相互関係のない国家や地域との間で、お互いの国民の知的財産権を相互に保障することを目的とするものではなく、すでに知的財産関係を有する国家や地域との間で、知的財産保護および執行の相互の水準を高めることを内容としている。

② 二国間条約と多国間条約

[249] 米国は、相互的な知的財産権関係を有する国にも二国間条約ないし大統領布告を基礎に、保護を及ぼしてきた。この際、二国間条約は、両国の国民、住民または主権者に一定の知的財産権関係を保障するという内容のものである。これに加えて、米国は、1980 年代後期から、知的財産権の保護および執行の相互の水準を向上することを条約締結国に要求する二国間「貿易」協定の推進を推し進めている。

二国間条約ないし限られた国や地域の間で締結される条約は、多国間条約に比して、ルール策定の迅速性とルール自体の柔軟性を有するという点にその特質がある。また、二国間交渉という場を選択すること自体、自国の利益を主張するための議論の場を移す過程であると、積極的に理解することもできる。すなわち WIPO から WTO、WTO から二国間交渉へというように知的財産に関する国際的な議論の場をより有利な場へと移行する過程として、よりプラグマティックに捉えることも可能なのである。こうした手法により、困難に直面している場から、成功の確率の高い場へ移すことができるのである[250]。

ルール自体の柔軟性という点では、知的財産に関する権利執行の面で、より高度な保護の協力関係を築くことができる。特に、権利執行、さらには権利付与に関わる行政レベルの連携については、二国間条約ないしその交渉レベルにおいて解決することも妥当であろう。二国間条約ないしその交渉レベルにおける柔軟性は、国民の権利義務規範とは直接関係しない、模倣品等の対策における税関実務の連携のルール作りや、特許の審査における特許庁同士の連携といった行政機関の運用レベルの規範問題に対して適切な解答を与えうる。

③ WIPO から WTO／TRIPS 協定へ

WTO／TRIPS 協定成立前、知的財産権に関する国際規範作成のマンデートは原則として WIPO にあるとの認識が一般的かつ支配的であり、WIPO においても不正商品問題についての取組みや、不正商品や海賊品の防止策に関するモデル法を検討する動き等が存在した。しかし、WIPO における一連の動きは、ガット・ウルグアイラウンド交渉開始、中間レビューから最終合意へと進む大きな流れの中で中断することとなった。そして、包括的かつ詳細な権利執行規定を設けた TRIPS 協定の発効後、WIPO が取組んでいた知的財産権の権利執行に関する一連の作業を継続する動きは、(1)WCT（WIPO 著作権条約）及び WPPT（WIPO 実演レコード条約）の締結と(2)WIPO 調停仲裁センターの設立とインターネット・ドメインネームの乱用防止メカニズムへの寄与、関与という二つの例外を除いて、それ以上発展しなかった[251]。

④ TRIPS 協定における権利執行規定の意義と問題点

TRIPS 協定において、権利執行に関する規定が設けられたことは、一連の交渉における主要な成果の一つであったといわれている[252]。ベルヌ条約やパリ条約に、権利執行に関する同様の規定が存在しないことがしばしば問題とされてきたからである[253]。しかしながら近時の評釈者の中にはこれらの権利執行に関する規定が、「TRIPS 協定のアキレス腱」（The Achilles' Heel of the TRIPS Agreement）であるとして、かかる規定の問題点を指

---

250 Peter Drahos, Intellectual Property Industries and the Globalization of Intellectual Property: Pro-Monopoly and Anti-Development? 北海道大学知的財産法政策学研究 3 号(2004 年 8 月)65、73 頁参照。

251 植村昭三「知的財産権エンフォースメントへのマルチの取組み」特許研究 38 号(2004 年 9 月)64 頁。

252 Daniel GERVAIS, The TRIPS Agreement, Drafting History and Analysis (Second Edition). Sweet and Maxwell, London, 2003, 287 pp.

253 TRIPS 協定以前にも、知的財産に関する国際条約に一定の権利執行規定がおかれることが全くなかったわけではない。例えば、パリ条約 9 条、10 条、10 条の 2、10 条の 3、ベルヌ条約 16 条、原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定 8 条がある。しかし、TRIPS 協定における権利執行規定と同じ程度に包括的なものではなかった。これらは、特定の場合に対して、法的な救済を与えるべき一般的義務を規定するにすぎないものでした。そのため、権利執行の問題は、基本的には、各国の国内法の規定に委ねられていた。

摘するものもある[254]。TRIPS 協定に最低保護基準として規定される権利執行に関する諸規定も、これらが守られていない場合に WTO 紛争処理機関を通して是正されるかどうかについては、悲観的な見方が強い。知的財産権の領域に対する特別の執行資源の配分義務を加盟国から明確に免除している 41 条(5)項の存在により[255]、内国民待遇に明らかに違反しているような場合を除いて、開発途上国における権利執行規定の不十分さについて、WTO 紛争処理機関が、加盟国の義務違反を問うことは実質的に難しいのである。

⑤ TRIPS 協定から FTA／EPA へ：FTA／EPA 交渉における知的財産権の権利執行問題

前述したとおり、今日、WTO 加盟国であれば、少なくとも国内の法制度は TRIPS 協定の保護レベルをクリアしている。今問題なのは、TRIPS 協定の保護レベルが実質的に守られているかという点である。また、TRIPS 協定に設けられている権利執行規定自体には義務づけを伴わない任意規定も多く、知的財産権の実質的保護を確保し、保障するためには不十分であるとも考えられている。TRIPS 協定よりも更に強固な法制度上の保護レベル（TRIPS プラス規定の導入）を求める動きが生まれるのは当然であろう。しかし、現在のところ、TRIPS 協定以外に、知的財産権の権利執行に関して詳細に定める多国間条約が締結された事実は存在しない。権利執行の問題は、一国の行政、司法制度に深く関わる問題であるため、一定の規範を形成するための多国間の合意がとりわけ形成しにくい分野なのである。もっとも、多国間において完全な合意形成ができない場合には、ガイドライン、モデル法、決議、宣言等の形式によって、多国間におけるある程度の共通のルール形成や合意形成を促進することも次善策として有益である。たとえば、WCO（世界税関機構）の作成した国境措置に関するモデル規則では、国境措置に関して TRIPS 協定よりも高い保護レベルを謳っている。そこでは、前文にて、「多数の国々における税関行政における経験によれば、TRIPS 協定に定める最低限の要件を超えた一定の権限及び措置が認められることによってのみ、政府は、国境における IPR の保護及び実施を効果的かつ効率的な水準にすることができることが明らかになっている」と述べられている[256]。ただ、一定のルー

---

[254] Bargaining around the TRIPS Agreement: The Case for ongoing Public-Private Initiatives to Facilitate Worldwide Intellectual Property Transactions, 9 Duke J. Comp. & Int'l L. 11, 34(1998); J.H. Reichman, Enforcing the Enforcement Procedures of the TRIPS Agreement, 37 Va. J. Int'l L. 335, 347 (1997)

[255] 41 条 5 項は以下のように規定する。「一般的な法律執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法律を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も、知的所有権に関する執行と一般的な法律執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない」。TRIPS 協定において、権利執行の規定を盛り込むことについては、次の二つの反対論が主に開発途上国から存在した。第一に、TRIPS 協定において各国の司法制度のハーモナイゼーションに踏み込むことに対する反対論、第二に、権利執行の実施に対する開発途上国の人的・財政的資源の限界である。とくに、人的・財政的理由から、開発途上国は、知的財産権を権利執行するために特別な司法その他の制度を設けることに反対した。そのため、開発途上国は、権利執行手続きを規定する義務を明確に免除することを交渉の過程で求めたが、先進国側は、そうした規定を盛り込めば、TIRPS 協定の国際的規範としての拘束力を弱体化させるとして反対した。この規定は双方の主張を取り入れた。妥協の産物である。

[256] WCO では TRIPS 協定締結以前より、不正商品、海賊品問題に対する税関手続のあり方に取り組んでおり、1988 年にはモデル法案も公表したが、これは WIPO や GATT における規範作りに貢献し、TRIPS 協定締結後も、その効果的履行に向けた勧告を実施している。近時の注目すべき点として、WCO の監視委員会(Enforcement Committee)の下に設立された WCO IPR 戦略グループ（WCO IPR Strategic Group）の活動が挙げられる。このグループは、税関関係者、知財権者その他の民間代表から構成される官民の協力組織である。2001 年以来、1988 年のモデル法案の改定作業を進めてきたが、2003 年 2 月に WCO 監視委員会により

ルについて遵守が可能となる保護レベルを確保した国が加わるということであれば、あえて多国間での枠組みを目指すこともないかもしれない。知的財産が重要な通商上の問題であるという観点を重視すれば、ある国にとって通商上重要だと位置付けられる国との間で、知的財産の共通ルールを先取りすることが考えられるのは当然であろう。知的財産に関するルールは万国に普遍的な性質を有するルールかもしれないが、一国にとって通商上重視するべきは必ずしも万国ではないのである。こうした事情からも、FTA／EPA 交渉において知的財産権の問題、とりわけその権利執行の問題を取上げることは、FTA／EPA 交渉という場に相応しいのである。

⑥ 最恵国待遇原則と FTA

WTO 体制は、最恵国待遇（MFN: Most-Favored-Nation status）を基本原則としている。FTA は一定の国や地域との間で特別の取決めをする協定である。そのため MFN と FTA との関係について考えた場合、FTA は MFN に反するのではないかという疑問が生じる。しかし、FTA は、その貿易自由化効果ゆえに、一定の要件の下に認められている。更に、WTO を設立したとき、MFN は GATT 以外に TRIPS 協定と GATS（General Agreement on Trade in Services：サービス貿易協定）にも拡大された。知的財産権に関する国家間の取決めについて TRIPS 協定第 4 条は以下のように規定している「知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益、特典、特権又は免除は、そのような義務から除外される」。もっとも、FTA において条約の批准や新たな法制度の導入が要求される場合、あえて FTA 当事国の国民のみを有利に扱うような法規定を導入したり、こうした実務の運用を行ったりすることは、殆どないように思われる[257]。このため、FTA に知的財産に関する規定を設ける場合、MFN との関係で深刻な問題が生じる状況は、実際にはほとんどないように思われる。

(3) FTA／EPA の権利執行規定の比較（米国、EU、日本）

① 米国

(i) 米国における FTA 戦略の概要

現ブッシュ政権における米国通商政策の基本方針は、通商分野でのリーダーシップの復活、競争的自由貿易の推進にある。①WTO 新ラウンド、②地域レベルでの FTA（北米自由貿易協定（NAFTA）、米州自由貿易地域（FTAA））、③二国間 FTA の３つのレベルにおいて、並行して自由化を進める方針である。その中でも FTA を積極的に活用する方針を打出している。EU 等に比べ FTA 政策が遅れているとの認識があり、FTA 交渉を加速している。特にカンクン閣僚会議後、ゼーリック米国通商代表部（USTR）代表が FTA 重視の声明を出している。他方で、米国は WTO ドーハラウンド交渉の復活のために、2004 年初頭から精力的に活動し、同年 7 月下旬にドーハラウンド交渉枠組の合意に至り、交渉

採択された。内容には TRIPS プラス規定が含まれている。モデル法案の改訂は、WIPO による WCT 及び WPPT も視野にいれたもので、WIPO も作業に協力している。

[257] 米国と韓国が米国通商法第 301 条に基づく交渉の結果、1986 年に韓国が医薬品について物質特許制度を導入する際、米国民にのみ優遇措置を行うことを合意した二国間協定が最恵国待遇原則に違反するのではないかとして問題とされた例がある。

を再び軌道に乗せた。なお、米国の FTA には外交・安全保障上の目的もある。

米国は、現在までに、イスラエル、NAFTA、ヨルダン、シンガポール、チリ、CAFTA（中米 FTA の参加国：コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ共和国)、オーストラリア、モロッコ、バーレーンとの間ですでに FTA を締結済みである。また、南部アフリカ関税同盟（SACU：ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド)、パナマ、タイ、FTAA については現在交渉中である。最近、交渉開始が決定されたのが、中東諸国（アラブ首長国連邦、オマーン)、アンデス諸国（コロンビア、エクアドル、ペルー）である。他方 EU との間には、米国-EU サミット等の定期的な対話が行なわれ、さまざまな合意がなされている。また、環太平洋地区では APEC メンバーとして対話に参加している。さらに、2002 年 10 月 26 日に ASEAN エンタープライズ構想（EAI）を提案し、FTA 締結に向けた検討を開始する意向であり、交渉相手国としては、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシアが想定されている。日本との間には FTA 交渉こそないが、日米経済パートナーシップ、日米包括経済協議など緊密な関係が維持されている。他方、アフリカ諸国との間では、開発を優先した通商外交を展開しており、アフリカ成長･機会法（AGOA: African Growth and Opportunity Act)を施行している。

(ii) 米国の FTA おける知的財産権条項

米国の締結している FTA においては、知的財産権保護は通商上の問題であるという意識から、TRIPS プラス規定を含めた詳細な実体規定を設けている。この背景には、各種の産業団体の強力な後押しが存在する。対外的な知的財産強化は米国の経済にとって利益であるという戦略が如実に現れている。もっとも、米国は基本的に、多国間の自由貿易が最善であり多国間ルールを作ることが理想であると考えているようである。すなわち FTA はセカンドベストの解決でしかなく、競争促進的な自由化の梃子と位置付けられている。ただ、こうした戦略の結果、既成事実が積み重ねられることにより、米国の FTA 包囲網、言い換えれば米国型 FTA 知的財産条項によるデ・ファクト・スタンダードの形成によって、米国が、将来の多国間交渉における有利な立場を獲得するという効果が生じる可能性があることは否定できない。

米国がすでに締結した幾つかの FTA における TRIPS プラス規定を概観すると以下のような目的や内容を有することが分かる。まず、著作権については、1998 年のデジタル・ミレニアム著作権法（DMCA)と同水準の保護を FTA によって規定することが、米国の狙いである。すでに締結した協定の本文には、インターネット･ドメインネームに関する規定を設けること、著作物や実演・レコードの保護期間は創作者の死後 70 年以上とすること、インターネット・サービス･プロバイダーの責任とその免除についての規定、技術的保護手段や権利管理情報の法的保護の法的保護等について、規定されている。

次に、特許保護に関しては、特許性に関する例外規定を限定することや、特許保護期間の延長について規定していることが挙げられる。後者は、特許当局の審査あるいは特許付与の遅延がある場合､義務的かつ自動的に特許保護期間を延長することを規定する｡また、強制実施事由の制限、特定の規制物品に関する非開示情報（例えば、医薬品や農業化学製品等）の保護を確立させること、特許に関する無効取消理由の制限、手続上の遅延対策および安定化、PCT 加盟などが、米国の FTA における重要事項となっている。

さらに、権利執行に関しては、模倣対策を強化する観点から、刑事罰や行政の職権による介入などの対応方法が模索されている。とりわけ、最近の FTA では、技術的保護手段および管理情報に対する権利執行規定の適用、著作権等における権利の推定、（商標・著作権につき）侵害者の利益の支払、損害賠償額算定時の被侵害品売値の参照、法定損害額（pre-established damages）の認定や弁護士費用の侵害者による負担、さらに侵害品および原材料等の差押えなどについて規定されている。なお、米国政府による知的財産権の権利執行問題に対する最近の動きとして、(1)司法省による『知的財産に関する司法省特別委員会報告』（2004 年 10 月）、(2) USTR、商務省、司法省、国土安全保障省の合同による『組織的海賊行為に対抗するための戦略（STOP!）』（2004 年 10 月）、(3)NIPLECC(National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council)の強化策（2004 年 11 月）等が挙げられる。米国政府としては、この問題を従来に比して、更に深刻に受け止めた上で、対内的、対外的に米国の政策を推し進めていく方針を明らかにしている。

なお、米国の FTA における知的財産権規定は、常に進化しており、例えば NAFTA（1994 年 1 月 1 日発効）は、その後登場した知的財産に関連する新技術に対応するものではなく、既に古いといわれる。しかし、各々の時期における米国政府の知的財産戦略を詳細かつ具体的に協定文言それ自体に盛り込んでいるという点では共通している。

(iii) 米-シンガポール FTA における権利執行規定の TRIPS プラス規定

米国はすでに幾つもの国や地域の間で FTA を締結している。ここでは米国とシンガポールの FTA（以下では「米星 FTA」という。）を例として、FTA における権利執行規定の TRIPS プラス規定に関して、TRIPS 協定の権利執行規定と比較しながら概観してみたい。

TRIPS 協定 41 条および 63 条には、司法および行政手続きの実体的判断について、書面によるのが望ましいこと、知的財産の執行の際に適用される法律、規制、手続、司法の最終判断、行政的判断の公表等について規定されている。この点に関する米星 FTA における TRIPS プラスは、自国の民事、行政および刑事の各制度において知的財産権の効果的執行のための自国の努力に関する情報を、統計的情報も含め一般公衆に与えるものとしている点である（16.9 条第 3 項）。

また、前述した通り、TRIPS 協定 41 条 5 項は、「この部の規定は執行資源の分配に関して何ら義務を生じさせるものではない」と規定している。これに対して、米星 FTA では執行資源の分配に関して下す決定により本章の義務が免除されることはないと、明確に規定している（16.9 条第 4 項）。

米星 FTA では、技術的保護手段の回避と権利管理情報の保護に関して、(a)差押えを含む暫定措置、(b)損害賠償請求（法定損害賠償との選択の機会）、(c)裁判費用・手数料・弁護士報酬の支払い、(d)製品破棄等の民事上の救済方法について規定している(16.9 条第 5 項)。この点は、WCT や、WPPT にも規定されておらず、単に TRIPS プラスであるだけでなく、WCT プラスあるいは WPPT プラスでもある。

米星 FTA では、著作権あるいはそれに関連する権利（いわゆる関連権）についての民事、行政、刑事の各手続きにおいて、氏名または名称が著作者、実演もしくはレコードの著作者、実演家もしくは出版者として表示されていれば、権利者であると推定すると規定している（16.9 条 6 項）。著作者の推定規定は TRIPS 協定第 9 条第 1 項で引用するベルヌ条約第 15 条に規定されているが、同条約は「実演」と「レコード」については規定して

いないため、この点もTRIPSプラスとなっている。

次に、知的財産権の執行に関する民事上および行政上の手続き及び救済方法について、民事訴訟手続における、著作権または関連権により保護された著作物、実演、レコードおよび商標侵害の場合に関する損害賠償額の計算方法について規定している（16.9条8項および9項）。TRIPS協定45条は、損害賠償について規定しているが、米星FTAでは更に進んで、現実の損害賠償としては加算されない侵害行為により侵害者の得た利益の支払をも命ずることができると規定するとともに、商品やサービスの希望小売価格に基づいて、侵害された商品あるいはサービスの価値を考慮することも規定している。また、米星FTAでは法定損害賠償の制度を義務付けており、その金額は将来の侵害行為を防止するために十分高額であるべきことを定めている（16.9条第9項）。

米星FTAでは、民事訴訟手続において、司法当局が、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者とその流通経路を明らかにし、この情報を権利者に提供することを命ずる権限を有すると定めるものとしている（16.9条13項）。同様のことを定めるTRIPS協定47条が任意規定であるのに対して、16.9条13項は義務付け規定となっており、TRIPSプラスとして位置付けられる。また、司法当局は、この命令の遵守を怠るものに対して罰金・拘禁を科す権限を有することを定めるものとしていることもTRIPSプラスである。

知的財産権の執行に関する国境措置に関連する特別要件について、TRIPS協定58条は職権による国境措置について規定するが、職権による手続を規定するかどうかは各国の判断に委ねられている。この点、米星FTAでは、職権による手続の規定を義務付けている（16.9条第19項）。手続の対象は、当事国の領域内に輸入あるいは当事国から輸出される不正商標商品及び著作権侵害物品となっている。一方の当事国すなわち輸出国から他方の当事国（仕向け国）に向かう品物について、不正商標商品あるいは著作権侵害物品に対する効果的な執行を可能にするために、輸出国が、入手できる全ての情報を仕向け国に提供する協力をするものと規定している。そして、各当事国は、他方の当事国への途上にある不正商標商品あるいは著作権侵害物品について、他方の当事国の要請に応じて、そのような協力を請け負う権限を有することを保証するものとしている。

TRIPS協定59条は、権限ある当局による権利侵害品の廃棄等の措置について規定している。これについて米星FTAは、不正商標商品において不法に付された商標の単なる除去のみでは通関停止措置を解除するには不十分であること、また、いかなる場合にも当局は不正商標商品および著作権侵害品の輸出を許可する権限を有するものではないこと規定している。

最後に、TRIPS協定61条は、知的財産権の執行に関する刑事上の手続きおよび救済方法について、故意による営業規模の商標権及び著作権侵害に対して刑事制裁が科されなくてはならないことを規定する。これに対して、米星FTAでは、２つの点で、TRIPS協定の規定を拡大している。すなわち、(a) 金銭を得ようとする直接または間接的な動機を伴わない場合でも、重大な故意があれば侵害となりうること、(b) 申立てがなくとも職権により法的行動を開始できることを規定すべきとしている（16.9条21項）。

② EU

(i) EU における FTA／EPA

1958 年に欧州 6 ヵ国が結んだローマ条約により発足した欧州経済共同体（EEC: European Economic Community）は、1967 年 7 月に欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC: European Coal and Steel Community）、ヨーロッパ原子力共同体（EURATOM: European Atomic Energy Community）と統合して欧州共同体（EC: European Communities）となり、さらに、1993 年にはマーストリヒト条約の発効より欧州連合（EU: European Union）へ発展した。1995 年には新たな 3 ヵ国の加盟があり、加盟国数は 15 ヵ国、総人口 3.8 億人、総 GNP は約 8 兆ドル（世界の 25%）となり、更に 2002 年の EU 首脳会議において、新たに、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド、リトアニア、エストニア、ラトビア、スロベニア、マルタおよびキプロスの加盟が正式に承認されことにより 2004 年 5 月 1 日からは 25 ヵ国体制となった。この拡大により EU の規模は 25 ヵ国、総人口 4.5 億人、総 GDP は約 10 兆ドルである。さらに、加盟候補国として、ルーマニア、ブルガリア、トルコ、クロアチアが準備中であり、すでにブルガリアとルーマニアの加盟交渉については 2004 年 12 月 14 日に終了し、この二ヶ国は 2007 年 1 月からの正式加盟を予定している。また、トルコとクロアチアについては 2005 年から加盟交渉が開始される。ただし、こうした拡大傾向を歓迎する一方では、EU 域内統合の進みかたが遅延することを危惧する見方もある。

EU と域外との関係で、EU は、モロッコ、キプロスなど地中海南東岸諸国 12 カ国・地域と 2010 年までに EU-地中海諸国間自由貿易圏（EMFTA: EU-Mediterranean Free Trade Area）を創設する構想を発表している。この地域における経済関係強化に関しては、米国との間で駆け引きが存在している。

更に、ペルシャ湾岸 6 ヵ国で構成される湾岸協力会（GCC: Gulf Cooperation Council）との間でも自由貿易協定に向けた交渉が行なわれている。

その他に、南北アメリカ大陸との関係では、メキシコおよびチリとの間で FTA を締結した。現在、南米南部共同市場（MERCOSUR: Mercado Comun del Sur）と交渉中である。アジアとの関係では、ASEAN との FTA を検討中である。

(ii) EU における知的財産権法の調和および権利執行問題に対する最近の取組み

EU 域内における知的財産権規定としては、ローマ条約 30 条と 36 条に産業財産（industrial property）の保護規定がある。商標、意匠については、共同体商標規則（European Community Trademark Regulation）および共同体意匠規則（European Community Design Regulation）に基づいて、EU の全域内を対象とする商標および意匠制度の運用が開始され、特許についても共同体特許条約（Community Patent Convention）が 2003 年 3 月 3 日に合意に達し、成立に向けて前進している。なお、厳密には EU とイコールではないが欧州特許条約（EPC: European Patent Convention）により設立された欧州特許機構（European Patent Organization）による欧州特許は、ほぼ EU の全域をカバーしている。

EU は、FTA 交渉における知的財産権の保護について、WTO／TRIPS 等の国際条約遵守を相手国に求める他、とりわけ地理的表示（Geographical Indications）の保護拡大を求めている。WTO カンクン閣僚会議においても、農産品の単なる原産地名（designation of origin）の保護であっても TRIPS 協定における「地理的表示（Geographical

Indications)」として認めるよう求める予定だった。しかし、交渉が決裂したために提案できなかった経緯がある。

EU における権利執行に関する最近の動きを示す公的な文書としては、(a)『EU 知的財産権エンフォースメント・ディレクティブ』(2004 年 4 月 29 日)[258]、(b)『EU 税関新規則』（2004 年 7 月 1 日発効）[259]、(c)欧州委員会による『第三国における知的財産権エンフォースメント戦略ペーパー』（2004 年 6 月作成、同年 11 月採択。）がある。(a)と(b)は EU 域内における権利執行の取組みを示しており、その中には幾つもの TRIPS プラス規定が存在する。例えば、『知的財産エンフォースメント・ディレクティブ』では、多様な手続法制を有している EU 加盟国において、「TRIPS 協定にもかかわらず、知的財産権の執行手段に関しては多大な格差が今なお存在することが明らかとなっている」との問題意識から、「域内市場における高度、等価、かつ一様な保護レベルを確保するために、制定法を均等化すること」を目的として、証拠保全手続や証拠開示手続、損害賠償額の算定方法、差止命令の適用に関する一連の手続き、情報提供請求権、侵害者の費用負担による侵害物品のリコール等の制度について、EU 加盟国内での統一的な執行手続の形成を模索している。

EU の『税関新規則』は、「模倣品、海賊品など知的財産権を侵害するすべての物品の販売は、合法的な製造業者及び貿易業者ならびに権利者に多大の損害を及ぼし、さらには消費者を欺き、なかには消費者の健康及び安全を危険にさらすときもある。当該物品は、可能な限り、市場から排除し、合法的貿易の自由を損なうことなく、当該違法行為を効率的に対処するための対策を採択するべきである」ことを目標としている。そして、「当該物品の共同体税関領域への持込み」のみならず、「輸出、再輸出、又は共同体税関領域から離れる過程」についてさえも措置を講じることを求めている。そのために、輸入の規制だけでなく輸出品あるいは通過品にも適用されること、新たな知的財産権（植物多様性、地理的表示）にも適用されること、権利者が申請時に税関へ提供する情報の質の向上、申請フォームや有効期間の調和、申請の電子化、費用・担保の廃止、職権による手続の拡大、税関から権利者への詳細で十分な情報の提供、権利者によるサンプルの入手・分析等について規定されている。

(c)欧州委員会による『第三国における知的財産権エンフォースメント戦略』は、2004 年 6 月 23 日に欧州委員会通商総局により公表された。この戦略では、第三国からの模倣品等による知的財産権の侵害の拡大に対処するために、欧州委員会がとるべき行動戦略を定めている。具体的な行動戦略の提案としては以下のような内容となっている。

1. 優先国を決定する：模倣品等の原産国、経由国を定期的に評価・診断し、活動を集中させる。
2. 多国間協定（含 TRIPS 協定）や二国間協定を通じて、効果的な知的財産権の執行の仕組みを設ける。
3. 政治的な対話を通じて、貿易相手国に知的財産権保護の重要性を認識させる。同じ問

[258] Directive 2004/48/EC of the European Directive (2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights)

[259] Council Regulation (EC) No 1383/2003 of 22 July 2003 concerning customs action against goods suspected of infringing certain intellectual property rights and the measures to be taken against goods found to have infringed such rights

題を抱える日米等の先進国と協調し、共同プロジェクトを実施する。

4. 技術協力：知的財産権の執行に関する事業を技術協力プログラムに盛り込む。日米との間で援助が重複することを避けるために情報の交換・対話の場をもつ。
5. 紛争解決／制裁：TRIPS 協定や FTA に違反している場合、TBR（欧州連合貿易障壁規則）等の紛争解決制度を活用して条約の執行をはかる。
6. 官民協力の推進：第三国の知的財産権に関連するネットワークを支援し、それらに参加する。官民の交流、協力関係を構築する。
7. 啓蒙活動：模倣品による経済損失、健康被害や組織犯罪問題をピーアールし、問題意識を高揚する。
8. 欧州委員会内の協力：関連部局間の情報交換、連携、協力関係を強化する。

この戦略ペーパーは、一般からの意見を受付けた後、ほぼ同じ内容で 2004 年 11 月 10 日に欧州委員会で採択されている[260]。

(iii) EU の FTA／EPA における知的財産権規定の特色－チリとの EPA を例に

EU の締結した FTA／EPA は、従来の知的財産権に関する国際条約の段階的批准を義務付けし、また、継続的協議のための二国間における協議の場を設けることを特徴としている。米国と比較した場合、第三国との協調をより意識したものであるといえよう。以下、例として、チリとの間で締結された EPA をみていきたい。

欧州委員会は 2002 年 11 月 8 日にチリとの間で経済連携協定を締結した。知的財産権に関する条項は第 6 章に規定されており、「加盟国は、国際諸条約に定める知的財産権を執行する効果的な手段を含めて、最高の国際的基準に従った知的財産権の適切かつ効果的な保護を付与し確保しなければならない」という目的を定めている（第 168 条）。

知的財産権の範囲として、著作権（コンピュータ・プログラム及びデータベース上のそれを含む）、隣接権、特許、意匠、地理的表示（原産地の呼称を含む）、商標及び集積回路の回路配置に関する権利、非開示情報の保護並びにパリ条約第 10 条の 2 に定める不正競争の防止を列挙している（第 169 条）。

次に、知的財産権関係の諸条約を 4 つに分類して、それぞれの加盟時期を定めている（第 170 条）[261]。すなわち、(a)加盟国は、批准済みの諸条約の義務の適切かつ効果的な履行を確保し続けるとするもの、(b)加盟国が 2007 年 1 月 1 日までに加盟し、そこから生じる義務の適切かつ効果的な履行を確保するとするもの、(c)加盟国が、2009 年 1 月 1 日までに加盟し、そこから生じる義務の適切かつ効果的な履行を確保するもの、(d)加盟国ができるだけ早い機会に批准し、そこから生じる義務の適切かつ効果的な履行を確保するように努めるものとするものに分けて規定している。

以上のように、EU とチリとの FTA は、相手国の知的財産権関係条約の批准・履行状況を考慮して、一挙にではなく段階的に批准を要請するという立場を採用している点に特徴

---

[260] 主な変更内容は、欧州委員会内の担当部局として農業総局が追加し、農産品における地理的表示の交渉にあたることが明記したことである（Part III - Background (6) の 3 項目）。European Commission, Strategy for the Enforcement of Intellectual Property Rights in third Countries, 10 November 2004. http://trade-info.cec.eu.int/doclib/docs/2004/november/tradoc_120025.pdf

[261] EU-メキシコの FTA では、『経済協力、政治的強調及び協力協定の 6 条、9 条、12 条(2)(b)および 50 条を実行する 2001 年 2 月 27 日の EU メキシコ合同会議決定』(2001 年 3 月 1 日発効)の 36 条に類似の規定が存在する。

がある。そして、こうした多国間協定の遵守や批准等の評価を行うために二国間の合同評議会（Association Council）が設置され、その場において FTA の実施状況を検討することとされている（第 171 条）[262]。

(3) 日本

日本と各国・地域との FTA／EPA は、日本・ASEAN 包括的経済連携構想の下、すでに締結された日本・シンガポール新時代経済連携協定の他、現在交渉中のものとして、日・タイ、フィリピン、マレーシアとの EPA が存在する。フィリピンとの間の EPA は 2004 年 11 月に大筋で合意している。また、日中韓＋ASEAN が中核となる東アジアにおける経済連携も視野に入れて、日韓 FTA の交渉も進められている。他方、EPA／FTA 締結済みの米・EU の企業に比較し、日本企業が貿易上不利な状況にあるといわれていたメキシコとの間でも、日本・メキシコ経済連携協定が署名に至った。

日本の二国間交渉における権利執行に関する課題の取組みについては、政府の『知的財産推進計画 2004』において、「2004 年度も引き続き、アジア諸国との自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）や投資協定・税関相互支援協定などの二国間・複数国間協定においては、知的財産関連の法制度の整備のみならず、実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛込むよう積極的に交渉する」こと、「2004 年度から、二国間協議においては、我が国企業の被害実態などを取上げての取締りの強化や制度改善の要請など、戦略的かつきめ細かく対応する」ことが、政府の施策として明確に示されている[263]。

政府の『知的財産推進計画 2004』も背景として、FTA 交渉においては、知的財産権は重要な項目として位置付けられている。その交渉内容は非公開であるものの、日本・メキシコや日本・シンガポール間の経済連携協定の交渉や、産学官の共同研究会・タスクフォース報告を照らし合わせると、概ね事前の研究会・タスクフォース報告で示されている内容に基づいて、交渉が進められているようである。

日本がシンガポールとの間で締結した日本・シンガポール新時代経済連携協定における知的財産関連規定は、基本的には、先にあげた EU 型であると評価できる。すなわち、両国間の今後の知的財産保護に関する協力関係について規定する包括的・弾力的な規定内容となっている。特に、97 条において、知的所有権に関する合同委員会を設置したことは、EU が締結する FTA における合同評議会や特別委員会と類似した継続的な協議の場を設置したということができる。一方、その後締結された日本・メキシコ EPA では、その第 144 条において知的財産に関する協力について規定されているが、知的財産の分野における協力のための情報交換について規定するという簡単な内容になっている。もっとも、現在交渉中の他の経済連携協定が、これらと同様の規定ぶりとなるとは限らない。たとえば、日本・フィリピン経済連携協定平成 16 年 11 月 29 日の共同プレス発表では、「知的財産分野

---

[262] EU メキシコ FTA においても、『EU メキシコ経済協力、政治的強調及び協力協定（グローバル協定）』が知的財産保護のための協議の仕組み（a consultation mechanism）を設けるべきことを受けて、『2000 年 3 月 23 日の EU メキシコ合同会議決定』（2000 年 7 月 1 日発効）の第 40 条が知的財産保護の問題を解決するための特別委員会(Special Committee on Intellectual Property Matters)を設置している。

[263] 知的財産戦略本部（本部・小泉純一郎）『知的財産推進計画 2004』（2004 年 5 月 27 日）
http://www.kantei.go.jp/foreign/policy/titeki/kettei/040527_e.html

における協力の要素と、適切な知的財産保護及び執行についての要素を盛りこむ。また、協議メカニズムを通じて、知的財産保護及び執行の強化に向けた協議を行う」とされており、これまでのシンガポールやメキシコとの EPA とは異なる、ある程度詳細な規定になることも予想される。また、韓国との交渉においても、日本側から、相当詳細な草案を示した上で、知的財産の保護が求められているといわれている。

これまで締結された協定や、現在の交渉の状況をみると、日本の FTA 戦略における知的財産権の取扱いについて、次の二つのことがいえる。第一は、協定の交渉における協議メカニズムを通して、さまざまな要求を行い、その実施を相手国に求めていくということであり、第二は、協定締結後の協力関係の構築・情報交換を行うことを協定本文に明確に規定し、将来の協議の場を設定することである。

日本の経済連携協定における知的財産関連規定は、特に、米国が締結する FTA と比較すると、一見、非常に淡白にみえる。しかし、実質は、この協定交渉における協議メカニズムと、事後の協力・情報交換という二つのメカニズムにより、将来に向けた、知的財産権を含む、当事国の経済連携関係を構築するという効果的な戦略が企図されているものと思わる。

(4) 今後の展望と課題

知的財産権の権利執行の問題については、市場における流通の歪曲を防ぐという先進国に共通する課題であることから、国際的協調が求められている。欧州委員会の『第三国における IPR エンフォースメント戦略ペーパー』では、開発途上国への権利執行におけるインセンティブや技術協力について、先進国間の努力の重複を避け、ベストプラクティスを共有する狙いで、WIPO、米国、日本、そして一定の EU 加盟国など、技術協力の他の主要な供与主体とアイデアや情報を交換するべきであることを指摘している。一方、米国における『組織的海賊行為に対抗するための戦略（STOP!）』においても、貿易取引国に働きかけ､偽造品を阻止するための国際的連携を構築するべきであるとして、「同じ考えを持った諸国に協定締結を求めることで、海賊版商品及び模造品の不正取引を阻止し、共同でエンフォースメント行動を取り、積極的に偽造の疑いのある物品の移動に関する情報を共有し、知的所有権の盗用者の国際的包囲網を狭める」べきことを指摘している。

知的財産権の権利執行の問題に関して並行して進められている欧米の施策が、日本の利益に反する状況というものは、基本的には存在しない。先に検討した米国や EU が第三国と締結した協定の内容は、結果的に、日本の利益にもなるものが大部分である。また、開発途上国に対して先進国の利益を押し付けているとの印象を受けやすい知的財産の権利執行資源の配分問題を扱う場合、アジアの中の日本というその「近さ」から、それらの問題を単独では積極的に主張しにくい状況も生じるかもしれない。そのことも含めて、日本としては、多国間協議の場は当然のこと二国間協議の場においても、国際的な知的財産法制度における権利執行政策のあり方について、協調が可能な部分については欧米等の取組みと連携して推進するのが妥当であると思われる。

４．３．２　世界の自由貿易協定の現状と知的財産権規定の概要

事務局（渡辺博史）

(1) 北米（米国、カナダ、メキシコ）

A. 地域協定の概要

・NAFTA（North American Free Trade Agreement）

米国・カナダ・メキシコ 3 国間の自由貿易協定。1989 年に米国はカナダとの間で FTA を締結。引き続きメキシコと交渉をする中で、1990/06 米墨首脳交渉がきっかけとなり、1990/09 カナダを含めた 3 ヵ国の交渉に発展。1992/12 正式署名。1994/01/01 発効。域内の人口は約 4 億人、域内の国内総生産（GDP）の総和は約 12 兆ドルで、世界の 36%を占める。EU を凌ぐ規模である。

知的財産権に関する規定は 17 章にある。交渉時期が近いことと、米国の意向が強く影響しているために、WTO/TRIPS の規定に近い内容となっている。ソフトウエア、データベースなども著作権保護の対象に含む。商標の保護は商品に加えサービスにも適用される。医薬・農業関係の微生物特許、集積回路のデザイン保護、営業秘密についても保護の対象とする。紛争の処理は本協定あるいは WTO の手続きのいずれかを選択することができる。

権利執行に関しては、17.11 条に規定されており、一般的義務、民事上および行政上の手続きと救済方法、暫定措置、国境措置に関する特別要件、刑事上の手続きおよび救済方法、インターネット・サービス・プロバイダの責任への制限について規定されている。

・FTAA（Free Trade Area of the Americas）

南北アメリカ全体を一つの自由貿易圏として統合することを目指して、キューバを除く米州 34 ヵ国が参加。1994 年米州サミットで交渉がスタート。2005 年末までの締結を目指している。欧州の拡大 EU と対極を形成する。域内人口 8 億人、国内総生産（GDP）の総計は約 13 兆ドル、世界経済の約 4 割を占める巨大自由貿易圏となる。

2003/11 マイアミで閣僚会議を実施。第 3 次草稿案が採択された。知財規定は第 20 章にある。FTAA による経済統合をめぐって、米国を中心とする 14 ヵ国グループ（G14）と、ブラジルを中心としたメルコスール（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ）との間に溝が生じており、期限内の合意が危ぶまれている。農業、市場アクセス、サービス、投資、などの交渉が難航しており、2004 年末現在、交渉進展の望みは薄くなっている。

B. 国別の状況

・アメリカ合衆国

現ブッシュ政権における米国通商政策の基本方針は、通商分野でのリーダーシップの復活、競争的自由貿易の推進にある。①WTO 新ラウンド、②地域レベルでの FTA（NAFTA、FTAA）、③２国間 FTA、の 3 つのレベルで並行して自由化を進める方針。その中でも FTA を積極的に活用する方針を打出している。EU 等に比べ FTA 政策が遅れているとの認識があり、FTA 交渉を加速している。特にカンクン閣僚会議後にゼーリック USTR 代表が FTA 重視の声明を出している。他方で、WTO ドーハラウンド交渉の復活に向けて 2004 年初頭から精力的に活動し、7 月下旬にドーハラウンド交渉枠組の合意に至り、交渉を再び軌道に乗せた。米国の FTA には外交・安全保障上の目的もある。知的財産権に関しては、最近発効された FTA において、相手国に米国内と同等の保護レベルを要求する TRIPS プラスのハイレベルな規定となっている。

すでに締結済みの FTA はイスラエル、NAFTA、ヨルダン、シンガポール、チリ、CAFTA

（中米 FTA の参加国：コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ共和国)、オーストラリア、モロッコ、バーレーン。

現在交渉中なのは南部アフリカ関税同盟（SACU：ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド)、パナマ、タイ、FTAA。

交渉開始が決定されたのが、中東諸国（アラブ首長国連邦、オマーン)、アンデス諸国（コロンビア、エクアドル、ペルー)。

EU との間には、米 EU サミット等の定期的な対話が行なわれ、さまざまな合意がなされている。

環太平洋地区では APEC メンバーとして対話に参加している。また、2002/10/26 に ASEAN エンタープライズ構想を提案し、FTA 締結に向けた検討を始める意向。交渉相手国としてタイ、フィリピン、インドネシア、マレーシアが想定されている。日本との間には FTA 交渉こそないが、日米経済パートナーシップ、日米包括経済協議など緊密な関係が維持されている。

アフリカ諸国とは開発を優先した通商外交を展開しており、アフリカ成長・機会法（AGOA）を施行している。

・カナダ

カナダが締結している FTA は NAFTA、チリ、イスラエル、コスタリカ。交渉中の FTA はシンガポール、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、グアテマラ、FTAA、EFTA。交渉予定として、アンデス共同体、カリブ海共同体、ドミニカ共和国、EU。２国間投資協定はアルゼンチン、バルバドス、エクアドル、エルサルバドル、パナマ、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラなど。

・メキシコ

現在メキシコが締結している FTA は NAFTA、EU をはじめ 32 の国にのぼる。交渉中なのは日本と FTAA。また韓国、オーストラリア、ニュージーランドからは首脳会談の際などに FTA 交渉の要請を受けている。しかし、今後は既存の FTA 網を活用することに重点を置き、新たな FTA 交渉は凍結する意向をカナレス経済相が表明している。FTA 以外では、ブラジル、アルゼンチンと経済補完協定を結んでいる。APEC、FTAA、G３のメンバー。通商交渉の担当は経済省の国際通商交渉部門。FTAA 交渉が米国とブラジルで対立する中、メキシコに調停役としての期待がかかっている。日本との FTA は 2005/04/01 に発効する予定。

(2) 欧州／拡大 EU

A. 地域協定の概要

・EU

1958 年に欧州 6 ヵ国が結んだローマ条約により EEC(欧州経済共同体)が発足。1967/07 に EEC と ECSC、EURATOM が合体し EC が発足。1993 年マーストリヒト条約発効により EC から EU（欧州連合）へ昇格した。1995 年、新たに 3 ヵ国が加盟し現在の 15 ヵ国に。15 ヵ国の人口は 3.8 億、総 GNP は約 8 兆ドル（世界の 25%)。

2002 年 EU 首脳会議で東欧などの 10 ヵ国の新規加盟が正式に承認された。2004/05/01 に 25 ヵ国体制になる予定（各国での承認手続きによる)。新規の加盟国はチェコ、スロバ

キア、ハンガリー、ポーランド、リトアニア、エストニア、ラトビア、スロベニア、マルタ、キプロス。25 ヵ国の総人口は 4.5 億、GDP は約 10 兆ドルとなる。さらに加盟候補国としてルーマニア、ブルガリア、トルコ、クロアチアが準備中。ブルガリアとルーマニアの加盟交渉は 2004/12/14 終了、2007/01 から正式加盟。クロアチアとトルコは 2005 年から加盟交渉が開始される。拡大を歓迎する一方で統合深化の遅れを危惧する見方もある。

域内における知的財産権規定は、ローマ条約第 30 条に産業財産権の保護規定がある。その後、欧州特許条約が締結され、欧州特許庁が設立された。さらに、共同体意匠規則、共同体商標規則が発効。共同体特許条約（CPC）は 2003/03/03 に合意し、成立に向け前進した。FTA 交渉における知的財産権は、WTO/TRIPS 等の国際条約遵守を相手国に求める他、地理的表示の保護拡大を求めている。WTO カンクン閣僚会議においても、農産品の原産地名の保護を「地理的表示」として認めるよう要求して行く意向だったが、交渉が決裂したために提案出来なかった。

地中海・中東諸国とは EU 地中海諸国間自由貿易圏を 2010 年までに創設する方針で合意している。チュニジア、イスラエル、モロッコ、パレスチナ、ヨルダンとの間で連合協定を発効させている。エジプト、アルジェリア、レバノンとも調印済み。さらに、ヨルダン、エジプト、チュニジア、モロッコとは 2004/02/25FTA に調印した。トルコとは 1996/01 から関税同盟を発効させている。キプロス、マルタは 2004/05 に EU 加盟予定である。米国とはこの地域をめぐって経済関係を強くする駆け引きがある。ペルシャ湾岸 6 ヵ国で構成される湾岸協力会議（GCC）との間でも自由貿易協定に向けた交渉が行なわれている。

南北アメリカ大陸とは、メキシコ、チリと FTA を締結。MERCOSUR と交渉中。その他アジアとは ASEAN との FTA を検討中。

EU の締結する FTA は従来の知的財産権に関する国際条約の段階的批准を義務付けし、また、継続的協議のための二国間における協議の場を設けることを特徴としている。

・EFTA（欧州自由貿易連合）

1960 年ストックホルム協定により発足。当初イギリス、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイスの 7 ヵ国で結成された。その後、アイスランド、フィンランド、リヒテンシュタインが加わったが、EU 加盟のため 6 ヵ国が脱退し、現在、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスの 4 ヵ国となった。EFTA 諸国は、各々独自に EU と貿易・関税に関する条約を結んでいる。さらに 1994 年にスイスをのぞく EFTA 諸国と EU はヨーロッパ経済地域（EEA）を発足させ、自由貿易の促進が図られている。知的財産権は第 7 章 19 条と Annex-J に規定されている。権利執行については TRIPS 準拠。

・CEFTA（Central European Free Trade Agreement）

ソ連崩壊後の東欧諸国の民主化と WTO/GATT との調和を目指して、1993/03/01 に発効された。中・東欧 7 ヶ国（ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア）により構成される。

2004 年の EU 拡大によりブルガリアとルーマニアのみが残されるが、関税等に大きな影響はなく、関係は維持される模様。また、両国とも EU 加盟候補国であり、やがては完全に EU に吸収されることになる。知財条項は第 25 条と Annex-VIに規定されている。

B. EU と諸外国の FTA 締結の状況

以下は EU との間で締結された FTA である。現在、南アフリカ、エジプト、チュニジア、レバノンとの交渉が続けられている。一方、カナダとの交渉については漁業問題がネックとなっている。さらに韓国との間では FTA 締結の可能性を協議している。

トルコ	1992/04/01 発効	チェコ	1992/07/01 発効
スロバキア	1992/07/01 発効	イスラエル	1993/01/01 発効
ルーマニア	1993/05/01 発効	ブルガリア	1993/07/01 発効
ハンガリー	1993/10/01 発効	ポーランド	1994/09/01 発効
スロベニア	1995/05/01 発効	エストニア	1997/10/01 発効
ラトビア	1996/06/01 発効	リトアニア	1997/01/01 発効
パレスチナ	1998/11/30 発効	モロッコ	1999/12/01 発効
マケドニア	2002/05/01 発効	メキシコ	2001/07/01 発効
ヨルダン	2002/09/01 発効	クロアチア	2002/04/01 発効
シンガポール	2003/01/01 発効		
チリ	2004/12/01 発効。		

(3) アジア

A. 地域協定の概要

・**ASEAN**（東南アジア諸国連合）

1967/08/08「バンコク宣言」が採択され、ASEAN が発足した。原加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの 5 ヵ国。後からブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加わり、10 ヵ国となった。域内人口約 5 億の市場（日本の 4 倍)。域内の自由貿易協定は AFTA（ASEAN 自由貿易地域)。共通有効特恵関税（CEPT）の引下げは順調に進んでおり、利用は低水準ながら効果は出始めている。2020 年までに域内市場統合を目指し、ASEAN 経済共同体（AEC）を形成する予定。

域外国との FTA は、中国、インドと FTA 交渉に入った。日本とも 2005/01 から本格交渉に入る予定。また、米国は 2002/10/26 に ASEAN エンタープライズ構想を提案し、FTA 締結に向けた検討を始める意向。

・**APEC**（アジア太平洋経済協力）

1989/11/01 発足。当初は貿易自由化の先頭に立ってきたが、現在は加盟国首脳が顔を合わせて議論するのが目的となっている。その中で FTA も議論されているが、APEC そのものを自由貿易地域にしようという意向はない。域内には NAFTA、ASEAN（AFTA）があり、域内メンバーが個別に域外国との FTA を結ぶ動きも活発である。

知財分野での調和を目指した委員会が閣僚会議の時に開催され、各種のレポートが公開されている。また侵害対策のために加盟各国・地域に知的財産権サービスセンターを設置し、ここを通じて現地政府へ取締り要請が出来るようにする制度を検討中。2004 年の首脳会談はチリのサンチャゴで開催された。2005 年は韓国の釜山で開催予定。

・**南アジア地域協力連合**（SAARC：South Asian Association for Regional Cooperation）

南アジア 7 ヵ国で構成（インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、ネパール)。2004 年に第 12 回首脳会合において南アジア自由貿易圏(SAFTA)

締結に向けて協議。印パ間の緊張がネックか。
2004/02/07 バングラデシュを除く 6 ヵ国とタイの間で、相互関税を撤廃する自由貿易圏創設で合意した。2012 年にタイ、インド、スリランカ。残りの 3 ヵ国は 2017 年までに撤廃。2004 年末のスマトラ沖地震で首脳会議が延期となっている（2005/02）。

B. 国別の状況

・日本

従来の日本の対外経済政策は WTO/GATT 体制を中心に進められてきた。しかし新ラウンドの交渉はシアトル、カンクンと失速して、進展が困難になってきている。一方で米国（NAFTA）および欧州（EU）は独自に地域経済貿易網を形成しつつある。さらに、欧・米が WTO、地域協定と並行して 2 国間 FTA を進め、その他多くの国も FTA へシフトしている。

日本は FTA に乗り遅れ、関税等で不利益が生じているため、日本の経済界からは自由貿易協定の締結が切望されている。この現状を打開するため、日本は対外経済政策を WTO と FTA を平行して進める重層的なアプローチへ切り替えた。これに対応して、関係省庁では担当部署を設けるなど体制を強化している。また、政府も、省庁間の連携を強化するために内閣府に関係省庁連絡会議を設置した。一方、民間側でも FTA 推進の活動が見られ、経団連からは日本版 USTR 設置の提言が出されている。

日本側で問題となるのは、農産物・コメの市場開放、労働市場の開放問題など。

現在、日本が締結している FTA はシンガポールのみである。2004/03 にようやくメキシコと実質合意に至った。韓国、マレーシア、タイ、フィリピンとも政府間交渉を行っている。日本経済界の東アジア自由貿易圏実現への期待は大きい。東アジア自由経済圏構想が実現すれば、米州、欧州と三極を形成することになる。また、日中韓の三国間で投資協定や自由貿易協定に向けた共同研究会を設置することで合意した（2003/10/07）。

・中国

2001/12/11 に WTO に加盟した。加盟直後から積極的な FTA 政策を取り始めた。2001 に ASEAN との FTA 構想を提唱、翌年には枠組み協定に調印、10 年以内の締結を目指している。香港とも CEPA を結び、東アジア地域で中心的な役割を狙っている。一方でアメリカ等から WTO ルールの遵守が求められている。

・韓国

韓国はようやく FTA を 1 件締結した段階で、日本と同様に海外市場で不利益が生じている。批准を終えたチリ以外に新規案件を開拓する必要が指摘されている。ASEAN との FTA は政府調査報告が 2004/06 に完成する予定。政府発表のロードマップには、短期的には日本、シンガポール、ASEAN、メキシコとの FTA 締結を目標に掲げている。長期的には米国、EU、日中韓、東アジア FTA などとの FTA 締結を目指している。

・台湾

2002/01/01 に WTO に加盟している。パナマと FTA 調印。

・シンガポール

アジア諸国の中で最も FTA 交渉に積極的。FTA 締結国は、ニュージーランド、日本、EFTA、オーストラリア、米国。交渉中の国は、メキシコ、カナダ、韓国、インド、ヨル

ダン、スリランカ。バーレーン、エジプトとも協議を開始することで合意した。星・チリ・ニュージーランド3ヵ国FTAは一時交渉が中断していたが、最終段階へ。2005年中には締結か。WTO、ASEAN、APEC加盟。

・マレーシア

WTO加盟。ASEAN原加盟国。米国との貿易投資枠組み協定（TIFA）に意欲を示している。知的財産権の相互認証も含まれると報じられている。ASEAN原加盟5ヵ国で唯一米国とTIFAを未締結。日本とのFTA交渉を開始。2003/08/14著作権法の改正を発表。インドとFTA推進で合意（2004/12/27）。

・タイ

WTO加盟、ASEAN原加盟国。ASEAN諸国の中でシンガポールと並んでFTA交渉に積極的である。FTA締結は、バーレーン、ペルー、中国、インドと枠組み協定を締結している。2003/10に開催されたAPEC首脳会談で、オーストラリアとのFTAに合意、米国との交渉開始を発表。ニュージーランドとも合同研究会の設置に合意。カナダとも検討開始で合意。日本との交渉も開始した。

・インドネシア

WTO加盟。ASEAN原加盟国。日本とはFTA交渉の予備協議を実施。さまざまな構造問題を抱えており、障害となりそう。

・フィリピン

日本とのFTA締結は積極的に取組む意向だが、対中国、米国とのFTAには慎重な姿勢。日本とのFTA締結交渉開始に原則合意し、2004/02/04初の次官級政府間交渉を開催。

・ベトナム

ベトナムのWTO加盟は2005/01/01を目標に審査が進められている。1995/07/28にASEAN加盟。ASEAN後発グループ。貿易投資協定を結んでいる国は、米国、日本など。WTO加盟へ向けて二国間交渉を進めている（欧、米、日、中国等）

・ミャンマー

WTO加盟済み。1997/07/23にASEAN加盟。

・カンボジア

1999/04/30にASEAN加盟。2003/09カンクン閣僚会議でネパールとともにWTO加盟が認められたが、国内政局の混迷を理由に、2004/03末の批准期限を2004/09末まで延期。その後、2004/09/01にカンボジアの国会はカンボジアWTO加盟を承認した。FTA締結より経済支援が必要な状況。

・インド

輸出拡大政策を推進するインドにとって、FTA締結は新たな市場開拓の重要な手段。東アジアでASEANプラス3が進展する中、乗り遅れを懸念している。しかし、一方で中国、ASEAN諸国との競争にさらされる問題もある。二国間FTAはスリランカと締結済み。バングラデシュ、タイ、シンガポールとのFTAを検討中。メルコスール、メキシコ、南アフリカとも協議が進行中である。

・スリランカ

インドと締結したFTAに続いて、パキスタン、シンガポール、米国などの国々と経済連携を模索している。シンガポールとは2003/09に包括的経済連携協定の事前協議開始が決

定している。パキスタンとはFTAの枠組み協定に合意した。

・ネパール

2003/09のカンクン閣僚会議でWTOへの加盟が承認された。

(4) 中南米

A. 地域協定の概要

・CAFTA（Central American Free Trade Agreement）

米国と中米5ヵ国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア）のFTA。

・G３

メキシコ、コロンビア、ベネズエラの3ヵ国間のFTA。1995発効。

・CACM（中米共同市場）

1961/10/12発効。貿易協定。

・LAIA（ラテンアメリカ統合連）

1981/03/18発効。スペイン語表記でALADI。

・MERCOSUR（南米南部共同市場）

ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイの4ヵ国。1991/11/29発効。ボリビア、チリに次ぎ、ペルーが2003/08メルコスールとのFTAで準加盟国になる。アンデス共同体とのFTAが締結され、南アメリカの経済統合が前進。インドと特恵貿易協定を調印した。インドとは戦略的パートナーの関係を築きつつある。カナダとも対話開始。

・CAN（アンデス共同体）　1988/03/25発効。関税同盟。

米国アンデス特恵関税法（～2001/12）に引続いて2002/08/06米国アンデス地域貿易促進・麻薬撲滅法（ATPDEA）発効。関税の減免措置が2006末まで継続。

・CARICOM（カリブ共同体）　1997/07/01発効。旧英領カリブ諸国を中心に経済統合等を目指す。

B. 国別の状況

・チリ

NAFTA発効後にチリも加盟の動きを見せたが、結局カナダ、メキシコと別々に二国間FTAを締結し、最後に米国とも締結に至った。欧州とはEU、EFTAともにFTAを結んでいる。韓国とも締結済みで、日本が先進国で唯一チリとのFTA未締結国となる。各FTAの条項によるチリ国内の知的財産権法の改正が実施された場合、日本の企業にも恩恵がおよぶことになる。しかし、日本からの輸出品に課せられる関税、投資保護などで不利となる。

2004/11チリで行なわれるAPEC首脳会談を契機に、中国、日本、インドとのFTA交渉の開始を目指している。ニュージーランド、シンガポールとの3ヵ国FTA交渉は2000/11から続けられてきたが、農業問題を理由に交渉中断となっている。ボリビアとも政変を理由に中断。

チリは2005年早期にペルー、エクアドル両国とのFTA交渉をそれぞれ開始する。

・コスタリカ

メキシコ、チリ、ドミニカ共和国、カナダとの FTA が発効している。米国と中米 CAFTA の FTA 交渉が 2003/12/17 に合意。繊維製品の原産地規制をめぐり難航し、一時コスタリカが交渉から離脱したが、2004/01/25 最終的に合意し、協定は 2004/05/28 に調印された。8 月に議会に送られ、審議の上、2005 年の早い段階での発効を目指している。カリブ共同体との FTA 交渉は合意に達したが、まだ発効していない。

・パナマ

2001/05 中米 5 ヵ国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ）と FTA 枠組み協定に合意。エルサルバドルと 2003/04 に初の FTA 発効。2003/08 に台湾と締結、2004/01/01 に発効。その他 CACM 諸国、メキシコとの交渉は事実上中断している。最大の貿易相手国アメリカとの交渉は最終合意に近い。シンガポールとも交渉開始で妥結（2004/02）

・コロンビア

CAN 加盟国。米国との FTA を希望するが、麻薬・右翼テロ・人道問題を抱え、未だ交渉開始に至らず。米国アンデス地域貿易促進・麻薬撲滅法（ATPDEA）により繊維製品輸出が活況である。

・ベネズエラ

CAN 加盟国。メキシコ、コロンビアとＧ３を締結。MERCOSUR-CAN、FTAA 域内。ブラジルと経済戦略協定を結ぶ（2005/02/14）。

・ペルー

CAN 加盟国。2003/08 メルコスールとの FTA で準加盟国に（ボリビア、チリに次ぐ）。そのほかの FTA は CAN 域内自由貿易協定、チリとの経済補完協定。ボリビアとは CAN 貿易自由化計画を共同市場レベルへ格上げする交渉を開始。タイとも交渉を開始する予定。対米 FTA への期待が高まっている。チリとの FTA 交渉は 2005 年早期に交渉開始の予定。

・ブラジル

メキシコとの FTA で自動車の輸出が拡大している。2005 年の EU－メルコスール、FTAA 発効により大きな影響が出ると予想される。日本との FTA を希望しているが、交渉はまだ開始されていない。韓国と共同研究会スタート。ベネズエラと経済戦略協定。

・エクアドル

2005 年早期にチリとの間で FTA 交渉を開始する予定

(5) 東欧・ロシア～中東

A. 地域協定の概要

・CIS

1994/12/30 発効。

・湾岸協力会議（GCC）

1981 年に結成された。ペルシャ湾岸 6 ヵ国（サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーン）により構成される。結成後まもなく EU との関係が深まり、FTA 締結に向けて取組み始め、現在も続けられている。

・汎アラブ諸国自由貿易地域（GAFTA＝Great Arab Free Trade Area）

アラブ連盟が 1997 年に設立した。14 ヵ国。2005 年までに加盟国間の関税を撤廃する

内容。産油国と非産油国の経済格差が大きく、歩調がそろわない。2000 年にモロッコが脱落した。

・**ACM**（アラブ共通市場）

・**COMESSA**（サヘル・サハラ諸国コミュニティ）

・**イスラム諸国会議機構（OIC）**

加盟 57 ヵ国・地域。イスラム自由貿易圏（IFTA）の創設が提案されている。

B. 国別の状況

・**ロシア**

WTO 未加盟。現在審査中。EU との WTO 加盟交渉は妥結（2004/5/21）

・**トルコ**

EU 加盟候補国（2004/10/06 条件付で加盟交渉開始を勧告）。WTO 加盟。

・**サウジアラビア**

WTO 加盟に向け審査中。

・**エジプト**

EU をはじめアフリカ、アラブ諸国との FTA 締結に積極的である。米国との間では現行の貿易投資枠組み協定（TIFA）の FTA への格上げが話題に上っている。すでに米国と FTA を結んでいる近隣国ヨルダンに比べ不利益が生じているため。汎アラブ諸国自由貿易地域、COMESSA に加盟。インド、スリランカと協議を始めているほか、シンガポールとは 2004/04 から協議開始で合意した。日本、中国にも関心あり。

・**イスラエル**

イスラエルが今までに締結している FTA 相手国・地域は、調印順に、米国、トルコ、スロベニア、スロバキア、ルーマニア、ポーランド、メキシコ、ハンガリー、EU、EFTA、チェコ、カナダ、ブルガリア。

(6) オセアニア

A. 国別の状況

・**オーストラリア**

オーストラリア・ニュージーランド経済協力緊密化協定。1983/01/01 発効。シンガポール、米国、タイと FTA 締結。

・**ニュージーランド**

米国との FTA 交渉を 2002 年に開始したが、2003/05 に米国産業界の反対を受けて交渉が中断しており、再開のめどが立っていない。現在、東アジア諸国との FTA 交渉に積極的に取組んでいる。シンガポールとは経済緊密化協定を締結し、両国間の関税を撤廃している。また、中国やタイとの交渉を推進している。

(7) アフリカ

A. 地域協定の概要

・**アフリカ連合（AU）**（アフリカ統一機構 OAU から改名）

2002/07 発足。53 ヵ国が加盟。

・西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）
加盟国は西アフリカ 15 ヵ国。知財規定なし。
・西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU/UEMOA）
加盟は西アフリカ 8 ヵ国。
・東南部アフリカ共同市場（COMESA）
加盟 20 ヵ国。1994 年発足。2000/10 までに加盟国間の関税を撤廃する。知財規定は、知的財産制度を整備しようという程度の規定。
・中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）
1996/07/05 発効。加盟は中部アフリカ 11 ヵ国。
・南部アフリカ開発共同体（SADC）
南部アフリカ 14 ヵ国。TRIPS 準拠と規定。
・南部アフリカ関税同盟（SACU）
1969/12 成立。南部アフリカ 5 カ国の関税同盟。
・東アフリカ共同体（EAC）
ケニア、タンザニア、ウガンダの 3 ヵ国により構成。1999/11 枠組み合意、2001/01 正式発足。東アフリカ関税同盟議定書を締結予定（2004/02）。2005/01/01 に関税同盟発足。また、隣接のルワンダ、ブルンジが加盟の意向を示している。

B. 国別の状況
・南アフリカ共和国
WTO 加盟。SADC、SACU、AU のメンバー。
現在締結されている FTA は、2000 年に EU との貿易開発協力協定（TDCA）。交渉中なのは米国、EFTA。カンクン閣僚会議の決裂を受けて、途上国間の FTA を推進する意向を表明している。2003/06 にメルコスール、インドとの FTA 交渉に合意。中国、ナイジェリア等との FTA 交渉も事前調査中。今後の交渉は南ア単独ではなく、SACU（南アフリカ関税同盟）として取組まれる。
・チュニジア
トルコーチュニジア　2004/09/29 に FTA を締結。

４．３．３　日本の EPA 交渉

中村 良子（経済産業省）

(1) 我が国の EPA 等通商交渉における知的財産の考え方
近年の我が国の通商政策は、我が国経済産業の発展を可能とする国際的な制度・システムを戦略的に構築することをそのねらいの一つとしている。企業の活動がグローバル化する中で、日本企業がその強みを発揮できるような国際的なビジネス環境を、多国間や地域、二国間といった多層的な通商交渉によってつくりだそうということである。
特に、東アジア諸国と我が国の間の経済的なつながりが更に深まり、経済活動としては実体化しつつある「東アジア共同体」において、制度・システムが調和していくことがのぞまれる。
このため通商交渉が対象とする分野は、企業活動全般に及ぶ。現在、アジア諸国との間

で交渉が進められている経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）も、関税のみではなく、投資やサービス、税関手続、競争、知的財産など幅広い分野を扱っている。

なかでも、知的財産は企業の強み（収益力の源泉）の一つであることから、それが適切に保護されるという環境が確保されないと企業の事業活動は阻害され、それ自体が萎縮してしまうおそれがある。

特に、日本企業にとって模倣品・海賊版問題は深刻なものとなっている。被害にあった日本企業の約 98%がアジアで模倣品が製造されたと回答しておりその半数以上が模倣品製造国として中国をあげているが[264]、中国における日本企業の被害額は約 9 兆円と試算されている[265]。この模倣品は中国国内で流通するほか、我が国をはじめ世界各国に輸出され、被害地域は更に拡大している。我が国の水際でも知的財産侵害疑義物品の輸入が年間約 7,400 件、点数にして約 77 万点も差止められている[266]。

模倣品・海賊版問題は、海外に進出した日本企業の現地での製造や販売といった事業活動を阻害することになり、ひいてはその国への投資を萎縮させるものであるとともに、日本国内へ流入してくることによって企業の事業活動や消費者の生活に悪影響を及ぼすものである。このことから、進出先の国において模倣品等知的財産侵害に対して適切な対処が可能となる法制度が整えられ、またそれが適切に運用されることが必要であるとともに、模倣品の国際的な流通を阻止することが必要である。

EPA においても、このような問題意識から、知的財産保護のための制度整備と適切な運用を確保するための条項を盛込むことが重要である。平成 16 年 5 月に知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画 2004」においても、「2004 年度も引き続き、アジア諸国との自由貿易協定／経済連携協定や投資協定・税関相互支援協定などの二国間・複数国間協定においては、知的財産関連の法制度の整備のみならず、実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛込むよう積極的に交渉する」とされているところである。

(2) EPA 交渉状況

我が国の締結した最初の EPA は、平成 14 年 1 月に署名、同年 11 月より発効している日本・シンガポール新時代経済連携協定である。また、日本・メキシコ経済連携協定が昨年 9 月に署名され、本年 4 月より発効することとなっている。これらにおいて、知的財産は協力分野の一つとして取り扱われている。たとえば、日本・シンガポール新時代経済連携協定では、その目的として、知的財産の分野における両締約国間の協力を発展させること等を通じ、両締約国間の経済活動を円滑化し、促進し及び自由化すること並びに両締約国間の経済活動に対して安定的で予見可能な環境を提供することと規定されている。具体的な協力としては、①知的財産権に関する情報交換や経験の共有、②知的財産権分野の専門家の研修・交流の共同での実施、③知的財産権の行使に関する情報の普及、経験の共有及び研修の実施が規定され、協定の効果的な実施のために知的財産権に関する合同委員会を設けることが規定されている。

---

[264] 特許庁「2003 年度模倣被害調査報告書」平成 16 年 6 月

[265] 特許庁「模倣品被害の経済的影響に関する分析調査報告書」平成 16 年 2 月

その後、EPA 交渉はアジア諸国との間で次々と開始され、韓国（平成 15 年 2 月第一回交渉）、マレーシア（平成 16 年 1 月第一回交渉）、タイ（平成 16 年 2 月第一回交渉）、フィリピン（平成 16 年 2 月第一回交渉）との間で現在交渉が続けられているところである。これらの交渉のうち、フィリピンとの間では、昨年 11 月、「知的財産分野における協力の要素と、適切な知的財産保護及び執行についての要素を盛りこむ。また、協議メカニズムを通じて、知的財産保護及び執行の強化に向けた協議を行う」旨、合意するに至っている。これらにおける知的財産分野の交渉は、前述の問題意識の下、知的財産保護のための法制度・執行を扱うものとなっており、これまでの EPA が中心的に扱っていた、情報交換や研修の共同実施といった協力は、適切な知的財産保護を達成するためのものと位置付けられている。また、条約で義務化された事項の実施状況に関する協議に加え、知的財産の保護・執行の強化に関して協議を行っていくこととされている。

(3) 今後の EPA による知財保護確保の可能性

企業の事業活動がグローバル化していることから、今後、国境を跨ぐような知的財産紛争が増加していくことが予想されるが、このような課題に対応するために、EPA というツールをどのように活用できるだろうか。

まず、前述のように経済的な繋がりの深い諸国間との間で知的財産保護に関するルールを協調させるための手段とすることが考えられる。つまり、EPA の中で、両国間の経済連携においては知的財産保護が重要であるとの共通認識の下、知的財産毎の保護レベルや、権利の執行の仕方を設定し、両国でそれを実施していくとするのである。協定の実施状況については両国間で協議を行うことが必要である。すぐに義務化できないような事項については、そのような保護レベルの実現に向けて、両国で協議するとともに、例えば研修や経験の共有等の技術協力を行っていくことも可能であろう。

また、権利執行面で協力することを規定として盛り込むことも有用であろう。例えば、税関取締りや刑事取締りにおいて、執行手続を円滑化する情報を一方からの要請により交換することなどが考えられる。他に、他国において執行手続が進まない個別の案件についてもこのルートを通じて働きかけるということも考えられる。

更に、知的財産保護について両国間で認識を共有すると共に、さらに広げて第三国に対しても協調して知的財産保護を働きかけることを EPA において約することも可能ではないか。

４．４．　WIPO、WCO、ICPO 等の国際機関による模倣品への取組み

事務局（今村哲也）

(1) 世界知的所有権機関の取組み[267]

世界知的所有権機関（WIPO）は、全世界的な知的所有権の保護を促進することを目的として、1970 年に発足した国際機関であり、1974 年には国連の専門機関となっている。

---

[266] 財務省「平成 15 年の知的財産権侵害疑義物品の輸入差止状況」平成 16 年 6 月

[267]以下の記述については、植村昭三「知的財産権エンフォースメントへのマルチの取組み」特許研究38 号(2004

本部はスイスのジュネーブに置かれており、2003 年 1 月現在、179 ヶ国が加盟している。

WTO／TRIPS 協定成立前、知的財産権に関する国際規範作成マンデートは原則として WIPO にあるとの認識が一般的かつ支配的であり、WIPO においても不正商品問題についての取組みや、不正商品や海賊品の防止策に関するモデル法を検討する動き等が存在した。しかし、WIPO における一連の動きは、ガット・ウルグアイラウンド交渉開始、中間レビューから最終合意へと進む大きな流れの中で中断することとなったといわれる。そして、包括的かつ詳細な権利執行規定を設けた TRIPS 協定の発効後、WIPO が取組んでいた知的財産権の権利執行に関する一連の作業を継続する動きは、(1)WCT 及び WPPT の締結と(2)WIPO 調停仲裁センターの設立とインターネット・ドメインネームの乱用防止メカニズムへの寄与、関与という二つの例外を除いて、それ以上発展しなかった。

その後、1997 年に就任したイドリス事務局長のイニシアティブの下、エンフォースメント問題への取組みが再開し、幾つかの紆余曲折を経て、2002 年 9 月の WIPO 一般総会において知的財産権全体を扱う Advisory Committee on Enforcement (ACE) の設立と、その活動内容（規範作りは行わず、技術的な支援、調整に徹すべきこと）等が決定された[268]。

これまで第一会期（2003 年 6 月 11～13 日）、第二会期（2004 年 6 月 28～30 日）がそれぞれ開催された。第三会期は 2005 年 6 月に開催される予定であり、研修を含む教育、啓発を扱うこととなっている。

(2) 世界税関機構の取組み

世界税関機構（WCO）は、各国の関税制度の調和・簡易化と関税行政の国際協力を推進する国際機関で、本部はベルギーのブリュッセルに置かれており、2003 年 4 月現在、162 カ国・地域が加盟している。

WCO では TRIPS 協定締結以前より、不正商品、海賊品問題に対する税関手続のあり方に取組んでおり、1988 年にはモデル法案も公表したが、これは WIPO やガットにおける規範作りに貢献し、TRIPS 協定締結後も、その効果的履行に向けた勧告を実施している。近時の注目すべき点として、WCO の監視委員会(Enforcement Committee)の下に設立された WCO-IPR 戦略グループ（WCO-IPR Strategic Group）の活動が挙げられる。このグループは、税関関係者、知財権者その他の民間代表から構成される官民の協力組織である。2001 年以来、1988 年のモデル法案の改定作業を進めてきたが、2003 年 2 月に WCO 監視委員会により採択された(**巻末資料参照**)。内容には TRIPS プラス規定が含まれている。モデル法案の改訂は、WIPO による WCT 及び WPPT も視野にいれたもので、WIPO も作業に協力している。

(3) 国際刑事警察機構の取組み

国際刑事警察機構（ICPO、Interpol ともいう。）は 1956 年に設立し、本部はフランスのリヨン市にある。総会、執行委員会、事務総局、国家中央事務局（日本においては警察庁）からなり、2003 年 3 月現在、181 か国・地域が加盟している。主な活動は、国際犯罪

年 9 月)64 頁以下を参照した。

[268] ACE の活動状況については WIPO の HP を参照（2005 年 3 月 31 日現在）：

及び国際犯罪者に関する情報の収集と交換、国際会議の開催、逃亡犯罪人の所在発見と国際手配書の発行等である。

ICPO では、1994 年 10 月の総会（General Assembly）において、模倣・海賊行為の犯罪に対して取組んでいくことを採択した（Resolution AGN/63/RES/13）[269]。その後、模倣品・海賊板に関するワーキング・パーティ（19 カ国の警察、15 の政府・民間団体、民間セクターが参加）を設立した。2000 年 10 月の総会では、知的財産権侵害についての取組みを採択した（Resolution AGN/69/RES/6）。

2001 年 11 月に「First International Conference on IPR」を開催し、WIPO、WCO、警察、税関、民間企業・団体等の参加者と取組みについて議論を行い小規模なワーキンググループを設立した。その後、このワーキンググループは、2002 年 7 月に開催された第１回目会合において「Interpol Intellectual Property Crime Action Group（IIPCAG）」と命名された。IIPCAG は、WIPO、WCO、警察、税関、民間企業・団体から構成され、これまでに 5 回会合を重ね、研修（知財研修プログラムの開発等）、ベストプラクティス（知財プログラムの展開への取組み）、情報交換・データベース（適切な情報交換のための効果的なフォーマットの開発やその機会に対する取組み）、コンタクト・ポイント（捜査推進のためのコンタクト・ポイントの設立）、啓蒙活動に関する検討を進めている。とりわけ、情報交換のシステムとして、模倣品や海賊品に関する官民の情報交換を ICPO 事務局の管理する中央情報データベース（Interpol Criminal Information System）を利用して実施する「Interpol 知財犯罪モデル(Interpol IP Crime Model)」が注目されている[270]。

なお、WCO と ICPO との共同事業として、2004 年 5 月 25、26 日に第 1 回世界模倣撲滅会議[271]が開催され（WIPO も支援）、(1)すべての権利者間の協力関係を実質的に増加させること、(2)模倣品を阻止するためのよりよい権利執行と厳重な罰金の設定、(3)権利執行のための研修と執行資源の拡大、(4)模倣品による大きな影響と損害に関する啓蒙の拡充について勧告がなされた。勧告の遂行のために、官民代表が参加する運営委員会（Steering Committee）が設立された。2005 年にも、経過を確認し、どのような追加的活動が必要なのかを明らかにするため、第 2 回世界模倣撲滅会議が開催される予定である。

---

http://www.wipo.int/enforcement/en/ace/

[269]資料はインターポール HP より入手可能（2005 年 3 月 31 日現在）：
http://www.interpol.com/Public/ICPO/GeneralAssembly/

[270] 詳細については、特許庁編『国際知的財産保護フォーラム支援事業・平成 15 年度先進国における模倣品流通対策法制の実態調査報告書』（2004 年 3 月）194 頁以下参照。以下で閲覧可能（2005 年 3 月 31 日現在）：
http://www.iippf.jp/01/pdf/0403senshinjirei/2-2-02.pdf

[271] First Global Congress on Combating Counterfeiting(2005 年 3 月 31 日現在):
http://www.wcoomd.org/ie/en/Press/press.html

第３章　委員レポート

１．国境を越える知的財産紛争の最近の動向

早川　吉尚（立教大学法学部）

(1) はじめに

近時、国境を越える形での様々な知的財産紛争が我が国の裁判所に持ち込まれるケースが頻出している。知的財産権を巡る紛争に関しては、これまで国境を越えるような形で裁判所において争われることが少なかった。しかし、そうした状況が、現在、大きく変化しているのである。

そうした状況の変化については、まだその萌芽が見出されるといった段階において、筆者はかつて分析を試みたことがある[272]。それから４年が経過しようとしている現在において、もはや決定的となった状況の変化について、そのような変化をもたらした理由についての考察をも加えつつ、明らかにしようというのが本稿の目的である

以下ではまず、何故、これまで知的財産紛争については国境を越えるような形で争われることが少なかったのかにつき、国際私法・国際民事手続法において知的財産権という存在が有している特徴から説明する(2)。その上で、まずは、近時において国際民事手続法の分野において問題となった裁判例を紹介しつつ、そこにおける変化を明らかにする(3)。そしてさらに、近時において国際私法の分野において問題となった裁判例を紹介しつつ、そこにおける変化を明らかにしたい(4)。

(2) 国際私法・国際民事手続法における知的財産権の特徴

日本企業が日本企業との間で日本において何らかの関係を持ち、その結果、紛争が発生した場合、紛争の解決のために適用されるべき法が日本の法であることに疑いが持たれることは通常なく、また、紛争の解決のための手続が行われるのが日本の裁判所であることに疑問が呈されることがないことも通常である。

しかし、日本企業と外国企業との間における紛争といった場合には、話が変わってくる。すなわち、そもそも、紛争解決手続が行われるのが日本の裁判所であるか否かが争われる可能性があり、仮にそれが日本の裁判所であるとしても、紛争の解決のために適用されるべき法（準拠法）が何れの国の法かという点も問題になる。そして、前者の問題に解を与えるのが国際民事手続法であり、後者の問題に解を与えるのが国際私法であるということになる。したがって、国際的要素が問題になる事案に関しては、国際民事手続法上の問題や国際私法上の問題を検討せざるを得ないことが少なくはない。

だが、知的財産権を巡る紛争に関しては、そのように国際民事手続法上の問題や国際私法上の問題が実際のケースにおいて検討されることが、これまでほとんどなかった[273]。これは、知的財産権というものが、「属地主義」という原則の名の下に、各国領域ごとに並存する存在と考えられてきたことに起因する。

---

[272] 拙稿「国際知的財産法の解釈論的基盤」立教法学 58 号 188 頁（2001 年）。

[273] 古い裁判例として東京地判昭和 28 年 6 月 12 日下民集 4 巻 6 号 847 頁があるが、同事件は、問題となった特許が、日本が戦時中に植民地支配を行い日本と同様の法律が適用されていた満州国のそれであるという特殊な事案であった。

例えば、ある創作がなされた際、その創作物に著作権が発生するか否かを決するための準拠法は何れの国の法か、何れの国で手続が行われるべきかといった問われ方は、これまでなされてこなかった。A国の領域内で当該創作物に著作権が発生するか否か、その内容がどのようなものであるかについては、もっぱらA国法に従いA国で決せられるが、B国の領域内で当該創作物に著作権が発生するか否か、その内容がどのようなものであるかについては、もっぱらB国法に従いB国で決せられる。つまり、世界の国家の数だけ、その領域ごと、それぞれの国で著作権が成立したか否かがそれぞれの国で検討されるのである[274]。そして、そのような状況の下では、日本企業と外国企業との間における著作権を巡る紛争であったとしても、日本の著作権を巡る部分については日本の裁判所において日本法を適用して判断がなされ、ある外国の著作権を巡る部分については当該外国の裁判所において当該外国法を適用して判断がなされることになり、通常の意味で、国際民事手続法上の問題や国際私法上の問題が登場してこないのである。

これは権利の発生に一定の手続が要求される知的財産権の場合も同様であり、例えば、特許権に関しては、ある発明に特許権が付与されるか否かを決するための準拠法は何れの国の法か、何れの国で手続が行われるべきかといった形では問われてはこなかった。A国の特許についてはA国法に従いA国で決せられ、B国の特許はB国法に従いB国で決せられる。世界の国家の数だけ、その領域ごと、それぞれの国で特許権が付与されるか否かがそれぞれの国で検討される[275]。そして、そのような状況の下では、日本企業と外国企業との間における特許権を巡る紛争であったとしても、日本の特許権を巡る部分については日本において日本法を適用して判断がなされ、ある外国の特許権を巡る部分については当該外国において当該外国法を適用して判断がなされることになり、やはり、通常の意味で、国際民事手続法上の問題や国際私法上の問題が登場してこないのである。

しかし、以下にみるように、近時、こうした状況に大きな変化が生じてきたのである。

(3) 国際民事手続法と知的財産権

状況の変化は、まず、国際民事手続法の領域で現れた。すなわち、最判平成 13 年 6 月 8 日民集 55 巻 4 号 727 頁（円谷プロ事件）の登場である[276]。

---

274 もっとも、各国の著作権法の内容については、ベルヌ条約等の影響により、一定程度のハーモナイザーションが図られている。

275 もっとも、各国の特許法の内容については、パリ条約等の影響により、一定程度のハーモナイザーションが図られている。

276 同事件における事実の概要は以下の通りである。すなわち、上告人である日本法人Xは、ウルトラマン・シリーズ等の映画著作物（本件著作物）につき日本のみならず（ベルヌ条約の加盟国である）タイにおいても著作権を有しており、訴外Aに日本及び東南アジア各国における本件著作物の利用を許諾した。これに対し、被上告人である（日本において事務所等も有さず営業活動も行っていない）タイ在住の自然人Yは、日本を除く全ての国において独占的に本件著作物についての配給権・製作権・複製権等をYに許諾する旨の記載のある契約書（本件契約書）、タイを含む領域でYが本件著作物の独占的利用権を有していることを確認する趣旨のXの書簡（本件書簡）の存在等を主張し、X・Xの子会社・Xと合併交渉中であった訴外Bに対し、自己の代理人たる香港の法律事務所を通じて、自らが社長を務める訴外Cが本件著作物の著作権を有し、又はXから独占的に利用を許諾されているから、Xの香港・シンガポール・タイにおける子会社が本件著作物を利用する行為は、Cの独占的利用権を侵害する旨の警告書（本件警告書）を送付し、本件警告書は日本における上記各社の事務所に到達した。XはYに対し、本件警告書が日本に送付されたことによりXの業務が妨害されたことを理由とする不法行為に基づく損害賠償（本件請求）やタイにおいてXが本件著作物に関して著作権を有することの確認その他を求める訴えを我国において提起した（なお、この後、Xはタイにおいても、Yが本件著作物

同事件につき、我が国の最高裁は、国際裁判管轄の存在を否定した第一審、第二審とは異なり[277]、同事件における不法行為に基づく損害賠償請求に関して国際裁判管轄を認めた上で、それと客観的に併合されるべき請求、すなわち、外国において著作権を有することの確認請求に関しても国際裁判管轄を肯定した[278]。前述のように、属地主義の原則を徹底すれば、A国の著作権に関してはA国の裁判所で判断し、B国の著作権に関してはB国の裁判所で判断することになる。逆に言えば、A国の著作権に関してA国以外の国の裁判所で判断することは許されない、すなわち、ある国の著作権を巡る紛争に関しては当該国が専属的に国際裁判管轄を有するということになるはずである。しかし、我が国の最高裁は、本判決を通じて、外国著作権の帰属を確認する請求の国際裁判管轄を我が国に認めた、すなわち、その専属管轄性を初めて否定したのであった[279]。

もっとも、この時点においては、権利の発生に何らの方式も要しない知的財産権である著作権について専属管轄性が否定されたとしても、そのような知的財産権と、権利の発生に一定の手続が必要とされる（その意味において権利の発生に国家が具体的に関与する余地が大きい）知的財産権とは性質が異なるのであり、上記の最高裁判決の存在を知的財産権全般に一般化はできないという見方も可能であったかもしれない。しかし、最高裁は、その翌年の最判平成 14 年 9 月 26 日民集 56 巻 7 号 1551 頁（カードリーダー事件）において、特許権に関しても同様の判断を下したのであった[280]。

同事件において、最高裁は、結果的に上告人の請求を認めなかったものの（その詳細については後述する）、実体判断には踏み込んでいる。同事件は、日本人と日本法人間の争いであり、日本を法廷地として争うこと自体に当事者間で争いは無かったようであるが [281]、もしも、外国特許権の侵害に関して専属管轄性を認めるのであれば、そのように応訴管轄が認められるような場合であっても、国際裁判管轄は否定されるはずである。しかし、第一審、第二審と同様に[282]、最高裁は、実体判断に踏み込んだのであり、実体判断に入るための前提問題である国際裁判管轄については肯定した、すなわち、外国特許権の侵害に関して専属管轄性を認めないという判断を結果的に示したのであった[283]。

についてタイにおける著作権を有しておらず、Xから利用の許諾も得ていない、本件契約書はYが偽造したものであるなどと主張して、本件著作物についてタイにおけるYらの著作権侵害行為の差止め等を求める訴えを提起している）。

277 東京地判平成一一年一月二八日判時一六八一号一四七頁、東京高判平成一二年三月一六日判例集未登載。

278 同判決は、不法行為訴訟における国際裁判管轄の決定基準に関して新しい判断を下したという点においてまずは注目されるが、その点に関しては、拙稿・判例批評・民商法雑誌 131 巻 3 号 440 頁（2005 年）、及び、そこに引用の文献を参照。

279 この点に関しては、拙稿・前掲（注 7）453 頁も参照。

280 同事件における事実の概要は以下の通りである。すなわち、日本在住の日本人である上告人Xは米国において「FM信号復調装置」なる名称の米国特許権を有していた（他方、Xは我国においてはこれと同一の発明に特許権は有していない）。日本法人である被上告人Yは、当該発明の技術的範囲に属するカードリーダーなる製品を製造して米国に輸出し、Yの 100 パーセント子会社である米国法人訴外Aは米国においてこれを輸入し販売していた。かかるYに対し、Xは、①当該製品の米国に輸出する目的での我国での製造や当該製品の米国への輸出等の差止、及び、我国において占有する当該製品の廃棄、並びに、②不法行為に基づく損害賠償等を求めて、東京地裁に訴訟を提起した。

281 同事件の背景に関しては、上告人代理人の手による、大野聖二「カードリーダー事件最高裁判決の理論的検討と実務上の課題」AIPPI48 巻 3 号 164 頁（2003 年）を参照。

282 東京地判平成 11 年 4 月 22 日判時 1691 号 131 頁、判タ 1006 号 257 頁、東京高判平成 12 年 1 月 27 日判時 1711 号 131 頁、判タ 1027 号 296 頁。

283 この点に関しては、拙稿・前掲（注 7）453 頁も参照。

その後、外国特許権に関しては、東京地判平成 15 年 10 月 16 日判タ 1151 号 109 頁（サンゴ砂健康食品事件）においても、外国特許権の侵害による差止請求権の不存在を確認する請求が、被告が我が国の国際裁判管轄の存在を争っていたにもかかわらず、認容されている[284]。しかも、そこにおいては、「被告の普通裁判籍が我が国に存する場合には、我が国の国際裁判管轄が肯定されるものである。たしかに、特許権については、その成立要件や効力などは、各国の経済政策上の観点から当該国の法律により規律されるものであって、その限度において当該国の政策上の判断とかかわるものであるが、その点は、差止請求訴訟における準拠法を判断するに当って考慮されるものであるにしても、当該特許権が登録された国以外での国際裁判管轄を否定する理由となるものではない」との判示がなされており、下級審ながらも外国特許権の侵害事案に専属管轄性を認めないことが明確に示されている。

以上のように、国際裁判管轄については、外国著作権に関しては著作権の帰属という問題まで、外国特許権に関しては侵害事案まで、属地主義の原則を貫いた場合に導かれるはずである専属管轄性が、裁判例により否定されるに至っている。この点が、状況の大きな変化の一つである。

(4) 国際私法と知的財産権

① 外国特許権に基づく差止・廃棄請求

状況の変化のもう一つは、国際私法の領域に現れた。この点、前掲の最判平成 13 年 6 月 8 日（円谷プロ事件）では、国際裁判管轄を否定した原審に対し、これを肯定した上で差し戻したため、最高裁としては国際私法上の問題に判断を示さなかった。しかし、前掲の最判平成 14 年 9 月 26 日（カードリーダー事件）においては、米国特許権を有する者が、当該米国特許権が侵害されているとして損害賠償と差止・廃棄を求めて提訴した事案であり、この点がまさに争われた。

同判決において、最高裁は、まずは、損害賠償と差止・廃棄請求を準拠法の選択というレベルにおいて別異に考え、前者については法例 11 条により準拠法が選択されるとしたが、他方、後者については、「私人の財産権に基づく請求であり」「渉外的要素を含むものであるから、準拠法を決定する必要がある」とした上で、「米国特許権に基づく差止め及び廃棄請求については、その法律関係の性質を特許権の効力と決定すべきである」とし、さらに、「特許権の効力の準拠法に関しては、法例等に直接の定めがないから、条理に基づいて、当該特許権と最も密接な関係がある国である当該特許権が登録された国の法律によると解するのが相当である」と判示した。もっとも、米国法によれば、「米国特許権の侵害を積極的に誘導する行為については、その行為が我が国においてされ、又は侵害品が我が国

[284] 同事件における事実の概要は以下の通りである。すなわち、日本法人である原告Xは、サンゴ化石微粉末を製造して健康食品として販売し，米国にも同製品を輸出・販売している会社である。日本法人である被告Yは、サンゴ砂を利用した健康増進のための組成物等の発明について米国で特許権を有している。Yは、Xの取引先の米国法人である訴外Aに、Aが米国で販売している商品がYの米国特許権を侵害すること、及び、Aからの回答がなければ直ちに米国裁判所に提訴することを通知し、また、Xに対しても、Yの米国特許権の侵害、米国裁判所への提訴の可能性について通知した。そこでXは、XとAによる米国内における販売につきYが当該米国特許権に基づく差止請求権を有しないことの確認その他を請求して提訴した。なお、本案前の抗弁において、被告は、当該請求について我が国が国際裁判管轄を有しないと主張していた。

内にあるときでも、侵害行為に対する差止め及び侵害品の廃棄請求が認容される余地がある」ところ、「本件米国特許権に基づき我が国における行為の差止め等を認めることは、本件米国特許権の効力をその領域外である我が国に及ぼすのと実質的に同一の結果を生ずることになって、我が国の採る属地主義の原則に反するものであり」、「我が国の特許法秩序の基本理念と相いれないというべき」であるとして、結論的には「法例３３条にいう我が国の公の秩序に反するものと解するのが相当であるから、米国特許法の上記各規定は適用しない」としたのであった。

ところが、かかる最高裁の論理には多くの批判が寄せられた。そして、その最大のものは、最高裁の論理の内部に矛盾があるのではないかというものであった。すなわち、国際私法における準拠法選択という手法は、ある法律関係につき適用される法がどの国の法かを探求するという形をとるものであり、その際に問題とされる「法律関係」とは、特定の国の実質法からは離れた国際私法独自の観点から抽象化されたものになる。だからこそ、当該「法律関係」に適用されるべき法がどの国の法かという問いをたてられるわけであるが、そうであるにもかかわらず、最高裁は、「米国特許権に基づく差止め及び廃棄請求については」というように、米国法の下で成立する特許権であることを所与の前提にした上、すなわち、あらかじめ結論を先取りした上に議論を始めてしまっている。また、他方で、国際私法における準拠法決定とは、いわば、国際私法独自の観点から当該実質法規の地理的適用範囲を再設定するという作業であり、その際には、選択された当該実質法規自身がどのような地理的適用範囲に関する意思を有していたとしても、当該部分はそもそも送致されないため無視されることになる。そうであるにもかかわらず、最高裁は、送致されてこないはずの実質法規の地理的適用範囲に関する部分を問題視して法例 33 条に違反するとしているのである[285]。

そこで、仮に表面上の論理はそうであるとしても、かかる本判決を伝統的な国際私法の手法を採用したものとして本当に位置付けてよいのかにつき、疑問が呈されることになる。すなわち、本判決は結局、登録地という連結点を採用することによって、登録がなされた国ごとに特許権が各々存在し、それぞれの特許権ごとにそれぞれの国の特許法が適用されると言っているだけであり、しかも、その際には当該実質法規の地理的適用範囲に関する部分をも含めて適用するため、域外適用的な実質法の場合には属地主義の原則との関係でその部分に関しては適用できないと言っているだけではないかという理解である。このような国際的な法の適用関係の規律手法は、伝統的に公法の分野で行われてきた手法と極めて類似している。すなわち、刑法や行政法、競争法、証券取引法といった分野においては、それぞれの国が有する法規の側から当該法規の適用範囲は地理的にどこまで及ぶのかを探るという手法がとられてきたのであり、その際には、（伝統的な国際私法の手法とは逆に）当該実質法規の地理的適用範囲に関する意思こそが重要になる。そして、事実、同事案に関して原審は、属地主義の原則を根拠に、「外国特許権に基づく差止め及び廃棄の請求権については、法例で規定する準拠法決定の問題は生じる余地がない」と、まさにそのような論理で差止・廃棄請求における米国法の適用を否定していたのであった。これに対し、最

[285] 横溝大・判例評釈・法協 120 巻 11 号 2308 頁以下（2003 年）、道垣内正人・判例評釈・平成 14 年度重判解（ジュリ 1246 号）279 頁以下、出口耕自・判例評釈・コピライト 2003 年 1 月号 29 頁、拙稿・判例評釈・

高裁は、このような「公法」型の手法を採用した原審判決を批判し、「私人の財産権に基づく請求であり」「渉外的要素を含むものであるから、準拠法を決定する必要がある」としたのではあるが、しかし、結局のところ、実質的には原審と同じ論理を辿ったにすぎないのではなかろうか[286]。

とすると、外国特許権に基づく差止・廃棄請求のような問題につき、国際裁判管轄が認められることがあるという点では判例の動向は明確であるとしても、どのように適用法規が決定されるかという点については、いまだ不明確な点が多いといわざるを得ないということになる。すなわち、損害賠償といった請求に関しては別段、特許権に基づく差止・廃棄といった強力な効果を認めるような法規に関しては、準拠法選択という伝統的な国際私法の手法が適切と考えられているのかについては、未だ明確ではないということである。

② 特許法 35 条における「相当な対価」と外国特許からの利益

他方、国際的な法の適用関係の規律手法に関して裁判例が分かれている新たな問題として、特許法 35 条における「相当な対価」と外国特許権からの利益という問題がある。

この問題が本格的に注目を集めたのは、東京地判平成 14 年 11 月 29 日判時 1807 号 33 頁からである[287]。特許法 35 条に基づいて職務発明に関する「相当な対価」の請求訴訟がなされたが、その際に、「相当な対価」の算定基礎の中に日本の特許から得た利益のみならず外国特許から得た利益が含まれる否かが争われた。換言すれば、職務発明に関して「相当な対価」の支払を命ずる日本の特許法 35 条が地理的にどこまでの範囲に適用されるかが問題になったのであった。

この点、同判決は、特許権には「属地主義の原則」が貫かれるとした上で、「使用者と従業者の間における特許を受ける権利の譲渡は認められるか、認められるとして、どのような要件の下で認められるか、対価の支払義務があるか等については、それぞれの国の特許法を準拠法として定められる」とし、「特許法 35 条が外国における特許を受ける権利に適用されるものではない」と判示している。すなわち、A国の特許権はA国領域内においてA国法の支配を受け、B国の特許権はB国領域内においてB国法の支配を受けるという属地主義を前提とした世界観を前提に、職務発明に対する対価という問題も、同様の規律に従うという立場が示されたのであった。

ところが、その控訴審判決である東京高判平成 16 年 1 月 29 日判時 1848 号 25 頁は、特許法 35 条を「従業者と使用者との間で雇用契約上の利害関係の調整を図る強行法規」であり「労働法規としての意味をも有する規定である」とした上で、「職務発明の譲渡についての『相当の対価』は、外国の特許を受ける権利等に関するものも含めて、使用者と従

国際私法判例百選 93 頁（2004 年）。

[286] 横溝・前掲（注 14）2310 頁、拙稿・前掲（注 14）93 頁。

[287] 同事件における事実の概要は以下の通りである。すなわち、X（原告、控訴人・被控訴人）は、昭和 44 年から平成 8 年にかけて総合電機メーカーのY（被告、被控訴人・控訴人）に研究職として雇用され、308 件の職務発明を完成させている。それらのうち、本件で問題になったのは光ディスク分野の幾つかの発明であり、そうした職務発明に関する特許を受ける権利を、X はY に譲渡している。その後、平成 14 年に至り、X はY に対して、日本の特許法 35 条 3 項に基づいて、外国での特許取得をも含めて、特許を受ける権利を譲渡したことへの「相当の対価」の支払等を求める訴訟を東京地裁に提訴した。なお、特許法 35 条は 2004 年 5 月に改正されているが、以下では全てかかる改正前の規定を前提とする。

業者が属する国の産業政策に基づき決定された法律により一元的に決定されるべき事柄」であるとし、「当該特許が登録される各国の特許法を準拠法として決定されるべき事柄ではない」として、原審判決とは逆の結論を導いたため、非常に注目されたのであった。こちらは、特許法35条を、属地主義を前提とした規律に服するようなものではなく、「使用者と従業者が属する国」（ほとんどの場合、従業者の労務供給地になろう）の法規であれば、当該法規が絶対的にあまねく適用されるようなものであると理解しているといえる。なお、このような立場は、東京地判平成16年2月24日判時1853号38頁においても同様に支持されている。

それぞれの立場に対しては学説上もそれぞれ支持が分かれており、また、これ以外に、使用者・従業者間の契約準拠法の規律に従うべき問題であると唱える学説も別に存在しているため、現在、この問題についても、国際的な法の適用関係は未だ不明確であると言わざるを得ない[288]。そしてその背後には、知的財産権という存在を、法の国際的な適用の規律との関係で、どのように理解するかという問題がいまだ明確ではないという現実があるのである。

(5) おわりに

グローバル化がさらなる進展をみせる現在、知的財産法の分野においても、国際民事手続法上の問題や国際私法上の問題において、属地主義の原則を徹底することが困難になってきている。しかし、パンドラの箱が開けられ、従来の秩序からの離脱がなされると、今度は、どのような秩序が再構築されるべきかという問題が新たに浮上する。そうした局面を、国際知的財産紛争法は、現在、迎えていると思われる。

模倣品取締りのために、税関等における水際規制に加えて各国の裁判制度を用いていくことを視野におく場合には、以上のような裁判例レベルでの国際知的財産法の状況の変化を十分に勘案する必要がある。そのための最初のステップとして、本稿における近時の裁判例の動向を整理することに、少しでも寄与することができたとしたら幸いである。

２．知的財産権の域外適用

大野　聖二（大野総合法律事務所）

(1) はじめに

今回のアジア主要国の調査においても、そのすべての国において、知的財産権の域外適用が具体的に問題となった事例は皆無であり、ほとんどの国は、知的財産権の属地主義から、地外適用は認められないではないかと回答をし、「日本の製造業者と中国の輸入業者について、中国の権利者の権利に対する共同不法行為とみなされる共同訴訟の形式になれば、中国の知的財産権を外国の行為者に対して適用する可能性もあるのではないか」（中国・清華大学大学院）という域外適用の可能性を示唆する意見は、ごく少数に留まっている。

---

[288] 以上の裁判例の評価、学説の状況に関しては、拙稿・判例評釈・私法判例リマークス31号＜2005年下＞＊頁以下を参照。

今回の調査対象の国々では、まだ、模倣品等取締りの必要性から、知的財産権を域外適用する必要性はあまり認識されていないので、まず、本報告では、この点の必要性に関して、検討する。

その後、我が国においては、少なくとも、我が国の現行特許法は、域外適用法理を認めていないとするカードリーダー事件最高裁判決[289]が出されているので、域外適用法理の立法化に向けた理論的な検討を試みるものとする。

(2) 域外適用を必要とする事例

知的財産権の域外適用を必要とする事例は、以下のような事例である。

> （事例）
> X 社が保有する A 国の知的財産権を侵害する侵害品を、Y 社が B 国で製造し、A 国に輸出している。Y 社の指示に基づいて、A 国で輸入、販売しているのは、資産のほとんどない Z 社であるという事例である。

上記の事例において、A 国の知的財産法が、間接侵害規定に関して、域外適用法理を認めていないとすると、X 社は、Z 社しか訴訟の対象とはできないことになる。

知的財産権侵害に対する法的救済としては、製品の輸入、販売等を禁止する差止請求と侵害被害の補填を求める損害賠償請求があり得るが、Z 社が殆ど資産のないような会社の場合には、X 社は、損害賠償請求を求めたとしても、十分な保護が与えられないことになる。また、Y 社が Z 社の立場となる会社を次々にスイッチすると、X 社はモグラ叩きを強いられることになり、差止請求に関しても、現実的な実効性が図れないことになる。これに対して、A 国の知的財産法が、間接侵害規定に関して域外適用法理を認めていれば、X 社は、Z 社のみならず、Y 社をも訴訟の対象とすることができ、間接侵害規定に関する域外適用法理を否定する法制で生じる上記のような問題を一挙に解決することができる。

このような域外適用を認めるかどうかの法制上の相違は、実務上は、しばしば経験することである。例えば、富士通株式会社がプラズマディスプレイの特許権を侵害されたとして、韓国のサムスン電子に対して、日米の特許権侵害を主張した事案において、域外適用法理を否定している日本の特許権侵害訴訟では、日本サムスン株式会社しか被告となし得ないのに対して、域外適用法理を認めている米国の侵害訴訟では、サムスンアメリカだけではなく、韓国のサムスン電子をも被告としている。[290]

勿論、知的財産法の間接侵害規定に関する域外適用法理を適用して、B 国の Y 社を A 国の裁判所で訴えるには、人的管轄権の問題、訴状の送達、A 国の裁判所の判決を B 国でどのように執行するかという外国判決の承認・執行の問題等、国際民事訴訟法上の種々の論点があるが、出発点として、実体法上の知的財産法の間接侵害規定に関する域外適用法理の採用がない限りは、上述の事案における知的財産権の十分な保護はなし得ないことは明らかであると思われる。

なお、上記事例のような事案においては、X 社としては、B 国における対応する知的財産権に関して、Y 社を訴えれば足り、あえて間接侵害規定に関する域外適用法理を認めるべきではなく、かえって、B 国に対応する知的財産権が存在しないのであれば、この場合に B 国

289 最高裁判所第一小法廷・平成 14 年 9 月 26 日判決・判例時報 1802 号 19 頁。
290 2004 年 4 月 7 日付の各紙朝刊参照。

における Y 社の行為に対して、A 国の知的財産権侵害を認めるのは不当であるとする見解がある。[291]

しかし、B 国に対応する知的財産権が存在していなかったり、その権利がその実施を含めて不十分だったりする場合には、模倣品、侵害品対策の観点から、やはり A 国の知的財産権の域外適用法理を認める必要がある。また、B 国において、Y 社の行為が B 国の知的財産権侵害に問われないとしても、その行為の結果、A 国の知的財産権を侵害する場合には、A 国の知的財産権保護の観点から、かかる行為に対して、差止請求、損害賠償請求を認めるべきなので、かかる見解は妥当ではないと思われる。

(3) 立法化の必要性

我が国においては、カードリーダー事件最高裁判決[292]において、「我が国は、特許権について前記属地主義の原則を採用しており、これによれば、各国の特許権は当該国の領域内においてのみ効力を有するにもかかわらず、本件米国特許権に基づき我が国における行為の差止め等を認めることは、本件米国特許権の効力をその領域外である我が国に及ぼすのと実質的に同一の結果を生ずることになって、我が国の採る属地主義の原則に反するものであり、また、我が国とアメリカ合衆国との間で互いに相手国の特許権の効力を自国においても認めるべき旨を定めた条約も存しないから、本件米国特許権侵害を積極的に誘導する行為を我が国で行ったことに米国特許法を適用した結果我が国内での行為の差止め又は我が国内にある物の廃棄を命ずることは、我が国の特許法秩序の基本理念と相いれないというべきである。」、「属地主義の原則を採り、米国特許法 271 条(b)項のように特許権の効力を自国の領域外における積極的誘導行為に及ぼすことを可能とする規定を持たない我が国の法律の下においては、これを認める立法又は条約のない限り、特許権の効力が及ばない、登録国の領域外において特許権侵害を積極的に誘導する行為について、違法ということはできず、不法行為の成立要件を具備するものと解することはできない。」と判示し、我が国特許法は、間接侵害規定の域外適用法理を認めていないとされている。

上述の最高裁判決は、属地主義を根拠に、その論理的な帰結として、間接侵害規定に関する域外適用法理は適用されないとしているので、これは特許権に限らず、他の知的財産権も同様であり、我が国の知的財産権は、間接侵害規定に関して、域外適用法理を否定していると解釈される。

この点、本件を担当された高部元調査官は、「日本法上、特許権の侵害を特許登録国の国外で積極的に誘導した者が共同不法行為による損害賠償責任を負うか否かについては、次の両説が考えられる。・・・本判決は、法例 11 条 2 項の適用場面において、否定説を採用した。・・・法廷意見および井嶋裁判官の補足意見は、このような登録国外における積極的誘導行為をする者に対し共同不法行為責任を負わせるためには、立法ないし条約が必要であるという立場をとっていると思われる。米国以外の諸外国との国際的なハーモナイゼーションの行方を検討したうえ、わが国の産業政策上必要であれば、立法的に解決すべきであるとの考え方であろう。」とされて、立法により解決可能であることを示唆されている。

291　石黒一憲・「米国特許権に基づく日本国内での行為の差止め等の可否とパリ条約」（「国境を越える知的財産権」（信山社）所収）。

しかし、学説上は、パリ条約ないしパリ条約を根拠とした属地主義に基づいて、知的財産権の域外適用はなし得ないとする見解も有力に主張されており、果たして立法により解決可能がどうかは、検討の余地がある。

以下には、特許権を中心として、この点の検討を行う。

(4) パリ条約[293]との関係

① パリ条約の概要

域外適用法理との関係で問題とされるパリ条約は、第4条の2の（各国の特許の独立）に関する規定である。同条の第(1)項は、「同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国（同盟国であるかどうかを問わない。）において同一の発明について取得した特許から独立したものとする。」と特許独立の原則を規定し、第(2)項は、「(1)の規定は、絶対的な意味に、特に、優先期間中に出願された特許が、無効又は消滅の理由についても、また、通常の存続期間についても、独立のものであるという意味に解釈しなければならない。」として、その絶対的な効力を規定している。

このパリ条約の第4条の2に関しては、法律の介在を要することなく、直接的に国内に適用可能ないわゆる自動執行力のある規定と解釈されている[294]。そうすると、知的財産権の域外適用法理がパリ条約の第4条の2に違反するとなると、法律よりも優位にある条約違反となり、いくら立法化しても、域外適用法理を採用することはできなくなる。そこで、知的財産権の域外適用法理がパリ条約違反となるかどうかが重要な問題となってくる。

② パリ条約と属地主義

属地主義という用語は、多義的な用語であり、論者によってその意味内容も様々であるが、少なくとも、実体法上の属地主義と抵触法上の属地主義の二義があることは、近時の通説的見解が認めるところである[295]。

実体法上の属地主義とは、これまた、論者によって、その意味するところが軌を一にしないが、代表的な見解によれば、「各国知的財産権の発生、変動、消滅については各国の自由に定めうる国内法に委ねられる。この・・・“属地主義”は、各国が、内国における知的財産の保護を内国法に基づき外国法に委ねることも、国内法の効力を外国の及ぼす旨規定することも妨げない。従って、それは、国際公法上の属地主義とは異なる。同様に、各国がそれぞれ自国法の内容を立法する、ということだけから特定の抵触法規則が直ちに導かれるとは考えられないので、国際私法上の属地主義も意味しない。」とを意味するとされる

---

[292] 前掲注1判決。

[293] 条約の正式名称は、「1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約」。

[294] 岩沢雄司・「条約の国内適用可能性」（有斐閣）81頁。中山教授も、「直接かつ国内法に優位して適用されるものは、主として特許権の効力に関するものであり、以下のものがそれに該当する・・・各国特許の独立（同4条の2）・・・等を挙げることができる。」（中山信弘・「注解特許法[第3版]」（青林書院）204頁）と述べている。

[295] 小泉直樹・「いわゆる属地主義について―知的財産法と国際私法の間―」（上智法学論集45巻1号1頁以下）、石黒・前掲注3書、早川吉尚・「国際知的財産法の解釈論的基盤」（立教法学58号188頁以下）、大友信秀・「米国特許侵害事件の請求を属地主義の原則に基づき棄却した事例」（ジュリ1171号107頁以下）等。

[296]。

したがって、パリ条約の特許独立の原則が知的財産法上の属地主義を意味するのであれば、知的財産法において、域外適用法理を認めたとしても、直ちに、パリ条約に反するものではない。それ故、ここで問題となるのは、抵触法上の属地主義である。

抵触法上の属地主義に関しても、多義的な概念であり、これまた、軌を一にしないが、代表的な見解によれば、「保護国法、即ち、（もはや私の言葉で言ってしまえば）その国の中での侵害（の有無）が実際に問題となっているところの国の法を、専ら（exclusively）適用せよ」という意味であるとされる[297]。この見解によると、域外適用が問題となる事案では、域外の間接侵害行為は、侵害行為が行われた国のみの法を専ら適用すべきということ意味するので、知的財産法の域外適用法理は、これに反することになる。

そうすると、問題は、パリ条約の第 4 条の 2 が上述した抵触法の属地主義を意味するものであるかどうかということに帰着する。以下では、この点に関する主張を最も強く主張されている石黒教授の見解を中心に検討することとする。

③ パリ条約違反論

石黒教授は、まず、「我国では、（パリ条約 4 条の 2）特許『独立の原則』は、『一旦成立し、取得された権利に関するものであるから』（？？）との理解を前提に、特許『独立の原則は、属地主義と異なる』とする見方」[298]である木棚教授の学説を批判することを出発点とする。

その上で、パリ条約 4 条の 2 の特許独立の原則を「一旦成立し、取得された権利に関するものであるから」と捉えることは不当であるとし、諸外国の議論を検討した上で、「パリ条約の規定から、“抵触法上の原則としての属地主義”と同義の、あるいはその“結果”としての“保護国法主義”が（準拠法選択上の原則として）間接的にもたらされるが、具体的な準拠法の決定は、条約において前提とされているのみであり〈その決定方法は法廷準拠法に委ねられ〉ともかく保護国法が適用される。そして、各国権利の属地性という意味での“実質法上の原則としての属地主義”は、（抵触法上のそれとは区別されつつ）もとよりパリ条約からダイレクトにもたらされているが、それが“保護国法”主義を基礎づける」[299]とされる。

その上で、石黒教授は、域外適用法理が問題となる、上述のような事例、すなわち、「X 社が保有する A 国の特許権を侵害する製品を、Y 社が B 国で製造し、A 国に輸出している。Y 社の指示に基づいて、A 国で輸入、販売しているのは、資産のほとんどない Z 社であるという事例である。」において B 国に Y 社が特許権を保有しているという問題を立てて、これを「そこで生じる両国特許権の“緊張関係”を如何に考えるべきなのか」として、これに関して、特許権の域外適用を認めると、「パリ条約 4 条の 2 の“特許独立の原則”に反するのではないか。」とされる。

この場合、何故に、特許独立の原則に反することになるのかは、明確な説明がないが、このような問題に関する外国の議論に関して、石黒教授は、「『この問題は、重大

---

296 小泉・前掲注 7、6 頁。
297 石黒・前掲注 3 書 190 頁。
298 石黒・前掲注 3 書 215、216 頁。
299 石黒・前掲注 3 書 224 頁。

（erheblich）な国際的意義を有している。それが、外国との関係で〈自〉国知的財産権の保護範囲の広狭とかかわるからだ』、との認識は、彼なりに有している。」とされていることから推察すると、上述の例で、A 国の特許権を行使した結果、B 国における Y 社の製造行為が影響を受け、Y 社の製造行為は、B 国に Y 社が保有する特許権の行使に基づくものであるから、結果的に B 国の特許権の行使に影響を与えることになり、これは、各国の特許権の絶対的な独立を規定したパリ条約の特許独立の原則に反することになる。

つまり、石黒教授の見解は、カードリーダー事件のような場合において、米国の特許権の域外適用法理を認めて、日本における製造行為を差止めたり、損害賠償の請求を認めたりすると、日本国の特許権の行使に影響を与えることになり、パリ条約の特許独立の原則に反することになるというものである。

しかし、かかる石黒教授の見解は、我が国の知的財産法の立場からすると、極めて奇異なものと映るのではないかと思われる。

知的財産法の立場からすると、我が国の特許権は、利用発明の規定（特許法第７２条）に端的に示されている通り、積極的利用権というものが、法律上、認められている訳ではなく、特許権の効力は、排他的な権利と捉えるのが通説的な見解である。[300]したがって、米国特許権の域外適用を受けて、日本において、特許侵害品の製造が出来なかったとしても、これが日本の特許権の行使に影響を与えていると捉えること自体、我が国の特許法の基本的な理解を欠いているのではないかと思われる。したがって、米国の特許権の域外適用を認めることが、我が国の特許権の行使に影響を与え、その結果、パリ条約の第４条の２の特許独立の原則に反するという見解は、その前提が明白に誤っており、失当なことは明らかなように思われる。

この点、石黒教授が“鋭い批判”をしていると高く評価する[301]本永論文は、次のように論じている。

> 国際[特許]侵害事件については原告の主張に従い特定国の特許法についてのみその適用の有無を判断すれば足りるという趣旨かもしれない。・・・この立場には遙かに深刻な問題が内在されている。・・・例えば、X が米国特許の特許権者であり、Y が日本特許の特許権者であり、Y の[日本での]行為に日本の特許法と米国特許法の双方が適用可能である･･･ような事案を考えてみよう。この事案で X が自らの米国特許権に基づいて Y の[日本での]行為の差し止めを請求する場合には、米国特許法についてのみ審理判断すれば足り、Y の持つ日本の特許権はなんら考慮されないというのがこの立場[そして本件最高裁判決の判旨(多数意見)の立場]となろうが、この立場は同時に、Y が自己の日本特許を理由として X に対して Y 自身の[日本での]実施行為の妨害の排除を求めた場合、X の持つ米国の特許権についてなんら考慮することなく審理判断すべきことを意味するはずである。即ち、同一の Y の[日本での]行為につき、その差し止めとその妨害の排除という相矛盾する判断の双方が認めざるを得ないという混乱を導く結果となるのである。[302]

しかし、上記論述は、まさに、特許権の域外適用法理をパリ条約第 4 条の 2 の特許独立の原則に反するとする見解の致命的な欠陥を如実に表している。

すなわち、上記の論述は、日本における特許権者 Y は、その保有する特許権に基づいて、その特許製品の製造行為に関して、実施行為の妨害の排除を求めることができると言う理

---

300 この点は、米国特許法においても同様である。簡単には、ドナルド・S・チザム・「英和対訳　アメリカ特許法とその手続（改訂第二版）」4110 参照。

301 石黒前掲注３書 357 頁。

302 元永和彦・「特許権の国際的な保護についての一考察」（筑波大学大学院企業法学専攻十周年記念論集・現代企業法学の研究）575 頁。

解を大前提にするが、既に述べた通り、我が国特許法上は、特許権には積極的利用権はなく、したがって、このような妨害排除請求権が、裁判上、認められたこともなければ、そのような請求権が成立つ法的根拠も一切ないものである。したがって、上記の論述が懸念される、「同一のYの[日本での]行為につき、その差し止めとその妨害の排除という相矛盾する判断の双方が認めざるを得ないという混乱を導く結果となるのである。」というのも、根拠を全く有しない、杞憂に過ぎないものである。

実質的にみても、石黒教授は、カードリーダー事件において、ITCへの申立てを含めて、米国裁判所における米国特許権者に対する救済は可能であるとしている[303]。そうであれば、結局、被告であるY社の侵害品の製造は、米国の裁判所に救済を求めれば、出来なくなるのであり、そのような侵害品の製造をパリ条約や我が国の法秩序の維持等という大上段の理論を持ち出して、何故に保護しなければならないかは、全く理解し難いものである。

以上述べた通り、特許権の域外適用法理がパリ条約第4条の2の特許独立の原則に違反するという見解は、我が国特許法の基本的な理解を欠いたものであり、実質的にも、侵害者を保護しようというものであり、取り得ないものである。

以上述べた通り、我が国の特許法の解釈としては、積極的利用権は認められないが、それでは、仮に、ある国で、特許権の積極的利用権を認めていた場合には、特許権の域外適用を認めると、パリ条約の第4条の2の特許独立の原則に反するのであろうか。

既に述べた通り、B国で侵害品を製造し、A国に輸出する行為は、本来、A国の特許権によって、A国に輸入する者に対する差止請求訴訟等により、防止されるものである。域外適用を認めようとするのは、このような手段では、実効性に限界があるので、これをより実効性のあるものにしようとするものである。

つまり、実効性の観点を度外視すれば、本来、A国で正当に成立している特許権を侵害する製品をB国に輸出する行為は、A国の特許権を侵害するものとして、防止されるものであり、これをB国の特許権の積極的利用行為として保護する必要は全くないと考えられる。B国で侵害品を製造し、A国に輸出する行為B国で侵害品を製造し、A国に輸出する行為を禁止したとしても、B 国の特許権者は、自由に製造、販売等ができるのである。したがって、特許権に積極的利用権を認めるかどうかにかかわりなく、特許権等の知的財産権の域外適用を認めることはパリ条約の第4条の2の特許独立の原則に反するものではない。

このことは、特許権等の知的財産権に関して、域外適用法理を認めている米国において、パリ条約違反であるとの議論が全くなされてないことからも明らかである。

(5) 結語

以上述べた通り、パリ条約を根拠として、特許権等の知的財産権に関して、域外適用法理を条約違反とすることはできない。したがって、我が国知的財産法において、域外適用法理を採用するかどうかは、専ら、立法政策の問題となる。

上述した通り、侵害品のクロスボーダー取引において、知的財産権の域外適用を認めることは、極めて有効な手段であると考えられる以上、我が国においても、立法化に踏み切るべき時期に来ているのではないかと思われる。

---

303 石黒・前掲注3書407－412頁。

３．AIPPI における外国知的財産権侵害訴訟の管轄と準拠法に関する検討とアジア諸国の報告について

熊倉 禎男（中村合同特許法律事務所）

(1) はじめに（AIPPI における検討の経緯）

1.1 国際知的財産保護協会（AIPPI）は、世界各国の知的財産権法の実務家（弁護士・弁理士・企業等）の国際的な組織として、毎年（一年間隔で交互に）開催されている総会あるいは執行委員会において、知的財産権法に関する種々の国際的な問題を「議題」として提示して、予め各国部会の意見（部会レポート）を求めた上で、本部委員会がこれを総括し、総会ないし執行委員会におけるワーキング・コミッティの討議を経て、決議案を作成し、全体会議で決議に熟すればAIPPIの決議として採択してきている。

1.2 ハーグ国際私法会議が国境を越えた知的財産権の侵害についての国際的裁判管轄と外国判決の承認執行に関連しての条約案の提案を行う前においても、AIPPIは、関連する問題についていくつかの検討を行ってきた。

① まず、議題 106 の「知的財産権に関する民事訴訟分野における仲裁の可能性」に関し、複数国にまたがる特許権の侵害を解決するための仲裁の利点について検討した。

② ついで、1998 年のリオデジャネイロ総会で採択された議題 143「インターネット、ドメインネーム、商標及び商号」では、主としてインターネットにおける商標等表示にかかわる知的財産権の紛争についての国際私法ないし適用法と裁判所の選択ないし国際民事管轄を検討した[304]。しかしながら、この議題 143 の決議は、ウェブサイトへのアクセス可能性のみでは裁判管轄を決定する上での必要十分な基準とならないことを確認し、また、準拠法については、知的財産権に関する抵触法が各国において異なりあるいは明らかでなく、また、国際的に統一した準拠法のルールを定めることは困難であるとの認識を表明したに止まり、具体的にインターネット上での商標権等の侵害についての準拠法ルールを推奨するものではなかった。

③ インターネット上の侵害については、引き続き 2001 年のメルボルン総会において、議題 164 として検討され、その決議においては、インターネット上における知的財産権侵害に関する訴訟についての地域的管轄権を法廷地が認めるためには、法廷地国の国内への商業的な影響ないし効果が生じていることを必要である点を強調している。以上の各議題は渉外的な知的財産権紛争についての仲裁およびインターネット上の侵害についての準拠法および国際的管轄を扱ったものの、その対象は限定的であり知的財産権の訴訟侵害一般を対象とせず、また、その決議内容も「必要性はあるものの、現状においては法の国際的調和は困難である」との認識に立つものであった。

1.3 ① ハーグ国際私法会議の 1999 年 10 月の「民事及び商事に関する国際裁判管轄権及

[304] 社団法人日本国際工業所有権保護協会、現在の社団法人日本国際知的財産保護協会発行の月報「AIPPI」平成 10 年 4 月号（43 巻 4 号）53～59 頁

び外国判決の承認と執行に関する条約」草案が公表され、同月ハーグ国際私法会議からWIPOに意見の照会がなされた後、AIPPIは、議題153の特別委員会を設け、2000年6月のソレント執行委員会に向けて検討を開始した。ソレントでは、筆者を含む5名程度の委員会で討議した上で、全体会議ではハーグ国際私法会議のオランダのメンバーにより草案内容の説明と、予備的な討議をするに止まった。この時点では、大まかに言って、特許等の登録について効力の有無を目的とする手続は登録国の専属とするが、侵害に関する訴訟は専属管轄とせず、登録国以外の国（例えば被告の住所国）の裁判所も外国特許権等の侵害訴訟の管轄権を有するという趣旨の当時の条約案12条4ないし6項について、ブラッセル条約・ルガノ条約の加盟諸国であるEU各国の大方の支持を受けていたものの、EU内でも英国部会は反対していた。一方米国部会は、知的財産権侵害訴訟にも他の不法行為法訴訟と同様に適用してきたロングアーム・スタチュートの適用が条約により制限されることを危惧し、一方でコモンローによる商標権の侵害事件の管轄が明白でないなどの理由を示して、条約により現状の域外適用が制限されることを危惧して、反対していた。

② これに対し、WIPOは、2001年1月末に2日間のシンポジウムを開催し、各国代表の他にAIPPI、APAA、AIPLA、INTA、JPAA等の実務家の組織や音楽著作権等のビジネス団体を招聘して、知的財産訴訟における種々の争点を浮き上がらせた。

③ 更に、AIPPIは、2001年3月のメルボルン総会において、議題153ついて決議したが、その内容は、当時の段階においては、専属管轄の範囲という基本的な問題についてAIPPI内部においてコンセンサスが得られていないこと、かかるコンセンサスの不存在はAIPPI内部に止まらず世界的な状況であるとの認識（前文III項）に基づいて、「条約案の実質的な適用分野から知的財産権の事項を除外し、12条4ないし6項を削除することを勧告する」、というものであった（同IV項および決議第1文）。もっとも、同決議は、「同時に知的財産訴訟の管轄に関する国際的取決めの必要性とハーグ国際私法会議の条約がこうした管轄についての規定を設けることが適当とし、然るべき時期に知的財産に関する特別かつ入念なプロトコールを加えること」をも勧告していた（前文V項および決議第2文）[305]。

(2) 2003年ルツェルンにおける議題174の検討

2.1 2002年の10月、AIPPIの本部は2003年10月にルツェルンの執行委員会における検討のために議題174を示し、あらかじめ各部会の意見を求めた。同議題についてのガイドライン[306]は、第1部において「各国の現状（国境を越えた知的財産訴訟に適用される管轄、準拠法、外国判決の承認執行のルールの現況）の報告」を求め、第2部において「知的財産訴訟の国際的調整に関する将来への提案」を求めたものであった。注目すべき点は、その後のハーグ条約草案が管轄に関する当事者の合意が存在する場合に限定されているのに対し、議題174は1999年10月の条約草案第14条と同じアプローチに戻って、管轄の合意の有無に関わらず、法廷地国の地域外で行われた外国

[305] 議題153　AIPPI平成13年8月号（46巻8号）508～520頁
[306] 議題174のガイドライン　AIPPI平成14年11月号（47巻11号）754～761頁

の知的財産権の侵害について権利付与国ではない法廷地国の裁判所の管轄権、準拠法および外国判決の執行についての共通ルールを呼びかけるものであった点である。すなわち、国際私法会議が合意管轄という縮小した条約案を検討しているにもかかわらず、AIPPI 本部がこの時期に何故このような検討を要請したのかは、必ずしも明らかではないが、筆者が参加した部会での議論からは、オランダ部会を中心とする EU 諸国の部会がブラッセル条約およびロカルノ条約における EU 域内のアプローチをグローバルなレベルにおいての採用を推進しようとした動きの再度のチャレンジのように思われた。なお、この点について、議題 174 のガイドラインは、「メルボルン総会における議題 154 の決議は、問題の難しさを強調する原則的な立場をとったという以上の意味はない」と述べて、メルボルン決議との整合性を述べている。実際、メルボルンの決議は、差当たり知的財産権侵害訴訟に関する規定を条約から削除すべきとしながら、一方で、国際的な取決めの必要性と条約をツールとすることの適当性を留保していたことは前記のとおりである。してみると AIPPI 本部は、メルボルン決議の時点から、いずれ AIPPI において渉外的知的財産権侵害訴訟の管轄と外国判決の執行・承認についての国際的なコンセンサスの確認ないし形成を試みることを意図していたものとも思われる。

2.2 議題 174 の意見照会

AIPPI が、議題 174 により各国部会に意見照会をした項目は次のとおりである。

I.1.1 国内裁判所は、外国で行われた知的財産権侵害行為に対する裁定を下す管轄権を自らに認めているか。
I.1.2　国内裁判所が外国で犯された知的財産権侵害行為に対する管轄権を自らに認めている場合、自国裁判所の管轄権を認めるための基準はどのようなものなのか（例：当事者の一方の国籍、知的財産権侵害行為が自国においても同時に行われたこと、被告の居住地等）。（本質問に回答する際は、特に特許の分野における知的財産権侵害行為の多様さを考慮されたい。）
I.1.3　かかる国際管轄権の確定の仕方は民事裁判所独自のものか、刑事裁判所にも関係するか。
I.2.1　国内裁判所が別の国で犯された知的財産権侵害行為（国境を越えた知的財産権侵害行為）について裁判する権利を与えられている場合、国内裁判所が行う決定はどのようなものか。
I.2.2 国内裁判所は損害の補償（損害賠償）の命令しか宣告することができないのか、それとも外国にも影響を及ぼす差止命令を行う権限も持つのか。
I.2.3 国際的な土地管轄権の観点において、最終的な処分と仮処分との相違は存在するか。
I.3.1 別の国で行われた知的財産権侵害に対する裁判権を有する裁判所が適用する法はどれか。
I.3.2 法廷地法か、あるいは不法行為地法か。
I.3.3 外国法の適用分野は？知的財産侵害行為有無の決定、知的財産侵害の証拠に対して、あるいは知的財産侵害に関する処分？
I.3.4 外国法の内容の立証における当事者の役割は？　外国法の内容の立証責任は、当事者に帰せられるのか、あるいは外国法の内容を調べるのは裁判所の職務なのか。
I.3.5 一部の国に存在する国内法を優先して外国法の適用の除外を認める公序の抗弁は、知的財産権の侵害にも適用されるのか。
I.4.1 別の国で犯された知的財産権侵害行為の行為者に対し有責の決定を下すものである外国判決を執行するための条件は？
I.4.2 特別な手続があるのか。
I.4.3 知的財産権侵害に関して外国の裁判所が下した判決の執行を複雑にする具体的な要因はなにか。
I.5.1 事件の国際的な係属又は関連性に係わる規則は、複数の国の裁判所で並行的に係属中の知的財産権侵害訴訟手続に関しても適用されるのか？
I.5.2 事件の同時係属又は関連性により、裁判所は別の裁判所に訴訟を付託する義務を負うのか、あるいは別の国で係属中の訴訟の結果が出るまで判決を延期することが認められるだけなのか。
II.　将来に向けた提言

国境を越えた知的財産権侵害行為に関する手続及び制裁の執行に関して貴ワーキンググループが得た経験に基づき、全世界的に調整された解決法を探るための基礎となりうる解決案を作成されたい。

なお、調整とは中央化を意味するのではなく、複数の国の裁判所で継続中の訴訟手続を連携させることにより、この目的を達成しようとするものである。とりわけ、各ワーキンググループにおかれては、以下の質問に回答されたい。

II.1.1 現状では知的財産権は大部分の場合国内的な効力しか持たないが、貴ワーキンググループでは国境を越えた訴訟に関する調整システムの検討を行うことが可能かつ望ましいと考えているか。

II.1.2 貴ワーキンググループでは、かかる調整システムには複数の国で同じ効力を持つ知的財産権の存在を必要とすると考えているか（例えば、少なくとも地域的な効力を有する財産権）。

II.2.1 国境を越えた知的財産権侵害訴訟の調整システムの検討が望ましいと考える場合、かかる訴訟を準備すべきだろうか。

II.2.2 裁判所を選択するにあたっての基準は？（この設問に回答するにあたっては、知的財産権侵害行為、とりわけ特許の分野における多様性を考慮されたい。）

II.2.3 この場合、知的財産権侵害行為の審理手続を進める上での準拠法は？

II.2.4 裁判官の権限はどの程度か。知的財産権侵害の判断のみか、外国における権利の判断並びにその却下も含むのか。

II.3.1 知的財産権侵害行為に裁定を下し刑罰を与える上での準拠法は？

II.3.2 その法の適用分野は（知的財産権侵害行為の有無に係わる決定、知的財産権侵害の証拠又は知的財産権侵害に対する処分）？

II.4.1 事件の同時係属及び関連性の原則は複数の国の裁判所で係属中の知的財産権侵害訴訟手続にも適用しなければならないのか？

II.4.2 最初に付託された裁判所への強制移送は実施しなければならないのか、あるいは審理停止原則を実施しなければならないのか。

II.5.1 かかるシステムの枠組内で下された裁判判決は機械的に執行しなければならないのか、あるいはかかる判決は常に外国の判決に対して効力を及ぼすために通常使用される執行承認手続きの対象としなければならないのか。

II.6.1 複数の国で侵された知的財産権侵害事件の判決において裁判官が宣告しうる処分の内容は？　裁判官はそれぞれの国における知的財産権の有効性を判定する権限を持ちうるのか。

II.6.2 裁判官はかかる権利が有効なすべての場所に適用されるものとして差止命令を宣告することができるのか。

II.6.3 裁判所は、知的財産権侵害者に対し、すべての国において生じた損害の賠償を命じることができるのか。

II.7.1 国境を越えた知的財産権侵害行為に対する訴訟行為の効果的な進展を可能にするシステムの検討は多国間協定の締結により行われるべきか、あるいは二国間又は地域的な解決を優先すべきなのか。

II.8.1 本議題に関して、特に国内での経験に基づくその他に関する意見をも提出いただきたい。」

2.3 アジア諸国の報告について

議題 174 の質問は、管轄･準拠法・外国判決の執行等広範にわたるので、アジア各国の報告がこれに詳細に回答していれば、今回の調査に資することが多かったと思われる。しかし、残念ながら、以下に述べるように、アジア諸国の報告は、総じて簡単であり、今回の現地調査の報告を超えるものはない。一つには、2001～2002 年の段階では、アジア各国の国境を越える知的財産侵害訴訟についての法律的な問題の所在の認識が低かったためであろう。また、現在においても同様であるが、裁判例が存在しないか、極めて少ないことが、原因であろう。

これら各国の報告の要約は以下のとおりであるが、前文は参考資料として添付した。

1. 韓国

(1) 韓国の国際私法について

①韓国の国際私法は、1962 年に制定され、その後 2001 年 4 月の改正・7 月 1 日施行により大幅に改正された。改正に際しては、1980 年の EC ローマ条約に基づく契約上の債務に関する準拠法に関する条約に影響を受けている。

②国際民事管轄に関しては、国際私法 2 条により、渉外的事項について韓国裁判所が管轄権を見出すに

は、各当事者が韓国と「実質的な関係を有すること」が必要とされる。「実質的な関係」は、国内民事訴訟法の管轄規定に従い、「合理的な国際的管轄配分の原則」によって定められるものである。

③知的財産権の侵害については、国際私法 24 条により「侵害行為が生じた国の法」（すなわち、「保護が求められている国の法」）が準拠法となる。

④知的財産権侵害の管轄と準拠法については、いくつかの考え方が対立している。管轄に関しては、損害発生地説と加害行為者住所地説がある。準拠法については保護国法説（侵害行為地法と同じ）と侵害と最も関係のある国の法（多くの場合、被告・侵害者住所地国法）とする説が対立している。韓国の報告は、インターネット等情報化時代における知的財産権侵害に関し、上記の新国際私法のもとでは、外国における知的財産の侵害の管轄については当事者と最も実質的な関係のある国の裁判所が裁判権を有し、準拠法についても当該事件ともっとも実質的な関係のある国の法を適用する方向に動いているという。

(2) 裁判管轄

①外国において行なわれた知的財産権の侵害について、韓国の裁判所は管轄権を有する。

②管轄を決定する要素は被告の住所・侵害行為などで、国際私法 2 条の要件による。

③上記は、民事訴訟のみに関する。刑事訴訟には属地主義により国内の行為にのみ管轄が及ぶ。

(3) 準拠法

①侵害が行われた国の法を原則とする。

②準拠法としての外国法が侵害の実態法に止まるか、さらに救済や証拠法にまで及ぶかは意見が分かれている。

③準拠法の外国法の立証は、裁判所の責務である（国際私法 5 条）。

④外国法適用の結果が韓国の公序に反する時の除外規定は、国際私法 10 条で認められる。

(4) 外国判決の執行

①民事訴訟法 217 条の規程による手続を要する。

②基本的には、次の 4 要件を要する。

(a) 外国裁判所が適切な裁判管轄権を有すること

(b) 当事者に適切な送達がなされたこと

(c) 当該外国判決の執行が韓国の公序に反しないこと

(d) 韓国との間に相互の保証があること

③具体的な手続は、民事執行法 26、27 条による必要がある。

④実務上の難しさは、a)当該外国裁判所の管轄が適切であるか否か、b)韓国法から見て損害額が適切であるか、c)韓国との間で相互の保証があるか、の認定にある。

(5) 重複訴訟

①ソウル地裁 2002 年 12 月 13 日判決は、カリフォルニアの裁判所に侵害訴訟が係属している事例で、ソウル地裁の米国特許侵害訴訟は、二重訴訟のリスクがあるものとして、却下されている。

②韓国の裁判所は、二重訴訟の場合管轄を否定する傾向があるが、学説は手続の中止が望ましいとする説が強いようである。

2. マレーシア

(1) 外国における侵害行為に対する国内裁判所の裁判管轄権

①国内裁判所は、外国において完了する外国の知的財産権の侵害行為に直接的に関連するマレーシア国内の侵害準備行為について、マレーシアの国内裁判所が裁判管轄権を有する。当該外国法における侵害の有無については、専門家（エキスパート）の意見による立証を要する。

②上記の管轄権は、外国における侵害と国内における侵害が並存することを要する。

③上記の裁判管轄は民事裁判管轄のみであり、外国における侵害行為についての刑事裁判管轄は認められない。

(2) 外国における侵害に関する民事救済の種類

①外国における侵害に対し通常の民事訴訟と同様に、差止命令、損害賠償、利益の返還、訴訟費用の負担が認められる。

②裁判所は、外国で効力を有する差止命令を発することができる。

③本案訴訟および仮処分のいずれも可能である。

(3) 準拠法

①外国における侵害行為の準拠法は、当該行為が行なわれた国の法律が適用される。

②当該外国法は、侵害の有無、立証ないし証拠に関する法、救済の種類・内容・程度の全てについて適用される。

③外国法の内容は、当事者が立証責任を負う。
④外国法の適用の結果が国内公序に反する場合の適用除外規定は存在しない。

(4) 外国判決を国内で執行するための条件

外国判決の執行のためには、改めてインドネシアの裁判所に外国判決に基づく訴訟を改めて提起しなければならない。この国内裁判所における訴訟の提起が、外国判決の承認・執行の判決の問題か、あるいは新たな侵害訴訟を内国で提起をする必要があるのかが不明である。

(5) 国際的二重訴訟の処理

国際的な特に制定法の規定はなく、コモンローに従う。コモンローでは訴訟を中止する取扱いの定め（判例法）が存在する。

3. 中国

(1) 全体として

中国の最高人民法院は、特定の外交の外航チャンネルを通じての司法共助に関する通達（1986 年 8 月 14 日)、外国仲裁判断の承認と執行に関する条約についての通達（1987 年 4 月 10 日)、同条約（1998 年 1 月 22 日)、最高人民法院および外務省のハーグ送達条約に関する通達、同条約（1965 年 11 月 15 日)、証拠収集に関する民訴条約（1970 年 3 月 18 日）により、司法手続の国際化の努力をしてきた。

(2) 裁判管轄

①民事訴訟法２２条の原則は被告住所地であるが、被告財産地、被告法人営業所が中国内にある場合、外国事件について管轄権を行使しうる。合意管轄も認められる。
②国際裁判管轄は刑事手続にも適用される（ただし、条約に従うとされ、意味不鮮明である)。

(3) 救済の種類

①差止命令、侵害の効果の排除、公の謝罪、損害賠償のいずれも認められる。又、侵害行為を構成する物の没収、違法行為による利益の没収、法定の罰金も認められる。
②外国において執行される差止命令は理論的には可能（特許法 61 条、商標法 57 条、著作権法 49 条)。ただし、その執行には、外国の共助が必要である。民訴 262 条 1 項は、条約が不存在の場合に 2 ヶ国間の共助を相互主義で行うことを規定している。

(4) 準拠法

外国における侵害についても、実態法は、中国法のみ適用し、外国法は適用しない（この回答が正しいか不明である)。手続法は中国法である。

(5) 外国判決の執行

①中国の裁判所は外国裁判所の知的財産権に関する判決を承認したり執行したりしない。
②上記の理由は、(a)国家主権と知的財産の属地性、(b) 各国実体法の不統一、(c) 各国の裁判管轄は独立したものであること、(d) 経済状態の不均一、(e) 知的財産の保護に対する認識の相違により、自国の能力と責任を越えた他国の権利の保護をすることは実務的ではないことによる。

(6) 重複訴訟

中国の裁判所は、外国での訴訟の係属の有無あるいは先行判決の有無にかかわらず、管轄を行使し訴訟を遂行できる。特に中国での判決があった場合、他国の判決の中国における執行は拒否される（２カ国間、多国間の条約があれば別である)。

4. シンガポール

(1) 裁判管轄権

①外国における侵害事件について管轄権を行使した事例はない。一般的に、裁判所はこの点において保守的であり、外国の裁判権を尊重する。もっとも、制定法上形式的には、送達が適法になされれば、外国の居住者に対する人的管轄権を有するが、外国と内国に複数の訴訟が係属するときや、他の当事者の申立てにより、外国の侵害行為に対する内国訴訟は却下されるか、中止されるとおもわれる。
②管轄権：送達が適法になされうることを、管轄を見出す前提条件とする。シンガポール外での送達は裁判所の権限で次のような場合になされるので、外国における侵害についても送達がなされ管轄が生ずる可能性がある。なお、以下の場合でも、外国における送達の許可を得るためには、侵害（行為または損害）とシンガポールとの関係を原告が明らかにする必要がある。

(i) シンガポールが被告住所地、営業所在地、財産所在地である場合
(ii) シンガポール国内の行為の禁止を求める場合
(iii) シンガポール外で送達を受けた者が、その訴訟に必要的あるいは適切な当事者の場合
(iv) 不法行為の請求であって、不法行為の少なくとも一部がシンガポールで行なわれた場合
(v) 不法行為の請求であって、シンガポール内で損害の全部又は一部が発生した場合
(vi) シンガポール内生じた行為に基づく請求の場合

(vii) 管轄の合意がある場合
(viii) 制定法上の根拠がある場合
(i) 法廷地としての妥当性：前項の送達が許されても、次の要素の観点から被告は法廷地としての妥当性を争うことができる。
a) 証拠の所在および収集の容易性、裁判審理の便宜性・費用の考慮
b) 準拠法が外国法か、外国法の場合にシンガポール法と重要な点で異なるか否か
c) 各当事者と裁判地の関係とその関係の深さ
d) 被告が外国での訴訟を希望する理由が、単に手続き的な有利性にあるのか否か
e) 外国訴訟において、次のように原告に対する障害があるか否か
・ 外国判決を執行できるか否か
・ シンガポールには存在しない時間的制限（時効など）があるか否か
・ 政治的、人種的、宗教的偏見その他の公正な裁判を得られない理由があるか否か
(ii) 上記の条件は、民事訴訟のみであり、刑事訴訟には適用されない。刑事裁判管轄は、シンガポール法による犯罪のみに及ぶもので、外国の行為には及ばない。

(2) 救済の種類
①外国の侵害事件について仮に裁判管轄を行使しても、損害賠償のみである。シンガポールの裁判所は外国において執行を拒否される可能性のある差止命令を発しないことが伝統である。
②外国の侵害についての仮処分命令も、通常訴訟の差止命令と同様に、認められない。なお、被告がシンガポールの裁判所の管轄に同意した場合、裁判所は両当事者が同一の訴訟を外国で提起しないことの同意を命ずることができる。

(3) 準拠法：基本的には、外国における侵害の審理について裁判所は消極的であるが、裁判管轄があるとすれば、準拠法は次のとおりである。
①侵害と主張されている知的財産権が存在する国の法律を準拠法とする。
②実体法については当該知的財産権の存在する国の法、手続法・証拠法・救済の種類は法廷地国法による。
③外国法の立証責任は当事者が負う。外国法の内容については当該外国法のエキスパートによる立証を要する。
④国際私法上の公序則による適用排除の先例はない。

(4) 外国判決の執行
通常の外国判決の承認･執行と同じであるが、シンガポールの外での送達が問題となりうる。また、金銭賠償の外国判決を執行する場合、被告所有の財産のシンガポール内における存在の確認が実際上困難である。

(5) シンガポールおよび他国での重複訴訟
①重複訴訟の存在は、裁判所が、当該訴訟のシンガポール裁判所における管轄を認めるかどうかの要素の一つである。
②重複訴訟が存在するとき、裁判所は訴状の送達等を行わないか（訴訟が開始しない）あるいは、単に訴訟を進めないで放置するか、のいずれかを選択することになろう。

5. フィリピン

(1) 裁判管轄
フィリピンの裁判所は、外国における侵害行為について裁判管轄権を有しない。国内でなされた侵害行為に対してのみ管轄権を有する。従って、外国侵害に関し管轄の有無を判断する基準は存在しない。この点は、民事・刑事を問わず同じである。

(2) 準拠法
①属地主義の原則により侵害行為が行なわれた国の法律が適用されるが、いずれにしても、外国における侵害行為については裁判権がないので、準拠法問題は生じない。
②外国法の立証責任は、当事者が負う。

(3) 外国判決の執行
①外国判決は、(a)判決裁判所が管轄権を有すること、(b)確定していること、(c)送達がなされたこと、(d)判決の詐取・共謀による取得がないこと、(e)法又は事実認定に明白な誤りがないこと、を条件とする。
②外国判決の執行は、フィリピンの地方裁判所に申立て、同国の領事が認証した外国判決の謄本を提出して行う。
③実務上の問題は、上記①に述べた要件、特に管轄の欠如・送達の欠如･判決の詐取・明白な法適用・事実認定の誤りを被告が争いうる点にある。

(4) 重複訴訟
国際的重複訴訟についてのルールは存在しない。

6. インドネシア
インドネシア・グループの報告は、以下のとおり著しく簡単であり、国境を越える知的財産権の侵害問題についての認識ないし関心が薄いように思われる。
(1) 裁判管轄権
外国における侵害行為に対してインドネシアの裁判所は、民事および刑事の裁判管轄権を有しない。
(2) 準拠法
外国における侵害行為には裁判権を有しないので、国内の侵害行為に対して内国法が適用されるに過ぎない。従って、外国法を適用する場合に生ずる国内の公序に反する場合の適用除外も問題とならない。
(3) 外国判決の執行
外国における侵害行為に対する外国判決は、インドネシアで執行することはできない。
(4) 重複訴訟の措置
外国において同一特許の侵害訴訟が係属する場合の措置に関する規定は存在しない。

Ⅲ　各国部会報告と決議

① 議題 174 については、最終的には、40 部会からの報告が提出され[307]、AIPPI 本部が作成したサマリー・レポートが発行された。今回の調査対象地域からは、日本[308]、韓国、中国、フィリピン、マレーシア、インドネシア、シンガポールの報告が提出されている。これらアジア諸国の報告については、後述する。

② ワーキング・コミッティおよび全体執行委員会での討議ならびに決議：ワーキング・コミッティに 20 カ国程度が参加して議論を行い、さらに決議案ドラフトの作業が行われた。

③ その後、全体会議において、決議案ドラフトにもとづいて討議され、いくつかの詳細な点での変更の上、以下のような決議が採択された。

決議
議題 174　国境を越えた知的財産の侵害（侵害行為）に適用される裁判権及び準拠法
前文
a) ビジネスがグローバルとなった世界では、侵害をグローバルな基準で考察される必要があり、エンフォースメントはグローバルにまたは少なくとも地域全体に及ぶよう高められるべきである。
b) この目的を達するためには、侵害または侵害につながる行為（「侵害行為」）が起きた国（「被影響国」）とは違う国の裁判所で侵害の判断をすることが可能となるべきである。しかし、フォーラム・ショッピングの乱用をさけるため、選択された法廷と侵害行為間に（客観的な基準に基づく）関連が存在するべきである。
c) 所定の国の裁判所が外国の侵害行為の判断をすること、または外国判決の執行は、知的財産法ないし手続法を調整する２カ国間、多国間または局地的な国際的合意の存在により、これらの合意の当事者である国の間で、高められることができる。
d) 公序の例外は、２国間、多国間または局地的な国際的合意の存在および範囲により、これらの契約の当事者である国の間で、異なりうる。
e) 公序の例外は、関係する知的財産権の性質によっても異なりうる。
f) 国家主権の原則の結果、多くの国は、自国の裁判所もしくは権限ある機関だけが、その国に付与された知的財産権の有効性を判断し、その国に付与された知的財産権の有効性を決定する排他的裁判権を留保

[307] レポート国は次のとおり：アラブ地域グループ、豪州、アルゼンチン、ブルガリア、ブラジル、ベルギー、カナダ、中国、韓国、コロンビア、デンマーク、エジプト、エクアドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、メキシコ、マレーシア、ノルウェイ、オランダ、スペイン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、パラグアイ、シンガポール、ルーマニア、スロヴァニア、スイス、スウェーデン、チェコ、英国及び米国
[308] 議題 174 についての日本部会報告　AIPPI 平成 15 年 3 月号、48 巻 3 号 194～203 頁

することができると考えている。
g) 一部の国々は、侵害問題の管轄の問題は、有効性の論点が持ち上がるか否かによる、と考えている。この決議は、有効性の論点が侵害に関する管轄に影響するかどうかを決定することを意図するものではない。
h) 実体法の統一は重要な目標ではあるが、この決議はそれらの問題を取上げることを意図するものではない。
i) この決議は知的財産問題のみを取上げることを意図し、その範囲外の不法行為に影響することを意図するものではない。
j) この決議は、全体として考えられるべきものである。執行に関する条項は管轄権の条項と分けて考えることはできない。

決議
第1条　管轄
(1) 所定の国の裁判所は、2～5項の条件に従い、他国でおきた特定の知的財産権に関する侵害行為の判断を行うことが許されるべきである。
(2) 判決が、被影響国における公共の利益の問題に特別に影響を与えるかもしれないので、前項の原則は、すべての知的財産権に当てはまるものでは必ずしもない。
(3) その地域の管轄外でなされた侵害行為を判断する国内裁判所に与えられる可能性は、その裁判所の地域との十分に具体的な関連性を有しているべきである。
(4) かかる具体的な関連性が存在する主たる状況は、被告が裁判所の管轄地域に住居所（domicile）を有することである。
(5) 各国は、特に地域的な合意をもって、管轄の抵触についての規定をハーモナイズすべきである。
第2条　準拠法
(1) 管轄の抵触と準拠法は明白に区別されなければならない。
(2) 事件の実体に適用する法律は、可能な救済を含め、特別な状況を除き、保護が求められる場所の法律（lex loci protections）によるべきである。
(3) 手続行為は法廷地法が支配するべきである。
第3条　救済の域外的効果
(1) 判決をする裁判所が、どのような可能な救済が適用されるかを決定すべきである。
(2) しかしながら、他国での判決の執行は、適用可能な公序を考慮することを含め、その他国の法律に従うものであり、その国の裁判所の承認を要求することができる。
(3) 被影響国において生じた侵害の判断をしたのが外国の裁判所であるという単なる事実が、執行を拒否する根拠とされるべきではない。
第4条　多数国で係属されている手続の調整
一の訴因についての、かつ同一の当事者間の、実体的な訴訟が複数の管轄内に存在するとき、最初に付託された裁判所以外の裁判所は、手続きの中止を考慮すべきである。
第5条　その他
管轄および準拠法の検討を、特に知的財産権の有効性との関係において、継続するものとする。

議題174の決議
(1) 全体的評価
① 各国のレポートを検討しても、裁判例のある国は少なく、一方、各部会レポートに述べられた実務家あるいは産業界の意見は多様であったが、これらが討議される時間が少なく、ハーグ国際私法会議に比較して議論が十分に尽くされたように思えないままに、決議が採択された感がある。しかし、最終決議は、上記のとおり概括的ではあるが、1999年のハーグ国際私法会議の条約草案12条4ないし6項の思想に近いものとなった。また、脚注に引用したとおりオランダ部会の報告したブラッセル条約・ルガノ条約のアプローチおよびオランダの判決に示される考え方と、用語を含めてほとんど同一であることにも注目する必要がある。参考のためにオランダ部会のレポート

の要約を脚注に記載した。この決議は、日本部会の報告、特に産業界の意向には反するが、裁判管轄に関する FM カードリーダー事件の最高裁判所判決の多数意見には沿うものであろう。

② 決議 174 は、前述のように、前文と決議本文に分かれ、決議本文は管轄、準拠法、外国判決の、複数国での訴訟の継続、検討の継続の 5 条に分かれている。ここで注目されるのは、外国における権利の有効性を判断する問題、証拠法、複数国での訴訟係属の場合の詳細な取扱いを先送りしていることである。会議において、コンセンサスを得られる事項とコンセンサスが得られそうもない事項（有効性、証拠等）を区分して、コンセンサスを得られる部分についてのみ決議し、そうでない部分を先送りすることで、とりあえず全体の方向を示す決議を目指したものである。

③ 討議は、また、(ｱ)国内実体法と訴訟法のハーモナイゼーションを待たないで、管轄等のルールを作ることはできないとする立場（コモンロー系諸国、特に英国、米国、カナダ、オーストラリアの発言が多かった）と、(ｲ)実体法等のハーモナイゼーションとは別に訴訟システムの共通ルールを作成することで、結局は実体法等のハーモナイゼーションが促進されるとする立場（ブラッセル条約を成功例とする EU 諸国を代表とする）が大きく対立したが、討議を通じて後者の立場が支配的なまま進行した。なお、部会によっては問題の所在を十分に理解していないと思われる委員が出席して、論議のための貴重な時間が説明のために費やされる傾向もあった（ドイツ、ポーランドという欧州内の部会でさえも同様であった）。全体会議の場においても、実体法の統一ないし調和を先行させるべきという条項の挿入する案および合意管轄のハーグ条約案の枠内での決議に限るべきという案の提案があったが、いずれも否決された。

(2) 管轄

① 各部会の報告において、もっとも意見が分かれたのは、そもそも外国において行なわれた侵害についての国内裁判所の管轄権を認めるか否かである。大雑把にいうとブラッセル条約・ルガノ条約加盟の欧州諸国（英国を除く）およびスイスなどの大陸法系諸国が肯定的でありと、コモンロー系（米国・英国・カナダ・オーストラリア・シンガポール）とその影響を受けているエジプト・メキシコ・フィリピン等が否定的である。中国・ラトビアのように全く判例も法も不明という報告も多い。ブラッセル条約・ルガノ条約の加盟国の他にアルゼンチン・ブラジル・コロンビア・アルジェリアは肯定的である。前述のように、日本は、FM カードリーダー事件の最高裁判決等を詳細に報告したので、現状の分析においては肯定と分類され、国際的訴訟システムについての提言については、英国と同様に実体法・訴訟法の統一が優先するとの意見の部会として分類されている。韓国については、サマリー・レポートは肯定に分類しているが、実際の報告には、学説は賛否両論であり実例はない、としている。

② この会議では、議論の前提として、法廷地国（C 国）と２つの侵害のターゲット国（A、B）が存在する事例を想定して行われた。出席した各部会の委員から口頭で各国の裁判事例もしくは裁判所の実務の要約が行われたが、EU を除くと日本の如く最高裁判所の見解が明白な部会はほとんど存在せず、このため裁判所が否定したという部会は少数派と認識されていた。英国の委員が反対の意見は明瞭であったが、米国の委員は管轄自体については積極的な反対をしていなかった。全体会議では、決議の用語につ

いての議論が多く、本質的な発言は必ずしも活発ではなかった。

③ 以上のように、レポート段階では英国、米国、日本等のグループが反対の意向を示していたが、全体会議の場では、英国・米国・カナダ他を除いて管轄論の基本的な論点に反対を明言する部会は多くはなかった。特に米国は、インターネットを通じての侵害についての検討をすべきこと、連邦と州の管轄の関連についての憲法問題に触れるに止まった。

④ また、外国知的財産権の侵害事件を内国で審理する場合の具体的な管轄要件としては、被告住所地を基本とすることについても異論は無かったが、その際 domicile の語を使用した。この概念については議論があったが、欧州グループが確立した概念と主張して採用された。この点につき、国際私法の現状からは古典的過ぎるという疑問が提出されている。なお、当初の決議案に存在したが、最終案に含まれなかった事項として、法廷地国と侵害行為地との間の関連を要件とすること、複数の侵害関与者がある場合に主たる被告の住所地国に集中的な管轄を認めること（the spider in the web）が議論された。

(3) 複数国での訴訟継続

ドラフト段階においては、いち早く提起されたイタリアなどの侵害不存在確認訴訟を優先するために生ずる遅延（いわゆる Torpedo）を排除するために「侵害不存在確認訴訟は最初に提起された訴訟と認めない」という趣旨の条項が存在した。この条項については、被告側による最初の防衛の機会を排除すべきではないと言う意見があり、特に米国での実務（訴訟のファースト・ファイリング・ルール）に反する等の反論もあり、会議では余り議論をせずに削除された。このために、最初に訴訟が提起された裁判所を優先的し、後に提起された裁判所は中止を考慮するという部分のみが残ったが、議論が不十分であったと思われる。なお、マレーシア航空事件判決以来（東京地裁判決平成 14 年 11 月 18 日判決の鉄人 28 号事件）でも示される「当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念」という日本の裁判所の判断基準と同様な視点が議論されてしかるべきであったと思われる。具体的な管轄権のクライテリアは、被告住所地に認める国が多く（被告国籍国を加える国にはルーマニア・ハンガリー・フランスがある）、侵害が行なわれた地の裁判所はルガノ条約加盟国のほかに、オーストラリア・ハンガリー・カナダなどがあるが、Forum　Inconvenience の適用等、その国との実質的な関係を要求する国も多い。決議も、被告住所地を主とし、その他に「十分に客観的な関連がある国」を記載したが（1 条 3 項・4 項）、「内国への影響がある場合」を明記する意見は採用されなかった。

(4) 準拠法ないし適用法

① 準拠法については、手続法は法廷地法、実体法は「侵害が行なわれた国の法」ないし「保護国法」を適用するという国が殆どである。オランダ・フィンランドは、当事者が外国法を主張しないときは、裁判官が実質的に法廷地法を適用する傾向があるというが、これらの国でも理論的には「保護国法」である。外国法の主張立証責任についても裁判官の義務とするか（オランダ・スイス・ペルー・韓国・ルーマニア・ハンガリー等）、当事者が立証責任を負うか（オーストラリア・フランス・カナダ等）という相違がある。挙証責任・立証活動・推定規定については、実体法か手続法（法廷地法）かその重複適用かについて各部会意見の相違があり、決議では触れられていない。

② 議案では、侵害判断の実体準拠法は、保護国法（lex loci protectionis）と規定された(決議 2 条(2)項)。当初の案では、英文ドラフトで、the substantial law of the place of the alleged infringementとされて明白であったが、「保護国法」の用語が提案され、その意味が法廷地法か侵害地法かが不明確であると指摘され、ラテン語を付記することになった。このラテン語もベルヌ条約などで伝統的に使用されていた概念であるという根拠に過ぎない。いずれにしても、意図するところは、侵害訴訟において権利が侵害されていると主張されている知的財産権の根拠法の国である。

③ 公共の利益（決議 1 条(3)項）は、医薬品の強制実施権等を考慮しているようだが、明瞭ではない。部会報告中には、特許と著作権について別途の取扱いをするとの意見が多く、この点の考慮かもしれない。

④ 有効性の判断（無効の抗弁）については、結局、決議には含ませず、前文 f)項に多くの国が権利付与国のみが効力の問題を判断できると考えているとの認識を記載したのみで、決議内容においては将来の審理事項として残された（第 5 条(1)項）。前文 f)項のとおり、部会報告においては、有効性の判断を最終的に行う裁判所は「権利付与国の裁判所」の専属事項とする、という意見でほぼ一致しているようである。しかし、ハーグ条約案のように無効の抗弁あるいは有効性の主張が当事者間の紛争の前提事項である場合に、権利付与国ではない侵害裁判所が審理できるか否かについては、特に特許付与国で無効確認訴訟や無効審判が提起されている時、権利付与国以外の法廷地国が権利を当事者間にせよ無効とする判断をすることは、両国の裁判所による判断の不一致が問題となる。この点についての部会レポートは、例えば、韓国の部会報告は外国の知的財産権について判断をするのなら効力についても認めるべきとし、ブラジルの部会報告は対世的無効と当事者間に限る無効の主張を区別し、後者は外国の裁判所も可能とすべきであるとする。議題 174 はこの問題についても先送りとしたが、前文 g)項において、「この決議は、有効性の問題が侵害に関する管轄に影響を与えることを意図するものではない」として、無効の主張の管轄と侵害の管轄とは切り離されるべきものとの認識を記載し、具体的な調整の問題等は引き続き議論すべきものとするに止まった（決議 5 条(1)項）。なお、同議題のサマリー・レポートの起草者は、上記ブラジル部会の意見と同様に、無効の主張がなされた時は、当事者間で、法廷地で審理するとの合意が出来ない限り、権利付与国へ当該判断を付託するなどが必要であるものの手続遅延を生ずるので、仮にこのアプローチをとる時は付託についての規則も定める必要があるという立場であった。

(5) 外国判決の執行

外国の裁判所の判決については、執行国の承認を必要とするが、その承認・執行は執行国の公序（ordre public）を含め執行国の法によること、および、執行国はその判決が外国でなされたという事由のみで執行を拒否すべきではないという、国内（執行国）の知的財産権の侵害を外国の裁判所が判断できるという決議 1 条(1)項との調整を規定した。

(6) 「将来に向けた提言」について

上記決議は、AIPPI が望ましいと考える管轄・準拠法・外国判決の承認・執行の立法の方向を決議しようとしたものであるが、国境を越えた知的財産訴訟についての統一さ

れた調整システムについての提言については、前文 c)、d)や本文第 2 条(5)項で 2 国間、多国間、地域的な合意でハーモナイゼーションを進めることを勧奨しているに止まる。管轄・準拠法・承認執行などについてのハーグ条約草案型の国際的取決めを合意ベースより更に広めて侵害事件についても定めることを意図したものの、結論を出すには議論が熟していないとの判断したものである。このような調整システムの必要性については、①実体法の統一もしくは調和（ハーモナイゼーション）が先行すべきであり、少なくとも地域的な実体法の統一が必要という立場（イギリス・オーストラリア・メキシコ・エジプト・スペイン・ブルガリア・エクアドルなど）と、②管轄の抵触の解決・司法の調整が進めば実体法の統一が進むという見解（スイス・オランダ・フランス・デンマーク・韓国等）に分かれる。日本部会では、模倣品問題、インターネット問題は訴訟システムの調整が早期に必要であるが、特許では実体法の調和が先行すべきという意見を提出している。決議には採択されなかったが、部会報告の要約起草者は、「ヨーロッパ型（ブラッセル条約型）の調整が有効であることが証明されてきたので、これが AIPPI の進むべき方向である」との立場をとっていた。

(7) 決議の要約

決議 174 を要約すると、次の内容を含むものである。

① 複数国における侵害について審理する管轄を、1 つの国の裁判所が管轄をもち得ること（第 1 条(1)項）。

② 管轄の基準として、被告住所地を主とし（同(4)項）、影響を受ける国の公共の利益を考慮できること（同(2)項）、侵害行為国と法廷地国との間に「十分に具体的な関連性があること（同(3)項）。

③ 準拠法は、実体法については救済を含め保護国法であること（これは伝統的に侵害地国の法と解釈されている）。ただし、「特別な状況を除き」という表現で、法廷地の国内公序の適用を認めていること（2 条(2)項）。裁判の手続法は法廷地法であること（同(3)項）。

④ 法廷地の裁判所、侵害について適用すべき救済方法を決定すべきこと（3 条(1)項）。外国での執行は執行を求められた国の裁判所の承認を必要とし（同(2)項）、その国で適用可能な「公序」ルールを含め、執行国の法律が適用されること。外国裁判所がその国に影響する侵害の判断をしたという事由のみで、執行を拒否できないこと（同(3)項）。

⑤ 複数国の裁判所で、同一当事者間が同一の訴因の訴訟が継続している時は、最初に付託された国以外の裁判所は、手続の中止を考慮すべきであること（4 条(1)項）。

⑥ 無効の主張等を含み管轄・準拠法については、さらに AIPPI は継続して検討する（5 条(1)項）

2003 年以後の動き

AIPPI は、上記ルツェルンの決議以後、議題 174 を更に発展させる検討をしていない。WIPO からも特に要請がないようである。おそらく、ハーグ国際私法会議の条約案が合意管轄に限定されたため、知財訴訟に対する影響が小さくなったためであろう。しかし、それにもかかわらず、議決 174 を契機にして、東南アジア諸国の実務家の視点が国境を超え

る知的財産権訴訟の可能性に向くようになったことは明らかである。

４．模造品取締りの国際協力に対する提言(1)

黒瀬　雅志（協和特許法律事務所）

(1) はじめに

模倣品の取締りの問題は、知的財産権に関連する問題であるが、国内企業間あるいは先進国の企業間で争われる知的財産権紛争とはその問題の所在を異にしている。「模造品取締りの国際協力」について検討する場合には、模倣品問題の抱える特異性を考慮すべきである。

国際協力の一手段として議論されている、日米欧を中心とする先進国による国際的圧力により模倣品製造国に対し知的財産権の保護強化を迫るだけでは、模倣品問題は解決しないと考える。模倣品が製造され流通する要因、模倣品が国際的な問題となっている現状、模倣品問題を解決するための手段を分析しつつ、模造品取締りの国際協力に対する提言を行う。

(2) 模倣品が製造・流通する要因

最も基本的な検討課題である「模倣品はなぜ商品市場に現れるか」について分析する。ここで対象とする「模倣品」は、市場で消費者によく知られた商品（有名商品）の名声に只乗りする商品（主として有名商品の商標、デザインを模倣する商品）、および知的創作物を完全コピーすることにより知的財産権を窃取する商品（海賊版商品）を意味し、技術模倣は含めない。

① 消費者ニーズがある

模倣品が市場に現れる最大の理由は、それを購入する消費者がいるからである。消費者が模倣品を買わなければ、模倣品は製造されず流通しなくなる。当然のことであるが、現状ではこの視点を忘れた模倣品対策を行っている場合が多い[309]。なぜ消費者が模倣品を購入するか、以下のような理由が考えられる。

(i)　貧困のため、価格の高いホンモノを買えない。
(ii)　流行へのあこがれがあり、偽物とわかっていても安いから買う。
(iii) ホンモノの供給不足のため、偽物を買わざるを得ない。
(iv) 偽物とは知らずホンモノであると思って買った。
(v)　知的財産権に関する知識、モラルが不足し、偽物を買うことに罪の意識がない。

これらの要因が解決されれば、模倣品は減少するはずである。

② 短期に高収入を得ようという欲望がある

模倣品を製造し、販売する業者に共通することは、短期に高収益を挙げたいという欲望である。模倣品を製造する背景には、この欲望をベースに以下の要因が考えられる。

(i)　自社商品にはブランド力がない。自社商品を自社ブランド、自社デザインで販売し

309 自社商品の模倣品に注意して欲しいという宣伝広告は、消費者がその商品を敬遠する要因にもなり、企業が特定の商品について「偽物を買わないで」というキャンペーンを行うことは、実務的には難しい。

ても売れない。

(ii) 商品を企画する力がない。研究開発能力と意欲が欠如している。

(iii) 商品を安く製造する最低限の技術力と設備を有している。

(iv) 知的財産権に関する知識、モラルが不足し、偽物を製造することに罪の意識がない。

自社商品が、比較的よく売れている企業でも模倣品を製造することがある。この理由は、短期に高収益を挙げたいという欲望が、企業モラルを喪失させたことにあると思われる。

③ 抑止力の不足

模倣品の製造流通を防止するためには、これを抑止する力が必要である。抑止力としては、執行機関による知的財産権侵害者に対する処罰が厳格になされていること、消費者、製造・販売者などが高い遵法モラルを有していることなどが挙げられる。従って、以下のような場合には、抑止力が不足し、模倣品の製造流通を押さえられないことになる。

(i) 知的財産権に係わる法律の未整備により、違法行為を取締まる適切な手段がない。

(ii) 権利を執行するためのシステムが未整備、人材、予算が不足などの理由により、執行力が不足している。

(iii) 違法行為に対する罰則が軽い。

(iv) 国民の知的財産権に関する知識と、遵法モラルが欠如している。

(3) 模倣品が国際問題になっている現状

模倣品問題が、日本国内及び国際社会においてこれだけ深刻な問題になってきているのは、比較的最近のことである。なぜ模倣品が国際問題となっているのか、その現状を分析する。

① 1980 年代までの模倣品問題

特に統計的裏づけがあるわけではないが、実務的印象として、1980 年代頃までは、模倣品は、模倣品を低価格で製造する能力がある国でそれぞれ製造され、製造国の市場で販売され、また比較的近い近隣諸国に輸出されていた。模倣品として流通する商品としては、衣類、カバン、文具などの労働集約的産品、あるいはカメラ、時計、おもちゃなど、中級技術レベルの工場設備を必要とする工業製品が主なものであった。

これらの模倣品は、品質的にはホンモノと明らかに劣り、生産量も比較的小規模であったため、国際市場で強い競争力を有する物ではなく、日本企業の経営を脅かすほどではなかったと言えよう。先進国は、模倣品対策として、自国の水際措置を強化すると共に粗悪な模倣品を購入しないようにという消費者向けのキャンペーンを行った。

②1990 年以降の模倣品問題

1990 年を一つの変節点としたのは、1990 年代に入っての中国経済の急成長と模倣品問題がリンクしているからである。改革開放政策を採用して 10 年経過した 1990 年代に入り、中国の工業生産力は飛躍的に増大し、低価格、良品質の工業製品を大量に供給する「世界の工場」に変貌した。この様な急激な経済環境の変化の中、中国の企業家達は「短期に高収益を挙げる」という欲望を強く持ち、積極的な投資がなされた。この様な状況で、一部のモラルなき企業家達が模倣品の製造を行うようになった。

中国の模倣品製造に関する特徴は、模倣品を「低価格、良品質、大量」に供給できると言うことである。その様なことが可能な理由は、比較的規模の大きい、正規の工場の一角

で模倣品が作られていることによる。中国においても、家内工業的に模倣品を小規模で製造している状況はあるが、日本企業などのホンモノ商品の競争力を脅かす模倣品は、それなりの製造設備を有する、企業登記をされた正規の工場で製造されていることが多い。

良品質の模倣品が、低価格で大量に製造されるようになった大きな理由は、上記したような中国の状況があるが、さらに模倣品が国際市場に早いタイミングで現れる理由には以下のような要因も関連している。

(a) 模倣技術の発達

コンピュータシステムを用いた分析、測定技術の発達が、高度の模倣品を短期間に製造することを可能にしている。従来では極めて困難であった IC チップに組み込まれたソフトウエアのコピーも簡単になされている。また、金型技術の不用意な移転流出、高性能な印刷機が低価格で購入可能になった、模倣品製造に必要な部品、材料などの購入が容易になったなども良品質の模倣品が短期間で製造可能となった理由としてあげられよう。

(b) 流通手段の発達

インターネットの発達により、高収益が期待できる模倣品情報の収集、注文に応じた製造、模倣品の分業生産の管理などが可能になり、模倣品製造業者の分業化、模倣品販売方法の多様化などが進んでいる。

さらに輸送手段の発達により、従来に比べ模倣品を安く、早く遠方に送ることが可能になった。このことが、中国で製造された模倣品が、中東、南米などを経由して、欧州、米国の市場に流入し、かつ低価格という競争力を発揮できる要因になっている。模倣品の国際流通に対処するためには、模倣品の輸送ルートを経つという検討が必要である。

(c) 国際犯罪組織の介在

模倣品を正規ルートあるいは密輸ルートで、大量に効率よく輸送するため、模倣品取扱い業者の国際組織が形成されている。この国際組織は、取締り強化のため新たな資金源を求めている麻薬、武器販売組織との連携を深めているという報告もあり、国際犯罪組織に変質する可能性がある。

以上のような事情から、現在、模倣品問題が国際的問題となり、さらに拡大する傾向にあることが窺われる。この様な状況で一企業が単独で模倣品問題を解決することは困難であり、日本政府を通じた国際協力を必要としている。

(4) 模倣品問題の解決手段

以上の分析に基づき、まず始めに日本政府、日本企業が他国に協力を求めることなく実施可能な模倣品問題の解決手段について検討する。

① 知的財産権の取得と権利行使

模倣品問題に対処するには、まず被害を受ける企業が、自ら商標、意匠などの権利を、模倣品製造国、流通国で取得する必要がある。また権利が侵害された場合には、断固とした決意で侵害者に対し権利行使を行うことが必要である。この様な基本的対策を実施しないで、被害のみ強調することは本末転倒である。自らの利益は自ら守るというのが原則である。この場合、資金力に欠ける中小企業を資金的に支援するという政策は検討の余地が

あるであろう。知的財産権の取得を積極的に行い、権利が侵害された場合には断固として権利行使を行うという原則を企業に十分理解してもらうよう国内で模倣品対策セミナーを繰り返し開くことは効果があると考える。

② 国内法の整備と強化

日本国内で模倣品の流通を効果的に阻止するための法的措置を検討し、これを強化することは重要である。

日本国内に模倣品を持ち込ませないための水際措置の強化、模倣品業者に対しより効果的に権利執行を行えるようにするための法整備などがある。これらはすでに「知的財産推進計画」において、方針として示されている。

③ コピーを困難にする設計

模倣品の製造を困難にするための設計が検討されている。プロテクターを付けること、構造、材料の工夫、コピー困難なシールの貼り付けなど、これらは既に各社が実施していることである。

④ モラル教育、知的財産権教育

従来も消費者向けに「反模倣品」キャンペーンが実施されてきたが、さらにこれを強化すると共に、輸入業者、流通業者に対しても、教育を徹底することは効果があると考える。日本国内で模倣品が流通しないような状況になれば、日本をターゲットとした模倣品は激減するであろう。

(5) 模倣品取締りのための国際協力

上記の模倣品問題の解決手段は、主として日本国内での模倣品の流通を阻止するための手段であり、日本国自身の努力により実現可能な手段である。

しかしながら、海外市場での模倣品問題を解決するには、他国に対する協力を必要とする。上述した、模倣品問題に関する分析に基づいて検討する。

① 知的財産権による解決

海外での模倣品問題を知的財産権により解決するためには、その権利執行性を確保する必要がある。知的財産権に基づく権利執行が効果的になされるには、以下のような条件が必要である。これらについて、協力・支援することが有効である。

(a) 整備された法律

立法権は当該国にあるので、法律の押し付けは出来ないが、模倣品の取締りに役立つ法律について、経験などを基に情報提供することは出来る。例えば日本が 1950 年代に導入した「輸出貿易管理令」(1949 年)、「輸出入取引法」(1952 年)、「輸出品デザイン法」(1959 年) などの実施と効果について紹介するなども関心を集めるであろう。

また最近の法律としては、不正競争防止法第2条1項3号(デットコピーの取締り)、部分意匠制度などの紹介も模倣品防止対策として効果があることを紹介する。

WTO・TRIPS などに定められている規則を遵守していない場合には、その点を指摘することが出来るが、FTA／EPA などの交渉により自国民にのみ都合の良い法制度を他国に強引に押し付ける方法は望ましくないと考える。

(b) 実行力のある執行機関

模倣品製造国においては、法律の執行機関に十分な予算と人材が無い場合が多い。国際支援の一環として、真偽鑑定に必要な機材を提供することも可能であろう。また、模倣品の取締りを担当する機関を訪問し、具体的な取締り方法に関する情報交換あるいは意見交換をすることは、執行機関の士気を高めるのに役立ち、また政府機関内での地位の向上に役立つと思われる。

執行機関に対し最も有効な協力は、次に述べる執行担当者を含む人材の育成協力であると考える。

(c) 知的財産権の知識と経験のある人材

中国を含め、模倣品問題を抱えている国では、知的財産権に関する知識と経験のある人材が不足している。知的財産権に関する法律を効果的に実施するためには、比較的高度の知識と経験を有する人材が必要であるが、知的財産権問題が比較的新しい問題でもあるため、需要に追いついていない状況にある。

人材は、法律を執行する執行機関（行政機関、裁判所）及び代理人において不足している。執行機関における人材育成は、当該国の方針と予算の下で実施されているが、この人材育成教育に対して、比較的多くの経験を有する日本が協力することは可能である。その方法としては、既に実施されているが、担当官を日本に招いての研修、日本から担当官を派遣しての研修などがある。さらに昨年、日本ベアリング工業会が中国税関職員を相手に実施した模倣品の真偽判定に関するセミナーのような、日本の業界団体が主催する実務研修なども有効であろう。

また日本企業の代理人として働いてくれる弁護士、弁理士の教育支援も効果がある。現在発明協会が特許庁の委託を受けてアジア太平洋工業所有権研修センター（APIC）で実施している APEC 諸国からの研修生受け入れ事業、日本弁理士会が中国の関係団体と行っているセミナーなども有効である。また、日本国際貿易促進協会が毎年中国の地方で実施している「日中知的財産権実務セミナー」は、地方の実務者の知的財産権に対する意識を高め、日本の考え方を伝える上で役立っている。

模倣品を取締まる手段として、知的財産権をより有効に活用するためには、人材育成に協力することが必要であると考える。

②モラル教育への協力

国民に知的財産権の知識を普及させ、知的財産権を守るというモラル教育を行うことは、模倣品問題を解決するために重要な方策である。モラル教育は外国から押しつけられるものではないので、その協力方法は慎重に行うべきである。かつて模倣品問題を抱えていた日本の経験を伝えることは有効であろう。模倣品が市場にあふれている国は豊かにはなれないという意識を国民全体が抱くようになれば、模倣品対策として大きな効果がある。

日本でのモラル教育の現場を紹介するなど、日本の経験を伝えることをベースに、モラル教育への協力を行うべきである。日本においても、模倣品の撲滅をほぼ達成するまでには、第 2 次大戦後から約 20 数年を要したのであるから、他国においても長期的視野で考える必要があると思う。時間がかかってもモラル教育は模倣品対策として有効であり、国際協力する対象として重視すべきであろう。

③ 国際組織への対処

模倣品の国際市場への流出は、これを取り扱う国際組織が関与していることが多い。こ

の国際組織は、国際犯罪組織として拡大する傾向にあることから、状況を十分調査し、有効に対処できる体制を作る必要がある。このためには、麻薬、武器の取締りと同様、国際税関機構、国際刑事警察機構などと協力し、詳細情報の積極的な交換、犯罪組織のデータベース化などを実施出来る体制を作る必要がある。

税関での取締りが強化されることにより、通常の国際貿易手続きが阻害されないよう取締り強化と貿易手続の効率化のバランスを図ることが必要である。この問題は各国で協力し、有効な方法を検討するのが望ましい。

(6) 国際協力において留意すべき点

上記した国際協力に関しては、大部分において既に議論され、実施されているものである。模倣品対策についての国際協力を検討する場合には、上述したような模倣品問題の特異性を考慮し、実効性があるものにしなければならない。

① 模倣品製造国のホンネを考慮する。

模倣品が製造される国において、模倣品工場も雇用を創出する効果があり、失業者があふれて社会不安が生じるという事態を防ぐ効果がある。また模倣品であっても輸出されることにより外貨獲得の手段ともなる。さらには低所得者層に安価に商品を供給し、ある程度の生活水準を維持できるという効果もある。この様な理由から、模倣品製造国の模倣品取締り当局は、模倣品を取締まるか否かの基準を、知的財産権の保護という視点ではなく、自国の経済的利益を配慮するという視点で判断する。

商標権侵害品のように、自国の商品流通秩序を破壊し、国民に損害を与えるような場合には、内外人の差別なくこれを積極的に取締まるのが常である。この場合でも、その模倣品を製造する地方においては、地方の利益が優先されて、実質的な取締りを行う地方の執行機関が動かないことがあるが（地方保護主義）、国家レベルではこの様な状況は生じないと言えよう。

しかしながら、デザイン模倣に関しては公益保護の観点は低くなり、意匠権の登録が無い場合には保護しないという消極的保護の立場となる。また音楽、映画、コンピュータソフトの海賊版の製造販売行為は、低所得者層に新しい文化を享受する機会を与えるものという認識もあり、絶対悪としては捉えられていないように思われる。従ってこれらの模倣品を取締まることは、自国企業の経済活動に与える影響、自国民の被る損害などを基準として判断され、商標権侵害ほど強力に取締りがなされないことが多い。

外国企業の商品の模倣品を取締まるために取締機関を強化するという考え方はホンネとしては低く、取締機関を強化するのは自国企業の模倣品被害を取締まることが目的であることが多い。すなわち、自国企業自身の商品の模倣品が少ない国に、別言すれば模倣品による実質的な経済被害が少ない国に、模倣品取締りの強化を一方的に要請しても実効性は低いと言えよう[310]。模倣品問題を放置することによる実質的な損失が国民的に理解され、

---

310 国民の身体、健康に危害があるような食品、医薬などの模倣品、粗悪品は、外国からの圧力が無くても、当該国は厳しく取り締まっている。また消費者が品質を誤認するような商標の不正使用も、自国民の利益保護の観点から国民の支持を受けて積極的な取締りがなされるのが通常である。一方、例えばASEAN諸国は米国の貿易制裁を避けるため、時々模倣品取締りキャンペーンを大々的に実施しているが、一般的に長続きしない。また、その制裁圧力に対しては国民的な反発が生じている。

国民全体の意識として模倣品を追放する動きが出てくるよう多くの機会を利用して粘り強く交渉する必要があると考える。

② 中国へのアプローチ

中国においては既に、中国企業自身の商品が模倣され、中国企業に大きな損害を生じさせているという状況になっており、中国経済の発展のためこれを強力に取締まらなければならないという事情が存在している。また中国政府は、「自主知識産権を取得し、自社ブランドを確立する」ことを政策的に実施しており、これらを実施するために模倣品対策の強化は必須要件になっている。このため現在、副総理クラスが先頭に立って模倣品対策を強化しているのは、中国経済の発展のために必要であるからであり、外国からの圧力よるものではないと考えておくべきである。

中国の問題は、中国政府のこの様な方針にも関わらず、地方保護主義、人材不足、予算不足などの理由により、現実に模倣品が製造販売されている地方でその取締りが効果的に実行されないことにある。中国政府に対して取締り強化の協力を要請する場合には、この様な状況とホンネを考慮すべきである。すなわち、模倣品取締り強化を要求するために、中国政府に直接的な圧力をかけるのではなく、地方において取締りの実効性が上るよう協力するという姿勢の方が、効果があると考える。

その一方法として、中国の地方に工場建設など投資を行っている日本企業が、企業投資の地域選択の条件として、「知的財産権の保護を積極的に実施し､模倣品の取締りが効果的になされていること」を掲げ、これを中国政府及び地方政府に伝えることは効果があると考える[311]。日本企業の投資により、地域経済は活性化し、雇用が創出されている。この工場で製造される商品が模倣されるということは、中国企業の場合と同様、中国経済に損害を生じさせるものであり、積極的に取締りがなされるべきであると言う理由になる。この様な主張は、中国の地方において模倣品の取締りの実効性を上げる効果があると考える。

アジア諸国など海外に多くの企業が工場進出している日本は、この論理を他の国でも主張できるであろう。模倣品問題の交渉は、建前論だけではなく、模倣品製造国のホンネを考慮し、実効性のあるものとしなければならないと考える。

③ 知的財産権の限界を認識する。

一般的に言われているように知的財産権の保護強化は先進国に有利な手段であり、すべての模倣を厳格に禁じられた途上国は経済成長に対する将来的展望を抱くのが困難となるであろう。知的財産権の保護強化を要請する場合には、それにより当該国にどのような利益があるのかを明確に説明する必要がある。知的財産権の保護強化を経済制裁の手段を用いて要求することは、途上国を身構えさせるだけで、本質的な解決にはならない。模倣品対策としての知的財産権強化は、当該国がその利益を確信して、自ら実施しなければ効果は少ないと考える。

この様な理由から、日米欧が共同して、途上国に対し知的財産権の保護強化を強引に迫ることは、相手国の国民感情を悪化させ、妥協点が見つからない場合には深刻な政治問題となる可能性があると思われる。従って、日本が他の先進国と共同歩調を取る場合には、

311 中国の地方政府の幹部と面談する際、その地方が投資に有利な理由として知的財産権の保護を厳重に行っていることを挙げる例が多い。

日本と相手国との関係を慎重に考慮し、日本にとっての最良の手段を選択するよう考慮すべきである[312]。また、模倣品問題を効果的に解決する手段として、先進国と途上国との間で、知的財産権の域外適用、外国判決の承認と執行という制度を導入することは、現在は両者の法的環境に差が大きく、時期尚早と考える。

国際協力を検討するに当っては、模倣品対策として相手国に知的財産権の保護強化を一方的に求めることの効果には限界があることを認識しつつ、前述した模倣品が製造され、流通する要因を考慮して多角的なアプローチを試みるべきであると考える。

５．模倣品取締りの国際協力に対する提言(2)

石浦　英博（日本貿易振興機構）

(1) はじめに

今日、様々な分野で国際協力の有用性が論じられている。ここでは模倣品問題解決手段のひとつとして、国際協力の有用性について明らかにしたい。また、我が国企業・団体が実施する現場担当官レベルの取締り能力向上を目的とした支援と、国際連携による制度改善圧力を上手に組み合わせることが模倣対策には有効であることを提言したい。

(2) 前提

ここでの議論は以下の前提に立っている。まず、模倣対策の本質は企業・個人（権利者）による自助努力であること。原則として、自助努力を阻害する制度的な障害がある場合に限り、公的支援や国際連携など支援措置の必要が生じること。対象市場は、模倣品・海賊版の最大の製造国・輸出国とみなされている中国を想定。行動主体である企業の目標は、中国国内市場における模倣品・海賊版被害の最小化および中国からの同輸出による第三国市場での被害の最小化とする。また、これまでの日本政府・民間による広義の模倣対策（中国政府当局への取締り要請、知財に係わる技術協力等）の成果は限定的なものにとどまったと仮評価する。

(3) 制度的特徴と問題点

では、中国の制度的特徴と阻害要因はなにか。一般に、先進国、開発途上国を問わず、政府の「制度」(institutions）は3つの階層に大別できる：①ルール（法令)、②執行メカニズム、③組織と人的資源である。制度という切り口から現在の中国知的財産権を概観すると次の点が指摘できる。

① ルール

2001年12月のWTO加盟に前後して、中国では国内法の大幅な見直しが実施された。WTOの経過的検討制度（TRM）ならびにTRIPS協定の法令レビューによると、権利行使（エンフォースメント）で問題を残しつつも、中国の知財関連法制とその適用状況は概ねTRIPS協定に整合的とされる。エンフォース面の問題とともに、国内法の優先関係にも改善の余地がある。最高法規である憲法、立法機関である全国人民代表大会が制定する法律、

[312] 現在、日本は中国の模倣品問題に対し、「協力と支援」をベースに中国政府関係機関と交渉しているが、この交渉の途中において、新たに日米共同して「制裁圧力」をベースとした交渉を行った場合には、今までの日

行政府である国務院が制定する行政法規、その下の省庁レベルが制定する規則・規定と続き、これに一部並行する形で、地方政府の市・県レベル以上の人民代表大会が制定する地方性法規、地方人民政府が制定する地方規則が並存する。中央省庁の規則・規定と地方性法規の優劣関係は必ずしも明確でないとされ、このことがエンフォースメントの阻害要因でもある地方保護主義（地方が地元の利益を保護すること）の温床になっている。

② 執行メカニズム

司法は、最高人民法院（最高裁判所）を頂点に、最高、高級、中級、基層からなる４レベルの裁判所がピラミッド型を形成している。中国では、個々の判例は大きな意味を持たず、最高人民法院による法律解釈と、下級裁への解釈通達が重視される。統治体制は憲法によって共産党が指導する国家（人民民主専制）と規定されており、3権を分離独立させ、相互にチェック&バランスを行うことで人民の政治的自由を保障しようとする組織原理がない。知的財産権侵害に対する救済措置についても、例えば、商標権侵害であれば調査会社を通じて国家工商行政管理局や国家品質監督検査検疫総局による行政措置を求める事例が多いなど、ルールの適用によって法的争いの解決を図るメカニズムが全般的に弱い。

③ 組織と人的体制

知財関連の組織をみると、日本の知的財産戦略本部（本部長：小泉総理）に相当する国家保護知識産権工作組（組長：呉儀国務院副総理）をトップに、中央政府には国家知識産権局（特許、意匠）、国家工商行政管理総局（商標）、国家新聞出版総署（著作権）、海関総署（税関）、国家質量監督検験検疫総局（品質標準に関する取締り）、公安部（警察）などがそれぞれ知的財産の取締りに係わっている。地方政府にも、中央官庁の下部組織がそれぞれ省、市、県等に設置され、各地の取締り活動に従事する。実体経済では、政府が掲げる社会主義市場経済建設の旗印のもとに、公社、民間企業、組合、個人など様々な経済主体による幾種もの市場、闇市場が並存する。広大な国土に多様・多元的な市場が共存するなかで、現行の取締り体制では不純物（ニセモノ）を市場から除去するのには力不足といった見方もある。

(4) 相手の制度的特徴に適したアプローチの検討

自助努力だけでは救済が困難な市場に対応するため、日本は2002年8月に官民が一体となって「国際知的財産保護フォーラム」（IIPPF、以下フォーラム）を設立した。これは相手国の制度的障害等に対し、官が民を側面支援することで状況の改善を目指すものである。フォーラムはその活動として、2002年12月と2004年5月の過去２回に渡り、日本から訪中官民合同ミッションを派遣し、中国政府の取締まり機関に対し、知的財産関連の法令と運用の改善を申し入れた。民間が具体的事例を盛り込んだ要望書を中国側へ提出し、官が先方に対し真摯な対応を促すという構図である。これを図に示すと、図1の細かい点線部分となる。

図１　中国の知財問題解決に向けたアプローチ案

	対象国（中国）の制度・体制	

本の成果は確実に失われてしまう虞がある。

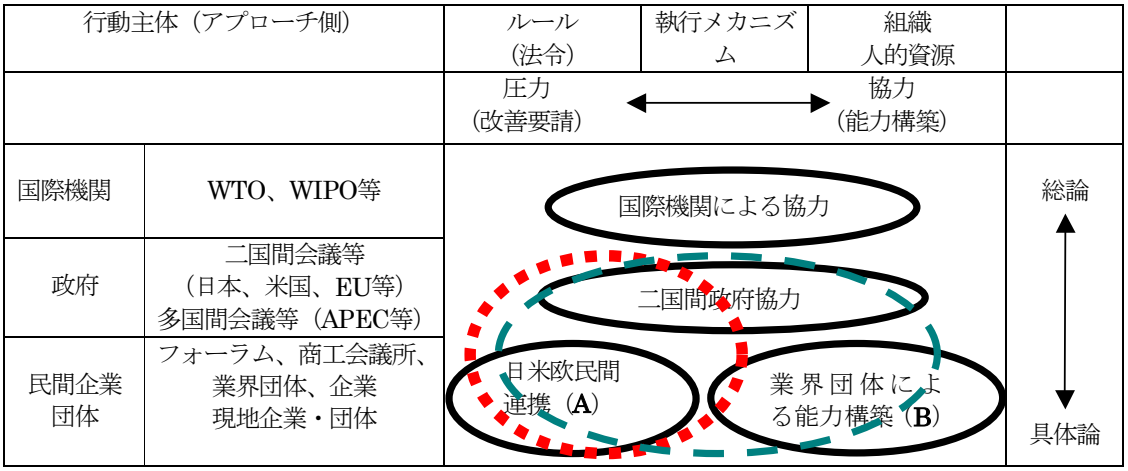

（出所：筆者作成）

フォーラムは2005年の訪中ミッションから、これまでの改善要請を中心にしたアプローチから、要請と協力（能力構築）の双方を取り込んだより包括的なアプローチ（図の大きな点線部分）へ戦術をシフトする見通しである。過去２回のミッションの成果を客観的に評価した上での変更と推測できるが、この新アプローチを採用した場合、ひとつの主体が圧力と協力の二股をかけるため、従来に比べ改善圧力が弱くなることが懸念される。

改善圧力の希薄化を補う意味から、ここで、フォーラムによる日米欧の民間協力連携による改善要求を提言したい（図A部分）。すなわち、フォーラムが国際連携を推進するメリットとして、米国、欧州の有力な商工団体と連携することで、日本が単独で中国へ圧力をかけるよりも、３極が一枚岩となることにより強いポジションを得ることが期待できる。他方、デメリットとしては、前項の反作用として、相手からフォーラムに対する風当たりが強くなることが予想される。日米欧が一体となった民間連携Aは相手には歓迎できない存在であろう。相手国政府に与える印象をトータルでプラスへ転換するためには、日本の業界団体がBに相当する協力体制を積極的に構築することが望まれる。

この相手に応じたA、B使い分けとしては、例えば、アンブレラ団体であるフォーラムに圧力団体としての役目を演じてもらい、個別企業を構成員とする業界団体は友好的な協力団体としての評価を固めるといったシナリオが描ける。中国の最高人民法院および最高人民検察院が2004年12月に公表した知的財産権事件における刑事訴追基準に関する新司法解釈についていえば、その発表の不備な部分（罰金額の決定手順、再犯者への対応、詳細ガイドラインの不在等）をフォーラムが指摘し、海外の商工団体と共同で改善圧力をかける。他方、業界団体は、地方における現場担当取締り官に対する協力として、業界団体が中国語版マニュアル等を準備して知財保護のトレーニングセミナーを開催する等支援活動に注力する、といった棲み分けが考えられる。オール・ジャパンであるフォーラムの匿名性と、技術など蓄積の厚い個別業界団体の具体的な研修指導を適切に組み合わせて行くことが、多面的・多元的な模倣対策を採るうえで必要なのではないだろうか。

(5) むすび

日本の企業・団体が模倣対策のために今後どのような活動方針を取るのか現時点では定かではない。が、制度的障害の打破という目標に向かって、圧力と協力という２つの交渉

カードを最大限有効に機能させるためには、欧米との国際連携を圧力カードのひとつとして利用することは一考に価すると考える。

６．準拠法と裁判管轄･承認･執行のセット条約の提言
－模倣品取締りの国際協力に対する提言（企業委員から見て）－

高橋 義暁（沖電気工業株式会社）

(1) はじめに
(1)-1 要約

模倣品対策が日本の産業の国際競争力を回復・強化する様に機能するためには、模倣品の製造・流通に対するエンフォースメントの普遍的な実効性の確保が重要である。そのための中長期的課題として、特許権、著作権等の知的財産権を個々にセグメント化し、セグメント毎に当該セグメントを射程とする準拠法決定ルール（即、適用法を有する国を定めるルール）と裁判管轄・承認・執行ルールとを、セットで定める条約の法的制度設計を提言する。これにより、条約の採択・批准を阻害する各国間の利害対立を激減させ、古典的社会とインターネット社会の両方に普遍的に妥当する法的ルールを、構築することが可能になると考えられる。

(1)-2 提言の背景

① 日本の経済環境の現状

模倣品対策としての取締りは、日本の産業の国際競争力回復・強化戦略の一環である。経済発展のための自国産業の国際競争力強化政策は、経済発展の段階により異なる。日本にも、戦後暫くの経済発展途上の間は模倣品を製造し、「（欧米先進企業に）追いつけ・追い越せ」という号令の下でがんばった企業が存在した様だ。しかし、経済発展と共にその様な企業の産業技術力も向上し、円が変動相場制に移行するころには、模倣品ではなく独自技術による真正品で勝負出来る様になっていたので、度重なる円高をも克服することが出来た。ところが最近は、実質的に固定相場制の中国等が製造する模倣品により、日本の産業の国際競争力が相対的に低下し、産業の空洞化を伴って、日本経済の成長・発展が潜在的な経済成長力未満に抑制されている。

② 米国の中国に対する経済政策

米国が中国に対して要求している中国元の切上げや変動相場制への移行は、模倣品対策としても有効である。日米欧を含む国際社会が、仮に中国を変動相場制に移行させることに成功すれば、模倣品製造のインセンティブを激減させるので、抜本的な模倣品対策になると考えられ、中国の模倣品は日本並に激減すると考えられる。この様な経済合理性に基づくインセンティブを利用した「太陽政策」は、普遍的に有効なので、知的財産権法の執行による一罰百戒的でもぐら叩き的な「北風政策」よりも、抜本的である。

一方、中国人民銀行は、実質的な元の固定相場制を維持するために、ドル買いの為替介入を継続し、最近のドル離れでユーロや円に換金しているので、最近の円はドル以上に元に対して円高傾向になっている。従って、中国の当該政策は結果的に、中国における日本製品の模倣品の製造を助長する結果となっている。更に中国は、もぐら叩き的な刑事罰を

伴う知的財産権法の執行を強化し、模倣品対策の実績をアピールして、普遍的な模倣品対策や元切上げの外圧を、当該プロパガンダでかわしている。しかしこれは、当面の中国経済発展の為には有益であり中国の国益なので、近い将来、中国元の小幅切上げは有り得ても、米国の外圧で中国が俄かに変動相場制に移行するということは、グローバル経済の混乱回避のために WTO 制裁でも発動されない限り、当面無いと考えられる。

中国が自発的に変動相場制に移行する時期は、例えば中国政府が失業率の低下を伴う制御困難なインフレの発生リスクを認識し、更に中国政府自身が当該リスク回避の政策手段として、中国元の変動相場制への移行を選択したときが考えられる。しかし、日本が変動相場制へ移行した当時の状況とは異なり、現在では中央銀行がインフレを制御するための金融政策の技術が発達し、当該選択肢も増えているので、中国政府によるこの選択は、当面無いと考えられる。中国がインフレ対策として変動相場制を選択する可能性よりも、グローバルな原料インフレと製品デフレで企業収益が悪化し、世界的な景気低迷等で中国の過剰な供給余力が顕在化し、中国への投資バブル崩壊で中国経済も崩壊するというリスクを中国政府が認識したときに、中国が変動相場制へ移行する可能性の方が、むしろ高いかも知れない。或いは、過剰供給余力を自動的に抑制することにより、投資バブル崩壊の衝撃を適切に緩和するためには、中国元の変動相場制への移行が必要であり、それが中長期的には中国の国益になることを中国政府自身が理解したときに、中国が変動相場制へ移行するのかも知れない。

そして何れにしても、その頃の中国企業は、模倣品ではなく独自技術による真正品で勝負出来る様になっている可能性が高い。尚、模倣品の製造を必要としないレベルまで技術力を高めた中国企業に対する模倣品対策は、日本の産業の国際競争力強化に与える影響が少ないので、特定業種の特殊な場合を除き、余り意味が無い。

この様な背景のもとで、日本の産業の国際競争力回復・強化戦略の一環である模倣品対策が、日本の国益となる様に機能するためには、模倣品の製造・流通に対するエンフォースメントの普遍的な実効性の確保が重要である。

③ 自由市場経済下での事業の継続的成功要因

事業のビジネスモデルの設計で重要なのは、事業を継続的に成功させる仕組の存在である。そしてその根幹は、各国法制度のエンフォースメントの実効性である。事業の継続的成功のためには、国の法制度が、当該事業の致命的リスクを回避出来ると共に、発生するリスクの上限が明確に分析出来て、且つ当該上限が事業収益と比較して、事業の成功のために合理的であることが肝要である。企業が行う自由市場経済下での事業の継続的成功要因の定量的分析は、当該事業を行う国を選別することになる。その結果、経済発展のための各国法制度の競争が発生する。そしてこの競争に勝った国は経済が発展し、豊かな国になると考えられる。

例えば、公正な法的執行の当事者能力に欠ける国、即ち法治国家とはいえない様な国の刑事罰や損害賠償請求の発生リスクは、事業の継続的成功にとっての致命的リスクとなり得る。そして、当該エンフォースメントが国境を隔てることで執行出来ないという日本の現実は、逆説的な言い方をすれば、当該事業を行う国を選択するという観点からは、不公正で不条理な当該リスクを確実に回避出来る法制度として、優れているともいえる訳である。この様な観点からの法制度の国家間の競争を勘案しつつ、グローバルな自由市場経済

の発展のために望ましい法的制度設計の在るべき姿を、検討する必要が有ると考えられる。

④ 中国に於ける真の法治国家の実現

中国は現在でも、実質的には法治国家というよりは人治国家である。形式的に法令が整備されても、それを運用する行政、司法、地方自治等が、必ずしも法令を遵守している訳ではないからである。又、法令自体の朝令暮改も珍しくはない様である。しかし、エンフォースメントの普遍的実効性を確保するためには、先ずは真の法治国家の実現が必須であり、外圧により、賄賂を前提とした人治国家システムを改革させるべきである。そして、これも一罰百戒的なプロパガンダに惑わされてはならない。例えば官僚の給与体系の見直しと経済的な信賞必罰の徹底により、経済合理性に基づく法治実践のインセンティブを利用した「太陽政策」の方が、刑事罰による一罰百戒方式よりも、普遍的に有効だと考えられる。

⑤ 刑事罰強化指向の弊害

日本は法治国家であり先進国でもあるため、公正な刑事の執行能力は、相対的には高いといえる。しかし最近の日本の刑事罰強化を指向した法改正の中には、日本における公正な執行の当事者能力を前提とした日本であるが故に成立つ刑事罰関連の法制度が散見される様になってきた。この様な傾向は、実質法をグローバルにハーモナイズするという観点からは、好ましくないといえる。刑事罰の法的制度設計もグローバルにエンフォースメントの実効性が確保出来る様にし、後進国を含む各国の模範となる様に配慮すべきだと考えられる。更にこの点に関連し、米国が台湾議会に対するロビー活動で、台湾による不条理な執行が懸念される既存刑事罰を、2003 年の法改正で撤廃させたこと[313]は、特筆に値する。米国は経済犯罪の場合には、それが国家の存亡に拘る様な重大な場合を除いては、刑事罰ではなく高額の損害賠償等の損益（即、お金）によって、経済合理性に基づくインセンティブの観点から、対応・解決することを指向している様だ。

⑥ 消費者信頼（消費者保護）の確保の在り方

古典的には消費者は無知の弱者であるという前提（仮定）で、公序、公衆の安全、社会の公正という大義名分のもと、法的に手厚く保護されてきた。 しかし、情報通信ネットワーク技術の進展に伴うこれまで想定されなかった新しい環境下の消費者に対する過保護の行過ぎは、適切なバランスで是正される必要が有ると考えられる。さもないと、事業者のビジネスモデルのリスク上限も、事業の継続的成功も無くなり、IT 事業の創出・振興の阻害要因になると考えられる。

例えば、海外旅行の場合は消費者であっても、原則として訪問国の法的ルールに従うのが当然である。消費者が情報ネットワークに参加して電子商取引を行う場合にも、この考え方を援用出来る場合がかなり有ると考えられる。消費者がリスクの有無や大小を選択して、入手困難なものを入手しようとしたり、或いは相対的に安く入手したりする等の相応のリターンを獲得しようとした場合には、消費者が相応の当該リスクを負担する義務が有るといっても過言ではないだろう。原則として、消費者に選択の余地が有る場合には、当該選択をした消費者は、当該選択に対する応分の責任の負担を求められる可能性が有ると

[313] 台湾の知的財産権の刑事罰は、2003 年 7 月に法改正された。 台湾ではこの法改正により、例えば特許侵害の懲役刑が無くなった。 台湾で当該議論が始まったのは、1994 年頃からなので、米国は 1994 年頃から、

考える方が合理的である。特に事業者が消費者に対し当該リスクを認識させる措置を講じたり、適切なディスクレーマを行ったりした場合は、消費者も当該選択に対する応分の責任を負うのが、当然だと考えられる。無知な消費者に対し、それは酷だという考え方も有るかも知れない。しかし無知という問題に対しては、過渡期をどうするかという課題は有るが、究極的には適切な教育・啓蒙等で、或いはその他の方法で周知し、知らしめることで解決すべきだと考えられる。

⑦ 越境電子商取引及び越境不法行為

グローバルな情報ネットワークでの電子商取引等を振興するためには越境、即ち国境を跨ぐ電子商取引を前提として、法的制度設計を検討する必要が有る。しかしクロスボーダー問題、即ち越境紛争に対する現行の裁判管轄・承認執行ルールや準拠法決定ルールは、上述の様に不条理な執行リスクを回避出来る反面、公正な権利執行を阻害している場合も有る様だ。越境不法行為の執行についても同様である。法治国家でない国は論外だが、少なくとも法治国家間では、適切な条約により不条理な当該執行を回避し、公正な当該執行を実現出来る様な法制度を確立すべきだと考えられる。しかし、ヘーグ条約案[314]のアプローチは、先進各国の事業者に上記の様な致命的リスクを生じせしめ、各国の利害が対立し、１０年経過しても条約を採択出来ず、条約のカバー範囲を如何に縮小するかの議論をしていて、最早上記課題のソリューションとはなり得ないと考えられる。

(2) ヘーグ・アプローチの致命的問題点

ヘーグ・アプローチで各国の利害が致命的に対立する理由の根源は、ヘーグ条約案の適用範囲のセグメント化が不充分であるにも拘らず、準拠法決定ルールとは無関係に、裁判管轄・承認執行ルールを定めようとしていることにあると考えられる。例えば、属地主義的性格の強い知的財産権に対し、準拠法決定ルール無しに、裁判管轄・承認執行ルールを定めるのは、そもそも無理だと考えられる。

裁判所の専属的選択合意に対し、準拠法決定ルールを伴わずに越境執行力を付与するヘーグ条約案は、裁判結果予測の困難化による不当な契約締結リスクを顕在化させ、リスク限界を定量的には予測不能とし、結果として取引の合意成立を阻害するという悪影響が有ると考えられる。悪影響の具体例を、知的財産権の種類毎に以下に示す。一方、インターネットのクロスボーダー問題の解決には、国際裁判管轄と準拠法をセットで規定した新条約（別途の条約）が必要であり、ヘーグ条約案では解決出来ないと考えられる。

(2)-1 登録を要する知的財産権

当該ロビー活動を行っていたと考えられる。

314 本章のヘーグ条約案というのは全て、2004 年 4 月に開催されたヘーグ国際私法会議特別委員会で改訂草案として採択された『専属的管轄合意に関する条約草案』（仮約）のことである。当該改訂草案に関する報告書（ドラフト・レポート）は、2004 年 12 月に、Preliminary Document No26 として作成された。ヘーグ条約案は、例えば知的財産権について、前提問題に関しては、特許権の「侵害」は勿論、著作権、著作隣接権については、「有効性」も「侵害」も全てが、条約適用対象となっている。そして特許権の場合には、自国内の対世効を有する判断（対世効を有すべき手続が係属中の場合を含む）と抵触する外国判決（合意管轄裁判所の判断）の承認執行を拒める、又は停止できるが、当該手続が係属中ではない場合の当該提訴後の無効審判請求は効かない。この様なルールは、日本企業に不条理な致命的リスクを生ぜしめる可能性が高いと考えられる。

登録を要する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権等）は、属地主義に基づいて、各国が国益を優先した経済政策等の自国の政策に基づき、各国毎に法定した権利である。従って、条約が定める範囲以外の有効性、侵害等の判断ルールは、各国区々である。更に、新技術に対しては、同じ国の州毎に異なるのは勿論、同じ州の中でも判例が左右に振れて、法的ルールが安定するには、新技術が登場してから 10 年以上掛る場合も有る。しかし、係争の発生は、法的ルールの安定を待ってはくれない。

従って、この様な権利の有効性・侵害の判断は、当該国の裁判所が行わないと、その時点での公正な判決に成り得ない。裁判所での公正な判断が期待出来ない取引は、契約締結リスクが高いと考えられるし、リスク限界の定量的予測も出来ない。経済合理性に基づき事業活動を行う企業としては、この様な契約の締結を躊躇せざるを得ないと考えられる。この様に、契約締結リスクを（リスク発生確率の増大等により）顕在化させ、契約締結を困難にするという無視出来ない影響が有るヘーグ条約案の採択には、慎重に対応する必要が有ると考える。

管轄合意に対し、準拠法決定ルールを伴わずに越境執行力を付与する本条約は、裁判結果予測の困難化による不当な契約締結リスクを顕在化させ、リスク限界を定量的には予測不能とし、結果として取引の合意成立を阻害するという悪影響が有ると考えられる。

⑵-2 登録を要しない知的財産権

登録を要しない知的財産権（著作権、トレードシークレット等）も登録を要する知的財産権と同様に、条約が定める範囲以外の有効性（トレードシークレットの場合はトレードシークレットだと認定する要件)、侵害（トレードシークレットの場合は違法行為類型か否かの判断）の判断ルールは、各国区々である。例えば著作権については、支分権たる翻案権の及ぶ範囲が、二次的著作物の範囲と共に各国区々である。 更に、登録を要しない権利の法的ルールが安定するためには、新技術が登場してから 10 年以上掛る場合が有る点についても、上記の登録を要する権利の場合と同じである。

従って、登録を要しない知的財産権についても、登録を要する知的財産権の場合と同様に、裁判所の専属的選択合意に対し、準拠法決定ルールを伴わずに、実質的には準拠法を無視して越境執行力を付与するヘーグ条約案は、裁判結果予測の困難化による不当な契約締結リスクを顕在化させ、リスク限界を定量的には予測不能とし、結果として取引の合意成立を阻害するという悪影響が有ると考えられる。

⑵-3 著作権侵害における法的ルールの在るべき姿

ここでは著作権のライセンス契約が関連する場合を具体例として、裁判管轄・承認・執行に関する法的ルールの在るべき姿を提示する。ライセンス契約の客体たる著作物の契約違反は、当該契約で規定された専属管轄裁判所で判断されるべきである。しかし、当該著作物の著作権侵害は本来、属地主義に基づいて、侵害行為地国（当該著作物の著作権が侵害されたと主張する当該行為が行われた国）の法令に準拠し、当該行為地国の裁判所で判断されるべきだと考えられる。然も無いと、属地主義並びにベルヌ条約及び WIPO 著作権条約に基づく著作権の国際的な法秩序の慣行が混乱し、著作物における著作権の侵害行

為の範囲が不安定になり、各国著作権の及ぶ範囲が不安定化して、法的予見可能性が失われ、困ることになると考えられる。ライセンス契約に準拠法規定が有っても、通常のワーディングでは、当該ライセンス契約の規定条項を解釈するための準拠法として規定されており、当該規定には当該著作物における著作権の侵害の有無を判断するための準拠法を変える効力は無いと考えられる。一方、ライセンス契約に専属管轄裁判所を定める規定が有る場合には、当該規定のワーディングによっては、行為地国たる当該著作物の侵害を判断すべき準拠法の国とは異なる国の裁判所を、専属管轄裁判所とする旨が規定されていると文理解釈できる場合が有り得る。この場合には上記理由で、行為地国の裁判所の侵害判断を、当該専属管轄裁判所の判断より優先する必要が有ると考えられる。

そして、同一争点での複数国での同時並行訴訟は、当事者の訴訟コストを倍増させ、乱訴を誘発する弊害が有るので、当該専属管轄裁判所は、訴訟当事者双方が共に行為地国の侵害判断は不要と主張しない限り、行為地国の裁判所の侵害判断が出るまで、当該訴訟を停止するのが合理的だと考えられる。

(3) 裁判管轄・国際私法の研究方向の在るべき姿

ここでは裁判管轄・国際私法の研究方向の在るべき姿を提言すると共に、外国判決の相互承認・執行の在るべき姿を、具体的ルール案を提示することにより提案する。ここで提示するルール案は、荒削りで未完成なものだが、当該ルール案を骨格として法的制度設計を行うことの実現可能性を示すには充分なものだと考え、検討状況・要件等を含めて、ご批判覚悟で敢えて示すこととした。

(3)-1 裁判管轄・国際私法の研究方向の在るべき姿の提言

特許権、著作権等の知的財産権や、サイバー犯罪条約が射程とする様なサイバー不法行為は、それらを個々にセグメント化し、セグメント毎の準拠法と裁判管轄・承認・執行ルールを定めるセット条約を、法的に適切に制度設計すれば、利害対立を回避し先進国間で合意出来る様な条約を作れるのではないかと考えられる。その場合の法的制度設計の根幹は、次の実質法の統一、準拠法決定ルールの統一、及び裁判管轄・承認・執行ルールの統一である。

① 実質法の統一

当該セグメントに於ける実質法を（ある程度の範囲で）統一するための条約が必要である。例えば、著作権の場合のベルヌ条約、WIPO 著作権条約等が、これに該当する。勿論、当該条約加盟国間でも著作権制度の詳細は異なるが、当該条約の範囲での統一は、最低限必要だと考えられる。一方、不法行為の中の特定セグメントを対象としていると看做すことも出来るサイバー犯罪条約は、加盟国が少ないので、これを前提として当該セグメントの実質法が統一されたというのは、早計に過ぎるかも知れない。更なる検討の余地が有りそうである。

② 準拠法決定ルールの統一

例えば、デジタル・コンテンツの送受信の様な著作権の越境事件の場合、上記著作権制度の詳細の相違が、著作権侵害の有無、言換えれば、両国当事者の有利・不利を決めてしまう様な場合が有る。この様な場合には、準拠法決定ルールの条約での統一が、公正な権利行使のために必要になると考えられる。ソフトウエア特許等の場合にも、著作権の様な

越境問題が起こり得ると考えられる。サイバー不法行為についても同様である。

③ 裁判管轄・承認・執行ルールの統一

裁判管轄・承認・執行ルールについては、ヘーグ条約案の様なルール以外に、上記②で決定された準拠法に基づき、裁判管轄・承認・執行を決めるというルールを検討する必要が有る。知的財産権の様に実質法が属地主義の場合には、公正な裁判を実施するためにも、この様なルールの方が良く、当該ルールにより不条理な致命的リスクを回避出来ると考えられる。そして結果的に各国間の利害対立を回避し、条約締結の合意が得易くなると考えられる。

(3)-2 準拠法と裁判管轄･承認・執行のセット条約のルール提案

ここでは、当該セグメントの実質法を統一する条約の存在を前提とした上で、準拠法決定ルールと裁判管轄・承認・執行ルールとをセットにした条約こそが、外国判決の相互承認・執行ルールの在るべき姿であることを示す。著作権、サイバー不法行為、及び営業秘密という具体的セグメント例毎に、具体的ルール案を示し、或いはルール案の検討要件となる論点を示すことで実質的なルール案の実現可能性を暗示し、それにより上記提言の正当性を示す。

① 著作権に関するルール提案

著作権に関しインターネット利用を通じて生じるクロスボーダー問題を解決するには、インターネット等の送信行為の場合に生じる問題についての準拠法決定ルールと、裁判管轄・承認・執行ルールとを、セットにして規定することが有効だと考えられる。具体的には、著作権というセグメントについては、次の【１】の準拠法決定ルールと【２】の裁判管轄ルールをセットにして規定することが考えられる。

【1】インターネット等の送信行為については、発信国の著作権法を適用する。但し、発信国が WIPO 著作権条約に加盟していない場合は、受信国の著作権法を適用する。

【2】著作権の裁判管轄については、有効性、侵害とも、侵害権利所在国（原告が侵害されていると主張する行為の適用法を有する国)、普通裁判籍、応訴・事後合意管轄とする。但し、「域外適用法」[315]は、当該適用法を有することにはならない。

当該ルールにより、実質的に WIPO 著作権条約に加盟していない受信国が、被告の意に反して管轄出来るのは、送信国も WIPO 著作権条約に加盟していない場合だけになる。この様なセット条約が実現すれば、WIPO 著作権条約への加盟が促進され、各国の著作権法のハーモナイズも自動的に促進されると考えられる。

② サイバー不法行為に関するルール提案

不法行為に関しインターネット等のクロスボーダー問題を解決するには、インターネット等の送信行為の場合に生じる問題（例：名誉毀損、プロバイダー免責問題等）についての準拠法決定ルールと、裁判管轄ルールとを、セットにして規定するのが有効だと考えられる。例えば、次の様な規定が考えられる。

315 「域外適用法」の定義が必要だと考えられる。

【1】インターネット等の送信行為については、「発信国」[316]の不法行為法を適用する。但し、発信国がサイバー不法行為条約[317]に加盟していない場合は、受信国の不法行為法を適用する。

【2】不法行為については、違法行為（原告の損害が発生したと主張する行為）の適用法を有する国、普通裁判籍、応訴・事後合意管轄とする。但し、「域外適用法」[318]は、当該適用法を有することにはならない。

③ 営業秘密に関するルールの検討状況

営業秘密の侵害行為は、他人の営業秘密の不正入手、漏洩、流用といった行為がより一般の不法行為に近いため、不法行為と同じ管轄ルールを適用すべきではないかとの意見もあろうかと考えられる。しかしながら、営業秘密に関する各国の保護ルールが必ずしもハーモナイズされていないこと、特に営業秘密を善意取得した者（他人の営業秘密であることを知らずに第三者から情報を入手し、その使用のために投資をした者）と営業秘密の保護の関係が重要な問題であること、更には営業秘密の漏洩は有体物の窃盗とは異なり、漏洩により必ずしも営業秘密の原保有者が、それを使えなくなるという訳ではない点等も併せて勘案する必要が有ると考えられる。従って、営業秘密に関しても、著作権に対する上記の考え方を参考とした検討に基づくセグメント化が必要だろうと考えられる。更に、営業秘密の準拠法決定ルールについては、上記の営業秘密固有の属性を考慮した特別の配慮が必要だろうと考えられる。

(4) 実質法統一の重要性

上記提言を実現するためには、当該セグメントに於ける実質法を統一するための条約の存在が必須である。従って、上記では既にベルヌ条約及びWIPO著作権条約という日本が批准済の当該条約が存在する著作権というセグメントを射程とする場合を中心として、準拠法決定ルール及び外国判決の相互承認・執行ルールの在るべき姿を、具体的ルール案として提示した。尚、実質法を統一するための適切な条約が存在しないトレードシークレットやサイバー不法行為に関しては、先ずは実質法を統一するための条約の制度設計を検討する必要が有ると考えられる。特に各国の歴史・慣習・宗教等の違いが、公正な行為か否かの範疇の違いを生じ､公正な行為か否かの普遍的な峻別を困難にしている点については、特に中進国、後進国に対する当該教育・啓蒙の推進により、当該条約の採択環境を整備することが重要なのかも知れない。

(5) おわりに

---

316 「発信国」についても、物理的不法行為の行為地・損害発生地との関係で、発信指令入力操作地、行為主体の範囲等を含め、定義又は規定が必要だろう。

317 サイバー不法行為条約というのは、当該不法行為に関する当該法的ルールを作成するために新たに作成することが必要な当該不法行為の実質法を統一するための条約の仮称である。サイバー不法行為条約は、情報ネットワークに関する不法行為の実体法及びディスクレーマの有効範囲並びに最低限の訴訟手続ルールを規定する条約であり、法的制度設計の具体的内容については、今後検討する必要が有ると考えられる。 又、その前提として、情報ネットワークに関する不法行為の行為類型の網羅・整理も必要である。その際、サイバー犯罪条約を参考に出来るかも知れない。しかしサイバー犯罪条約は、加盟国が少ない。これをそのまま実質法統一に利用するには、課題が多過ぎるのかも知れない。

318 この場合も「域外適用法」の定義が必要だと考えられる。

実質法が条約等である程度統一されたセグメントについて、上記の準拠法決定ルール及び外国判決の相互承認・執行ルールの在るべき姿を、法的制度設計を実施して条約として実現することは、各国間の利害の対立が少ないので、比較的容易なのではないかと考えられる。

知的財産権等の場合の準拠法決定ルール及び裁判管轄・承認・執行ルールの基本原則は、従来の慣行通り属地主義を尊重することであり、越境問題が発生しない古典的社会は、正にこの基本原則通りで良いと考えられる。そして、適切なセグメント化及び準拠法決定ルールと裁判管轄・承認・執行ルールとをセットで定める条約の法的制度設計は、この基本原則を、各国間の利害対立を回避して実現するソリューションになると考えられる。

一方、インターネット社会の様なグローバルな情報ネットワーク分野では、特に著作権、ソフトウエア特許、ビジネス特許等について、その属性から生じる本来在るべき姿が、必ずしもこの基本原則通りという訳ではないと考えられる。従って、これらの取扱いについては、当該セグメント毎に適切なルールを、慎重に検討する必要が有る。そして、適切なセグメント化を行い、更に準拠法決定ルールと裁判管轄・承認・執行ルールとをセットにして、法的ルールを構築・設計することにより、古典的社会とインターネット社会の両方に普遍的に妥当する法的ルールを、構築することが可能になると考えられる。

当該ソリューション実現のためには、適切なセグメント化及び準拠法決定ルールを含む適切な法的制度設計が肝要だと考えられるので、本稿を切掛けとして、この分野でのアカデミックな議論が進展することを期待したい。

７．模倣品取締りの国際的協力について

掘江 洋（日産自動車株式会社）

(1) はじめに

自動車関連の製品に関しても、模倣品の市場での流通は大きな問題となっており、各自動車メーカーは頭を悩ませている。

とりわけ、中国、台湾、韓国、中東諸国等においては、その存在は無視できないどころか、その模倣の手段自体もより巧妙になってきているのが実情である。さらには、それらの国で生産されたものが、第３国へ輸出されている事態も確認されており、問題を一層複雑なものとしている。各自動車メーカーはそれらに対して、種種の対抗手段を講じてきているわけであるが、現実問題としてはなかなか思うような効果が得られないばかりか、その効果をどのような指標で測ったら、あるいは確認したらいいのかさえも分からない状況のなかで、暗中模索の対応を迫られているのが現実である。

今回は、自動車業界での模倣品被害、及び、それに対する対策の実情を紹介させていただくとともに、それに基づいた、法的措置への企業側からの要望事項等をあわせて紹介させていただくのものである。

(2) 模倣品の状況

① 模倣にかかる製品の変遷

自動車各メーカーが模倣品の被害を甚大なものと認識するようになり、組織的に具体的

な対策を取り出したのは、ここ 10 数年程である。もちろんそれ以前も、ケース毎に個別の対応は行っていたが、そのほとんどは、現地の販売店から「似たような商標が付された部品が発見されたので何とかしてほしい。」との通報に応じて個別対応をとっていたというのが実情である。

当時の模倣品はオイルフィルタ、エアフィルタという類のもののみで、自動車の部品の中でも小物で、簡単な構造で、また、容易に製造できるもののみであった。製造現場を押さえてみると一般家庭の地下室で親子 3 人が手作業で部品を作っていて、その本人たちは何の部品を作っているのか知らないような状況でさえあった。想像するに、一握りのいわゆる元締め的な人（または組織）のオーダーの下で、わけのわからないままに生産を行っていたものと思われる。しかしながら、この元締めを追求しようとしたがなかなかそこまで追求しきれなかったのもまた事実である。

これらは製品品質もさることながら、パッケージの標記及び、それに付された商標もきわめて稚拙なコピーで、その部品を取り扱っているものなら一目見ただけで偽物と分かるようなものであった。

それが、時間の経過とともに、製品自体も外面的にはかなりの出来栄えを呈するようになり、パッケージ自体も専門家が見ても判別できず、特定の見分け方（真贋鑑定手法）を用いなけば、偽物と断定できないようなレベルにまで、コピー技術が発展するに至ってきた。さらには、このような部品の模倣品のみにとどまることなく、模倣の対象が大型化・巧妙化（バンパー、フェンダー、ヘッドランプ）してくるようになり、生産形態も明らかに組織化した相当規模の工場で作られていると考えざるを得ないような実情となってきた。2 輪車ではそのままのコピーが出始めるようになり、そうこうするうちに、4 輪車両についての模倣品も出現するにいたってきた。

このような、模倣車両は当初、商標自体もかなり似せた物（場合によっては完全に同一の商標）を付していたが、次第に技術力が進歩するにつれて、独自のブランドを付して、類似した(ものによっては完全同一)外観形状の車両が生産されるにいたっている。

② 企業側の対応

このような模倣品に対し、当初は、各企業が個別にそれぞれの政府機関に現地の弁護士等を介して、取締りを行っていた。しかしながら、その数も年を追うごとに増加してきて、各企業は効率化を模索するようになってきた。併せて、市場で発見される模倣品も単発的に特定の一社の模倣品が発見されるのではなく、相当数にのぼる模倣品が同時に発見されその内訳は、複数の企業の模倣品が混在しているという状況である。

そこで、自動車メーカー各社は相互に模倣品に関する情報を交換するようになり、必要に応じ共同でレイド等の対策を行うようになってきた。

一方において、この種の模倣品の製造情報等を提供する調査会社の規模・数もそれなりのものとなってきており、かなり正確な情報が入ってくるようになってきた。企業との連携も強化されてきつつあり、調査会社をも巻き込んだ取締り戦略が策定されるようになってきた。

(3) 問題点

① 部品についての模倣品対策

模倣品についての模倣形態が変遷しつつあることを説明してきたが、部品の模倣品のレイド件数自体はここ数年で見ると減っていないどころか、むしろ増加傾向にある。模倣品といえどもその模倣品質は、より精巧さを増しており、また同時に、数自体も増えてきているのが実情である。

このような中で、企業は属地主義の原則に基づき、模倣品が発見された各国毎に対応を取ってきた。しかしながら、一つの例として、中東での模倣品を調査した時にその製品が中東以外の国で生産され、それが中東へ輸出されたようだとの情報がはいったことがあった。すなわち、生産国と販売国とが別であるという事態が発生したのである。

さらに悪いことに、中東での商標権取得に際しての指定商品の指定（商品の記載方法）が、日本とは多少ずれていて、当該模倣品に関して、商標権に基づく直接的な模倣品排除手続きが、中東地域で行うことができないという状況もあった（一部の企業は有効な商標権を取得していたが)。

結局、このケースの場合には、現地（中東）で発見された模倣品の個数の多寡に応じて、現地での対応を行った企業とそのまま放置した企業とに分かれたが、生産国（非公式な情報ではあるものの中国で生産された物のようであった）での対応、はたまた、日本法での対応が可能なのであればすべての企業が対応を行ったのではないかとも思われる。

② 車両自体についての模倣品対策

近年にあっては、2 輪車にとどまらず 4 輪車についての模倣品が出現してきたことは上述の通りである。

これまで、4 輪車についての模倣品に関しては、生産にかかる設備投資も相当のものがあり、そう簡単には作れないであろうとの前提があったため、知的財産（とりわけ意匠権）という面での権利取得には、それほど神経を使ってこなかったのが実情である。

しかしながら、現実問題としては独自ブランドで堂々と類似車両の生産が行われるに至っており、それに対して、適確な（決定的となる）対策が取れないでいる。すなわち、独自ブランドであるので商標権に基づく対策は取れないし、また、意匠権の取得をしていなかったため意匠権での訴追をもできないという状況である。ただ、この意匠権の問題に関しては、現地で生産も販売もする予定のない車両、すなわち、模倣品生産国以外での販売車両に関しての、デザインの車両がでまわっていることがその原因の一つとなっていることもあり、企業側としては、現地で生産販売しない車両についてまでも意匠権取得のための出願をしておく必要があるのか頭を悩めているところである。

さらには、意匠登録の出願がなされていても、車両の前半部分はそっくりだが後半部分は別の車両であり、全体としては類似するのかどうかの判断が難しいような場合も生じていて、せっかく意匠権を取得しているの権利行使を躊躇せざるを得ないような状況も生じている。

③ 差し押さえに関しての供託金の高額化

上述したように、4 輪車についての模倣車が出現するようになり、自動車メーカー各社が対応を迫られるようになってきた。しかし、ここで問題となるのは、税関での指し止め手続きについてである。

これまでの製品は部品であったため、製品単価自体それほど高価なものではないため、いわゆる保証金を供託して差止めの手続きを行っていたが、車両となると製品の台あたりの

単価が高額であるため、容易に差止めの手続きをとることができないという状況がある。最近においては、銀行口座を知らせ、残高証明等を出すことにより、差し押さえの手続きに移れる場合もあるようだが、いずれにしろ、企業側では、最小限の予算で対策を行っているのが常であることから、模倣品の担当者が短期間でそれらの予算措置をすることは困難な場合が圧倒的に多い。その結果、現実的には、税関での差し止め手続きが間に合わず通関させざるを得ない場合が出てくることとなる。

(4) 企業側の認識

上述のように、模倣品に関連する企業側からの問題点を説明したが、これは要すれば、次のような法的問題と関係する。(a) 商標権・意匠権に基づく権利行使の際の属地主義・裁判管轄の問題、(b) 複数国で同一の意匠について権利を有する場合の権利範囲解釈の広狭、(c) 水際における差し押さえの場合の供託金問題を、順を追って説明していきたい。

(a) 権利行使の際の属地主義・裁判管轄の問題

権利行使の際の属地主義・裁判管轄の問題に関しては、商標権等の権利はその権利を取得している国内においてのみ効力を有するもので、当該国での権利侵害の問題が発生すれば、当然、当該国での権利に基づいて、当該国の裁判所で争うというのが企業側の大多数の認識であると思われる。

しかしながら、一方で、属地主義・裁判管轄に関して必ずしも、そのような一義的な解釈でない法律適用ができる余地があることもまた、議論されているところである。この問題についての考え方・解釈の詳細・検討は、専門家に譲るが、上述(3)①の例で、日本の商標権、または、中国での商標権に基づき、中東での模倣品を排除することや、日本の裁判所で中東での損害賠償を争うことができるのであれば、不慣れな中東の地での係争問題を減らすことができ、企業側としては係争問題処理にあたって、対応の選択肢を増やすことができることとなり便宜である。この問題についての法律解釈は、複雑でありわれわれ企業の担当者の理解を超える部分が多々あるが、例えば、アメリカ特許法の 271 条(b)の解釈として、海外での行為であっても、アメリカ国内での特許権の侵害を誘導するような行為は、アメリカ国内の特許権を侵害すると解釈されるとの事であり、日本でも、判決では認められなかったが、これに関連する問題を扱った、判例が存在する（最高裁判平成 17 年 3 月 9 日 FM 信号復調装置事件）との事である（CIPIC ジャーナル VOL.155、1 頁　北海道大学 田村善之 教授、講演禄 国際的な知的財産侵害事件に関する裁判例の動向 参照)。

単純にこれらの状況に、上述(3)①の例を当てはめれば、中東地域で生産された模倣品に関して、日本・中国へ輸入されているような場合（日本・中国・中東それぞれの地域で権利を有している）で、当事者（原告・被告）がそれぞれ日本、または中国に在住しているような場合を想定すると、中国の裁判所、または、日本の裁判所で損害賠償請求等を争うことができる可能性があるのではないかとの希望的観測も出てくる。

現実には、この例でもわれわれ企業側は、現地の調査会社に、どのような対策が最も効果的かとの質問をするわけだが、すなわち、考えられる全ての対抗措置の中で最も有効なものを模索するわけだが、当然のことのように中東地域での取締り、および、訴訟提起のみを提案してくるのである。それに対して、われわれ企業側も、その提案以外の法的な対応措置を現地の代理人に指示することはできていないのが実情である。

このような状況からすると、属地主義・裁判管轄の問題に関して、いくつかの判例・学説があり、必ずしも、原則通りの適用によらない法的措置が可能であるようであるものの、現実問題としては、十分といえる程、確立され、また、多方面に理解されてはいないというのが実情と考えざるを得ない。

(b) 権利範囲の解釈

この問題は、近年発生している、二輪車、四輪車の模倣品に関連するものである。自動車会社が、権利解釈の問題として争っている案件としては、中国での意匠権の問題が最も多いと思われる。

中国の問題に特化して議論するつもりは無いので、事案の詳細についての記載は省略するが、本質的なところで、法制度の相違、例えば、部分意匠制度の有無、創作容易性についての規定の有無、類似判断の考え方の相違等に起因し、これまた、国により、どのような判断がされるのか、予測のつかない場合がある。結局、現地での専門家の鑑定等を、場合によっては複数箇所から取り判断せざるを得ないが実情である。当然、国により意匠なり商標なりの認知度、著名性等の判断で、相違する部分が多々あることから、完全に同一の判断がなされるということがありえないだろうということは理解できるが、ある一定の基準の下で、ある程度の予測ができるようであれば、企業側にとっては便宜である。

(c) 水際における差し押さえの際の保証金供託問題

模倣品に関しての水際での差し押さえは企業にとっては、極めて効果的で実効性の高い措置である。とりわけ、税関自ら不正商品を発見してくれて（当然税関への事前の登録等しておくと一層効果的であるが)、企業側へ通知してもらえることは、企業側にとってはありがたいことである。

しかしながら、その際の差し押さえには、模倣品であることの真贋鑑定と、場合によっては保証金の供託が必要とされる。しかも、極めて短期間（通常 3～4 日で長くても 1 週間）での提供が要求される。

これらの手続きは、企業内では大変なことである。まず、関係部署に依頼して鑑定書を発行してもらうことが必要となるし、さらに、保証金となると、いずれの企業でも同様であろうと思われるが、企業がお金を支払う場合にはその職位に応じて、対応できる金額の上限が定められており、その範囲を超える場合は会社内での決済手続きが必要とされる。その手続きに際しては、それなりの期間が必要とされることとなる。さらに、上記の四輪車両のようなケースの場合は、例えば、100 台の模倣車両が発見されたとして、一台 200 万円の車両であっとすると、2 億円の保証金の供託が必要となる。最近は銀行口座と残高証明をすることで、現金の供託は必ずしも必要がないようだが、いずれにしろ、このような大金を、企業の一担当者が短期間の内に準備することは極めて困難なことである。

(5) まとめ（企業側からの要望）

以上、自動車関係に関する事例から、状況の紹介をさせてもらったが、以下の点を今後の法体制をグローバルに検討する過程で要望させてもらうこととしてまとめとしたい。

まず、属地主義と裁判管轄の問題については、現実的には今後時間の経過と共に、判例が積み重ねられ、国際的に統一した認識が形成されていくものと思われるが、企業側としては、国際的な統一法規のようなものが策定されることが望ましいと考える。すぐに、そ

れにまでは至らないとしても、少なくとも共通のプラクティスについて業界共通の認識形成が、早期に、しかもグローバルなレベルで実現されることを望みたい。

また、法解釈に関しての国際的協力（協調）も望まれるところである。まず、各国での関連法の共通化が図られ、その上で、解釈の差異が縮小され、企業にとっての予測性の高い国際的な法律上の実務運用を望みたい。

８．模倣品取締りの国際協力に対する一企業からの提言

吉田　英広（日本電気株式会社）

(1) はじめに

アジア圏を中心とする模倣品被害に対する国際的な取締りの枠組については、既にWIPOをはじめとして多くの場で議論がなされており、多国間の税関条約、エンフォースメントの強化、といった対応策が検討されている。しかし、模倣品被害に日々悩まされている企業からすると、そうした対策は総意を得るために包括的な対応策になりがちに見える。無論そうした包括策も重要であるが、本稿では、そうした包括策ではなく、個別の情報共有や啓蒙活動について、いくつかの提言を行うものである。

(2) 多国間にわたる模倣品の製造販売に対する情報共有

過去の事例は別として、現在では、模倣品の製造販売が零細製造業者の家内生産によるもの、という話は既に昔話である。既に、製造国・中継国・販売国が多国間にまたがる大規模な事例が増加しており、そうした製造販売を統括するシンジケートも極めて利口になっている。また、シンジケートまではいかなくとも、司法管轄の違いを利用して模倣品の製造と販売エリアを分ける事例も多く、摘発を免れるための法的な準備も周到に行われている例が多い。例えば、真正品業者と誤認させるための、類似商号登記、類似商標登録、類似ドメイン名の申請や、それらを用いた製造委託・OEM 契約書類の偽造などである。更に、当局による模倣品摘発の強化に対し、模倣品製造で培った技術力を背景として、互換品の製造販売への転換も見受けられる。こうした互換品ビジネスは、独占禁止法との絡みもあって権利者が直接に権利行使をしにくいものである。

こうした多国間にわたる模倣品に対する取り組みとしては、WIPO 等における多国間条約での規制強化や取締機関の連携強化が重要であるが、こうした法整備による体制作りは、司法管轄の問題等審議に時間がかかり、即効性のある解決策が採りにくいことも事実である。

即応策として考えられるのは、模倣品業者情報のデータベース（以下 DB）の共有化である。一企業がこうした多国間にわたる模倣品に取組む場合、模倣品業者の特定に至るまでの調査工数は膨大なものとなるが、そうして苦労して得られた情報のほとんどは当該企業内に留められる。各社が使用した調査会社が構築している模倣品業者のDBや、税関における違反業者のDBなども多くは非公開である。模倣品ビジネスは再犯率が極めて高い分野であり、そうした個々に構築されたDBの共有化が図れれば、相当な工数の削減や模倣品業者の悪質性を立証する際の容易化が期待できる。従って、まずは、中国・香港・台湾等模倣品被害の多い特定の国家において取締りに従事する税関等の行政機関のDBを共

有化することを検討すべきであると考える。

(3) 水際規制の強化

一般に、製造国と販売国が同一の場合、公的機関の独自調査や調査会社からの情報提供がない限り、模倣品の製造販売は発見しにくい。従って、製造国から国外に出荷される段階で最初に検査にあたる税関の役割は重要であり、税関における水際規制の強化が急務であることは言うまでもない。また、既に述べたとおり、模倣品ビジネスにおける再犯率は極めて高く、行政手続きにおけるエンフォースメントの強化の一環として、そうした再犯者に対する処罰の強化　(懲罰・制裁金を含む)、税関差し押さえ品の廃棄手続きの明確化・迅速化なども包括的な対策として必要である。

ただし、途上国における税関規制の強化の要請は、日本企業などにとっては逆効果になる可能性もある。模倣品の判別の基準となる特許法・商標法等の解釈が異なることが多く、自国産業保護育成のためにある種の障壁として規制が逆利用されるおそれもあるからである。

企業からすると、税関における摘発率の向上には、地道ではあるが税関職員への企業からの情報提供が不可欠であり、そうした情報を扱いやすくする OA 化も必須である。(ただし、外国公務員に対する贈賄になりかねないため、OA 化に無償協力する訳にはいかないが)　また、模倣品工場では特定のメーカーだけでなく複数のメーカーの製品を製造していることが多いため、複数企業による協力体制の構築も必要である。例えば、一部企業が行っている、模倣品発見方法等に関する税関職員への啓蒙・教育活動を、複数企業あるいは業界団体主催で行うことも、地道ではあるが有効な対策であると考える。

(4) 知的財産に関する啓蒙活動

知的財産権制度の成立が遅れた地域では、模倣品を製造する業者も、模倣品を購入する消費者も、一般的に知的財産に関する認識が薄いと考えられ、模倣品を真正品と信じて購入する消費者も多い。知的財産先進国ではまずありえないことだが、真正品業者に何等確認を取らずに代理人（と称するもの）と製造販売許諾契約を締結し、結果模倣品業者として摘発を受けた事例もある。そうした地域では、罰則の強化も必要ではあるが、地道な知的財産に対する啓蒙活動も重要である。但し、そうした啓蒙活動については、一企業が行う場合（例えば、模倣品撲滅キャンペーン)、自社製品に対する信頼感を損ね、消費者から敬遠される恐れもある。従って、業界団体や公的機関主導の教育に協力する形で進めるのが適切と考える。

(5) 終わりに

以上、一企業としての要望を列挙してみたが、一般に、企業は個々の模倣品事件への対応に追われがちであり、またそうした対応への予算にも限界がある。今日の国際的な模倣品被害に対する企業単独での対応は限界があることは明らかであり、公的組織によるサポートやコーディネートは必須である。一企業への肩入れは難しいと思われるので、業界団体への支援を切望するものである。

参考資料

参考資料　目次

A. 世界税関機構（WCO）資料（英文／和文対訳）

A. 1　TRIPS の国境措置を実施するためのモデル規定　1

B. 米国資料（英文／和文対訳）

B. 1　米国　司法省知的財産タスクフォース報告書　23

B. 2　米国　STOP イニシアチブ　74

C. 欧州連合（EU）資料（英文／和文対訳）

C. 1　欧州連合　知的財産権エンフォースメント・ディレクティブ　79

C. 2　欧州委員会　第三国における IPR エンフォースメント戦略　96

C. 3　欧州連合　税関新規則　116

D. 国際シンポジウム　パネルディスカッション（要旨）　131

Ａ．１．世界税関機構（WCO）TRIPS の国境措置を実施するためのモデル規定

WORLD CUSTOMS ORGANIZATION[1]	世界税関機構（WCO）[2]
Model Provisions for National Legislation to Implement Fair and Effective Border Measures Consistent with the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	**知的所有権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS 協定）と整合的な、公正かつ効果的な国境措置を実施するための国内法のためのモデル規定**
Purpose The purpose of this model legislation is to provide national authorities in charge of the preparation and modernisation of customs and/or intellectual property legislation worldwide with recommendations for the implementation of border measures for the protection of intellectual property rights. This guide is intended both for authorities that are introducing border measures for the enforcement of intellectual property rights (IPR) for the first time as well as for those that are conducting or considering legislative reviews or reforms.	**目的** このモデル法の目的は、全世界における税関又は知的所有権に関する法律の作成及び近代化を担当する各国当局に対し、知的所有権保護のための国境措置の実施についての提案を行うことにある。このガイドは、知的所有権（IPR）の実施のための国境措置を初めて導入しようとしている当局及び法律の見直し又は改善を行っているか検討している当局の双方を念頭においたものである。
Introduction The role of customs administrations in fighting counterfeiting and piracy in international trade has been discussed in various fora at the international level, notably in the World Trade Organization (WTO), the World Intellectual Property Organization (WIPO) and the World Customs Organization (WCO).	**前書き** 国際貿易における偽造及び海賊行為との闘いにおける税関行政の役割については、世界貿易機関（WTO）、世界知的所有権機構（WIPO）及び世界税関機構（WCO）等の様々な国際的な場において議論されてきた。
WTO membership requires Governments to implement "Special Border Measures" consistent with a prescribed minimum standard as defined in the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (the TRIPS Agreement). The experience of customs administrations in numerous countries has indicated, however, that only by granting certain powers and measures that go beyond the minimum requirement set forth in the TRIPS Agreement, Governments can provide an effective and efficient level of IPR protection and enforcement at their borders.	WTO の加盟国になるためには、政府が、知的所有権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS 協定）に定められている所定のミニマムスタンダードと整合的な「特別の国境措置」を実施することが要件とされている。しかしながら、多数の国々における税関行政における経験によれば、TRIPS 協定に定める最低限の要件を超えた一定の権限及び措置が認められることによってのみ、政府は、国境における IPR の保護及び実施を効果的かつ効率的な水準にすることができることが明らかになっている。
As underscored by the provisions of the TRIPS Agreement, customs administrations can play a vital and effective role in combating counterfeiting and piracy. For this reason, and in line with the relevant international obligations, Governments are now undertaking to enact legislation that grants their customs authorities the necessary powers to effectively fight counterfeiting and piracy.	TRIPS 協定の規定により強調されている通り、税関行政は、偽造及び海賊行為との闘いにおいて死活的かつ効果的な役割を果たすことができる。この理由から、関連する国際的な義務に沿って、現在、政府は、偽造及び海賊行為と効果的に闘うために必要な権限を税関当局に与えるための法律の制定を行おうとしているのである。

[1] http://www.wcoipr.org/wcoipr/gfx/ModelLawfinal.doc（最新版 2004 年 5 月 19 日）より転載
[2] http://www.wcoipr.org/wcoipr/gfx/ModelLawfinal.doc (May 19,2004)より転載・翻訳（仮訳）

For its part, in 1988 the WCO set out to prepare model legislation in order to assist Governments with the preparation of national legislation that grants customs authorities appropriate powers to fight counterfeiting and piracy of intellectual property rights.	WCO としては、1988 年に、知的所有権の偽造及び海賊行為と闘うための適切な権能を税関当局に与える国内法を準備していた政府を支援することを目的として、モデル法の作成に着手した。
In the context of multilateral negotiations during the GATT (WTO) Uruguay Round, Governments, seeking to reduce distortions and impediments to international trade, to promote effective and adequate protection of intellectual property rights, and to ensure that measures and procedures to enforce intellectual property rights do not become barriers to legitimate trade, recognised the need to establish new rules and measures for the effective protection of intellectual property rights at borders. These new rules and measures were set out in the TRIPS Agreement.	GATT (WTO) ウルグアイ・ラウンドにおける多角的交渉において、国際貿易に対する歪曲と制約の縮減、知的所有権の効果的かつ適切な保護を促進し、及び、知的所有権の実施のための措置及び手続きが正当な貿易の障害とならないことを確保するために、各国政府は、国境における知的所有権の効果的な保護のための新たな規則及び措置を確立する必要性について認識した。こうした新たな規則及び措置が、TRIPS 協定に定められたのである。
In order to assist Governments with the implementation of the provisions in the TRIPS Agreement concerning border measures, the WCO developed in 1995 a prior version of this model legislation to assist with the preparation of national legislation consistent with the TRIPS Agreement. In 2001, taking into account the most recent developments and experiences in implementing customs laws in different regions of the world, the WCO undertook to revise the model legislation and the result is contained herein.	各国政府による国境措置に関する TRIPS 協定の規定の実施を支援するため、1995 年、WCO は、TRIPS 協定と整合的な国内法の準備を支援すべくこのモデル法の前のバージョンを作成した。2001 年には、世界の各地域における関税法の実施上の最近の展開及び経験を踏まえ、WCO は、モデル法の改訂にとりかかったが、この文書に含まれているのはその成果である。
The WCO aims to keep this model legislation updated by conducting reviews to ensure that the model legislation adequately addresses the evolving needs of customs administrations and the holders of intellectual property rights alike in the rapidly changing enforcement environment while retaining the basic considerations, set out below, that have influenced the scope and content of the model legislation to the extent possible. These considerations should also be taken into account when preparing national legislation.	WCO は、モデル法の対象範囲及び内容に影響を及ぼしてきた以下に定める基本的な考え方を可能な限り保持しつつも、モデル法が、税関行政及び知的所有権の権利者の急速に変化する実施環境において進展するニーズに適切に対応したものであることを確保するために、見直しの実施を通じ、このモデル法の改定を継続する所存である。また、かかる基本的な考え方は、国内法を準備する際にも考慮されるべきである。
Among such considerations, first and foremost is the recognition that although customs authorities can contribute effectively in the fight against counterfeiting and piracy, the role of customs has to be defined very precisely if customs' intervention is not to hinder the smooth flow of trade in legitimate goods. In order to address the concern of Governments that measures taken by customs authorities might result in the creation of barriers to international trade, the model legislation has been crafted in such a way so that it provides effective border enforcement of intellectual property rights without unduly hindering the flow of trade in	かかる考え方の中においては、第一の考え方で最も重要なものは、税関当局は、偽造及び海賊行為に対する闘いにおいて効果的に貢献できるものの、税関の役割は、税関による介入が正当な物品の貿易の円滑な流れを妨害しないかどうかという点から非常に厳密に定めることが必要であるということを認識することである。税関当局による措置が、国際貿易に対する障壁を作り出すことになるのではないかという各国政府の懸念に対応するために、モデル法は、正当な物品の貿易の流れを過度に妨害することなしに、知的所有権の効果的な国境での実施を行うような方法で策定されている。

legitimate goods.	
A second consideration is that the holders of intellectual property rights have the primary responsibility to take measures to protect their rights. Such measures include, e.g., the registration of trademarks as prescribed by trademark law and the submission of enforcement applications to customs authorities in order to protect established rights. However, Governments have recognised that it is in the public interest that customs authorities have the power, in appropriate cases, to assume an active role and take action on their own initiative in cases involving counterfeiting and piracy.	二番目の考え方は、知的所有権の権利者が、権利を保護するための措置をとることについて第一義的な責任を負う、というものである。こうした措置には、例えば、商標法に定めるところにしたがった商標の登録、及び、確立された権利を保護する目的で、税関当局に対し実施の申立てを行うことが含まれている。しかしながら、各国政府は、税関当局が、然るべき場合には、積極的な役割を担い、偽造及び海賊行為が関係している場合には、独自のイニシアティブで行動を起こすことが、公共の利益であることを認めている。
Thirdly, the extent and effectiveness of customs' intervention will be dependent on the resources available to the customs administrations. The model legislation introduces provisions that should facilitate the most effective use of the existing resources in the WCO Member States.	第三に、税関による介入の範囲および効果は、税関当局が利用できる資源の如何によるということである。モデル法は、WCO 加盟国における既存の資源の最も効果的な活用を促進することとなる規定を備えている。
Finally, it is considered that where goods infringing intellectual property rights are under the control of customs authorities, whether they are imported, destined for exportation or re-exportation, or in transit, they should be subject to effective enforcement measures and procedures. Guidance on the required levels of enforcement is provided in Article 41 of the TRIPS Agreement.	最後に、知的所有権を侵害する物品が税関当局の管理下にある場合、それが輸入されるものか、輸出もしくは再輸出に向けられたものか、又は、通過（トランジット）中のものであるかに拘わらず、そうした物品は、効果的な実施のための措置及び手続きの対象としなければならない。ということが考えられている。必要とされる実施の水準についての指針は、TRIPS 協定第 41 条において定められている。
TABLE OF CONTENTS 3	**目次** 3
PART I. Definitions and Interpretations 4 **PART II. Applications For Intervention By Customs** 7 **PART III. Ex-Officio Action** 17 **PART IV. Disposal Of Infringing Goods** 18 **Part V. International Co-operation** 20 **PART VI. Final provisions** 20	**第Ⅰ部　定義及び解釈** 4 **第Ⅱ部　税関による介入の申請** 7 **第Ⅲ部　職権行為** 17 **第Ⅳ部　侵害物の処分** 18 **第Ⅴ部　国際協力** 20 **第Ⅵ部　最終条項** 20
PART I. DEFINITIONS AND INTERPRETATIONS	**第Ⅰ部　定義及び解釈**
Note on Definitions and Interpretations	**定義及び解釈についての注釈**
(1) For the purposes of this model legislation, wherever possible the definitions are taken from the TRIPS Agreement, the WIPO Copyright Treaty and the WIPO Performances and Phonograms Treaty (the "WIPO Treaties"), and the WCO Glossary. The definitions and interpretation are set out for the purposes of these Model Provisions; the definitions and articles contained in national laws on intellectual property rights are also applicable.	(1) このモデル法については、可能な場合には、定義は TRIPS 協定、WIPO 著作権条約、及び、WIPO 実演・レコード条約（「WIPO 条約」並びに WCO の用語集からとられている。定義及び解釈は、本件モデル規定のために起草されたものである。知的所有権に関する国内法において定められている定義及び条文も、適用可能である。
(2) The term Clearance of Goods includes goods that are in transit (see also the note below in paragraph 1).	(2) 物品の通関という用語には、通過（トランジット）中の物品が含まれる（下記パラグラフ 1 の注釈参照）。

(3) The term Customs is also used when referring to any part of the Customs service or its main or subsidiary offices. This term is also used adjectivally in connection with officials of Customs, import or export duties or controls on goods, or any other matter within the purview of Customs (Customs officer, Customs duties, Customs office, Customs declaration).	(3) 税関という用語は、税関業務のいずれかの一部又は税関の主たる事務所もしくは補助的な事務所を言う場合にも使用される。この用語は、税関の職員、物品に係る輸入もしくは輸出税、その他税関の対象の範囲内の他の事項（税関職員、関税、税関事務所、税関申告）との関連において形容詞的に用いられている。
(4) As regards the term Goods infringing intellectual property rights it should be noted that the scope and content of intellectual property rights, as well as what constitutes an infringement of such rights shall be determined according to the applicable substantive laws. The interpretation given here serves merely to clarify that Customs can seize goods if the goods therein are made or distributed under such circumstances that had the acts been undertaken in [the country] he goods would be infringing goods under the national intellectual property laws.	(4) 知的所有権を侵害する物品という用語に関し、知的所有権の対象及び内容、並びに、何をもってかかる権利の侵害となるかについては、関連する実質的な法にしたがって決定されなければならない。ここにおいて提示する解釈は、［ある国］において措置がとられているという状況の下で物品が作成されたか又は流通している場合であって、当該物品がその国の知的所有権法の下では侵害物品となるとき、税関が当該物品を差し押さえることができることを明確化するためのみに資するものである。
(5) It is understood that under the generally accepted legal principles—such as the Law of Agency—the term Right Holder should also include an individual, corporation or association representing a right holder, and therefore such natural or legal person may also submit applications to Customs requesting enforcement actions.	(5) 例えば、代理に関する法のような、一般的に受け入れられている法の原則の下では、権利者という文言には、権利者を代理する個人、会社又は団体が含まれるべきであり、このため、かかる自然人又は法人は、実施措置を要請するために税関に申し入れをすることができるものと理解される。
(6) Although the TRIPS Agreement does not oblige Member States to protect technical measures used by right holders, the 1996 WIPO Treaties (the WIPO Copyright Treaty and the WIPO Performances and Phonograms Treaty) require that Contracting Parties make available adequate legal protection and effective legal remedies to protect technologies used by right holders. An essential element of adequate protection and effective remedies is legal protection against devices that circumvent technological measures. It is therefore only natural that border measures be extended to cover also devices the primary purposes of which is to defeat such technologies used by right holders to protect their intellectual property.	(6) TRIPS 協定は、加盟国に対し、権利者が使用する技術的措置を保護することを義務づけていないが、1996 年の WIPO の条約（WIPO 著作権条約及び WIPO 実演・レコード条約）は、権利者が使用する技術を保護するための適切な法的保護及び効果的な法的救済措置を利用可能にすることを締約国に要請している。適切な保護及び効果的な措置の重要な要素は、技術的措置を迂回する機器に対する法的保護である。このため、国境措置が、権利者が自らの知的所有権を保護するために用いる、かかる技術を回避することを一義的な目的とした機器をも対象とすべきことは当然である。
(7) To ensure that Customs have the tools necessary to fight effectively the growing problem of cross-border counterfeiting and piracy, it is of paramount importance that Customs have the ability to suspend counterfeit and pirated goods destined for export and goods which are in transit. Practical experience, notably the figures from the European Union customs seizures, demonstrates the importance of customs intervention also with respect to goods in transit. However, it should be	(7) 国境を越えた偽造及び海賊行為という問題が増加していることに対し、効果的に取り締まるために必要な手段を税関が有することを確保するために、税関が、輸出に向けられたものか輸送（トランジット）中のもので偽造物品及び海賊版を停止する能力をもつことは、極めて重要である。実際の経験によれば、特に、欧州連合の税関での差し押さえの数字が顕著であるが、輸送（トランジット）中の物品に関しても税関が介入することが重要であることが明らかになっている。しかしながら、TRIPS 協定は、上記に述べた理

noted that the TRIPS Agreement does not, in spite of the reasons stated above, oblige Member States to make border measures available with respect to goods destined for export and goods in transit.	由に拘わらず、輸出に向けられたものか輸送（トランジット）中の物品に対し、国境措置を利用できるようにすることを加盟国に義務づけていない。
Definitions and interpretations For the purposes of this law:	**定義及び解釈** この法律の適用上、
Clearance (Of Goods) shall mean: The accomplishment of the Customs formalities necessary to allow goods to be exported, to enter home use or to be placed under another Customs procedure, such as Customs transit across the territory of <country>.	（物品の）通関とは、物品が輸出されるため、国内での使用に供されるため、又は（国）の領域を保税通過のような他の税関手続きの下におくことを可能にするために必要な関税手続きを完了することを言う。
Customs shall mean: The Government Service which is responsible for the administration of Customs law and the collection of duties and taxes and which also has the responsibility for the application of other laws and regulations relating to the importation, exportation, movement or storage of goods.	税関とは、関税法の実施、関税及び租税の収集、並びに、物品の輸出入、移動及び保管について責任を有する政府機関を言う。
Customs Law shall mean: Customs law means the statutory and regulatory provisions relating to the importation, exportation, movement or storage of goods, the administration and enforcement of which are specifically charged to the Customs, and any regulations made by the Customs under their statutory powers.	関税法とは、物品の輸出入、移動又は保管に関する制定法上の管理規定であり、その運用及び実施が明示的に税関に課せられているもの、並びに、税関が、制定法上の権限に基づき制定する規則を言う。
Exportation shall mean: The act of taking any goods out of [a territory to which this law shall apply].	輸出とは、物品を［本法が適用される領域］の外に持ち出す行為を言う。
Goods Infringing Intellectual Property Rights shall mean: Any goods which are made, reproduced, put into circulation or otherwise used in breach of the intellectual property laws and without the consent of the right holder or a person duly authorised to do so by the right holder. If such making, reproduction, use or putting into circulation of the goods took place outside [the country] the goods are deemed to be infringing if the acts would have constituted an infringement in [the country] had they been undertaken in the country. For the purposes of this law goods protected with copyright or related rights with respect to which the rights management information they may incorporate has been removed, altered, or added without the right holders' authorisation shall be deemed to be goods infringing the said intellectual property rights.	知的所有権を侵害する物品とは、知的所有権法を侵害して作成されるか、複製されるか、流通におかれるか、その他の使用が行われる物品であって、権利者又は権利者から然るべく権限を与えられた者による同意を欠くものを言う。物品のかかる作成、複製、使用、又は、流通が、［国］の外で行われた場合、当該行為が国内で実施されていたとすれば、［国］において違反を構成する行為であるときは、当該物品は、侵害しているものと見なされる。本法の適用上、著作権その他の関連する権利により保護されている物品が具備していた権利を管理するための情報が、権利者の承認なしに除去、変更又は追加されていた場合、かかる物品は、当該知的所有権を侵害するものと見なされる。
Importation shall mean: Importation: the act of bringing or causing any goods to be brought into [a territory to which this	輸入とは、［本法が適用される領域内に］物品を持ち込むか、持ち込ませる行為を言う。

law shall apply].	
Note on Definitions and Interpretations continued	**定義及び解釈についての注釈（続き）**
(8) Examples covered by the definition of transit would be: 1. Goods that reside in a Customs controlled area in a port or airport 2. Goods that are under Customs procedures, such as inward processing, outward processing, period entry, and various simplified procedures	(8) 輸送（トランジット）の定義の対象となる例は次の通り。 1. 港湾又は飛行場の税関管理区域にある物品 2. 入国手続き、出国手続き、短期の入国及び各種簡易手続き等の税関手続きの対象となっている物品
(9) To ensure that the Customs authorities and the right holders also in practice can rely on the provisions enabling Customs to suspend good in transit, WCO Member States are encouraged to amend their substantive intellectual property laws, where necessary, so as to define as infringing, goods that are in transit and that have been manufactured or put into circulation without the right holders permission.	(9) 税関当局及び権利保持者が、税関による輸送（トランジット）中の物品の差し止めを可能にする規定を実際に利用することができることを確保するため、WCO 加盟国は、必要な場合には、輸送（トランジット）中であって、権利者の許可なく、製造され又は流通している物品を侵害するものとして定義するために必要な場合には、実体的な知的所有権法を改正することが望まれる。
Definitions and Interpretations continued Intellectual Property shall mean: Any intellectual property rights as defined in the national laws such as copyright and related rights, trademarks, geographical indications, industrial designs, patents, layout-designs (topographies) of integrated circuits and protection of undisclosed information.	**定義及び解釈（続き）** 知的財産権とは、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、工業デザイン、特許、集積回路の回路配置、並びに、秘密情報の保護等の各国の国内法において定められているあらゆる知的財産権を言う。
Protection Defeating Devices shall mean: Devices, products, components or parts, such as unauthorised smart cards, set top decoders or circumvention software, which are primarily designed or adapted to circumvent any technological measure, and shall be deemed to include any illegitimate authentication means.	保護無効化機器とは、不正なスマートカード、セットトップ・デコーダー、迂回ソフト等の機器、製品、構成要素又は部品であって、主として技術的措置を迂回するために作成されるか又は用いられるものを言い、あらゆる違法な認証手段を含むものと見なされなければならない。
Right Holder shall mean: A natural person or a legal entity which, according to the [applicable law] is to be regarded as the owner of protected intellectual or industrial property right, its successors in title, or its duly authorised exclusive licensee as well as an individual, a corporation or an association authorised by any of the afore-mentioned persons to protect its rights.	権利者とは、［関連法］に基づき、保護された知的所有権又は工業所有権の所有者と見なされる自然人もしくは法人、その権利の承継人、適切に権限を付与された独占的な被許諾者、又は、これらの者にその権利を保護することを認められた個人、会社もしくは団体を言う。
Technological Measure shall mean: Any technology, device or component that in the normal course of its operation, either controls access to a protected work or subject matter protected by related rights, or protects any copyright or any related rights or facilitate the detection of counterfeit trademark goods or goods protected by a copyright or related right.	技術的措置とは、通常の作動において、保護された作品に対するアクセスもしくは関連する権利によって保護された対象物へのアクセスをコントロールするか、もしくは、著作権もしくは関連する権利を保護するか、又は、商標物品、もしくは、著作権もしくは関連する権利によって保護された物品の偽造の発見を容易にするあらゆる技術、機器又は構成要素を言う。

Customs Transit shall mean: The Customs procedure under which goods are transported under Customs control from one Customs office to another.	保税通過とは、税関手続きであって、その下において物品が一の税関事務所から他の税関事務所へ税関の管理下で輸送されるものを言う。
PART II. APPLICATIONS FOR INTERVENTION BY CUSTOMS	**第Ⅱ部　税関による介入の申請**
Note on Article 1 1.01 The TRIPS Agreement obliges Contracting Parties to enable right holders to lodge applications for border seizures to competent authorities. Under this model law application for enforcement actions shall be submitted directly to the customs that will process the applications and decide whether to take the requested actions or refuse the application. Other solutions are naturally also possible. For instance in some countries applications for border seizures are dealt with by the courts. However, practical experience has shown that authorising customs to deal with this task ensures that the applications are processed in a fair and effective manner without unnecessary burdening the courts. Naturally the decisions by the customs should be subject to a judicial review by administrative or civil courts.	第１条についての注釈 1.01　TRIPS 協定は、権利者が、国境における差し押さえのための申請を、権限ある当局に対し行うことを可能にすることを締約国に義務づけている。本モデル法の下では、実施措置の申請は、当該申請を処理し、要請されている措置を行う又は申請を却下するかを決定する税関に対し直接提出することとなる。他の解決策も当然ながら可能である。例えば、いくつかの国においては、国境での差し押さえのための申請は、裁判所が取り扱っている。しかしながら、実際の経験によれば、税関に対し、この任務を行うことを認めることによって、裁判所に不必要な負荷をかけることなしに、公正かつ効果的な方法で申請が処理されることが確保されることが示されている。当然ながら、税関による決定は、行政裁判所又は民事裁判所による司法審査の対象としなければならない。
1.02 The TRIPS Agreement does not oblige member states to make available border measures concerning exports or goods in transit. It has, however, become apparent that the minimum level of protection provided by the TRIPS Agreement is no longer adequate to fight current cross-border traffic in counterfeit and pirated goods. For instance, in the European Union, where customs is empowered to suspend goods that are being exported or are in transit, the majority of goods seized by customs are goods in transit. In order to enable customs to fight counterfeiting and piracy effectively, customs needs the authority to suspend goods destined for export and goods in transit, as well as imported goods.	1.02 TRIPS 協定は、輸出又は輸送（トランジット）中の物品について国境措置を整備することを加盟国に義務づけていない。しかしながら、TRIPS 協定が定める最低水準の保護は、偽造品及び海賊版の国境を越えた取引に対処するにはもはや不適切であることが明らかになってきた。例えば、欧州連合においては、税関は、輸出向けの物品又は輸送（トランジット）中の物品を差し止める権限が与えられているが、税関によって差し押さえられる物品の大半が輸送（トランジット）中のものである。偽造及び海賊行為に対し税関が効果的に取り締まることを可能にするためには、税関は、輸入される物品と同様に、輸出向けの物品及び輸送（トランジット）中の物品についても差し止める権限が必要である。
1.03 As regards to the procedure under Article 1.3 and especially with respect to geographical indications, and particularly in the case of goods in transit, it is understood that it is not sufficient to provide evidence of a right in one or more WTO Member States. The applicant must provide evidence that the use of the geographical indication is a violation of national law in the country of origin, and where the release of the goods is suspended upon exportation, that the use of the geographical indication is a violation of national law in the country of ultimate destination/sale.	1.03　第 1.3 条に基づく手続き、特に地理的表示、及び、輸送（トランジット）中の物品に関しては、一又は複数の WTO 加盟国においては、権利の証拠を提出するだけでは不十分であると理解されている。申請者は、地理的表示の使用が、原産国の国内法に違反しているという証拠、及び、輸出の際に物品の解放を差し止める場合には、地理的表示の使用が、最終目的地又は最終販売地である国の国内法に違反するという証拠を提出することが必要である。
1.04 It is recommended that customs establish a centralised system for managing intellectual	1.04　税関が知的所有権に関する申請を管理するための集中システムを確立することが望まれる。かかるシ

property rights applications. Under such a system, recordation by the right holder should be possible without a prior showing of prima facie evidence of counterfeiting, pirating or infringement of the intellectual property right being recorded.	ステムの下では、記録されている知的所有権の偽造、海賊行為又は侵害の反駁可能な証拠を提出することなしに、権利者による登録（Recordation）を可能としなければならない。
Article 1 (1) A right holder may submit applications to Customs, in accordance with the procedures and under the conditions set out in this law, for the suspension of the customs clearance and the detention of imported goods, goods destined for exportation and goods in transit.	第１条 (1) 権利者は、手続きに従い、及び本法に定める条件に基づいて、通関の停止並びに輸入物品、輸出に向けられている物品及び輸送（トランジット）中の物品の差し押さえの申請を提出することができなければならない。
(2) A right holder may submit an application to Customs:	(2) 権利保持者は、次を求めるために、税関に申請を提出することができなければならない。
a. requesting that Customs suspend clearance of goods that are suspected of infringing the rights in the trademark, or	ａ．商標に関する権利を侵害しているものと疑われる物品の通関を税関が停止することを要請すること。
b. requesting that Customs suspend clearance of goods that are suspected of infringing his copyright or related rights or suspected of being protection-defeating devices,	ｂ．著作権もしくは関連する権利を侵害しているものと疑われる物品、又は、保護無効化機器であると疑われる物品の通関を税関が停止することを要請すること。
c. requesting that Customs suspend the clearance of goods infringing intellectual property rights other than those set out in subparagraphs a. and b., provided that in the case of [geographical indications] the applicant must provide evidence that the goods are in violation of national law in the country of origin, and where the release of the goods is suspended upon exportation or transit, that the use of the geographical indication is a violation of national law in the country of ultimate destination/sale.	ｃ．ａ及びｂにおいて定める以外の知的所有権を侵害している物品の通関を停止することを税関に要請すること。但し、［地理的表示］の場合には、申請者は、当該物品が、原産国の国内法に違反していることについての証拠を提出することが必要であり、また、輸出又は輸送（トランジット）に際し、物品の解放が停止される場合には、地理的表示の使用が、最終目的国又は最終販売国の国内法に違反しているという証拠を提出することが必要である。
(3) Customs shall establish a centralised system for managing applications for the suspension of the customs clearance referred to paragraphs 1 and 2 above. The details of centralised system shall be prescribed in regulations issued by [the competent authority].	(3) 税関は、上記(1)及び(2)において言及されている通関停止のための要請を管理するための集中システムを確立する。集中システムの詳細は、［権限ある当局］が発布する規則において定められなければならない。
Note on Article 2 2.01 The TRIPS Agreement remains silent as to the length of the period during which the competent authorities shall take action. It is recommended that this period be sufficiently long, not less than one year, so as to minimise unnecessary administrative burdens for Customs and right holders alike. A period which is too short would mean that Customs must handle, and right holders must complete, complex series of applications frequently, even when there is no change in the underlying information. It is further recommended that a simplified process of obtaining	第２条についての注釈 2.01　TRIPS 協定は、権限を有する当局が行動を起こす期間の長さについては何も言及していない。この期間は、税関及び権利者にとっての不必要な事務的負担を最小限のものとするために、十分長いものであり、1 年以上であることが望まれる。期間が短すぎる場合、基礎となる情報に何ら変更がなかったとしても、複雑な申請書類一式を頻繁に税関が取り扱うこととなり、権利者もそうした書式に記入することを要することとなる。当初の支援の期間（第 14 条参照）の後に、延長するための簡易な手続を権利者が利用できるようにすることが推奨される。かかる延長を認めてもらうために、申請者は、新たに完全な申請書の提出を行

extensions be made available to right holders following the initial period of assistance (see article 14). To obtain such an extension, an applicant should be able to file a brief statement indicating any relevant updates, without having to file a completely new application.	うことを必要とすることなく、関連性を有する変更点を示した簡単な陳述書を提出することができるようにしなければならない。
2.02 It should be noted that failure by the right holder to inform Customs of material changes in the status of his intellectual property right may significantly impair the ability of Customs to provide effective enforcement. It is therefore recommended that express references to the requirement to inform customs in accordance with subparagraph 2 be made in the application form and in the indemnity letter referred to in Article 5.	2.02　知的所有権の状況についての実質的な変更について、権利者が税関に通報することを怠ることは、税関が効果的な実施を行う能力に重大な障害となり得ることについて留意されなければならない。このため、第2項にしたがって、税関に通報することが必要であることを申請書の書式及び第5条に言及する担保請求状に明示的に言及することが推奨される。
Article 2 (1) Customs shall specify how long it will provide assistance regarding applications made under Article 1. The minimum duration for such assistance shall be no less than one year, unless the applicant requests a shorter period for assistance or applies for action in cases of specific shipments.	第2条 (1) 税関は、第1条に基づき行われた申請に関し提供する支援の期間について特定する。かかる支援の最低限の期間は、1年を下回ってはならない。但し、申請者が、支援につきそれより短い期間を要請する場合、又は、具体的な積荷に係る措置の実施を要請する場合はこの限りではない。
(2) The right holder is required to inform Customs when his intellectual property right ceases to be valid or if he ceases to be the owner of the intellectual property right for any reason whatsoever.	(2) 権利者は、税関に対し、当該権利者の知的所有権がいつ無効になるのか、又は、その理由の如何を問わず、当該権利者が、いつ当該知的所有権の所有者ではなくなるのかについて税関に通報することがもとめられる。
Note on Article 3 3.01 Article 3 deals with two different kinds of application, namely those of a general nature where an infringement is not yet imminent and cannot be substantiated because samples of, and concrete information on, infringing goods is not yet available, and those in which action in case of specific shipments is requested. Article 52 of the TRIPS Agreement requires right holders to provide adequate evidence that there is prima facie an infringement of intellectual property rights in cases in which specific information is available. In the case of general applications for protection, it would be impossible for right holders to provide such prima facie evidence as these applications are made absent of any specific evidence of infringement.	第3条についての注釈 3.01　第3条は、二種類の異なる申請、すなわち、侵害物品の見本及び侵害物品に関する具体的な情報がまだ利用できないために、一般的な性質のものであって、侵害が差し迫ったものではなく、実体化できないものである場合、及び、具体的な積荷の事案に関する措置が要請されている場合について取り扱っている。TRIPS 協定第52条は、問題となっている知的所有権についての一見した侵害についての具体的な情報が利用できることについての適切な証拠を提供することを求めている。保護を目的として一般的に適用する事案においては、これが具体的な侵害の証拠なしになされる適用であることから、権利者は、かかる一応の証拠を提供することは不可能であろう。
3.02 It should be considered adequate evidence of the existence of the right and ownership if the applicant provides Customs with a copy of the registration certificate.	3.02　申請者が、登録証の写しを税関に提出した場合、権利及び所有権の存在についての適切な証拠と見なされなければならない。
3.03 Right holders should be encouraged to provide as much evidence as possible in their application in order to assist Customs' targeting. However, applications should not be rejected and enforcement should not be withheld solely due to	3.03　権利者は、税関が焦点をしぼることを支援するために、請求に際し可能な限り多くの証拠を提出することが勧奨されるべきである。しかし、船積み又は物品についての具体的な詳細を欠いていることのみを理由として、請求が却下されたり、実施が保留された

the absence of specific details of the shipment or the goods. Examples of evidence which, whenever available, may be presented (and which may be originals or copies, depending on availability) are as follows:	りしてはならない。可能な場合において提出し得る証拠の例（利用可能性如何によって原物又は写しとすることができなければならない。）は、次の通り。
- A sample article bearing the registered trademark or a copy of a photographic or other likeness of the trademark, as it is used on genuine goods;	－真正な物品に使用されている通りの登録商標を具備した見本又は商標の写真その他の外観の写し
- The place of manufacture of genuine goods and the identity of the manufacturer(s); and;	－真正な物品の製造場所及び製造者の身元、及び、
- The name and principal business address of each foreign person or business entity authorized or licensed to use the intellectual property right and a statement as to the authorized or licensed uses;	－当該知的所有権の使用が認められているか又はライセンスされている外国の人又は企業それぞれの名称及び主たる業務上の住所
- The name and business address of the importer(s) and/or consignee(s) of the allegedly infringing goods;	－侵害しているとされている物品の輸入者又は荷受人の名称及び業務上の住所
- A sufficiently detailed description of the suspect goods in order to make them readily recognisable by Customs, including a sample of the infringing article(s), a photograph or other likeness;	－税関によって容易に識別することができるようにするために、疑義がもたれている物品についての十分詳細な説明。侵害物品の見本、写真その他の外観を含む。
- The country or countries of origin of the suspect goods or the country or countries of manufacture of the allegedly infringing goods;	－疑義がもたれている物品の原産国又は侵害しているとされている物品の生産国
- The name and principal business address of each foreign person or business entity involved in the manufacture and/or distribution of suspect goods;	－疑義がもたれている物品の製造又は流通に関与している外国の人又は企業の名称及び主たる業務上の住所
- The mode of transportation and the identity of the transporter(s) of the allegedly infringing goods;	－侵害しているとされている物品の輸送方法及び輸送業者の身元
- The Customs office where it is anticipated that the suspect articles will be presented to Customs.	－疑義をもたれている物品が税関に提出されることとなるとされている税関事務所
Article 3 (1) Any application in respect of goods infringing intellectual property rights including protection defeating devices shall be presented in writing and shall be accompanied, where appropriate, by:	第３条 (1) 保護無効化機器を含む知的所有権を侵害する物品に関する申請は、書面により提出するものとし、適当な場合には、次を添付しなければならない。
a. details concerning the applicant and appropriate contact information,	ａ．申請人についての詳細及び適切な契約に関する情報
b. where the applicant is an authorized representative, authorization from the right holder in accordance with the applicable law,	ｂ．申請人が、権利を授けられた代理人の場合、権利者からの関連法にしたがった授権状
c. adequate evidence of the existence and ownership of a valid intellectual property right by, or on behalf of, the applicant,	ｃ．申請人によるか又はその代理人による、有効な知的所有権の存在及び所有権の適切な証拠
d. a statement of the grounds for the application for border measures related to shipments in general, or	ｄ．積荷全般に関する国境措置の申請のための根拠についての陳述
e. in the case of a specific shipment of allegedly infringing goods a statement of the grounds for the	ｅ．侵害しているとされる物品の具体的な積荷の事案においては、当該知的所有権が、侵害されているか、

application, including prima facie evidence showing that such intellectual property rights have been infringed or that rights are about to be infringed or that the shipment contains protection defeating devices,	もしくは、直ちに侵害されること、又は、積荷に保護無効化機器が含まれていることの一応の証拠を含む、申請の根拠についての陳述
f. a sufficiently detailed description of the goods in respect of which an intellectual property right applies, together–where appropriate–with a sample of a genuine product, and	ｆ．知的所有権が適用されている物品の十分詳細な説明及び適当な場合には、真正な製品の見本
g. the prescribed fee, if any.	ｇ．該当する場合、所定の費用
(2) In the event any of the information listed above in paragraph 1 is not provided with the application Customs authorities shall, if such information is deemed materially necessary, ask the applicant to complement the application. Customs shall not reject an application without further examination on the basis that the applicant has not provided some of the information listed above.	(2) 申請において上記(1)に掲げる情報のいずれかが提供されていない場合、税関当局は、かかる情報の必要性が顕著であるとみなされるときは、申請人に対し、申請書を補充するように要請しなければならない。税関は、上記の何らかの情報を提供していないことに基づき、さらなる審査をすることなしに申請を却下してはならない。
Note on Article 4 4.01 The TRIPS Agreement does not explicitly distinguish between a general and a specific time limit for handling applications. However Article 52 of the TRIPS Agreement requires authorities to reply to the applicant within a reasonable period. Further, Article 41 of the TRIPS Agreement sets a general obligation that enforcement procedures shall not entail unreasonable time limits or unwarranted delays. Against this background it seems justified to distinguish between the different types of applications for assistance. With respect to applications of a general nature a thirty (30) day time limit should be considered reasonable, while a shorter time limit of three (3) calendar days is required with respect to applications concerning specific shipments. This is due to the fact that specific applications by their very nature require immediate intervention by Customs.	第４条についての注釈 4.01 TRIPS 協定は、申請を処理する時間的な制限について一般的な制限と個別の制限を明示的には区別していない。しかしながら、TRIPS 協定第 52 条は、合理的な期間内に回答するよう当局に対し要請している。また、TRIPS 協定第 41 条は、実施手続きが、不合理な時間的制限又は不当な遅延を伴わないようにするように一般的な義務を定めている。これを背景として、支援のための異なる種類の申請の間で区別することは正当化されるように思われる。一般的な性質の申請については、30 日間の期限が、合理的と考えられなければならず、具体的な積荷に関する申請については、短期の 3 暦日の時間制限が必要とされる。これは、具体的な申請は、その性質によって、税関が直ちに介入することを必要とするという事実によるものである。
4.02 The situations where urgent action with respect to specified shipments is required—and no valid application has been filed— could thus be handled either: (1) By right holders' notifying Customs of a suspect shipment after which Customs suspends the goods ex officio and the required procedure is initiated, or; (2) By an urgent application ("fast track") procedure with shorter deadlines for making decisions regarding such applications.	4.02 具体的な積荷に対する緊急の措置が必要とされる状況において、かつ、有効な申請が提出されていない場合、 (1) 権利者による疑わしい積荷についての税関への通報の後、税関は、職権で物品を差し止め、必要とされる手続きを開始するか、又は、 (2) かかる申請に関し決定を行うための短期の期限を備えた緊急申請（ファストトラック）手続きにより取り扱う。
4.03 Especially concerning the first alternative mentioned above, it is acknowledged that right holders may obtain specific information regarding the imminent import, export, re-exportation, or transit of infringing goods. In such cases, the filing	4.03 特に、上記の最初の選択肢に関し、権利者が、侵害物品の差し迫った輸入、輸出、再輸出又は輸送（トランジット）に関する具体的な情報を得ていることを確認する。そのような場合、申請の提出の後税関による通知があるまでに 3 営業日の遅延があった場合、当

of an application, followed by a delay of even three working days pending notification by Customs, may mean that the shipment is released before Customs can suspend it. In such cases, right holders should be encouraged to contact Customs directly and Customs should be authorised to act ex officio, pursuant to Article 9 of the model legislation, without awaiting the filing of an application by the right holder.	該積荷は、税関が差し止めることができる前に解放されることを意味する。このような場合においては権利者は、税関と直接連絡をとることが奨励され、また、税関は、権利者の申請の提出を待つことなしにモデル法第９条に従って職権で行動することが認められなければならない。
Article 4 (1) Within a reasonable period of time, not to exceed thirty (30) working days from the receipt of an application under Article 1 Customs shall notify the applicant whether the application has been granted or rejected.	第４条 (1) 第１条に基づく申請の受領から 30 営業日を超えない合理的な期間内に、税関は、申請が認められたか却下されたかについて申請人に通知しなければならない。
(2) For urgent applications in which immediate action is required and where sufficiently specific information concerning known shipments containing allegedly infringing goods is provided, applications shall be assessed immediately by Customs, and notification by Customs to the rights holder shall be made as soon as possible and no later than three (3) working days. If the application is granted, it shall be effective for such period as specified. If the application is rejected, the reasons should be clearly stated.	(2) 早急な行動が必要とされる緊急の申請であり、侵害しているとされる物品を含む積荷に関する十分具体的な情報が提供されている場合、税関は申請を直ちに判断し、可及的速やかに、3 営業日以内に権利者に通知する。申請が認められた場合、特定される期間、当該申請は有効なものとする。申請が却下された場合、その理由を明確に表明しなければならない。
(3) Customs shall inform immediately after the granting of an application all its offices of the details of the application and of the goods referred to in the application.	(3) 税関は、申請を承認した後、申請及び申請において言及されている物品の詳細について全税関事務所に対し直ちに通報しなければならない。
Note on Article 5 5.01 As required by the TRIPS Agreement customs shall have the authority to ask the applicant to provide a security. The purpose of this article is mainly to shield customs and legitimate businesses against the abuse of the measures provided herein. However an eventual security required by customs should be reasonable and should be set at a level that does not unreasonably deter recourse to customs procedures. To implement a fair and flexible mechanism for the provision of securities customs may give full recognition to any of the following: - The provision of a continuous security, to avoid the need for individual bonds for each shipment; - Guarantees may be required as described in Article 8; - Foreign bank guarantees including those issued by the bank in the country in which the right holder is established; - Counter-guarantees by a branch office of the bank in the country of establishment of the right owner;	第５条の注釈 5.01　TRIPS 協定により求められる通り、税関は、申請者に担保を提供することを求める権限を有しなければならない。本条の目的は、主として、本法において定める措置の濫用から税関及び正当な業務を守ることにある。しかしながら、税関が求めることとなる担保は合理的なものであるべきであり、また、税関の手続きの利用を不合理に遅延させることのない水準で定められるべきである。担保の提供のための公平かつ柔軟性のあるメカニズムを実施するため、税関は、次のいずれについても完全に認めることができなければならない。 －それぞれの積荷について個別の担保が必要となることを防ぐために、継続性のある担保を提供すること。 －第８条に定めるところにしたがって、保証を求めること。 －権利者が居住している国の銀行が発行したものを含む外国の銀行の保証。 －権利者が居住している国にある銀行の支店による債務保証。

- Certified documents showing that the applicant has sufficient assets to cover a possible damage claim; - Statements from properly certified accountancies.	－申請者があり得べき損害賠償請求に応じるために十分な資産を有することを保証する文書 －適切に認証された会計士の意見書
5.02 The costs of legal actions against infringers should be borne primarily by the infringers themselves. This is also the starting point under the TRIPS Agreement (see Article 45.2). In some instances, however, the infringing party cannot be contacted. This Article is intended to cover also this situation. The costs incurred should not normally fall to Customs and as an alternative to seeking a bank guarantee, Customs may ask the right holder to sign an undertaking to accept the actual costs incurred; these may include storage, handling, destruction and other operational costs incurred. The undertaking may be requested at the time of making the application, at the time when goods are being suspended from clearance or at a later time.	5.02　侵害者に対する法的措置の費用は、一義的には侵害者自身が負担しなければならない。これはTRIPS協定に基づく出発点でもある（第45.2条参照）。しかしながら、一定の場合には、侵害当事者と連絡がとれないことがある。本条は、この状況についても対応することを目的とするものである。発生する費用は、通常は、税関の負担となるべきものではなく、銀行の保証を求める代わりとして、税関は、発生する実費を負担することについての合意に署名するよう求めることができなければならない。これには、保管、取り扱い、破棄その他運用上発生する費用が含まれる。合意は、申請がなされる際、物品の通関が停止される際、又はその後の時点で求めることができなければならない。
Article 5 Customs may require an applicant to provide a security or equivalent assurance or an undertaking, sufficient to protect the importer, consignee, consignor, exporter or owner of the goods and the competent authorities. However, such security or equivalent assurance shall not be fixed at an amount which would unreasonably deter recourse to these procedures.	第5条 税関は、物品の輸入者、荷受人、荷送り人、輸出者又は所有者、並びに、権限ある当局を保護するために十分な担保、又はそれに相当する保証を提供するか約束を行うことを申請者に要請することができなければならない。但し、かかる担保又はそれに類似する保証は、こうした手続きの利用を不合理に遅延させるような金額で定めてはならない。
Note on Article 6 6.01 Article 6 defines at practical level the actions Customs shall take following the granting of an application for the suspension of customs clearance.	第6条についての注釈 6.01　第6条は、通関差し止めの申請を承認した後に税関がとる措置を実際のレベルで定めている。
6.02 Article 6 also implements Article 54 of the TRIPS Agreement.	6.02　また、第6条は、TRIPS協定第54条を実施するものである。
Article 6 (1) Where Customs is satisfied, after consulting with the applicant if necessary, that the imported or exported goods or the goods in transit are suspected to infringe an intellectual property right covered by the decision granting the application, it shall suspend the clearance of the goods referred to in the application. The suspension shall remain in force for the initial period, and any extension thereof, as specified by Customs.	第6条 (1) 必要な場合には申請人と協議した後に、輸入もしくは輸出される物品又は輸送（トランジット）中の物品が、申請を承認する決定の対象である知的所有権を侵害していることが疑わしいことについて税関が納得した場合、税関は、申請において言及されている物品の通関を差し止めなければならない。差し止めは、税関が特定するところに従って、当初の期間及びその延長期間有効としなければならい。
(2) Customs shall immediately inform the importer, exporter, consignee or the consignor and the applicant of the suspension of the clearance of the goods or of the detention of goods destined for exports or goods in transit and shall state the reasons for such suspension or detention.	(2) 税関は、物品の通関の差し止め、輸出または輸送（トランジット）中の物品の差し止めについて、輸入者、輸出者、荷受人、または荷送り人、及び、差し止め申請者に対し直ちに連絡をとり、差し止めの理由を伝えなければならない。

Note Article 7 7.01 This article implements Articles 50(6), 53(2) and 55 of the TRIPS Agreement.	第7条についての注釈 7.01　本条はTRIPS協定の第50条(6)、第53条(2)及び第55条を履行するものである。
Article 7 (1) Subject to the procedure set out in Article 11 (2), if, within a period of ten (10) working days after the applicant has been served notice of the suspension, Customs has not been informed that proceedings leading to a decision on the merits of the case have been initiated by a party other than the defendant or that the duly empowered authority has taken provisions or measures prolonging the suspension of the release of the goods, the goods shall be released; provided that all other conditions for importation or exportation have been complied with. This article also applies in cases including the detention of goods in the course of any criminal investigation. The time limit may be extended by another ten (10) working days in appropriate cases. In the case of perishable goods suspected of infringing an intellectual property right, the period shall be three (3) working days. That period may not be extended.	第7条 (1) 第11条(2)に定める手続きに従うことを条件として、申請者が、差し止めの通知の送達を受けてから10営業日以内に税関が、本案の決定に向けての手続きが被告以外の者によって開始されたことについて、又は、然るべく権限を有する当局が物品の差し止めを延長するための対策又は措置をとったことについて税関に通報されない場合は、物品の差し止めは解除される。但し、輸入又は輸出のための他の全ての条件が満たされていることを条件とする。また本条は、刑事捜査における物品の押収に関する事案についても適用される。適当な場合には、期限は、10営業日延長される。腐敗しやすい物品が、知的所有権を侵害していると疑われる場合には、期間は3営業日とする。この期間は延長することができない。
(2) If proceedings leading to a decision on the merits of the case have been initiated, a review, including a hearing if requested, shall take place, upon request of the defendant, with a view to deciding, within a reasonable period, whether these measures shall be modified, revoked or confirmed. Notwithstanding the above, where the suspension of the release of goods is carried out or continued in accordance with a [provisional seizure order], this period will be determined by the court ordering the measure. In the absence of such a determination, the period shall not exceed twenty (20) working days or thirty-one (31) calendar days, whichever is longer.	(2) 本案の決定に向けての手続きが開始された場合、要請があるときには聴聞を含め、措置を変更、撤回又は確認するかどうかについて合理的期間内に決定するために、審査は、被告の要請に基づき実施されなければならない。前記に拘わらず、[仮差し止め命令]に従って、物品の差し止めが実施又は継続される場合、この期間は、かかる措置を命じる裁判所によって決定されなければならない。かかる決定がない場合、期間は、20営業日又は31暦日のうちいずれか長い方を超えてはならない。
(3) Where, pursuant to an application the clearance of goods involving other intellectual property rights than trademarks, copyright and related rights has been suspended by Customs, and the period provided for in paragraphs (1) and (2) above has expired without the competent Court having granted a provisional seizure order, and provided that all other conditions for importation have been complied with, the owner, exporter, importer, consignee or consignor of such goods shall be entitled to clearance on the posting of a security in an amount sufficient to protect the right holder for any infringement. Payment of such security shall not prejudice any other remedy available to the right holder, it being understood that the security shall be released if the right holder fails to pursue his right of action within a reasonable period of time.	(3) 申請に基づき、商標、著作権及び関連する権利以外の他の知的所有権を含む物品の通関が税関によって差し止められている場合であって、権限のある裁判所が仮指し止め命令を行うことなしに前記(1)及び(2)に定める期間が満了したときは、輸入のための他の全ての条件が満たされていることを条件として、かかる物品の所有者、輸出者、輸入者、荷受人又は荷送り人は、いずれかの侵害に対し権利者を保護するに十分な金額の担保を置くことによって、通関する権利を有しなければならない。かかる担保の支払いは、権利者の利用できる他の救済措置を害するものではなく、また、合理的な期間内に、権利者がその訴訟を起こす権利の遂行を怠る場合には、当該担保は免除されると理解される。

Note on Article 8 8.01 Article 57 of the TRIPS Agreement vests Customs with powers to give right holders the possibility to inspect suspended goods. The ability to inspect a sample of the goods in a timely fashion is vital so that the right holder is able to proceed effectively with legal proceedings in order to substantiate his claims of infringement. Further, in order to be able to carry out sufficiently thorough inspections, it is important that Customs officers are authorised to give right holders samples of the suspended goods and, in addition, may, upon a right holder's request, provide where feasible (digital) photographs of the goods so that right holders may assist in the determination of whether the goods are pirated or counterfeit or otherwise infringe an intellectual property right. The ability to provide samples to right holders or other outside experts is increasingly important as it becomes more difficult to distinguish the counterfeit or pirate goods from the legitimate products.	第８条についての注釈 8.01　TRIPS 協定第 57 条は、権利者が差し止めされた物品を検査することができるようにする権限を税関に与えている。適時に物品の見本を検査することができることは、権利者が、その侵害の申立てを立証するために、法的手続きにおいて効果的に取り進めることを可能にする上で重要である。また、十分に徹底した検査を実施することを可能にするため、税関職員が、差し止めした物品のサンプルを権利者に提供することを認めること、及び、権利者の要請に基づき、可能な場合には、物品の（デジタル）写真を提供することができるようにすることは、権利者が、当該物品が海賊行為の対象となったものか、偽造されたものか、その他知的所有権が侵害されたものかを判断することに資するために重要である。偽造品又は海賊版を真正な製品から区別することがますます困難となってきていることから、サンプルを権利者又は他の外部の専門家に提供することができることの重要性は増している。
8.02 Articles 47 and 57 of the TRIPS Agreement enable Customs to provide information to right holders within the framework of the laws applicable to confidential and personal information in a country. Sufficient information concerning (a) the infringing nature of the goods, (b) details of the consignment and (c) the parties involved will assist the applicant in deciding whether legal action is appropriate, and in bringing all the persons involved in the infringing activities before the court. Although the provision in Article 47 of the TRIPS Agreement does not oblige Member Countries to provide for such a procedure offers a fair an effective tool for the right holders, and it recommended that WCO Members States incorporate the "right of information" in their national laws dealing with border measures. In fact, a number of WCO Member States have already done so (see for instance Article 6.1 of the European Union Customs Regulation 3295/94).	8.02　TRIPS 協定の第 47 条及び第 57 条は、秘密情報及び個人情報に関する国内の関連する法律の枠組みの中で、税関が権利者に情報を提供することを可能にしている。(a)物品の侵害の内容、(b)荷受けの詳細及び(c)関係当事者に関する十分な情報は、法的措置の適否、及び、侵害行為の全ての関係者を裁判所に対し訴えるか否かについて申請者が判断をする上で有益である。TRIPS 協定第 47 条の規定は、加盟国が、権利者のために公正かつ効果的な手段を提供する手続きを定めることを義務づけておらず、WCO 加盟国が、国境措置を取り扱う国内法に「情報への権利」を盛り込むことが勧奨されている。実際のところ、多数の WCO 加盟国は、すでにこれを行っている（例えば、欧州連合関税規則 3295/94 の第 6.1 条を参照）。
8.03 According to Article 57 of the TRIPS Agreement Member States may authorise Customs to disclose to the right holders information about third parties involved in the infringing activities. As the provision of such information is vital in the fight against counterfeiting and piracy, Customs should, following a request from the right holder, provide information that can reasonably be deemed to assist in the investigation of further infringements and in the detection of third persons involved in the infringing activities, within the limits set by the national laws on the processing of confidential or personal information. Once again the European Union Customs Regulation (Article	8.03　TRIPS 協定第 57 条によれば、加盟国は、税関に対し、侵害活動に関係する第三者についての情報を税関が権利者に開示することを認めることができる。かかる情報の提供は、偽造及び海賊行為との闘いにおいて重要であることから、税関は、権利者の要請に従って、秘密情報又は個人情報の取り扱いに関する国内法が定める制限の枠内において、さらなる侵害についての調査及び侵害行為に関係する第三者の発見に資するものと合理的に考えられる情報を提供しなければならない。この趣旨の規定を含む「国内」法の例として、欧州連合関税規則（第 9.3 条）を再度参照願いたい。

9.3) serves as an example of a "national" law that includes provisions to this effect.	
8.04 Policy advisers within the Customs administration may wish to consider and specify in more detail what information may be disclosed to right holders and at what point in the process.	8.04 税関行政に関する政策アドバイザーは、いかなる情報を、手続きのどの時点において権利者に提供できるかについて、より詳細に検討し特定することを望むであろう。
Article 8 (1) Without prejudice to the protection of confidential information, customs shall allow a right holder, importer or exporter to examine the goods, the clearance of which has been suspended in accordance with Article 11, and may provide samples for examination, testing and analysis to assist in the determination of whether the goods are pirated, counterfeit or otherwise infringe an intellectual property right or whether the goods are protection-defeating devices.	第８条 (1) 秘密情報の保護を害さない場合には、税関は、権利者、輸入者又は輸出者が第 11 条に従って通関が差し止められた物品を検査することを認めるものとし、また、当該物品が海賊行為の対象となったものか偽造されたものか、知的所有権についての他の侵害にあたるものか、又は、当該物品が保護無効化機器であるか否かを判断することに資するために、検査、テスト及び分析のためにサンプルを提供することができなければならない。
(2) Without prejudice to the protection of confidential information and personal data, and in accordance with national legislation and procedures, customs shall notify the right holder, at the right holder's request, of the name and address of the declarant. At the right holder's request, customs may also provide additional information relating to the consignment which has been suspended from clearance, where such information would assist the right holder in pursuing claims of infringement.	(2) 秘密情報及び個人データの保護を害さない場合、国内の法律及び手続きに従って、税関は、権利者の要請に基づき、権利者に対し、通関申告者の名称及び住所を通知する。また、権利者の要請により、税関は、通関を差し止められた貨物に関する追加的な情報を、かかる情報が、権利者が侵害の訴えを遂行する上で役立つ場合には、提供することができなければならない。
(3) Where a positive determination has been made by the competent Court that goods infringe an intellectual property right, or that the goods are protection-defeating devices, Customs shall at the right holder's request inform the right holder of the names and addresses of the exporter, the importer, the consignee, and the consignor and of the estimated quantity of the goods in question.	(3) 物品が知的所有権を侵害していること、又は、物品が保護無効化機器であることについて、権限ある裁判所が肯定的な判断を行った場合、税関は、権利者の要請に基づき、係争の対象となっている物品の輸出者、輸入者、荷受人、及び、荷送り人の名前と住所、並びに、物品の推定量について、通報する。
(4) Right holders are permitted to use the data obtained on the basis of paragraphs 1, 2, and 3 above solely for the purpose of investigating and bringing legal actions concerning alleged infringements of their intellectual property rights.	(4) 権利者は、前記(1)、(2)及び(3)に基づき取得したデータを、権利者の知的所有権の侵害の疑いに関する調査及び訴訟を目的としてのみ使用することが認められなければならない。
PART III. EX-OFFICIO ACTION Note on Article 9 9.01 Customs' powers to act ex officio are a key feature of effective border enforcement regime. In the vast majority of cases Customs officers are the only ones to know when and which allegedly infringing goods are transported. Therefore unless Customs are empowered and obliged to act on their own to stop suspected shipments at the borders, the border measures will remain ineffective. TRIPS Agreement Article 58 introduces the possibility to	**第Ⅲ部　職権行為** 第９条についての注釈 9.01　税関が職権で行為する権能は、効果的な国境での実施体制における重要な要素である。圧倒的多数の事案において、税関職員は、いつそしてどの侵害をしているとされている物品が輸送されるかについて承知している唯一の人間である。したがって、税関が、疑義のある積荷を停止するように独自に行動する権限及び義務がなければ、国境措置は役に立たないものとなってしまう。TRIPS 協定第 58 条は、税関に対し職権による権限を与える可能性を盛り込んでいるが、

give Customs ex officio powers, as such powers are an essential feature of effective border measures it is recommended that WCO Members States include a provision to that effect in the national laws.	かかる権限が、効果的な国境措置の重要な要素であることから、WCO 加盟国は、国内法においてこの趣旨の規定を盛り込むことが推奨される。
9.02 Prima facie evidence must adequately demonstrate that an intellectual property right has been, or may be, infringed.	9.02　一応の証拠(prima facie evidence)とは、知的所有権が侵害されているか又はその可能性があることを然るべく明らかにするものでなければならない。
9.03 As a complement to the clear-cut ex officio powers recommended here WCO Member States may also wish to consider a procedure whereby Customs, when they have sufficient grounds for suspecting that goods are infringing, may detain a shipment for a predetermined period of time (for instance for 3 working days) to allow the right holder, following a notification form the Customs, to lodge an application for suspension of the shipment. Such a procedure has been implemented for instance in the European Union Customs Regulation (Article 4).	9.03　ここにおいて推奨される明確な職権による権能を補完するものとして、WCO 加盟国が、税関が、当該物品が侵害していることを疑うに足る十分な根拠がない場合、税関としては、権利者が、税関からの通知の後に、積荷の差し止めの申請を提出することを可能とするために、事前に定めた期間(例えば 3 営業日)、積荷を留置することができるようにするための手続きについて検討することを希望するかもしれない。かかる手続きは、欧州連合関税規則（第 4 条）において実施されている。
Article 9 Customs shall, on its own initiative, suspend the clearance of goods in respect of which it has acquired prima facie evidence that an intellectual property right has been infringed or is about to be infringed or that the goods are protection-defeating devices. Customs may, on its own initiative, also suspend the clearance of goods whenever there are reasonable grounds to suspect that the goods are infringing goods or protection-defeating devices.	第 9 条 税関は、物品が、知的所有権が侵害されているか、侵害されようとしているか、又は、物品が保護無効化機器であるとの明白な証拠を取得した場合、独自のイニシアティブで当該物品の通関を差し止めなければならない。また、税関は、物品が侵害物であるか又は保護無効化機器であると疑われる合理的な根拠がある場合は、いつでも独自のイニシアティブに基づき、当該物品の通関を差し止めることができる。
Note on Article 10 10.01 Article 10 defines further the powers and obligations of Customs authorities when taking actions ex officio.	第 10 条についての注釈 10.01　第 10 条は、さらに、税関が職権で措置をとる場合の税関当局の権能及び義務を定めている。
Article 10 (1) Where the clearance of goods has been suspended in accordance with Article 9, customs may, where it acts on its own initiative, seek from the right holder the provision of any information or assistance, including technical expertise and facilities for the purpose of determining whether suspect goods are counterfeit or pirated or otherwise infringe an intellectual property right.	第 10 条 (1) 第 9 条に従って、物品の通関が差し止められた場合、税関は、独自のイニシアティブで行為するときは、疑義のある物品が偽造物かもしくは海賊版であるか、又は、別途知的所有権を侵害するものであるかを判断するための技術的な専門家の意見や便宜を含むあらゆる情報又は支援の提供を権利者から求めることができなければならない。
(2) Where customs act in accordance with the procedure set out in Article 9 above, the provisions Articles 6 to 8 of this law apply.	(2) 税関が、第 9 条に定める手続きに従って行為する場合、本法の第 6 条から第 8 条の規定が適用される。
(3) Customs shall immediately inform the right holder or his representative and the declarant, importer or exporter of the place and the date of the suspension of Customs clearance.	(3) 税関は、通関の差し止めの場所及び日付を、権利者又はその代理人、及び、通関申告者、輸入者又は輸出者に直ちに通報する。

PART IV. DISPOSAL OF INFRINGING GOODS Note on Article 11 11.01 As a rule infringing goods should be destroyed or made unusable, and not be let back into the chain of commerce or used in any other manner without the right holder's express consent.	**第IV部　侵害物の処分** 第 11 条についての注釈 11.01　原則として、侵害物品は、破棄又は使用不能としなければならず、権利者の明示的な同意がない限り、流通経路に戻したり、いかなる使用も認めたてはならない。
11.02. It should be noted that in many countries, judicial systems allow for the possibility for settlements to be made out of court. The intention of such settlements is that where the parties agree that the goods are infringing, such goods can be destroyed speedily in order to minimise additional costs. Such settlements are without prejudice to any other action that customs or other competent authorities might take, in respect of criminal and other sanctions.	11.02　多くの国においては、司法制度は、裁判所外で和解する可能性を認めていることについて留意しなければならない。かかる和解の趣旨は、物品が侵害物であることについて当事者が合意する場合、追加的な費用を最小のものとするために、かかる物品を迅速に破棄することができるというものである。かかる和解は、刑事その他の制裁に関し、税関その他の権限を有する当局がとる他の措置を害するものではない。
11.03 Customs should exercise extreme care in obtaining an accurate determination that the goods are infringing. Here the right holder plays a vital role in assisting with the determination and providing evidence. Where appropriate, samples should be retained. Article 5 provides the possibility of obtaining an indemnity and an undertaking as a guarantee with respect to the destruction process.	11.03　税関は、物品が侵害しているという正確な決定を得るために最大限の注意を払うべきである。権利者は、決定及び証拠の提出を支援することにおいて重要な役割を果たす。適当な場合には、サンプルが確保されるべきである。第 5 条は、破棄の過程についての保証として、補償及び保証を取得する可能性について定めている。
11.04 In the number of cases, the fact that the suspended goods are pirated or counterfeits is not disputed. Experiences from WCO member states demonstrate that the opposition procedure suggested here offers a fair and efficient way of dealing with seizures and destruction of infringing goods. Such a procedure has the added benefit of reducing the cost incurred by customs from the storage of the infringing goods.	11.04　多数の事案において、差し止められた物品が、海賊版であるか又は偽造品であることについては、争いがない。WCO 加盟国の経験が示すところによれば、ここにおいて提案されている異議申し立て手続きは、侵害物の差し押さえ及び廃棄について取り扱う公平かつ効率的な方法である。かかる手続きは、侵害物の保管により税関の負担となる費用を削減するという追加的な利益も備えている。
Article 11 (1) Where it is determined by a court order that the goods detained under [this law] are subject to confiscation as goods that are infringing intellectual property rights or that the goods are protection-defeating devices, customs may upon application by the right holder and provided it would not be contrary to existing constitutional requirements, destroy them under official supervision or dispose of them in such other manner as may be within the competence of customs; provided that:	第 11 条 (1) [本法]に基づき差し押さえられた物品が、知的所有権を侵害したものとして又は保護無効化機器として没収の対象となることが裁判所の命令により決定された場合、税関は、権利者の申請によって、及び、既存の憲法上の要請に反するものではないことを条件として、公的な監督の下でそれらを破棄するか、又は、税関の権限の範囲内にある他の方法によってそれらを処分することができなければならない。但し、次のことを条件とする。
a. disposal shall be outside the normal channels of commerce and in such a manner so as to minimise the risks of further infringements,	ａ．処分は、通常の流通経路の外で、更なる侵害の危険を最小のものとするような方法で行われなければならない。
b. such manner of disposal shall be without detriment to the right holder,	ｂ．かかる処分の方法は、権利者に損害を与えるものであってはならない。
c. the right holder is allowed to suggest an	ｃ．権利者は、当該物品の適切な処分の方法を提案す

appropriate manner of disposal of the goods, and	ることが許される。
d. customs does not allow the re-exportation of the infringing goods in an unaltered state, or subject them to a different customs procedure, other than in exceptional circumstances.	ｄ．例外的な事情がある場合を除き、税関は、変更した状態で侵害物の再輸出、又は、それらを別の関税手続きの対象とすることを認めないこと。
(2) Customs may at the request of the right holder forfeit and subsequently destroy the detained goods or place them outside the channels of commerce, or have them destroyed by the right holder under customs' supervision, ex officio and without a court order, wherever:	(2) 以下の場合には、税関は、権利者の要請により、留置物品を没収し、その後破壊するか、留置物品を流通経路外におくか、又は、税関の監督の下で、職権よりかつ裁判所の命令もなしに、権利者に破壊せしめることができなければならない。
a. the right holder has provided adequate evidence to prove that the goods are infringing goods, and;	ａ．権利者が、物品が侵害物品であることを証明する適切な証拠を提出した場合
b. the importer, the exporter, the consignee, the consignor, the owner of the goods, or the declarant has been served by customs with the notice of suspension referred to in Article 6.2, has been informed about the possibility of confiscation and destruction or disposal outside the channels of commerce by default of the allegedly infringing goods and he does not oppose the measure within twenty (20) working days after having been served the notice, or alternatively if after reasonable efforts by customs the importer, exporter, consignee, consignor, the owner of the goods, or the declarant has not been identified.	ｂ．輸入者、輸出者、荷受人、荷送り人、物品の所有者、又は、通関申告者に対し、税関が第 6.2 条に定める差し押さえの通知を通知し、侵害物品とされているものの違反により、没収及び廃棄又は流通経路外での処分の可能性について通報を受け、かかる通知が送達さてから 20 営業日以内にかかる措置について上記のいずれかの者が反対しないか、又は代替的に、税関による合理的な努力にかかわらず、輸入者、輸出者、荷受人、荷送り人、物品の所有者、又は、通関申告者が特定されなかった場合。
In the event the applicant is granted an extension of the time limit for taking legal actions, such extension is automatically applied to the opposition procedure referred to in this paragraph.	申請者が、法的措置を執るための制限時間の延長が認められた場合、かかる延長は、本パラグラフにおいて言及する異議申し立ての手続きに自動的に適用される。
(3) Right holders may, prior to the destruction or the disposal of the suspended goods, apply for a retention of samples, insofar as and to the extent that such samples are needed as evidence in pending or future legal actions regarding infringements of intellectual property rights.	(3) 権利者は、差し止められた物品の破棄又は処分に先立ち、知的所有権の侵害に関する係属中又は将来における法的手続きにおける証拠として必要な場合、その範囲内において、サンプルを保持することについて申し立てることができなければならない。
PART V. INTERNATIONAL CO-OPERATION Note on Article 12 12.01 Taking into account the increasingly international nature of intellectual property infringements Customs authorities are encouraged to cooperate cross borders. Indeed, Article 69 of the TRIPS Agreement obliges Member Countries to establish and notify contact points, with a view to promote the exchange of information and cooperation between customs authorities.	**第Ⅴ部　国際協力** 第 12 条についての注釈 12.01　知的所有権の侵害の国際的な性格が顕著になりつつあることに留意し、税関当局は、国境を越えた協力を行うことが推奨される。まさに、TRIPS 協定第 69 条は、関税当局間の情報交換と協力の促進を目的として、連絡窓口を設け、通報を行うことを義務づけている。
Article 12 Customs shall establish contact points for the exchange of information on trade in goods infringing intellectual property rights, and to	第 12 条 税関は、知的所有権を侵害する物品の貿易に関する情報交換のため、並びに、関税当局間の協力の実施及び調整を行うために連絡窓口を設けなければならない。

conduct and coordinate cooperation between Customs authorities.	
PART VI. FINAL PROVISIONS Note on Article 13 13.01 Markets for legitimate products are very often harmed in numerous countries because infringing goods are being imported in large quantities from third countries under the guise of 'personal' goods. This problem is particularly acute in countries that border countries with high levels of piracy. The problem is further compounded in particular with respect to goods protected by copyright or related rights as products are increasingly produced and used in digital form. A pirate can bring a small shipment of pirated digital goods from one country to another, invoking the personal goods exemption, and then use these few counterfeits to produce thousands of other illegal copies. Ultimately, the cumulative effect of the movement of pirated and counterfeit goods in travellers' luggage can be a source of great commercial harm to right holders.	**第VI部　最終条項** 第 13 条についての注釈 13.01　「私物」と称して、侵害物が第三国から大量に輸入されることによって多数の国において正当な製品のための市場が非常に頻繁に被害を受けている。この問題は、隣接国の海賊行為の水準が高い国においては顕著である。製品がデジタルの方式で製造、使用されることが多くなっていることから、著作権又は関連する権利で保護されている物品については、特に大きな問題となっている。侵害者は、海賊版のデジタル物品を少量、私物に対する例外措置を用いてある国から別の国へと運ぶことができ、そうしたわずかな偽造品を使って、何千という違法な複製を製造するのである。最終的には、旅行者の荷物に入れられた海賊版又は偽造品の移動の累積的な効果は、権利者を商業的に大きく害する源となり得るのである。
13.02 Article 60 of the TRIPS Agreement allows the Contracting Parties to exclude so called de minimis imports from scope of application of the border measures. It is recommended that customs administrations develop a clear policy with regard to this issue so that traffickers of counterfeit products cannot exploit the eventual de minimis limit as a legal loophole. Care should therefore be taken towards the drafting and interpretation of this exception — should it be adopted. It should be limited to a single copy of a work made by a person using his own means and intended strictly for his own private and personal use; e.g., the importation of multiple identical copies of the same product should not be allowed under the exception.	13.02　TRIPS 協定第 60 条は、締約国が、国境措置の適用対象から、僅少な輸入を除外することを認めている。税関行政当局は、偽造物の運び屋が僅少であることを法的な抜け穴として利用することができないようにするために、本件に関し明確な方針を策定することが推奨される。したがって、もし採用される場合、この例外の起草及び解釈に向けて注意が払われるべきである。ある人が独自の手段を用いて作成する作品のコピーは、一つに制限するとともに、その人自身の私的かつ個人的な使用を意図したものに限定しなければならない。例えば、同一製品の多数の同一の複製の輸入は、当該例外に基づき認められてはならない。
Article 13 Infringing goods of a non-commercial nature and intended for the importer's or consignee's own personal use contained in personal luggage or sent in small consignments are not subject to the suspension procedure provided by this Act.	第１３条 非商業的な性質の侵害物であって、個人の荷物に含まれている輸入者又は荷受人自身の個人的な使用が意図されたものか又は少量で送付されたものは、本法律で定める差し止め手続きの対象とはならない。
Note on Article 14 14.01 Competent authorities should have the power to issues instructions or regulations regarding the practical application of this law. It is particularly important that such instructions are given in a swift manner as regards the form and content of the applications, and the simplified process for the renewal or extension of the applications.	第 14 条についての注釈 14.01　権限を有する当局は、本法の実際の適用に関する指令又は規則を発布する権能を有するべきである。申請の書式及び内容、並びに、申請の更新又は延長のための簡易化された手続きに関し、迅速な方法でかかる指令が行われることは特に重要である。
Article 14	第 14 条

The [State Council or other competent authority] after recommendations by Customs shall issue instructions or regulations:	[内閣又は他の権限を有する当局]は、税関の提案に鑑みて、以下の指令又は規則を発布する。
a. prescribing a simplified process for the renewal, extension of the period of assistance, or revision of the applications referred to in Article 1 of this law,	ａ．支援期間の更新又は延長のための簡易化された手続き、又は、本法第１条に定める申請の見直しを規定したもの。
b. prescribing the form in which applications referred in Article 6 of this law are to be made and requiring the person making an application to furnish evidence as to the ownership or the exclusive licence and to comply with such other conditions as may be specified which may include the payment of a reasonable fee to cover the administrative costs of Customs,	ｂ．本法第６条で定める申請が行われることとなる書式を規定し、申請を行う者に対し、所有権又は独占的ライセンスに関する証拠の提出、及び、定められるところに従って、税関の運営費をまかなうための合理的な費用の支払いを含むその他の条件を遵守することを要請するもの。
c. where appropriate on other issues relating to the practical application of this law.	ｃ．該当する場合、本法の実際の適用に関する他の事項
Note on Article 15 15.01 Customs should be exempted from civil or criminal liability for actions they have taken in good faith and following the procedures set out in this law. Article 58 of the TRIPS Agreement includes a broadly similar liability limitation.	第 15 条についての注釈 15.01　税関は、誠実にかつ本法に定める手続きに従ってとった措置については、民事又は刑事上の責任を免除されるべきである。TRIPS 協定第 58 条は、ほぼ類似した責任の制限を定めている。
Article 15 (1) Whether or not an application has been received under Article 1 Customs, when acting in good faith and having followed the procedures set out in this Act and in the relevant regulations, shall not be liable for:	第 15 条 (1) 第１条に基づき申請が受理されたものであるか否かを問わず、税関は、誠実にかつ本法及び関連規則に定める手続きに従う場合は、次については責任をおってはならない。
a. any failure to detect goods infringing intellectual property rights or protection-defeating devices,	ａ．知的所有権の侵害物品又は保護無効化機器の発見ができなかった場合
b. the inadvertent release of such goods or protection-defeating devices, and	ｂ．かかる侵害物品又は保護無効化機器を不注意により解放した場合
c. any other action in respect of such goods or protection-defeating devices.	ｃ．かかる侵害物品又は保護無効化機器に関する他の行為
Note on Article 16 16.01 Wrongful detention means: the suspension, pursuant to an application by the right holder of the release of goods when the substantive decision by the competent Court has established that the goods are not infringing goods.	第 16 条に関する注釈 16.01　不法な留置とは、権限を有する裁判所による決定によって、物品が侵害物ではないことが確立された際に、権利者の申請に従って、物品の解放を差し止めることを言う。
Article 16 (1) An importer, exporter, consignee, consignor or the owner of the goods may seek appropriate monetary compensation for injury caused to them through wrongful detention of goods or circumvention devices in [the Court of first Instance].	第 16 条 (1) 物品の輸入者、輸出者、荷受人、荷送り人、又は、所有者は、物品又は迂回機器の不法な留置によりこれらの者が被った損害に対する適切な金銭的な保証を［第一審裁判所］において求めることができなければならない。

(2) Customs shall order the owner, the importer, the exporter, the consignee or the consignor to pay the costs of storage and destruction of any goods suspended and determined to be counterfeit, pirated or otherwise infringing intellectual property rights.	(2) 税関は、差し止められかつ偽造、海賊版又はその他知的所有権を侵害しているものと判断された物品の保管及び破棄の費用を支払うよう、所有者、輸入者、輸出者、荷受人又は荷送り人に命令する。
Note on Article 17 17.01 It is recommended that trade in counterfeit and pirated goods be defined as a customs offence. This measure enables Customs to continue to proceed with cases subsequent to seizure under the supervision of public prosecutors or other competent authorities in order to avoid the unnecessary delays and confusion that may result when a case is transferred from Customs to other authorities.	第 17 条に関する注釈 17.01　偽造品又は海賊版の貿易は、税関犯罪として定義されることを推奨する。この措置は、事件が税関から他の当局に移管された場合に起こり得る不必要な遅延と混乱を回避するために、検事その他の権限を有する当局の監督の下で、税関が差し押さえた後、事件を引き続き取り進めることを可能にするものである。
Article 17 The import, export or transit of infringing goods shall be punishable as a customs offence according to the relevant provisions in [the applicable law(s)].	第 17 条 侵害物の輸入、輸出又は輸送（トランジット）は、［関連法］の関連規定に従って、税関犯罪として罰せられなければならない。

Ｂ．１．　米国　司法省知的財産タスクフォース報告書[3]

REPORT OF THE DEPARTMENT OF JUSTICE'S TASK FORCE ON INTELLECTUAL PROPERTY October 2004 United States Department of Justice	司法省知的財産タスクフォース報告書 2004 年 10 月 合衆国司法省
TABLE OF CONTENTS	目次
PREFACE	Ⅰ．序文
II. INTRODUCTION	Ⅱ．イントロダクション
III. WHAT IS INTELLECTUAL PROPERTY?	Ⅲ．知的財産とは何か
A. COPYRIGHTS	Ａ．著作権
B. TRADEMARKS	Ｂ．商標
C. TRADE SECRETS	Ｃ．営業秘密
D. PATENTS	Ｄ．特許
IV. WHAT LAWS PROTECT INTELLECTUAL PROPERTY?	Ⅳ．知的財産権はどのような法律で保護されているか
V. WHY IS INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION IMPORTANT?	Ⅴ．知的財産権を保護することが重要な理由
VI. WHAT PRINCIPLES SHOULD APPLY TO INTELLECTUAL PROPERTY ENFORCEMENT?	Ⅵ．知的財産権法の執行にどのような原則を適用すべきか
VII. HOW HAS THE DEPARTMENT OF JUSTICE ATTACKED THE GLOBAL THREAT OF INTELLECTUAL PROPERTY CRIME?	Ⅶ．グローバル規模の知的財産犯罪の脅威に対してどのように対抗してきたか
VIII. WHAT CAN THE DEPARTMENT OF JUSTICE DOTO EXPAND THE FIGHT AGAINST INTELLECTUAL PROPERTY CRIME?	Ⅷ．知的財産犯罪に対する戦いを拡大するために司法省には何ができるか
A. CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATIONS	Ａ．刑事規定の執行に関する勧告
1. EXPAND THE CHIP PROGRAM BY ADDING FIVE NEW UNITS	1. CHIP 対策プログラムを拡充し、新たに 5 つの対策班を追加すること
2. REINFORCE AND EXPAND CHIP UNITS IN KEY REGIONS	2. 主要地域の CHIP 対策班を強化拡大すること
3. DESIGNATE CHIP COORDINATORS IN EVERY FEDERAL PROSECUTOR'S OFFICE IN THE NATION	3. 全米のすべての連邦検察官事務所に CHIP 調整官を配属すること
4. EXAMINE THE NEED TO INCREASE CCIPS RESOURCES	4. CCIPS を増強する必要性について検討すること
5. INCREASE THE NUMBER OF FBI AGENTS ASSIGNED TO INTELLECTUAL PROPERTY INVESTIGATIONS	5. 知的財産犯罪捜査に配属する FBI 捜査官の増強
6. INCREASE FBI PERSONNEL ASSIGNED TO SEARCH FOR DIGITAL EVIDENCE	6. デジタル証拠の捜査に配属する FBI 職員の増強
7. TARGET LARGE, COMPLEX CRIMINAL ORGANIZATIONS THAT COMMIT INTELLECTUAL PROPERTY CRIMES	7. 知的財産犯罪を犯す大規模かつ複雑な犯罪組織を標的にする
8. ENHANCE TRAINING PROGRAMS FOR PROSECUTORS AND LAW ENFORCEMENT AGENTS	8. 検察官と法執行官の訓練プログラムの増強
9. PROSECUTE AGGRESSIVELY INTELLECTUAL PROPERTY OFFENSES THAT ENDANGER THE PUBLIC'S HEALTH OR SAFETY	9. 国民の健康と安全を脅かす知的財産権法違反の訴追
10. EMPHASIZE CHARGING OF	10. 知的財産権法違反の訴追の強調

[3] http://www.usdoj.gov/olp/ip_task/foece_report.pdf

[4] 1 The protection of patents is exclusively addressed by the civil laws of the United States. Consequently, the enforcement of patents was not an area examined by the Task Force.

INTELLECTUAL PROPERTY OFFENSES	
11. ENHANCE VICTIM EDUCATION PROGRAMS AND INCREASE COOPERATION	11. 被害者教育プログラムの増強と協力の強化
12. ISSUE INTERNAL GUIDANCE TO FEDERAL PROSECUTORS REGARDING HOW VICTIMS CAN ASSIST PROSECUTORS IN INTELLECTUAL PROPERTY CASES	12. 知的財産事件に被害者が協力する方法に関する内部指針を連邦検察官に発行すること
B. INTERNATIONAL COOPERATION RECOMMENDATIONS	B. 国際協力に関する勧告
1. DEPLOY INTELLECTUAL PROPERTY LAW ENFORCEMENT COORDINATORS TO ASIA AND EASTERN EUROPE	1. アジアおよび東欧諸国に知的財産権法の執行調整官を配属する
2. CO-LOCATE FBI INTELLECTUAL PROPERTY LEGAL ATTACHES TO ASIA AND EASTERN EUROPE	2. 検察官と同時に FBI の知的財産権法担当職員をアジアおよび東欧諸国に配属する
3. INCREASE THE USE OF INFORMAL CONTACTS TO GATHER EVIDENCE FROM FOREIGN COUNTRIES	3. 外国で証拠を収集するために非公式な接触をこれまで以上に活用する
4. ENHANCE INTELLECTUAL PROPERTY TRAINING PROGRAMS FOR FOREIGN PROSECUTORS AND LAW ENFORCEMENT	4. 海外の検察官および法執行機関を対象とした知的財産権訓練プログラムの強化
5. PRIORITIZE NEGOTIATIONS FOR LEGAL ASSISTANCE TREATIES	5. 司法捜査援助条約の条約交渉の優先順位を考える
6. PRIORITIZE NEGOTIATIONS AND INCLUDE INTELLECTUAL PROPERTY CRIMES IN EXTRADITION TREATIES	6. 犯人引渡し条約の条約交渉を行い、こうした条約に知的財産犯罪を含めること
7. EMPHASIZE INTELLECTUAL PROPERTY ENFORCEMENT DURING DISCUSSIONS WITH FOREIGN GOVERNMENTS	7. 外国政府と協議する際に知的財産権法の執行について強調する
C. CIVIL ENFORCEMENT RECOMMENDATION	C. 民事規定の執行に関する勧告
1. SUPPORT CIVIL ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY LAWS BY OWNERS OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS	1. 知的財産権者による知的財産権法の民事執行を支援する
D. ANTITRUST ENFORCEMENT RECOMMENDATIONS	D. 反トラスト法執行勧告
1. SUPPORT THE RIGHTS OF INTELLECTUAL PROPERTY OWNERS TO DETERMINE INDEPENDENTLY WHETHER TO LICENSE THEIR TECHNOLOGY	1. 技術の実施を許諾するかどうかの決定を独自に下す知的財産権者の権利を擁護すること
2. ENCOURAGE THE USE OF THE JUSTICE DEPARTMENT'S BUSINESS REVIEW PROCEDURE	2. 司法省のビジネスレビュー手続を活用するよう奨励する
3. PROMOTE INTERNATIONAL COOPERATION ON THE APPLICATION OF ANTITRUST LAWS TO INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS	3. 反トラスト法を知的財産権に適用する方法をめぐって国際協力を促進する
IX. WHAT PRINCIPLES SHOULD APPLY TO PENDING AND FUTURE INTELLECTUAL PROPERTY LEGISLATION?	Ⅸ. 現在審議中の知的財産権立法と将来の知的財産権立法にどのような原則を適用すべきか
A. PRINCIPLES FOR PENDING LEGISLATION	A. 審議中の立法に関する原則
B. PRINCIPLES FOR FUTURE LEGISLATION	B. 将来の立法に関する原則
X. HOW CAN THE DEPARTMENT OF JUSTICE PREVENT INTELLECTUAL PROPERTY CRIME?	Ⅹ. 司法省はどうすれば知的財産犯罪を予防できるか
XI. CONCLUSION	ⅩⅠ. 結論
---	---
I. PREFACE	**Ⅰ. 序文**
In response to the growing threat of intellectual	米国司法長官は知的財産権犯罪による脅威の増大

property crime, on March 31, 2004, the Attorney General of the United States announced the creation of the Department of Justice's Task Force on Intellectual Property.	に対応し、2004 年 3 月 31 日に司法省知的財産権タスクフォースを創設することを宣言した。
The Task Force was entrusted with a timely and important mission: to examine all of the Department of Justice's intellectual property enforcement efforts and to explore methods for the Justice Department to strengthen its protection of the nation's valuable intellectual resources. A team of legal experts, with a diverse range of expertise and experience, was assembled to tackle this undertaking.	このタスクフォースには、タイムリーかつ重要な任務が与えられた。それは司法省のこれまでの知的財産権法の執行活動をすべて見直し、司法省が米国の貴重な知的資源に対する保護を強化するための方策について検討するというものだった。様々な分野の専門的能力と経験を備えた法律の専門家のチームが結成され、この課題に取り組んだ。
The Task Force formed five working groups, or subcommittees, to explore important areas of intellectual property. These working groups, each comprised of relevant Task Force members and expert staff, were designed to ensure that the results would be thorough, comprehensive, and accurate. The working groups analyzed existing resources and proposed meaningful improvements in the following areas: (1) Criminal Enforcement, (2) International Cooperation, (3) Civil and Antitrust Enforcement, (4) Legislation, and (5) Prevention.	知的財産権に関わる重要なテーマについて検討するため、タスクフォース内部に 5 つのワーキンググループないしは小委員会を設けた。徹底的、包括的、かつ正確な成果を達成することを狙い、それぞれのワーキンググループをテーマに関係のあるタスクフォース・メンバーと専門スタッフで構成した。このワーキンググループは、以下の分野の既存の資源を分析し、実効的な改善策を提案した。それらは、(1) 刑事執行、(2) 国際協力、(3) 民事および反トラスト法の執行、(4) 立法、そして(5) 犯罪の予防である。
The Task Force also consulted other government agencies and gathered information from multiple sources outside the government, including victims of intellectual property theft, creators of intellectual property, community groups, and academia.	またタスクフォースは他の非政府機関にも諮問し、知的財産窃盗の被害者、知的財産の創作者、関係団体、そして学術界を含め、政府部外の様々な情報源から情報を収集した。
After six months of work, the Task Force submits this final report of recommendations to the Attorney General. These recommendations outline both substantive and tangible methods for the Department of Justice to expand and enhance its efforts in protecting the nation's creative and intellectual resources.	タスクフォースでは 6 カ月間にわたって作業を行った末、司法長官にこの最終勧告書を提出する。これらの勧告には、司法省が米国の創造的かつ知的な資源を保護するための活動を拡大、強化するための実質的かつ具体的な方策を示している。
A Message from the Chair	**委員長メッセージ**
There are many people who deserve the credit for this report.	この報告書の作成に従事した多くの人々の労をねぎらいたい。
I thank the President and the Attorney General for their leadership in recognizing the importance of intellectual property and their vision for investing the resources necessary to fight the threat posed by the theft of intellectual property.	知的財産権の重要性が広く認知されるために大統領と司法長官とがリーダーシップを発揮したこと、また知的財産窃盗による脅威と戦うために必要な資源を積極的に投入する姿勢に賛辞を送りたい。
This report reflects the hard work and insight of a truly remarkable team. I thank my fellow task force members for their significant contributions and wise counsel. Each member contributed considerable time and effort to this project. And I extend my sincere appreciation to the Task Force Staff. Their Herculean effort and tireless commitment made this report possible.	この報告書は、実に素晴らしいチームによるハードワークとすぐれた洞察力の賜物である。私はタスクフォースの同僚メンバーたちの多大な貢献と賢明な意見に感謝の意を表したい。それぞれのメンバーは、このプロジェクトに多大な時間と労力を注いだ。また私は、タスクフォースのスタッフの人々に対する深い感謝の気持ちを伝えたい。彼らのヘラクレス的な活動と疲れを知らない献身がこの報告書の完成を可能にした。
Finally, I thank the career men and women of the Department of Justice whose job it is everyday to protect the institutions that make America strong and prosperous.	最後に、私は米国に活力を与え、この国が繁栄する土台となっている制度を守るために日夜働いている司法省のキャリア職員のみなさんに礼を述べたい。
David M. Israelite Chair	委員長　David M. Israelite

II. INTRODUCTION

A teenage boy living in New York underwent a lifesaving liver transplant in March 2002. He and his family were elated with the success of the procedure, and he diligently followed the medical team's instructions to make a strong recovery. The doctors had prescribed a number of medications including a weekly injection to treat the boy's anemia, a blood condition that occurs when the number of red blood cells falls below normal. The body gets less oxygen, putting excessive pressure on a person's heart. Untreated anemia is life threatening, so for weeks following the transplant, the 16-year-old regularly received his anemia treatment.

While the boy's transplant appeared to be successful, his anemia was not getting any better; in fact, complications were developing. Soon after receiving his weekly shot of medicine, the teenager began feeling excruciatingly painful spasms in his leg and the pain often lasted into the following day. The cause of the spasms, however, was a mystery and bewildered the boy's doctor. Muscles spasms were not a known side effect of the medicine the boy was receiving. Eight weeks into the anemia treatment – in early May 2002 – the boy and his family learned what had caused the mysterious, painful episodes: the medicine injected into the boy's body was counterfeit and did not contain the necessary dosage to treat his condition.

In September 2004, a Connecticut teenager placed his cell phone in its desk cradle to charge overnight while he slept. In the early morning hours, the boy awoke when an explosion ripped through his room. Through the smoke, he could see that his carpet, desk, and computer monitor were in flames. After he safely escaped the fire in his bedroom, investigators began assessing the damage and the cause of the fire. Initially, the cause of the explosion and ensuing fire was a mystery, but after further investigation, the fire department determined the culprit: the cell phone's battery was counterfeit and had exploded while it was charging on the boy's desk.

A well-known Nashville-based songwriter wrote a track on Jessica Simpson's best-selling album, "Sweet Kisses." By the time Simpson's album was released in 1999, this songwriter had used his talent and hard work to build a major song-writing firm in Nashville that employed eight additional songwriters and an office assistant. As with many song-writing businesses in New York or Los Angeles, the Nashville firm depended on royalties to pay salaries and cover expenses. "Sweet Kisses" was a commercial success for them and sold more than three million copies. But during a three-week period after its release, the album was illegally downloaded more than 1.2 million times, according to a Nashville-based firm that tracked the online theft of the album. As more and

Ⅱ．イントロダクション

ニューヨークに住んでいる 10 代の少年が 2002 年 3 月に救命治療として肝臓移植を行った。少年とその家族は手術の成功に喜び、少年は医療チームの指示に従って順調に回復した。医師たちは何種類かの薬を投薬し、少年の貧血症状に対処するために毎週注射を行っていた。この貧血症状は赤血球の数が標準を下回っている場合に起こるもので、体が受け取る酸素の量が減ってしまうため、心臓に余計な負担がかかってしまう。貧血とは言っても適切に治療しなかった場合には生命の危険があるため、16 歳の少年は移植後何週間にもわたって定期的に貧血の治療を受けていた。

少年の移植手術は成功したように見えたものの、貧血症状は少しも良くならなかった。その上、合併症を併発し始めていた。毎週行っている注射を受けるたびに、それから間もなく足に耐え難い痛みを伴った痙攣が生じ、痛みが数日間にわたって続く場合も多かった。痙攣の原因が分からないことが少年の主治医たちを困惑させた。少年に投薬していた医薬品には副作用があったものの、筋肉の痙攣を伴うものは前例がなかったからである。貧血の治療から 8 週間が経過した 2002 年 5 月前半、この不可解確かな痛みを伴った貧血の原因が判明した。少年と家族も事実を知った。実は少年に注射していた薬品が偽造品だったため、少年の症状を治療するのに必要な用量が足りなかったのである。

2004 年 9 月、コネチカットの少年が携帯電話を机の上に置いた充電器に差し込んで寝た翌日の明け方、少年は部屋の爆発音で叩き起こされた。煙を通して部屋のじゅうたん、机、コンピューターのディスプレーが燃えているのが見えた。少年が燃えているベッドルームから安全に脱出した後、捜査官たちが損傷の程度と出火原因について調べ始めた。爆発の原因とその後の出火の原因がしばらく謎だったものの、さらに捜査を進めた結果、消防署が出火原因を特定した。携帯電話のバッテリーが偽造品だったため、少年の机の上で充電している間に爆発したのだった。

ナッシュビルを本拠として活動し、Jessica Simpson のベストセラーアルバム「Sweet Kisses」の曲を書いたことでも知られる作曲家の例である。自分の才能を生かし、懸命に働いた末、この作曲家は Simpson のアルバムが 1999 年に発売された当時、ナッシュビルで大手作曲会社を所有し、自分以外に 8 名の作曲家と事務所のアシスタントを雇うまでになっていた。ニューヨークやロサンゼルスの多くの作曲業の場合と同様、このナッシュビルの企業も、ロイヤリティから給与を支払い、経費を賄っていた。彼らにとって 300 万枚以上売れた「Sweet Kisses」は商業的にも大きな成功だった。ところが、作曲した曲が違法にダウンロードされるにつれ、ロイヤリティ収入が減っていった。ナッシュビルに本拠を置き、このアルバムのオンラインによる窃盗を追跡し

more of the firm's songs were illegally downloaded, the firm saw less and less income from royalties. The Nashville songwriter was forced to downsize, ultimately laying off all nine of his employees. Today, he is a one-man song-writing operation.

Counterfeit products and the theft of intellectual property have real-world consequences. Not only are they threats to the nation's economy, but certain types of intellectual property crimes also endanger our citizens. To understand why intellectual property is such a critical component to the lives and industries of America, it is important to understand what intellectual property is, why intellectual property protection is important, and how the United States Department of Justice can further address the global threat of intellectual property crime through criminal prosecutions, international cooperation, civil enforcement, antitrust enforcement, legislative action, and prevention programs.

III. WHAT IS INTELLECTUAL PROPERTY?

America builds upon human innovation and creativity. People, inspired by new ideas or artistic visions, create books for us to read, music for us to listen to, and products that improve our lives. Whether they produce movies, design fashion, or develop chemical compounds, these individuals all contribute the creations of their intellect for the nation's benefit.

Just as the law grants ownership rights over material possessions, such as a home or a bicycle, it similarly grants individuals legal rights over intangible property, such as an idea or an invention. When a person creates something that is novel and unique, the law recognizes its value and grants the creator the respect and integrity of ownership for this intellectual property.

Intellectual property permeates everything we do, and its diversity is reflected in the four distinct areas of law that protect it: copyrights, trademarks, trade secrets, and patents.

Copyrights

Written works form the first broad category of protected intellectual property. Books, music, movies, artwork, and plays, for example, are all protected by copyrights, which ensure that the creator of the work can claim authorship and financially benefit from his or her work (for a limited term, usually until 70 years after the author's death). Copyright protection ensures that no one else can claim credit for the work, and the creator is therefore granted the exclusive rights to his or her creation.

Copyrights protect works of creative expression that are (1) original and (2) tangibly expressed. In other words, while the physical expression of an idea is protected, the actual idea is not. For example, facts

た企業の調べによれば、発売から 3 週間でアルバムの違法なダウンロードが 120 万回にも達したという。結局のところ、このナッシュビルの作曲家は事業規模を縮小し、9 名の従業員全員を解雇するしかなかった。彼は現在、一人で作曲活動を展開している。

偽造品と知的財産窃盗は現実に深刻な結果を招いている。こうした行為は米国経済にとって脅威となるだけでなく、ある種の知的財産犯罪は国民をも危険に陥れる。知的財産は米国の生活と産業にとって極めて重要な要素となっているが、その理由について理解するためには、知的財産がどのようなものであり、知的財産を保護することがなぜ重要か、また米国司法省が犯罪訴追手続、国際協力、民事執行、反トラスト規制、立法活動、そして犯罪予防プログラムなどの手段を通じて知的財産犯罪の世界的な脅威にいっそう効果的に対処するための方法について理解することが重要である。

Ⅲ. 知的財産とは何か

米国は人々の革新的活動と創造性の上に成り立っている。人々は新しい着想や芸術的なビジョンに触発され、私たちが読む本、私たちが聴く音楽、そして私たちの生活をより快適にしてくれる製品を生み出している。映画を制作する場合であれ、ファッションをデザインする場合であれ、また化合物を開発する場合であれ、こうした人々の知的な創作活動はすべて米国に貢献している。

法律が住宅や自転車など我々の所有物に対する所有権を認めているのと全く同じように、法律では着想や発明など、無形の財産に対しても法的な権利を認めている。人が新規かつ独創的な何かを創作した場合、法律ではその価値を認め、この知的財産に対する所有権を創作者に与え、創作者に対する敬意を示す。

知的財産は我々のあらゆる活動に浸透している。様々な種類の知的財産が存在するものの、これを大別して 4 つの分野、すなわち著作権、商標、営業上の秘密、そして特許分野に関する法律で保護している。

著作権

保護の対象となる知的財産の最初のカテゴリーが著作物である。例えば本、音楽、映画、絵画、そして演劇はすべて著作権により保護され、著作権は作品の創作者が自分の著作物に対して権利を主張し、自分の作品から(限定された期間、通常の場合には著作者の死亡後 70 年間)利益を得られるよう保障する。著作権による保護では、著作者以外の者が作品に対する著作権を主張することのないよう保障し、また著作物に対する排他的な権利を著作者に付与する。

著作権は、(1) 独創的かつ (2) 有形的に表現された創作的表現の作品を保護する。つまり、保護されるのは着想の物理的な表現であり、着想それ自体が保護されるわけではない。例えば、作品に事実が提

presented in a work are freely available, as long as the exact manner of expression is not copied. This allows society to benefit from the accessibility of ideas themselves while still protecting the original creative work. Copyright law applies to literary, musical, and dramatic works; motion pictures and sound recordings; and pictorial, graphic, sculptural, and architectural works.

Copyright protection applies as soon as the work is expressed in a concrete form, without any need for the creator to apply for a copyright. This prevents the scenario in which an artist devotes time and energy to creating a new work, only to have it copied by others without any compensation or acknowledgment. Copyright therefore encourages artists to continue creating, and allows society to continue to benefit from their works.

Copyright law also grants the creator exclusive rights to reproduce, distribute, display, perform, rent, record, translate, or adapt the work. For example, except in certain defined situations – such as teaching, research, or scholarship – the law generally prohibits copying a copyrighted document without the author's permission.

Since Congress enacted the first criminal law protecting intellectual property in 1909, federal law enforcement's role has evolved to reflect the changing technologies and media of expression and distribution. The Internet has greatly revolutionized the ability to share information, but at the same time it offers copyright offenders a vast resource for illegally copying and distributing creative works to which they have no rights. In addition, intellectual property enforcement has become a global problem reaching countries all over the world. Consequently, several international agreements exist to coordinate copyright and other intellectual property protections.

Trademarks

In addition to protecting creative works, intellectual property law also protects trademarks. A trademark is any trait used to identify and distinguish products, services, or their producers. McDonald's golden arches and the Nike "swoosh," for example, are commonly recognized trademarks that immediately identify the companies they represent. Trademarks protect the integrity and uniqueness of a product by allowing a consumer to distinguish one product from another. The trademark may be part of the item or its packaging, and may include a distinctive symbol, word, name, sign, shape, or color; even sounds and smells may be part of a trademark. Generic terms, like "soap," however, do not qualify as trademarks.

Manufacturers who have developed a good brand image and a reputation of high quality can rely on their trademark to prevent others from capitalizing on their successes, and to ensure that customers can continue to purchase those same manufacturers' products. Trademarks therefore contribute to fair

示されている場合、その表現方法をそのまま模倣しない限り、これを自由に利用することができる。独創的かつ創作的な著作物を保護しつつ、着想それ自体を利用できることで社会全体が利益を得ることになる。著作権法は文芸的著作物、音楽的著作物、そして演劇的著作物、映画、絵画、図形、彫刻、そして建築の著作物に適用される。

著作物はこれが具体的な形式で表現され次第、著作権により保護され、創作者が著作権を申請する必要はない。これにより、芸術家が新しい作品の創作に時間と情熱を捧げた結果、報酬や評価を受けることもできず、しかも他の者に複製されるという事態を避けることができる。従って著作権は、芸術家が創作活動を続けることを奨励し、社会が継続的に芸術家の作品から恩恵を受けることを可能にしている。

また著作権法では、著作物を複製、販売、展示、実演、貸与、記録、変形、又は翻案する排他的権利も著作者に与えている。例えば教育、研究、調査など、特別に定めた場合を除き、法律では著作者の承諾を得ずに著作権で保護された文書をコピーすることを一般的に禁じている。

議会が 1909 年に規定財産権を保護するための最初の刑事規定を定めて以来、技術変化や表現・頒布媒体の変化を反映させるために連邦法の執行機能も変化してきた。インターネットは、情報を共有する方法を革命的に変化させた一方、著作権侵害者が一切権利のない著作物を不法にコピーし、頒布するための極めて多様な手段を提供した。これに加えて、知的財産権法の執行が世界中のあらゆる国々を含めたグローバルな問題となった。その結果、著作権や他の知的財産権保護について調整するためのいくつかの国際協定が成立した。

商標

知的財産権法では著作物を保護するだけでなく、商標も保護している。商標とは、製品、サービス、またはその生産者を特定し、識別するために使われる一切の特徴である。例えばマクドナルドの金色のアーチやナイキの「スピード感を表す模様」は一般に認知されている商標であり、これに代表される企業を直ちに識別することができる。商標は、消費者が一つの製品と他の製品とを識別しやすくすることで製品の独自性とこれに対する信頼を保護している。商標は商品の一部でもその包装でもよく、これには識別力があるシンボル、語、名称、看板、形状、または色も含まれる。また音声や臭いさえ商標の一部となる場合がある。しかしながら、「せっけん」などの普通名称には商標となる資格がない。

好ましいブランドイメージと製品の品質が高いとする評価を確立したメーカーは、自社の商標を使うことで、他社が自社の成功に便乗するのを防ぎ、消費者が同じメーカーの製品を継続して購入できるように確保することができる。従って商標は市場における公正な競争に寄与している。他方で消費者は商

competition in the marketplace. Consumers, on the other hand, rely on trademarks to differentiate between products, and to select those whose reputations they most trust. Trademark protection is therefore the most widely applied intellectual property system both by small businesses and in developing economies.	標にもとづいて一つの商品と他の商品を識別し、自分たちが最も信頼する商品を選択している。このため、商標は中小企業や発展途上国の両方において最も普及している知的財産権制度となっている。
Registering a trademark with the United States Patent and Trademark Office confers important advantages to the trademark owner. For example, the owner is granted the exclusive right to use the mark in the United States, and can exclude others from using the trademark, or a comparable mark, in a way that would cause confusion in the marketplace. Trademarks are also protected by anti-dilution laws, which ensure that a trademark's distinctiveness cannot be blurred or tarnished through identical or nearly identical marks. Federal trademark registration is necessary for federal criminal prosecutions, particularly in prosecutions for trafficking in counterfeit goods.	商標を米国特許商標庁に登録した場合、商標権者かなり大きなメリットがある。例えば、その商標を米国内で排他的に使用する権利が与えられ、他の者が市場の混同を引き起こすような方法で同じ商標または類似商標を使うことを排除できる。また反希釈法(anti-dilution laws)も商標を保護している。この法律では同一またはほぼ同一の商標が存在することによって商標の識別力が希釈または棄損されることのないよう確保している。商標侵害、なかんずく偽造品の売買を連邦裁判所で刑事訴追するためには商標を連邦登録しなくてはならない。
In order to register a trademark, the applicant must demonstrate that (1) the mark is distinctive and (2) the mark will be used, or is intended for use, in interstate or foreign commerce. A trademark never expires.	商標を登録するためには、 (1) その標章に識別力があり、(2)その標章を州際通商または外国との取引で使用しているか、これを使用する意図があることを出願人が証明しなくてはならない。商標には有効期限がない。
Trade Secrets	**営業秘密**
A trade secret is any information used by a business that has some independent economic value which motivates those who possess the information to keep it secret. The recipes for Coca-Cola and Pepsi, for example, are trade secrets that are protected. Trade secrets are far broader in scope than patents, and include scientific or technological information, business information, such as marketing strategies, and even information on "what-not-to-do," such as failed or defective inventions. When the information is obtained through legitimate means, however, it can be freely used. For example, a scientist who reverse-engineers a product and discovers how it is assembled can legally use that information to re-create the product. Furthermore, trade secret protection applies only while secrecy is maintained. Once the secret is publicly disclosed, it loses its legal protection.	営業秘密とは、事業で利用し、なんらかの独立した経済的価値があるため、その所有者が秘密にしたいと考える一切の情報である。例えばコカコーラやペプシコーラの製法は営業秘密であり、保護される。営業秘密の範囲は特許よりもはるかに広く、科学的情報または技術的な情報、マーケティング戦略などのビジネス情報、また失敗した発明や欠陥のある発明方法など、「やってはならないこと」の情報さえ含まれる。営業秘密を正当な手段で入手した場合、これを自由に使うことができる。例えば製品の仕組みをリバースエンジニアリングで解明した科学者は、この情報を合法的に使い、その製品を複製することができる。さらに、営業秘密は秘密が維持されている間だけ保護される。こうした秘密が一度でも公開されれば、法律による保護を失う結果になる。
Patents	**特許**
The final major category of intellectual property protection is the patent. From the composition of a new drug to the latest timesaving gadget, patents protect the world of inventions. Laws of nature and natural phenomena, such as gravity and acceleration, however, are not eligible for patent protection, as they are not human creations.	知的財産権保護の最後の重要なカテゴリーが特許である。新薬の組成から時間の節約になる最新のアイデア商品まで、様々な発明が特許により保護される。しかしながら、重力や加速度など、自然法則や自然現象は人間が創造していないため、特許保護を受ける資格がない。
While there are no federal criminal laws that protect patents, there are federal civil laws that protect against patent infringement, and the United States government has numerous international agreements with foreign countries to protect patents.	特許を保護する連邦刑事規定は存在しないものの、特許を侵害から保護するための連邦民事規定が存在する。米国政府では、特許を保護するために海外の国々と数多くの国際協定を結んでいる。

Misuse of Intellectual Property

Misusing copyrighted material, stealing trade secrets, or counterfeiting trademarked products is a crime. Just as intellectual property has become more and more important for the economy and security of the United States, misuse of intellectual property has become easier and easier, and the consequences are devastating: people are deceived, property is stolen, and businesses are harmed. Consequently, federal laws that criminalize violations of intellectual property rights are fundamentally consistent with other criminal laws, which aim to protect property, deter fraud, and encourage market stability.

知的財産の不正使用

著作権のある素材の不正使用、営業秘密の窃盗、また商標の対象となる製品を偽造する行為は犯罪である。知的財産権が米国の経済と安全にとってますます重要になると同時に、知的財産を不正に使用することもますます容易になっているため、その結果は衝撃的である。国民が騙され、財産が盗まれ、事業が妨害されている。従って、知的財産権法に対する違反を犯罪とする連邦法は、財産を保護し、詐欺を防止し、市場の安定性を促進する他の刑事規定と基本的には一致している。

IV. WHAT LAWS PROTECT INTELLECTUAL PROPERTY?

The laws of the United States protect the four major categories of intellectual property through (1) protection of copyrighted works, (2) protection of trademarks, (3) protection of trade secrets, and (4) protection of patents.[4] The following is a summary of how existing federal laws protect these intellectual property resources.

Ⅳ. 知的財産権はどのような法律で保護されているか

米国では知的財産権保護の 4 つの重要なカテゴリーである(1)著作権のある作品に対する保護、(2)商標に対する保護、(3)営業秘密に対する保護、(4)特許に対する保護 、を通じて知的財産を保護している。以下では現在の連邦法がこれらの知的財産資源がどのように保護しているかをまとめている。

Protection of Copyrighted Works

The federal criminal copyright laws prohibit the unauthorized reproduction, distribution, or performance of a copyrighted work, such as a book, motion picture, audio recording, or software program. Once an author creates the work, others generally may not copy and distribute the work without the author's permission. For example, a business that does not pay for software but instead downloads from an Internet software site copyrighted software without authorization in most situations is committing a federal crime.

According to federal law, it is also illegal to design or traffic in technology which is intended to bypass technological measures that copyright owners use to protect their works. Many copyrighted works are encrypted with standard technological or programming protections that limit the ability of others to replicate the copyrighted works easily. Federal law makes it illegal to design and distribute a code that would circumvent this defense. Providing free access to subscription digital cable television programming, for example, is a criminal offense.

Federal law provides additional protection for copyrighted works that fall outside of criminal copyright law. Specifically, trafficking (trade or sale) in counterfeit labels that are attached to copyrighted works is not permitted. This law prevents a situation in which someone creates a counterfeit computer label to attach to a computer disk with the intent to sell the computer disk as if it were an authentic brand.

著作性のある作品に対する保護

著作権に関係する連邦刑事規定では、本、映画、録音、またはソフトウェアプログラムなど、著作権のある作品を許可なく複製、頒布、または実演することを禁じている。著作者が一度その作品を創作すれば、著作者の許可がない限り、他の者はその作品をコピーもしくは頒布することができない。例えば、企業がソフトウェアの代金を支払わず、その代わりに著作権のあるソフトウェアを許可なくインターネットのソフトウェアサイトからダウンロードした場合、通常の場合には連邦犯罪となる。

また連邦法によれば、著作権者が作品を保護するために使っている技術的手段を迂回するための技術を設計または売買することも違法である。多くの著作物は他の者が容易に複製できないよう、標準的な技術で暗号化されているか、プログラムによって保護されている。連邦法では、こうした防護手段を迂回するようなコードの開発と頒布を違法としている。例えば加入制のデジタルケーブル・テレビ番組に自由にアクセスする手段を提供することは刑法犯罪である。

連邦法では著作権法の刑事規定の適用外にある著作物も保護している。例えば著作物に添付されているラベルの偽造ラベルを売買(取引または販売)することは違法となっている。その法律では、偽造コンピューターディスクを本物のブランド製品であるかのように見せかけて販売するために偽造ラベルを作成し、これを添付する行為を防止している。

Protection of Trademarks

Federal law protects trademarks by prohibiting the trafficking of goods or services that bear a counterfeit

商標の保護

連邦法では、正当な商標権者によって登録された商標の偽造商標を付した商品またはサービスの売買

trademark that has been registered by its rightful owner. This law safeguards consumers, who rely on a trademark to identify products they trust and prefer, from being deceived by a fake label. Furthermore, in certain cases consumers can avoid exposure to serious public health and safety dangers. For example, the manufacture and sale of counterfeit automotive parts marked with a counterfeit manufacturer's label is illegal.

Protection of Trade Secrets

Federal laws that protect trade secrets criminalize the unauthorized disclosure of information that has an independent economic value and that the owner has taken reasonable measures to keep secret. The law categorizes two types of disclosures: those that are intended to benefit a foreign government and those that are motivated by economic gain. For example, federal law prohibits an employee from providing the secret ingredient of an employer's famous fried chicken recipe to a competitor. Likewise, a scientist may be committing a crime if he or she provides a company's confidential research results to a foreign government.

Other Laws

Finally, many additional laws provide further intellectual property protection in specific areas of technological innovation. To protect performers who entertain audiences in a live setting, federal laws prohibit recording live performances and then financially benefiting from subsequent copying and distribution of the recording. Federal law also prohibits the manufacture and distribution of devices designed to intercept cable or satellite television signals, and devices used to de-scramble satellite television signals, which would enable viewers to receive programming without authorization.

Federal Criminal Laws Protecting Intellectual Property

Copyright

17 U.S.C. § 506 & 18 U.S.C. § 2319

Criminal Infringement of a Copyright. Statutory maximum penalty of 5 years in prison and a $250,000 fine for a first-time offender and 10 years in prison for a repeat offender.

18 U.S.C. § 2318

Trafficking in Counterfeit Labels for Phonograph Records, Copies of Computer Programs, and Similar Materials. Maximum penalty of 5 years in prison and a $250,000 fine.

18 U.S.C. § 2319A

Unauthorized Fixation of and Trafficking in Sound Recordings and Music Videos of Live Musical Performances. Maximum penalty of 5 years in prison and a $250,000 fine for a first-time offender and 10 years in prison for a repeat offender.

17 U.S.C. § 1201-1205

を禁じている。自分たちが信頼し、愛好する製品を商標にもとづいて選択している消費者は、この法律により偽のラベルで騙されることから保護されている。さらに、消費者が健康または安全への深刻な危険を避けることができる場合もある。メーカーのラベルを刻印した偽造自動車部品を製造し、販売することが違法とされているのはそうした例である。

営業秘密の保護

営業秘密を保護する連邦法の場合、独立した経済的価値を備え、所有者が秘密保持のために合理的な措置を取っている情報を許可なく開示する行為を犯罪としている。この法律では 2 種類の開示を類型化している。一つは外国政府を有利にする意図による開示であり、もう一つは経済的利益を目的とする開示である。例えば連邦法では、従業員が雇用者の有名なフライドチキンの秘密の成分を競争相手に提供する行為を禁じている。同様に、技術者が自社の研究成果の秘密を外国政府に提供した場合も犯罪とされる可能性が高い。

他の法律

最後に、特別な分野の革新的技術の知的財産権を保護している法律も数多く存在する。連邦法では聴衆をライブ公演で楽しませる実演者を保護するためにライブ公演を記録し、その記録をコピー、頒布することで経済的利益を得ることを禁じている。また連邦法ではケーブルテレビ放送や衛星テレビ放送の信号を傍受するために設計された装置、衛星テレビ信号を解読し、視聴者が番組を受信することを可能にする装置の製造および頒布も禁じている。

知的財産を保護している連邦刑事規定

著作権

合衆国法律集第 17 編第 506 条および合衆国法律集第 18 編第 2319 条

著作権の犯罪的侵害。法定の最高刑は初犯の場合には 5 年間の禁固および 25 万ドルの科料、また再犯の場合には 10 年間の禁固となっている。

合衆国法律集第 18 編第 2318 条

音声記録、コンピュータープログラム、および類似の素材のコピーに固定することを目的とした偽造ラベルの売買。最高刑は 5 年間の禁固および 25 万ドルの科料。

合衆国法律集第 18 編第 2319A 条

音楽の生演奏の音声記録と音楽ビデオを許可なく固定し、売買する行為。最高刑は初犯の場合には 5 年間の禁固および 25 万ドルの科料、再犯の場合には 10 年間の禁固。

合衆国法律集第 17 編第 1201 条～第 1205 条

Circumvention of Copyright Protection Systems. Maximum penalty of 5 years in prison and a $500,000 fine for a first-time offender and 10 years in prison and a $1 million fine for a repeat offender.
47 U.S.C. § 553
Unauthorized Reception of Cable Services. Maximum penalty of 6 months in prison and $1,000 fine for individual use and 2 years in prison and $50,000 fine for commercial/financial gain for a first-time offender; 5 years in prison and a $100,000 fine for a repeat offender.
47 U.S.C. § 605
Unauthorized Publication or Use of Communications. Maximum penalty of 6 months in prison and a $2,000 fine for individual use and 2 years in prison and $50,000 fine for commercial/financial gain for a first-time offender; 5 years in prison and a $100,000 fine for a repeat offender.

Trademark

18 U.S.C. § 2320
Trafficking in Counterfeit Goods of Services. Maximum penalty of 10 years in prison and $2,000,000 fine for a first-time offender, and 20 years in prison and a $5 million fine for a repeat offender. A corporate offender is subject to a maximum fine of $15 million.

Trade Secrets

18 U.S.C. § 1831
Economic Espionage. Maximum penalty of 15 years in prison and a $500,000 fine for an individual and a $10 million fine for a corporate offender.
18 U.S.C. § 1832
Theft of Trade Secrets. Maximum penalty of 10 years in prison and a $250,000 fine. A corporate offender is subject to a maximum fine of $5 million. Federal Criminal Laws Protecting Intellectual Property

---

V. WHY IS INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION IMPORTANT?

Ideas and the people who generate them serve as critical resources both in our daily lives and in the stability and growth of America's economy. The creation of intellectual property
- from designs for new products to artistic creations – unleashes our nation's potential, brings ideas from concept to commerce, and drives future economic and productivity gains. In the increasingly knowledge-driven, information-age economy, intellectual property is the new coin of the realm, and a key consideration in day-to-day business decisions.

The Economic Impact of the Copyright Industry

The International Intellectual Property Alliance -an association of 1,300 United States companies that produce and distribute books, newspapers, periodicals, motion pictures, music, television shows, and computer software -commissioned a

著作権保護システムの迂回。最高刑は初犯の場合には 5 年間の禁固および 50 万ドルの科料、また再犯の場合には 10 年間の禁固および 100 万ドルの科料。

合衆国法律集第 47 編第 553 条
ケーブルテレビサービスを許可なく受信する行為。最高刑は個人使用の場合には 6 カ月の禁固および 1000 ドルの科料、商業的／経済的利益を目的とする初犯の場合には 2 年間の禁固と 5 万ドルの科料。再犯の場合には 5 年間の禁固と 10 万ドルの科料。

合衆国法律集第 47 編第 605 条
通信内容を許可なく公開または使用する行為。最高刑は個人使用の場合には 6 カ月の禁固と 2,000 ドルの科料、商業的／経済的利益を目的とする初犯の場合には 2 年間の禁固と 5 万ドルの科料。再犯の場合には 5 年間の禁固と 10 万ドルの科料。

商標

合衆国法律集第 18 編(商標偽造防止法)2320 条
偽造商品またはサービスの売買。最高刑は初犯の場合には 10 年間の禁固と 200 万ドルの科料、また再犯の場合には 20 年の禁固と 500 万ドルの科料。企業が違反した場合には最高で 1500 万ドルの科料を科している。

営業秘密

合衆国法律集第 18 編第 1831 条
経済的スパイ行為。最高刑は個人使用の場合には 15 年間の禁固と 50 万ドルの科料、また企業が違反した場合には 1000 万ドルの科料。
合衆国法律集第 18 編第 1832 条
営業秘密の窃盗。最高刑は 10 年間の禁固と 25 万ドルの科料。企業が違反した場合の科料の最高額は 500 万ドルである。

Ⅴ．知的財産権を保護することが重要な理由とは？

着想やこれを生み出す人々は我々の日常生活と米国経済の安定と成長の両方にとって決定的に重要な資源となっている。新製品の設計から芸術的な創作まで、知的財産を創造する活動は米国の持つ潜在的可能性を解放し、着想を実際の取引として実現し、将来の経済的向上ならびに生産性の向上の原動力となる。ますます知識主導型になっていく情報化社会において、知的財産は社会の新しい貨幣であり、日々のビジネスの意思決定の重要なポイントになっている。

著作権関連産業の経済効果

本、新聞、定期刊行物、映画、音楽、テレビ番組、コンピューター・ソフトウェアを生産、販売する米国の 1300 社の企業の団体である国際知的財産権アライアンス(International Intellectual Property Alliance)は、経済学者である Stephen E. Siwek が最

recently-released study by economist Stephen E. Siwek on the value of copyright industries in the nation's economy. The value of all intellectual property in the American economy is actually much higher because the Siwek study did not include industries that produce trademarked goods or generate revenue from valuable trade secrets. The study, which used data published by the United States government and the methodologies of the World Intellectual Property Organization, found that:	近発表した米国経済における著作権関連産業の価値に関する研究を後援した。Siwek の研究には商標の対象となる商品を生産する産業やかけがえのない営業秘密から収入を得ている産業が含まれていないため、米国経済にとっての知的財産権全体の価値は実際には研究結果よりもはるかに大きいと考えられる。この研究において米国政府が公表しているデータと世界知的財産権機関(WIPO)の手法を使ったところ、以下の事実が判明した。
- In 2002, American copyright industries accounted for an estimated 6% of the nation's Gross Domestic Product ("GDP"). Their $626.6 billion contribution to the United States economy exceeded the total GDP of such countries as Australia, Argentina, The Netherlands, and Taiwan.	- 米国の著作権関連産業は 2002 年に推定で米国の国内総生産(GDP)の 6%に達した。米国経済に対する 6266 億ドルの寄与度は、オーストラリア、アルゼンチン、オランダ、そして台湾などの諸国の GDP を合わせた額を超えている。
- Copyright industries employed 5.48 million workers, or 4% of America's work force.	- 著作権関連産業は 548 万人の労働者を雇用しており、これは米国の総労働人口の 4%に達する。
- Between 1997 and 2002, copyright industries added workers at an annual rate of 1.33%, exceeding that of the national economy as a whole (1.05%) by 27%.	- 著作権関連産業の雇用数は 1997 年から 2002 年までの間に年率 1.33%で伸び、これは米国の経済全体の伸び率(1.05%)を 27%も上回っている。
- Copyright industries in the United States sold and exported an estimated $89.26 billion in 2002 to foreign nations. Copyright industries exceeded other major industries including the chemical, food and live animal, motor vehicle, and aircraft sectors.	- 米国の著作権関連産業は 2002 年に推定で 892 億 6000 万ドルの製品とサービスを海外に販売、輸出した。著作権関連産業の輸出額は、化学、食品および家畜、自動車、そして航空機部門を含めた他の主要産業を上回っている。
---	---
When intellectual property is misappropriated, the consequences are far more devastating than one might imagine. First, intellectual property theft threatens the very foundation of a dynamic, competitive and stable economy. Second, intellectual property theft can physically endanger our health and safety. As the examples that open this report illustrate, illegal products are often destructive products. Finally, those who benefit most from intellectual property theft are criminals, and alarmingly, criminal organizations with possible ties to terrorism. This is why an effective legal system that defines and protects intellectual property in all its diversity is essential. Intellectual property theft is dangerous and harmful, and we must protect ourselves from the criminals of the new millennium who steal the ideas and hard work of others.	知的財産が不正使用された場合、その損害は想像されるよりもはるかに深刻である。知的財産窃盗は、第一に活力に富み、競争力があり、安定した経済の土台を脅かす。第二に、知的財産窃盗は、我々の健康と安全を物理的に危険にさらしかねない。この報告書の冒頭に掲載した事例からも分かる通り、違法な製品は有害な場合が多い。最後に、知的財産窃盗から最も利益を得るのは犯罪者であり、特にテロリズムと結び付いている可能性のある犯罪組織が気がかりである。こうした理由から、多様な知的財産権を定義、保護する効果的な法制度が不可欠である。知的財産窃盗は危険かつ有害であり、我々は人々の着想と労苦を盗みとる 21 世紀の犯罪者たちから身を守らなくてはならない。
Intellectual property thieves profit – not at the expense of a narrow segment of our society – but at the expense of a wide spectrum of artists, manufacturers, distributors, retailers, company employees, and consumers, as well as the government. The statistics are staggering. According to the Office of the United States Trade Representative, intellectual property theft worldwide costs American companies $250 billion a year. Moreover, as a direct result of counterfeit products and Internet theft of intellectual property, the	知的財産窃盗犯たちは我々の社会の限られた部門だけでなく、政府をはじめ、芸術家、メーカー、流通業者、小売業者、サラリーマンの人々など、社会の広い範囲の人々を犠牲にして不当に利益を得ている。統計結果は恐るべき事実を明らかにしている。米国通商代表部によれば、世界で行われている知的財産窃盗は米国の企業に毎年 2500 億ドルの損失を与えている。さらに、偽造品、そしてインターネットを通じた知的財産窃盗の直接的結果として米国経済は租税収入、賃金、投資額、さらには何十万もの雇用を失っている。

American economy is losing hundreds of millions of dollars in tax revenues, wages, investment dollars, as well as hundreds of thousands of jobs.	
Unfortunately, the harmful consequences of these crimes become even more tangible when we examine cases of counterfeit merchandise. Many people assume that the world of counterfeit and stolen intellectual property is limited to fake "designer" purses, bootleg DVDs for sale on a street corner, or music available for download on the Internet. In reality, counterfeit luxury goods and entertainment products are only a small part of the problem. Intellectual property thieves target highly identifiable, commonly used, and respected trademarked items, such as prescription drugs, automobile and airplane parts, batteries, insecticides, and food products. Criminals falsely duplicate these everyday objects, often substituting cheap filler for a product's real ingredients, to mislead the public into using potentially harmful items. As a result, counterfeiting has jeopardized the lives and health of Americans in cases such as these:	偽造商品の事例を検討すれば、残念ながら、こうした犯罪の有害な結果がさらにはっきりする。多くの人々は偽造や知的財産窃盗といえば「デザイナーブランド」の財布、街角で売っている海賊版 DVD、またはインターネットでダウンロードできる音楽などを思い浮かべるに過ぎない。現実には偽造の高級品や娯楽商品は問題のほんの一部を占めるに過ぎない。知的財産窃盗は処方医薬品、自動車や航空機の部品、バッテリー、殺虫剤、また食品など、高度に識別力を持ち、一般に使われ、信頼されている商標品目を標的としている。犯罪者たちはこうした日用品を偽造し、また多くの場合には製品の本当の成分の代わりに安価なまがいもので代用し、国民を欺き、危険性のある商品を使うよう誘導する。その結果、偽造行為は次のような形で米国国民の生命や健康を脅かしている。
- In the past few years, counterfeit versions of prescription drugs that claim to treat infection, HIV-AIDS, heart disease, and Parkinson's disease have been released to the American public. One pharmaceutical company discovered a counterfeit version of its pills that was made with a combination of floor wax and yellow lead-based paint normally used to mark roads.	- 過去数年間にわたって流行性感冒、エイズ、心臓病、パーキンソン病に効果があるとされる処方薬の偽造版が国民に出回っている。ある製薬会社の場合、自社の錠剤の偽造品が床用ワックスと一般に道路標識に使われている黄色の鉛系のペンキを組み合わせていることを発見した。
- Counterfeit automotive parts, such as headlights, brake pads, fan belts, and car batteries, have been discovered in American retail stores, and were pulled from the shelves. In one Asian country, counterfeit brake pads made of compressed sawdust resulted in the death of seven children.	- 米国の小売店でヘッドライト、ブレーキパッド、ファンベルト、そしてカーバッテリーなどの不正商品が発見され、回収された。アジアのある国では、圧縮したおがくずでできた偽造ブレーキパッドが 7 名の子供たちの死を招いた。
- Hundreds of thousands of counterfeit batteries bearing a trusted brand name were discovered by law enforcement agents. The batteries were intended for sale in bargain or "dollar" stores, which would eventually land them in everyday products like children's toys or CD players. It was quickly determined, however, that the batteries contained unsafe levels of mercury and were so poorly manufactured that exposure to sunlight could cause the batteries to explode. In fact, the batteries posed such a serious threat that federal authorities needed several months to destroy them safely.	- 警察は定評のあるブランドを装った何十万もの偽造バッテリーを発見した。このバッテリーはバーゲンや 1 ドルショップなどで販売され、最終的には子供の玩具やＣＤプレーヤーなどの日用品に使われる可能性があった。しかしながらバッテリーの水銀濃度が安全基準を超えており、作りが悪いために日光にあてると爆発する危険性があることが判明した。実際のところ、このバッテリーの危険性があまりにも高かったため、連邦当局がこれを安全に廃棄するために数カ月を費やしたほどである。
- Hundreds of doctors and medical students have allegedly taken advantage of stolen medical textbooks and information posted by an online medical user group. Some of the most critical data, however, is listed incorrectly, including a prescription drug dosage table that in several cases indicates dosage amounts that could be fatal if prescribed.	- 何百もの医師や医学生が盗まれた医学書やオンラインの医療ユーザーグループが投稿している情報を頼りにしていると伝えられる。しかしながら処方薬の服用量の表を含め、いくつかの最も重要なデータが誤っており、この服用量に従って投与した場合、生命の危険を招く場合さえあった。

Finally, while the harmful consequences of intellectual property theft may seem frightening, it is also disturbing to learn who is benefiting from many of these crimes. The anonymity allowed by the Internet, the use of technology which enables flawless and rapid counterfeiting, and the immense profit margins available are just some of the reasons why intellectual property crime is a lucrative venture for many different types of criminals. Intellectual property theft has been linked to organized crime and, potentially, may fund terrorist organizations attracted by the profitability of these offenses.

The Department of Justice is dedicated to protecting the American people. Because intellectual property theft is a clear danger not only to the nation's national economic security but the health and safety of the public, the Justice Department remains strongly committed to the enforcement of intellectual property rights, safeguarding the public, and punishing those who violate the law.

最後に、知的財産窃盗の有害な結果だけでも恐ろしい上に、こうした犯罪から誰が利益を得ているかを知れば、さらに不快になる。インターネットの提供している匿名性、効果的かつ迅速な偽造を可能にする技術の利用、そして莫大な利益率を得られることは、様々な犯罪者にとって知的財産権窃盗が実入りの良いビジネスとなる原因となっている。さらに、知的財産窃盗は組織犯罪と結び付いており、こうした犯罪行為の収益性に魅力を感じたテロリスト組織の資金源とされる場合がある。

司法省は米国国民を保護するために献身的に活動している。知的財産窃盗は米国経済の安全保障のみならず、国民の健康と安全に対する明確な脅威であるため、司法省としては今後も知的財産権法の執行、国民の保護、そして法律に違反した者に対する処罰に精力的に取り組んでいく。

VI. WHAT PRINCIPLES SHOULD APPLY TO INTELLECTUAL PROPERTY ENFORCEMENT?

VI. 知的財産権法の執行にどのような原則を適用すべきか？

The Department of Justice has developed a comprehensive, multi-dimensional strategy against intellectual property crime. This strategy addresses the many different yet essential aspects of intellectual property enforcement: criminal enforcement, international cooperation, civil and antitrust enforcement, and prevention. While the perspective and focus of each of these areas differs, they are nonetheless all united by underlying values that form the foundation of the Justice Department's intellectual property efforts. The Task Force has identified these key principles that drive and shape the Department of Justice's intellectual property enforcement efforts, and which provide a basis for recommending further actions. These principles are set forth below:

司法省では知的財産犯罪に対抗するための包括的かつ多元的な戦略を開発した。この戦略により、刑事執行、国際協力、民事および反トラスト法の執行、そして犯罪予防など、知的財産窃盗の取締りの多様ではあるが不可欠な多くの側面に対処することができる。見通しや焦点はそれぞれの分野ごとに異なっているものの、そのすべてが相互に結び付き、その根底には司法省の知的財産権法執行活動の土台にある価値観が貫かれている。このタスクフォースでは、司法省による知的財産権法の執行活動を形作り、その推進力となり、今後必要とされる対策について勧告するための土台となる重要な原則について明らかにした。これらの原則は次の通りである。

- The laws protecting intellectual property rights must be enforced. The nation's economic security depends on the protection of valuable intellectual resources. The Department of Justice has a responsibility to enforce the criminal laws of the nation that are designed to protect its economic security and the creativity and innovation of entrepreneurs.
- 知的財産権を保護している法律を執行しなくてはならない。米国経済の安全は貴重な知的資源を保護できるかどうかにかかっている。司法省には、米国経済の安全と起業家の人々の創意と工夫を保護することを狙いとする刑事規定を執行する責任がある。

- The federal government and intellectual property owners have a collective responsibility to take action against violations of federal intellectual property laws. The federal government has the primary responsibility for prosecuting violations of federal criminal laws involving intellectual property. Likewise, the owners of intellectual property have the primary responsibility of protecting their creative works, trademarks, and business secrets, and pursuing civil enforcement actions.
- 連邦政府と知的財産権者には連邦知的財産権法に対する違反に共同で対処する責任がある。連邦政府には、知的財産権に関係する連邦刑事規定に対する違反を訴追する重要な責任がある。知的財産権者にも同様に、自分たちの著作物、商標、営業秘密を保護し、民事執行活動を追及する重要な責任がある。

- The Department of Justice should take a leading role in the prosecution of the most serious violations of the laws protecting copyrights, trademarks, and trade secrets. The Department of Justice has historically placed – and should continue to place – the highest priority on the prosecution of intellectual property crimes that are complex and large in scale, and threaten our economic national security or involve a threat to the public health and welfare. The Department of Justice should continue to focus on these areas and enforce federal intellectual property laws as vigorously as resources will allow.	- 司法省は、著作権、商標、および営業秘密を保護している法律に対する最も重大な違反の訴追に指導的な役割を果たさなくてはならない。司法省では、複雑かつ大規模で米国経済の安全を脅かし、もしくは国民の健康および福祉を脅かす知的財産犯罪の訴追をこれまでも最重要視してきたが、今後もこうした姿勢を維持すべきである。司法省は今後もこうした分野に焦点を合わせ、知的財産権法を資源的制約の許す限り精力的に執行すべきである。
- The federal government should punish those who misuse innovative technologies rather than innovation itself. The Department of Justice should enforce federal intellectual property laws in a manner that respects the rights of consumers, technological innovators, and content providers.	- 連邦政府は革新的技術それ自体よりも革新的技術を不正に使用した者を罰するべきである。司法省は、消費者、技術開発者、およびコンテンツ・プロバイダーの権利を尊重するような方法で連邦知的財産権法を執行すべきである。
- Intellectual property enforcement must include the coordinated and cooperative efforts of foreign governments. Violations of intellectual property laws are increasingly global in scope and involve offenders in foreign nations. Enforcement measures must therefore confront and deter foreign as well as domestic criminal enterprises. This requires the informal assistance of foreign governments and their law enforcement agencies, active enforcement of their own intellectual property laws, and formal international cooperation through treaties and international agreements.	- 知的財産権法の執行にあたっては外国政府と調整し、協力しなくてはならない。知的財産権法に対する違反の規模はますますグローバル化し、外国の違反者が関与するようになってきた。従って法執行手段は、国内の犯罪的活動だけでなく海外の犯罪的活動にも対処し、これを抑止できるものでなくてはならない。そのためには外国政府と法執行機関の非公式な協力、各国の知的財産権法の積極的な執行、そして条約や国際協定を通じた正式な国際協力が必要である。
VII. HOW HAS THE DEPARTMENT OF JUSTICE ATTACKED THE GLOBAL THREAT OF INTELLECTUAL PROPERTY CRIME? In recent years, the Justice Department has made the enforcement of intellectual property laws a high priority, and in turn has developed a team of specially trained prosecutors who focus specifically on intellectual property crimes. The Department of Justice's intellectual property enforcement team includes prosecutors in the Criminal Division's Computer Crime and Intellectual Property Section ("CCIPS"). Based in Washington, D.C., this team of specialists serves as a coordinating hub for national and international efforts against intellectual property theft. Additionally, to combat the widespread nature of intellectual property crime, the Justice Department has assigned specialized prosecutors, called "Computer and Telecommunications Coordinators" ("CTCs"), to all 94 United States Attorney's Offices located in geographic subdivisions throughout the nation. These front-line federal prosecutors are directly responsible for handling intellectual property prosecutions in the field.	**Ⅶ. グローバル規模の知的財産犯罪の脅威に対してどのように対抗してきたか？** 司法省は近年、知的財産権法の執行を最優先し、知的財産犯罪に絞って取り組む特別に訓練されたチームを編成した。 司法省の知的財産権法執行チームには、刑事部(Criminal Division)のコンピューター犯罪・知的財産課(Computer Crime and Intellectual Property Section)(CCIPS)の検察官が参加している。この専門チームはワシントンＤＣに本拠を置き、知的財産窃盗に対抗する国内および国際的活動の調整本部の役割を果たしている。 さらに、知的財産犯罪の広域的な性質に対抗するため、司法省は全米のそれぞれの地域に存在する 94 の検察官事務所のすべてに「コンピューター電気通信調整官(Computer and Telecommunications Coordinators)」(CTC)と呼ばれる専門的な検察官を配属した。これらの前線の連邦検察官はこうした地域の知的財産権法に関係する刑事訴追を直接担当する。

Finally, the Justice Department has concentrated additional intellectual property theft prosecutors in regions of the country where intellectual property enforcement is especially critical. In these cities, specialized "Computer Hacking and Intellectual Property" ("CHIP") Units have been created to concentrate the number of prosecutors to reflect the intellectual property theft problem in the region.

Computer Crime and Intellectual Property Section ("CCIPS")

With the support of Congress, the Computer Crime and Intellectual Property Section has grown from 22 attorneys to more than 35 attorneys over the past two years. Created in 1991, CCIPS attorneys prosecute intellectual property cases and provide guidance and training to prosecutors in the field. CCIPS also advises Congress on the development and drafting of intellectual property legislation and provides other policy guidance. Finally, CCIPS prosecutors develop relationships with international law enforcement agencies and foreign prosecutors to strengthen the global response to intellectual property theft.

Computer and Telecommunications Coordinators ("CTCs")

A national network of high-tech federal prosecutors, designated "Computer and Telecommunications Coordinators," exists in all 94 United States Attorney's Offices. These federal prosecutors are responsible for prosecuting computer crime and intellectual property cases, training agents and prosecutors, and promoting public awareness programs in their geographic region. Today, there are about 190 CTCs in the field, as many offices have two or more prosecutors dedicated to intellectual property prosecutions. Each prosecutor receives specialized training at an annual conference, and many attend additional seminars at the Department of Justice's National Advocacy Center in Columbia, South Carolina.

Computer Hacking and Intellectual Property Units ("CHIP Units")

Because certain areas of the country have high concentrations of computer crime and intellectual property cases, the Justice Department created "Computer Hacking and Intellectual Property" ("CHIP") Units in those regions. The first of these was launched in February 2000 in the United States Attorney's Office in San Jose, California, which is responsible for handling cases in the high-tech region of Silicon Valley. In July 2001, the Attorney General expanded the program by creating 12 new CHIP Units in Los Angeles; San Diego; Atlanta; Boston; New York (Brooklyn and Manhattan); Dallas; Seattle; Alexandria, Virginia; Miami; Chicago; and Kansas City, Missouri. In addition to prosecuting computer crime and intellectual property cases, the CHIP teams work closely with local intellectual property industries to prevent computer crime and intellectual

最後に、司法省では、知的財産権法の執行が特に必要とされる地域の知的財産窃盗担当検察官を増強した。これらの都市では、その地域の知的財産権窃盗問題に対応して検察官の数を増強するために専門化された「コンピューター・ハッキングおよび知的財産(Computer Hacking and Intellectual Property)(CHIP)」対策班を設置した。

コンピューター犯罪・知的財産課(CCIPS)

議会の支援により、コンピューター犯罪・知的財産課の検察官は過去2年間で22名から35名へと増強された。1991年に設置されたCCIPS検察官は知的財産事件を訴追し、この分野の検察官を指導し、その訓練に当たっている。またCCIPSは知的財産権法令の開発と起草に関連して議会に助言を行い、その他の政策的指針を提供している。最後に、CCIPS検察官は知的財産窃盗に対するグローバル規模での対応を強化するために国際的法執行機関や海外の検察官との連携を強めている。

コンピューター電気通信調整官(CTC)

94の連邦検察官事務所のすべてに「コンピューター電気通信調整官」が任命され、連邦検察官の全米規模のハイテク・ネットワークが形成されている。これらの連邦検察官は、それぞれの地域のコンピューター犯罪と知的財産事件、捜査官と検察官の訓練、市民の意識を喚起するための事業を担当している。現在では、全米におよそ190名のCTCが配属され、知的財産犯罪の訴追手続を専門的に担当する検察官が2名以上存在する検察官事務所も多い。それぞれの検察官は毎年行われる会議で特別な訓練を受け、それ以外にも多くの検察官がサウスカロライナにある司法省の連邦検察官センター(National Advocacy Center)で行われるセミナーに出席している。

コンピューター・ハッキングおよび知的財産権対策班(CHIP対策班)

米国の一部の地域ではコンピューター犯罪と知的財産事件が集中して発生しているため、司法省はこれらの地域にコンピューター・ハッキングおよび知的財産権(CHIP)対策班を設置した。最初の対策班は2000年2月にカリフォルニア州サンノゼにある連邦検察官事務所に設置され、それ以来シリコンバレーのハイテク地域の事件を担当している。2001年7月、司法長官はこの制度を拡充し、ロサンゼルス、サンディエゴ、アトランタ、ボストン、ニューヨーク(ブルックリンとマンハッタン)、ダラス、シアトル、アレクサンドリア、バージニア、マイアミ、シカゴ、ミズーリ州のカンザスシティーに新たに12のCHIP対策班を設置した。CHIP対策班では、コンピューター犯罪と知的財産事件を訴追する以外に、コンピューター犯罪や知的財産権法違反を予防するために現地の知的財産権関連産業と密接に協力し、また連邦や州や地方の検察官や捜査官の訓練を行ってい

property offenses, and also train federal, state, and local prosecutors and investigators. There are currently 60 prosecutors assigned to 13 existing CHIP Units. In total, the Department of Justice has dedicated more than 250 federal prosecutors around the country to prosecute computer crime and intellectual property theft.	る。現在 60 名の検察官が既存の 13 の CHIP 対策班に配属されている。司法省はコンピューター犯罪や知的財産権窃盗を訴追するために合計で 250 名を超える連邦検察官を全米に展開している。
Investigative Resources Successful criminal prosecutions require reliable investigative resources. Within the Department of Justice, Special Agents of the Federal Bureau of Investigation ("FBI") serve as the primary, and largest, group of investigators working with federal prosecutors. To address the increasing importance of computer crime and intellectual property, in June 2002 the FBI created a new Cyber Division and Intellectual Property Rights Unit that specifically investigates intellectual property theft and fraud. In addition, trained teams of computer forensic experts analyze digital evidence in FBI computer labs and field offices throughout the country. The FBI also has an extensive network of international partnerships with foreign countries and assigns special agents as legal attachés in United States embassies throughout the world.	**捜査資源** 刑事訴追を成功させるためには信頼性のある捜査資源が必要となる。司法省内では、連邦捜査局(FBI)の特別捜査官が連邦警察官と協力している最重要かつ最大規模の捜査官集団である。コンピューター犯罪や知的財産権の重要性の高まりに対応するため、FBI では 2002 年 6 月に新たにサイバー局と知的財産窃盗および詐欺を専門的に捜査する知的財産権対策斑を設置した。さらに、専門的な訓練を受けたコンピューター犯罪専門家が FBI のコンピューター研究所や全米の現場事務所でデジタル証拠の分析を行っている。また FBI には海外諸国との大規模な国際協力ネットワークがあり、特別捜査官を法務担当職員として世界の米国大使館に配属している。
The Department of Justice also works closely with numerous local and state police officers and other federal law enforcement agencies, including the United States Secret Service, the Bureau of Immigration and Customs Enforcement, and the United States Postal Inspection Service. The Secret Service seeks to protect America's financial and telecommunications infrastructure, which is increasingly exploited by intellectual property criminals. The Secret Service's Criminal Investigative Division has an Electronic Crimes Section that supports 13 Electronic Crimes Task Forces in select cities where local, state, and federal law enforcement officers investigate numerous types of high-tech crimes. The Bureau of Immigration and Customs Enforcement is an investigative arm of the Department of Homeland Security, and assists federal prosecutors with the seizure of counterfeit goods at the nation's borders and ports-of-entry. Finally, as the primary law enforcement arm of the United States Postal Service, the Postal Inspection Service performs postal investigative and security functions, which become especially important in the investigation of trafficking in counterfeit goods.	また司法省は、数多くの地方および州の警察官や、特別警備局(United States Secret Service)、入国関税執行局(Bureau of Immigration and Customs Enforcement)、そして連邦郵政監察局(United States Postal Inspection Service)など、他の連邦執行機関とも密接に協力している。 特別警備局は、知的財産犯罪によってますます悪用されるケースが増えてきた米国の金融および電気通信インフラストラクチャーの保護に努めている。特別警備局の犯罪捜査部(Criminal Investigative Division)には電子犯罪課(Electronic Crimes Section)があり、特定の都市に設置された 13 の電子犯罪タスクフォース(Electronic Crimes Task Force)の活動を支援している。このタスクフォースでは地方、州、そして連邦の法執行官が協力して様々な種類のハイテク犯罪を捜査している。 入国関税執行局は国土安全保障省の捜査部門であり、連邦検察官に協力して国境および出入国拠点で偽造品の押収に当たっている。 最後に、連邦郵政監察局では米国郵政公社の主要な法執行部門として郵便物の捜査とセキュリティ機能を担っており、特に偽造品の売買の捜査に重要な役割を果たしている。
Intellectual Property Prosecutions Working together, the specially trained federal prosecutors of the Department of Justice and the dedicated agents of federal, state, and local law enforcement agencies have formed a formidable team against intellectual property criminals. Over the past several years, the Department of Justice and its law	**知的財産犯罪の訴追** 特別に訓練された司法省の連邦検察官と連邦、州、そして地方の法執行機関の専門捜査官が協力し、知的財産犯罪に対する恐るべきチームが形成された。司法省および司法省と協力して法執行を担っている機関は過去数年間にわたって数多くの知的財産窃盗犯を訴追し、米国経済の安全と米国民の個人的福祉

enforcement partners have prosecuted numerous intellectual property thieves and dismantled criminal networks that presented a serious threat to the nation's economic security and the personal well-being of Americans. Some of these cases include the following:	を深刻に脅していた犯罪ネットワークを解体した。例えば以下の事例があった。
- Counterfeit Baby Formula: In August 2002, a California man was sentenced to over three years in prison for selling thousands of cases of counterfeit infant formula to wholesale grocers.	- 偽造乳児用粉ミルク： 2002 年 8 月、偽造乳児用粉ミルク数千ケースを卸売雑貨店に販売した罪でカリフォルニア州の男に 3 年間を超える禁固刑が宣告された。
- Counterfeit Pharmaceuticals: In January 2004, two California men were prosecuted for manufacturing 700,000 fake Viagra tablets valued at $5.6 million, and for attempting to sell the fake drugs in the United States. One defendant has pleaded guilty and is awaiting sentencing, while the other defendant is awaiting trial for his alleged role in the scheme.	- 偽造医薬品： 2004 年 1 月、70 万錠の偽造バイアグラ錠剤(本物であれば 5600 万ドル相当)を製造し、米国内で偽造医薬品を販売しようと企てた罪でカリフォルニア州の 2 人の男を起訴した。一方の被告は罪を認め、刑の宣告を待っているものの、もう一方の被告はこの計画に果たした役割について正式事実審理が開かれるのを待っている。
- Counterfeit Pesticides: In January 2004, an Alabama man was sentenced to over three years in prison and ordered to pay $45,000 in restitution for selling mislabeled and adulterated pesticides to city governments and private businesses, which used the pesticides to try to control mosquitoes harboring the deadly West Nile virus in a number of southern and mid-western states.	- 偽造殺虫剤： 2004 年 1 月、アラバマ州の男が多数の市政府と民間企業に不正なラベルを添付し、法定基準に達しない殺虫剤の販売した罪で 3 年間を超える禁固刑を宣告され、4 万 5000 ドルの賠償を命じられた。この殺虫剤は南部および中西部のいくつかの州で致死性のある西ナイルウイルスの宿主となっている蚊を撲滅するために使われた。
- Counterfeit Designer Clothing: In 2003, a South Carolina man was sentenced to seven years in prison and ordered to pay $3.5 million in restitution for selling fake Nike shoes and Tommy Hilfiger apparel.	- 偽造デザイナーブランド衣料品： 2003 年、サウスカロライナ州の男が、 ナイキの偽造シューズと Tommy Hilfiger の偽造服を販売した罪で 7 年間の禁固刑を宣告され、350 万ドルの賠償を命じられた。
- Counterfeit Software: In December 2003, a Virginia man was sentenced to over five years in prison and ordered to pay $1.7 million in restitution for distributing more than $7 million in counterfeit software over the Internet. In a separate prosecution in April 2004, a Ukrainian man was charged with illegally distributing millions of dollars of unauthorized copies of software from Microsoft, Adobe, AutoDesk, Borland, and Macromedia. The government of Thailand recently extradited the defendant to the United States to face criminal charges.	- 偽造ソフトウェア： 2003 年 12 月、 700 万ドルを超えると偽造ソフトウェアをインターネットで販売した罪でバージニア州の男が 5 年間を超える禁固刑を宣告され、170 万ドルの賠償を命じられた。2004 年 4 月、これとは別な訴追により、マイクロソフト、Adobe、 AutoDesk、 Borland、および Macromedia のソフトウェアの無許可コピー数百万ドル相当を違法に販売した罪でウクライナの男が起訴された。タイ政府は最近、この被告を米国で刑事訴追するために米国に引き渡した。
- Bootleg Recordings: In July 2004, a Pittsburgh man was sentenced to over a year in prison and fined $120,000 for illegally copying and selling 11,000 video and audio recordings of live musical acts by such artists as KISS, Aerosmith, Bob Dylan, and Bruce Springsteen.	- 海賊版音楽： 2004 年 7 月、KISS、エアロスミス、ボブディラン、そしてブルース・スプリングスティーンなどのアーチストによる生演奏の 1 万 1000 点の視聴覚記録を違法にコピーし、販売した罪でピッツバーグの男が 1 年を超える禁固刑と 12 万ドルの科料を宣告された。
- Counterfeit DVDs: In April 2004, an Illinois man pleaded guilty and faces up to three years in prison for reproducing and distributing more than 200 movie videos sent to Academy Award voters for screening, including "Master and Commander: The Far Side of the World" and "House of Sand and Fog."	- 偽造 DVD： 2004 年 4 月、 イリノイ州の男がアカデミー賞の投票者に鑑賞してもらうために「マスター・アンド・コマンダー(Master and Commander: The Far Side of the World)」および「砂と霧の家(House of Sand and Fog)」を含めた 200 本を超える映画のビデオ映像を複製し、頒布した罪を認めた。男は最高で 3 年間の禁固刑を宣告される可能性がある。

- Illegal Movie Distribution: In June 2003, a New York man was sentenced to six months of home confinement, fined $2,000, and ordered to pay $5,000 in restitution for illegally distributing a copy of the motion picture, "The Hulk" on the Internet prior to its theatrical release. - Stolen Satellite Signals: From 2003 to 2004, more than 20 computer hackers and hardware distributors were convicted of distributing hardware and software designed to steal copyrighted satellite programming. - Theft of Trade Secrets: In December 2002, two California men were indicted for stealing valuable integrated circuit designs from a company in the United States and attempting to deliver the secrets to the Chinese government.	- 違法な映画の頒布： 2003 年 6 月、ニューヨークの男が映画「ハルク」が劇場公開される前にそのコピーをインターネットで違法に販売した罪で 6 カ月間の自宅拘禁刑と 2000 ドルの科料刑を宣告され、5000 ドルの賠償を命じられた。 - 衛星信号の窃盗: 2003 年から 2004 年にかけて、著作権のある衛星番組を窃盗するために設計されたハードウエアとソフトウェアを販売した罪で 20 人を超えるコンピューターハッカーとハードウエア販売業者が有罪判決を受けた。 - 営業秘密の窃盗： 2002 年 12 月、米国の企業から集積回路の貴重な設計を盗み、この秘密を中国政府に渡そうと企てた罪でカリフォルニア州の 2 人の男が起訴された。
In addition to these cases, the Department of Justice has also successfully dismantled criminal networks that span the nation and the globe. A few of these efforts include:	司法省では、以上の事件以外にも米国や世界に広がっている犯罪ネットワークを解体することに成功した。
- Operation Buccaneer: In December 2001, law enforcement authorities executed 70 searches in the United States and foreign countries including Australia, Finland, Sweden, Norway, and the United Kingdom against members of online organizations known as "warez" groups. This operation has resulted in 36 convictions worldwide for illegally distributing thousands of movies, musical recordings, and software programs on the Internet. Ten members of the group received prison sentences ranging from three to four years. - Operation FastLink: In April 2004, more than 200 computers were seized in 11 countries from members of Internet groups that specialize in illegally distributing high-quality movies, music, games, and software over the Internet. - Operation Digital Marauder: In September 2004, over $56 million in counterfeit Microsoft software was seized, and 11 people in California, Texas, and Washington were charged with manufacturing counterfeit software and counterfeit packaging. - Operation Digital Gridlock: In August 2004, more than 40 terabytes of illegally distributed copyrighted materials, the equivalent of 60,000 movies or 10.5 million songs, were seized from computers located in Texas, New York, and Wisconsin in the first federal law enforcement action against a "peer-to-peer" network.	- Buccaneer 作戦: 2001 年 12 月、法執行当局は、米国とオーストラリア、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、そして英国を含めた海外の国々で「warez」グループとして知られるオンライン組織のメンバーに対して 70 件の家宅捜索を行った。この作戦により、数千の映画、音楽録音、そしてソフトウェアプログラムをインターネットで違法に販売した罪により世界全体で 36 人の有罪判決を得た。このグループの 10 人のメンバーは 3 年間から 4 年間の禁固刑を宣告された。 - FastLink 作戦： 2004 年 4 月、11 カ国で、インターネットを通じた高品質の映画、音楽、ゲーム、そしてソフトウェアの違法販売を専門とするインターネットグループのメンバーから 200 台のコンピューターを押収した。 - デジタル襲撃作戦： 2004 年 9 月、5600 万ドルを超える偽造マイクロソフト社製ソフトウェアを押収し、偽造ソフトウェアと偽造パッケージを製造した罪でカリフォルニア州、テキサス州、そしてワシントン州の 11 人を起訴した。 - デジタル交通渋滞作戦： 2004 年 8 月、「ピアツーピア」ネットワークに対する連邦初の法執行措置により、テキサス州、ニューヨーク州、ウィスコンシン州にあるコンピューターから 6 万本の映画または 1050 万曲の音楽に相当する 40 テラバイトを超える違法に販売された著作権のある素材を押収した。
As shown in these cases, the Department of Justice has adopted an aggressive approach to combating intellectual property crime. With the help of other federal agencies and law enforcement officers worldwide, the Justice Department's network of highly trained prosecutors strikes at intellectual property crimes with coordinated force. While the Department of Justice has prosecuted several	以上の事例からもわかる通り、司法省では、知的財産犯罪と闘うための積極的なアプローチを採用している。司法省の高度に訓練された検察官のネットワークは他の連邦機関や世界中の法執行官の協力を得て、知的財産犯罪を効果的かつ組織的に攻撃している。司法省は既にいくつかの重要な事件を訴追したものの、タスクフォースとしては、司法省が具体的な戦略を採用し、以上の成功例をさらに強化、改

important cases, the Task Force recognizes that the Justice Department can adopt concrete strategies to reinforce and improve upon these successes.	善できると考えている。
VIII. WHAT CAN THE DEPARTMENT OF JUSTICE DO TO EXPAND THE FIGHT AGAINST INTELLECTUAL PROPERTY CRIME?	**Ⅷ. 知的財産犯罪に対する戦いを拡大するために司法省には何ができるか？**
A. CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATIONS	**A. 刑事規定の執行に関する勧告**
The United States Department of Justice makes enforcement of the criminal intellectual property laws a high priority. The Justice Department prosecutes criminal cases involving the theft of copyrighted works, trademark counterfeiting, and theft of trade secrets. Many divisions and offices of the Justice Department participate in the enforcement of intellectual property laws, including federal prosecutors located throughout the nation. These prosecutors work closely with local, state, and federal law enforcement agents to identify criminals and prosecute them in accordance with the law.	米国司法省では、知的財産権に関する刑事規定の執行に高い優先順位を置いている。司法省では、著作権対象著作物の窃盗、商標の偽造、そして営業秘密の窃盗に関係する刑事事件を訴追している。全米に配属されている連邦検察官を含め、司法省の多くの部局と職員が知的財産権法の執行に従事している。これらの検察官は地方、州、そして連邦の法執行官と緊密に協力し、犯罪を摘発し、これを法律に従って訴追している。
While the Department of Justice has successfully prosecuted numerous intellectual property cases over the past several years, the Task Force believes additional success is possible. Accordingly, the Task Force recommends that the Department of Justice adopt the following recommendations to further expand and strengthen the fight against intellectual property crime:	司法省は過去数年間に数多くの知的財産事件の訴追に成功しているものの、タスクフォースとしては、こうした成果を上げ続けることが可能だと確信している。従ってタスクフォースでは、司法省が次の勧告を採用し、知的財産犯罪に対する戦いを拡大強化するよう勧告する。
(1) Create five additional CHIP Units in regions of the country where intellectual property producers significantly contribute to the national economy. These areas are (1) the District of Columbia; (2) Sacramento, California; (3) Pittsburgh, Pennsylvania; (4) Nashville, Tennessee; and (5) Orlando, Florida;	(1) 知的財産の生産者が米国経済に大きく寄与している地域にさらに 5 つの CHIP 対策班を設置すること。これらの地域は(1) コロンビア特別区、(2) カリフォルニア州サクラメント、(3) ペンシルバニア州ピッツバーグ、(4) テネシー州ナッシュビル、そして(5) フロリダ州オーランドである。
(2) Reinforce and expand existing CHIP Units located in key regions where intellectual property offenses have increased, and where the CHIP Units have effectively developed programs to prosecute CHIP-related cases, coordinate law enforcement activity, and promote public awareness programs;	(2) 知的財産権法違反が増加したものの、CHIP 対策班が CHIP 関係事件を訴追し、法執行活動を調整し、国民の意識喚起事業を促進するためのプログラムを効果的に開発することに成功した主要な地域の既存の CHIP 対策班を強化し、拡充すること。
(3) Designate CHIP Coordinators in every federal prosecutor's office and make the coordinators responsible for intellectual property enforcement in that region;	(3) すべての連邦検察官事務所に CHIP 調整官を配属、その調整官にその地域の知的財産権法の執行を担当させること。
(4) Examine the need to increase resources for the Computer Crime and Intellectual Property Section of the Criminal Division in Washington, D.C., to address additional intellectual property concerns;	(4) 知的財産権に関係する不安の高まりに対処するため、ワシントンＤＣにある刑事部のコンピュータ一犯罪知的財産課の資源を増強する必要性について検討すること。
(5) Recommend that the FBI increase the number of Special Agents assigned to intellectual property investigations, as the Justice Department itself increases the number of prosecutors assigned to intellectual property enforcement concerns;	(5) 司法省が知的財産権法の執行に配属する検察官の数を増やすのと歩調合わせて、知的財産犯罪捜査に配属する特別捜査官の数を増やすよう FBI に勧告すること。
(6) Recommend that the FBI increase the number of personnel assigned to search for digital evidence in intellectual property cases;	(6) 知的財産事件のデジタル証拠の捜査に配属する職員の数を増やすよう FBI に勧告すること。
(7) Dismantle and prosecute more nationwide and	(7) 知的財産犯罪に従事する全米規模と国際規模の

international criminal organizations that commit intellectual property crimes; (8) Enhance programs to train prosecutors and law enforcement agents investigating intellectual property offenses; (9) Prosecute aggressively intellectual property offenses that endanger the public's health or safety; (10) Emphasize the importance of charging intellectual property offenses in every type of investigation where such charges are applicable, including organized crime, fraud, and illegal international smuggling; (11) Enhance its program of educating and encouraging victims of intellectual property offenses and industry representatives to cooperate in criminal investigations. Recommended enhancements include: (A) Encouraging victims to report intellectual property crime to law enforcement agencies; (B) Distributing the new "Department of Justice Guide to Reporting Intellectual Property Crime" to victims and industry representatives regarding federal intellectual property offenses; and (C) Hosting a conference with victims and industry representatives to educate participants on how they can assist in law enforcement investigations; and (12) Issue internal guidance to federal prosecutors regarding how victims can assist prosecutors in intellectual property cases. Detailed background information and explanations for each of these important recommendations are set forth below.	犯罪組織の解体と訴追を強化すること。 (8) 知的財産権法違反を捜査している検察官と法執行官の訓練プログラムを強化すること。 (9) 国民の健康と安全を脅かす知的財産権法違反を積極的に訴追すること。 (10) 適用可能な場合には、組織犯罪、詐欺、そして違法な国際密輸事件の捜査を含めたあらゆる種類の事件の捜査において知的財産権法違反を起訴することの重要性を強調すること。 (11) 教育プログラムを強化し、知的財産権法違反の被害者や産業界を代表する人々が犯罪捜査に協力するよう強調すること。この勧告には以下の内容を含める。 (A) 被害者が知的財産犯罪について法執行機関に報告するよう奨励すること。 (B) 被害者と産業界を代表する人々を対象に連邦知的財産権法違反に関連して新たに発行した「司法省知的財産犯罪報告ガイド」を配布すること。 (C) 被害者や産業界を代表する人々とともに会議を主宰し、法執行捜査を支援するための方法について参加者に教育すること。 (12) 法執行活動を支援するよう知的財産事件の被害者に求める方法について連邦検察官に内部指導を実施すること。 以下は、このそれぞれの重要な報告に関する詳細な背景情報と説明である。
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #1 Expand the CHIP Program by Adding Five New Units **RECOMMENDATION:** *The Department of Justice should create five additional CHIP Units in regions of the country where intellectual property producers significantly contribute to the national economy. These areas are (1) the District of Columbia; (2) Sacramento, California; (3) Pittsburgh, Pennsylvania; (4) Nashville, Tennessee; and (5) Orlando, Florida.* **BACKGROUND:** In July 2001, the Attorney General created the Computer Hacking and Intellectual Property ("CHIP") Program based on the success of the model CHIP Unit existing in the United States Attorney's Office in San Jose, California. The CHIP Program requires prosecutors to focus on copyright and trademark violations, theft of trade secrets, computer intrusions, theft of computer and high-tech components, and Internet fraud. In addition, CHIP Unit prosecutors are expected to develop public awareness programs and provide training to other prosecutors and law enforcement agencies regarding high-tech issues. The Attorney General expanded the CHIP Program by creating 10 additional units in strategic regions of	**刑事執行勧告第 1 号** CHIP 対策プログラムを拡充し、新たに 5 つの対策班を追加すること **勧告**：*司法省は、知的財産の生産者が米国経済に大きく寄与している地域にさらに 5 つの CHIP 対策班を設置すべきである。これらの地域は(1) コロンビア特別区、(2) カリフォルニア州サクラメント、(3) ペンシルバニア州ピッツバーグ、(4) テネシー州ナッシュビル、そして(5) フロリダ州オーランドである。* **背景**：カリフォルニア州サンノゼにある連邦検察官事務所の既存のモデル CHIP 対策班の成功にもとづき、司法長官は 2001 年 7 月にコンピューター・ハッキングおよび知的財産権(CHIP)対策制度を創設した。CHIP 対策制度では、著作権および商標犯罪、営業秘密の窃盗、コンピューター侵入、コンピューターとハイテク部品の窃盗、そしてインターネット詐欺に意識を集中させるよう検察官に求めている。これに加え、CHIP 対策班の検察官は国民に対する意識喚起事業を開発し、ハイテク問題について他の検察官や法執行機関を訓練することが期待される。 司法長官は CHIP 対策プログラムを拡大し、カリフォルニア州サンノゼと同じように知的財産権法違

the country where, similar to San Jose, California, intellectual property offenses and computer crime were most prevalent. Using funds provided by Congress for the 2001 fiscal year, the Justice Department added 28 positions for prosecutors and assigned them to 10 offices to create new CHIP Units. In addition to the new positions, each office assigned existing prosecutors to the CHIP Unit. In total, the 10 CHIP Units created in 2001 consisted of 48 CHIP Unit positions for prosecutors. In 2002, the Attorney General expanded the program once more and created CHIP Units in Chicago, Miami, and Kansas City, Missouri. As a result, the CHIP Program currently consists of Units in 13 offices with approximately 60 prosecutors dedicated to computer crime and intellectual property enforcement.	反とコンピューター犯罪が最も広がっている戦略的地域に追加的に 10 の対策班を設置した。司法省は議会が 2001 年会計年度に配分した財政資金を使い、CHIP 対策班を新たに設置するために 28 の検察官ポストを追加し、10 の事務所に配属した。新しいポストに加え、それぞれの事務所の既存の検察官をCHIP 対策班に配属した。2001 年に創設された 10 の CHIP 対策班は合計で 48 のCHIP 対策検察官ポストで構成されている。司法長官はこのプログラムを 2002 年に再度拡大し、シカゴ、マイアミ、ミズーリ州カンザスシティーに CHIP 対策班を創設した。その結果、CHIP 対策プログラムは現在 13 の事務所にある対策班とコンピューター犯罪および知的財産権法の執行に専従するおよそ 60 名の検察官で構成されている。
EXPLANATION: The Task Force has found that the CHIP program has been very successful in increasing the effectiveness of the Justice Department's intellectual property enforcement efforts. During the 2003 fiscal year, the first full year after all 13 of the CHIP Units became operational, the offices with CHIP Units filed charges against 46% more defendants than they had averaged in the four fiscal years prior to the formation of the units.	**解説**：タスクフォースでは、CHIP 対策プログラムを通じて司法省が知的財産刑事執行活動の効果を高めることに大きく成功したと評価している。13 の CHIP 対策班のすべてが活動を開始した 2003 会計年度に、CHIP 対策班を設置した事務所は、対策班が設置されるまでの 4 会計年度の平均数を 46%上回る数の被告を起訴することに成功した。
This increase in intellectual property prosecutions in districts with CHIP Units can be linked to several factors. First, many districts have large populations and strong business sectors that are frequently victimized by intellectual property crime. In addition, the creation of a specialized unit in the area visibly conveys the Department of Justice's commitment to prosecuting intellectual property crime. As a result, more victims have reported intellectual property crimes and cooperated with law enforcement authorities. Moreover, CHIP Units have developed local policies, guidelines, and strategies to address specific intellectual property crime issues in their regions. Consequently, the strategically tailored and focused approach to a particular region in areas with CHIP Units is more likely to result in a higher number of enforcement actions.	CHIP 対策班が設置された地区の知的財産犯罪訴追が増加したことにはいくつかの原因が考えられる。第一に、こうした地区の多くは人口が多く、活発なビジネス活動が知的財産犯罪の被害者となる危険性が高かったこと。さらに、この分野に関する専門的な対策班を設けたことで、知的財産犯罪の訴追に取り組む司法省の確固たる姿勢を目に見える形で伝える効果もあった。その結果、知的財産犯罪について報告し、法執行当局と協力する被害者の数が増えた。さらに CHIP 対策班では、こうした地域固有の知的財産犯罪問題に対処するための地域政策、ガイドライン、そして戦略を開発した。従って、CHIP 対策班を設置した地域において、その地域の実情に合わせて戦略的に調整し、焦点を絞ったアプローチを採用すれば、法執行活動の成功数を増やすことができる可能性が高い。
The Department of Justice should expand the CHIP Program by adding units in areas of the country where intellectual property resources significantly contribute to the national economy. These areas should have intellectual property concerns that can be addressed with intellectual property enforcement efforts, such as a large population of potential victims and a history of intellectual property offenses in the area. Accordingly, the Task Force recommends the creation of new units in the following five areas: (1) the District of Columbia, home to numerous sensitive government computer systems that contain the nation's intellectual property; (2) Sacramento, California (population 6.8 million), which has significant high-tech sectors; (3) Pittsburgh, Pennsylvania (population almost 4 million), which	司法省は、知的財産資源が米国経済に大きく寄与している地域の対策班を追加することで CHIP プログラムを拡大すべきである。こうした地域の場合、被害者となり得る数が多く、また知的財産権法に違反する慣行など、知的財産権をめぐって問題を抱えており、こうした問題は知的財産権法の執行活動を強化することで対処できる。従って、タスクフォースでは、次の 5 つの地域に新たに対策班を創設するよう勧告する。これらの地域は(1) 米国の知的財産が保管され、取り扱いに極度の注意を要する政府の数多くのコンピューター・システムの拠点となっているコロンビア特別区、(2) 重要なハイテク部門が存在するカリフォルニア州サクラメント(人口 680 万人)、(3) 同様に重要なハイテク部門が存在するペンシルバニア州ピッツバーグ(人口約 400 万人)、(4) カントリーミュージック産業を含めた世界有数のレコード

also has significant high-tech sectors; (4) Nashville, Tennessee, home to one of the largest recording industries in the world, including the country music industry; and (5) Orlando, Florida (population 8.9 million), an expanding region with a history of intellectual property prosecutions.	産業の拠点であるテネシー州ナッシュビル、そして(5) 知的財産犯罪訴追件数が多く、さらに増加を続けているフロリダ州オーランド(人口 890 万人)である。
Each of these areas has business sectors that generate significant intellectual property resources and are often victimized by intellectual property crime. The creation of CHIP Units in these areas should significantly increase the Justice Department's intellectual property efforts.	それぞれの地域は、重要な知的財産資源を生み出し、知的財産犯罪の被害に遭うことの多い産業部門を抱えている。こうした地域に CHIP 対策班を設置することで司法省の知的財産権法執行活動が大幅に強化されるはずである。
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #2	**刑事執行勧告第 2 号**
Reinforce and Expand CHIP Units in Key Regions	主要地域の CHIP 対策班を強化拡大すること
RECOMMENDATION: *The Department of Justice should reinforce and expand existing CHIP Units located in key regions where intellectual property offenses have increased, and where the CHIP Units have effectively developed programs to prosecute CHIP-related cases, coordinate law enforcement activity, and promote public awareness programs.*	**勧告**：*司法省は、知的財産権法違反が増加し、CHIP 対策班が CHIP 関係事件を訴追し、法執行活動を調整し、国民の意識喚起事業を促進するためのプログラムを効果的に開発することに成功した主要地域の既存の CHIP 対策班を強化し、拡充すべきである。*
BACKGROUND: Two regions of the country have had particularly significant intellectual property problems. The Central District of California, consisting of the Los Angeles metropolitan area, is the largest district in the United States and has a population of approximately 18 million. The district includes the largest seaport in the world, is home to the entertainment industry, and includes numerous high-tech businesses and universities. The existing CHIP Unit in Los Angeles has prosecuted 10% of all intellectual property cases in the United States from 1998 through 2003 and 24% of the cases prosecuted by the 13 offices with CHIP Units during the same period.	**背景**： 米国の特に二つの地域が深刻な知的財産権問題を抱えていた。ロサンゼルス大都市圏で構成されるカリフォルニア州中部地区は全米最大の地区であり、人口が 1800 万人を超えている。この地区には世界最大の海港があり、娯楽産業の拠点であり、また多くのハイテク企業や大学が立地する。ロサンゼルスにある既存の CHIP 対策班は、1998 年から 2003 年までに全米の知的財産事件全体の 10%を訴追し、これは同時期に対策班のある 13 の事務所で訴追した事件の 24%を占めている。
The Northern District of California, which contains San Jose and San Francisco, ranks second in the number of intellectual property cases prosecuted in the country. The district has approximately 7.5 million people and includes numerous high-tech companies that produce a large amount of intellectual property resources. The existing CHIP unit has also handled several important thefts of trade secret cases and recently achieved the unprecedented extradition of a defendant in an international software theft case.	サンノゼとサンフランシスコがあるカリフォルニア州北部地区で訴追された知的財産事件数は全米第 2 位である。この地区の人口はおよそ 750 万人に達し、大量の知的財産資源を生産する数多くのハイテク企業が存在する。また既存の CHIP 対策班はいくつかの重要な営業秘密窃盗事件を扱い、最近では、国際ソフトウェア窃盗事件で前例のない被告の引渡しを実現させた。
Both the San Jose and Los Angeles regions have a large economic base and numerous actual and potential victims of intellectual property theft. Both offices have extensive public awareness programs, and the economies of both districts are highly dependent on the protection and enforcement of intellectual property rights. Accordingly, the Department of Justice should expand and reinforce the CHIP Units in these two districts with new prosecutors who can respond to the significant intellectual property enforcement needs in these	サンノゼ地区とロサンゼルス地区のいずれも経済基盤が大きく、知的財産窃盗の膨大な数の現実および潜在的な被害者を抱えている。いずれの事務所も市民向けの大規模な意識喚起事業を展開しており、いずれの地区の経済も知的財産権の保護および法執行に大きく依存している。従って、司法省は、これら地域の知的財産権法の執行をめぐる深刻なニーズに対応できるような検察官を新たに配属することで、この二つの地区の CHIP 対策班を拡大強化すべきである。

regions.	
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #3 Designate CHIP Coordinators in Every Federal Prosecutor's Office in the Nation **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should designate CHIP Coordinators in every federal prosecutor's office and make the coordinators responsible for intellectual property enforcement in that region.* **BACKGROUND**: In 1995, the Department of Justice created the Computer and Telecommunications Coordinator ("CTC") Program, which designated at least one federal prosecutor to prosecute cyber crime and intellectual property theft within each district. In addition, CTCs were made responsible for providing technical advice to fellow prosecutors, assisting other CTCs in multi-district investigations, and coordinating public awareness efforts. CTCs receive special training and participate in an annual CTC conference. During the CTC conference, participants receive training in both computer and intellectual property-related areas and meet with other CTCs to coordinate investigations and exchange ideas. When the Attorney General created the CHIP Units, those 13 offices replaced the CTC positions with CHIP prosecutors. The remaining United States Attorney's Offices without CHIP Units continued to designate prosecutors as CTCs. **EXPLANATION**: The re-designation from CTC to CHIP Coordinator will align all 94 U.S. Attorney's Offices with the Attorney General's CHIP program announced in 2001, and the enforcement mission of the Computer Crime and Intellectual Property Section in Washington, D.C. The addition of "Intellectual Property" in the title will further clarify the coordinator's responsibility to prosecute intellectual property offenses and coordinate public awareness and training efforts within the district. A CHIP Coordinator in every office will also provide a designated contact for law enforcement agents and victims of intellectual property crime. Consequently, the Department of Justice should be able to increase intellectual property prosecutions and effectively coordinate enforcement efforts.	**刑事執行勧告第 3 号** 全米のすべての連邦検察官事務所に CHIP 調整官を配属すること **勧告**: *司法省は、すべての連邦検察官事務所にCHIP調整官を配属、その調整官にその地域の知的財産権法の執行を担当させるべきである。* **背景**： 司法省は 1995 年にコンピューター電気通信調整官(CTC)プログラムを創設し、それぞれの地区のサイバー犯罪と知的財産窃盗を訴追するために少なくとも 1 名の連邦検察官を配属した。さらに、同僚の検察官に対する技術的な助言、地区横断的な捜査活動における他の CTC との協力、また市民の意識喚起活動の調整も CTC に担当させることにした。 CTC は特別な訓練を受け、毎年行われる CTC 会議に参加する。CTC 会議の間、参加者はコンピューターと知的財産権関連分野の両方に関する訓練を受け、捜査を調整し、情報交換を行うために他の CTC と交流する。司法長官が CHIP 対策班を創設した当時、これらの 13 の事務所では CTC ポストを CHIP 対策検察官に置き換えた。CHIP 対策班の設置されていない残りの連邦検察官事務所では現在も検察官を CTC に任命している。 **解説**： CTC を CHIP 調整官に改めて任命することで 94 の連邦検察官事務所のすべてが 2001 年に発表された司法長官の CHIP プログラム、またワシントンＤＣにあるコンピューター犯罪知的財産課の法執行任務と連携が取れるようになる。肩書に「知的財産権」という語句を加えることで、知的財産権法違反を訴追し、地区内の市民向けの意識喚起事業と訓練事業を調整する調整官の責任がいっそう明確になる。またすべての事務所の CHIP 調整官を法執行官と知的財産犯罪の被害者の窓口に指定する。そうすることで、司法省は、知的財産犯罪訴追件数を増やし、法執行活動を効果的に調整できるようになるはずである。
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #4 Examine the Need to Increase CCIPS Resources **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should examine the need to increase resources for the Computer Crime and Intellectual Property Section of the Criminal Division in Washington, D.C., to address additional intellectual property enforcement concerns.* **BACKGROUND**: The past three years have seen a marked evolution in the development of the Criminal Division's intellectual property rights enforcement	**刑事執行勧告第 4 号** CCIPS を増強する必要性について検討する **勧告**：*司法省は、知的財産権に関係する不安の高まりに対処するため、ワシントンＤＣにある刑事部のコンピューター犯罪知的財産課の資源を増強する必要性について検討すべきである。* **背景**：刑事部における過去 3 年間の知的財産権法の執行活動には革命的な進展があった。特に専門的なコンピューター犯罪知的財産課(CCIPS)が大規模か

efforts. Specifically, the Computer Crime and Intellectual Property Section ("CCIPS") has made the development, investigation, and prosecution of large-scale, multi-national intellectual property cases a singular priority. As a result, CCIPS has pursued several significant intellectual property law enforcement actions. In addition, CCIPS has developed comprehensive programs and policies to address important aspects of intellectual property enforcement, including domestic and international issues, and provided advice to lawmakers.

つ多国間の知的財産事件の進行、捜査、そして訴追を最優先している。その結果、CCIPS は、いくつかの重要な知的財産権法執行活動に成功した。さらに、CCIPS では、国内問題や国際問題を含めた知的財産権法執行の重要な側面に対処するための包括的なプログラムと政策を立案し、立法者に助言を提供している。

EXPLANATION: Currently there are 12 prosecutors in CCIPS dedicated to the enforcement of intellectual property rights. Particularly in light of the increasing necessity to focus the Justice Department's efforts on large-scale, multi-national, and multi-district prosecutions, such as Operations Buccaneer and Fastlink, it is critical to ensure that CCIPS has sufficient resources to prosecute, coordinate, and otherwise provide assistance and expertise to high-priority intellectual property cases. In addition, because of the Department of Justice's increased efforts to enhance international cooperation, additional resources are particularly necessary. Accordingly, the Justice Department should examine the need for additional prosecutors for CCIPS.

解説：CCIPS には現在 12 名の検察官がおり、知的財産権法の執行に専従している。特に Buccaneer 作戦や Fastlink 作戦などの大規模、多国間、そして多数地区の訴追に司法省の活動の焦点を合わせることがいっそう必要になっている状況に照らし、優先順位の高い知的財産事件を訴追し、調整し、あるいはこれに資源と専門的能力を提供するために十分な資源を CCIPS に確保することが決定的に重要である。さらに、司法省が国際協力を緊密化するための活動を強化したため、資源を増強する必要がある。従って、司法省では CCIPS のために検察官を増強する必要性について検討すべきである。

CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #5

Increase the Number of FBI Agents Assigned to Intellectual Property Investigations

刑事執行勧告第 5 号

知的財産犯罪捜査に配属する FBI 捜査官の増強

RECOMMENDATION: *The Department of Justice should recommend that the FBI increase the number of Special Agents assigned to intellectual property investigations, as the Justice Department itself increases the number of prosecutors assigned to intellectual property enforcement.*

勧告：*司法省が知的財産権法の執行に配属する検察官の数を増やすのと歩調を合わせて、知的財産犯罪捜査に配属する特別捜査官の数を増やすよう FBI に勧告すべきである。*

BACKGROUND: The Task Force has recommended that the Department of Justice expand the number of CHIP Units and prosecutors who handle intellectual property prosecutions. Additional prosecutions, however, are dependent upon the number of investigative agents assigned to respond to intellectual property crimes.

背景： タスクフォースは、知的財産犯罪訴追を扱う CHIP 対策班と検察官の数を増強するよう司法省に勧告した。しかしながら、訴追件数を増やすためには、知的財産犯罪に対応するために配属する捜査官の数を増やす必要がある。

The FBI has proven its tremendous investigative and technical capabilities in numerous, complex intellectual property cases prosecuted by the Department of Justice, including multi-district investigations and sophisticated enforcement actions. In addition, FBI agents are on the front line of criminal investigations, and they are typically the first responders when trade secret thefts or other intellectual property crimes are reported.

FBI は、地区横断的な捜査や高度な法執行活動を含め、司法省が訴追した数多くの複雑な知的財産事件において驚異的な捜査能力と技術的能力を証明した。これに加えて、FBI 捜査官は犯罪捜査の最前線にあり、営業秘密その他の知的財産犯罪が報告された際に初動対応できる場合が多い。

EXPLANATION: The FBI should continue to develop intellectual property cases and increase the number of agents who are dedicated to intellectual property investigations. As the volume of intellectual property crime continues to expand, both the number of

解説：FBI は、今後も知的財産事件に取り組み、知的財産犯罪捜査に専従する捜査官の数を増やすべきである。知的財産犯罪の数が増え続けるにつれ、検察官と捜査官の両方を増やさなくてはならない。さらに FBI は、知的財産犯罪と闘うために司法省が検

prosecutors and the number of investigators must increase. In addition, the FBI should align its investigative resources in the regions where the Justice Department has assigned additional prosecutors to fight intellectual property crime.	察官を増強した地域でこれに歩調を合わせて捜査資源を増強すべきである。
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #6 Increase FBI Personnel Assigned to Search for Digital Evidence	刑事執行勧告第 6 号 デジタル証拠の捜査に配属する FBI 職員の増強
RECOMMENDATION: *The Department of Justice should recommend that the FBI increase the number of personnel assigned to search for digital evidence in intellectual property cases.*	**勧告**：*司法省は、知的財産事件のデジタル証拠の捜査に配属する職員の数を増やすよう FBI に勧告すべきである。*
BACKGROUND: Because digital evidence is often the cornerstone of a successful intellectual property prosecution, the government's ability to locate and interpret this evidence is critical. Information found on computers and other digital devices, such as cell phones and personal digital assistants, can often lead to important evidence in an intellectual property case. For example, organized online groups, known as "warez" groups, distribute stolen software, movies, and other copyrighted works using sophisticated computer networks that contain large storage devices. A timely computer forensic examination is often necessary to identify the offenders, analyze the stolen materials, and determine whether additional evidence is needed before criminal charges can be filed.	**背景**： デジタル証拠が知的財産犯罪訴追の成否を分ける場合が多いため、政府がこうした証拠を発見し、解釈する能力が決定的に重要である。知的財産事件では、コンピューターや、携帯電話や PDA など他のデジタル機器に存在する情報が重要な証拠につながる場合が多い。例えば、「warez」グループとして知られる組織化されたオンライングループは大容量の記憶装置を備えた高度なコンピューター・ネットワークを使って盗品のソフトウェア、映画、その他の著作権のある著作物を頒布していた。犯罪者を特定し、盗まれた素材を分析し、刑事訴追を行う前にさらに追加的な証拠が必要かどうかについて判断するためには、コンピューターに関する科学的捜査をタイムリーに行う必要がある場合が多い。
EXPLANATION: In response to the evolving technological sophistication of intellectual property theft, the FBI should increase its forensic capabilities to maintain its advantage over high-tech intellectual property criminals, who are increasingly using complex computer systems and massive data storage devices. Consequently, digital evidence examination is becoming especially important in the investigative phase of intellectual property cases and the FBI should increase the number of trained personnel capable of addressing this important issue.	**解説**： FBI は、知的財産窃盗の技術的な高度化に対応し、ますます複雑なコンピューターと大容量のデータ記憶装置を使うようになってきたハイテク知的財産犯罪者に対する優位を維持するために科学的捜査能力を強化すべきである。従って、知的財産事件の捜査段階におけるデジタル証拠調査は特に重要であり、FBI はこの重要な問題に対処できる訓練された職員の数を増やすべきである。
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #7 Target Large, Complex Criminal Organizations That Commit Intellectual Property Crimes	刑事執行勧告第 7 号 知的財産犯罪を犯す大規模かつ複雑な犯罪組織を標的にする
RECOMMENDATION: *The Department of Justice should dismantle and prosecute more nationwide and international criminal organizations that commit intellectual property crimes.*	**勧告**：*司法省は、知的財産犯罪に従事する全米規模と国際規模の犯罪組織の解体と訴追を強化すべきである。*
BACKGROUND: The Department of Justice divides the United States into geographic districts where federal prosecutors are assigned to prosecute crimes within that particular district. Intellectual property theft, however, is a crime that is not limited by the borders of a district, state, or nation. Intellectual property is routinely stolen from the United States, sent overseas, manufactured in clandestine factories,	**背景**：司法省では、全米を地理的な地区に分け、そのそれぞれの地区の犯罪を訴追するために連邦検察官を配属している。しかしながら知的財産窃盗はこうした地区、州、または国家の境界に制約されない。知的財産が米国から日常的に盗まれ、海外に送られ、秘密工場で生産され、世界に出荷され続けている。知的財産窃盗犯はコンピューター・ネットワークを使ってソフトウェア、動画、音楽、著作権のあるそ

and shipped around the world. Internet-related intellectual property theft is even more global because intellectual property thieves can use computer networks to steal, store, and distribute stolen software, motion pictures, music, and other copyrighted material. In addition, the Internet and computer technologies have enabled intellectual property thieves to communicate instantly over thousands of miles through e-mail, chat rooms, instant messaging, and a variety of other methods.	の他の素材を盗み、保管、販売できるため、インターネットに関係する知的財産窃盗はさらにグローバル化している。これに加え、知的財産窃盗犯は、インターネットとコンピューター技術、また電子メール、チャットルーム、インスタントメッセージング、その他の様々な手段を使って数千マイルの距離を超えて瞬時に連絡を取り合うことができる。
The Task Force recognizes that the Department of Justice has been responsive to the threat of intellectual property. For example, as one part of this important effort, the Department of Justice has developed complex, multi-district, and international enforcement efforts designed to attack this problem. Several of these enforcement efforts have included numerous arrests, searches, and seizures of evidence within a short time period. These coordinated efforts send a strong signal that sophisticated, multiple-defendant criminal organizations are not immune from prosecution. Coordinated operations, such as Operations Buccaneer, Fastlink, Digital Gridlock, and Digital Marauder, involved charges against numerous defendants and required execution of simultaneous searches in dozens of foreign countries. Each of these challenging operations required coordination with several offices within the Department of Justice, law enforcement agencies, and international governments, and in effect, served as a visible deterrent against intellectual property crimes.	タスクフォースでは、司法省が知的財産に対する脅威に積極的に対応していることを理解している。例えば、司法省の重要な活動の一環として、司法省では、この問題に取り組むための複雑で、地区横断的、そして国際的な法執行手段を開発した。こうした法執行手段が短期間の数多くの逮捕、捜索、そして証拠の押収につながった場合もある。こうした組織的な活動は、高度かつ被告数の多い犯罪組織であっても、訴追から逃れることができないという強力なメッセージを送ることになる。Buccaneer、Fastlink、Digital Gridlock、そして Digital Marauder などの組織的な作戦では無数の被告を起訴しなければならず、10 数カ国を同時に捜索しなくてはならなかった。こうした困難な作戦には、司法省内の複数の局、法執行機関、国際機関の協調が必要となり、また知的財産犯罪に対する目に見える抑止力としての役割も果たす。
EXPLANATION: The Department of Justice should increase the number of complex, multi-district intellectual property enforcement actions to target sophisticated intellectual property thieves and organizations. Because global enforcement is the key to global deterrence, the Department of Justice should continue to work with foreign nations to build on the success of operations involving simultaneous arrests and searches and make them an integral part of future coordinated efforts. These types of challenging, yet important, initiatives should serve as a model for future law enforcement efforts to attack intellectual property crime.	**解説**：司法省は高度な知的財産窃盗犯とその組織を標的とした複雑かつ地区横断的な知的財産権法執行活動を増強すべきである。グローバル規模の法執行がグローバルな抑止力を発揮する鍵となるため、司法省は今後も海外諸国と協力し、同時逮捕や同時捜査を伴う作戦の成功を踏まえ、こうした要素が今後の協調活動の不可欠な要素となるよう定着させるべきである。こうした種類の困難ではあるが重要な取り組みは知的財産犯罪を攻撃するための今後の法執行活動のモデルとなる。
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #8 Enhance Training Programs for Prosecutors and Law Enforcement Agents	**刑事執行勧告第 8 号** 検察官と法執行官の訓練プログラムの増強
RECOMMENDATION: *The Department of Justice should enhance programs to train prosecutors and law enforcement agents investigating intellectual property offenses.*	**勧告**：*司法省は、知的財産権法違反を捜査している検察官と法執行官の訓練プログラムを強化すべきである。*
BACKGROUND: The nature of intellectual property crime is constantly changing. Counterfeiters quickly change their methods to conceal their illicit activity. Copyright infringers rapidly adapt to security measures placed on music, DVDs, or software that	**背景**：知的財産犯罪の性格は不断に変化している。偽造業者も自分たちの違法行為を隠ぺいするために次々と手口を変えている。また著作権侵害者も、違法なコピーを防止するために音楽、DVD、またはソフトウェアに組み込んだセキュリティ手段に迅速に

are intended to deter illegal copying. Criminal networks swiftly modify communication techniques, distribution channels, and other methods of advancing their criminal activity. Law enforcement must constantly adapt to these changing criminal methods. To address this concern, the Department of Justice conducts training on a wide variety of legal and technical intellectual property issues. For example, each year the Justice Department sponsors a conference for all prosecutors involved in intellectual property and computer crime enforcement. During this conference, prosecutors from across the country learn about changes in the law and exchange ideas about enforcement efforts. In addition, the Department of Justice sponsors a course at its National Advocacy Center in Columbia, South Carolina, to educate prosecutors and emphasize that intellectual property enforcement is a federal priority. Department of Justice prosecutors also provide intellectual property training for local, state, and federal law enforcement agents. This training involves presentations on intellectual property law, investigative approaches, and the changing methods of intellectual property criminals. The FBI also sponsors an annual course at its training academy in Quantico, Virginia, for special agents assigned to investigate intellectual property offenses. **EXPLANATION**: Because training and preparation are keys to an effective and swift enforcement plan, the Department of Justice should enhance training opportunities and programs for prosecutors and investigators assigned to intellectual property enforcement. With rapidly changing technology and criminal methods, it is essential that the Justice Department constantly review its training courses, and offer additional training courses to advance the government's ongoing emphasis on intellectual property enforcement.	対応している。犯罪ネットワークは通信技術、販売チャンネル、また自分たちの犯罪活動を強化するためにこれ以外の手法も迅速に変化させている。 法執行活動も、こうした犯罪方法の変化に不断に適応しなくてはならない。こうした問題に対処するため、司法省では、知的財産権に関係する広い範囲の法律および技術的な問題の訓練を行っている。例えば、司法省では毎年、知的財産犯罪およびコンピューター犯罪に対する法執行に従事するすべての検察官を対象に会議を主催している。この会議の間、全米の検察官が法律の改正点について学び、法執行活動に関係するアイデアを交換する。さらに、司法省では、サウスカロライナ州コロンビアにある National Advocacy Center で検察官を教育するためのコースを設け、知的財産権法の執行が連邦の重要課題であることを強調している。 また司法省では、知的財産権に関係する地方、州、そして連邦の法執行官を対象とする訓練も行っている。こうした訓練では、知的財産権法、捜査方法、知的財産犯罪の犯罪手法の変化について説明している。また FBI も知的財産権法違反の捜査を担当している特別捜査官を対象に、バージニア州 Quantico にある訓練アカデミーで毎年コースを開いている。 **解説**：訓練と準備が効果的かつ迅速な法執行計画の鍵となるため、司法省は、知的財産権法の執行に配属されている検察官と捜査官の訓練機会と訓練プログラムを増やすべきである。技術と犯罪手法が急速に変化しているため、司法省が訓練コースの内容を絶えず見直し、知的財産権法の執行を強化するための政府の活動を支援する追加的な訓練コースを提供することが不可欠である。
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #9 Prosecute Intellectual Property Offenses That Endanger the Public's Health or Safety **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should prosecute aggressively intellectual property offenses that endanger the public's health or safety.* **BACKGROUND**: It is clear that intellectual property crime can pose a serious health and safety risk to the public, from batteries with dangerously high levels of mercury that can find their way into children's toys, to fake medicines and pesticides that can harm unsuspecting consumers. Accordingly, the criminals who counterfeit these items and place the public at risk must be prosecuted aggressively and to the fullest extent of the law. Federal laws have been enacted to give prosecutors necessary legal tools to hold criminals accountable for such conduct. As the sheer volume of fake goods that are harmful to public	**刑事執行勧告第９号** 国民の健康と安全を脅かす知的財産権法違反の訴追 **勧告**：*司法省は、国民の健康と安全を脅かす知的財産権法違反を積極的に訴追すべきである。* **背景**：危険な濃度の水銀を含み、子供の玩具に使われかねないバッテリーから、消費者にとって予想外の有害な偽造医薬品や殺虫剤に至るまで、知的財産犯罪が国民の健康と安全にとって重大な脅威となり得ることは明らかである。従って、こうした商品を偽造し、国民を危険にさらす犯罪者を法的に可能な限度まで積極的に訴追しなくてはならない。犯罪者に対してこうした行為の責任を問うために必要な法律的ツールを検察官に与えるために連邦法を制定した。国民の健康と安全にとって有害な偽造品の流通量が増え続けるにつれ、国民の健康と安全を脅かす知的財産犯罪を抑止するために必要な資源を配分す

health and safety continues to rise, it is important to dedicate the level of resources necessary to deter the intellectual property criminals threatening our public health and safety.	ることが重要である。
EXPLANATION: The Department of Justice should, through a formalized memorandum to prosecutors throughout the country, emphasize the urgency of aggressively prosecuting intellectual property offenses that endanger the health and safety of the public. The Justice Department should continue to commit itself to ensuring the public good, as well as reinforcing consumer confidence in the products that positively affect the welfare of the country. In addition, the Department of Justice should continue to work closely with federal and local agencies, that encounter these products at the nation's borders and in the marketplace, to prosecute those who seek to endanger the public through intellectual property offenses.	**解説**：司法省は、全米の検察官に正式な覚書を送り、国民の健康と安全を脅かす知的財産犯罪を積極的に訴追する緊急性について強調すべきである。また司法省は、今後も国民の福祉を確保し、米国の福祉に積極的に寄与する製品に対する消費者の信頼を維持するための取り組みを続けるべきである。さらに司法省は、知的財産権法違反を通じて国民を危険にさらしている犯罪者たちを訴追するために、今後も国境や市場でこうした製品と戦っている連邦および地方の機関と密接に協力するべきである。
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #10 Emphasize Charging of Intellectual Property Offenses	**刑事執行勧告第 10 号** 知的財産権法違反の訴追の強調
RECOMMENDATION: The Department of Justice should emphasize the importance of charging intellectual property offenses in every type of investigation where such charges are applicable, including organized crime, fraud, and illegal international smuggling.	**勧告**：*司法省は、適用可能な場合には、組織犯罪、詐欺、そして違法な国際密輸事件の捜査を含めたあらゆる種類の事件の捜査において知的財産権法違反を起訴することの重要性を強調すべきである。*
BACKGROUND: Many crimes involve intellectual property offenses. When the focus of the investigation centers on another serious offense, however, the intellectual property offenses are often not emphasized. For example, a counterfeit drug investigation may result in charges under the federal statutes that prohibit the sale of adulterated pharmaceuticals. In addition, defendants who commit organized crime or fraud offenses where counterfeiting is involved are usually charged with racketeering or fraud violations, sometimes without additional intellectual property charges.	**背景**：多くの犯罪が知的財産権法に違反している。しかしながら他の重罪に捜査の焦点が置かれている場合、知的財産権法違反が強調されない場合が多い。例えば、偽造医薬品について捜査すれば、法定基準に達しない医薬品の販売を禁止する連邦法にもとづいて起訴することができる。さらに、偽造が行われている場合でも、組織犯罪や詐欺罪を犯した被告を知的財産権法違反でも起訴することなく、単に不正売買または詐欺罪で起訴することも多い。
EXPLANATION: Consistent with the Department of Justice's policy that prosecutors must charge the most serious, readily provable offenses, the Task Force believes that the Department of Justice should emphasize that intellectual property offenses should always be charged when appropriate. If an intellectual property offense occurs during the course of other types of criminal activity, such as fraud, organized crime, or international smuggling, prosecutors should also charge the intellectual property offense. The Department of Justice should seek to convict defendants involved in intellectual property offenses regardless of whether the focus of the investigation is on another serious offense, in order to send a message that intellectual property offenses will not be tolerated.	**解説**：タスクフォースは、検察官が最も深刻かつ容易に起訴可能な犯罪を訴追しなくてはならないとする司法省の政策に従い、適切な場合には常に知的財産権法違反についても起訴しなくてはならない点について司法省が強調すべきであると考える。詐欺、組織犯罪、または国際的な密輸など、他の種類の犯罪活動の過程で知的財産犯罪も犯している場合、検察官は知的財産権法違反についても起訴すべきである。司法省は、知的財産権法違反が許容されないというメッセージを送るため、捜査の焦点が他の重罪に置かれている場合でも、知的財産権法違反を犯した被告がその罪で有罪となるよう努力すべきである。

CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #11 Enhance Victim Education Programs and Increase Cooperation	**刑事執行勧告第 11 号** 被害者教育プログラムの増強と協力の強化
RECOMMENDATION: *The Department of Justice should enhance its program of educating and encouraging victims of intellectual property offenses and industry representatives to cooperate in criminal investigations. Recommended enhancements include:* *(1) Encouraging victims to report intellectual property crime to law enforcement agencies;* *(2) Distributing the new "Department of Justice Guide to Reporting Intellectual Property Crime" to victims and industry representatives regarding federal intellectual property offenses; and* *(3) Hosting a conference with victims and industry representatives to educate participants on how they can assist in law enforcement investigations.*	**勧告**：*司法省は、知的財産権法違反の被害者や産業界を代表する人々を対象とする教育プログラムを強化し、こうした人々が犯罪捜査に協力するよう助長奨励すべきである。この勧告には以下の内容を含める。* *(1) 被害者が知的財産犯罪について法執行機関に報告するよう奨励すること。* *(2) 被害者と産業界を代表する人々を対象に連邦知的財産権法違反に関連して新たに発行した「司法省知的財産犯罪報告ガイド」を配布すること。* *(3) 被害者や産業界を代表する人々とともに会議を主宰し、法執行捜査を支援するための方法について参加者に教育すること。*
BACKGROUND: Prosecutors in the Department of Justice have made extensive inroads through public awareness programs to educate victims, consumers, and the law enforcement community that intellectual property enforcement is a priority of the Department of Justice. The Task Force recognizes that combating intellectual property crime requires cooperation among law enforcement, prosecutors, and victims of intellectual property theft, including those who have unwittingly purchased counterfeit or stolen goods.	**背景**：司法省の検察官は、知的財産権法の執行が司法省にとっての最優先事項であること被害者、消費者、そして法執行関係者に教育するための国民向けの意識喚起プログラムを展開することで大きな成果を上げている。タスクフォースでは、知的財産犯罪と闘うためには、法執行官、検察官、また偽造品または盗品をそれと知らずに購入した人々を含めた知的財産窃盗の被害者など、あらゆる人々の協力が必要であることを認識している。
EXPLANATION: The Department of Justice should enhance its programs to encourage victims of intellectual property offenses and industry representatives to cooperate in criminal investigations. This can be accomplished in three ways. First, Department of Justice prosecutors should continue to develop regional public awareness programs that encourage intellectual property victims to report offenses to federal authorities at the earliest stage possible.	**解説**：司法省は、知的財産権法違反の被害者と産業界を代表する人々が犯罪捜査に協力するよう助長するためのプログラムを増強すべきである。これは 3 つの方法で達成できる。第一に、司法省の検察官は、知的財産犯罪の被害者たちができる限り早い段階でその犯罪について連邦当局に報告するよう奨励する地域市民向けの意識喚起プログラムを今後も発展させるべきである。
Effective prosecution of intellectual property crime requires substantial assistance from its victims. Because the holders of intellectual property rights are often in the best position to detect a theft, law enforcement authorities cannot act in many cases unless the crimes are promptly reported to them. Once these crimes are reported, federal law enforcement authorities need to identify quickly the facts that establish jurisdiction for the potential offenses, such as federal copyright and trademark registration information, the extent of the victim's potential loss, the nature of the theft, and the identity of possible suspects. In a digital world where evidence can disappear at the click of a mouse, swift investigation is often essential to a successful prosecution.	知的財産犯罪を効果的に訴追するためには、その被害者の積極的な協力が必要である。知的財産権者は窃盗犯を探知するのに最も適した立場にいる場合が多いため、こうした人々が犯罪について速やかに報告しない限り、法執行当局が行動できない場合も多い。こうした犯罪が報告された場合、連邦法執行当局は連邦著作権情報、商標登録情報、被害者の潜在的な損失、窃盗の性質、容疑者の特定など、犯罪の疑いのある行為に関する管轄権を確立するための事実を迅速に特定する必要がある。マウスのクリック 1 回で証拠が消えてしまうようなデジタル情報の世界では、迅速な捜査が訴追を成功させるうえで不可欠な場合が多い。
Second, the Justice Department should extensively distribute the new "Department of Justice Guide to Reporting Intellectual Property Crime," found in the	第二に、司法省は、この報告書の付録として添付した「司法省知的財産犯罪報告ガイド」を徹底して配布すべきである。このガイドにより、知的財産犯

appendix of this report. This guide will further educate individuals and industry representatives on how to report intellectual property crime. The accompanying checklist should streamline the process, and assist prosecutors and law enforcement agents in the rapid response to reports of intellectual property crimes.	罪について報告するための方法について個人や産業界を代表する人々を教育することができる。添付したチェックリストを使うことで、そのプロセスを整理し、知的財産犯罪の報告に対して検察官と法執行官が迅速に対応するのを助ける。
Finally, the Department of Justice should sponsor a conference to explore how victims and industry representatives can assist law enforcement in fighting intellectual property crime. Victim assistance is a critical factor in the success or failure of an intellectual property investigation. Intellectual property enforcement, however, is a complex and sometimes technically challenging area. The conference should be designed to educate participants, and to exchange ideas on the best methods for attacking the problem of intellectual property theft.	最後に、司法省は、知的財産犯罪との闘いにおいて被害者と産業界を代表する人々が法執行を支援する方法について検討するための会議を開くべきである。被害者の協力は、知的財産犯罪捜査の成否を分ける決定的に重要な要因である。しかしながら、知的財産権法の執行は複雑であり、技術的に困難な場合もある。この会議では、参加者が協力し、知的財産窃盗問題に対処するための最も効果的な方法に関するアイデアを交換することを狙いとすべきである。
CRIMINAL ENFORCEMENT RECOMMENDATION #12 Issue Internal Guidance to Federal Prosecutors Regarding How Victims Can Assist Prosecutors in Intellectual Property Cases	**刑事執行勧告第 12 号** 知的財産事件に被害者が協力する方法に関する内部指針を連邦検察官に発行する
RECOMMENDATION: *The Department of Justice should issue internal guidance to federal prosecutors regarding how victims can assist prosecutors in intellectual property cases.*	**勧告**：*司法省は、法執行活動を支援するよう知的財産事件の被害者に求める方法について連邦検察官に内部指導を実施すべきである。*
BACKGROUND: Prosecutions of intellectual property crime often depend on cooperation between victims and law enforcement. Without information sharing from victims, prosecutors cannot enforce the intellectual property laws. Many industry groups and victims of intellectual property theft are eager to assist law enforcement in finding intellectual property offenders and to bring them to justice. Certain types of assistance, however, such as the donation of funds, property, or services by outside sources to federal law enforcement authorities, can raise potential legal and ethical issues. In general, federal rules and regulations place limitations on the types of assistance victims and outside sources can provide to law enforcement authorities.	**背景**：知的財産犯罪の訴追の成否は被害者と法執行官との協力関係に左右される場合が多い。検察官が被害者と情報を共有できない場合、知的財産権法を執行できない。多くの産業団体や知的財産窃盗の被害者は、知的財産権法違反者を見つけ、これを法で裁くために法執行を支援することに意欲的である。しかしながら、法執行当局の外部からの資金、財産、またはサービスの提供は法律的および倫理的な問題を引き起こす可能性がある。一般に連邦規則では、被害者や外部の者が法執行当局に提供できる支援の種類に制限を設けている。
EXPLANATION: The Department of Justice should issue internal guidance to Department of Justice prosecutors regarding permissible assistance of victims in intellectual property prosecutions. Victim assistance is a critical factor in the success of an investigation and prosecution of an intellectual property crime. Nevertheless, the Department of Justice must continue its ongoing efforts to educate federal prosecutors about potential legal and ethical issues, in an effort to maintain the Department of Justice's independence and unassailable integrity.	**解説**：司法省は知的財産犯罪訴追において許容される被害者の支援に関する内部指針を司法省の検察官に発行すべきである。知的財産犯罪の捜査および訴追を成功させるうえで被害者の協力は決定的に重要な要因である。これと同時に、司法省の独立性と疑う余地のない誠実さを維持するために法律および倫理面に関する潜在的な問題について連邦検察官に教育する活動を継続しなくてはならない。
B. INTERNATIONAL COOPERATION	**B. 国際協力に関する勧告**

RECOMMENDATIONS

The Task Force believes that international cooperation is a critical component in stemming the tide of global intellectual property theft. Intellectual property thieves in foreign countries must be subject to prosecution by foreign governments. In addition, foreign governments must assist the United States in its efforts to gather evidence and prosecute intellectual property criminals who violate the laws of the United States. Accordingly, the Task Force recommends that the Department of Justice adopt the following recommendations to increase cooperation with foreign countries regarding intellectual property enforcement:

(1) Deploy federal prosecutors to the United States embassies in Hong Kong and Budapest, Hungary, and designate them as "Intellectual Property Law Enforcement Coordinators" ("IPLECs") to coordinate intellectual property enforcement efforts in those regions;

(2) Recommend that the FBI co-locate Legal Attachés with intellectual property expertise to Hong Kong and Budapest, Hungary, to assist the newly assigned IPLECs in investigative efforts;

(3) Direct prosecutors and agents to increase the use of alternative channels of communication, such as "law enforcement-to-law enforcement" contacts, to collect information and evidence quickly in foreign investigations;

(4) Enhance its intellectual property training programs for foreign prosecutors and law enforcement investigators in coordination with the Department of State;

(5) Prioritize treaty negotiations for legal assistance agreements with foreign governments where intellectual property enforcement is a significant problem;

(6) Ensure that intellectual property crimes are included in all extradition treaties and prioritize negotiations with foreign countries according to intellectual property enforcement concerns; and

(7) Emphasize intellectual property enforcement issues during discussions with foreign governments.

INTERNATIONAL COOPERATION RECOMMENDATION #1

Deploy Intellectual Property Law Enforcement Coordinators to Asia and Eastern Europe

RECOMMENDATION: *The Department of Justice should deploy federal prosecutors to the United States embassies in Hong Kong and Budapest, Hungary, and designate them as "Intellectual Property Law Enforcement Coordinators" ("IPLECs") to coordinate intellectual property enforcement efforts in those regions.*

BACKGROUND: International cooperation is a major component of a comprehensive intellectual property enforcement program. Many intellectual property

タスクフォースでは、知的財産窃盗のグローバル化の流れを断ち切るうえで国際協力が決定的に重要な要素であると考えている。海外の知的財産窃盗犯は外国政府が訴追しなくてはならない。さらに、米国が米国法に違反した知的財産犯罪者に関する証拠を収集し、これを訴追するためには外国政府の協力を得なくてはならない。従って、タスクフォースとしては、知的財産権法の執行に関連して海外諸国との協力を緊密化するために司法省が以下の勧告を採用するよう勧告する。

(1) 連邦検察官を香港とハンガリーのブタペストにある米国大使館に配属し、これらの地域の知的財産権法の執行活動と調整するために「知的財産権法の執行調整官(IPLEC)」に任命すること。

(2) 新たに任命したIPLECの捜査活動を支援するため、IPLECとともに知的財産権に関する専門的能力を備えた法律担当大使館職員を香港とハンガリーのブダペストの大使館に派遣するようFBIに勧告すること。

(3) 海外で捜査を行う際に情報および証拠を迅速に収集するために「法執行官対法執行官」の接触など、これまでとは異なる接触チャンネルを積極的に利用するよう検察官や捜査官に指示すること。

(4) 国務省と協力し、海外の検察官や法執行捜査官を対象とする知的財産権訓練プログラムを増強すること。

(5) 知的財産権法の執行が重要な問題となっている地域の外国政府と優先的に条約交渉を行い、司法共助条約を結ぶこと。

(6) 知的財産権法の執行をめぐって重大な問題のある国々と犯罪人引渡し条約を優先的に交渉し、すべての犯罪人引渡し条約に知的財産犯罪を含めること。

(7) 外国政府と協議する際に知的財産権問題について強調すること。

国際協力勧告第1号

アジアおよび東欧諸国に知的財産権法の執行調整官を配属する

勧告：*司法省は連邦検察官を香港とハンガリーのブタペストにある米国大使館に配属し、これらの地域の知的財産権法の執行活動を調整するために「知的財産権法の執行調整官(IPLEC)」に任命すべきである。*

背景：国際協力は包括的な知的財産権法の執行プログラムの重要な要素である。多くの知的財産権法違反者は、法律が効果的ではないか、知的財産権法の

offenders operate in countries where the laws are not effective or the relevant expertise of law enforcement is inadequate. Asia and Eastern Europe are areas of particular importance to the creators of intellectual property because of the increasing amount of counterfeiting in the regions.	執行能力が不適切な国々で活動している。特にアジアおよび東欧諸国の偽造活動が増えているため、知的財産を創作する人々にとってこの地域は特に重要である。
While developing nations in Asia have increased their manufacturing capacity for legitimate goods, the region has also become a major manufacturer of counterfeit products. Factories in China, Taiwan, and Hong Kong produce numerous counterfeit designer goods and other products protected by United States trademarks. Factories in Singapore and Thailand produce large amounts of counterfeit software and movies that are exported to the United States, sometimes before the films are released to the general public. Consequently, many intellectual property offenses in the United States are traced to manufacturing plants and bank accounts in Asia. In fact, the United States Trade Representative has identified several Southeast Asian countries, such as China, Malaysia, Thailand, Taiwan, Indonesia, and the Philippines, as countries that do not adequately or effectively protect intellectual property rights.	アジア諸国は正当な商品の製造能力を高めた一方、偽造品の主要な生産国ともなっている。中国、台湾、そして香港の工場は米国の商標で保護されている数多くのデザイナーズ商品その他の製品の偽造品を製造している。シンガポールとタイの工場は大量の偽造ソフトウェアや映画を生産しており、時には映画が一般公開される前に米国に輸出している。その結果、米国の知的財産権法違反をたどると、その多くがアジアの製造工場や銀行口座につながっている。実際のところ、米国通商代表部では、中国、マレーシア、タイ、台湾、インドネシア、そしてフィリピンなどのいくつかの東南アジア諸国が知的財産権を適切もしくは効果的に保護していないことを指摘している。
Fortunately, many of these nations are trying to improve the situation and are increasingly cooperative with the United States in its international law enforcement efforts. For example, China has hosted international training programs on intellectual property enforcement and invited Department of Justice officials to participate. In another example, Thailand has extradited to the United States a fugitive accused of intellectual property crimes, and through a joint United States-Hungarian task force on organized crime, Hungary has also cooperated with the Department of Justice and the FBI in attacking international intellectual property offenses.	幸いなことに、これらの国々の多くが状況の改善に取り組んでおり、米国の国際的法執行活動への協力を強めている。例えば中国の場合、知的財産権法の執行に関する国際的な訓練プログラムを主宰し、これに司法省の職員を招聘した。他にも、タイが知的財産犯罪に問われている逃亡犯を米国に引き渡した事例がある。またハンガリーの場合も、組織犯罪に関する米国ハンガリー共同タスクフォースが国際的財産権法違反を攻撃する司法省と FBI の活動に協力した。
EXPLANATION: The Department of Justice should encourage the continued cooperation of the governments in Asia and Eastern Europe by assigning a federal prosecutor to the United States embassies in Hong Kong and Budapest, Hungary. The federal prosecutor should have the specific task of coordinating investigations and prosecutions of intellectual property criminals located in the region. The prosecutor should be designated as an "Intellectual Property Law Enforcement Coordinator," or "IPLEC," and should develop relationships with the foreign law enforcement agencies in the region. The IPLEC should also provide legal and technical assistance and develop training programs on intellectual property enforcement. In addition, the IPLEC should assist prosecutors based in the United States by providing direct contact with foreign law enforcement agencies, and assist in intellectual property investigations.	**解説**：司法省は香港とハンガリーのブダペストの米国大使館に連邦検察官を配属することでアジアおよび東欧諸国政府との継続的な協力関係を助長すべきである。この連邦検察官には、その地域の知的財産犯罪の捜査を調整し、これを訴追するという具体的な任務を与えるべきである。その検察官を「知的財産権法執行調整官」すなわち「IPLEC」に任命し、その検察官はその地域の法執行機関との協力関係を発展させるべきである。また IPLEC は、知的財産権法の執行に関する法的ならびに技術的支援を行い、訓練プログラムを立案すべきである。さらに、IPLEC は、海外の法執行機関との仲介窓口となることで国内の検察官と知的財産犯罪捜査を支援すべきである。
The Department of Justice should recruit federal	司法省は、香港とハンガリーのブダペストに

prosecutors who are experienced in prosecuting intellectual property crimes for placement as the IPLECs in Hong Kong and Budapest, Hungary. In addition, the IPLECs should be a valuable resource in examining intellectual property crime trends in the region.

IPLEC として配属する、知的財産犯罪の訴追に熟練した検察官を募集すべきである。さらに IPLEC は、その地域の知的財産犯罪動向について知るための貴重な情報源ともなる。

INTERNATIONAL COOPERATION RECOMMENDATION #2

Co-Locate FBI Intellectual Property Legal Attachés to Asia and Eastern Europe

RECOMMENDATION: *The Department of Justice should recommend that the FBI co-locate Legal Attachés with intellectual property expertise to Hong Kong and Budapest, Hungary, to assist the newly assigned IPLECs in investigative efforts.*

BACKGROUND: The Federal Bureau of Investigation currently assigns special agents to United States embassies throughout the world. The agents, known as "Legal Attachés," communicate regularly with foreign law enforcement agencies, assist in joint investigations, and provide expertise when requested by the foreign government. Legal Attachés are responsible for assisting in all types of international investigations, from terrorism to computer crime.

Intellectual property investigations are often complex and involve unique technical issues. For example, investigations that target online intellectual property theft often require specialized computer expertise to track down the offenders and locate important evidence. In addition, the schemes and methods used by intellectual property smugglers are often sophisticated and involve complex financial transactions. Consequently, specially trained investigators are needed to pursue intellectual property offenders who operate in foreign countries.

EXPLANATION: The Department of Justice should recommend that the FBI assign an Intellectual Property Legal Attaché in Hong Kong and Budapest, Hungary, to assist the federal prosecutor assigned as the Intellectual Property Law Enforcement Coordinator for the region. An effective enforcement program requires close coordination between prosecutors and the skilled investigators who gather evidence, interview witnesses, and develop investigative strategies. An FBI agent assigned as an Intellectual Property Legal Attaché will significantly increase the effectiveness of international enforcement efforts by providing an experienced United States investigator to support international assistance requests, develop relationships with foreign law enforcement agents, and provide investigative expertise to foreign nations. The Intellectual Property Legal Attaché should receive special training in intellectual property investigations and should work closely with the IPLEC to create international partnerships and task forces in the

国際協力勧告第 2 号

検察官と同時に FBI の知的財産権法担当職員をアジアおよび東欧諸国に配属する

勧告：*司法省は新たに任命した IPLEC の捜査活動を支援するため、IPLEC とともに知的財産権に関する専門的能力を備えた法律担当大使館職員を香港とハンガリーのブダペストの大使館に派遣するよう FBI に勧告すべきである。*

背景：連邦捜査局では現在、特別捜査官を世界の米国大使館に配属している。この捜査官は、「法律担当大使館職員」として知られ、海外の法執行機関と定期的に連絡を取り合い、共同捜査を支援し、外国政府の求めに応じて専門的能力を提供している。法律担当大使館職員はテロリズムからコンピューター犯罪に至るまで、あらゆる種類の国際捜査に協力している。

知的財産犯罪捜査は複雑かつ独特な技術的問題が伴う場合が多い。オンラインの知的財産窃盗を標的とする捜査の場合、違反者を追跡し、重要な証拠を特定するためにはコンピューターに関する専門的な能力が必要となる場合が多い。さらに、知的財産の密売業者が使っている仕組みや方法は高度な場合が多く、しかも複雑な金融取引が関与する場合が多い。従って、海外の国々で活動する知的財産権法違反者を追及するためには特別に訓練された捜査官が必要になる。

解説：司法省は、香港とハンガリーのブダペストを中心とした地域の知的財産権法の執行調整官に任命した連邦検察官を支援するため、この地域の大使館に知的財産権法担当大使館職員を配属するよう FBI に勧告すべきである。効果的な法執行計画を実施するためには、検察官と緊密に協力して証拠を収集、証言を採取、捜査戦略を立案できる熟練した捜査官が必要になる。熟練した FBI の捜査官を知的財産権法担当大使館職員として配属することで国際協力要請に対応し、外国の法執行機関との関係を発展させ、海外諸国に捜査技術を提供することが可能になり、国際的執行活動の有効性を大きく高めることができる。この知的財産権法担当大使館職員は知的財産犯罪捜査に関する特別な訓練を受け、IPLEC と緊密に協力し、その地域で国際的な協力関係とタスクフォースを形成すべきである。

region.

INTERNATIONAL COOPERATION RECOMMENDATION #3

Increase the Use of Informal Contacts to Gather Evidence from Foreign Countries

RECOMMENDATION: *Direct prosecutors and agents to increase the use of alternative channels of communication, such as "law enforcement-to-law enforcement" contacts to collect information and evidence quickly in foreign investigations.*

BACKGROUND: International enforcement requires international cooperation in identifying criminal suspects, gathering information from victims, and collecting other types of evidence. The United States has negotiated numerous "Mutual Legal Assistance Treaties" with foreign governments to provide a method to share information and to assist other nations in international criminal investigations. These treaties usually include procedures to interview witnesses and perform other investigative functions. Evidence obtained through formal legal assistance is processed by government agencies in both countries and is typically admissible in United States District Courts. Often, however, investigators need to gather information quickly to determine whether a crime has been committed or to identify criminal suspects before they flee. At that stage of the investigation, it is often unclear whether the case will be prosecuted in the United States or referred to the foreign country where the American rules of evidence do not apply. In addition, evidence that may exist on computers, whether on personal computers or the large networks of foreign Internet Service Providers, is not always preserved and could disappear if immediate action is not taken.

EXPLANATION: While legal assistance treaties provide a reliable mechanism for contacting foreign nations, making information requests, and gathering evidence that is admissible in United States courts, the Department of Justice should explore the use of alternative measures when formal requests are unnecessary, or when the need to gather evidence is time-sensitive. In these situations, law enforcement-to-law enforcement contact should be used to gather information quickly. For example, FBI Legal Attachés assigned to United States embassies often have close working relationships with foreign law enforcement representatives, including national and local police officers. Many times, these "police-to-police" contacts are a much more efficient method to obtain information in criminal investigations, especially when timing is critical. In addition, the police-to-police contacts may open up opportunities for the FBI Legal Attachés to develop relationships with foreign Internet Service Providers, industry representatives, and other commercial contacts where the foreign nation allows such

国際協力勧告第３号

外国で証拠を収集するために非公式な接触をこれまで以上に活用する

勧告：*海外で捜査を行う際に情報および証拠を迅速に収集するために「法執行官対法執行官」の接触など、これまでとは異なる接触チャンネルを積極的に利用するようを検察官や捜査官に指示すべきである。*

背景：国際的な法執行において犯罪の容疑者を特定し、被害者から情報を収集し、他の種類の証拠を収集するためには国際的な協力が必要となる。米国では、国際的な犯罪捜査の際に情報を共有し、海外の国々を支援するための手段として海外諸国政府との間に数多くの「相互司法共助条約」を締結している。これらの条約には通常、証言を採取し、その他の捜査機能を果たすための手続が盛り込まれている。正式な司法共助を通じて得られた証拠を両国の政府機関が加工するが、こうした証拠には一般に連邦地方裁判所でも証拠能力が認められる。しかしながら、捜査官は情報を迅速に収集し、犯罪が行われたかどうかを判断し、もしくは犯罪の容疑者が逃亡する前にこれを特定しなくてはならない。捜査のこうした段階では、まだ米国で訴追するのか、それとも米国の証拠規則が適用されない海外の国に付託することになるかがはっきりしない。さらに、パソコンであれ、海外のインターネット・サービス・プロバイダーの大規模なネットワークであれ、コンピューターに存在する証拠が常に保全できるとは限らず、直ちに行動しない限り消えてしまいかねない。

解説：司法共助条約は、海外の国々と連絡を取り合い、情報請求を行い、連邦裁判所で証拠能力が認められる証拠を収集するための信頼性のある仕組みとなっているものの、正式な請求が不必要な場合、また証拠を迅速に収集する必要がある場合に備え、司法省はこれに代わる手段について検討すべきである。このような場合、情報を迅速に収集するために法執行機関対法執行機関による直接の接触を利用すべきである。例えば米国大使館に配属されている FBI の法律担当大使館職員は海外の中央レベルと地方レベルの警察官を含め、その国の法執行機関と緊密な協力関係を築いている場合が多い。とくにタイミングが決定的に重要な場合、こうした「警察対警察」による接触の方がはるかに効率的な場合も多い。さらに、FBI の法律担当大使館職員が民間の関係者と接触することがその国で許可されている場合には、法律担当大使館職員が警察対警察による接触を通じて海外のインターネット・サービス・プロバイダー、産業界を代表する人々、その他の民間団体との間に関係を築くことも可能である。司法省の検察官は、多くの国際的捜査で情報を収集し、国際的な法執行活動を調整するために海外の対応する機関と

contacts. In many international investigations, Department of Justice prosecutors have also used "prosecutor-to-prosecutor" and "prosecutor-to-police" contacts with their foreign counterparts to gather information and coordinate international enforcement efforts. The Department of Justice should continue to use these important methods of communication with foreign law enforcement, especially in cases where a legal assistance treaty does not exist between the United States and the foreign government. Consequently, a police-to-police, prosecutor-to-prosecutor, or prosecutor-to-police contact can sometimes be the only method to gather evidence quickly in a criminal investigation.	の「検察官対検察官」や「検察官対警察官」の接触を活用している。司法省は、特に米国とその国の政府との間に司法共助条約が存在しない場合、海外の法執行当局とのこうした重要な接触方法を今後も継続して活用すべきである。従って、犯罪捜査において警察対警察、検察官対検察官、もしくは検察官対警察による接触が証拠を迅速に収集するための唯一の手段となる場合さえある。
INTERNATIONAL COOPERATION RECOMMENDATION #4 Enhance Intellectual Property Training Programs for Foreign Prosecutors and Law Enforcement **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should enhance its intellectual property training programs for foreign prosecutors and law enforcement investigators in coordination with the Department of State.*	**国際協力勧告第 4 号** 海外の検察官および法執行機関を対象とした知的財産権訓練プログラムの強化 **勧告**：*司法省は国務省と協力し、海外の検察官や法執行捜査官を対象とする知的財産権訓練プログラムを増強すべきである。*
BACKGROUND: Intellectual property crime is a global problem, but many countries lack the necessary laws, resources, or expertise to enforce intellectual property rights. Numerous foreign countries have yet to develop a legal system to handle intellectual property cases, and many countries that have such laws lack the experience or expertise to prosecute sophisticated offenders. Consequently, foreign prosecutors and investigators are often unable to enforce copyright laws or prosecute large-scale counterfeiters who have stolen the intellectual property of Americans.	**背景**：知的財産犯罪はグローバルな問題であるにもかかわらず、多くの国々において知的財産権法を執行するために必要な法律、資源、または専門的能力が不足している。知的財産事件を扱うための法制度が十分に発達していない国も多く、こうした法律が整備されている国であってもその多くは高度な違反者を訴追するための経験や専門的能力が不足している。このため、海外の検察官や捜査官が著作権法を執行し、米国の知的財産を盗んだ大規模な偽造業者を訴追することができない場合が多い。
EXPLANATION: For the purposes of providing the requisite expertise and enabling the development of critical law enforcement-to-law enforcement relationships, it is essential that the Department of Justice provide additional training and assistance programs to foreign nations focused on intellectual property crimes.	**解説**： 要な専門的能力を提供し、決定的に重要な法執行機関対法執行機関の関係を構築するため、司法省が海外の国々を対象とする知的財産犯罪に焦点を絞った訓練プログラムや支援プログラムを提供することが不可欠である。
The Department of Justice should identify countries where: (1) intellectual property enforcement would have a significant impact, (2) the foreign governments are willing to create new laws, or modify old ones, to fight intellectual property crimes, and (3) the foreign governments are willing to dedicate resources to fighting intellectual property crime, but lack the expertise to do so.	司法省は、(1) 知的財産権法の執行が重要な効果を及ぼし、(2) その国の政府が知的財産犯罪と闘うために新たな法律を制定するか、既存の法律を改正する意欲があり、(3) 知的財産犯罪と闘うために資源を投入する意欲はあるものの、そうするための経験が不足している国々を特定すべきである。
The Department of Justice should invite these countries to participate in a training program, or series of training programs, to learn about enforcement strategies, receive assistance on drafting new laws, and receive valuable guidance on methods to track down intellectual property criminals. The Justice Department should then further develop the	司法省は、法執行戦略、新たに法律を起草するための技術、知的財産犯罪を追跡するための方法について教え、貴重な指針を与えることを狙いとする単独または一連の訓練プログラムを実施し、これにこうした国々を招くべきである。次に司法省は、その国の知的財産権法の執行活動をさらに支援するためにそれぞれの国に連邦検察官や捜査官を派遣し、こ

relationships with the participating foreign governments by sending federal prosecutors and investigators to the foreign countries to further assist in the countries' intellectual property enforcement efforts.	うしたプログラムに参加した政府との関係をさらに発展させるべきである。
INTERNATIONAL COOPERATION RECOMMENDATION #5 Prioritize Negotiations for Legal Assistance Treaties **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should prioritize treaty negotiations for legal assistance agreements with foreign governments where intellectual property enforcement is a significant problem.* **BACKGROUND**: Working in close coordination with the Department of State, the Justice Department is actively involved in negotiating treaties with foreign countries to increase cooperation in criminal investigations. For example, the United States negotiates "Mutual Legal Assistance Treaties" with many nations to create a formal method for exchanging evidence and information. These formal international agreements are useful to prosecutors and law enforcement agents because they provide a method for the Department of Justice to request a foreign government to gather evidence, interview witnesses, and to provide other forms of legal assistance. In addition, a legal assistance treaty imposes an important obligation on the foreign country to assist in criminal investigations in accordance with the international agreement. **EXPLANATION**: The Department of Justice should prioritize the negotiation of legal assistance treaties with foreign governments where intellectual property enforcement is a significant problem. For example, the Department of Justice should ensure that it has effective legal assistance treaties with the nations in Asia, where counterfeiting has become a significant problem. Many intellectual property investigations in the United States lead to evidence located in Asian and South Asian countries where American law enforcement agents do not have jurisdiction. Therefore, it is vital that the Department of Justice and other government agencies negotiate legal assistance treaties with these countries to increase international cooperation.	**国際協力勧告第 5 号** 司法共助条約の条約交渉の優先順位を考える **勧告**：*司法省は、知的財産権法の執行が重要な問題となっている地域の外国政府と優先的に条約交渉を行い、司法共助条約を結ぶべきである。* **背景**：司法省は、国務省と緊密に協力し、海外の国々との捜査協力を強化するために条約交渉を積極的に推進している。例えば、米国は、証拠と情報を交換するための正式な仕組みを確立するために多くの国々と「相互司法共助条約」を交渉している。こうした正式な国際協定により、司法省が、その国の政府に証拠の収集、証言の採取、その他の形式の法的な援助を正式に請求できるようになるため、こうした協定は検察官や法執行官にとって有益である。さらに、司法共助条約があれば、国際協定に従って犯罪捜査に協力するようその国に義務づけることができる。 **解説**：司法省は、知的財産権法の執行が重大な問題となっているような国々の政府と優先的に司法共助条約を交渉すべきである。例えば、司法省は、偽造行為が重大な問題となっているアジアの国々との間に効果的な司法共助条約が結ばれるよう確保すべきである。米国で知的財産犯罪捜査に必要な証拠の多くが米国の法執行官に捜査権のないアジア諸国や東南アジア諸国に存在する。従って司法省その他の政府機関が国際協力を強化するためにこれらの国々と司法共助条約を交渉することが決定的に重要である。
INTERNATIONAL COOPERATION RECOMMENDATION #6 Prioritize Negotiations and Include Intellectual Property Crimes in Extradition Treaties **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should ensure that intellectual property crimes are included in all extradition treaties and prioritize negotiations with foreign countries according to intellectual property enforcement concerns.* **BACKGROUND**: In addition to legal assistance treaties, the Department of Justice is actively	**国際協力勧告第 6 号** 犯罪人引渡し条約の条約交渉を行い、こうした条約に知的財産犯罪を含めること **勧告**：*司法省は、知的財産権法の執行をめぐって重大な問題のある国々と犯罪人引渡し条約を優先的に交渉し、すべての犯罪人引渡し条約に知的財産犯罪を含めるべきである。* **背景**：司法省は、司法共助条約に加え、海外の国々と犯罪人引渡し条約の締結を積極的に交渉してい

involved in negotiating extradition treaties with foreign countries. Extradition treaties provide a formal process for the Department of Justice to bring an alleged criminal to the United States to face criminal charges. The United States currently has extradition treaties with more than 100 countries, and some of these treaties have been in place for decades. In some of the older extradition treaties, the United States is allowed to seek the extradition of an alleged criminal only if the crime charged is one of the crimes listed in the treaty. In newer treaties, however, the United States may generally seek extradition when the crime charged is an offense in both countries. For example, if trafficking in counterfeit goods is a crime in both the United States and the foreign country, an alleged criminal in the foreign country could be extradited to the United States to face those charges.	る。犯罪人引渡し条約が締結されれば、司法省が正式に犯罪の容疑者を米国に移送し、刑事告発することが可能になる。米国は現在、100 を超える国々と犯罪人引渡し条約を結んでおり、こうした条約の一部には既に何十年もの実績がある。犯罪人引渡し条約の歴史が古い国々によっては、容疑が条約に列挙されている犯罪に該当する場合にのみ容疑者の引渡しを要求できる場合もある。しかしながら一般に新しい条約では、犯罪の容疑が両国の犯罪を構成すれば、米国が犯人の引渡しを要求することが可能である。例えば、偽造品の不正取引が米国とその国の両方で犯罪を構成する場合、その国の容疑者を米国で起訴するために引渡しを受けることができる。
EXPLANATION: The Department of Justice should work to ensure that intellectual property crimes are included in extradition treaties with foreign countries. The United States should seek to negotiate new extradition treaties with countries where intellectual property enforcement is critical and should seek to re-negotiate treaties when intellectual property offenses are not included in existing agreements. The ability of governments to apprehend intellectual property criminals in foreign nations is a critical factor in whether intellectual property laws can be enforced. Consequently, it is important to have effective international extradition treaties that include intellectual property offenses in order to promote global cooperative efforts.	**解説**：司法省は、海外の国々との犯罪人引渡し条約に知的財産犯罪が盛り込まれるよう取り組むべきである。また米国は、知的財産権法違反が危機的な状況にあるような国々との引渡し条約の改正に取り組み、既存の条約に知的財産権法違反が盛り込まれていない場合にはそうした条約の改正交渉に取り組むべきである。米国が海外で知的財産犯罪者を逮捕できるようになることは、知的財産権法を執行するための決定的に重要な条件である。従って、グローバルな協力関係を促進するためには知的財産権法違反が盛り込まれた効果的な犯罪人引渡し条約を結ぶことが重要である。
INTERNATIONAL COOPERATION RECOMMENDATION #7 Emphasize Intellectual Property Enforcement During Discussions with Foreign Governments	**国際協力勧告第 7 号** 外国政府と協議する際に知的財産権法の執行について強調する
RECOMMENDATION: *The Department of Justice should emphasize intellectual property enforcement issues during discussions with foreign governments.*	**勧告**：*司法省は外国政府と協議する際に知的財産権問題について強調すべきである。*
BACKGROUND: The Attorney General and other Department of Justice officials routinely meet and correspond with foreign law enforcement officials to discuss international cooperation on a wide variety of criminal justice issues. For example, the Attorney General frequently meets and corresponds with Justice Ministers in Asia, Europe, and South America.	**背景**：司法長官をはじめとする司法省の職員は様々な刑事司法問題の国際協力について協議するために海外の法執行職員と定期的に協議し、連絡を取り合っている。例えば、司法長官の場合には、アジア、欧州、そして南米の法務大臣と頻繁に会見し、連絡を取り合っている。
EXPLANATION: The Department of Justice should, with increased emphasis, raise the issue of intellectual property enforcement with foreign officials, especially in such regions as Asia and Eastern Europe, where enforcement is of concern to the United States. As set forth in other recommendations in this report, the Department of Justice should offer its expertise and assistance in developing robust intellectual property enforcement	**解説**：司法省は、特にアジアおよび東欧諸国など、法執行が米国にとって重要な地域の職員に対して知的財産権法の執行の問題をこれまで以上に強調すべきである。この報告書の他の勧告で述べた通り、司法省は、海外の国々においても確固たる知的財産権法の執行プログラムを構築し、効果的な司法共助条約を結び、新たに広がりつつある知的財産権問題について開かれた対話を続けるために自国の専門的能力と支援を提供すべきである。

programs in foreign nations, developing effective legal assistance treaties, and continuing an open dialogue about emerging intellectual property issues.

C. CIVIL ENFORCEMENT RECOMMENDATION

The Department of Justice's approach to combating the theft of intellectual property is most visible in its enforcement of criminal laws, because the Justice Department is aggressively investigating and prosecuting intellectual property crimes. Success in the fight against intellectual property theft, however, also requires aggressive enforcement of civil laws by the owners of intellectual property. Accordingly, the Task Force recommends that the Department of Justice adopt the following recommendation to increase the effectiveness of civil intellectual property enforcement.

CIVIL ENFORCEMENT RECOMMENDATION

Support Civil Enforcement of Intellectual Property Laws by Owners of
Intellectual Property Rights

RECOMMENDATION: *The Department of Justice should assist private parties in enforcing civil laws that protect intellectual property owners against theft by supporting an effective statutory framework for such enforcement. When a court decision or lawsuit threatens the civil remedies available under federal law, the Justice Department should defend in court all appropriate intellectual property protections and vigorously defend Congress's authority in protecting intellectual property rights.*

BACKGROUND: The owners of intellectual property often use civil lawsuits effectively to protect their intellectual property rights. In recent years, private owners have obtained numerous judgments and settlements against those who steal their intellectual property. Civil lawsuits have proven to be an effective enforcement method in many types of intellectual property cases.

Over the last several years, one of the greatest emerging threats to intellectual property ownership has been the use of peer-to-peer ("P2P") networks. P2P networks are freely accessible on the Internet and allow users to access and copy data files directly from each others' computers. The use of these networks is widespread, and digital copies of audio and video recordings are the most transferred items. It is estimated that millions of users access P2P networks and that the vast majority of users illegally distribute copyrighted material through the networks. In most instances, these violators are difficult to prosecute criminally for a variety of reasons, including the general lack of a profit motive and the relatively low dollar value often involved. Enforcement is thus generally left to owners of the intellectual property to locate offenders and file civil lawsuits against them.

Private civil enforcement, however, is not always

Ｃ． 民事規定の執行に関する勧告

司法省が知的財産犯罪を積極的に捜査し、訴追しているため、知的財産権窃盗と戦う司法省の刑事司法分野のアプローチが比較的目につきやすい。しかしながら、知的財産窃盗犯との戦いを成功させるためには、同時に知的財産権者が民事規定にもとづいた権利を積極的に行使する必要がある。従って、タスクフォースでは、知的財産権法の民事規定の執行効果を高めるために以下の勧告を採用するよう司法省に勧告する。

民事執行勧告

知的財産権者による知的財産権法の民事執行を支援する

勧告：*司法省は効果的な法律的枠組みを整備し、これによって民間の当事者が知的財産権を窃盗から守るために民事規定にもとづいた権利を行使するのを支援すべきである。連邦法で用意されている民事的な救済手段が裁判所の決定や訴訟によって脅かされた場合、司法省は裁判所に対して知的財産権法で認められているあらゆる方法で知的財産を適切に保護すること、また知的財産権を保護する議会の権威を積極的に擁護すべきである。*

背景：知的財産権者は、自分たちの知的財産権を防衛するために民事訴訟を効果的に利用している場合も多い。近年、民間の権利者は自分たちの知的財産の窃盗犯に対して数多くの勝訴判決と和解を勝ち取っている。さまざまな知的財産事件において、民事訴訟が効果的な法執行手段であることが証明されている。

過去数年間についてみた場合、新たに登場した技術の中で、知的財産権者にとっての最大の脅威となっているのがピアツーピア(「Ｐ2Ｐ」)ネットワークである。Ｐ2Ｐネットワークでは、ユーザーがインターネットを通じてお互いのコンピューターに自由かつ直接アクセスし、そのデータファイルを直接コピーすることを可能にしている。こうしたネットワークの利用が広がっており、音声記録と画像記録のデジタルコピーの転送が極めて盛んに行われている。何百万人ものユーザーがＰ2Ｐネットワークにアクセスし、ユーザーの大半がネットワークを通じて著作権のある素材を違法に頒布していることが推定される。営利的な動機が全般的に欠けていることや、介在する金額が比較的少額であるなど、様々な理由からこうした違反者を刑事訴追することは困難な場合が多い。このため、違反者を特定し、違反者に対する民事訴訟を提起するなどの方法による法執行は一般に知的財産権者に委ねられている。

しかしながら、民事執行が常に効果的であるとは

effective. Although illegal P2P file sharing is rampant, the Internet has made tracking illegal file sharing very difficult. For example, users of the Internet must gain access through an Internet Service Provider that assigns an "Internet Protocol Address" to the user. The Internet Protocol Address is a unique number that can be later used to identify the person who used the address. The Internet Service Provider, however, is the sole holder of the information that links the Internet Protocol Address with the identity of the user. Consequently, owners of intellectual property cannot identify users of file sharing programs without the information from the Internet Service Providers. For years, one of the few legal options available to an owner of a copyright who believed an unknown file-sharing user was illegally transmitting copyrighted material was to file a "John Doe" lawsuit against the violator. "John Doe" lawsuits allow the copyright owner, or industry association, to file a lawsuit and start the legal process without knowing the name of the violator. Because Internet Service Providers are not required to maintain records for any length of time, plaintiffs in "John Doe" lawsuits are not always able to obtain a court order in time to identify the violator.	限らない。P2P ファイル共有が盛んに行われているにもかかわらず、こうした違法なファイル共有をインターネット上で追跡することは極めて困難である。例えば、インターネットのユーザーは、インターネット・サービス・プロバイダーを通じてアクセスし、プロバイダーはユーザーに「インターネット・プロトコル・アドレス」を割り当てる。インターネット・プロトコル・アドレスは一意の番号であり、これを利用して後からこのアドレスを使ったユーザーを特定することができる。しかしながら、インターネット・プロトコル・アドレスとユーザーの身元とを結び付けるための情報はインターネット・サービス・プロバイダーにしかない。このため、知的財産の所有者は、インターネット・サービス・プロバイダーから情報を得ない限りファイル共有プログラムのユーザーを特定することができない。著作権者が自分が著作権を有する素材が未知のファイル共有ユーザーによって違法に送受信されていると判断した場合でも、何年にもわたって、その違反者に対して「John Doe」タイプの訴訟を提起する以外の法律上の選択肢はほとんどなかった。「John Doe」タイプの訴訟では、著作権者または業界団体が違反者の名前がわからないまま訴訟を提起し、法律手続を開始することができる。インターネット・サービス・プロバイダーは、記録を一定期間保管するよう義務づけられていないため、「John Doe」タイプの訴訟を提起し、その原告となっても、必ずしも違反者の身元を特定することが可能な期間内に裁判所の命令を獲得できるとは限らない。
In 1998, Congress provided an alternative to the "John Doe" lawsuits when it enacted the Digital Millennium Copyright Act ("DMCA"). The DMCA allows copyright owners to compel Internet Service Providers to identify alleged infringers by serving a subpoena without having to first file a lawsuit. This legal tool is an improvement in the civil enforcement scheme because it enables copyright owners to move quickly in identifying the name of a suspected violator before any relevant records are erased. Armed with a subpoena, copyright owners can determine who is unlawfully downloading their copyrighted material using P2P networks and then work to resolve the dispute by taking legal action.	議会は 1998 年にデジタルミレニアム著作権法(Digital Millennium Copyright Act)(「DMCA」)を制定し、「John Doe」タイプの訴訟に代わりうる手段を用意した。DMCA により、著作権者はあらかじめ訴訟を提起することなく、召喚令状を送達することで侵害している疑いのある者を特定するようインターネット・サービス・プロバイダーに強制することが可能になった。こうした法的手段により、著作権者が迅速に行動し、重要な記録が消去される前に違反の疑いのある者を特定できるようになったため、民事執行制度が改善された。召喚令状という武器が与えられたことで、著作権者はP2Pネットワークを使って自分が著作権を有する素材を違法にダウンロードしている者を特定し、これに法律的対応を取り、紛争の解決に取り組むことができるようになった。
Some Internet Service Providers have resisted DMCA subpoenas by contending that the subpoena provision does not apply to their service because they do not store the copyrighted material, but instead only transmit the data. The Justice Department has filed briefs opposing the Internet Service Providers' challenges to the use of the DMCA to identify suspected violators of intellectual property rights and has also defended the constitutionality of the statute. **EXPLANATION**: In civil cases where the constitutionality or viability of important civil enforcement tools are at issue, the Department of Justice should intervene by submitting a written brief	著作権のある素材を保存せず、データを送信しているに過ぎないため、召喚令状規定が適用されないと反論し、DMCA の召喚令状に抵抗するインターネット・サービス・プロバイダーも存在した。司法省は、DMCA を利用して違反の疑いのある者の身元を確認するよう求める要求に対するインターネット・サービス・プロバイダーのこうした異議申立てに反論する答弁書を裁判所に提出し、この法律の合憲性を主張した。 **解説**：民事訴訟の場で重要な民事執行手段の合憲性または有効性が争点となった場合、司法省は連邦法に従った民事執行手段の利用を擁護するために訴訟に介入し、その事件を審理している裁判所に答弁書

to the court hearing the case, to protect the use of civil enforcement methods in accordance with federal law. In addition to defending the validity of the DMCA's subpoena provision, the Justice Department has shown its commitment to intervene in cases when other intellectual property laws have come under constitutional attack. Therefore, the Department of Justice should closely monitor civil enforcement developments in the law that may reduce the effectiveness of the private, civil enforcement scheme. When such court decisions arise, the Justice Department must identify them and take affirmative steps to correct them.

を提出すべきである。司法省は DMCA の召喚令状規定の有効性を主張しただけでなく、他の知的財産権法の合憲性が問われた場合にもその事件に介入し、自らの確固たる姿勢を示した。従って、司法省は、民間当事者による民事執行制度の有効性を低下させかねないような法律的事件を常に監視すべきである。裁判所が問題のある決定を下した場合、司法省はこれを見つけ出し、これを是正するために積極的な措置を講じなくてはならない。

D. ANTITRUST ENFORCEMENT RECOMMENDATIONS

D． 反トラスト法執行勧告

The core mission of the Antitrust Division of the Department of Justice is to promote and protect the competitive process and the American economy through enforcement of antitrust laws. These laws prohibit a variety of practices that restrain trade, such as price-fixing conspiracies, corporate mergers likely to reduce competition, and predatory acts designed to achieve or maintain monopoly power. When these practices involve intellectual property, they can raise complex questions about the proper application of antitrust to intellectual property rights. The Department of Justice recognizes that intellectual property rights can promote competition by creating incentives to innovate and commercialize new ideas that enhance consumer welfare. The Department of Justice is also aware that enforcing the antitrust laws in a way that condemns the beneficial use of intellectual property rights could undermine the incentive to create and disseminate intellectual property. The Task Force therefore recommends that the Department of Justice adopt the following recommendations to help ensure that the antitrust laws are appropriately applied to intellectual property in a way that does not chill the exercise of legitimate intellectual property rights.

司法省の反トラスト部(Antitrust Division)の中核的な任務は反トラスト法の執行を通じて競争プロセスと米国経済を助長し、保護することにある。これらの法律は、価格操作の謀議、競争制限的な可能性の高い企業合併、また独占的支配権を達成もしくは維持することを狙いとする略奪的経済活動など、取引を制限する様々な慣行を禁じている。こうした慣行に知的財産権が関与する場合、知的財産権に反トラスト原則を適切に適用するという複雑な問題が生じかねない。司法省では、知的財産権が技術改良と消費者の福祉を増進させるような新しい着想が生まれるためのインセンティブとなり、競争を促進する効果があると考えている。また司法省では、知的財産権の効果的な活用が制限されるような方法で反トラスト法が執行された場合、知的財産を創造し、普及させるためのインセンティブが損なわれる危険性があることも認識している。従ってタスクフォースでは、知的財産権の正当な行使を抑制しないような方法で反トラスト法を知的財産権に適切に適用するために司法省が以下の勧告を採択するよう勧告する。

(1) Support the rights of intellectual property owners to decide independently whether to license their technology to others;

(1) 技術の実施を許諾するかどうかの決定を独自に下す知的財産権者の権利を擁護すること。

(2) Encourage trade associations and other business organizations seeking to establish industry standards for the prevention of intellectual property theft, to use the Justice Department's business review procedure for guidance regarding antitrust enforcement concerns;

(2) 知的財産窃盗を予防する目的で業界標準を確立しようとしている産業団体その他のビジネス組織が司法省のビジネスレビュー手続(business review procedure)を活用し、これを反トラスト法違反問題の指針とするよう奨励すること。

(3) Continue to promote international cooperation and principled agreement between nations on the proper application of antitrust law to intellectual property rights.

(3) 反トラスト法を知的財産権に適切に適用するための国際協力や適切な原則にもとづいた国家間協定の形成を促すための活動を続けること。

ANTITRUST ENFORCEMENT RECOMMENDATION #1

反トラスト法執行勧告第１号

Support the Rights of Intellectual Property Owners to

技術の実施を許諾するかどうかの決定を独自に下す

Determine Independently Whether to License Their Technology **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should support the rights of intellectual property owners to decide independently whether to license their technology to others.* **BACKGROUND**: It is well established under United States law that an intellectual property owner's decision not to license its technology to others cannot violate the antitrust laws. Nonetheless, some critics of robust intellectual property rights have suggested that antitrust laws should be used to force owners of intellectual property rights to share "essential" technology with others, even when that would require them to assist their competitors. **EXPLANATION**: Owners of intellectual property rights should be free to decide independently whether to license their technology to others, without fear of violating the antitrust laws. This was confirmed by a recent legal ruling that expressed great skepticism about applying the antitrust laws in ways that would force companies to share the source of their competitive advantage with others. Although an intellectual property owner has the right to decide not to license its technology, the owner does not have the right to impose conditions on licensees that would effectively extend an intellectual property right beyond its legal limits. The Department of Justice should continue to oppose efforts in the United States and abroad to promote the notion that an independent decision not to license technology is an antitrust violation.	知的財産権者の権利を擁護すること **勧告**：*司法省は、技術の実施を許諾するかどうかの決定を独自に下す知的財産権者の権利を擁護すべきである。* **背景**：米国法の下では、知的財産権者が技術を許諾しないことに決定した場合でも、反トラスト法に対する違反にならないとする解釈が確立されている。それにもかかわらず、知的財産権を強化することに批判的な人々の中には、競争相手を助ける結果になる場合でも、反トラスト法を使い、「不可欠な」技術を共有するよう知的財産権者に強制すべきだと主張する者がいる。 **解説**：知的財産権者が反トラスト法に違反することを恐れることなく、技術の実施を許諾するかどうかの決定を独自に下す権利を認めるべきである。反トラスト法を適用し、競争上優位に立つ源泉となっている技術をライバル企業と共有するよう強制することに重大な疑問を表明した裁判所の最近の決定もこうした考え方を支持している。知的財産権者には技術の実施を許諾しない権利があるものの、実施許諾と引き換えに法律で定めた限界を超え、知的財産権の範囲を実質的に拡張するような条件を強制することは許されない。司法省は国内でも海外でも引き続き知的財産権者が技術の実施を許諾するかどうかの決定を独自に行うことが反トラスト法に違反するという考え方に反対し、こうした考え方を広めようとする動きにも反対する活動を続けるべきである。
ANTITRUST ENFORCEMENT RECOMMENDATION #2 Encourage Use of the Justice Department's Business Review Procedure **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should encourage trade associations and other business organizations seeking to establish industry standards for the prevention of intellectual property theft, to use the Justice Department's business review procedure for guidance regarding antitrust enforcement concerns.* **BACKGROUND**: Trade associations and other organizations often take steps to develop and adopt uniform standards that will better enable industry participants to protect their intellectual property rights and discourage theft of their intellectual property. Digital rights management software, anti-theft software, and other content protection schemes could, for example, be the subject of such standard-setting activities. However, the process of negotiating standards can raise antitrust concerns. For example, competitors involved in the standard-setting process may use such negotiations as a forum for price fixing and other forms of collusion.	**反トラスト法執行勧告第２号** 司法省のビジネスレビュー手続を活用するよう奨励する **勧告**：*司法省は知的財産窃盗を予防するための業界基準を確立しようとしている産業団体その他のビジネス組織が司法省のビジネスレビュー手続を活用し、これを反トラスト法違反問題の指針とするよう奨励すべきである。* **背景**：参加企業が知的財産権を守り、知的財産権に対する窃盗を抑止するのを支援するために産業団体その他の組織が統一規格の開発と採用に取り組んでいる場合も多い。例えばデジタル権利管理ソフトウェア、窃盗防止ソフトウェア、その他のコンテンツ保護機能がこうした規格統一活動の主眼となっている場合もある。しかしながら、業界標準の交渉過程が反トラスト法に違反するのではないかという疑いを招く場合もある。例えば、相互に競合する企業が標準化プロセスに参加した場合、こうした交渉が価格操作その他の形式の共同謀議の場になる可能性もある。

EXPLANATION: The Department of Justice's business review procedure provides trade associations and other business organizations seeking to establish industry standards a valuable opportunity to receive guidance from the Department of Justice with respect to the scope, interpretation, and application of the antitrust laws to proposed standard-setting activities. Under that procedure, persons concerned about whether a particular proposed standard-setting activity is legal under the antitrust laws may ask the Department of Justice for a statement of its current enforcement intentions with respect to that conduct. When sufficient information and documents are submitted to the Department of Justice, the Department will make its best effort to resolve the business review request within 60 to 90 days. In this way, the Department of Justice can protect competition while at the same time facilitate efficient business arrangements that enable intellectual property owners to protect their rights.	**解説**：司法省のビジネスレビュー手続は、業界標準の確立に取り組んでいる産業団体その他のビジネス組織が提案している標準化活動に照らした反トラスト法の範囲、解釈、そして適用に関する司法省の見解を知る貴重な機会となる。特定の標準化活動が反トラスト法に照らして合法であるかどうかに不安がある場合、この手続を利用し、こうした活動への反トラスト法の適用に関するその時点の司法省の見解を知ることができる。司法省に十分な情報と文書が提出された場合、司法省はこのビジネスレビュー請求から 60～90 日以内に回答するよう最善を尽くしている。司法省は、こうした手続を通じて一方で競争を保護しつつ、知的財産権者の権利を守るための効率的なビジネス協定を支援することが可能になる。
ANTITRUST ENFORCEMENT RECOMMENDATION #3 Promote International Cooperation on the Application of Antitrust Laws to Intellectual Property Rights **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should continue to promote international cooperation and principled agreement between nations on the proper application of antitrust laws to intellectual property rights.* **BACKGROUND**: While antitrust and intellectual property laws are often national in scope, competition occurs on an increasingly global scale. Differing application of antitrust and intellectual property law principles in different countries can create inefficiencies for global business, result in antitrust violations in some countries for the use of intellectual property that is legal in others, and even lead to the loss of intellectual property rights in certain nations. If nations can reduce such discrepancies in applying antitrust law to intellectual property, they can reduce inefficiencies and promote vigorous cross-border competition. **EXPLANATION**: The Department of Justice should continue to promote principled agreement among nations on the proper application of antitrust law to intellectual property. It should continue its efforts to engage in multinational meetings, formal conferences, and informal outreach with foreign antitrust agencies. Through these efforts, the Department of Justice can ensure that the United States and its trading partners have the benefit of each other's experience in dealing with issues at the intersection of antitrust and intellectual property law. Through the establishment of intellectual property working groups with the European Union, Japan, and Korea, the Department of Justice has discussed a	**反トラスト法執行勧告第 3 号** 反トラスト法を知的財産権に適用する方法をめぐって国際協力を促進する **勧告**：*司法省は、反トラスト法を知的財産権に適切に適用する方法に関する国際協力や適切な原則にもとづいた国家間協定の形成を促進するための活動を続けるべきである。* **背景**：反トラスト法と知的財産権法のいずれもその適用範囲が国内に限定される場合が多い一方、現実の競争はますますグローバル化している。反トラスト法や知的財産権法の法原則の適用方法が国によって異なっていた場合、グローバルビジネスの効率を低下させ、また一つの国では合法的な知的財産権の利用方法が他の国では反トラスト法違反にされるなどの混乱を招き、国によっては知的財産権を喪失することにさえなりかねない。知的財産権への反トラスト法の適用方法をめぐる国ごとのこうした不一致を軽減できれば、効率を高め、国境を越えた活発な競争を助長することができる。 **解説**：司法省は、反トラスト法を知的財産権に適切に適用するための原則にもとづいた国家間協定の形成を助長するために努力し続けるべきである。また海外の反トラスト法執行機関との多国間会合、正式な国際会議、また非公式協議などに従事する努力を続けるべきである。司法省がこうした活動を続けることで、米国と米国の貿易相手国とが反トラスト法と知的財産権法との境界領域の問題に関する各国の経験を交換し合うことができる。司法省では、知的財産権に関するワーキンググループを欧州連合、日本、そして韓国と共同で設置し、「アイデア」のグローバル市場が効率的に機能するうえで決定的に重要な知的財産に関係する様々なテーマについて討議してきた。こうしたワーキンググループにより、司法

wide variety of intellectual property topics vital to the efficient functioning of the global marketplace of ideas. These working groups foster candid communications between the Department of Justice and foreign antitrust enforcers. The Department of Justice should continue these efforts and expand them to include more United States trading partners, and should also closely monitor developments concerning the application of antitrust to intellectual property.	省と海外の反トラスト法執行機関との間に率直な対話を育てることができた。司法省はこうした活動を続ける一方、これをさらに拡大して米国の他の貿易相手国の参加も求めるべきであり、また知的財産権への反トラスト法の適用の動向についても注意深く監視すべきである。
IX. WHAT PRINCIPLES SHOULD APPLY TO PENDING AND FUTURE INTELLECTUAL PROPERTY LEGISLATION? The Task Force examined a number of pending bills in Congress and developed a set of general principles that should guide pending and future legislation regarding the enforcement of intellectual property rights. This survey does not attempt to identify every principle underlying intellectual property protection or enforcement. Instead, it focuses on principles related to pending legislation, or general proposals for future legislation, that will increase the effectiveness of intellectual property enforcement. Unless noted, the Task Force does not formally endorse or oppose any specific bill, specific provision of a bill, or any of the legislative proposals.	**IX. 現在審議中の知的財産権立法と将来の知的財産権立法にどのような原則を適用すべきか？** タスクフォースでは、議会で審議中のいくつかの法案について検討し、知的財産権法の執行に関係する現在審議中の立法および将来の立法の指針となるべき一連の一般原則を立案した。この報告書において、知的財産権保護または知的財産権法を執行する前提となるすべての原則を網羅することはできないため、現在審議中の立法または将来の立法に焦点を絞り、知的財産権法の執行の有効性を高めるような一般原則を提案するにとどめる。文中に明記していない限り、タスクフォースとしては、いずれの法案、法案の特定の条文、または立法をも公式に支持または批判してはいない。
Principles for Pending Legislation The circumvention of technological safeguards protecting copyrighted works should be subject to prosecution. The owners of intellectual property have the primary responsibility for protecting their creative works from unauthorized duplication. Technological safeguards such as digital rights management software and other forms of copy protection provide means of doing so. Federal law should reinforce the use of these technological safeguards by preventing their deliberate and unauthorized circumvention.	**審議中の立法に関する原則** 著作物の保護を目的とする防護技術を迂回する行為を訴追すべきである。著作物を許可のない複製から保護する主たる責任は知的財産権者にある。デジタル権利管理ソフトウェアや、その他の形式のコピー防止措置などの技術的な防護措置はそのための手段となる。こうした防護技術を意図的かつ許可なく迂回する行為を防ぐため、こうした防護措置の利用を連邦法で支援すべきである。
The Digital Media Consumers' Rights Act of 2003 (H.R. 107) would allow the sale of tools and equipment that could be used to circumvent technological safeguards designed to protect copyrighted works.	2003 年デジタルメディア消費者権利法(Digital Media Consumers' Rights Act of 2003 (H.R. 107))は、著作物の保護を目的とする防護技術を迂回するために使われかねないツールや装置の販売を許すことになりかねない。
The distribution of counterfeit products should be thwarted by seizing, when possible, the materials and equipment used in making them. The distribution of counterfeit products (both goods and creative works) represents not only a theft of intellectual property and a potential source of consumer fraud, but a significant threat to public health and safety. In order to prevent the distribution of counterfeit products, the government should take reasonable steps to prevent their production. When law enforcement officials find materials and equipment that are used to create counterfeit products, the materials and equipment should be seized. Legal loopholes should not allow trafficking in counterfeit labels simply because they have not yet been attached to counterfeit goods.	可能であれば偽造品を作るのに使われている材料や設備を押収することでこうした製品の頒布を阻止するべきである。(商品と著作物の両方の)偽造品の頒布は知的財産権の窃盗であり、また消費者詐欺の原因になりかねないだけでなく、国民の健康と安全に対する重大な脅威となる。政府は偽造品の頒布を防止し、その複製を防止するための合理的な対策を講ずるべきである。偽造品を作るために使われる材料または設備を法執行官が発見した場合にはこれを押収すべきである。現在は法律に抜け道があるため、偽造ラベルが単にまだ偽造品に添付されていないというだけでこうした偽造品の密売を取り締まることができないものの、今後はこのような状況を許してはならない。

The Anti-Counterfeiting Amendments of 2003 (H.R. 3632) would expand the prohibition of trafficking in counterfeit labels for copyrighted works to include trafficking in genuine but unauthorized labels and packaging. The bill would also allow the government to seize and impound the equipment used in producing the counterfeit and unauthorized labels. The Stop Counterfeiting in Manufactured Goods Act (H.R. 4358) would require the destruction of equipment used to manufacture and package counterfeit goods and the forfeiture of any proceeds from the manufacture or sale of such goods. The bill would also prohibit the sale of counterfeit labels that are not attached to any goods and the sale of labels that incorporate an unauthorized reproduction of a trademark. The passive sharing of copyrighted works for unlawful duplication should be treated as the distribution of those works and should, where appropriate, be subject to prosecution. Distributing unauthorized copies of copyrighted works is a criminal violation if the total retail value of the original work, multiplied by the number of unauthorized copies, reaches a certain monetary threshold. Given the minimal cost of distributing copyrighted works over the Internet, making such files available for others to copy is equivalent to distributing them. The criminal copyright statute should therefore prohibit people from knowingly making available to the public a threshold number of infringing copies or exceeding a threshold value. The Piracy Deterrence and Education Act (H.R. 4077) would amend the criminal copyright statute to clarify that it may be a violation merely to offer copyrighted works in a digital format for others to copy. Copyright law should recognize the premium value of a copyrighted work before the work is released for sale to the general public. A copy of a copyrighted work is more valuable before it can be legitimately obtained by anyone else. In such situations, not only is this “pre-release” copy rarer, but it can also permit the holder to distribute copies as early as – or before – the copyrighted work’s legitimate owner. As a result, although pre-release copies of a copyrighted work have no legitimate retail value, they can be the most valuable copies of all and their distribution can damage the rights holder. The copyright laws should reflect the premium value of pre-release copies, particularly at the stage of sentencing defendants for criminal violations. The Piracy Deterrence and Education Act (H.R. 4077) and the Artists’ Right and Theft Prevention Act of 2003 (S. 1932) would declare the camcording of films in movie theaters to be a federal felony without proof of the value of a copy of the particular film at issue. These bills also take additional steps to recognize the damage caused by copyright infringement of	2003 年偽造防止改正法(Anti-Counterfeiting Amendments of 2003 (H.R. 3632))では著作物の偽造ラベルの売買の範囲を拡張し、本物ではあっても許可のないラベルやパッケージングの取引もこれに含めた。またこの法案が成立すれば、偽造品や許可のないラベルを生産するために使われている設備を政府が押収し、留置することが可能になる。 製造品偽造防止法(Stop Counterfeiting in Manufactured Goods Act (H.R. 4358))では、偽造品の製造とパッケージに使われる設備を破壊し、こうした商品の製造または販売から得た一切の利益を没収するよう義務づけている。またこの法案では、いかなる商品にも添付されていない偽造ラベルの販売や商標の許可のない複製が組み込まれているラベルの販売も禁じられている。 不法に複製する目的で著作物を受動的に共有している場合も、こうした著作物の頒布として扱い、適切な場合にはこれを訴追の対象とすべきである。原著作物の小売価格に許可のないコピーの数を乗じた金額が一定の基準額を上回った場合、その著作物の許可のないコピーの頒布を犯罪行為とすべきである。インターネットで著作物を頒布するためのコストが最小限にとどまる点を考えると、こうしたファイルを提供し、これを他の者がコピーできるようにすることは頒布する行為に等しい。従って著作権に関係する刑事規定では、著作権を侵害する基準数を上回る数のコピーを公衆に故意に提供する行為を禁止すべきである。 著作権侵害抑止教育法(Piracy Deterrence and Education Act (H.R. 4077))は、著作権に関係する刑事規定を改正し、著作物をデジタル形式で提供し、自由にコピーできるようにした場合も法律に違反することを明確にしている。 著作権法において、一般公衆に発売される前の著作物のプレミアム価値について認識すべきである。著作物のコピーは、誰もが正当な方法では入手できない時期の価値が最も高い。「発売前」のコピーには希少価値があるだけでなく、これを入手できれば、著作物の正当な権利者と同時期またはそれ以前にコピーを頒布することが可能になる。その結果、著作物の発売前のコピーには何ら正当な小売価格が存在しないにもかかわらず、どのコピーよりも価格が高く、また頒布する行為が権利者に与える損害も大きい。著作権法の特に被告の犯罪行為に対する刑の量刑段階に、発売前のコピーのプレミアム価値を反映させるべきである。 著作権侵害抑止教育法と 2003 年アーチストの権利窃盗予防法(Artists' Right and Theft Prevention Act of 2003 (S. 1932))では、映画館で上映した映画をホームビデオで録画すれば、その映画のコピーの価値を立証できない場合でも連邦重罪になると明記している。こうした規定も、発売前の著作物の著作権侵害が引き起こす損害の大きさを認識した措置であ

pre-release works. The law should provide a remedy against those who intentionally induce infringement. Owners of intellectual property have the primary responsibility for protecting their intellectual property through civil enforcement actions if necessary. Computer networks that facilitate the unauthorized sharing and copying of copyrighted works by users are some of the most dangerous threats to copyright ownership today. A copyright owner should have some express remedy against such networks and other businesses, to the extent that they depend upon and intend for their customers to violate the owner's copyright. The Inducing Infringement of Copyrights Act (Induce) Act of 2004 (S. 2560) would allow copyright holders to bring a civil suit against individuals and businesses who intentionally induce the infringement of their copyright.	る。 故意に侵害を教唆した者の責任について法律で定めるべきである。知的財産権者には、必要であれば民事執行行為を通じて自らの知的財産権を保護する主たる責任がある。コンピューター・ネットワークを通じてユーザーが許可なく著作物を共有し、コピーすることが容易になっていることは今日の著作権者にとって最大の脅威である。こうしたネットワークその他のビジネスにおいて顧客が著作権を侵害することが前提とされている場合、その範囲において、こうしたネットワークその他のビジネスに対抗するための明確な手段を著作権者に与えるべきである。 2004 年著作権侵害教唆(教唆)法(Inducing Infringement of Copyrights Act (Induce) Act of 2004 (S. 2560))では、著作権者が著作権侵害を故意に教唆した個人または企業を相手に民事訴訟を提起することが認められている。
Principles for Future Legislation The law should prohibit not only the sale of counterfeit goods, but also the possession of counterfeit goods with the intent to sell them. Under current law, it is illegal to sell counterfeit goods (or to attempt to do so), but it is not illegal to possess even large quantities of counterfeit goods with the intention of selling them. As a result, someone who is caught with a warehouse full of counterfeit handbags may escape prosecution for trademark violations if there is no evidence that he has already sold or attempted to sell them. The Task Force recommends further consideration of a proposal to criminalize the possession of counterfeit goods with the intention of selling or otherwise trafficking in them.	**将来の立法に関する原則** 偽造商品を販売する意図がある場合、これを所持することも法律で禁止するべきである。現行法の下では、偽造品を販売すること(または販売を企てること)は違法とされているものの、大量の偽造商品を販売する意図で所持しても違法とはされない。その結果、犯罪者を逮捕し、倉庫が偽造ハンドバッグで溢れていても、こうした商品を販売し、もしくは販売を企てた証拠がない限り、商標法違反による訴追を逃れる可能性がある。 タスクフォースでは、偽造商品を販売もしくはこれを不正取引する意図で所持することも違法とする提案についてさらに検討するよう勧告する。
The law should not distinguish between selling counterfeit goods for cash and giving them away with the general expectation of receiving any other type of benefit in the future. Under current trademark law, it is a criminal violation to sell or traffic in counterfeit goods. At least one court has held, however, that it is not illegal to give away such goods where there is no agreement to get something of value from the recipient in return. Under that standard, the distribution of counterfeit goods as samples or as gifts to cultivate a customer's goodwill might not be illegal. The Task Force recommends further consideration of a proposal to broaden the definition of the word "traffic" in the federal trademark law so that it would explicitly include any distribution of counterfeit goods from which the distributor hopes to gain something of value from any source.	法律において、現金を得るために偽造商品を販売する行為と、いずれ何らかの便益を受けることを一般的に期待して偽造商品を引き渡す行為とを区別するべきではない。現行の商標法では、偽造商品を販売または不正取引することは犯罪とされている。しかしながら少なくとも一つの裁判所が、こうした商品を引き渡す対価を得るための合意がない限り、引き渡す行為は違法ではないとする判断を下している。こうした基準に従えば、顧客の好意を得るために偽造品を見本または贈答品として頒布する行為は違法とされなくなる。 タスクフォースでは、商標法の「売買」の定義を拡大し、いずれかの出所から何らかの価値を得ることを期待して偽造商品を頒布した場合も明確に含める提案についてさらに検討するよう勧告する。
As with other laws involving intellectual property, an attempt to violate the criminal copyright statute should be a violation without regard to whether it is successful. Unlike the federal criminal trademark statute, the criminal copyright statute does not criminalize attempted violations. It is a general tenet of criminal law, however, that those who attempt to	知的財産権に関係する他の法律の場合と同様、著作権法の刑事規定に違反する企ては、それが成功したかどうかにかかわらず犯罪とすべきである。連邦商標法の刑事規定とは異なり、著作権法の刑事規定では未遂行為を犯罪としていない。しかしながら、犯罪を企てた者にも倫理的には犯罪を犯した者と同様に非難可能性があるとするのが刑事規定の一般原

commit a crime are as morally culpable as those who succeed in doing so. As a practical matter, individuals who attempt to commit copyright crimes are disproportionately likely to have committed them in the past and to commit them again in the future (unless they have been caught and punished).	則である。実際問題として、著作権犯罪を犯そうと企てた者は、過去にこうした犯罪を犯しており、また(こうした者を逮捕し、罰しない限り)その後もこうした犯罪を繰り返す可能性が極めて高い。
The Task Force recommends further consideration of a proposal to amend the criminal copyright statute to outlaw attempted violations.	タスクフォースでは、著作権法の刑事規定を改正し、犯罪の未遂も違法とする提案についてさらに検討するよう勧告する。
Law enforcement officers should have access to the full range of accepted law enforcement tools when they investigate intellectual property crimes that pose a serious threat to public health or safety. A federal court may issue an order authorizing the use of a voice intercept, otherwise known as a "wiretap," in the investigation of many federal crimes, including the theft of interstate shipments, but not for intellectual property crimes. Although there are good reasons to restrict the use of wiretaps in deference to individual privacy rights, some intellectual property crimes present a more serious danger to public health or safety. Trademark violations, for instance, may involve the distribution of counterfeit goods that are defective and prone to causing widespread consumer injuries.	法執行官が国民の健康または安全に対する重大な脅威となる知的財産犯罪を捜査する場合には、一般的に許容されるあらゆる範囲の法執行手段を利用できるようにすべきである。裁判所は、州際貨物の窃盗を含め、多くの連邦犯罪について、これを捜査するために音声の傍受、別な言葉でいえば「盗聴」を許可する命令を発行できるものの、知的財産犯罪の場合にはこれが認められていない。プライバシーの権利にもとづいて盗聴を制限するよう求める主張にも一定の根拠はあるものの、ある種の知的財産犯罪が公衆の健康または安全に与える深刻な脅威は、プライバシーが保護されない不利益を上回っている。例えば商標犯罪の場合、欠陥があり、広い範囲の消費者に傷害を与えかねないような偽造品が頒布される場合もある。
The Task Force recommends further consideration of a proposal to amend the Federal Wiretap Act to provide for the use of voice intercepts in investigating intellectual property crimes specifically when they threaten public health or safety.	タスクフォースでは、知的財産犯罪が国民の健康または安全を脅かす場合に限って盗聴できるように連邦盗聴法を改正する提案についてさらに考慮するよう勧告する。
Counterfeit and stolen intellectual property should not be permitted to flow into or out of the United States. Under current law, it is not a violation of intellectual property laws simply to import or export unauthorized copies of copyrighted works or counterfeit goods. Given the central role that international distribution plays in intellectual property crimes and the importance of not contributing in any way to intellectual property violations in other countries, the shipping of infringing products across the nation's borders should be expressly prohibited.	偽造品または盗んだ知的財産が米国に流入または米国から流出することを許してはならない。現行法では、著作物または偽造品の許可のないコピーを単に輸入もしくは輸出しただけでは知的財産権法違反に問われない。国際的な頒布が知的財産犯罪の中心的な役割を果たしている点を考慮し、またいかなる形であれ他の国々の知的財産犯罪を助けてはならないため、著作権を侵害する製品の国境を超える輸出入を明確に禁止すべきである。
The Task Force recommends further consideration of a proposal to criminalize the importation and exportation of counterfeit goods and unauthorized copies of copyrighted works into and out of the United States.	タスクフォースでは、偽造商品と著作物の許可されていないコピーの米国へのもしくは米国からの輸出入を犯罪とする提案についてさらに考慮するよう勧告する。
Copyright law should recognize that copies of a copyrighted work are more valuable before copies of the work are released for sale to the general public. The criminal copyright statute often requires federal prosecutors to prove the retail value of the copyrighted work that has been stolen, both to establish that a criminal violation has occurred and to assess the appropriate penalty upon conviction. As explained above, however, copyrighted works that are stolen before they are released for sale lack an established retail value and yet are extraordinarily	一般公衆に発売される前のコピーの方が価値があることを著作権法においても認識すべきである。著作権法の刑事規定では、犯罪を立証し、有罪判決後の適切な量刑の両方の目的から連邦検察官に盗まれた著作物の小売価格を立証するよう義務づけている場合が多い。しかしながら上述の通り、発売される前に盗まれた著作物には、小売価格がまだ存在しないにもかかわらず、法外な価値がある。著作権法ではこうした問題について認識し、これに対処すべきである。

valuable. The copyright law should recognize and eliminate this tension.

The Task Force recommends a proposal to assign a presumed retail value to copies of copyrighted works that have not yet been released for sale to the public.

タスクフォースでは、公衆に発売される前の著作物のコピーの場合には、その小売価格を推定することを勧告する。

The United States should facilitate the prosecution of individuals who are accused of intellectual property violations in another country if the violations would have been crimes under American law. Given the ease and frequency with which perpetrators of intellectual property crimes cross international borders, it is important for the United States and other nations to cooperate whenever necessary in the prosecution of these criminals. Nevertheless, under current law, the United States will not extradite an individual accused of intellectual property crimes unless (1) the United States has a treaty with the nation seeking extradition and (2) that treaty lists intellectual property crimes as a basis for extradition. This presents a significant obstacle to international cooperation because the United States has not finalized extradition treaties with many nations, and many of the treaties that the United States has concluded do not list intellectual property crimes. Therefore, the United States is often precluded from extraditing, and thus securing the extradition of, individuals accused of even the most egregious intellectual property violations.

国外で起訴された知的財産犯罪が米国法でも犯罪となる場合、米国は犯罪者の訴追を促進すべきである。知的財産犯罪が国境を越えて行うことが容易になり、またその数が増えている点を考慮し、必要な場合には米国と他の国々がこうした犯罪者の訴追に随時協力することが重要である。とはいえ、現行法のもとでは、(1) 米国と米国が引渡しを求める国との間に条約があり、(2) 条約の引渡し理由に知的財産犯罪が含まれていない限り、知的財産犯罪に問われている人物の引渡しを求めることができない。米国はなお多くの国々と犯罪人引渡し条約を締結していなく、また米国が締結した多くの条約には知的財産犯罪が含まれていないことが国際協力の大きな障害となっている。従って、米国の引渡し要求が拒否され、極めて悪質な知的財産犯罪を犯した者でさえ引渡しを受けることができない場合も多い。

The Task Force recommends further consideration of a proposal to permit the extradition of individuals who are accused of intellectual property violations that are criminalized under the laws both of the United States and of the other nation, even in the absence of a formal extradition treaty between them.

タスクフォースでは、米国との間に正式な犯罪人引渡し条約がない場合でも、米国とその国の両方の法律で犯罪とされている知的財産犯罪の容疑者の引渡しを可能にする提案についてさらに考慮するよう勧告する。

The United States should support enhanced international enforcement of intellectual property laws. With the globalization of the economy and the rise of digital commerce, intellectual property crimes have crossed international borders with increasing frequency. The United States has signed two treaties that would facilitate international cooperation in halting some of the most egregious of these crimes: the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime and the Council of Europe Convention on Cybercrime. The Department of Justice supports the ratification of these treaties, but the Senate has not yet voted on them.

米国は、知的財産権法の国際的な執行の強化を支持すべきである。経済のグローバリゼーションや電子商取引の普及に伴い、国境を越えた知的財産犯罪がますます頻発している。米国は、最も悪質な知的財産犯罪を取り除くための国際協力を助長する国際組織犯罪条約(United Nations Convention Against Transnational Organized Crime)とサイバー犯罪に関する欧州評議会サイバー犯罪条約(Council of Europe Convention on Cybercrime)の二つの条約に調印した。司法省はこれらの条約の批准を支持しているものの、上院ではまだ投票を行っていない。

The Task Force recommends the expeditious ratification of both treaties.

タスクフォースでは、両方の条約を迅速に批准するよう勧告する。

X. HOW CAN THE DEPARTMENT OF JUSTICE PREVENT INTELLECTUAL PROPERTY CRIME?

X. 司法省はどうすれば知的財産犯罪を予防できるか？

While prosecuting intellectual property crime forms the crux of the Department of Justice's strategy, the Task Force also recognizes that preventing crimes from occurring in the first place is a critical component to any crime-fighting program. Publicizing successful prosecutions is an important way to deter

司法省の戦略において知的財産犯罪の訴追が最重要課題となっているものの、タスクフォースでは、犯罪に対抗するためのいかなるプログラムにおいてもこうした犯罪が起こらないように予防する活動が決定的に重要であることを認識している。訴追の成功例を公表することも将来の犯罪を抑止するための

future crimes. In addition, educational initiatives that make clear the consequences of choices made must play a key role in any solution to such a pervasive and complex problem. Accordingly, the Task Force examined several public awareness and prevention issues and recommends that the Department of Justice: (1) Develop a national program to educate students about the value of intellectual property and the consequences of committing intellectual property crimes by: (A) Developing materials for student educational programs; (B) Creating partnerships with non-profit educational organizations to promote public awareness regarding intellectual property crime; (C) Developing a video to teach students about the negative consequences of intellectual property theft; and (D) Encouraging federal prosecutors handling intellectual property crime cases throughout the nation to promote the Department of Justice's public awareness programs. (2) Educate the public about its policy prohibiting the use of peer-to-peer software on Justice Department computer systems; and (3) Promote authorized use of the FBI's new Anti-Piracy Seal and Warning.	重要な方法である。さらに、自分の行為の結果について認識させるための教育プログラムもこうした広範かつ複雑な問題の解決に重要な役割を果たすはずである。従ってタスクフォースでは、公衆の意識喚起や犯罪予防に関係するいくつかの問題について検討し、司法省に以下の勧告を行う。 (1) 知的財産権の価値と知的財産犯罪を犯した場合の結果について以下の方法で学生に教育するための国家的プログラムを立案すること。 (A) 学生を対象とする教育プログラムの教材の開発。 (B) 非営利の教育組織と提携し、知的財産犯罪に関する公衆の意識を喚起すること。 (C) 知的財産窃盗の否定的な結果について学生に教えるためのビデオを開発すること。 (D) 知的財産事件を扱っている全米の連邦検察官が公衆を対象とする司法省の意識喚起事業を推進するよう奨励すること。 (2) 司法省のコンピューター・システムでピアツーピア・ソフトウェアを利用することを禁止した同省の政策について公衆に知らせること。 (3) FBI の新しい著作権侵害防止シールおよび警告メッセージの正しい利用を助長すること。
<u>PREVENTION RECOMMENDATION #1</u> Develop a National Education Program to Prevent Intellectual Property Crime **RECOMMENDATION**: *The Department of Justice should develop a national program to educate students about the value of intellectual property and the consequences of committing intellectual property crimes by: (A) Developing materials for student educational programs, (B) Creating partnerships with non-profit educational organizations to promote public awareness regarding intellectual property crime, (C) Developing a video to teach students about the negative consequences of intellectual property theft, and (D) Encouraging federal prosecutors handling intellectual property crime cases throughout the nation to promote the Department of Justice's public awareness programs.*	<u>**犯罪予防勧告第１号**</u> 知的財産犯罪を予防するための国家的な教育プログラムを開発する 勧告：*司法省は、知的財産権の価値と知的財産犯罪を犯した場合の結果について次の方法で学生に教育するための国家的プログラムを立案すべきである。(A) 学生を対象とする教育プログラムの教材の開発。(B) 非営利の教育組織と提携し、知的財産犯罪に関する公衆の意識を喚起すること。(C) 知的財産窃盗の否定的な結果について学生に教えるためのビデオを開発すること。(D) 知的財産事件を扱っている全米の連邦検察官が公衆を対象とした司法省の意識喚起事業を推進するよう奨励すること。*
BACKGROUND: Prosecuting criminals, civil enforcement, and international cooperation are only some of the methods that can be used to address the problem of intellectual property theft. As in other areas of the law, public awareness and prevention is a necessary dimension in addressing the growing problem of intellectual property theft. Educating the public, and especially the youth of the nation, about intellectual property rights and responsibilities can be an effective method of deterring crime before it happens. In addition, such educational efforts can generate a better understanding of the value of	**背景**：犯罪者の訴追、民事執行、そして国際協力は、知的財産窃盗問題に対処するために利用可能な方法の一部に過ぎない。他の分野の法律の場合と同様、知的財産窃盗の増加問題に対処する場合にも公衆の意識喚起と犯罪予防が必要である。知的財産権とこれに関係する責任について公衆、特に米国の青少年を教育することは犯罪が発生する前に抑止するための効果的な方法となり得る。さらに、こうした教育活動により米国経済にとっての著作物の価値や、こうした貴重な経済的資源を保護する必要性に対する理解を育てることができる可能性がある。

creative works in the nation's economy and the need to protect these valuable economic resources.	
EXPLANATION: The Task Force recommends that the Department of Justice develop a national education campaign on intellectual property. This effort would be aimed at teaching students about the value of creativity and innovation, and would send a clear message that intellectual property theft is both illegal and sometimes dangerous. The education campaign, which will be set in motion by the Task Force's launch event, will be expanded nationwide through the United States Attorney's Offices and through interagency partnerships, as well as cooperation with both non-profit organizations and industry.	**解説**：タスクフォースでは、司法省が知的財産権に関する国家的な教育キャンペーンを開発するよう勧告する。こうした活動は、創造性と技術革新の価値について学生に教えることを狙いとし、また知的財産犯罪が違法かつ時には危険であるという明確なメッセージを送るものでなくてはならない。タスクフォースではこの教育キャンペーンをタスクフォースの事業として立ち上げており、検察官事務所を通じて、また複数の政府機関相互の連携、さらには非営利組織および産業界の両方との協力によってこれを全国規模に拡大する予定である。
The Task Force has developed a proposal to launch the national education campaign with a full-day conference for high school students in October 2004. The Justice Department is currently organizing the event. In partnership with Court TV,2 and with the help and support of Street Law3 and i-Safe,4 the Task Force will bring together about 100 students from high schools in the District of Columbia, Virginia, and Maryland along with teachers, legal experts, and artists, to learn about and discuss intellectual property issues. The conference will feature discussions with diverse speakers representing government, industry, and entertainment; creative presentations by popular artists; workshops aimed at educating the students on the alternatives to illegal downloading and other violations of intellectual property rights; and an opportunity for the students to share their own views and ask questions of the Attorney General and Task Force members.	タスクフォースでは、2004 年 10 月に高校生を対象とした 1 日がかりの会議を開くことでこの国家的な教育キャンペーンを開始することを提案している。司法省では現在このイベントの準備を進めている。Court TV　と提携し、また Street Law　や i-Safe の助けと支援により、コロンビア特別区、バージニア州、メリーランド州のおよそ 100 名の高校生と教師、法律の専門家、アーチストを集め、知的財産権問題について学び、討議してもらう。この会議では、ポップアーチストによる独創的なプレゼンテーション、違法なダウンロードその他の知的財産犯罪に代わる方法について生徒たちに教育することを狙いとするワークショップを実施し、また司法長官やタスクフォースのメンバーとの意見交換や質問の機会など、それぞれ政府、産業界、そして娯楽産業を代表する様々な講演者と討議する機会も設ける。
Such an event can serve as a model for similar conferences nationwide, and may be recorded by Court TV to produce television programming on intellectual property issues. An authorized recording of the program can be distributed throughout the country for use in public awareness events.	こうしたイベントは類似の会議を全米で行うためのモデルとなり、またその様子を Court TV に収録してもらい、知的財産権問題に関するテレビ番組を制作してもらうことも考えられる。公衆の意識喚起事業に使うため、この番組の公式な録画を全米に配布することも考えられる。
The Task Force also recommends that the Department of Justice work with non-profit organizations to help develop a set of classroom materials regarding intellectual property. By developing partnerships with organizations that promote youth education on intellectual property, the Department of Justice can build upon existing materials and expand educational opportunities throughout the United States.	またタスクフォースでは、司法省が非営利組織と協力し、知的財産権に関係する一連の教材を開発するのを支援するよう勧告する。司法省は、知的財産権に関する青少年教育を推進している組織と連携することで、既存の教材を土台にし、教育機会を全米に広げることができる。
The Task Force recommends a new private/public education initiative aimed at teaching fifth and sixth graders about the dangers of intellectual property theft. Working in concert with private industry representatives, the Justice Department's Offices of Public Affairs and Intergovernmental and Public Liaison should develop an educational video to teach students about the value of intellectual property and the dangers and consequences of online theft. The	タスクフォースでは、小学校 5 年生と 6 年生に知的財産窃盗の危険性について教えることを狙いとする新しい民間／公の教育事業を実施するよう勧告する。司法省の広報・政府間・公共連携窓口事務所(Offices of Public Affairs and Intergovernmental and Public Liaison)が民間の産業界を代表する人々と協力し、生徒に知的財産権の価値とオンライン窃盗の危険性と結果について教えるための教育ビデオを開発することもできる。こうした事業を通じて生

initiative should also foster in students an appreciation for genuine and legal works of creativity. This group should explore launching an initiative in the 2005-2006 school year.

Finally, the Task Force recommends that the Department of Justice use the existing network of talented federal prosecutors to promote the Justice Department's public awareness program. Because federal prosecutors are located in particular regions of the country, they can identify crime problems within their region and tailor public awareness efforts to address those problems. Accordingly, the Department of Justice should encourage every CHIP Coordinator to initiate local educational campaigns on intellectual property, using the materials developed by the Justice Department and its education partners. The program may consist of presentations at local schools, one-day student conferences modeled after the launch event mentioned earlier, or other methods that may appeal to students in the particular region.

徒に著作物それ自体に関する理解や法的な理解を育てることもできる。このグループは、学校の 2005／2006 年度からこうした事業を開始することを目標とすべきである。

最後に、タスクフォースでは、司法省が有能な連邦検察官の既存のネットワークを利用し、司法省の公衆を対象とする意識喚起プログラムを推進するよう勧告する。連邦検察官は米国のそれぞれの地域に存在するため、その地域固有の犯罪問題について理解し、こうした問題に合わせて公衆を対象とする意識喚起活動を調整することが可能である。従って、司法省では、すべての CHIP 調整官が司法省およびこれと連携する組織が開発した資料を使って知的財産権に関する教育キャンペーンを地元で主導するよう奨励すべきである。こうしたプログラムとしては、地元の学校でのプレゼンテーション、前述の立ち上げ事業をモデルとした生徒による 1 日がかりの会議、地域の生徒を引きつけるその他の方法が考えられる。

PREVENTION RECOMMENDATION #2

Educate the Public Regarding the Department of Justice's Policy on Peer-to-Peer Networks

RECOMMENDATION: *The Department of Justice should educate the public regarding its policy prohibiting the use of peer-to-peer file sharing networks on Justice Department computer systems.*

BACKGROUND: The Department of Justice has recognized that peer-to-peer networks may pose a danger to computer systems and are often used to distribute copyrighted materials without authorization. On September 17, 2004, the Chief Information Officer for the Justice Department issued a memorandum to every employee discussing the Department of Justice's policy prohibiting the use of peer-to-peer software on its computer systems. A copy of the memorandum is included in the appendix.

EXPLANATION: The Department of Justice should educate the public about its analysis of peer-to-peer software as a vehicle for distributing unauthorized copies of copyrighted software and the negative effects it can have on computer networks.

犯罪予防勧告第 2 号

ピアツーピアに関する司法省の政策を公衆に知らせる

勧告：*司法省は、司法省のコンピューター・システムでピアツーピア・ファイルネットワークを利用することを禁ずる同省の政策について公衆に教えるべきである。*

背景： 司法省は、ピアツーピア・ネットワークがコンピューター・システムにとって危険であり、著作物を許可なく頒布するために使われる場合が多いことを認識している。司法省の最高情報責任者は 2004 年 9 月 17 日に司法省のコンピューター・システムでピアツーピア・ソフトウェアを使うことを禁ずる同省の政策について説明する覚書をすべての職員に配布した。その覚書の写しをこの報告書の付録として含めた。

解説：司法省は、ピアツーピア・ソフトウェアが著作権のあるソフトウェアの許可のないコピーを頒布する手段となっていることを明らかにした同省の分析結果と、こうしたソフトウェアがコンピューター・ネットワークに危険な影響を及ぼしかねないことについて公衆に知らせるべきである。

PREVENTION RECOMMENDATION #3

Promote Authorized Use and Awareness of The FBI's New Anti-Piracy Seal and Warning.

RECOMMENDATION: *The Department of Justice should promote authorized use and awareness of the FBI's new Anti-Piracy Seal to deter copyright infringement and trademark offenses.*

BACKGROUND: The FBI is expanding the use of its warning message and seal to address intellectual property rights violations. Last year, the FBI together with the Justice Department collaborated to develop a new FBI Seal for intellectual property enforcement purposes. On November 17, 2003, the Attorney

犯罪予防勧告第 3 号

FBI の新しい著作権侵害防止シールおよび警告メッセージを周知させ、その正しい利用を促進する

勧告：*司法省は、FBI の新しい著作権侵害防止シールおよび警告メッセージを周知させ、その正しい利用を促進すべきである。*

背景：FBI では、知的財産犯罪に対処するために警告メッセージとシールを作成し、その普及を目指している。FBI は昨年、司法省と協力し、知的財産権法の執行を目的とする FBI の新たなシールを開発した。司法長官は 2003 年 11 月 17 日に「著作権侵害防止シールおよび警告メッセージ」を承認した。こ

General approved the "Anti-Piracy Seal and Warning." The purpose of the new seal is to warn the public that unauthorized duplication of copyrighted works is a federal crime. The FBI has entered into agreements with record and movie associations to include the seal on copyrighted works as part of a pilot program, and is developing additional agreements with the software and video game industry. The program will serve as a model for future widespread application of the seal. A copy of the seal is included in the appendix.	の新しいシールの狙いは、著作物の許可のない複製が連邦犯罪であることを公衆に警告することにある。FBI では、パイロット事業の一環として著作物にシールを含めることで音楽および映画の著作権協会と合意し、ソフトウェア業界やビデオゲーム業界とも同様の合意を進めている。この制度は、今後シールの採用を拡大するためのモデルとしての役割を果たす。この報告書の付録にシールのコピーを収録した。
EXPLANATION: The Department of Justice should promote awareness of the FBI's Anti-Piracy Seal and support its continued use on copyrighted works. The Department of Justice should encourage industry associations to use the seal, in accordance with written agreements with the FBI, on copyrighted works to serve as a visible warning of the consequences of committing intellectual property crimes.	**解説**：司法省は、FBI の著作権侵害防止シールに対する国民の意識を喚起し、これを著作物に添付する動きを支援すべきである。司法省は、業界団体が FBI との書面による契約に従ってこのシールを著作物に添付し、知的財産犯罪を犯した場合の結果について目に見える形で警告するためにこれを利用することを奨励すべきである。
XI. CONCLUSION This report is not an ending, but a beginning. Under the leadership of the Attorney General, the Task Force looks forward to implementing these recommendations and continuing to improve the performance of the Department of Justice to protect intellectual property. While technology is constantly advancing, so must the tools and techniques of law enforcement to prevent theft. And as the nation's economy becomes increasingly dependent on intellectual property, law enforcement must work harder to protect that which makes America prosperous.	**ＸＩ．結論** この報告書は終わりではなく、始まりに過ぎない。タスクフォースは司法長官の指揮の下でこれらの勧告が実施され、知的財産権の保護に関係する司法省の能力・生産性がさらに向上することを期待している。 技術が絶え間なく進歩しているため、窃盗を予防するための法執行ツールや技術も進歩しなくてはならない。米国経済が知的財産への依存度を高めるにつれ、米国の繁栄の源泉を保護するために法執行を強化しなくてはならない。

Ｂ．２．　米国　STOP イニシアティブ[5]

Strategy Targeting Organized Piracy (STOP!)	組織的海賊行為に対抗するための戦略（STOP!）
Growing g1obal trade in pirated and counterfeit goods threatens America's innovation economy, the competitiveness of our leading companies and small manufacturers, and the livelihoods of their workers. Bogus products - from CDs, DVDs, software and watches to electronic equipment, clothing, processed foods, consumer products, and auto parts - are estimated to account for up to seven percent of global trade and cost legitimate rights holders around the world billions of dollars annually.	海賊版商品や模造品のグローバル取引の増加は、米国の技術革新に導かれる経済や主要企業や小規模製造業者の競争力、並びに労働者の生活を脅かしている。CD、DVD、ソフトウェア、腕時計から電子機器、衣服、加工食品、消費財、自動車部品にまで及ぶ偽造品は、グローバル取引の 7%にまで及ぶと推定されており、世界各国の正当な権利の保有者の受けた損害額は年間で数十億ドルとなっている。
Developed over the last year, the Strategy Targeting 0rganized Piracy (STOP!) is the most comprehensive initiative ever advanced to smash the criminal networks that traffic in fakes, stop trade in pirated and counterfeit goods at America's borders, block bogus goods around the world, and help small businesses secure and enforce their rights in overseas markets. STOP! underscores the Administration's continuing commitment to level the playing field for American businesses and workers. And it builds on the Administration's solid track record of real results in combating g1obal piracy and counterfeiting.	昨年中に展開された組織的海賊行為に対する戦略（STOP）は、これまで偽造品を不正に売買する犯罪者ネットワークを壊滅させ、米国国境において海賊版商品や模造品の取引を防ぎ、世界各国での偽造品の販売を阻止し、小規模事業者が海外市場における自らの権利を確保し、行使する助力となるよう促進されたイニシアティブの中でも最も広範囲に及ぶものである。STOP！では、ブッシュ政権が引き続き米国企業や労働者にとって取引条件が平等となるよう献身して行くことが強調されている。また、STOP！は、ブッシュ政権がグローバル海賊行為及び模造の撲滅において実際に残してきた結果という確かな実績を土台として構築されている。
MAKING THE WORLD A MISERABLE PLACE FOR MODERN-DAY PIRATES	**今日の海賊行為者にとって世界を惨めな場所にする**
Empowering Small Businesses to Secure and Enforce their Rights	小規模事業者が権利を確保し、行使できるように権限を与える
- Help U.S. companies establish their rights at home and abroad by: - Establishing a hotline that provides a one-stop-shop for businesses to protect their intellectual property at home and abroad.1-866-999-HALT gives businesses the information they need to leverage the resources of the United States Government to lock down and enforce their trademarks, patents and copyrights overseas - both in individual countries and in multiple countries through international treaties. - Notifying persons who receive trademarks that they can choose to record their rights with the Bureau of Customs and Border Protection (CBP) to	・米国企業が国内外で自らの権利を確立できるように以下の方法で支援する。 - 事業者に知的所有権を国内外で保護するためのワンストップショップを提供する国内外ホットラインを設置する。1-868-ggg-HALT ホットラインでは、事業者が海外において（個々の国々において、また国際条約により複数の諸国においても）商標、特許、著作権を確立し、行使するために米国政府の資源を活用する上で必要な情報を得ることができる。 - 商標権を取得する者に対して、米国国境において効果的に権利の行使が行われることを確保するために、その権利を税関国境警備局（Bureau

[5] http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Fact_Sheets/2004/asset_upload_file507_6462.pdf

ensure effective enforcement at U.S. borders. - Enhancing the protection of sound recordings, motion pictures and other audio-visual works by allowing rights holders to record their intellectual property with CBP without first registering it with the U.S. copyright office. - Educate small businesses and their workers on the risks of global piracy and counterfeiting and best practice to protect their rights. **Stopping Trade in Fakes a America's Borders** - Cast a wider, tighter net for pirated and counterfeit goods entering the United States and hunt down those who traffic in such goods by: - Implementing new procedures and risk assessments that will allow the Department of Homeland Security (DHS) and CBP to better identify firms routinely trafficking in fake goods. - Conducting post-entry product audits to verify that an importer is authorized to use trademarks and copyrights. - Applying these specialized technologies and techniques, which DHS has developed in fighting the war on terror, to combat piracy and counterfeiting meshes with and improves our ability to identify high-risk companies and shipping techniques that could also be utilized by terrorist organizations. - Work to make this state-of-the art approach to cracking down on the trade of fakes across our borders fully operational nationwide this year. - Seek new legislation to empower U.S. District Courts to issue injunctions against pirated and counterfeit goods entering any U.S. port in court cases directly linked to imports of pirated and counterfeit goods. Currently, district courts may issue injunctions only for goods entering at ports in their jurisdiction. **Raising the Stakes for International Pirates and Counterfeiters** - Use DHS and CBP methods outlined above to make it more costly for violators by tacking down illicit financial gains as well as exposing counterfeit and piracy businesses practices. - Expose pirates and counterfeiters by publishing the names of overseas firms that produce or trade in fakes in the U.S. Trade Representative's annual Specia1 301 Report. - Encourage companies to exercise their rights under the Lanham Act, which allows them to conduct private seizures of fakes when accompanied by federal marshals with seizure orders and injunction	of Customs and border Protection: CBP）に記録するかの選択ができることを通知する。 - 先に米国著作権局に登録しなくとも、権利の保有者が保有する知的所有権を CBP に登録することを認めることで、音楽録音、映画その他オーディオビジュアル作品の保護を強化する。 ・小規模事業者及びその従業員に国際的海賊行為・模造のリスク並びに自らの権利を保護する最良の実施について教える。 **米国国境における偽造品の不正売買を阻止する** ・米国に入ってくる海賊版商品及び模造品に対して広範かつさらに厳格な包囲網を張り、当該の商品を不正取引する者を以下の方法で取り締まる。 - 新たな手続き及びリスク評価を実行して、米国国土安全保障省（DHS）及び CBP による日常的に偽造品を売買する企業の特定を容易にする。 - 輸入業者が商標及び著作権を使用する権限を有していることを検証するために通関後製品監査を行う。 - テロへの戦いの中で DHS が培ってきた特殊技術や手法を海賊行為や模造組織犯と戦うために利用する。このような利用は、テロリストの組織によっても利用され得るが、犯罪の高リスク企業や隠蔽出荷方法を特定する我々の能力と調和し、またこの能力を高めるものである。 ・米国国境を越えて行われる偽造品の不正取引を厳しく取り締まるための最新技術を結集したこのアプローチが本年は全国で徹底的に展開されるように努める。 ・海賊版商品及び模造品の輸入に直接関連する訴訟の場合に、全米いずれの地区の港に対して、海賊版商品及び模造品の入港の差止め命令を出すことができる権限を米国地区裁判所に与える新法律の制定を求める。現在、地区裁判所は、その管轄域内の港に入国する商品に対してしか、差止め命令を出すことができない。 **国際的海賊行為者及び模造者にとってのリスクのレベルを上げる** ・上記説明の DHS 及び CBP の方法を用いて、違法な金銭上の利益を追跡することにより、また模造及び海賊ビジネスの慣行を浮き彫りにすることによって、違反者にとってよりコストのかかるものとする。 ・米国通商代表部のスペシャル 301 条（知的財産権侵害）報告書に偽造品の製造又は取引を行う海外企業の名称を公開する。 ・ランハム法に基づき企業が自らの権利を行使することを促進する。ランハム法は、差押え状及び差止め命令書を携行した連邦保安官を伴って行う場合には、当該の企業による偽造品の私的没収を認め

notices.	ている。
Working with the Private Sector to Keep Fakes Out of Global Supply Chains - Clean out fakes from global distribution networks by partnering with industry to develop a "NO Trade in Fake" program, under which participating companies would take steps to ensure that their supply chains are free of counterfeit or pirated goods.	**民間セクターと協力して、偽造品を国際的供給網から排除する** ・「偽造品取引の排除（No Trade in Fakes）」プログラムを展開するために産業界と連携することにより、国際的販売網から偽造品を一掃する。このプログラムでは、参加企業は、供給網に模造品又は海賊版商品が含まれていないように方策を講じる。
Dismantling Criminal Enterprises the Steal Intellectual Property - Work to dismantle large-scale criminal organizations through justice Department prosecutions using all appropriate criminal laws. - Overhaul, update and modernize U.S. intellectual property statutes – particularly updating criminal penalties - to ensure that they meet the needs of the 21st century and serve as and effective deterrent to piracy and counterfeiting.	知的所有権を盗用する犯罪企業を排除する ・適用可能なすべての刑事法を利用して司法省が訴追することで、大規模な犯罪組織を解体させるよう努める。 ・21 世紀のニーズを満たすように、また海賊行為及び模造の効果的な抑止力として働くように、米国の知的財産法規を見直し、改定し、近代化する（特に刑事罰の改定）。
Reaching Out to Trading Partners and Building an International Coalition to Block Bogus Goods - Tighten the global noose on IPR thieves by seeking agreement with like-minded countries to block trade in pirated and counterfeit goods, conduct joint enforcement actions, and actively share information on the movement of suspected fake products.	**貿易取引国に働きかけ、偽造品を阻止するための国際的連携を構築する** ・同じ考えを持った諸国に協定締結を求めることで、海賊版商品及び模造品の不正取引を阻止し、共同でエンフォースメント行動を取り、積極的に偽造の疑いのある物品の移動に関する情報を共有し、知的所有権の盗用者の国際的包囲網を狭める。
- Bring pirates and counterfeiters to justice in America by amending and upgrading U.S. mutual legal assistance and extradition treaties.	・米国の司法共助条約及び犯罪人引渡し条約を改正・強化することにより、米国において（海外の）海賊行為者及び模造者を（米国）法に基づいて裁く。
- Continue to improve the global intellectual property environment by working with our partners in multilateral organizations such as the G-8, the OECD and APEC. The Administration will work with our key trading partners to introduce intellectual property initiatives in all these forums.	・G8、OECD、APEC などの多国間組織における米国のパートナー国と協力して国際的な知的財産環境を引き続き改善する。ブッシュ政権は、米国の主要な貿易取引国と協力して、これらのすべての国際会議において知的財産イニシアティブを導入していく。
BUILDING ON A TRACK RECORD OF REAL RESULTS - The Administration's clear focus on combating g1obal piracy and counterfeiting has already produced a solid track record of real results. The STOP! initiative provides additional tools to build on this strong foundation.	**実際の成果という実績をもとにさらなる強化を** ・ブッシュ政権が国際的な海賊行為及び模造と戦うことに重点を当てていくと明らかにした結果が、すでに実際に確固たる結果を出すという実績をもたらしている。STOP！イニシアティブは、この強力な基盤を強化する追加的ツールを提供している。
- While the priority mission of the Department of Homeland Security (DHS) is keeping our country safe from the instruments of terror, the tools developed by DHS, CBP, and Immigrations and Customs Enforcement to detect terrorists and terrorist weapons also have yielded an impressive record of stopping fakes at our borders and cracking down on organized piracy and counterfeiting organizations.	・米国国土安全保障省（DHS）の優先任務はテロの担い手から米国の安全を確保することであるが、DHS、CBP、移民関税局（Immigrations and Customs Enforcement）がテロリストやテロリストの武器を検知させるために発展させたツールも、米国国境における偽造品の流入を阻止し、組織的な海賊行為・模造組織を取り締まるという点で目覚ましい実績をもたらしている。
- Since 2000, the number of seizures of infringing	- 2000 年以降は、米国国境において没収された著

goods at our nation's borders has increased by 100 percent. During the first half of 2004, CBP is setting a record pace with increases in seizures.	作権侵害商品の数は、100%増となった。2004年前半には、CBPは、没収件数の増加という点で記録的な速度を打ち立てている。
- During the first half of fiscal year 2004, there has been a 60 percent increase in criminal arrests for intellectual property rights crimes - indicative of both a growing problem and corresponding enforcement efforts on the part of DHS.	- 2004会計年度の前半には、知的所有権犯罪による逮捕者は60%増加した。これはますます重大な問題となっており、かつDHSには相当の実施努力が求められることを示している。
- DHS undercover operation Executive recently identified and dismantled a combined Chinese and Middle-Eastern organization that was responsible for the large-scale smuggling and nationwide distribution of over 100 containers of counterfeit trademark merchandise. The counterfeit goods, valued in excess of $400 million, were smuggled into this country from China in less than a year.	- DHSの秘密作戦部（undercover Operation Executive）は、最近、偽造商標商品が入ったコンテナ100個以上を大規模に密輸し、全国に分配したことに責任を有する中国及び中東の連合組織を特定し、解体させた。金額にして4億米ドルを超える偽造品が1年足らずで中国から米国に密輸された。
- DHS special agents, working in conjunction with the Chinese government and the IP industry, conducted the first ever-joint U.S.-Chinese enforcement action on the Chinese mainland and disrupted a network that distributed counterfeit motion pictures worldwide. More than 210,000 counterfeit motion picture DVDs were seized.	- 中国政府及び知的財産業界と協力して任務に就いているDHSの特別捜査官は、中国本土で初めて共同で米中エンフォースメント行動を実施し、世界各地に海賊版映画を販売していたネットワークを崩壊させた。没収された海賊版映画のDVDは、21万本を越えた。
- The Office of the U.S. Trade Representative is negotiating and enforcing cutting edge agreements designed to protect American creations, brands and inventions abroad. These actions help to protect American innovators and their workers by;	・米国通商代表部は、海外において米国人の創造物、ブランド及び発明を保護することを目的とする最新の協定についての交渉及び実施を行っている。こうした行動は、次の方法で米国人発明家・創作者及びその発明・作品を保護することに役立っている。
- Establishing a worldwide legal infrastructure for innovation through implementation of WTO intellectual property rights in more than 140 countries.	- 140ヶ国以上でWTOの知的財産ルールを実施することにより、世界的規模での技術革新の法的基盤を確立する。
- Building on that foundation through free trade agreements (FTAs) with 12 countries and negotiations with 10 more. U.S. FTAs contain the highest level of intellectual property protection of any agreements in the world.	- 12ヶ国と締結し、さらに10ヶ国以上と交渉中の自由貿易協定（FTA）を通じて、知的財産保護の法的基盤を強化していく。米国の自由貿易協定には、世界中で締結されているどの協定よりも高水準な知的所有権保護が定められている。
- Successfully using all available tools to enforce international commitments and secure necessary reforms in economies from Taiwan, Indonesia and Korea to Poland and Colombia. The Administration imposed $75 million in trade sanctions on Ukraine for its failure to take action against violations of intellectual property rights.	- 利用可能なすべてのツールを上手く利用して、国際的な公約を実施させ、台湾、インドネシア及び韓国からポーランドやコロンビアまでの経済に必要な改革を確保する。ブッシュ政権は、ウクライナが知的所有権に対する違反行為に対抗措置を講じなかったことに対して、同国に7500万米ドルの貿易制裁を科した。
- Getting China to commit to subject the full array of piracy and counterfeiting operations to criminal prosecution and initiating the first-ever systematic review of China's intellectual property enforcement regime, including soliciting evidence from U.S. businesses.	- あらゆる海賊行為及び偽造行為を刑事訴訟の対象とするように中国に約束させ、また中国の知的財産エンフォースメント制度の組織的見直しを初めて実行する（米国企業から証拠を募ることも含める）。

- The Department of Commerce is actively helping American businesses - particularly small businesses - and their workers protect their ideas and innovations at home and abroad by:	・商務省は、積極的に米国企業（特に小企業）及びその従業員が国内外で自らのアイデア及びイノベーション（発明）を保護することを以下の方法により支援している。
- Creating an Office of Enforcement at the U.S. Patent and Trademark Office to help foreign countries get serious about policing and enforcement of intellectual property rights.	- 米国特許商標庁にエンフォースメント室を創設し、諸外国が知的所有権の取締り及び実施について真剣に取り組むよう支援している。
- Building an Investigations and Compliance unit to chase down intellectual property cheats around the world and make sure our trading partners abide by their agreements.	- 捜査・遵守課を設置し、世界各地での知的所有権についての不正行為を追求し、米国の貿易取引国が締結した協定を遵守するよう確保する。
- Placing the first full time intellectual property rights attaché on the ground in China to make sure that China keeps its intellectual property commitments and to deal with counterfeiting and piracy of American creations, brands, and inventions there.	- 中国が知的所有権に関する約束を守るよう確保するため、また当地での米国人の創造物、ブランド及び発明の偽造及び海賊行為に対処するため、中国現地にフルタイムの知的所有権職員を初めて配置する。
- Establishing a team of experts – trade agreement and intellectual property specialists, country specialists, and attomeys – to actively work on the companies' international enforcement complaints.	- 専門家チーム（貿易協定及び知的財産専門家、中国専門家及び弁護士）を設置し、積極的に企業による国際的エンフォースメントの申立てに対処する。
- Conducting over 290 enforcement and technical assistance projects around the world to help our trading partners better protect and enforce intellectual property rights.	- 290 を越えるエンフォースメント・技術支援プロジェクトを世界各地で行い、米国の貿易取引国が知的所有権の保護及び執行を強化できるように支援する。
- The Justice Department is aggressively pursuing intellectual property thieves and counterfeiters here at home, while also cooperating with our partners overseas to crack down on global intellectual property and counterfeiting organizations. A few examples include:	・司法省は、米本土において積極的に知的所有権の盗用者及び偽造者を追求しており、その一方で、海外のパートナー諸国と協力して、国際的な知的所有権犯罪・偽造組織を厳しく取り締まっている。そのような例としては、以下のものが挙げられる。
- In April 2004, Justice led the largest international enforcement effort ever undertaken against on-line piracy - Operation Fastlink. Through this effort, law enforcement simultaneously executed over 120 searches in the United States and 10 foreign countries.	- 2004 年 4 月に、司法省はインターネット海賊版（online piracy）に対してこれまでで最大規模となる国際的エンフォースメント行動を主導した（Operation Fastlink 作戦）。この行動を通して当局は、米国及び海外 10 ヶ国において 120 件を越える捜査を同時に行った。
- In April 2004, a Ukrainian man was charged with illegally distributing millions of dollars of unauthorized copies of software from Microsoft, Adobe, AutoDesk, Borland, and Macromedia. The government of Thailand recently extradited the defendant to the United States to face criminal charges.	- 2004 年 4 月に、あるウクライナ人が Microsoft、Adobe、AutoDesk、Borland、Macromedia が販売するソフトウェアの不正コピー数百万ドル分を違法に販売した罪で起訴された。タイ政府は、最近になって刑事処分が相当であるとして被告を米国に引き渡した。
- In September 2004, over $56 million in counterfeit Microsoft software was seized and 11 people in California, Texas, and Washington were charged with manufacturing counterfeit software and counterfeit packaging.	- 2004 年 9 月に、5600 万米ドルを上回る Microsoft ソフトウェアの偽造品が没収され、カリフォルニア州、テキサス州、ワシントン州の居住者 11 人が、偽造ソフトウェア及び偽造包装の製造を行っていた罪で起訴された。

C．１．　欧州連合　知的財産権エンフォースメント・ディレクティブ[6]

DIRECTIVE 2004/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights (Text with EEA relevance)	知的財産権の執行を確保するための手段および手続きに関する 2004 年 4 月の 欧州議会および欧州理事会の指令 (欧州経済領域(EEA)関連本文)
THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION, Having regard to the Treaty establishing the European Community, and in particular Article 95 thereof, Having regard to the proposal from the Commission, Having regard to the Opinion of the European Economic and Social Committee, After consulting the Committee of the Regions, Acting in accordance with the procedure laid down in Article 251 of the Treaty,	欧州連合の欧州議会および欧州理事会は、 欧州共同体を設立する条約、特に同条約第 95 条を考慮し、 欧州委員会 からの提案を考慮し、 欧州経済社会委員会 の意見を考慮し、 欧州地域委員会と協議を経た後、 同条約第 251 条に定められた手続きに従って行動し、
Whereas: (1) The achievement of the Internal Market entails eliminating restrictions on freedom of movement and distortions of competition, while creating an environment conducive to innovation and investment. In this context, the protection of intellectual property is an essential element for the success of the Internal Market. The protection of intellectual property is important not only for promoting innovation and creativity, but also for developing employment and improving competitiveness.	ここで： (1) 域内市場の達成には、移動の自由に対する制約および競争の歪曲を排除するとともに、技術革新と投資が奨励される環境を創造することが伴うものである。そういう意味では、知的財産の保護は、域内市場の成功にとっては必要不可欠の要素である。知的財産の保護は、技術革新および創造性の促進のためのみならず、雇用の発展および競合性の改善のためにも、重要なことである。
(2) The protection of intellectual property should allow the inventor or creator to derive a legitimate profit from his invention or creation. It should also allow the widest possible dissemination of works, ideas and new know-how. At the same time, it should not hamper freedom of expression, the free movement of information, or the protection of personal data, including on the Internet.	(2) 知的財産の保護は、発明者もしくは創造者が、かかる発明あるいは創造から合法的な利益を得ることを許可するものであるべきである。さらに、製作品、アイデア、および新規のノウハウの可能な限り広い範囲の普及を許可するものであるべきである。それと同時に、表現の自由もしくは情報の自由な移動、あるいはインターネット上でのものを含む個人データの保護を妨害すべきではない。
(3) However, without effective means of enforcing intellectual property rights, innovation and creativity are discouraged and investment diminished. It is therefore necessary to ensure that the substantive law on intellectual property, which is nowadays largely part of the acquis communautaire, is applied effectively in the Community. In this respect, the means of enforcing intellectual property rights are of paramount importance for the success of the Internal Market.	(3) しかし、知的財産権を執行する効果的な手段なしには、技術革新および創造性は育てられず、投資は減少する。したがって、今日では概ね法体系 Acquis Communautaire の一環とされている知的財産に関する実体法が欧州共同体内で効果的に適用されることを確保する必要がある。この点に関しては、知的財産権の執行手段というのは、単一市場の成功の上で非常なる重要性を持つ。
(4) At international level, all Member States, as well as the Community itself as regards matters within	(4) 国際レベルにおいては、全加盟国、ならびにその管轄圏内に関わる事項については共同体自

[6] http://europa.eu.int/eur-lex/en/refdoc/L_157/L_2004157EN_1.pdf

its competence, are bound by the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property (the "TRIPS Agreement"), approved, as part of the multilateral negotiations of the Uruguay Round, by Council Decision 94/800/EC and concluded in the framework of the World Trade Organization.	身も同様に、理事会決定 94/800/EC によってウルグアイ・ラウンドの多角的交渉の一部として承認され、世界貿易機関の枠組みにおいて締結された「知的財産権の貿易的側面に関する協定」（以下「TRIPS 協定」）により拘束されている。
(5) The TRIPS Agreement contains, in particular, provisions on the means of enforcing intellectual property rights, which are common standards applicable at international level and implemented in all Member States. This Directive should not affect Member States' international obligations, including those under the TRIPS Agreement.	(5) TRIPS 協定には、とりわけ、国際レベルで適用可能であり全加盟国において実施される共通基準である知的財産権の執行手段に関する規定条項が包含されている。この指令は、TRIPS 協定上の義務を含む加盟国の国際的な義務を損なうものではない。
(6) There are also international conventions to which all Member States are parties and which also contain provisions on the means of enforcing intellectual property rights. These include, in particular, the Paris Convention for the Protection of Industrial Property, the Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works, and the Rome Convention for the Protection of Performers, Producers of Phonograms and Broadcasting Organizations.	(6) さらに、全加盟国が当事者であり、知的財産権の執行手段に関する規定条項を包含する国際条約が存在する。それらにはとりわけ、産業財産権の保護に関するパリ条約、文学作品および芸術作品の保護に関するベルヌ条約、ならびに実演家、レコード製作者、および放送機関の保護に関するローマ条約が含まれる。
(7) It emerges from the consultations held by the Commission on this question that, in the Member States, and despite the TRIPS Agreement, there are still major disparities as regards the means of enforcing intellectual property rights. For instance, the arrangements for applying provisional measures, which are used in particular to preserve evidence, the calculation of damages, or the arrangements for applying injunctions, vary widely from one Member State to another. In some Member States, there are no measures, procedures and remedies such as the right of information and the recall, at the infringer's expense, of the infringing goods placed on the market.	(7) 本問題に関して欧州委員会により開かれた協議から、加盟国においては、TRIPS 協定にもかかわらず、知的財産権の執行手段に関しては多大な格差が今なお存在することが明らかとなっている。例えば、証拠を保全するために特に利用される暫定措置の適用に係る規定、損害賠償額の算出、あるいは差止命令の適用に係る規定は、加盟国の間で幅広く異なる。中には、情報に関する権利、および市場に存在する侵害商品の侵害者の費用負担による回収などについて手段手続、救済措置が存在しない加盟国もある。
(8) The disparities between the systems of the Member States as regards the means of enforcing intellectual property rights are prejudicial to the proper functioning of the Internal Market and make it impossible to ensure that intellectual property rights enjoy an equivalent level of protection throughout the Community. This situation does not promote free movement within the Internal Market or create an environment conducive to healthy competition.	(8) 知的財産権の執行の手段に関する加盟国のシステム間にある格差は、域内市場の正当な機能を妨害し、知的財産権の保護レベルが共同体全体を通じで均等であることの確保を不可能にする。この状況では、域内市場内での自由な移動は促進されず、また、健全な競争を奨励する環境も生み出されない。
(9) The current disparities also lead to a weakening of the substantive law on intellectual property and to a fragmentation of the Internal Market in this field. This causes a loss of confidence in the Internal Market in business circles, with a consequent reduction in investment in innovation and creation.	(9) 現在の格差はさらに、知的財産権に関する実体法の弱体化、およびこの分野における域内市場の分裂化につながる。このことは、業界における域内市場に対する不信感を引き起こし、結果的に技術革新および創造への投資の減少を招く。知的財産権の侵害はますます組織犯罪に結び付いて

Infringements of intellectual property rights appear to be increasingly linked to organized crime. Increasing use of the Internet enables pirated products to be distributed instantly around the globe. Effective enforcement of the substantive law on intellectual property should be ensured by specific action at Community level. Approximation of the legislation of the Member States in this field is therefore an essential prerequisite for the proper functioning of the Internal Market.	きている模様である。インターネットの利用の高まりにより、海賊商品の世界中での即時の流通が可能となっている。知的財産に関する実体法の効果的な執行は、共同体レベルでの特定的な措置によって確保されなければならない。したがって、この分野における加盟国の制定法の均等化は、域内市場が適切に機能するための必須条件となる。
(10) The objective of this Directive is to approximate legislative systems so as to ensure a high, equivalent and homogeneous level of protection in the Internal Market.	(10) 本指令の目標は、域内市場における高度、等価、かつ一様な保護レベルを確保するために、制定法を均等化することにある。
(11) This Directive does not aim to establish harmonized rules for judicial cooperation, jurisdiction, the recognition and enforcement of decisions in civil and commercial matters, or deal with applicable law. There are Community instruments which govern such matters in general terms and are, in principle, equally applicable to intellectual property.	(11) 本指令は、司法的協力、裁判管轄、民事上、商事上の判決の承認および執行に関して均等化された規則を設立すること、または準拠法を扱うことを目指すものではない。共同体には、そうした事項を一般的に支配する、そして原則的には知的財産にも適用される法規範が存在する。
(12) This Directive should not affect the application of the rules of competition, and in particular Articles 81 and 82 of the Treaty. The measures provided for in this Directive should not be used to restrict unduly competition in a manner contrary to the Treaty.	(12) 本指令は、競争規則、およびとりわけＥＣ条約の第 81 条および第 82 条の適用を損なうものではない。本指令により与えられた手段は、ＥＣ条約に反するような方法で不当に競争を制限するために用いられるべきではない。
(13) It is necessary to define the scope of this Directive as widely as possible in order to encompass all the intellectual property rights covered by Community provisions in this field and/or by the national law of the Member State concerned. Nevertheless, that requirement does not affect the possibility, on the part of those Member States which so wish, to extend, for internal purposes, the provisions of this Directive to include acts involving unfair competition, including parasitic copies, or similar activities.	(13) この分野における共同体規定条項により、および／または関連する加盟国国内規定条項により網羅されるあらゆる知的財産権を包含するためには、本指令の範囲を可能な限り広範囲に定義づけることが必要である。もっとも、この要件は、然るべく望む加盟国側において、国内的な目的のために、本指令の規定条項を寄生的・派生的な複製（parasitic copies）や類似の行為を含む不正競争などの行為をも含むように拡張できる可能性に、影響を与えるものではない。
(14) The measures provided for in Articles 6(2), 8(1) and 9(2) need to be applied only in respect of acts carried out on a commercial scale. This is without prejudice to the possibility for Member States to apply those measures also in respect of other acts. Acts carried out on a commercial scale are those carried out for direct or indirect economic or commercial advantage; this would normally exclude acts carried out by end-consumers acting in good faith.	(14) 6 条(2)、8 条(1)及び 9 条(2)により与えられる手段は、商業上の規模で為される行為についてのみ適用されなければならない。このことは、加盟国が他の行為についてかかる手段を適用することの可能性に影響を与えるものではない。商業上の規模で為される行為は、直接的又は間接的な経済的または商業的な利点のために行われるものである。これは、誠実に行動している末端の消費者によって為される行為を除外するのを通常とする。
(15) This Directive should not affect substantive law on intellectual property, Directive 95/46/EC of 24 October 1995 of the European Parliament and of the	(15) 本指令は、知的財産に関する実体法、個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日付けの欧

Council on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, Directive 1999/93/EC of the European Parliament and of the Council of 13 December 1999 on a Community framework for electronic signatures and Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market .	州理事会の指令 95/46/EC 、電子署名についての共同体の枠組みに関する 1999 年 12 月 13 日付けの欧州議会および欧州理事会の指令 1999/93/EC 、ならびに域内市場における情報社会サービス、特に電子商取引の一定の法的側面に関する 2000 年 6 月 8 日付けの欧州議会および欧州理事会の指令 2000/31/EC に、影響を与えてはならない。
(16) The provisions of this Directive should be without prejudice to the particular provisions for the enforcement of rights and on exceptions in the domain of copyright and related rights set out in Community instruments and notably those found in Council Directive 91/250/EEC of 14 May 1991 on the legal protection of computer programs or in Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonization of certain aspects of copyright and related rights in the information society .	(16) 本指令の規定条項は、共同体の法規範に規定された著作権及びそれに関連する権利の領域 における権利の執行に係る規定及び例外規定に影響を与えるものではなく、特に、コンピュータープログラムの法的保護に関する 1991 年 5 月 14 日の欧州理事会指令 91/250/EEC や情報社会における著作権およびそれに関連する権利のある側面についての調和に関する 2001 年 5 月 22 日付けの欧州議会および欧州理事会の指令 2001/29/EC に規定されている条項を損なうべきではない。
(17) The measures, procedures and remedies provided for in this Directive should be determined in each case in such a manner as to take due account of the specific characteristics of that case, including the specific features of each intellectual property right and, where appropriate, the intentional or unintentional character of the infringement.	(17) 本指令により与えられる手段、手続及び救済は、各知的財産権の特徴や、適当な場合には侵害が意図的なものであるか意図的なものでないかという特徴を含む、事案の特性を十分考慮して、個別事案において決定されるべきである。
(18) The persons entitled to request application of those measures, procedures and remedies should be not only the right holders but also persons who have a direct interest and legal standing in so far as permitted by and in accordance with the applicable law, which may include professional organizations in charge of the management of those rights or for the defense of the collective and individual interests for which they are responsible.	(18) かかる手段、手続及び救済を申し立てることのできる者は、権利者に限られるべきではなく、直接的利益を有し、かつ、準拠法により許容された法的地位を有する者も含むべきであり、かかる者には、権利の管理に従事したり、責任を負っている集団的又は個人的利益を守るための専門的機関も含まれる。
(19) Since copyright exists from the creation of a work and does not require formal registration, it is appropriate to adopt the rule laid down in Article 15 of the Berne Convention, which establishes the presumption whereby the author of a literary or artistic work is regarded as such if his name appears on the work. A similar presumption should be applied to the owners of related rights since it is often the holder of a related right, such as a phonogram producer, who will seek to defend rights and engage in fighting acts of piracy.	(19) 著作権は作品の創造により存在し、公式な登録を要しないものであることから、文学作品もしくは芸術作品の作者が、本人の氏名が作品上に表示されている場合には作者とみなされるとの推定が働くとするベルヌ条約第 15 条の規則を採用することは適当である。同様な推定は、著作権に関連する権利の所有者にも適用されるべきである。なぜなら、権利を防衛し、海賊版行為と戦うことに従事しようとするのは、レコード製作者のような著作権に関連する権利を所有する者であることがしばしばあるからである。
(20) Given that evidence is an element of paramount importance for establishing the infringement of intellectual property rights, it is appropriate to ensure that effective means of presenting, obtaining	(20) 知的財産権の侵害を立証する上で証拠は非常に重要な要素であることを鑑みると、証拠の提示、取得及び保全に効果的な手段が利用可能となることを確保することが適切である。その手続き

and preserving evidence are available. The procedures should have regard to the rights of the defense and provide the necessary guarantees, including the protection of confidential information. For infringements committed on a commercial scale it is also important that the courts may order access, where appropriate, to banking, financial or commercial documents under the control of the alleged infringer.	は、防御権に関心を払わなければならず、かつ、秘密情報の保護を含む必要な保証を提供するものでなければならない。 商業上のスケールで行われた侵害に対しては、裁判所は、適切な場合には、当該侵害の嫌疑がかけられている者の管理下にある銀行書類、財務書類、商業書類に対してアクセスできるという命令を発することができることもまた重要である。
(21) Other measures designed to ensure a high level of protection exist in certain Member States and should be made available in all the Member States. This is the case with the right of information, which allows precise information to be obtained on the origin of the infringing goods or services, the distribution channels and the identity of any third parties involved in the infringement.	(21) ある加盟国においては高度なレベルの保護を確保する、その他の手段が存在し、これらは全加盟国において利用可能とされなければならない。情報に関する権利がこれに該当し、同権利は、侵害商品の原産地、流通チャンネル、および侵害に関与する第三者の身元に関する正確な情報の入手を可能とする。
(22) It is also essential to provide for provisional measures for the immediate termination of infringements, without awaiting a decision on the substance of the case, while observing the rights of the defense, ensuring the proportionality of the provisional measures as appropriate to the characteristics of the case in question and providing the guarantees needed to cover the costs and the injury caused to the defendant by an unjustified request. Such measures are particularly justified where any delay would cause irreparable harm to the holder of an intellectual property right.	(22) また、防御権を尊重し、当該事件の特性に適切な暫定措置の比例性を確保し、かつ、場合次第で不当な要請により被告側に生じた費用および損害を担保する保証を提供しながらも、本案判決を待つことなしに侵害の即刻停止のための暫定措置を規定することも、必要不可欠である。かかる手段は、遅延により知的財産権の所有者が回復不能の損害を被るような場合には、特に正当化される。
(23) Without prejudice to any other measures, procedures and remedies available, right holders should have the possibility of applying for an injunction against an intermediary whose services are being used by a third party to infringe the right holder's industrial property right. The conditions and procedures relating to such injunctions should be left to the national law of the Member States. As far as infringements of copyright and related rights are concerned, a comprehensive level of harmonization is already provided for in Directive 2001/29/EC. Article 8(3) of Directive 2001/29/EC should therefore not be affected by this Directive.	(23) 利用できる他のいかなる手段、手続及び救済措置に影響を与えずに、権利者は自らの産業財産権を侵害する第三者により利用されているサービスを提供する仲介者に対する差止申請をする可能性を有するべきである。かかる差止に関する条件と手続は、各加盟国の国内法令に委ねられるべきである。著作権及びそれに関連する権利の侵害に関する限り、調和のための包括的なレベルは、指令 2001/29/EC により既に与えられている。それゆえ、指令 2001/29/EC の第 8 条(3)は、本指令により影響を受けるべきではない。
(24) Depending on the particular case, and if justified by the circumstances, the measures, procedures and remedies to be provided for should include prohibitory measures aimed at preventing further infringements of intellectual property rights. Moreover there should be corrective measures, where appropriate at the expense of the infringer, such as the recall and definitive removal from the channels of commerce, or destruction, of the infringing goods and, in appropriate cases, of the materials and implements principally used in the creation or manufacture of these goods. These	(24) 特定の場合により、かつ、状況により正当化されるのであれば、提供される手段、手続及び救済措置は、知的財産権のさらなる侵害の予防を目的とする禁止的手段を含むべきである。さらに、侵害商品の回収、商業チャンネルからの完全な排除、破壊、適切な場合には、これら商品の開発及び製造に主に使用される物質や器具の破壊などの是正手段が講じられなければならず、これらの手段は、適当な場合には侵害者の費用負担によるものとする。かかる是正手段は、第三者の利益に配慮すべきであり、特に、誠実な消費者や私人の利益に配慮すべきである。

corrective measures should take account of the interests of third parties including, in particular, consumers and private parties acting in good faith.	
(25) Where an infringement is committed unintentionally and without negligence and where the corrective measures or injunctions provided for by this Directive would be disproportionate, Member States should have the option of providing for the possibility, in appropriate cases, of pecuniary compensation being awarded to the injured party as an alternative measure. However, where the commercial use of counterfeit goods or the supply of services would constitute an infringement of law other than intellectual property law or would be likely to harm consumers, such use or supply should remain prohibited.	(25) 侵害が故意なく、かつ過失なくして為された場合であって、かつ、この指令に規定された矯正手段あるいは差止措置が不相応な場合には、加盟国は、適切な場合には、被侵害者に代替手段として金銭補償を与える可能性を選択肢として保有すべきである。しかしながら、模倣品の商業的使用や役務の供給が知的財産法以外の法の違反を構成するか、又は、消費者を害する恐れがある場合には、かかる使用や供給は禁じられるべきである。
(26) With a view to compensating for the prejudice suffered as a result of an infringement committed by an infringer who engaged in an activity in the knowledge, or with reasonable grounds for knowing, that it would give rise to such an infringement, the amount of damages awarded to the right holder should take account of all appropriate aspects, such as loss of earnings incurred by the right holder, or unfair profits made by the infringer and, where appropriate, any moral prejudice caused to the rightholder. As an alternative, for example where it would be difficult to determine the amount of the actual prejudice suffered, the amount of the damages might be derived from elements such as the royalties or fees which would have been due if the infringer had requested authorization to use the intellectual property right in question. The aim is not to introduce an obligation to provide for punitive damages but to allow for compensation based on an objective criterion while taking account of the expenses incurred by the right holder, such as the costs of identification and research.	(26) 侵害を生じることを承知で、あるいは承知しているとする合理的理由のある場合で侵害行為に従事した侵害者によって犯された侵害の結果として被った不利益を補償するために、権利所有者に与えられる損害賠償金額は、あらゆる適切な側面を考慮に入れて算定されるべきであり、かかる側面としては、権利者の得べかりし利益、侵害者の不当利得、適切な場合には権利者に生じたなんらかの道徳上の損害がある。 その他に、例えば、現実に被った損害額を決定することが困難である場合には、損害額は、仮に侵害者が当該知的財産権を利用する承認を要請していれば支払うべきはずのロイヤリティあるいは手数料のような要素から算出され得る。(懲罰的賠償の義務を導入することを目的とするのではなく、客観的な基準に基づき賠償を許容することを目的とし、特定や調査に要する費用等、権利者の負担する費用も考慮に入れるものとする。)
(27) To act as a supplementary deterrent to future infringers and to contribute to the awareness of the public at large, it is useful to publicize decisions in intellectual property infringement cases.	(27) 将来の侵害の補完的予防策として機能させ、広く公衆を啓発することにも寄与させるべく、知的財産侵害事件の判決を公表することは、有益である。
(28) In addition to the civil and administrative measures, procedures and remedies provided for under this Directive, criminal sanctions also constitute, in appropriate cases, a means of ensuring the enforcement of intellectual property rights.	(28) 本指令により与えられる私法上及び行政上の手段、手続及び救済措置に加えて、刑事的制裁もまた、適切な場合には、知的財産権のエンフォースメントを確保する手段を構成する。
(29) Industry should take an active part in the fight against piracy and counterfeiting. The development of codes of conduct in the circles directly affected is a supplementary means of bolstering the regulatory framework. The Member States, in collaboration with the Commission, should encourage the	(29) 産業界は、海賊版行為および偽造行為に対する抗争において積極的な役割を果たすべきである。直接影響を受ける業界における行動規範の設定は、規制の枠組みを強化する補完的手段となる。加盟国は、欧州委員会との協力において、広く行動規範の設定を奨励しなければならない。特

development of codes of conduct in general. Monitoring of the manufacture of optical discs, particularly by means of an identification code embedded in discs produced in the Community, helps to limit infringements of intellectual property rights in this sector, which suffers from piracy on a large scale. However, these technical protection measures should not be misused to protect markets and prevent parallel imports.	に、欧州共同体において製造された光ディスクに埋め込まれた識別コードによって光ディスク製造を監視することは、大規模な海賊版被害を被っているこのセクターにおける知的財産権の侵害の制限に役立つ。しかし、これら技術保護手段は、市場を保護し並行輸入を防止するために誤用されるべきではない。
(30) In order to facilitate the uniform application of this Directive, it is appropriate to provide for systems of cooperation and the exchange of information between Member States, on the one hand, and between the Member States and the Commission on the other, in particular by creating a network of correspondents designated by the Member States and by providing regular reports assessing the application of this Directive and the effectiveness of the measures taken by the various national bodies.	(30) 本指令の統一された適用を容易にするためには、一方では加盟国間の、もう一方では加盟国と欧州委員会の間の、協力および情報交換を提供することが適切である。これは、特に、加盟国により指定される連絡先のネットワークを整えることにより、また、本指令の実施及び様々な国内団体により講じられる手段の有効性を評価する定期的な報告を提供することにより、なされることが適当である。
(31) Since, for the reasons already described, the objective of this Directive can best be achieved at Community level, the Community may adopt measures, in accordance with the principle of subsidiarity as set out in Article 5 of the Treaty. In accordance with the principle of proportionality as set out in that Article, this Directive does not go beyond what is necessary in order to achieve that objective.	(31) 既述の理由により、本指令の目的は、共同体レベルで最善に達成できることから、共同体は、EC 設立条約第５条に規定された補完性の原則に整合的な手段を採用することができる。 同条約同条に規定された比例性の原則に整合して、本指令は、その目的を達成するために必要な範囲を超えるものではない。
(32) This Directive respects the fundamental rights and observes the principles recognized in particular by the Charter of Fundamental Rights of the European Union. In particular, this Directive seeks to ensure full respect for intellectual property, in accordance with Article 17(2) of that Charter,	(32) 本指令は、特に欧州連合基本権憲章（The Charter of Fundamental Rights of the European Union）により認められる基本的権利を尊重し、同憲章の原則を遵守する。本指令はとりわけ、同憲章第 17 条(2)に整合的に、知的財産の全面的尊重を確保することを追求する。
HAVE ADOPTED THIS DIRECTIVE:	したがって、本指令を採択した。
CHAPTER I **Objective and scope** **Article 1** **Subject-matter** This Directive concerns the measures, procedures and remedies necessary to ensure the enforcement of intellectual property rights. For the purposes of this Directive, the term "intellectual property rights" includes industrial property rights.	**第 I 篇** **目標および範囲** **第１条** **目標** 本指令は、知的財産権の執行を確保するために必要な手段、手続及び救済措置に関するものである。本指令の趣旨からして、「知的財産権」という用語には、産業財産権も含む。
Article 2 **Scope** 1. Without prejudice to the means which are or may be provided for in Community or national legislation, in so far as those means may be more favorable for right holders, the measures, procedures and remedies provided for by this Directive shall	**第２ 条** **範囲** 1. 本指令により提供される手段、手続及び救済措置は、欧州共同体あるいは国内の立法により規定されるあるいは規定される可能性のある手段を損なうことなく、かつ、これらの手段が権利所有者にとってより好都合である限り、第３条の規定

apply, in accordance with Article 3, to any infringement of intellectual property rights as provided for by Community law and/or by the national law of the Member State concerned.	と整合的に、欧州共同体の法規範および／または関連加盟国の国内法によって与えられる知的財産権のいかなる侵害にも適用されるものとする。
2. This Directive shall be without prejudice to the specific provisions on the enforcement of rights and on exceptions contained in Community legislation concerning copyright and rights related to copyright, notably those found in Directive 91/250/EEC and, in particular, Article 7 thereof or in Directive 2001/29/EC and, in particular, Articles 2 to 6 and Article 8 thereof.	2. 本指令は、著作権及びそれに関連する権利に関する共同体法制に含まれている権利の執行及び例外に係る特別な規定、著名なところでは、指令 91/250/EEC にある規定、特に当該指令の第 7 条や、指令 2001/29/EC、特にその第 2 乃至 6 条及び第 8 条の規定を損なうものではない。
3. This Directive shall not affect: (a) the Community provisions governing the substantive law on intellectual property, Directive 95/46/EC, Directive 1999/93/EC or Directive 2000/31/EC, in general, and Articles 12 to 15 of Directive 2000/31/EC in particular;	3. 本指令は、以下に影響を与えるものではない： (a) 知的財産に関する実体法を支配する欧州共同体の規定、指令 95/46/EC、指令 1999/93/EC、あるいは指令 2000/31/EC 全般及び特に当該指令第 12 乃至 15 条。
(b) Member States' international obligations and notably the TRIPS Agreement, including those relating to criminal procedures and penalties;	(b) 加盟国の国際的義務及び著名なところでは、TRIPS 協定、刑事手続及び刑罰に関するものも含む。
(c) any national provisions in Member States relating to criminal procedures or penalties in respect of infringement of intellectual property rights.	(c) 知的財産権の侵害に係る刑事手続又は刑罰に関する加盟国における国内規定。
CHAPTER II **Measures, procedures and remedies** **Section 1** **General provisions** **Article 3** **General obligation**	**第Ⅱ篇** **手段、手続及び救済措置** **第 1 章** **総則** **第 3 条** **一般的義務**
1. Member States shall provide for the measures, procedures and remedies necessary to ensure the enforcement of the intellectual property rights covered by this Directive. Those measures, procedures and remedies shall be fair and equitable and shall not be unnecessarily complicated or costly, or entail unreasonable time limits or unwarranted delays.	1. 加盟国は、本指令の範囲とする知的財産権の執行を確保するために必要とされる手段、手続、及び救済措置を規定しなければならない。これら手段、手続、救済措置は、公正かつ衡平なものでなければならず、不必要に複雑もしくは高額なものであってはならず、また、不条理な時間的制限や不当な遅延を課すものであってはならない。
2. Those measures, procedures and remedies shall also be effective, proportionate and dissuasive and shall be applied in such a manner as to avoid the creation of barriers to legitimate trade and to provide for safeguards against their abuse.	2. これらの手段、手続及び救済措置は、また、効果的で、比例的でかつ抑止力のあるものでなければならない。そして、合法的な取引にとっての障害の発生を回避し、かつ、これらの濫用に対するセーフガードを提供するような方法で適用されるものとする。
Article 4 **Persons entitled to apply for the application of the measures, procedures and remedies**	**第 4 条** **手段、手続及び救済措置の適用を申し立てる権利を有する者**
1. Member States shall recognize as persons entitled to seek application of the measures, procedures and remedies referred to in this Chapter:	1. 加盟国は、この章に記載の手段、手続及び救済措置の適用を求める権利を有する者として、以下の者を認識しなければならない。

(a) the holders of intellectual property rights, in accordance with the provisions of the applicable law, (b) all other persons authorized to use those rights, in particular licensees, in so far as permitted by and in accordance with the provisions of the applicable law, (c) intellectual property collective rights management bodies which are regularly recognized as having a right to represent holders of intellectual property rights, in so far as permitted by and in accordance with the provisions of the applicable law, (d) professional defense bodies which are regularly recognized as having a right to represent holders of intellectual property rights, in so far as permitted by and in accordance with the provisions of the applicable law.	(a)準拠法の規定に整合的に知的財産権を保有する者 (b)これらの権利を使用する権限を与えられた他のすべての者、特に、準拠法の規定により許容され、かつ、準拠法の規定に整合的な限りにおいて、実施権者 (c)準拠法の規定により許容され、かつ、準拠法の規定に整合的な限りにおいて、知的財産権の所有者を代表する権利を有するものと通常みなされている知的財産権を集合的に管理する団体 (d)準拠法の規定により許容され、かつ、準拠法の規定に整合的な限りにおいて、知的財産権の所有者を代表する権利を有するものと通常みなされている専ら防衛に従事する団体
Article 5 **Presumption of authorship or ownership** For the purposes of applying the measures, procedures and remedies provided for in this Directive, (a) for the author of a literary or artistic work, in the absence of proof to the contrary, to be regarded as such, and consequently to be entitled to institute infringement proceedings, it shall be sufficient for his name to appear on the work in the usual manner; (b) the provision under (a) shall apply mutatis mutandis to the holders of rights related to copyright with regard to their protected subject matter.	**第5条** **著作者又は所有者の推定** 本指令により与えられる手段、手続及び救済措置を適用するに際し、 (a) ある文学的又は芸術的作品の作者が、反対の事実の証明がない場合に、作者であるとみなされ、かつ、その結果として侵害訴訟を提起する資格ありとされるためには、作品上に普通の方法で当該者の氏名が現れていれば十分であるとしなければならない。 (b)(a)項の規定は、保護されるべき主題に係る著作権に関連した権利の保有者に準用しなければならない。
Section 2 **Evidence** **Article 6** **Evidence** 1. Member States shall ensure that, on application by a party which has presented reasonably available evidence sufficient to support its claims, and has, in substantiating those claims, specified evidence which lies in the control of the opposing party, the competent judicial authorities may order that such evidence be presented by the opposing party, subject to the protection of confidential information. For the purposes of this paragraph, Member States may provide that a reasonable sample of a substantial number of copies of a work or any other protected object be considered by the competent judicial authorities to constitute reasonable evidence.	**第2章** **証拠** **第6条** **証拠** 1. 加盟国は、請求を支持するに十分で、合理的に入手可能な証拠を提示し、当該請求の立証の際に、相手方当事者の支配下にある証拠を特定した当事者の申し立てに基づき、権限を有する司法当局は、秘密情報の保護を条件に、相手方当事者に当該証拠を提出するよう命令することができることを確保しなければならない。 このパラグラフの目的を達成するため、加盟国は、作品または保護対象の実質的部数のコピーの合理的なサンプルが、権限を有する司法当局により、合理的な証拠とみなされるようにすることができる。
2. Under the same conditions, in the case of an infringement committed on a commercial scale Member States shall take such measures as are necessary to enable the competent judicial authorities to order, where appropriate, on application by a party, the communication of banking, financial or commercial documents under	2. 同様な条件の下で、商業上の規模で行われる侵害事件においては、加盟国は、侵害の真の受益者を明確化し訴追するために、権限を有する司法当局が、秘密情報の保護を条件に、相手方当事者の支配下にある銀行関連、財務関連、商業関連の諸文書の開示を、適当な場合には当事者の申し立てにより、命令することを可能にするために必要な

the control of the opposing party, subject to the protection of confidential information.	手段を講じなければならない。
Article 7 **Measures for preserving evidence** 1. Member States shall ensure that, even before the commencement of proceedings on the merits of the case, the competent judicial authorities may, on application by a party who has presented reasonably available evidence to support his claims that his intellectual property right has been infringed or is about to be infringed, order prompt and effective provisional measures to preserve relevant evidence in respect of the alleged infringement, subject to the protection of confidential information. Such measures may include the detailed description, with or without the taking of samples, or the physical seizure of the infringing goods, and, in appropriate cases, the materials and implements used in the production and/or distribution of these goods and the documents relating thereto. Those measures shall be taken, if necessary without the other party having been heard, in particular where any delay is likely to cause irreparable harm to the right holder or where there is a demonstrable risk of evidence being destroyed.	**第 7 条** **証拠保全手段** 1. 加盟国は、事案によっては訴訟手続開始前であっても、知的財産権が侵害され、または、侵害されようとしているとの主張を裏付ける、合理的に入手可能な証拠を提示した者の申し立てにより、権限を有する司法当局が、秘密情報の保護を条件として、被疑侵害に係る関連証拠を保全するための迅速かつ効果的な暫定的措置を命ずることができることを確保しなければならない。 かかる措置は、詳細な記述を含み、サンプルの採取の有無、侵害品の強制的押収、適切な場合には、製造に利用される物質や器具の押収、及び／又は関連商品及び文書の頒布の差止を含むとすることができる。 かかる措置は、必要な場合には、相手方当事者への審尋なしに講じられなければならず、かかる措置の遅延により、権利者に回復困難な害悪をもたらす恐れがあるか、または、証拠が隠滅されてしまう危険があることを証明可能である場合には、特にそれが要請される。
Where measures to preserve evidence are adopted without the other party having been heard, the parties affected shall be given notice, without delay after the execution of the measures at the latest. A review, including a right to be heard, shall take place upon request of the parties affected with a view to deciding, within a reasonable period after the notification of the measures, whether the measures shall be modified, revoked or confirmed.	当該証拠保全措置が、相手方当事者の審尋なしに採用された場合には、影響を受ける利害関係人は、遅くとも当該措置の執行後に、遅滞なく通知されなければならない。審尋を受ける権利を含む審査は、当該措置が修正、無効、もしくは確認されるか否かを判断するために、影響を受ける利害関係人の請求により、当該措置についての通知から合理的な期間内に、実施されなければならない。
2. Member States shall ensure that the measures to preserve evidence may be subject to the lodging by the applicant of adequate security or an equivalent assurance intended to ensure compensation for any prejudice suffered by the defendant as provided for in paragraph 4.	2. 加盟国は、第 4 項の規定により与えられている、被告が被る損害の補償を確保するための十分な担保又は等価な保証を求めることを被告が申し立てた場合には、証拠保全措置がその影響を受け得るものであることを確保しなければならない。
3. Member States shall ensure that the measures to preserve evidence are revoked or otherwise cease to have effect, upon request of the defendant, without prejudice to the damages which may be claimed, if the applicant does not institute, within a reasonable period, proceedings leading to a decision on the merits of the case before the competent judicial authority, the period to be determined by the judicial authority ordering the measures where the law of a Member State so permits or, in the absence of such determination, within a period not exceeding 20 working days or 31 calendar days, whichever is the longer.	3. 加盟国は、申立人が、加盟国の法令が許す場合には当該措置を命令した司法当局により決定される、合理的期間内に、そのような決定がない場合には20労働日か31暦日のうちいずれか長い方を越えない期間内に、権限を有する司法当局に対して訴訟事件の本案判決につながる訴訟手続きを開始していない場合には、その証拠保全措置は申し立てられた損害賠償を損なうことなく無効とするか、さもなくば被告側の請求により効果発生を停止しなければならないとすることを確保しなければならない。
4. Where the measures to preserve evidence are	4. 証拠保全措置が無効とされた場合、または申立

revoked, or where they lapse due to any act or omission by the applicant, or where it is subsequently found that there has been no infringement or threat of infringement of an intellectual property right, the judicial authorities shall have the authority to order the applicant, upon request of the defendant, to provide the defendant appropriate compensation for any injury caused by those measures.	人による作為もしくは不作為により失効した場合、または後に知的財産権の侵害又は侵害の恐れが存在しなかったと事実認定された場合には、司法当局は、被告の依頼に応じて、申立人に対し、当該措置により引き起こされたいかなる被害についても被告に対し適切に補償するよう命令する権限を有するものとする。
5. Member States may take measures to protect witnesses' identity.	5. 加盟国は、証人の同定を保護する手段を講じることができる。
Section 3 **Right of information** **Article 8** **Right of information** 1. Member States shall ensure that, in the context of proceedings concerning an infringement of an intellectual property right and in response to a justified and proportionate request of the claimant, the competent judicial authorities may order that information on the origin and distribution networks of the goods or services which infringe an intellectual property right be provided by the infringer and/or any other person who: (a) was found in possession of the infringing goods on a commercial scale; (b) was found to be using the infringing services on a commercial scale; (c) was found to be providing on a commercial scale services used in infringing activities; or (d) was indicated by the person referred to in point (a), (b) or (c) as being involved in the production, manufacture or distribution of the goods or the provision of the services.	**第 3 章** **情報に対する権利** **第 8 条** **情報に対する権利** 1. 加盟国は、知的財産権侵害関連訴訟手続きを行うために、または請求人からの正当化されかつ比例性のある請求に対応して、権限を有する司法当局が、知的財産権を侵害する商品もしくはサービスの源及び流通ネットワークに関する情報を侵害者又は以下の者に対して提供するよう命令することができることを確保しなければならない。: (a) 侵害商品を商業上の規模で占有していると事実認定された者 (b) 侵害商品を商業上の規模で利用していると事実認定された者 (c) 侵害活動において使用されている役務を商業上の規模で提供していると事実認定された者 (d) (a)、(b)又は(c)に言及された者により、商品の生産、製造、もしくは流通又はサービスの提供に関与していると指摘された者
2. The information referred to in paragraph 1 shall, as appropriate, comprise: (a) the names and addresses of the producers, manufacturers, distributors, suppliers and other previous holders of the goods or services, as well as the intended wholesalers and retailers; (b) information on the quantities produced, manufactured, delivered, received or ordered, as well as the price obtained for the goods or services in question.	2. 第 1 項記載の情報は、適当な場合には、以下を含まなければならない： (a) 製品もしくはサービスの生産者、製造業者、流通業者、供給業者、及びその他のそれ以前の保有者、ならびに予定される卸売業者および小売業者の氏名および住所； (b) 問題の商品もしくはサービスが生産、製造、流通、受理、あるいは注文された数量、及び取得された価格に関する情報。
3. Paragraphs 1 and 2 shall apply without prejudice to other statutory provisions which: (a) grant the right holder rights to receive fuller information; (b) govern the use in civil or criminal proceedings of the information communicated pursuant to this Article; (c) govern responsibility for misuse of the right of information; or	3. 第 1 項および第 2 項は、以下のその他の規定条項を損なうことなく適用されなければならない： (a) 権利所有者に、より十分な情報に対する権利を付与する規定条項； (b) 本条に従い開示された情報についての民事訴訟手続きあるいは刑事訴訟手続きの 利用を支配する規定条項； (c) 情報に対する権利の誤用に関する責任を支配する規定条項；または

(d) afford an opportunity for refusing to provide information which would force the person referred to in paragraph 1 to admit to his own participation or that of his close relatives in an infringement of an intellectual property right; or (e) govern the protection of confidentiality of information sources or the processing of personal data.	(d) 第 1 項記載の者に、知的財産権の侵害に自己又はその近親者が参加したことを強制的に認めさせることになる情報の提供を拒否できる余地を与える規定条項；または (e) 情報源の秘匿性の保護や個人データ処理を支配する規定条項
Section 4 **Provisional and precautionary measures** **Article 9** **Provisional and precautionary measures** 1. Member States shall ensure that the judicial authorities may, at the request of the applicant:	**第 4 章** **暫定措置および予防措置** **第 9 条** **暫定措置及び予防措置** 1. 加盟国は、司法当局が申立人の請求により、以下のことを為しうるよう確保しなければならない。
(a) issue against the alleged infringer an interlocutory injunction intended to prevent any imminent infringement of an intellectual property right, or to forbid, on a provisional basis and subject, where appropriate, to a recurring penalty payment where provided for by national law, the continuation of the alleged infringements of that right, or to make such continuation subject to the lodging of guarantees intended to ensure the compensation of the right holder; an interlocutory injunction may also be issued, under the same conditions, against an intermediary whose services are being used by a third party to infringe an intellectual property right; injunctions against intermediaries whose services are used by a third party to infringe a copyright or a related right are covered by Directive 2001/29/EC; (b) order the seizure or delivery up of the goods suspected of infringing an intellectual property right so as to prevent their entry into or movement within the channels of commerce.	(a) 被疑侵害者に対し、差し迫った知的財産権の侵害を阻止すること、あるいは暫定的であり、かつ、適切な場合には国内法によって与えられる再発罰金を受けるものとして、被疑知的財産権侵害を継続することを禁止すること、あるいは権利所有者への補償のための担保をその継続の条件とすることを意図する、暫定的差止命令を発すること。暫定的差止命令は、第三者が知的財産権を侵害するために使用しているサービスの提供主体である仲介人に対しても、同じ条件の下で発することができる。差止命令は、指令 2001/29/EC により保護対象とされている著作権あるいは関連する権利を侵害するために、第三者により使用されているサービスの提供主体である仲介人に対しても、発することができる。 (b) 知的財産権を侵害しているものと疑われている商品が、商業上の流通過程に混入し、流通するのを防ぐために、当該商品を押収し、又は、引渡し命令をなすこと。
2. In the case of an infringement committed on a commercial scale, the Member States shall ensure that, if the injured party demonstrates circumstances likely to endanger the recovery of damages, the judicial authorities may order the precautionary seizure of the movable and immovable property of the alleged infringer, including the blocking of his bank accounts and other assets. To that end, the competent authorities may order the communication of bank, financial or commercial documents, or appropriate access to the relevant information.	2. 商業上の規模で為された侵害の場合には、加盟国は、被害者側当事者が損害賠償の回復ができない可能性が高い状況を証明する場合、司法当局は、銀行口座およびその他の資産の封鎖を含む、侵害者の流動資産および固定資産の予防的差押さえを命令することができることを確保しなければならない。 この目的のためには、権限を有する当局は、銀行，財務、商業の諸文書の開示あるいは関連情報への適切なアクセスを命令することができる。
3. The judicial authorities shall, in respect of the measures referred to in paragraphs 1 and 2, have the authority to require the applicant to provide any reasonably available evidence in order to satisfy themselves with a sufficient degree of certainty that the applicant is the rightholder and that the applicant's right is being infringed, or that such infringement is imminent.	3. 司法当局は、第 1 項及び第 2 項に記載された措置に関し、申立人に対して、申立人が権利者であること、および申立人の権利が侵害されていること、もしくは当該侵害が差し迫ったものであることを十分な確実性をもって当該司法当局を満足させるための合理的に入手可能な証拠を提供するよう命じる権限を有する。

4. Member States shall ensure that the provisional measures referred to in paragraphs 1 and 2 may, in appropriate cases, be taken without the defendant having been heard, in particular where any delay would cause irreparable harm to the right holder. In that event, the parties shall be so informed without delay after the execution of the measures at the latest. A review, including a right to be heard, shall take place upon request of the defendant with a view to deciding, within a reasonable time after notification of the measures, whether those measures shall be modified, revoked or confirmed.	4. 加盟国は、第 1 項及び第 2 項記載の暫定措置が、適切な事件においては、とりわけいかなる遅延も権利者に回復不能の害を引き起こすような場合には、相手方当事者に対する審尋なしにとられ得るものであることを確保しなければならない。かかる場合には、関係当事者は、同措置の執行後に遅滞なく、然るべく告知されなければならない。 審尋を受ける権利を含む審理は、かかる措置が修正され、無効とされ、もしくは確認されるか否かを判断するため、被告の請求により、同措置についての告知から妥当な期間内に、実施されなければならない。
5. Member States shall ensure that the provisional measures referred to in paragraphs 1 and 2 are revoked or otherwise cease to have effect, upon request of the defendant, if the applicant does not institute, within a reasonable period, proceedings leading to a decision on the merits of the case before the competent judicial authority, the period to be determined by the judicial authority ordering the measures where the law of a Member State so permits or, in the absence of such determination, within a period not exceeding 20 working days or 31 calendar days, whichever is the longer.	5. 加盟国は、申立人が、権限を有する司法当局に対して、加盟国の国内法令が許す措置を命じた司法当局により決定される合理的期間内に、又は、そのような決定がないときには、20 労働日又は 31 暦日のうちのいずれか長い方を越えない期間内に、訴訟事件の本案判決につながる訴訟手続きを開始していない場合、第１項及び第２項に規定された暫定措置が、被告側の請求により、無効とされ、さもなくば効果発生を停止されることを確保しなければならない。
6. The competent judicial authorities may make the provisional measures referred to in paragraphs 1 and 2 subject to the lodging by the applicant of adequate security or an equivalent assurance intended to ensure compensation for any prejudice suffered by the defendant as provided for in paragraph 7.	6. 権限を有する司法当局は、第 1 項及び第 2 項に規定された暫定措置が、第７項により提供される被告の被る不利益に対する補償を確保するための十分な担保又は等価な保証を申立人が申し立てすることを条件とすることができる。
7. Where the provisional measures are revoked or where they lapse due to any act or omission by the applicant, or where it is subsequently found that there has been no infringement or threat of infringement of an intellectual property right, the judicial authorities shall have the authority to order the applicant, upon request of the defendant, to provide the defendant appropriate compensation for any injury caused by those measures.	7. 暫定措置が撤回された場合、または申立人による作為もしくは不作為により失効した場合、または後に知的財産権の侵害もしくは侵害のおそれが存在しなかったと事実認定された場合には、司法当局は、申立人に対し、被告の依頼に応じ、当該措置により引き起こされたいかなる被害についても被告に適切な補償を提供するよう命令する権限を有するものとする。
Section 5 **Measures resulting from a decision on the merits of the case** **Article 10** **Corrective measures** 1. Without prejudice to any damages due to the right holder by reason of the infringement, and without compensation of any sort, Member States shall ensure that the competent judicial authorities may order, at the request of the applicant, that appropriate measures be taken with regard to goods that they have found to be infringing an intellectual	**第５章** **事件の本案判決の結果によりもたらされる手段** **第 10 条** **矯正手段** 1. 侵害を理由に権利所有者に支払われるべき損害賠償金を損なうことなく、かつ、いかなる種類の補償もなく、加盟国は、権限を有する司法当局が、申立人の請求により、知的財産権を侵害しているものと認められた商品に関し、適切な事件においては、かかる商品の生産又は製造に第一義的には使用される物質及び器具に関し、適切な手段

property right and, in appropriate cases, with regard to materials and implements principally used in the creation or manufacture of those goods. Such measures shall include: (a) recall from the channels of commerce, (b) definitive removal from the channels of commerce, or (c) destruction.	を講じるべき旨命令することができることを確保しなければならない。かかる手段は、以下のものを含まなければならない。 (a) 商業上の流通経路からの回収 (b) 商業上の流通経路からの完全なる排除 (c) 廃棄
2. The judicial authorities shall order that those measures be carried out at the expense of the infringer, unless particular reasons are invoked for not doing so.	2. 司法当局は、そうしないことの特段の事由が提起されない限りは、かかる手段が侵害者の費用負担で実行されるものと命令しなければならない。
3. In considering a request for corrective measures, the need for proportionality between the seriousness of the infringement and the remedies ordered as well as the interests of third parties shall be taken into account.	3. 矯正手段の請求を検討するに当たっては、侵害の重大性と第三者の利益との間の比例性とともに命令される救済との間にも比例性のあることが必要であることが、考慮されなければならない。
Article 11 **Injunctions** Member States shall ensure that, where a judicial decision is taken finding an infringement of an intellectual property right, the judicial authorities may issue against the infringer an injunction aimed at prohibiting the continuation of the infringement. Where provided for by national law, non-compliance with an injunction shall, where appropriate, be subject to a recurring penalty payment, with a view to ensuring compliance. Member States shall also ensure that rightholders are in a position to apply for an injunction against intermediaries whose services are used by a third party to infringe an intellectual property right, without prejudice to Article 8(3) of Directive 2001/29/EC.	**第 11 条** **差止措置** 加盟国は、司法判決が知的財産権の侵害を認定して下された場合、司法当局が、侵害者に対し、侵害の継続の禁止を目的とした差止命令を発することができることを確保しなければならない。国内法令により与えられている場合には、差止命令の遵守不履行は、適切な場合には、遵守を確保すべく再発防止のための金銭の支払を伴うものでなければならない。 加盟国は、指令 2001/29/EC の第 8 条(3)を損なうことなく、権利所有者が、知的財産権の侵害のために第三者がそのサービスを利用している仲介人への差止命令の申立てをできる地位にあることも確保しなければならない。
Article 12 **Alternative measures** Member States may provide that, in appropriate cases and at the request of the person liable to be subject to the measures provided for in this Section, the competent judicial authorities may order pecuniary compensation to be paid to the injured party instead of applying the measures provided for in this Section if that person acted unintentionally and without negligence, if execution of the measures in question would cause him disproportionate harm and if pecuniary compensation to the injured party appears reasonably satisfactory.	**第 12 条** **代替手段** 加盟国は、適切な場合には、この章で与えられる手段の対象とされる責任が問われるような者の請求により、当該者が過失なく怠慢なく行動し、当該手段の執行が当該者に不均衡な損害を引き起こすことになり、かつ、不利益を被った側の当事者が金銭的補償に妥当に満足できるような場合には、権限を有する司法当局が、この章に規定された手段を適用する代わりに、被害者側当事者に金銭的補償を支払うことを命ずることができる、と定めることができる。
Section 6 **Damages and legal costs** **Article 13** **Damages** 1. Member States shall ensure that the competent judicial authorities, on application of the injured party, order the infringer who knowingly, or with	**第 6 章** **損害賠償および訴訟費用** **第 13 条** **損害賠償** 1. 当該侵害行為に従事していることを承知した場合で、あるいは承知したはずであることの合理的根拠のある場合、権限を有する司法当局は、被

reasonable grounds to know, engaged in an infringing activity, to pay the rightholder damages appropriate to the actual prejudice suffered by him as a result of the infringement. When the judicial authorities set the damages: (a) they shall take into account all appropriate aspects, such as the negative economic consequences, including lost profits, which the injured party has suffered, any unfair profits made by the infringer and, in appropriate cases, elements other than economic factors, such as the moral prejudice caused to the right holder by the infringement; or (b) as an alternative to (a), they may, in appropriate cases, set the damages as a lump sum on the basis of elements such as at least the amount of royalties or fees which would have been due if the infringer had requested authorization to use the intellectual property right in question. 2. Where the infringer did not knowingly, or with reasonable grounds to know, engage in infringing activity, Member States may lay down that the judicial authorities may order the recovery of profits or the payment of damages, which may be pre-established.	侵害者からの申し立てにより、侵害者に対し、知的財産権が侵害された結果として権利所有者に生じた損害の回復に適切な損害賠償額を権利所有者に支払うよう命令する、ことを加盟国は確保しなければならない。 当該司法当局は、損害賠償の算定に際し、: (a) 被害者の被る逸失利益、侵害者の得た不正利益、適切な場合には、当該侵害により権利者に生じる道徳上の損害のような経済的要素以外の要素を含む、否定的経済効果などのあらゆる側面を考慮にいれなければならない。 または (b) (a)の代替として、適切な場合には、仮に侵害者が当該知的財産権を利用するための承認を要請していれば支払うべきとなっていたはずのロイヤリティあるいは手数料を最低限度としたような各金額を基にした総額を損害賠償額として設定してもよい。 2. 侵害者が、侵害行為に従事していることを知らなかった場合、または知っているはずであることの合理的な根拠がなかった場合には、加盟国は、司法当局が予め成立している利益の回復や損害賠償の支払いを命ずることができるものと規定することができる。
Article 14 **Legal costs** Member States shall ensure that reasonable and proportionate legal costs and other expenses incurred by the successful party shall, as a general rule, be borne by the unsuccessful party, unless equity does not allow this.	**第 14 条** **訴訟費用** 加盟国は、勝訴側当事者に生じた、合理的かつ比例性のある訴訟費用、その他の経費が、衡平の観点から許されないのでない限り、原則として、敗訴側当事者により負担されなければならない、ことを確保しなければならない。
Section 7 **Publicity measures** **Article 15** **Publication of judicial decisions** Member States shall ensure that, in legal proceedings instituted for infringement of an intellectual property right, the judicial authorities may order, at the request of the applicant and at the expense of the infringer, appropriate measures for the dissemination of the information concerning the decision, including displaying the decision and publishing it in full or in part. Member States may provide for other additional publicity measures which are appropriate to the particular circumstances, including prominent advertising.	**第 7 章** **公表手段** **第 15 条** **司法判決の公表** 加盟国は、知的財産権の侵害に関して開始された訴訟手続きにおいては、司法当局が、申請者の依頼に応じ、侵害者の費用負担にて、判決を表示し、その全部または一部を公表させることを含む、判決の関する情報の普及のために適切な手段を命令することができる、ことを確保しなければならない。加盟国は、著名な宣伝を含む、特定の状況に適切なその他の追加的公表手段を規定できる。
CHAPTER III **Sanctions by Member States** **Article 16** **Sanctions by Member States** Without prejudice to the civil and administrative measures, procedures and remedies laid down by	**第Ⅲ篇** **加盟国による制裁** **第 16 条** **加盟国による制裁** 本指令により規定される私法上及び行政上の手段、手続及び救済措置を損なうことなく、加盟国

this Directive, Member States may apply other appropriate sanctions in cases where intellectual property rights have been infringed.	は、知的財産権が侵害された場合に他の適当な制裁を適用することができる。
CHAPTER IV **Codes of conduct and administrative cooperation** **Article 17** **Codes of conduct** Member States shall encourage: (a) the development by trade or professional associations or organizations of codes of conduct at Community level aimed at contributing towards the enforcement of the intellectual property rights, particularly by recommending the use on optical discs of a code enabling the identification of the origin of their manufacture; (b) the submission to the Commission of draft codes of conduct at national and Community level and of any evaluations of the application of these codes of conduct.	**第IV篇** **行動規範及び行政上の協力** **第 17 条** **行動規範** 加盟国は、以下を奨励しなければならない： (a) 知的財産権の執行に貢献することを目指した、通商あるいは専門的協会もしくは機関による、欧州共同体レベルでの行動規範の設定。特に光ディスク上への製造元の確認を可能にするソース・コードの利用を勧めることにより設定する。 (b) 国内レベルおよび欧州共同体レベルでの行動規範案、および当該行動規範の適用の評価を欧州委員会へ提出すること。
Article 18 **Assessment** 1. Three years after the date laid down in Article 20(1), each Member State shall submit to the Commission a report on the implementation of this Directive. On the basis of those reports, the Commission shall draw up a report on the application of this Directive, including an assessment of the effectiveness of the measures taken, as well as an evaluation of its impact on innovation and the development of the information society. That report shall then be transmitted to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee. It shall be accompanied, if necessary and in the light of developments in the Community legal order, by proposals for amendments to this Directive.	**第 18 条** **アセスメント** 1. 第20 条(1)項に定められる日付から3 年後に、各加盟国は、本指令の実施に関する報告書を、欧州委員会に提出しなければならない。 当該報告書に基づき、欧州委員会は、様々な担当団体および事例によりとられた手段の効果の査定、ならびに技術革新への影響と情報社会の発展の評価を含む本指令の適用に関する報告書を作成しなければならない。当該報告書は、次に、欧州議会、欧州理事会、ならびに欧州経済社会理事会に転送されなければならない。これには、必要に応じて、かつ、共同体の法秩序の進展を考慮して、本指令の改正案が添付される。
2. Member States shall provide the Commission with all the aid and assistance it may need when drawing up the report referred to in the second subparagraph of paragraph 1.	2. 加盟国は、欧州委員会に、欧州委員会が第 1 項第2サブパラグラフ記載の報告書を作成する上で必要な助力および援助をすべて提供しなければならない。
Article 19 **Exchange of information and correspondents** For the purpose of promoting cooperation, including the exchange of information, among Member States and between Member States and the Commission, each Member State shall designate one or more national correspondents for any question relating to the implementation of the measures provided for by this Directive. It shall communicate the details of the national correspondent(s) to the other Member States and to the Commission.	**第 19 条** **情報交換及び連絡先** 加盟国間や加盟国と欧州委員会間の情報交換を含む協力を促進するために、各加盟国は、本指令により規定される手段の実施に関連するいかなる質問のために、一つ以上の国内連絡先を指定しなければならない。各加盟国は、国内連絡先の詳細を他の加盟国ならびに欧州委員会に伝達しなければならない。
CHAPTER V	**第V篇**

Final provisions **Article 20** **Implementation** 1. Member States shall bring into force the laws, regulations and administrative provisions necessary to comply with this Directive by ... . They shall forthwith inform the Commission thereof. When Member States adopt these measures, they shall contain a reference to this Directive or shall be accompanied by such reference on the occasion of their official publication. The methods of making such reference shall be laid down by Member States. 2. Member States shall communicate to the Commission the texts of the provisions of national law which they adopt in the field governed by this Directive.	**最終規定** **第 20 条** **実施** 1. 加盟国は、本指令の遵守に必要とされる法律上、規制上、および行政上の規定条項を、… までに発効するものとする。加盟国は、その発効を欧州委員会に即刻伝達しなければならない。 加盟国がこれら規定条項を採択する際には、これら規定条項は本指令に言及するものとし、その公式発表の際には当該言及が付随されるものとする。当該言及に関する方法は、加盟国により規定されるものとする。 2. 加盟国は、本指令により支配される分野において加盟国が採択する国内法の規定条項の本文を、欧州委員会に伝達するものとする。
Article 21 **Entry into force** This Directive shall enter into force on the twentieth day following that of its publication in the Official Journal of the European Union.	**第 21 条** **発効** 本指令は、ＥＵ官報上での公表から二十日目に発効するものとする。
Article 22 **Addressees** This Directive is addressed to the Member States.	**第 22 条** **名宛人** 本指令は、加盟国を名宛人とする。
Done at Strasbourg, 29.4.2004. For the European Parliament For the Council The President The President P. COX M. McDOWELL	ストラスブールにて、2004 年 4 月 29 日 欧州議会のために 欧州理事会のために 議長 委員長 P.COX M. McDOWELL

C．2．欧州委員会　第三国における IPR エンフォースメント戦略[7]

EUROPEAN COMMISSION DIRECTORATE GENERAL FOR TRADE STRATEGY FOR THE ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS IN THIRD COUNTRIES Brussels, 23 June 2004	欧州委員会通商総局 第三国における知的財産権エンフォースメント戦略 2004 年 6 月 23 日、ブリュッセル
Part I – Introduction and Executive Summary Part II – Proposed actions to address the problem 1) Identifying the priority countries 2) Multilateral / bilateral agreements 3) Political dialogue 4) Incentives / Technical cooperation 5) Dispute settlement / Sanctions 6) Creation of public-private partnerships 7) Awareness raising / Drawing on our own experience 8) Institutional cooperation Part III - Background 1) What is the problem? 2) Why and how much does it matter? To whom? a) the European Community b) third countries 3) Which IP rights are violated and which sectors are most affected? 4) Which are the "priority" countries? 5) What is the situation in the Community? 6) Who are the key actors in the Commission?	第 I 部－序文と要約 第Ⅱ部 － 問題を解決するための行動提案 1) 優先国の選定 2) 多国間／二国間協定 3) 政治的対話 4) インセンティブ／技術協力 5) 紛争解決／制裁 6) 官民の協力関係の構築 7) 意識の喚起／これまでの経験を生かす 8) 欧州委員会内の協力 第Ⅲ部 － 背景 1) 何が問題なのか 2) 誰にとって、なぜ、またどの程度問題なのか a) 欧州共同体 b) 第三国 3) どのような種類の知的財産権が侵害され、どの産業が最も被害を被っているか 4)「優先」国とはどのような国々か 5) 欧州共同体の状況 6) 欧州委員会の主な担当部局
For additional information, you may contact: Mr. Paul VANDOREN, Head of Unit – Trade F.1 paul.vandoren@cec.eu.int Tel: +.32.2.2992436 Fax: +.32.2.2990586 Mr. Pedro VELASCO MARTINS Administrator – Trade F.1 pedro.velasco-martins@cec.eu.int Tel: +.32.2.2968893 Fax: +.32.2.2990586	この文書に関する問い合わせは以下の宛先まで： Mr. Paul VANDOREN, Trade F.1 主任 paul.vandoren@cec.eu.int 電話：+.32.2.2992436 FAX：+.32.2.2990586 Mr. Pedro VELASCO MARTINS Trade F.1 管理者 pedro.velasco-martins@cec.eu.int 電話：+.32.2.2968893 FAX：+.32.2.2990586
PART I **INTRODUCTION** Violations of intellectual property rights (IPR) continue to increase, having reached, in recent years, industrial proportions. This happens despite the fact that, by now, most of the WTO members have adopted legislation implementing minimum standards of IPR enforcement. It is, therefore, essential for the European Union to increasingly focus on vigorous and effective implementation of the enforcement legislation.	**第 I 部** **序文** 知的財産権(IPR)の侵害は拡大を続けており、近年では産業的規模に達している。現在では最低基準の IPR を実施するための法令がほとんどの WTO 加盟国で採択されているにもかかわらず、こうした現象が起きているのは残念である。従って、欧州連合が執行法の精力的かつ効果的な実施に重点を置くことが不可欠である。

[7] http://trade-info.cec.eu.int/doclib/docs/2004/july/tradoc_117828.pdf

This Strategy intends to be a contribution to the improvement of the situation in third countries. It is a logical sequence of recent initiatives like the Enforcement Directive, that will harmonize enforcement legislation within the European Union, and the revision of the Customs Regulation, that provides action against counterfeit or pirated goods at the Community's border.	この戦略の狙いは、第三国の状況改善に寄与することである。そうすることは、欧州連合内の執行法のハーモナイゼーションを進める執行指令や欧州共同体域境における偽造品または著作権侵害品に対処する方法について定めた改正関税規則の論理的帰結である。
The purposes of the Strategy are to: - Provide a long-term line of action for the Commission services with the goal of achieving a significant reduction of the level of IPR violations in third countries; - Describe, prioritise and co-ordinate the mechanisms available to the Commission services for achieving their goal; - Inform right-holders and other entities concerned of the means and actions already available and to be implemented, and raise their awareness for the importance of their participation.	この戦略の目的は、 - 第三国における IPR 侵害を大幅に削減するために欧州委員会の各部局の活動の柱となる長期的な行動計画について定め、 - それぞれの目標を達成するために欧州委員会の各部局が利用可能な仕組みについて説明し、その優先順位を定め、これを調整し、 - 現時点で利用可能かつ実施すべき手段や行動について関心を持っている権利者その他の主体に情報を提供し、自らこうした活動に参加することの重要性に対する彼らの意識を高めることである。
This Strategy does not intend to: - Impose unilateral solutions to the problem - It is clear that, ultimately, any proposed solutions will only be effective if they are prioritized and considered to be important by the recipient country. The Commission services are ready to assist in the creation of such conditions. - Propose a one-size-fits-all approach to promoting IPR enforcement - It will be necessary to have a flexible approach that takes into account different needs, level of development, membership or not of the World Trade Organization (WTO), and main problems in terms of IPR (country of production, transit or consumption of fake goods) of the countries in question. - Copy other models of IPR enforcement or create alliances against certain countries - The Commission services are ready and willing to improve cooperation and to create synergies with countries sharing their concerns and facing similar problems. It is, however, important that this strategy remains primarily focused on positive and constructive efforts.	この戦略の狙いは断じて、 - 問題に対する一方的な解決策を押しつけることではない ― いかなる解決案といえども最終的には優先順位が適切に設定され、その重要性が受入国に理解されない限り、効果を発揮しないことが明らかである。欧州委員会の各部局はこうした条件を整えるために支援する用意がある。 - IPR の執行を促進するための画一的なアプローチを提案することではない ― 対象となるそれぞれの国のニーズ、発展の度合い、世界貿易機関(WTO)の加盟国であるか否か、また IPR をめぐって各国が抱えている問題(偽造品の生産国なのか、経由国なのか、または消費国なのかなど)の違いを考慮し、柔軟なアプローチをとる必要がある。 - IPR を執行するための既存のモデルを模倣し、特定の国々を非難するための包囲網を作り出すことではない ― 欧州委員会の各部局には、利害を共有し、類似の問題に直面している国々との協力を強化し、シナジー効果を生み出す用意があり、これに取り組む意欲がある。
EXECUTIVE SUMMARY In view of the worrying increase in volume and value of violations of IPR, namely in the form of piracy and counterfeiting, and of the growing concerns expressed by Community right-holders about these practices, DG TRADE decided at the end of 2002 to launch a "Survey on Enforcement of Intellectual Property Rights in Third Countries" to assess the situation.	**要約** 著作権侵害や偽造などによる IPR 侵害の件数と被害金額の憂慮すべき増加、またこうした慣行に対して欧州共同体の権利者が表明している懸念の高まりを考慮し、通商総局では状況について分析するために 2002 年末に「第三国における知的財産権執行調査」を主導することに決定した。

The enforcement of IPR, and in particular the fight against piracy and counterfeiting, involves a number of different services within the Commission, in Member States and in third countries. DG TRADE has a well-defined area of competence. In legal terms it is framed by the enforcement provisions of the TRIPs Agreement, as well as the IPR clauses in bilateral agreements. More generally speaking, DG TRADE is concerned by the enforcement (or lack thereof) of the intellectual property of Community right-holders in third countries.	IPR を執行し、なかんずく著作権侵害および偽造と戦うためには欧州委員会のいくつかの部局、加盟諸国、そして第三国の協力が必要である。通商総局の任務は明確であり、法的には TRIPS 協定の執行条項と二国間条約の IPR 条項に拘束されている。通商総局では、第三国における欧州共同体権利者の知的財産権の執行(またはその不足)問題全般に関心を抱いている。
This is why, in the wake of the Enforcement Survey, it was decided to prepare a strategy paper determining the priorities and optimizing the use of resources in order to obtain the most effective results in terms of IPR enforcement in third countries. The present document defines the different methods / instruments available to the Commission for tackling the problem and provides a list of specific actions that are already being implemented and / or will be carried out in the coming years. Furthermore, it gives the relevant background information setting out the full scope of the problem.	このようなわけで、通商総局では「執行調査」の結果を受け、第三国において IPR を最も効果的に執行するために優先順位を設定し、資源の活用方法を最適化するための戦略文書を作成することに決定した。この文書では、欧州委員会が問題解決に利用できる様々な方法論／法的手段を明らかにし、既に採用されている、そしてまたは今後数年間で採用すべき具体的な行動を列挙している。さらに、この文書では問題の全貌を把握するために必要な背景情報について説明している。
To gain momentum and credibility, such a strategy requires considerable high-level political support. IPR enforcement has to do with core areas of the sovereignty of the countries concerned (legislative power, justice, police, administration). To pass the message that there need to be changes in these fields means involving the Commission at the highest level, including the Commissioners responsible for the Directorates-General concerned by the problem.	こうした戦略が関係者の意欲を刺激し、また信頼を得るためにはかなり高度な政治的支持が必要になる。IPR の執行は、関係諸国の主権の中核的な部分(立法権、司法、警察、行政など)にかかわり、これらの分野の改革の必要性について訴えるためには、この問題に関係する総局を担当している委員のみなさんを含め、欧州委員会の最高レベルが取り組む必要がある。
The proposed actions can be summarized as follows: 1) Identifying the priority countries: Creating a mechanism based on a questionnaire that will periodically assess the situation and allow the identification of countries where the efforts of the Commission should be concentrated.	この文書で提案している行動は次の各項にまとめることができる。 1) 優先国を決定する： 調査票にもとづいて状況を定期的に診断し、欧州委員会の活動を集中させるべき国々を選定するための仕組みを導入すること。
2) IPR mechanisms in multilateral (incl. TRIPs), bi-regional and bilateral agreements: This would include i) raising enforcement concerns at Summit meetings with third countries concerned and in the Councils / Committees created in the framework of these agreements more systematically; ii) consulting trading partners with the aim of launching an initiative in the TRIPs Council, sounding the alert on the growing dimension of the problem, identifying the causes and proposing solutions; iii) revisiting our approach to the IPR chapter of bilateral agreements with a view to, inter alia, the strengthening of the enforcement clauses.	2) (TRIPS を含めた)多国間協定、二地域間協定、そして二国間協定に IPR を執行するための仕組みを設ける： こうした仕組みには、i) 該当する第三国との首脳会談およびこうした協定の枠組みに従って設置した評議会／委員会の場で IPR 執行問題についてこれまでよりも組織的に提起すること、ii) TRIPS 委員会において協調行動を取るために貿易相手国と協議し、問題の拡大に警鐘を鳴らし、原因を明らかにし、解決策を提案すること、iii) なかんずく執行条項を強化するために、二国間協定の IPR 規定に対するこれまでのアプローチを再検討すること、などが含まれる。
3) Political dialogue: i) Making clear to trading partners that an effective protection of IP, at least	3) 政治的な対話: i) 少なくとも TRIPS で定めた水準の効果的な IP 保護が必要不可欠であることを貿

at the level set in TRIPs, is essential; ii) launching joint initiatives focusing on IPR enforcement with countries sharing / affected by similar concerns; iii) providing training and implementing networking mechanisms for officials in EC Delegations facing enforcement problems.	易相手国に明確に認識させること。ii) 類似の問題を共有もしくはその被害を被っている国々とともにIPR 執行に重点を置いた共同プロジェクトを立ち上げること。iii) 執行問題に取り組んでいる EC 代表部の職員を訓練し、職員のためにネットワーク機能を整えること。
4) Incentives / Technical Cooperation i) Ensuring the inclusion in the relevant programmes of technical assistance initiatives in the field of IPR enforcement; ii) exchanging ideas and information with other key providers of technical cooperation, like WIPO, the US, Japan and certain EU Member States, with the aim of avoiding duplication of efforts and sharing of best-practices.	4) インセンティブ／技術協力： i) IPR の執行に関する事業を主要な技術援助計画に盛り込むこと、ii) 努力の重複を避け、ベストプラクティスを共有する狙いで、WIPO、米国、日本、そして一定の EU 加盟国など、技術協力の他の主要な供与主体とアイデアや情報を交換すること。
5) Dispute settlement / Sanctions: i) Recalling the possibility that right-holders have of making use of the TBR mechanism in cases of evidence of violations of TRIPs or of bilateral agreements; ii) making ex officio use of the dispute settlement mechanisms included in multilateral and/or bilateral agreements in case of non-compliance with the required standards of IP protection.	5) 紛争解決／制裁： i) TRIPS または二国間協定に違反している証拠がある場合には TBR 制度を活用できることに権利者の注意を喚起すること、ii) 多国間協定そしてまたは二国間協定で義務づけられている IP 保護基準に達していない場合には、こうした協定で定めた紛争解決制度を職権で利用すること。
6) Creation of public-private partnerships: i) Supporting / participating in local IP networks established in relevant third countries; ii) using mechanisms already put in place by Commission services (IPR Help Desk and Innovation Relay Centers) to exchange information with right-holders and associations; iii) building on the cooperation with companies and associations that are very active in the fight against piracy/counterfeiting, inter alia by ensuring the cross participation of experts from the Commission and from private entities in events organized by the other party.	6) 官民協力の推進： i) 該当する第三国で構築された現地の IP ネットワークを支援し、これに参加すること、ii) 権利者や権利団体と情報を交換するために欧州委員会部局が既に導入している仕組み(IPR 相談窓口(IPR Help Desk)や技術革新リレーセンター(Innovation Relay Centers)など)を活用すること、iii) なかんずく他の関係機関が主催しているイベントにおいて欧州委員会の専門家と民間団体の専門家との相互乗り入れを確保することで、著作権侵害／偽造と活発に戦っている企業や団体との間に協力関係を構築すること。
7) Awareness raising / Drawing on our own experience: Promoting the inclusion in technical cooperation programmes and in public-private partnership initiatives of information destined to i) raise public awareness about the impact of counterfeiting (loss of foreign investment and technology transfer, risks to health, link with organized crime, etc.) and ii) raise the awareness of Community rightholders doing business in "problematic" countries about the risks incurred; iii) make available to the public and to the authorities of concerned third countries a "Guidebook on Enforcement of Intellectual Property Rights".	7) 意識の喚起／これまでの経験を生かす： 次の各項を狙いとする情報を技術協力プロジェクトや官民協力プロジェクトに盛り込むよう促すこと。i) 偽造の有害な効果(海外からの投資や技術移転の喪失、健康に対する危険性、組織犯罪との結び付きなど)に対する公衆の意識を高め、ii) 「問題の多い」国々で事業を展開している欧州共同体権利者のこうした国々で活動することによるリスクに対する意識を高め、iii) 「知的財産権執行ガイドブック(Guidebook on Enforcement of Intellectual Property Rights)」を公衆および該当する第三国の当局に配布すること。
8) Institutional cooperation: i) Improving the exchange of information and the coordination between the services in charge of the different aspects of IPR enforcement; ii) simplifying the identification and the access of external entities (right-holders, third country authorities, etc.) to the service responsible for the specific issue concerning them.	8) 欧州委員会内の協力： i) IPR の様々な側面を担当している部局間の情報交換と協力関係を強化すること。ii) 外部の関係者(権利者、第三国の当局など)がIPRに関係する個別の問題を担当している部局に連絡する方法、またこうした人々の身元を確認するための方法を簡略化すること。
The Strategy for the Enforcement of Intellectual	通商総局は、2004 年 6 月 23 日と 24 日にブリュ

Property Rights in Third Countries will be presented to the public in the framework of the Conference celebrating "The 10th Anniversary of the TRIPs Agreement" organized by DG TRADE in Brussels on 23 and 24 June 2004.	ッセルで開催され、「TRIPS 協定 10 周年」を祝う会議の場でこの第三国における知的財産権執行戦略を公表する。
PART II – PROPOSED ACTIONS TO ADDRESS THE PROBLEM	**第Ⅱ部 ― 問題を解決するための行動提案**
1) Identifying the priority countries	**1) 優先国の選定**
It is important to identify a limited number of countries on which the efforts of the Commission in the framework of the present strategy should be concentrated (cf. Part III, section 4.). The human and financial resources allocated to the enforcement of IPR being limited, it is unrealistic to pretend that our action can extend equally to all, or even most, of the countries where piracy and counterfeiting occur. Therefore, a mechanism to assess which are the most problematic countries/regions, or those where the action of the Community is most urgently required, will be an essential tool for the successful implementation of this strategy.	この文書の戦略枠組みに沿った欧州委員会の活動を集中させるべき国々を絞り込むことが重要である(第Ⅲ部第 4 節を参照)。IPR の執行に配分できる人的資源と財政資源が限られているため、著作権侵害や偽造が行われているすべての国に我々の活動を同じように展開できると考えること、もしくはこうした国々の過半数についてさえそうできると考えるのは非現実的である。従って、この戦略を成功させるためには、問題の多いないしは欧州共同体が最も緊急に行動する必要がある国または地域を絞り込むための仕組みが不可欠である。
At the end of 2002, the Commission services launched a survey to assess the situation in third countries regarding violations and enforcement of IPR. By identifying with more clarity and accuracy the problems, the survey provided a diagnostic that allowed the Commission services to develop the present strategy. At the same time, it gave substantial information to help identify those countries on which the priorities should be focused and to which the bulk of our limited resources should be allocated.	欧州委員会部局は 2002 年末に IPR の侵害と執行に関する第三国の状況を分析するための調査事業を開始した 。この調査のおかげで執行問題をこれまでよりも明確かつ正確に把握できるようになったため、欧州委員会部局では、その調査結果にもとづいて現在の戦略を立案した。これと同時に調査結果は貴重な情報を示し、我々の限られた資源を優先的かつ集中的に配分すべき国々の決定に大きく役立った。
Specific actions:	**具体的な行動：**
- Put in place a mechanism that will periodically conduct an exercise similar to the "Survey on Enforcement of Intellectual Property Rights in Third Countries", based on a questionnaire distributed to entities like the Commission Delegations, Embassies of Member States, right-holders and associations, Chambers of Commerce, etc. The replies will then be analyzed and the results will be made available to the public. Such results, in conjunction with other reliable sources of information available to the Commission services, should constitute the basis for the renewal of the list of the priority countries for the subsequent period.	・「第三国の知的財産権執行調査」に類似する調査事業を定期的に実施するための仕組みを設け、調査票を各国にある欧州委員会代表部、加盟国の大使館、権利者、そして権利者の団体、商工会議所などに配布する。その回答を分析し、分析結果を公表する。分析結果と、欧州委員会部局が入手でき、信頼性の高いこれ以外の情報 とを組み合わせ、その結果を土台にしてその後の活動を集中させる優先国を見直すことができる。
2) Multilateral / Bilateral agreements	**2) 多国間／二国間協定**
The Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPs) has a detailed and extensive chapter dedicated to the setting of minimum standards of IPR enforcement and technical cooperation. It also provides for a structure responsible for monitoring the	知的財産権の貿易関連側面に関する協定(TRIPS)にはIPRの執行と技術協力の最低限の基準のみを詳細かつ包括的に扱っている章がある。またこの協定では、協定の条項の実施状況について監視し、加盟国間で協議するための仕組み、すなわち TRIPS 理事会についても規定している。最後に TRIPS 協定で

implementation of the provisions of the Agreement and for consultation between Members, i.e. the TRIPs Council. Finally, it puts in place a dispute prevention and settlement mechanism. These characteristics make TRIPs one of the most adequate and effective instruments to address problems related to IPR violations.	は、紛争を予防し、解決するための仕組みも設けている。TRIPS 協定にはこうした特徴があるため、IPR 侵害に関係する問題に対処するための最適かつ最も効果的な手段の一つとなっている。
The numerous bilateral agreements established by the European Community contain a chapter dedicated to IP. This chapter usually establishes that a very high standard of protection of IP (including the enforcement thereof) must be achieved. Most agreements also include a clause allowing for technical cooperation in this field. These clauses must be carefully monitored and effectively implemented, notably with respect to the more "problematic" countries.	欧州共同体内で締結された多くの二国間協定に IP のみを扱っている章がある。こうした章では一般にかなり高い基準の(執行を含めた)IP 保護を実現するよう義務づけている。また多くの協定には、この分野の技術協力を考慮した条項も含まれている。特に「問題の多い」国々の場合、これらの条項の実施状況を注意深く監視し、条項を効果的に実施しなくてはならない。
The institutional structures of these multilateral and bilateral agreements (TRIPs Council, Association Councils, the World Intellectual Property Organization – WIPO, etc.) can be used to monitor and discuss legislation and enforcement problems from a very early stage. They allow for a structured political dialogue and can act as fora to submit new initiatives or to act as "early warning" for arising problems, before there is a need to adopt stricter measures.	これらの多国間および二国間協定(TRIPS 理事会、専門理事会、世界知的財産権機関(WIPO)など)の制度的仕組みを利用し、かなり早い段階から立法や執行をめぐる問題を監視し、討議することができる。こうした仕組みは系統だった政治的対話(structured political dialogue)について定め、新たな提案を行うか、あるいは発生しつつある問題についてより厳格な措置を採択せざるを得なくなる前の「早期警報システム」として活用することができる。
It is also envisaged to make the enforcement clauses in future bilateral or bi-regional agreements more operational and to clearly define what the EU regards as the highest international standards in this area and what kind of efforts it expects from its trading partners.	また今後、従来のものよりも実践的な執行条項を二国間または二地域間協定に盛り込み、その中で知的財産権分野との関係で何を国際的に最高度の基準であると EU が考え、貿易相手国にどのような努力を期待しているかについて明確にすることも想定されている。
<u>Specific actions</u>:	<u>具体的な行動：</u>
- The EU will consult other trading partners regarding the possibility of launching an initiative in the TRIPs Council highlighting the fact that the implementation of TRIPs requirements in national laws has proven to be insufficient to combat piracy and counterfeiting, and that the TRIPs Agreement itself has several shortcomings.	・EU では、国内法を通じて TRIPS 義務を実施するのみでは著作権侵害や偽造と戦う上で不十分である事実、そして TRIPS 協定自体にもいくつかの問題がある事実をクローズアップするような提案を TRIPS 理事会で行うかどうかについて他の貿易相手国と協議している。
For example, the TRIPs Council could consider in the future a number of actions to tackle the situation, including the extension of the obligation to make available customs measures to goods in transit and for export.	例えば、TRIPS 理事会としては今後、その国を経由する商品と輸出向けの商品に対する通関手続を厳格にすることも含め、問題に取り組むためのいくつかの行動について検討することが考えられる。
- Ensure a continued effort in the monitoring of the TRIPs compliance of legislation, in particular in the "priority" countries.	・特に「優先」諸国において、TRIPS 協定への国内法の準拠度について監視する努力が継続されるよう確保すること 。
- Revisit the approach to the IPR chapter of bilateral agreements. In the framework of such a review, one of the main elements to consider is the clarification and strengthening of the enforcement clauses. Although in designing the rules for each specific negotiation it is important to take into account the situation and the capacity of our partners, instruments such as the new EU	・二国間協定の IPR に関する章で採用しているアプローチについて再検討すること。こうした見直しを行う際、執行条項を明確化し、強化することを主眼とすべきである。具体的な交渉を行うためのルールを立案する際には貿易相手国の実情や能力に配慮することも重要ではあるものの、欧州共同体内の IPR 執行のハーモナイゼーションを目的とする新しい EU 指令や、偽造品や著作権侵害品に関する新たな

Directive harmonizing the enforcement of IPR within the Community, as well as the new customs' Regulation on counterfeit and pirated goods may constitute an important source of inspiration and a useful benchmark.	関税規則などの法的手段がきわめて参考になり、また効果的な基準ともなる。
- Raise more systematically enforcement concerns at Summit meetings and in the Councils / Committees created in the framework of these bilateral agreements. In order to allow the Commission to be in a position to obtain an effective reaction from its counterparts, it is absolutely essential that it obtains credible and detailed information from the right-holders, either directly or via the EC Delegation or the embassies of the Member States in the countries concerned.	・首脳会談や二国間協定の枠組みに沿って設置された協議会／委員会の場で執行問題についてこれまでよりも系統建てて提起する。欧州委員会が貿易相手国から効果的な対応を引き出すためには、権利者から直接、または対象国にある EC 代表部または加盟国の大使館を経由して詳細かつ信頼性の高い情報を入手することが絶対に必要である。
3) Political dialogue	**3) 政治的対話**
The Commission must make clear to its trading partners that it considers an effective protection of IP, at least at the level set in TRIPs, as absolutely essential, and that the first step for fighting piracy and counterfeiting is an adequate level of enforcement at the source, i.e. in the countries where these goods are produced and exported. The Commission will also emphasize that effective enforcement is in many cases of mutual interest, be it for health or consumer reasons etc. In its numerous contacts, at different levels with the authorities of the countries concerned, the Commission must strongly convey the message that it is willing to assist them in raising the level of enforcement, but also that it will not refrain from using the instruments at its disposal in the cases where deficient enforcement is harming its right-holders.	欧州委員会では、少なくとも TRIPS 協定で定めた水準の効果的な IP 保護が絶対に不可欠であり、著作権侵害や偽造の原産地、すなわちこれらの商品を生産、輸出している国々の執行が適切な水準で行われることが著作権侵害や偽造と戦うための第一歩であると考えており、貿易相手国に対してこの点を明確にしなくてはならない。また欧州委員会は、健康のためであれ、または消費者保護のためであれ、効果的な執行が双方にとって有益である場合が多いことも強調すべきである。欧州委員会は、対象国の様々なレベルの当局との数多くの接触の場において、執行の水準を改善するために支援する用意があるだけでなく、執行が不十分なために EU の権利者が損害を被っているような場合には躊躇することなく利用可能なあらゆる手段に訴えるというメッセージを力強く伝えなくてはならない。
In addition, the Commission is increasing its cooperation with countries heavily affected by this type of practices and that share the Community's concerns like Japan. This will result in an increased exchange of information and even in participation in joint initiatives in third countries. In addition such "joint ventures" should produce a rationalization of resources between countries sharing identical concerns and pursuing parallel initiatives.	さらに、欧州委員会では、日本など、この種の慣行から大きな被害を受けており、欧州共同体と利害を共有している国々との協力関係を強化している。これが情報交換の促進、さらには第三国を対象とする共同プロジェクトにさえ発展する可能性がある。さらに、こうした「合弁事業」により、利害を共有し、類似の目標を追求している国々の間で投入する資源を合理化することにもつながるだろう。
Finally, the EC Delegations in the "problematic" countries can play a very important role, by establishing close links with the local enforcement entities, with the Community right-holders operating in these countries and with the embassies of EU Member States and other countries concerned by deficient IPR enforcement.	最後に、現地の執行当局、これらの国々で事業を行っている欧州共同体の権利者、また IPR の執行が不十分があることを憂慮している EU 加盟国その他の国々の大使館との間に緊密な協力関係を作り上げる上で、「問題の多い」国々にある EC 代表部は極めて重要な役割を果たすことができる。
Specific actions:	**具体的な行動：**
- The message "improve your enforcement" should be repeated, as frequently and at as high a level as possible, in the Commission's contacts with authorities of the countries in question and in all	・欧州委員会が対象国の当局と接触する場合には可能な限り頻繁に、また最高度の政府レベルで「執行状況の改善」を求めるメッセージを繰り返すべきであり、またあらゆる適切な交渉の場、特に WTO や

appropriate fora, notably the WTO and WIPO. It must be perceived as a priority concern. - This commitment to include IPR enforcement in the political dialogue is illustrated by the following initiatives: · At the EU – Japan Summit of 2003, the Commission and Japan agreed to establish an improved dialogue in a number of areas, including IPR. This initiative has led to an EU proposal for an "EU - Japan Joint Initiative for IPR Enforcement in Asia", that will focus on elements like (i) the close follow-up of the progress of Asian countries in the field; (ii) coordinating technical assistance programmes and responsibilities; (iii) enhancing EU-Japan efforts to raise awareness in the fight against piracy and counterfeiting and to promote the strengthening of IPR enforcement; (iv) exploring the possibility to cooperate in other areas of IPR. The initiative could be implemented by an Annual Work Plan containing specific activities. - The Commission and China agreed in the margins of the 2003 EU-China Summit to hold, at least once a year, a "Structured Dialogue" on all-encompassing IPR issues, multilateral and bilateral. Among other issues, the discussions should focus on efforts to combat piracy and counterfeiting, institutional reforms, enforcement related areas such as central and sub-central enforcement by customs, police, administrative and judiciary bodies, public awareness of consumers and rightholders. The first meeting is expected to take place in the second half of 2004. - Basic training will be provided to a number of officials in priority Delegations so that they can offer a minimum of information to entities contacting them with enforcement problems. The idea behind this initiative is to create some networking between Commission officials in Delegations and to establish closer teamwork between Delegations and the Headquarters. Teamwork will facilitate the compilation of information and the definition of targeted actions for the different countries and/or for a regional approach. **4) Incentives / Technical cooperation** Most of the countries with deficient enforcement will claim a lack of resources and the existence of more pressing priorities than protecting IP rights. IP enforcement is a complex and multi-disciplinary activity. It involves drafting of legislation, training of judges, police forces, customs officials and other experts, the setting up of agencies or task-forces, public awareness raising, etc. Most of these needs can be, and to some extent already have been, addressed by the Commission via technical cooperation programmes, but it is important to do more and better.	WIPO で繰り返すべきである。 ・政治的な対話に IPR の執行強化を含める欧州委員会の姿勢は、以下の事例にもはっきりと表れている。 ・EU レベルの活動 － 2003 年の日本サミットで欧州委員会と日本はIPRを含めた複数の分野に関する対話を強化することで合意した。こうした動きは、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU 共同イニシアティブ」の EU 提案につながった。この提案では、以下の要素に重点が置かれている。(i) この分野におけるアジア諸国の改善状況のきめ細かいフォローアップ。(ii) 技術援助プロジェクトや責任の調整。(iii) 著作権侵害や偽造との戦いに対する意識を高め、IPR 執行の強化を促すためのＥＵと日本と協力強化。(iv) IPR の他の分野における協力可能性の模索。この提案を実施するために具体的な行動について定めた年間作業計画を策定することが検討されている。 ・2003 年 EU・中国サミットの最終段階で欧州委員会と中国は多国間および二国間に存在する一切の IPR 問題について包括的な「系統建てた対話」を少なくとも年 1 回行うことで合意した。この協議ではなかんずく著作権侵害および偽造と戦うための活動、制度改革、中央レベルと州レベルの税関、警察、行政、および司法機関による執行などの執行関連分野、消費者および権利者に対する公衆の意識喚起などの問題に重点が置かれる。第 1 回の会合は 2004 年後半に予定されている。 ・執行問題に関係して問い合わせを受けた優先国駐在欧州委員会代表部が優先国の関係機関に最低限の情報を提供できるよう、代表部のそれぞれ数名の職員に基本的な訓練を実施する。この計画の背後にある意図は、代表部の EC 委員会職員のネットワークを形成し、代表部と本部とのチームワークを強化することにある。チームワークが形成されることで情報の収集やそれぞれの国々そしてまたはそれぞれの地域に対応したアプローチと活動を絞り込む助けになる。 **4) インセンティブ／技術協力** 執行が不十分な国々のほとんどは資源が十分にないこと、また知的財産権を保護する以上に差し迫った問題を抱えていると主張する。IP 執行は複雑かつ多くの専門分野にわたる活動である。そのためには法律の起草、裁判官、警察官、税関職員、その他の専門家の訓練、政府機関またはタスクフォースの新設、公衆の意識喚起などが必要となる。欧州委員会では技術協力を通じてこうしたニーズに対応することができ、また既にある程度対応してきたものの、その努力を強化し、効果を高めることが重要である。

Technical assistance is an activity favored by the EC for its contribution towards poverty alleviation and development. It is thus important to demonstrate that adequate IPR enforcement can contribute to this goal by making a link with investment opportunities, transfer of technology and know-how, protection of traditional knowledge, improvement of health and safety standards, etc. It will be necessary to have a flexible approach that takes into account the recipient country's different needs, level of development, membership or not of the World Trade Organization (WTO), and main problems in terms of IPR (country of production, transit or consumption of fake goods). Any cooperation programmes will only be effective if they are prioritized and indeed felt as important in the recipient country. In this field it is also relevant to share information and to ensure a minimum level of synergy between the main providers of technical assistance, such as WIPO, the World Customs Organization (WCO), the Member States and third countries like Japan, the US and others. Finally, the following difficulties must be stressed: (i) In most cases, technical cooperation is "demand driven", i.e. it requires a request by the beneficiary of the action. It is important to turn it into a "dialogue driven" request, by discussing its importance and benefits for the recipient. (ii) It is a relatively long-term solution, with few immediate results. However, the present strategy is a long term one, and adequate enforcement is a goal that will not be achieved only by immediate actions, in particular in the case of least developed countries, not yet bound by TRIPs requirements. (iii) Implementing the programmes implies a complex and bureaucratic process. This is why further strengthening coordination between the Commission services responsible for the different aspects of IPR enforcement and between the Commission and third parties is an essential component of the present strategy. <u>Specific actions:</u> - Ensure that, at least, the countries identified as priorities are given the option to include intellectual property in the trade-related technical assistance programmes or to obtain specific IP programmes. In particular, the Commission would like to extend technical assistance to Latin America, since it is a region where enforcement can certainly be improved and where no programme is in place. - There are a number of programmes that cover IPR. Some, like ECAP I and II, for the ASEAN countries, or even the recently concluded EU-China IPR programme are specifically destined to	EC では、貧困の緩和や開発に貢献する手段として技術援助を重視してきた。従って、IPR の執行と投資機会、技術やノウハウの移転、伝統的知識の保護、衛生水準や安全水準とを結び付けることで IPR の適切な執行がこうした目標に寄与することを説明することが重要である。 対象となるそれぞれの国のニーズ、発展の度合い、世界貿易機関(WTO)の加盟国であるか否か、また IPR をめぐって各国が抱えている問題(偽造品の生産国なのか、経由国なのか、または消費国なのかなど)の違いを考慮し、柔軟なアプローチをとる必要がある。いかなる協力計画といえども優先順位が適切に設定され、受け入れ国が実際に重要だと感じない限りは効果を発揮しない。 この分野では、情報を共有し、技術援助の主要な供与主体である WIPO、世界税関機構(WCO)、欧州共同体加盟諸国、日本や米国などの第三国との間に最低水準のシナジー効果を実現することも重要である。 最後に、以下の問題について強調しなくてはならない。 (i) 技術協力は「需要主導型」であり、プロジェクトの受益国による要請が必要とされる場合が多い。このため、受け入れ国にとっての重要性や利益について十分に説明することで「対話主導型」の要請に転換させることが重要である。 (ii) 知的財産権侵害は解決にかなりの期間を要する問題であり、短期的には大きな成果が期待できない。しかしながら、現在の戦略は長期戦略であり、特に TRIPS 協定にまだ拘束されていない後発発展途上国の場合には適切な執行という目標を短期間の行動で達成することはできない。 (iii) プロジェクトの実施には複雑かつ官僚的な手続が伴う。このため、IPR 執行の様々な側面を担当している欧州委員会部局相互、また欧州委員会と第三者との協力関係を強化する必要がある。 <u>具体的な行動：</u> ・優先国に指定された国々が少なくとも貿易に関連する技術援助プロジェクトに知的財産権を含めるか、ＩＰのみを扱うプロジェクトを実施するかのいずれかを選択できるよう確保する。 特に、欧州委員会としてはプロジェクトがまだ一切実施されていなく、執行状況の大幅な改善が期待できるラテンアメリカ諸国を対象とする技術援助を実施したいと考えている。 ・いくつかのプロジェクトが IPR を対象としている。ASEAN 諸国を対象とする ECAP I および II、また最近完了した EU・中国 IPR プログラムも IPR を支援することのみを目的としたプロジェクトだった。

provide assistance on IPR. Others are generally designed to cover trade related issues, but may include IPR among their objectives – WTO II and Small Project Facility, for China; technical cooperation programmes under the framework of the Cotonou Agreement for the African, Caribbean and Pacific (ACP) countries; or the CARDS programme, for the countries of the Balkans. The Commission will ensure that the component of IPR enforcement is adequately covered by these programmes. - In the case of "production" countries, the focus in any cooperation programmes must shift from assistance in drafting legislation to a more enforcement-oriented strategy, including training programmes for judges, police, and customs. It must be pointed out that this practice is already being successfully implemented in the specific field of customs (DG TAXUD). There are a number of customs cooperation agreements that, inter alia, cover an essential tool of IPR enforcement (customs controls of fake goods). These agreements with countries like India and China (a new one is soon to be concluded) produce very positive results in terms of training and of passing on our experience and methods to these countries. Furthermore, they are illustrative of how one can build on the existing TRIPs requirements (cf. the control of exports and goods in transit, in addition to the control of imports). It is likely that a similar agreement may be established with Japan in 2004. - Exchange ideas and information with other key providers of technical cooperation, like WIPO, the US, Japan and certain EU Member States, with the aim of avoiding duplication of efforts and sharing of best practices. - Improve the dialogue mechanisms with: (i) the WCO to assess the compatibility of their technical assistance with our positions and the complementarity with our programmes; (ii) WIPO and other providers of assistance (the European Patent Office, the Office of the EU Trademarks and Designs, etc.) to share information and to better coordinate strategies. - Technical cooperation is also an important element of the TRIPs Agreement (Article 67) and it "fits" into the objectives of the Doha Development Agenda. It can be considered to take an enforcement-oriented initiative in this framework. **5) Dispute Settlement / Sanctions** No rule can be really effective without the threat of a sanction. Countries where IP violations are systematic could be publicly identified. As a last resort, consideration should be given to resorting to dispute settlement mechanisms provided for in multilateral and bilateral agreements. The existing Trade Barriers Regulation (TBR)	他のプロジェクトの場合、一般に貿易に関連する複数の問題を扱っているものの、こうしたプロジェクトの目標にIPRを含めることは可能である。こうした例としては、中国を対象とするWTO IIと小規模プロジェクト・ファシリティ、アフリカ、カリブ海、そして太平洋(ACP)諸国を対象とするコトヌー協定の枠組みにもとづいた技術協力プロジェクト、またはバルカン諸国を対象とするCARDSプロジェクトなどがある。欧州委員会としては、IPR執行に関係する事業をこうしたプロジェクトに適切に含めるよう取り組みたい。 ・「生産国」の場合には、あらゆる協力プロジェクトにおいて、法律の起草支援から、裁判官、検察官、そして税関職員に対する訓練計画などの執行を重視した戦略へと重点を移さなくてはならない。 こうした方針は、税関など(税制・関税同盟総局)の特定の分野では既に成功している点を指摘しなくてはならない。なかんずくIPRの執行に不可欠な手段(偽造品の通関管理など)を対象とするいくつかの税関協力協定が存在する。インドや中国(間もなく新協定が締結される)などの国々では、こうした協定が訓練、欧州共同体の経験や方法論の学習などに大きな成果を上げている。さらに、こうした事例は、既存のTRIPS義務(輸入品の規制に加え、輸出品や経由品の規制)を土台にしてどの程度の成果を期待できるかを示している。日本との間でも2004年に類似の協定が結ばれる見込みである。 ・努力の重複を避け、ベストプラクティスを共有する狙いでWIPO、米国、日本、そして一定のＥＵ加盟国など、他の技術協力の重要な供与国とアイデアや情報を交換する。 ・(i) WCOの技術援助について、欧州委員会の方針との整合性や欧州委員会のプロジェクトとの相互補完性について判断するためにWCOと対話するための仕組み、そして、(ii) WIPOや(欧州特許局、ＥＵ商標意匠局など) 他の援助供与機関と情報を共有し、より効果的に戦略を調整するためにこれらの機関と対話するための仕組みを強化する。 ・また技術協力もTRIPS協定の重要な要素であり(第67条)、ドーハ開発目標とも「適合」する。この枠組みに沿って執行を重視した措置をとることが考えられる。 **5) 紛争解決／制裁** いかなるルールといえども制裁の圧力がなければ効果を発揮しない。ＩＰ侵害が組織的に行われている国々について公表する方法もある。最後の手段として、多国間協定や二国間協定で定めた紛争解決制度に訴えることも考慮すべきである。 既存の貿易障壁規則(TBR)が出発点となる。TBR

mechanism could be a starting-point. TBR is a legal instrument that gives the right to Community enterprises and industries to lodge a complaint, which obliges the Commission to investigate and evaluate whether there is evidence of violation of international trade rules resulting in adverse trade effects. The result is that the procedure will lead to either a mutually agreed solution to the problem or recourse to dispute settlement.	は法的な文書であり、苦情を申し立てる権利を欧州共同体の企業および産業界に与える一方、国際貿易ルールに対する違反があり、これが貿易に悪影響を及ぼしている証拠があるかどうかを調査し、その結果を判定するよう欧州委員会に義務づけている。その上で、双方の合意できる条件で問題を解決するか、紛争解決制度を利用することになる。
The TBR has a broad scope of application, covering not only goods but also, to some extent, intellectual property rights and services, when the violation of rules concerning these rights has an impact on trade between the EC and a third country.	TBR の適用範囲は広く、知的財産権やサービスに関係する権利について定めたルールに対する違反が EC と第三国との貿易に悪影響を及ぼす場合には、商品だけでなく知的財産権やサービスにも適用される。
In addition to the WTO dispute settlement mechanism, the EU also includes similar mechanisms in an increasing number of bilateral agreements. These mechanisms can be triggered in cases of non-compliance with the required high(est) standards of IP protection.	EU では、WTO の紛争解決制度に加え、類似の制度を盛り込んだ二国間協定を増やしている。義務づけられている高い(最高度の)IP 保護基準に当事国が準拠していない場合にはこうした制度が発動される。
Deficient enforcement derives more frequently from the way the rules are (not) de facto implemented by the competent authorities than from an absence of legislation or a blatant contradiction of legislation with TRIPs requirements. However, when such deficiencies become systemic, they can substantiate a dispute settlement case.	執行が不十分な場合、法律がない、もしくは法律が TRIPS 義務に明白に違反している場合よりも、所轄当局がルールを実際に運用している(もしくは運用していない)方法が原因となっている場合が多い。しかしながら、こうした問題が制度化されている場合には紛争解決制度の対象となり得る。
<u>Specific actions:</u> - Remind right-holders of the possibility to make use of the TBR mechanism in cases of evidence of violation of TRIPs or of the high(est) standards as agreed in bilateral agreements between the EC and third countries. This mechanism is launched by the lodging of a complaint. - The Commission is ready, in clearly justified cases, to make ex officio use of the WTO dispute settlement mechanism and of the similar dispute settlement tools included in our bilateral agreements in case of non-compliance with the mutually accepted standards of IP protection.	<u>具体的な行動：</u> ・TRIPS 協定に違反しているか、EC と第三国との間で結んだ二国間協定で合意した高度な(最高度の)基準に違反している証拠がある場合には TBR 制度を利用でき、この点について権利者の注意を促す。この手続は苦情申し立てを提出することで開始される。 ・欧州委員会では、WTO の紛争解決制度を利用することが明らかに妥当な場合には WTO の紛争解決制度、また二国間協定で相互に合意した IP 保護基準に違反している場合にはこうした協定で定めている類似の紛争解決制度を活用する用意がある。
6) Creation of public-private partnerships There are numerous companies and associations which have been very active in the fight against piracy/counterfeiting for many years, and which constitute not only an invaluable source of information, but also a key partner for any initiatives in terms of awareness raising. Some of these entities are already present, and very active, in most problematic countries.	**6) 官民の協力関係の構築** 数多くの企業や団体が何年にもわたって著作権侵害／偽造と極めて活発に戦っており、こうした組織は貴重な情報源となるのみならず、人々の意識を高めるための活動の重要な協力者ともなり得る。既にこうした組織のいくつかが最も問題の多い国々で極めて活発に活動している。
Other than the specific actions now proposed, there are within the Commission other examples of initiatives to create public-private partnerships that are directly or indirectly linked with IPR enforcement.	欧州委員会には現在提案している具体的な行動以外にも、IPR の執行に直接または間接的に関係し、官民協力を生み出すための事例となる活動が存在する。

One of these projects involved the creation of Innovation Relay Centers, to support companies dealing with transfers of technology. This project includes people with extensive experience in the IPR area (licensing, transfer of IP rights, etc) and could be used to collect information about enforcement problems in third countries. So far the network only covers the EU, but consideration is being given to extending it to third countries. There is a pilot project with an office in Chile. There is also already in place the "IPR Help-Desk", a project sponsored by the European Commission to support creativity and innovation. The purpose of the Help-Desk is not to handle complaints but to provide information to the EU industry. It may therefore give guidance to companies facing violations of their rights in third countries. Finally, the Commission services have a long experience of involving private operators in their seminars and training programmes covering, in particular, border enforcement of IPR.	こうしたプロジェクトの一つが、技術移転を扱っている企業を支援するための技術革新リレー・センター(Innovation Relay Centers)の創設である。こうしたプロジェクトにはIPR分野(実施許諾、知的財産権の譲渡など)の経験が豊富な人々も参加しており、これを第三国の執行問題に関する情報源として活用できる。こうしたネットワークの活動はまだＥＵに限定されているものの、第三国に活動を拡大することも検討されている。試験的プロジェクトとしてチリに事務所を設置する試みもある。 また既に「IPR相談窓口」が導入されている。これは欧州委員会が創作活動や技術革新を支援するために後援しているプロジェクトである。相談窓口の目的は、苦情を処理することではなく、ＥＵの産業に情報を提供することである。従って相談窓口では、第三国において権利の侵害に直面している企業に指針を示している。 最後に、欧州委員会の各部局には民間の事業者を対象として、なかんずく欧州共同体の域境でのIPR執行に関するセミナーや訓練プログラムを長年行ってきた経験がある。
<u>Specific actions</u>: - Support the creation of local IP networks involving companies, associations and chambers of commerce. This practice is already being implemented in certain key countries and will be actively supported by DG TRADE. - Improve cooperation with companies and associations that are already active in the fight against piracy/counterfeiting, inter alia by exchanging information about future initiatives and ensuring the cross-participation of experts from the Commission and from private entities in events organized by the other party.	<u>具体的な行動：</u> ・企業、団体、そして商工会議所が参加する現地のIPネットワークの形成を支援する。既に一定の主要国でこうした活動を実施しており、通商総局ではこうした活動を積極的に支援していく。 ・なかんずく、今後の活動に関する情報を交換し、他の関係者が主催するイベントにおいて欧州委員会の専門家と民間団体の専門家との相互乗り入れを確保することで既に著作権侵害／偽造と活発に戦っている企業や団体との協力関係を強化する。
7) Awareness raising / Drawing on our own experience Providing better information to the public is another very relevant dimension of the Strategy. This can be divided into the following components:	**7) 意識の喚起／これまでの経験を生かす** 公衆にさらに効果的に情報を提供することもこの戦略の極めて重要なもう一つの側面である。こうした活動を以下の要素に分けて整理することができる。
(i) Raising the awareness of users / consumers in third countries. This must be done from two perspectives: (a) to promote the benefits of IPR in terms of promotion of creativity, investment, transfer of technology, protection of traditions and quality; (b) to inform about the dangers of IPR violations to public health, consumer protection, public security, etc.	(i) 第三国のユーザー／消費者の意識を高める。これは二つの視点から実施しなくてはならない。(a) 創作活動、投資、技術移転、伝統の保護、そして品質向上の促進など、IPRの利点を訴えること。(b) IPRの侵害が国民の健康、消費者保護、治安などに及ぼす危険性について知らせること。
(ii) Raising the awareness of right-holders. Again from two different perspectives: (a) the risks incurred by trading in certain countries where IPR enforcement is ineffective and the minimum precautions that must be adopted, like registering the IP right in those countries (frequently, small and medium sized companies do not even apply for the protection of their intellectual property in third	(ii) 権利者の意識を高める。この場合も二つの視点から実施しなくてはならない。(a) IPRの執行が効果的に行われていない一部の国々で取引を行う場合のリスクとこうした国々で知的財産権を登録するなど、講じなくてはならない最低限の自衛措置(中小企業の場合、商品を生産または販売している第三国で知的財産権を申請しない場合さえある)。(b) 自分たちの権利を執行するために第三国で利用可能な手段

countries where they are producing or selling their goods); (b) the need to use the means available in these third countries to enforce their rights. Countries which are members of the WTO (with the exception of least-developed countries) must have implemented minimum standards of IP protection and enforcement since 2000. It is clear that the first steps to protect and enforce IPRs must be taken by the right-holders themselves, and that they must use, to the maximum extent, the available mechanisms before being entitled to legitimately complain about the effectiveness of such protection and enforcement.	を活用する必要性。(後発開発途上国を除いた)WTO加盟諸国は2000年から最低限のIP保護および執行を実施していなくてはならない。権利者自らがIPRを保護し、執行するための第一歩を踏み出さなくてはならず、保護や執行に関する制度の効果について正式に苦情を申し立てる前に既存の制度を最大限活用しなくてはならないことは明らかである。
<u>Specific actions:</u> - The Commission services do not have the resources to pursue extensive awareness raising campaigns on this issue in third countries purely on their own. However, this type of activity could be implemented by some of the above-mentioned means, i.e. by inclusion in existing technical cooperation programmes and by public-private partnerships.	<u>具体的な行動：</u> ・欧州委員会部局単独では、知的財産権問題に対する意識を高めるためのキャンペーンを第三国で大々的に行えるだけの資源がない。しかしながら、上述の方法、つまり既存の技術協力プログラムに盛り込み、また官民協力を通じてこうした種類の活動を実施する方法もある。
- The Commission services sponsored the drafting of a "Guidebook on Enforcement of Intellectual Property Rights". This Guidebook is mainly intended to assist the public authorities of developing and least developed countries in their efforts to put in place systems and procedures for the effective enforcement of IPR. In particular, the guidebook considers the most common difficulties confronting those countries in the enforcement of intellectual property rights and provides guidance on how to achieve effective and long-lasting protection for such rights. The guidebook identifies a number of useful resources which may be of assistance to authorities and right-holders confronted with difficulties.	・欧州委員会部局では、「知的財産権執行ガイドブック」の作成を後援した。このガイドブックの主な狙いは、開発途上国および後発開発途上国の政府当局がIPRを効果的に執行するための制度や手続の導入を支援することにあった。ガイドブックではなかんずく、こうした国々で知的財産権を執行する際に共通して直面する最も一般的な問題を取り上げ、こうした権利の効果的かつ永続的な保護を実現するための指針を述べている。このガイドブックでは、問題に直面している当局や権利者を支援し得るいくつかの有用な情報源も紹介している。
The Guidebook will be publicly available through the Commission website.	このガイドブックは欧州委員会のホームページで自由に入手できる。
8) Institutional cooperation The Commission services responsible for the different aspects of IPR enforcement should step up their coordination and cooperation with a view to enhancing the role of the Commission in the fight against piracy and counterfeiting. Without creating an additional layer of bureaucracy, it is necessary to:	**8) 欧州委員会内の協力** IPR執行の様々な側面を担当している欧州委員会部局は著作権侵害や偽造との戦いに欧州委員会がより大きな役割を果たすために相互の調整と協力を強化すべきである。新たな組織を増設せずに次の行動を実行する必要がある。
i) further improve information exchange and coordination between the services in charge of the different aspects of IPR enforcement;	i) IPR執行の様々な側面を担当している部局間の情報交換と協力をさらに強化すること。
ii) simplify the identification and the access of external entities (right-holders, third country authorities, etc.) to the service responsible for the specific issue concerning them.	ii) 外部の関係者(権利者、第三国の当局など)の、IPRに関係する個別の問題を担当している当局への連絡と、身元確認手続を簡略化すること。
<u>Specific actions:</u>	<u>具体的な行動：</u>

- Inter-service meetings will be regularly organized to follow up the initiatives being implemented in the framework of the present strategy and to discuss the results obtained, as well as the inclusion of new initiatives. Furthermore, increased cooperation between the services involved with technical assistance issues will be introduced in order to promote IPR enforcement-related assistance to relevant third countries.

・現在の戦略の枠組みに沿って実施されている活動をフォローアップし、成果について検討し、さらに新たな活動を盛り込むために部局間会合を定期的に開く。さらに、該当する第三国への IPR 支援を促進するため、技術援助問題を扱っている部局間の協力関係を強化する。

- In order to help third parties understand the distribution of tasks among the different Commission services:

・欧州委員会部局間の任務分担について第三者に理解しやすくするため、

  - A new Commission web page will be created, presenting: (i) the existing legislation to enforce IPR; (ii) a vademecum on enforcement, including the Commission contact points for the various types of IP rights and aspects of their enforcement, as well as links to the various web-pages of the different services dealing with it.

  - 欧州委員会の新たなホームページを作成し、そこで(i) IPR を執行するための既存の法令、(ii) 様々な種類の知的財産権とその執行に関係する側面を担当している部局の連絡先、さらにこのそれぞれの分野を担当している部局のホームページへのリンクを含めた執行に関する便覧。

  - Cross-links will be inserted in the existing web pages of each service dealing with certain aspects of IPR or certain sectors.

  - IPR の特定の側面または特定の産業部門を扱っているそれぞれの欧州委員会部局の既存のホームページにクロスリンクを設ける。

- Ensure coordination with other Commission initiatives linked with IPR, such as the Innovation Relay Centers and the IPR Help-Desk, and their effective contribution to the objective of the present Strategy by collecting and distributing information vis-à-vis the private sector.

・技術革新リレー・センターや IPR 相談窓口など、IPR に結び付いた欧州委員会の他の活動と調整し、民間部門に関する情報を収集し、またこうした活動を通じて民間部門に情報を提供することで現在の戦略目標に効果的に寄与する。

PART III – BACKGROUND

1) What is the problem?

第Ⅲ部 － 背景

1) 何が問題なのか

The TRIPS Agreement establishes for the first time a single, comprehensive, multilateral set of rules covering all kinds of IPR. It contains also a detailed chapter setting minimum standards of IPR enforcement to be adopted by all members of the WTO.

TRIPS 協定では、歴史上初めてあらゆる種類の IPR を対象とする単一、包括的、かつ多角的な一連のルールを定めることに成功した。また TRIPS 協定には、WTO のすべての加盟国が採択すべき IPR 執行の最低基準を詳細に定めた章を設けている。

However, despite the fact that, by now, most of the WTO members have adopted legislation implementing such minimum standards, the levels of piracy and counterfeiting continue to increase every year. These activities have, in recent years, assumed industrial proportions, because they offer considerable profit prospects with often a limited risk for the perpetrators.

しかしながら、現在ではほとんどの WTO 加盟国がこうした最低限の基準を達成するための国内法を制定しているにもかかわらず、著作権侵害や偽造が年々拡大している。こうした活動は収益の見込みが大きく、また犯罪者にとっての危険性が限定されているため、近年ではこうした活動が産業的規模に達している。

It has thus become clearly insufficient to limit the efforts of the EC to merely monitoring the creation of general legislative frameworks in WTO member countries. It is essential that the EC increasingly focuses on vigorous and effective implementation of the enforcement legislation.

従って WTO 加盟諸国が一般的な法律的枠組みを導入しているかどうかを EC が監視するだけでは明らかに不十分である。EC が執行法の精力的かつ効果的な実施にさらに力を入れることが不可欠である。

Within the Community and at its external borders there have been a number of important initiatives in recent years. As long ago as 1994 the EC adopted the so-called Customs Regulation (Regulation (EC) No 3295/94), allowing border

近年、欧州共同体域内とその域境で、いくつかの重要な活動が展開されている。EC では、早くも 1994 年にいわゆる関税規則(Regulation (EC) No 3295/94)を採択し、EC 域境での偽造品の規制について定めた。その後 1998 年、欧州委員会では「単

control of imports of fake goods. Later, in 1998, the Commission issued its Green Paper on Combating Counterfeiting and Piracy in the Single Market. As a result of responses to the Green Paper, the Commission presented an Action Plan, on 30 November 2000. This Action Plan is materializing, namely in the form of a Directive harmonizing the enforcement of intellectual property rights within the Community, of a Regulation improving the mechanisms for customs action against counterfeit or pirated goods set by the previous Customs Regulation, the extending of Europol's powers to cover piracy and counterfeiting and a study on a methodology for the collecting, analysing and comparing of data on counterfeiting and piracy. In addition, the Presidency Conclusions of the Spring European Council 2003 made a strong call for the increase in the fight against piracy and counterfeiting. As a consequence, the Commission (DG JAI) intends to launch a legislative initiative in 2004 in the form of a proposal for a Council Framework Decision on approximation of national legislation and sanctions on counterfeiting and piracy.	一市場における偽造や著作権侵害との戦いに関するグリーンペーパー(Green Paper on Combating Counterfeiting and Piracy in the Single Market)」を発行した。このグリーンペーパーへの反響を受け、欧州委員会では 2000 年 11 月 30 日にアクションプランを公表した。このアクションプランは、主に欧州共同体内の知的財産権の執行のハーモナイゼーションについて定める指令と、それ以前の関税規則で定めた偽造品または著作権侵害品を税関で処分するための仕組みを改善する規則、著作権侵害および偽造に欧州警察の権限を及ぼすための改革、そして偽造や著作権侵害に関するデータを収集、分析、そして比較するための方法論に関する研究として具体化されている。さらに、2003 年春季欧州理事会の議長国結論は著作権侵害や偽造に対する戦いを強化するよう力強く呼びかけている。その結果、欧州委員会(司法・内務総局)では、偽造および著作権侵害に関する国内法と制裁の準拠に関する理事会枠組決定に関する提案の形で 2004 年に立法に関する提案を行う予定である。
The situation is, however, different outside the borders of the Community. The internal instruments available to Community right-holders in the case of violations of their rights within the Community or in the case of imports of fake goods into the EU are not usable when these violations occur in third countries and the resulting goods are either consumed domestically or exported to other third countries. Although such violations occur outside, they directly affect Community right-holders.	しかしながら欧州共同体域境の内と外とでは事情が異なっている。第三国で犯罪が行われている場合、またこれから派生する商品が第三国の国内で消費されるか、他の第三国に輸出される場合、欧州共同体の権利者の権利が欧州共同体域内で侵害された場合または偽造品がＥＵ域内に輸入された場合に域内で利用できるような手段が利用できない。こうした犯罪は域外で行われていても、欧州共同体の権利者に直接損害を与える。
2) Why and how much does it matter? To whom? **a) European Community** Violation of IPR, which is reflected in the presence on the market of increasing volumes of pirated and counterfeit goods, has a very negative impact in a number of different areas. The Community, being a market that traditionally invests heavily in IP-protected goods and services and receives considerable added-value for this effort, is particularly affected by poor enforcement of IP, even when it takes place in third countries, and even if the pirated / counterfeit goods or services are not destined for the Community market. These are some of the adverse effects of IP violations: **Economic and social**: Deprives right-holders of the revenue from their investment in R&D, marketing, creative effort, quality control, etc. Negatively affects market-share, sales volume, reputation, employment and ultimately the viability of certain IP-based activities/companies. High levels of IPR violations also discourage foreign investment and transfer of technology.	**2) 誰にとって、なぜ、またどの程度問題なのか** **a) 欧州共同体** 著作権侵害品や偽造品の市場における流通量の拡大として表れている IPR 侵害はいくつかの分野に極めて有害な影響を与える。欧州共同体市場では、知的財産権で保護される商品とサービスにこれまで多額の投資を行い、その努力と引き換えにかなりの付加価値を得ているため、IP の執行が不足している場合には、それが第三国の場合も、また著作権侵害／偽造品またはサービスの仕向け先が欧州共同体市場ではない場合も大きな損害を受ける。以下では IP 侵害のいくつかの有害な効果を取り上げる。 **経済的および社会的影響**： 権利者の研究開発投資、マーケティング、創作的努力、品質管理などによる収益が奪われる。市場シェア、販売量、評判、雇用、そして究極的にはＩＰを基盤とした一定の活動／企業の存続に対する有害な効果。IPR 侵害が活発な場合、海外からの投資や技術移転も阻害される。

Health and consumer protection: Pirated and counterfeit goods are usually produced by anonymous entities that pay no heed to health, safety and quality requirements and provide no after-sales assistance, guarantees, operating instructions, etc… Illustrating this problem are growing seizures of fake medications, food (and even bottled water), car and plane parts, electrical appliances and toys.	**健康や消費者保護に対する影響**：著作権侵害品や偽造品は一般に無名な事業体によって生産されており、こうした事業体は健康、安全、または品質管理義務を気にかけず、販売後のサポート、保証、操作方法の説明なども行っていない。偽造された医薬品、食品(偽造ミネラルウォーターさえ存在する)、自動車および航空機部品、電気器具、そして玩具の押収量が増えていることは問題の深刻さを示している。
Public order and security: A growing concern in recent years is the increased involvement of criminal organizations and sometimes even of terrorist groups in major international trafficking of counterfeit and pirated goods. This is explained by the particularly lucrative nature of these activities and by the lower risk compared with other lucrative criminal activities. The scale of the problem and the sums of money involved render the situation regarding piracy as complex to tackle as drug trafficking or money laundering. Europol, Interpol and a number of police forces in the Community have created departments dealing specifically with it.	**治安や安全保障に対する影響**：近年、偽造品や著作権侵害品の国際的な不正取引に組織犯罪、場合によってはテロリストグループさえ関与を深めていることに不安が高まっている。それは、こうした活動の収益性が他の有利な犯罪活動と比べて極めて高く、リスクが相対的に低い からである。問題の規模と金額が極めて大きいため、著作権侵害の現状と取り組むことは麻薬の密売またはマネーロンダリングの場合と同様に困難である。欧州警察、インターポール、そして欧州共同体の数カ国の警察は著作権侵害を専門的に扱う部門を新設した。
Fiscal: Being an illegal and clandestine practice by nature, and having lower prices it frequently deprives the state from tax revenue (VAT, revenue taxes, customs duties). This issue is particularly sensitive in countries where there are economic sectors under strict state control, like tobacco, alcoholic drinks, fuel, etc.	**財政的影響**： IP 侵害は本質的に違法かつ秘密裏に行われ、また価格が安いため、租税収入(付加価値税、所得税、関税など)を減少させる場合が多い。この問題は、タバコ、酒類、燃料などの経済部門が国家によって厳格に管理されている国々で特に深刻である。
b) Third countries Why should third countries with little tradition in the IPR field, a restricted number of right-holders, and sometimes with a significant share of its industry and commerce benefiting from the violations, care? The reply to this question is not entirely different from the one given for the Community (see above). The consequences of IPR violations in terms of consumer and health protection, organized crime and loss of fiscal revenue are relatively obvious and directly felt both in the Community and in the third countries where such violations predominantly occur. Consequently, these countries (should) have an immediate interest in combating piracy and counterfeiting. Regarding the first point however (economic and social consequences), some will say that by enforcing the protection of IP rights held by Community companies, third countries will not obtain any direct benefit. It would appear, on the contrary, that they are using their resources to protect the investment of foreign entities (an argument frequently raised by certain countries). To counter this reasoning, the EC must get across the message that effective enforcement of IP rights (even if these belong to third parties) is an essential	**b) 第三国** IPR 分野に関する歴史が浅く、権利者の数が少なく、場合によっては工業や商業のかなりの割合が偽造や著作権侵害の恩恵を受けているような第三国がこうした問題を深刻に受け止めなくてはならない理由はなぜか。 これに対する答えは、欧州共同体諸国の場合(上述の内容を参照)とそれほど異なるものではない。IPR 侵害による消費者および健康の保護や組織犯罪に及ぼす影響、そして財政収入の減少効果はこうした犯罪が盛んに行われている欧州共同体諸国と第三国の両方で比較的明白であり、直接感じ取ることができる。このため、これらの国々では、著作権侵害や偽造と戦うことに関心が高い(はずである)。 ところが、最初の論点(経済や社会に対する効果)の場合には、欧州共同体企業が保有する知的財産権を第三国が保護しても、第三国は直接的にはいかなる恩恵も受けないと主張する人々がいる。恩恵がないどころか、外国企業による投資を保護するために自国の資源を使う結果にしかならないという見方さえある(一部の国々ではこうした主張を盛んに行っている)。EC がこうした主張に対抗するためには、外国からの投資や技術およびノウハウの移転を引きつけ、さらには既に知的財産の不正使用の被害を被っている開発途上国や後発開発途上国の国内の権利

tool to attract foreign investment and the transfer of technology and know-how, as well as to protect local right-holders in developing and least-developed countries who are already suffering the misappropriation of their intellectual property. It is a matter of good governance and international credibility, not to mention the need to comply with WTO and other international and bilateral commitments. In the mid-to-long term, it will also encourage domestic authors, inventors and investors and contribute to the development of these countries.	者を保護する手段として(第三者のものであっても)知的財産権を効果的に執行することが不可欠であるというメッセージを理解させなくてはならない 。WTO その他の国際的および二国間の約束を履行する必要性については言うまでもなく、これは統治能力と国際的な信用の問題である。また知的財産権を執行することで、中長期的には国内の著作権者、発明者、そして投資家を支援し、これらの国々の発展にも寄与することになる。
Under-estimating the value of intellectual property rights contributes to ineffective enforcement. To enhance this aspect of the intellectual property rights system, it would be useful for some (fast) developing countries to assess the value of the industries based primarily on intellectual property rights. This could lead to an appreciation of the value of intellectual property rights in terms of a country's economic environment, as well as in respect to economic, social and cultural growth and development.	知的財産権の価値を過小評価している場合も執行意欲が低下する原因になる。一部の(急速に発展している)開発途上国で知的財産権制度のこうした側面を強化するためには、主に知的財産権を基礎としている産業の価値について評価することが有効である 。そうすることで、その国の経済環境、さらには経済的、社会的、そして文化的な成長および発達に照らして知的財産権の価値を理解することにつながる可能性がある。
There are, however, recent examples of countries where the emergence of a competitive and increasingly sophisticated economy is making evident the need to efficiently protect IP against domestic and external violations.	しかしながら、最近では、より競争的かつ高度な経済へと移行しつつあるために国内および海外での侵害からＩＰを効果的に保護する必要性が明確になってきた国々の例もある。
In some of the most "problematic" countries the authorities appear to be fully aware of the importance of IPR for the development of the country and domestic right-holders demand enforcement of IPR as rigorously as foreign right-holders. The problem is that the piracy/counterfeiting industry is an important element of their economy. It is therefore clear that there is a broader picture which cannot be tackled merely under the IP angle. Only a comprehensive policy involving authorities at national, regional and local level can provide a solution.	「特に問題の多い」国々の一部では国家の発展にとってのIPRの重要性について当局も十分に認識しているように思われ、国内の権利者が外国の権利者と同じように IPR を厳格に執行するよう要求している。問題なのは、こうした国々では、著作権侵害／偽造産業が経済の重要な要素になっていることである。従って、単に IP という視点のみでは解決できない大きな構造的問題があることは明らかである。国内、地域、そして地方レベルの当局を巻き込んだ包括的な政策のみが解決策となり得る。
3) Which IP rights are violated and which sectors are most affected?	**3) どのような種類の知的財産権が侵害され、どの産業が最も被害を被っているか**
Most of them. One frequent misconception is that piracy and counterfeiting mainly affect some luxury, sports and clothing brands, music and software CDs/DVDs, and little else. The reality is that virtually every IP is being violated on a considerable scale and that the variety of fake products ranges from cereal boxes to plants and seeds, from aeroplane spare parts to sunglasses, from cigarettes to medications, from AA batteries to entire petrol stations. Big software producers are as likely to be harmed as small makers of a certain type of tea. The annual statistics published by the Commission's customs services regarding the number and the nature of seized pirated and counterfeit goods originating from third countries	ほとんどあらゆる分野が侵害され、被害を被っている。誤解として多いのは、著作権侵害や偽造による被害を被っているのが主に娯楽、スポーツ産業、衣料品、音楽、ソフトウェアの CD や DVD であり、他の分野はほとんど関係がないと考えられていることである。現実には、事実上すべての知的財産がかなりの規模で侵害されており、偽造品の種類はコーンフレークから植物や種子まで、また航空機の交換部品からサングラスまで、タバコから医薬品まで、単２電池から一つのガソリンスタンド全体にまで及んでいる。お茶の零細メーカーも、大手ソフトウェアメーカーと同様に被害を受ける可能性がある。欧州委員会の税制・関税同盟総局では第三国を原産地とする押収された著作権侵害品および偽造品の数と性質に関する年間統計を発行している。これは問題

provide detailed and reliable information about the dimension and the growth of the problem. The Commission considers that the vast majority of the problems affecting holders of the different types of intellectual property rights are common and consequently, are most effectively addressed by an integrated strategy. The strategy now proposed aims at improving enforcement against violations of all kinds of IP (copyright, trademarks, geographical indications, patents, designs, etc.).	の規模と拡大のテンポについて詳細かつ信頼できる情報を示している。 欧州委員会では、様々な種類の知的財産権の権利者を悩ましている問題の大半は共通しており、従って統合的な戦略によって対処することが最も効果的であると考えている。ここで提案している戦略はあらゆる種類の知的財産(著作権、商標、地理的表示、特許、意匠など)の侵害に対する執行を改善することを狙いとしている。
4) Which are the "priority" countries? There are several different criteria to define the most problematic countries in terms of enforcement of IPR. These can be split into: a) source countries; b) transit countries, and c) target countries. For each of these groups of countries, the type of measures most adequate to address the situation will differ.	**4) 「優先」国とはどのような国々か** IPR の執行をめぐって最も問題の多い国々をいくつかの基準で定義することができる 。こうした国々を大別して a) 原産国、b) 経由国、そして c) 標的国に分けることができる。
a) Source countries These are the countries where production of pirated and counterfeit goods, both for domestic consumption and for export, reaches worrying dimensions. In cases of digital piracy via the Internet, the origin of the IPR violation can be particularly difficult to detect. In these countries it is particularly important to improve the effectiveness and the coordination of the police, the courts, the customs and the administration in general. It is also essential to ensure that the legal framework provides for deterrent sanctions. The most frequently mentioned country when violations of IP are discussed is undoubtedly China. Other countries are, inter alia: Thailand, Ukraine, Taiwan, Russia, Philippines, Indonesia, Hong-Kong, Brazil and South Korea.	**a) 原産国** これは国内消費と輸出の両方を目的とする著作権侵害品と偽造品の生産が憂慮すべき規模に達している国々である。インターネットを利用したデジタル著作権侵害の場合には探知することが特に困難な場合もある。 これらの国々の場合、警察、裁判所、税関、そして行政全般の有効性と協力関係を強化することが特に重要である。また法律的な枠組として抑止力となり得るような制裁手段を定めることも不可欠である。 IP の侵害について論議した場合、最も頻繁に取り上げられる国は間違いなく中国である。他の国々としては、なかんずくタイ、ウクライナ、台湾、ロシア、フィリピン、インドネシア、香港、ブラジル、そして北朝鮮がある。
b) Transit countries For the full picture, one should, however, not focus exclusively on countries violating IPR due to the massive production of counterfeited products occurring in their territories, but also on those often acting as a hub. This category includes countries appearing as major places of origin of fake goods seized in the Community, the problem occurring mainly because of the flow of fake products in transit and not because of domestic production of such goods. The large volume of goods originating in these countries is nevertheless indicative of deficient enforcement, at least at the level of border controls. Organized crime networks will take advantage of such weaknesses to establish different traffic routes, hiding the real origin of the goods. Improving the availability of border measures and the effectiveness of customs authorities in particular regarding the transit of goods should help to substantially reduce the volume of traffic.	**b) 経由国** しかしながら全体像を把握するためには、国内で生産されている偽造品の生産量からIPRを侵害している生産国のみに着目するのではなく、ハブとしての役割を果たしている国々にも注目する必要がある。このカテゴリーには、一見すると欧州共同体が押収した偽造品の重要な原産地であるように見えるものの、実際にはその大部分が経由品であり、国内生産量はそれほどない国々も含まれる。とはいえ、こうした国々から大量の偽造品が流れ込んでくることは、少なくとも国境管理の点において、これらの国々の執行が不十分であることを示している。組織犯罪ネットワークはこうした弱点を利用し、様々な不正取引ルートを形成し、商品の実際の原産地を隠そうとする。 特に商品の経由を取り締まる国境措置や税関当局の能力を高めることは取引量を大幅に削減する助けになる。

Examples of countries in this situation: the USA and the Gulf countries.	こうした状況にある国々の例は米国と湾岸諸国である。
c) Target countries	**c) 標的国**
It is also important to consider, in any strategy to reduce the violations of IPR, the countries identified as the main final destinations of exports of fake goods or serving primarily as a market for such products.	IPR 侵害を削減するためのいかなる戦略においても、偽造品輸出の主な最終目的地となっている、もしくはこうした製品の主な市場となっている国々について検討することが重要である。
Substantial volumes of sales of fake goods occur in almost all countries. The difficulty of defining countries that are main markets for pirated goods is that it is a very widespread problem, albeit for a variety of (sometimes contradictory) reasons: because they are too poor to buy IP-protected protects, because such practice is accepted or at least not condemned, because they produce them in large quantities, because there is sometimes no way to distinguish between real and fake, or because fakes are cheaper. This is why it is necessary to concentrate resources on the main markets of the legitimate Community right-holders most affected by IPR violations.	ほぼすべての国でかなりの量の偽造品が販売されている。偽造品の主な市場となっている国々を特定するうえで困難な点は、知的財産権で保護された製品を買うためには貧しすぎること、こうした慣行が受け入れられているか少なくとも非難されていないこと、こうした国々自体が偽造品を大量に生産していること、正規品と偽造品とを識別できない場合があること、また偽造品の方が安いことなど、(時には相互に矛盾する)様々な理由から問題があまりにも広い範囲に広がっていることである。このため、IPR 侵害から最も大きな損害を被っている欧州共同体の正当な権利者の主要市場に資源を集中させる必要がある。
Dealing with the consumption of pirated and counterfeit goods requires an effort in terms of building up public awareness about the negative impact and the risks of such practice. It also requires more effective customs controls of imported goods and a more effective reaction by the police and courts against those networks and individuals involved in large scale trading in such goods.	著作権侵害品と偽造品の消費という問題に対処するためには、こうした慣行の悪影響と危険性に対する公衆の意識を高めるための努力が必要になる。また通関管理の有効性を高め、警察や裁判所がこうした商品の大規模な取引に従事するネットワークや個人にこれまで以上に効果的に対応する必要もある。
The most important target market is obviously the European Community, but the EU is not covered by the scope of the present paper. Other very important targets are countries such as the US, Japan, China.	最も重要な標的市場が欧州共同体であることは当然であるものの、この文書ではＥＵについて扱っていない。これ以外に米国、日本、中国などの国々が極めて重要な標的となっている。
5) What is the situation in the Community?	**5) 欧州共同体の状況**
Generally speaking, the Community and its Member States are acknowledged for protecting and enforcing IPR to very high standards, as the acquis, and in particular the recent efforts described in point 1) above, can demonstrate. Also in practical terms, reports like the one published annually by DG TAXUD give a clear idea of the results achieved by the authorities of each Member State in terms of seizures of fake goods at the borders.	特に上述の論点 1) で説明した最近の活動が示している通り、欧州共同体と加盟諸国は一般にはＥＵ義務に従って極めて高い基準で IPR を保護し、執行していると考えられている。また実際にも、税制・関税同盟総局が毎年出版している 報告書などから、加盟国のそれぞれの国境での当局による偽造品の押収状況もはっきりしている。
However, within the Community the level of enforcement is different among Member States. Some Member States still need to do more towards improving the current situation and cutting down remaining production and sale of pirated or counterfeit goods. The new Directive harmonizing the enforcement of intellectual property rights within the Community will help to improve the situation.	しかしながら、執行状況は欧州共同体の内部でも加盟国ごとに異なっている。一部の加盟国では、現状を改善し、今なお残っている著作権侵害品または偽造品の生産と販売をさらに縮小させるためにいっそう努力する必要がある。欧州共同体内の知的財産権の執行のハーモナイゼーションに関する新しい指令はこうした状況を改善する助けになる。
6) Who are the key actors in the Commission?	**6) 欧州委員会の主な担当部局**
Different Directorates-General (DGs) of the	欧州委員会の各総局(ＤＧ)が IPR 執行の重要なそ

Commission are competent as regards the distinct aspects of IPR enforcement. In simple terms: - DG Trade handles the external dimension (multilateral and bilateral) of the issue, i.e. enforcement in third countries. It also represents the European Community at the WTO and notably at the TRIPs Council. - DG Internal Market (MARKT) is responsible for EU intellectual and industrial property policy and legislation and represents and leads negotiations on behalf of the European Community in various committees in WIPO. DG MARKT was the author of the above-mentioned Enforcement Directive. - DG Taxation and Customs Union (TAXUD) regulates the enforcement of IPR at the Community's external borders. DG TAXUD drafted the above-mentioned Customs Regulation. - DG Justice and Home Affairs (JAI) has shared regulatory responsibilities when IPR enforcement is linked with law enforcement both within and outside the Community. Specific "field" operations in the same area will be handled by the European Anti-Fraud Office (OLAF). - DG Development (DEV) and DG External Relations (RELEX) coordinate, both centrally and via the EU Delegations in third countries, Community assistance to developing countries and least-developed countries, including in the area of Trade, while the Europe Aid Cooperation Office (AIDCO) manages any technical assistance programmes. - Finally, DG Enterprise (ENTR), as manager of the IPR Help Desk, and with its close contacts with the industry (i.e. with a very important number of IP rightholders), is a key partner. This is a very crucial point for the efficacy of any strategy. It is clear that DG TRADE has an important and well-defined role in terms of improving the enforcement of IPR in third countries. However, the most "operational" responsibilities of the fight against piracy and counterfeiting lie with Member States or with other DGs. The most visible and/or immediate results in this fight will always be achieved by the customs authorities, the police, national courts, the harmonization of laws and procedures and the creation of information exchange mechanisms at Community level. In these (mainly domestic) areas DG TRADE can only provide a limited contribution. The situation is, however, different with regard to enforcement in third countries. In this case, DG TRADE, with the cooperation of the above-mentioned Commission services and of the EC Delegations in third countries, can certainly play a key role in achieving the implementation of the tasks proposed in the present Strategy.	れぞれの側面を担当している。大まかにいえば、 －　通商総局が問題の域外に関係する(多国間また二国間の)側面、すなわち第三国での執行は担当している。また通商総局は、WTO、特に TRIPS 理事会で欧州共同体を代表している。 －　域内市場(ＭＡＲＫＴ)総局ではＥＵの知的財産権および工業所有権に関する政策と立法を担当しており、WIPO の様々な委員会で欧州共同体を代表し、交渉の主体となっている。上述の執行指令を起草したのも域内市場総局である。 －　税制・関税同盟(ＴＡＸＵＤ)総局では、欧州共同体と域外との境界で IPR の執行を規制している。税制・関税同盟総局は上述の関税規則を起草した。 －　司法・内務総局(ＪＡＩ)は IPR の執行が欧州共同体域内と域外の両方の法執行と関与した場合に規制責任を分担する。この分野の具体的な「現場」業務は欧州不正行為防止庁(European Anti-Fraud Office)(ＯＬＡＦ)が担当する。 －　開発(ＤＥＶ)総局と対外関係(ＲＥＬＥＸ)総局は、本部直轄、また第三国にあるＥＵ代表部を通じて開発途上国と後発開発途上国を対象とする欧州共同体の貿易分野を含めた援助を調整する一方、欧州援助協力庁(Europe Aid Cooperation Office)(ＡＩＤＣＯ)が一切の技術援助プロジェクトを管理している。 －　最後に企業(ＥＮＴＲ)総局は IPR 相談窓口 を管理し、また産業界と連絡を密にしている(かなりの数のＩＰ権利者が企業である)ため、重要な提携機関となっている。 　いかなる戦略においても、これを効果的に実施するためにはこうした説明が決定的に重要である。第三国における IPR の執行を改善するうえで、通商総局が重要かつ明確な役割を担っていることははっきりしているものの、著作権侵害や偽造と戦うための「作戦レベル」の責任のかなりの部分が加盟諸国と他の総局にある。この戦いの短期的そしてまたは目に見える成果が挙がるとすればそれは税関当局、警察、各国の裁判所によるものであり、また国内の法律や手続のハーモナイゼーション、そして欧州共同体レベルでの情報交換制度の創設という形をとる。こうした(主に国内に関係する)分野については、通商総局が貢献できる余地が限られている。しかしながら、第三国における執行については事情が異なり、こうした分野については、上述の欧州委員会部局や第三国のＥＣ代表部の協力を得て、通商総局がこの戦略で提案している課題の達成に重要な役割を果たし得ることは間違いない。

C．３．欧州連合理事会　税関新規則[8]

COUNCIL REGULATION (EC) No 1383/2003 of 22 July 2003	2003 年 7 月 22 日付 欧州連合理事会規則(EC) No 1383/2003
concerning customs action against goods suspected of infringing certain intellectual property rights and the measures to be taken against goods found to have infringed such rights	特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する
THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION, Having regard to the Treaty establishing the European Community, and in particular Article 133 thereof, Having regard to the proposal from the Commission, Whereas:	**欧州連合理事会（閣僚理事会）は、** 欧州共同体を設立する条約、特にその第 133 条に関して、 さらに欧州委員会からの提案に関して、
(1) To improve the working of the system concerning the entry into the Community and the export and re-export from the Community of goods infringing certain intellectual property rights introduced by Council Regulation (EC) No 3295/94 of 22 December 1994 laying down measures to prohibit the release for free circulation, export, re-export or entry for a suspensive procedure of counterfeit and pirated goods, conclusions should be drawn from experience of its application. In the interests of clarity, Regulation (EC) No 3295/94 should be repealed and replaced.	(1) 模倣品及び海賊品 の、自由流通のための解放、輸出、再輸出、又は仮手続きのための持ち込みを禁止する対策を規定する 1994 年 12 月 22 日付の欧州理事会規則(EC) No 3295/94 により導入された特定の知的財産権を侵害する物品の共同体への持ち込みならびに共同体からの輸出及び再輸出に関する制度の機能を改善するため、同規則の適用経験から結論を引き出すべきである。明晰性を求める上で、規則(EC) No 3295/94 を撤廃し差替えられるべきである。
(2) The marketing of counterfeit and pirated goods, and indeed all goods infringing intellectual property rights, does considerable damage to law-abiding manufacturers and traders and to right-holders, as well as deceiving and in some cases endangering the health and safety of consumers. Such goods should, in so far as is possible, be kept off the market and measures adopted to deal effectively with this unlawful activity without impeding the freedom of legitimate trade. This objective is consistent with efforts under way at international level.	(2) 模倣品、海賊品など知的財産権を侵害するすべての物品の販売は、合法的な製造業者及び貿易業者ならびに権利者に多大の損害を及ぼし、さらには消費者を欺き、中には消費者の健康及び安全を危険にさらすときもある。当該物品は、可能な限り、市場から排除し、合法的貿易の自由を損なうことなく、当該違法行為を効率的に対処するための対策を採択するべきである。当該目標は、国際レベルで進行中の努力に一貫するものである。
(3) In cases where counterfeit goods, pirated goods and, more generally, goods infringing an intellectual property right originate in or come from third countries, their introduction into the Community customs territory, including their transshipment, release for free circulation in the Community, placing under a suspensive procedure and placing in a free zone or warehouse, should be prohibited and a procedure set up to enable the customs authorities to enforce this prohibition as effectively as possible.	(3) 模倣品、海賊品、及びその他知的財産権侵害品が第三諸国を原産とする、又は第三諸国から持ち込まれるとき、積み換え、共同体内での自由流通のための解放、仮手続きの下での保管、及び保税区又は保税倉庫への保管を含む当該物品の共同体税関領域への持ち込みは禁止されるべきであり、税関当局が当該禁止を可能な限り効果的に執行できるような手続きが設定されるべきである。
(4) Customs authorities should also be able to take action against counterfeit goods, pirated goods and goods infringing certain intellectual property rights which are in the process of being exported, re-exported or leaving the Community customs territory.	(4) 税関当局はさらに、輸出、再輸出、又は共同体税関領域から離れる過程にある模倣品、海賊品、及び特定の知的財産権を侵害する物品に対しても措置を講じることができるべきである。

[8] （EU ホームページより転載）（http://europa.eu.int/eur-lex/en/index.html）

(5) Action by the customs authorities should involve, for the period necessary to determine whether suspect goods are indeed counterfeit goods, pirated goods or goods infringing certain intellectual property rights, suspending release for free circulation, export and re-export or, in the case of goods placed under a suspensive procedure, placed in a free zone or a free warehouse, in the process of being re-exported with notification, introduced into the customs territory or leaving that territory, detaining those goods.	(5) 税関当局による措置は、疑わしい物品が実際に模倣品、海賊品、又は特定の知的財産権侵害品であるか否かを判断するに必要な期間、自由流通のための解放、輸出、及び再輸出の停止、又は、仮手続きの下に保管された物品、保税区もしくは保税倉庫に保管された物品、又は通知を伴う再輸出、税関領域への導入、又は税関領域から離れる過程にある物品のときには当該物品の留置を含むべきである。
(6) The particulars of the application for action, such as its period of validity and form, need to be defined and harmonized in all Member States. The same applies to the conditions governing the acceptance of applications by the customs authorities and the service designated to receive, process and register them.	(6) 有効期間及び形式などの措置の適用の詳細は、規定され、全加盟諸国において統一される必要がある。税関当局による申請書の受諾を支配する条件、及び申請書の受理、処理、及び登録のために指定される当局に関しても同様である。
(7) Even where no application has yet been lodged or approved, the Member States should be authorized to detain the goods for a certain period to allow rightholders to lodge an application for action with the customs authorities.	(7) 申請書が提出又は承認されていないときも、加盟諸国は、権利者が税関当局の措置を求める申請書を提出できるように特定の期間、物品を留置する権限を有すべきである。
(8) Proceedings initiated to determine whether an intellectual property right has been infringed under national law will be conducted with reference to the criteria used to establish whether goods produced in that Member State infringe intellectual property rights. This Regulation does not affect the Member States' provisions on the competence of the courts or judicial procedures.	(8) 国内法の下に知的財産権が侵害されたか否かを判断するために開始される手続きは、該当する加盟国内で生産された物品の知的財産権侵害を立証するために利用される規準を参照することにより実施される。本規則は、加盟諸国の裁判所の管轄権又は司法手続きに関する規定条項に影響を与えるものではない。
(9) To make the Regulation easier to apply for customs administrations and right-holders alike, provision should also be made for a more flexible procedure allowing goods infringing certain intellectual property rights to be destroyed without there being any obligation to initiate proceedings to establish whether an intellectual property right has been infringed under national law.	(9) 本規則を税関管理者ならびに権利者に対する適用を容易にするために、特定の知的財産権を侵害する物品を、知的財産権が国内法の下に侵害されたか否かを実証する法的手続きを開始する義務なしに無効化することを許可する、より融通性ある手続きを規定するべきである。
(10) It is necessary to lay down the measures applicable to goods which have been found to be counterfeit, pirated or generally to infringe certain intellectual property rights. Those measures should not only deprive those responsible for trading in such goods of the economic benefits of the transaction and penalize them but should also constitute an effective deterrent to further transactions of the same kind.	(10) 偽造の、海賊版の、又は一般的に特定の知的財産権を侵害すると認められている物品に適用可能な対策を規定する必要がある。当該対策は、当該物品の取引に責任を負う人物から経済的利益を剥奪し処罰するだけでなく、これ以上の同様の類の取引を効果的に抑止するものであるべきである。
(11) To avoid disrupting the clearance of goods carried in travelers' personal baggage, it is appropriate, except where certain material indications suggest commercial traffic is involved, to exclude from the scope of this Regulation goods that may be counterfeit, pirated or infringe certain intellectual property rights when imported from third countries within the limits of the duty-free allowance accorded by Community rules.	(11) 旅行者の手荷物として持ち込まれる物品の通関の混乱を回避するために、特定の重要な証拠により密輸が疑われるときを除き、模倣品、海賊品、又は特定の知的財産権を侵害する物品である可能性のある物品が、共同体規則により許可されている免税限度内で第三諸国から輸入されたときには、当該物品を本規則の範囲から除外することが適切である。
(12) In the interests of this Regulation's	(12) 本規則の効果性のため、本規則が規定する共

effectiveness, it is important to ensure the uniform application of the common rules it lays down and to reinforce mutual assistance between the Member States and between the Member States and the Commission, in particular by recourse to Council Regulation (EC) No 515/97 of 13 March 1997 on mutual assistance between the administrative authorities of the Member States and cooperation between the latter and the Commission to ensure the correct application of the law on customs and agricultural matters.	通諸規則の統一適用を徹底すること、及び、とりわけ、税関及び農業問題に関する法律の正確な適用を徹底するための加盟諸国の行政当局間の相互援助及び加盟諸国と欧州委員会との間の協力に関する1997年3月13日付欧州共同体規則(EC) No 515/97 を適用し、加盟諸国と欧州委員会の間の相互援助を強化することが重要である。
(13) In the light of the experience gained in the implementation of this Regulation, inter alia, consideration should be given to the possibility of increasing the number of intellectual property rights covered.	(13) 本規則の実施にて得られる経験を鑑み、なかんずく、網羅される知的財産権の増加を考慮するべきである。
(14) The measures necessary for the implementation of this Regulation should be adopted in accordance with Council Decision 1999/468/EC of 28 June 1999 laying down the procedures for the exercise of implementing powers conferred on the Commission.	(14) 本規則の実施に必要とされる措置は、欧州委員会に付与された実施の権能の行使に関する手続きを規定する1999年6月28日付欧州理事会決定 1999/468/EC に準じて採択されるべきである。
(15) Regulation (EC) No 3295/94 should be repealed,	(15) 規則 (EC) No 3295/94 は撤廃されるべきである。
HAS ADOPTED THIS REGULATION:	したがって、本規則を採択した。
CHAPTER I **SUBJECT MATTER AND SCOPE** **Article 1**	**第Ⅰ章** **対象及び範囲** **第１条**
1. This Regulation sets out the conditions for action by the customs authorities when goods are suspected of infringing an intellectual property right in the following situations:	1. 本規則は、以下の状況において物品が知的財産権を侵害する疑いがあるときに、税関当局による措置の条件を定める。
(a) when they are entered for release for free circulation, export or re-export in accordance with Article 61 of Council Regulation (EC) No 2913/92 of 12 October 1992 establishing the Community Customs Code;	(a) 当該物品が、欧州共同体税関法を制定する1992 年 10 月 12 日付欧州理事会規則(EC) No 2913/92 の第61条 に準じて自由流通のための解放、輸出、又は再輸出のために持ち込まれた時。
(b) when they are found during checks on goods entering or leaving the Community customs territory in accordance with Articles 37 and 183 of Regulation (EEC) No 2913/92, placed under a suspensive procedure within the meaning of Article 84(1)(a) of that Regulation, in the process of being re-exported subject to notification under Article 182(2) of that Regulation or placed in a free zone or free warehouse within the meaning of Article 166 of that Regulation.	(b) 当該物品が、欧州理事会規則 (EEC) No 2913/92 の第37条及び同183条に準じて欧州共同体の税関領域を出入する物品、同規則の第 84条(1)項(a)の範疇内での仮手続きの下に保管された物品、同規則の第182条(2)項の下での通知の対象とされる再輸出過程にある物品、又は同規則の第166条の範疇内にて保税区もしくは保税倉庫に保管された物品の検査中に発見された時。
2. This Regulation also fixes the measures to be taken by the competent authorities when the goods referred to in paragraph 1 are found to infringe intellectual property rights.	2. 本規則はさらに、第1項に言及される物品が知的財産権を侵害すると認められた際に管轄当局がとる措置を決定する。
Article 2	**第 2条**
1. For the purposes of this Regulation, 'goods infringing an intellectual property right' means:	1. 本規則の目的において、「知的財産権を侵害する物品」とは、以下を意味する。
(a) 'counterfeit goods', namely:	(a) 「模倣品(counterfeit goods)」とは、具体的に

	は以下のとおりとする。
(i) goods, including packaging, bearing without authorization a trademark identical to the trademark validly registered in respect of the same type of goods, or which cannot be distinguished in its essential aspects from such a trademark, and which thereby infringes the trademark-holder's rights under Community law, as provided for by Council Regulation (EC) No 40/94 of 20 December 1993 on the Community trademark or the law of the Member State in which the application for action by the customs authorities is made;	(i) 同一種類の物品に関して、有効に登録されている商標と同一の商標が許諾なく表示され、又は基本的外観において当該登録商標との区別が不可能な商標が表示され、これにより、欧州共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日付欧州理事会規則 (EC) No 40/94 、又は税関当局による措置の申請が行われた加盟国の法律により規定されるとおり、商標所有者の欧州共同体の法律の下での権利を侵害する、パッケージを含む物品。
(ii) any trademark symbol (including a logo, label, sticker, brochure, instructions for use or guarantee document bearing such a symbol), even if presented separately, on the same conditions as the goods referred to in point (i);	(ii) 小項 (i)に言及される物品と同一の条件における、別途提示されるときも含め, いかなる商標シンボル（当該シンボルを付したロゴ、ラベル、スティッカー、パンフレット、使用手引書、又は保証書を含む)。
(iii) packaging materials bearing the trademarks of counterfeit goods, presented separately, on the same conditions as the goods referred to in point (i);	(iii) 小項 (i)に言及される物品と同一の条件における、別個に提示されるときも含め、模倣品の商標を付したパッケージ素材。
(b) 'pirated goods', namely goods which are or contain copies made without the consent of the holder of a copyright or related right or design right, regardless of whether it is registered in national law, or of a person authorized by the right-holder in the country of production in cases where the making of those copies would constitute an infringement of that right under Council Regulation (EC) No 6/ 2002 of 12 December 2001 on Community designs or the law of the Member State in which the application for customs action is made;	(b) 「海賊品(pirated goods)」とは、具体的には次のとおりとする。国内法におけるその登録の有無に関わらず、著作権、隣接権もしくは意匠権の権利者による同意なしに、又は生産国における権利者によって授権された者の同意なしに作成された複製である物品又は同複製を含む物品であって、欧州共同体の意匠に関する 2001 年 12 月 12 日付欧州理事会規則 (EC) No 6/ 2002 、又は税関による措置の申請が行われた加盟国の法律の下で権利侵害を構成するもの。
(c) goods which, in the Member State in which the application for customs action is made, infringe:	(c) 税関の措置が申請された加盟国において、以下を侵害する物品。
(i) a patent under that Member State's law;	(i) 加盟国法律の下の特許；
(ii) a supplementary protection certificate of the kind provided for in Council Regulation (EEC) No 1768/ 92 or Regulation (EC) No 1610/96 of the European Parliament and of the Council;	(ii) 欧州理事会規則 (EEC) No 1768/ 92 、又は欧州議会及び欧州理事会の規則(EC) No 1610/96 において規定される類の補足保護証；
(iii) a national plant variety right under the law of that Member State or a Community plant variety right of the kind provided for in Council Regulation (EC) No 2100/94;	(iii) 加盟国の法律の下の国内の植物品種権、又は欧州理事会規則(EC) No 2100/94 において規定される類の共同体の植物品種権；
(iv) designations of origin or geographical indications under the law of that Member State or Council Regulations (EEC) No 2081/92 and (EC) No 1493/1999;	(iv) 加盟国の法律、又は欧州理事会規則(EEC) No 2081/92 及び同(EC) No 1493/1999 の下の原産地表示又は地理的表示；
(v) geographical designations of the kind provided for in Council Regulation (EEC) No 1576/89.	(v) 欧州理事会規則(EEC) No 1576/89 において規定される類の地理的名称。
2. For the purposes of this Regulation, 'right-holder' means:	2. 本規則の目的において、「権利者」とは以下を意味する。
(a) the holder of a trademark, copyright or related right, design right, patent, supplementary protection certificate, plant variety right, protected designation of origin, protected geographical indication and, more generally, any right referred to in paragraph 1; or	(a) 商標、著作権又はそれに関連する権利、意匠権、特許、補足保護証、植物品種権、原産地名保護、地理的表示保護、及びより一般的に第 1 項に言及されるあらゆる権利者；又は
(b) any other person authorized to use any of the	(b) 小項(a)において言及される知的財産権のいか

intellectual property rights mentioned in point (a), or a representative of the right-holder or authorized user.	なるものの利用を許諾されているその他のいかなる者、又は権利者又は認可利用者の代表者。
3. Any mould or matrix which is specifically designed or adapted for the manufacture of goods infringing an intellectual property right shall be treated as goods of that kind if the use of such moulds or matrices infringes the right-holder's rights under Community law or the law of the Member State in which the application for action by the customs authorities is made.	3. 知的財産権を侵害する物品の製造のために特定的に設計又は適応されたいかなる型又はマトリクスも、かかる型又はマトリクスの利用が、欧州共同体の法律又は税関当局による措置が申請された加盟国の法律の下での権利者の権利を侵害するときは、かかる類の物品として取り扱われる。
Article 3 1. This Regulation shall not apply to goods bearing a trademark with the consent of the holder of that trademark or to goods bearing a protected designation of origin or a protected geographical indication or which are protected by a patent or a supplementary protection certificate, by a copyright or related right or by a design right or a plant variety right and which have been manufactured with the consent of the right-holder but are placed in one of the situations referred to in Article 1(1) without the latter's consent. It shall similarly not apply to goods referred to in the first subparagraph and which have been manufactured or are protected by another intellectual property right referred to in Article 2(1) under conditions other than those agreed with the right-holder.	**第3条** 1. 本規則は、商標の所有者の同意により当該商標を付した物品、又は原産地名保護もしくは地理的表示保護を付した物品、又は特許、補足保護証、著作権もしくはそれに関連する権利、意匠権、又は植物品種権により保護されており、権利者の同意によって製造されたが、権利者の同意なしに第1条(1)項に言及されるいずれかの状況に置かれた物品には、適用されない。同様に、本規則は、最初の小項に言及される物品であり、権利者との間に合意された条件以外の条件の下に第2条(1)に言及される別の知的財産権により製造された、又は保護される物品には適用されない。
2. Where a traveler's personal baggage contains goods of a non-commercial nature within the limits of the duty-free allowance and there are no material indications to suggest the goods are part of commercial traffic, Member States shall consider such goods to be outside the scope of this Regulation.	2. 旅行者の手荷物に免税許可範囲内の非商業的性質の物品が含まれており、同物品が商取引の一環であることを示唆する重要な表示が存在しないときは、加盟国は、当該物品は本規則の範疇外であると見なす。
CHAPTER II **APPLICATIONS FOR ACTION BY THE CUSTOMS AUTHORITIES** **Section 1** **Measures prior to an application for action by the customs authorities** **Article 4** 1. Where the customs authorities, in the course of action in one of the situations referred to in Article 1(1) and before an application has been lodged by a right-holder or granted, have sufficient grounds for suspecting that goods infringe an intellectual property right, they may suspend the release of the goods or detain them for a period of three working days from the moment of receipt of the notification by the right-holder and by the declarant or holder of the goods, if the latter are known, in order to enable the right-holder to submit an application for action in accordance with Article 5.	**第II章** **税関当局による措置の申請** **第1節** **税関による措置の申請前の措置** **第4条** 1. 税関当局は、第1条(1)項に言及されるいずれかの状況での措置の過程において、申請書が権利者により提出又は許可される前に、物品が知的財産権を侵害している疑いがあるとする充分な理由があるときは、権利者が第5条に準じた措置を求める申請書を提出できるように、権利者による通知の受理、及び物品の申告者又は保有者が知られるときは当該の者による通知の受理から3営業日の間、物品の解放の停止又は留置を行うことができる。

2. In accordance with the rules in force in the Member State concerned, the customs authorities may, without divulging any information other than the actual or supposed number of items and their nature and before informing the right-holder of the possible infringement, ask the right-holder to provide them with any information they may need to confirm their suspicions.	2. 税関当局は、関係加盟国において効力を有する規則に準じ、品目の実際又は推定上の数及びその性質以外のいかなる情報も開示することなく、かつ、権利者に侵害の可能性を知らせる前に、権利者に対し、税関当局が嫌疑の確認に必要とされるあらゆる情報の提供を依頼することができる。
Section 2 **The lodging and processing of applications for customs action** **Article 5** 1. In each Member State a right-holder may apply in writing to the competent customs department for action by the customs authorities when goods are found in one of the situations referred to in Article 1(1) (application for action).	**第 2 節** **税関による措置の申請書の提出及び処理** **第 5 条** 1. 物品が第 1 条(1)項に言及されるいずれかの状況にあると認められたときは、権利者は、各加盟国において、管轄税関部署に対し、税関当局による措置を求める申請を書面にて行うことができる。（以下「措置の申請」。）
2. Each Member State shall designate the customs department competent to receive and process applications for action.	2. 各加盟国は、措置を求める申請書を受理し処理する管轄税関部署を指定する。
3. Where electronic data interchange systems exist, the Member States shall encourage right-holders to lodge applications electronically.	3. 電子データ交換システムが存在するときは、加盟諸国は、権利者に申請書を電子提出するよう奨励する。
4. Where the applicant is the right-holder of a Community trademark or a Community design right, a Community plant variety right or a designation of origin or geographical indication or a geographical designation protected by the Community, an application may, in addition to requesting action by the customs authorities of the Member State in which it is lodged, request action by the customs authorities of one or more other Member States.	4. 申請者が、欧州共同体商標、意匠権、もしくは植物品種権、又は欧州共同体により保護される原産地表示もしくは地理的表示の権利者であるときは、申請は、申請書が提出される加盟国の税関当局による措置の要請に加え、他の加盟国の税関当局による措置を要請することもできる。
5. The application for action shall be made out on a form established in accordance with the procedure referred to in Article 21(2); it must contain all the information needed to enable the goods in question to be readily recognized by the customs authorities, and in particular: (i) an accurate and detailed technical description of the goods; (ii) any specific information the right-holder may have concerning the type or pattern of fraud; (iii) the name and address of the contact person appointed by the right-holder. The application for action must also contain the declaration required of the applicant by Article 6 and proof that the applicant holds the right for the goods in question. In the situation described in paragraph 4 the application for action shall indicate the Member State or States in which customs action is requested as well as the names and addresses of the	5. 措置の申請書は、第 21 条(2)項に言及される手続きに準じて設定された書式に記入することにより行われるものとし、同書式には、税関当局が対象物品を容易に認識するために必要とされる全情報、とりわけ以下が記載されなければならない。 (i) 物品の正確かつ詳細にわたる説明； (ii) 欺網の種類又は形態に関して権利者が保有し得る全ての情報；及び (iii) 権利者により任命される連絡先人物の氏名及び住所。 措置の申請書にはさらに、第 6 条により義務付けられる申請者の宣誓文、及び申請者が対象物品に対する権利を有することの証拠が記載されていなければならない。 第 4 項に説明される状況においては、措置の申請は、税関の措置が要請される加盟国、ならびに関係加盟国各国における権利者の氏名及び住所を示す。

right-holder in each of the Member States concerned. By way of indication and where known, right-holders should also forward any other information they may have, such as: (a) the pre-tax value of the original goods on the legitimate market in the country in which the application for action is lodged; (b) the location of the goods or their intended destination; (c) particulars identifying the consignment or packages; (d) the scheduled arrival or departure date of the goods; (e) the means of transport used; (f) the identity of the importer, exporter or holder of the goods; (g) the country or countries of production and the routes used by traffickers; (h) the technical differences, if known, between the authentic and suspect goods.	明確化のために、かつ認識しているときは、権利者はさらに、以下のような、本人が保有するその他の全ての情報を送付するべきである。 (a) 措置の申請書が提出される国の合法的市場における真正品の税引き前価格； (b) 物品の所在地又は意図された目的地； (c) 委託品又はパッケージを識別する上での詳細； (d) 物品の予定搬入日又は予定搬出日； (e) 利用された輸送手段； (f) 物品の輸入業者、輸出業者、又は保有者の身元； (g) 生産国及び利用される経路；及び (h) 真正品と疑惑品との間の専門的相違（分かるとき）。
6. Details may also be required which are specific to the type of intellectual property right referred to in the application for action.	6. さらに、措置の申請書中に言及される知的財産権の種類に特定的な詳細も必要とされ得る。
7. On receiving an application for action, the competent customs department shall process that application and notify the applicant in writing of its decision within 30 working days of its receipt. The right-holder shall not be charged a fee to cover the administrative costs occasioned by the processing of the application.	7. 管轄税関部署は、措置の申請書の受理にあたっては、同申請書を処理した上、その決定を受理日から 30 営業日以内に申請者に書面にて通知する。 権利者は、申請書の処理の際に発生する管理費を補う手数料負担義務はない。
8. Where the application does not contain the mandatory information listed in paragraph 5, the competent customs department may decide not to process the application for action; in that event it shall provide reasons for its decision and include information on the appeal procedure. The application can only be re-submitted when duly completed.	8. 申請書に第 5 項に記載される必須情報が記載されていないときは、管轄税関部署は、措置の申請書を処理しない旨の決定を下すことができる。そのときは、管轄税関部署は、かかる決定理由を提供し、控訴手続きに関する情報を包含する。申請書は適切に記入済みのときのみ、再提出できる。
Article 6 1. Applications for action shall be accompanied by a declaration from the right-holder, which may be submitted either in writing or electronically, in accordance with national legislation, accepting liability towards the persons involved in a situation referred to in Article 1(1) in the event that a procedure initiated pursuant to Article 9(1) is discontinued owing to an act or omission by the right-holder or in the event that the goods in question are subsequently found not to infringe an intellectual property right. In that declaration the right-holder shall also agree to bear all costs incurred under this Regulation in keeping goods under customs control pursuant to Article 9 and,	**第 6 条** 1. 措置の申請書は、第 9 条(1)項に従い開始された手続きが権利者の作為もしくは不作為により中止されたとき、又は対象物品が知的財産権を侵害していないと認められたときは、第 1 条(1)項に言及される状況に関与する者に対する責任を引き受ける旨の権利者の宣誓文を国内制定法に従い書面により又は電子的に提出する。 宣誓文中、権利者はさらに、第 9 条及び該当するときは、第 11 条に従い物品を税関が管理する本規則の下で生じる全費用を負担することに、合意する。

where applicable, Article 11.	
2. Where an application is submitted under Article 5(4), the right-holder shall agree in the declaration to provide and pay for any translation necessary; this declaration shall be valid in every Member State in which the decision granting the application applies.	2. 申請書が第5条(4)項の下に提出されるときは、権利者は、宣誓文中、必要な全ての翻訳を提供しその費用を負担することに合意する。当該宣誓文は、申請を承認する決定が適用される各加盟国において有効とされる。
Article 7 Articles 5 and 6 shall apply mutatis mutandis to requests for an extension.	**第7条** 第5条及び第6条は、延長要請に準用される。
Section 3 **Acceptance of the application for action** **Article 8** 1. When granting an application for action, the competent customs department shall specify the period during which the customs authorities are to take action. That period shall not exceed one year. On expiry of the period in question, and subject to the prior discharge of any debt owed by the right-holder under this Regulation, the department which took the initial decision may, at the right-holder's request, extend that period.	**第3節** **措置の申請の許諾** **第8条** 1. 管轄税関部署は、措置の申請を承認するときは、税関当局が措置を講じる期間を特定する。当該期間は、1年を超過しない。該当期間の失効にあたっては、本規則の下に権利者が負ういかなる債務事前支払いを条件とし、当初の決定を下した管轄税関部署は、権利者の要請があれば、当該期間を延長することができる。
The right-holder shall notify the competent customs department referred to in Article 5(2), if his right ceases to be validly registered or expires.	権利者は、本人の権利が有効登録が終了した、又は失効したときは、第5条(2)項に言及される管轄税関部署に通知する。
2. The decision granting the right-holder's application for action shall immediately be forwarded to those customs offices of the Member State or States likely to be concerned by the goods alleged in the application to infringe an intellectual property right.	2. 権利者の措置の申請を承認する決定は、申請書中に知的財産権侵害の疑いが主張された物品に関係する可能性のある加盟国の該当する税関に直ちに送付される。
When an application for action submitted in accordance with Article 5(4) is granted, the period during which the customs authorities are to take action shall be set at one year; on expiry of the period in question, the department which processed the initial application shall, on the right-holder's written application, extend that period. The first indent of Article 250 of Regulation (EEC) No 2913/92 shall apply mutatis mutandis to the decision granting that application and to decisions extending or repealing it.	第5条(4)項に準じて提出された措置の申請書が承認されたときは、税関当局が措置を講じる期間は、1年間に設定される。該当期間の失効にあたっては、当初の申請書を処理した管轄税関部署は、権利者の書面による申請があれば、当該期間を延長する。欧州理事会規則(EEC) No 2913/92の第250条の第一段落は、当該申請の承認の決定及び承認の延長又は撤廃の決定に準用される。
Where an application for action is granted, it is for the applicant to forward that decision, with any other information and any translations that may be necessary, to the competent customs department of the Member State or States in which the applicant has requested customs action. However, with the applicant's consent, the decision may be forwarded directly by the customs department which has taken the decision.	措置の申請が承認されたときは、その決定を、その他のいかなる情報及び必要とされ得るいかなる翻訳を伴った上で、税関の措置が要請した加盟国の管轄税関部署に送付するのは、申請者の役目とする。しかし、決定は、申請者の同意により、当該決定を下した税関部署から直接送付されることも可能である。
At the request of the customs authorities of the Member States concerned, the applicant shall provide any additional information necessary for the	申請者は、関係加盟国の税関当局の要請に応じ、決定の実施に必要とされるあらゆる追加情報を提供する。

implementation of the decision.	
3. The period referred to in the second subparagraph of paragraph 2 shall run from the date of adoption of the decision granting the application. The decision will not enter into force in the recipient Member State or States until it has been forwarded in accordance with the third subparagraph of paragraph 2 and the right-holder has fulfilled the formalities referred to in Article 6.	3. 第2項の二番目の小項に言及される期間は、申請を承認する決定が採択された日に発効する。決定は、第2項の三番目の小項に準じて送付され、かつ、権利者が第6条に言及される要件を満たすまでは、受理加盟国において発効することはない。
The decision shall then be sent immediately to the national customs offices likely to have to deal with the goods suspected of infringing intellectual property rights.	決定は次に、知的財産権の侵害が疑われる物品に対処しなければならない可能性のある国内の税関に直ちに送付される。
This paragraph shall apply mutatis mutandis to a decision extending the initial decision.	本項は、当初の決定を延長する決定に準用される。
CHAPTER III **CONDITIONS GOVERNING ACTION BY THE CUSTOMS AUTHORITIES AND BY THE AUTHORITY COMPETENT TO DECIDE ON THE CASE**	**第III章** **税関当局及び本案について決定を下す管轄当局による措置を支配する条件**
Article 9	**第9条**
1. Where a customs office to which the decision granting an application by the right-holder has been forwarded pursuant to Article 8 is satisfied, after consulting the applicant where necessary, that goods in one of the situations referred to in Article 1(1) are suspected of infringing an intellectual property right covered by that decision, it shall suspend release of the goods or detain them.	1. 第8条に従い権利者による申請を承認する決定の送付を受けた税関は、必要なときは申請者に相談した後に、第1条(1)項に言及されたいずれかの状況にある物品が当該決定により網羅される知的財産権を侵害する疑いのあることを確認したときは、物品の解放を停止又は留置する。
The customs office shall immediately inform the competent customs department which processed the application.	税関は、申請書を処理した管轄税関部署に直ちに知らせる。
2. The competent customs department or customs office referred to in paragraph 1 shall inform the right-holder and the declarant or holder of the goods within the meaning of Article 38 of Regulation (EEC) No 2913/92 of its action and is authorized to inform them of the actual or estimated quantity and the actual or supposed nature of the goods whose release has been suspended or which have been detained, without being bound by the communication of that information to notify the authority competent to take a substantive decision.	2. 管轄税関部署又は第1項に言及される税関は、権利者及び欧州理事会規則(EEC) No 2913/92の第38条の範疇内の物品の申告者又は保有者に対し、その措置について知らせるものとし、実質上の決定を下す管轄権を有する当局に情報を通知する伝達義務に拘束されることなく、解放が停止された、又は留置された物品の実際もしくは見積り上の数及び実際又は推定上の性質を権利者等に知らせる権限を授けられる。
3. With a view to establishing whether an intellectual property right has been infringed under national law, and in accordance with national provisions on the protection of personal data, commercial and industrial secrecy and professional and administrative confidentiality, the customs office or department which processed the application shall inform the right-holder, at his request and if known, of the names and addresses of the consignee, the consignor, the declarant or the holder of the goods and the origin and provenance of goods	3. 国内法の下で知的財産権が侵害されたか否かを立証するために、個人データ、商業上及び産業上の秘密、ならびに専門上及び管理上の守秘性の保護に関する国内法の規定条項に準じて、税関又は申請書を処理した管轄税関部署は、権利者の要請に応じ、(わかるときは)物品の受託者、委託者、申告者、又は保有者の氏名及び住所ならびに知的財産権の侵害が疑いのある物品の原産及び出所を、権利者に知らせる。

suspected of infringing an intellectual property right.	
The customs office shall give the applicant and the persons involved in any of the situations referred to in Article 1(1) the opportunity to inspect goods whose release has been suspended or which have been detained.	税関は、申請者及び第 1 条(1)項に言及されるいずれかの状況に関与する者に、解放が停止された、又は留置された物品を検査する機会を与える。
When examining goods, the customs office may take samples and, according to the rules in force in the Member State concerned, hand them over or send them to the right-holder, at his express request, strictly for the purposes of analysis and to facilitate the subsequent procedure. Where circumstances allow, subject to the requirements of Article 11(1) second indent where applicable, samples must be returned on completion of the technical analysis and, where applicable, before goods are released or their detention is ended. Any analysis of these samples shall be carried out under the sole responsibility of the right-holder.	税関は、物品を検査するとき、サンプルを採取し又は厳重に分析及びその後の手続きの促進の目的に限り、権利者からの明示的な要請に応じて、関係加盟国で有効な規則に準じ、権利者に手渡し又は送付することができる。状況が許すときは、さらに該当するときは第 11 条(1)項の第二段落の要件を条件とし、サンプルは、専門的分析の完了時点で、さらに該当するときは物品の解放又は留置終了の前に、返却されなければならない。当該サンプルのいかなる分析も、権利者の単独責任の元に実施される。
Article 10	**第 10 条**
The law in force in the Member State within the territory of which the goods are placed in one of the situations referred to in Article 1(1) shall apply when deciding whether an intellectual property right has been infringed under national law.	その領域内に物品が第 1 条(1)項に言及されるいずれかの状況に置かれている加盟国で有効な法律は、知的財産権が国内法の下に侵害されたか否かを判断する際に、適用される。
That law shall also apply to the immediate notification of the customs department or office referred to in Article 9(1) that the procedure provided for in Article 13 has been initiated, unless the procedure was initiated by that department or office.	当該法律はさらに、第 13 条に規定される手続きが開始された第 9 条(1)項に言及される税関部署又は税関に当該手続きが開始されたことについて即刻通知する際にも、適用される。ただし、当該手続きが当該管轄税関部署又は税関によって開始されたときは、この限りではない。
Article 11	**第 11 条**
1. Where customs authorities have detained or suspended the release of goods which are suspected of infringing an intellectual property right in one of the situations covered by Article 1(1), the Member States may provide, in accordance with their national legislation, for a simplified procedure, to be used with the right-holder's agreement, which enables customs authorities to have such goods abandoned for destruction under customs control, without there being any need to determine whether an intellectual property right has been infringed under national law. To this end, Member States shall, in accordance with their national legislation, apply the following conditions:	1. 税関当局が第 1 条(1)項により網羅されるいずれかの状況において知的財産権の侵害が疑われる物品の留置又は解放停止を行ったときは、加盟諸国は、自国の制定法に準じて、権利者の合意により用いられる簡略手続きを規定することができる。当該手続きにより、税関当局は、知的財産権が国内法の下に侵害されたか否かを判断する何の必要性もなく、当該物品を税関の管理下の破壊のために放棄させることができる。当該目的において、加盟諸国は、自国の制定法に準じて以下の条件を適用する。
--- that the right-holder inform the customs authorities in writing within 10 working days, or three working days in the case of perishable goods, of receipt of the notification provided for in Article 9, that the goods concerned by the procedure infringe an intellectual property right referred to in Article 2(1) and provide those authorities with the written agreement of the declarant, the holder or the owner of the goods to abandon the goods for destruction.	権利者は、第 9 条に規定される通知を受理してから 10 営業日以内に、又は腐敗しやすい物品のときは 3 営業日以内に、手続きの対象とされる物品が第 2 条(1)項に言及される知的財産権を侵害する旨を書面によって税関当局に知らせ、かつ、物品の申告者、保有者、又は所有者の物品を破壊のために放棄する旨の書面による合意を当該税関当局に提供する。当該情報は、税関当局との合意により、物品の申告者、保有者又は所有者により

With the agreement of the customs authorities, this information may be provided directly to customs by the declarant, the holder or the owner of the goods. This agreement shall be presumed to be accepted when the declarant, the holder or the owner of the goods has not specifically opposed destruction within the prescribed period. This period may be extended by a further ten working days where circumstances warrant it; --- that destruction be carried out, unless otherwise specified in national legislation, at the expense and under the responsibility of the right-holder, and be systematically preceded by the taking of samples for keeping by the customs authorities in such conditions that they constitute evidence admissible in legal proceedings in the Member State in which they might be needed.	税関に直接提供されることもできる。当該合意は、物品の申告者、保有者又は所有者が所定の期間内に破壊に対して特定的に異議を申し立てなかったときは、受諾されたとみなされる。当該期間は、正当な理由があるときは、さらに 10 営業日、延長することができる。 国内制定法において別途規定されていない限り、破壊は、権利者の費用負担及び責任の下に実施され、それに先立って、サンプルの採取が、サンプルが必要とされ得る加盟国での裁判手続きにおいて許容性ある証拠となるように税関により保管されるために、系統的に行われる。
2. In all other cases, for example where the declarant, holder or owner objects to or contests the destruction of the goods, the procedure laid down in Article 13 shall apply.	2. その他すべてのときにおいて、例えば申告者、保有者又は所有者が物品の破壊に異議申立又は争うときは、第 13 条に規定される手続きが適用される。
Article 12 A right-holder receiving the particulars cited in the first subparagraph of Article 9(3) shall use that information only for the purposes specified in Articles 10, 11 and 13(1). Any other use, not permitted by the national legislation of the Member State where the situation arose, may, on the basis of the law of the Member State in which the goods in question are located, cause the right-holder to incur civil liability and lead to the suspension of the application for action, for the period of validity remaining before renewal, in the Member State in which the events have taken place. In the event of a further breach of this rule, the competent customs department may refuse to renew the application. In the case of an application of the kind provided for in Article 5(4), it must also notify the other Member States indicated on the form.	**第 12 条** 第 9 条(3)項の一番目の小項に言及される詳細情報を受理する権利者は、第 10 条、第 11 条、及び第 13 条(1)項に規定される目的においてのみ、当該情報を利用する。 状況が発生した加盟国の国内制定法により許可されていない他のいかなる利用も、対象物品が所在する加盟国の法律を根拠に、事象が発生した加盟国において、権利利用者に民事責任の発生を引き起こす可能性があり、さらには、更新前の残存有効期間における措置の申請の停止につながる可能性がある。 当該規則のさらなる違反が発生したときは、管轄税関部署は、申請の更新を拒絶することができる。第 5 条(4)項に規定される申請のときは、管轄税関部署は、申請書中に示される他の加盟諸国にも通知しなければならない。
Article 13 1. If, within 10 working days of receipt of the notification of suspension of release or of detention, the customs office referred to in Article 9(1) has not been notified that proceedings have been initiated to determine whether an intellectual property right has been infringed under national law in accordance with Article 10 or has not received the right-holder's agreement provided for in Article 11(1) where applicable, release of the goods shall be granted, or their detention shall be ended, as appropriate, subject to completion of all customs formalities. This period may be extended by a maximum of 10 working days in appropriate cases.	**第 13 条** 1. 第 9 条(1)項に言及される税関が、解放停止又は留置の通知の受理から 10 営業日以内に第 10 条に準じて知的財産権が国内法の下に侵害されたか否かを判断するための手続きが開始された旨通知されていないときは、又は該当するときは第 11 条(1)項に規定される権利者の合意を受理していないときは、税関のすべての形式的手続きの完了を条件に、物品の解放又は留置終了が承認される。 当該期間は、適切な件においては、最高 10 営業日間、延長することができる。

2. In the case of perishable goods suspected of infringing an intellectual property right, the period referred to in paragraph 1 shall be three working days. That period may not be extended.	2. 知的財産権の侵害が疑われる腐敗しやすい品物のときは、第1項に言及される期間は3営業日とされる。当該期間は延長されない。
Article 14 1. In the case of goods suspected of infringing design rights, patents, supplementary protection certificates or plant variety rights, the declarant, owner, importer, holder or consignee of the goods shall be able to obtain the release of the goods or an end to their detention on provision of a security, provided that: (a) the customs office or department referred to in Article 9(1) has been notified, in accordance with Article 13(1), that a procedure has been initiated within the period provided for in Article 13(1) to establish whether an intellectual property right has been infringed under national law; (b) the authority empowered for this purpose has not authorized precautionary measures before the expiry of the time limit laid down in Article 13(1); (c) all customs formalities have been completed.	**第14条** 1. 意匠権、特許、補足保護証、又は植物品種権の侵害を疑われる物品のときは、物品の申告者、所有者、輸入者、保有者又は受託者は、保証金の提供により、物品の解放又は留置の終了を獲得することができる；但し、以下を条件とする。 (a) 第9条(1)項に言及される税関又は管轄税関部署が、第13条(1)項に準じて、知的財産権が国内法の下に侵害されたか否かを立証するために、手続きが第13条(1)項に規定される期間内に開始されたことを通知されている。 (b) 当該目的において権能を有する当局が、第13条(1)項に規定される期限の失効前に予防的対策を認可していない。 (c) 税関の手続きがすべて完了済みである。
2. The security provided for in paragraph 1 must be sufficient to protect the interests of the right-holder. Payment of the security shall not affect the other legal remedies available to the right-holder. Where the procedure to determine whether an intellectual property right has been infringed under national law has been initiated other than on the initiative of the holder of a design right, patent, supplementary protection certificate or plant variety right, the security shall be released if the person initiating the said procedure does not exercise his right to institute legal proceedings within 20 working days of the date on which he receives notification of the suspension of release or detention. Where the second subparagraph of Article 13(1) applies, this period may be extended to a maximum of 30 working days.	2. 第1項に規定される保証金は、権利者の利益の保護に充分なものでなければならない。 保証金の支払いは、権利者に利用可能とされるその他の法的救済方法に影響を及ぼさない。 知的財産権が国内法の下に侵害されたか否かを判断する手続きが、意匠権、特許、補足保護証、又は植物品種権の所有者以外の者により開始されたときであって、当該手続きを開始する者が解放停止又は留置の通知の受理から20営業日以内に法的手続きを開始する本人の権利を行使しないときは、保証金は解除される。 第13条(1)項の二番目の小項が適用されるときは、当該期間は最高30営業日まで延長することができる。
Article 15 The conditions of storage of the goods during the period of suspension of release or detention shall be determined by each Member State but shall not give rise to costs for the customs administrations.	**第15条** 解放停止又は留置の期間中の物品の保管条件は、各加盟国により決定される。税関管理の費用は発生しない。
CHAPTER IV **PROVISIONS APPLICABLE TO GOODS FOUND TO INFRINGE AN INTELLECTUAL PROPERTY RIGHT** **Article 16** Goods found to infringe an intellectual property right at the end of the procedure provided for in Article 9 shall not be: --- allowed to enter into the Community customs	**第IV章** **知的財産権の侵害が認められた物品に適用される規定条項** **第16条** 第9条に規定される手続きによって知的財産権の侵害が認められた物品について、 ―欧州共同体の税関領域への持ち込み

territory, --- released for free circulation, --- removed from the Community customs territory, --- exported, --- re-exported, --- placed under a suspensive procedure or --- placed in a free zone or free warehouse.	―自由流通のための解放 ―欧州共同体の税関領域からの除去 ―輸出 ―再輸出 ―仮手続きの下に保管、又は ―保税区及び保税倉庫での保管 は、されない。
Article 17 1. Without prejudice to the other legal remedies open to the right-holder, Member States shall adopt the measures necessary to allow the competent authorities: (a) in accordance with the relevant provisions of national law, to destroy goods found to infringe an intellectual property right or dispose of them outside commercial channels in such a way as to preclude injury to the right-holder, without compensation of any sort and, unless otherwise specified in national legislation, at no cost to the exchequer; (b) to take, in respect of such goods, any other measures effectively depriving the persons concerned of any economic gains from the transaction. Save in exceptional cases, simply removing the trademarks which have been affixed to counterfeit goods without authorization shall not be regarded as effectively depriving the persons concerned of any economic gains from the transaction.	**第 17 条** 1. 加盟諸国は、権利者に利用可能なその他の法的救済方法の既得権を侵すことなく、管轄当局に以下の実施を許可するために必要とされる措置を採択する。 (a) 国内法の関連規定条項に準じて、いかなる補償もなしで権利者の損害を除去するように、知的財産権の侵害が認められた当該物品を破壊、又は商業網外にて処分すること； 国内制定法により別途規定されない限りは財務当局がいかなる費用負担をすることはない。 (b) 当該物品に関し取引による経済的利益を、関係者から効果的に剥奪するその他のいかなる措置を講じること。 例外的なときを除き、許諾なしに模倣品に付された商標を単に除去することは、関係者から取引による経済的利益を効果的に剥奪したと見なされない。
2. Goods found to infringe an intellectual property right may be forfeited to the exchequer. In that event, paragraph 1(a) shall apply.	2. 知的財産権の侵害が認められた物品は、財務局に没収される。このときは、第 1 条(a)項が適用される。
CHAPTER V **PENALTIES** **Article 18** Each Member State shall introduce penalties to apply in cases of violation of this Regulation. Such penalties must be effective, proportionate and dissuasive.	**第 V 章** **罰則** **第 18 条** 各加盟国は、本規則の違反のときに適用される罰則を導入する。当該罰則は、効果的、比例的かつ抑止的でなければならない。
CHAPTER VI **LIABILITY OF THE CUSTOMS AUTHORITIES AND THE RIGHT-HOLDER** **Article 19** 1. Save as provided by the law of the Member State in which an application is lodged or, in the case of an application under Article 5(4), by the law of the Member State in which goods infringing an intellectual property right are not detected by a customs office, the acceptance of an application shall not entitle the right-holder to compensation in the event that such goods are not detected by a customs office and are released or no action is taken to detain them in accordance with Article 9(1).	**第 VI 章** **税関当局及び権利者の責任** **第 19 条** 1. 申請書が提出された加盟国の法律により規定されるとき、又は第 5 条(4)項の下での申請のときであって、知的財産権侵害物品が税関により検知されない加盟国の法律により規定されるときを除き、申請の受諾は、当該物品が税関により検知されず解放されたとき、又は第 9 条(1)項に準じた留置の措置が取られなかったときは、権利者に補償を受け取る権利を与えない。

2. The exercise by a customs office or by another duly empowered authority of the powers conferred on them in order to fight against goods infringing an intellectual property right shall not render them liable towards the persons involved in the situations referred to in Article 1(1) or the persons affected by the measures provided for in Article 4 for damages suffered by them as a result of the authority's intervention, except where provided for by the law of the Member State in which the application is made or, in the case of an application under Article 5(4), by the law of the Member State in which loss or damage is incurred.	2. 税関又はその他の正式に権能を授けられた当局が知的財産権侵害物品に対する紛争のために授けられる権能の当該当局による行使は、第 1 条(1)項に言及される状況に関与する者、又は第 4 条に規定される措置に影響される者に対して、当局が干渉した結果として当該の者が被った損害については当該当局を有責としない。ただし、申請がなされた加盟国の法律、又は第 5 条(4)項の下での申請においては損失もしくは損害が生じた加盟国の法律により別途規制されるときを除く。
3. A right-holder's civil liability shall be governed by the law of the Member State in which the goods in question were placed in one of the situations referred to in Article 1(1).	3. 権利者の民事責任は、対象物品が第 1 条(1)に言及されるいずれかの状況に置かれた加盟国の法律により支配される。
CHAPTER VII **FINAL PROVISIONS** **Article 20** The measures necessary for the application of this Regulation shall be adopted in accordance with the procedure referred to in Article 21(2).	**第 VII 章** **最終条項** **第 20 条** 本規則の適用に必要とされる措置は、第 21 条(2)項に言及される手続きに準じて採択される。
Article 21 1. The Commission shall be assisted by the Customs Code Committee. 2. Where reference is made to this paragraph, Articles 4 and 7 of Decision 1999/468/EC shall apply. The period laid down in Article 4(3) of Decision 1999/468/EC shall be set at three months.	**第 21 条** 1. 欧州委員会は、税関規則委員会により支援される。 2. 本項が参照されるときは、欧州理事会決定 1999/468/EC の第 4 条及び第 7 条が適用される。欧州理事会決定 1999/468/EC の第 4 条(3)項において規定される期間は、3 ヶ月間に設定される。
Article 22 Member States shall communicate all relevant information on the application of this Regulation to the Commission. The Commission shall forward this information to the other Member States. The provisions of Regulation (EC) No 515/97 shall apply mutatis mutandis. The details of the information procedure shall be drawn up under the implementing provisions in accordance with the procedure referred to in Article 21(2).	**第 22 条** 加盟諸国は、本規則の適用に関する関連情報をすべて、欧州委員会に伝達する。 欧州委員会は、当該情報を他の加盟諸国に送付する。 欧州理事会規則(EC) No 515/97 の規定条項は、準用される。 情報手続きの詳細は、第 21 条(2)項に言及される手続きに準じて実施規定条項の下に作成される。
Article 23 On the basis of the information referred to in Article 22, the Commission shall report annually to the Council on the application of this Regulation. This report may, where appropriate, be accompanied by a proposal to amend the Regulation.	**第 23 条** 欧州委員会は、欧州理事会に対し、第 22 条に言及される情報に基づき、本規則の適用に関する年次報告を行う。当該報告は、適切なときは、規則改正案を伴うことができる。
Article 24 Regulation (EC) No 3295/94 is repealed with effect from 1 July 2004. References to the repealed Regulation shall be	**第 24 条** 欧州理事会規則(EC) No 3295/94 は、2004 年 7 月 1 日を発効日として撤廃される。 撤廃された規則への引用は、本規則への引用と

construed as references to this Regulation.	して解釈される。
Article 25 This Regulation shall enter into force on the seventh day following that of its publication in the Official Journal of the European Union.	**第 25 条** 本規則は、『欧州連合官報』での公表日から 7 日目に発効する。
It shall apply with effect from 1 July 2004.	本規則は、2004 年 7 月 1 日を発効日として適用される。
This Regulation shall be binding in its entirety and directly applicable in all Member States. Done at Brussels, 22 July 2003.	本規則は、全加盟国において、完全な拘束力を有し、直接に適用される。 2003 年 7 月 22 日、ブリュッセルにて。
For the Council The President G. ALEMANNO	欧州理事会を代表して 会長 G. アレマンノ

D．　国際シンポジウム　パネルディスカッション（要旨）

以下は AIPPI・JAPAN が主催した国際シンポジウム「知的財産権の国境を越えた執行ー模倣品対策の国際協力における新たな枠組み」におけるパネルディスカッションを要約したものである。東京会場および福岡会場それぞれについて掲載している。パネリストは次の方々。

・白　剛氏　WAN HUI DA Intellectual Property Agency 中国弁護士
・権　住成　氏　韓国関税庁ソウル税関調査３館室 課長
・Ms. Mirjam Soderholm　欧州委員会域内市場総局知的財産局 次長
・Mr. Peter Fowler　米国特許商標庁国際法務部エンフォースメント室 シニアカウンセル
・渡辺　博史　日本国際知的財産保護協会 国際法制研究室 主任研究員
・今村　哲也　日本国際知的財産保護協会 国際法制研究室 客員研究員

モデレーター

・丸山　亮　日本国際知的財産保護協会 国際法制研究室 室長

（1）東京会場　（2004 年 12 月 14 日　PM3～4）

◎ **丸山**（モデレーター）：それでは残りの時間は Q&A と討論のコーナーにしたい。これは今日ご参加いただいた各スピーカーの皆さんへの質問だが、ヤマサ醤油の河野さんから二つのご質問をいただいている。一つ目をご紹介すると、「食品、農産物、医薬などの健康に害を及ぼす模倣品への効果的な対策、それを早い時期に排除する方法をお教えください」。韓国の権さん、よろしく。

◎ **権**：模倣品は入る前に排除するのが大変重要だと思うが、なにぶん申告物品が大変多く、そのすべてを検査するわけにはいかない。それに関連して、それを検査する技法がある。先ほど発表した際に、リスクマネジメントの管理技法としてカーゴセレクティビィティ、通関貨物を選択して検査する方法について申し上げた。どのような貨物をいかにして取り出して検査するかという技法が大変重要で、これに関しては WCO でも重要な問題として議論されている。

リスクマネジメントの管理としてはさまざまな変数があるので、それらを組み合わせて疑惑のある物品の輸入申告時に摘発することが大変重要である。そのために韓国関税庁は努力している。商標権に関しては、だれが本来の商標権者かということについては商標権に関する資料が全部コンピューターに入っているので、輸入の際に、全部データベースによって明らかになるようになっている。通関時に、それがチェックできるようになっている。

◎ **丸山**：同じ質問を、中国の白先生にもお答えいただきたい。

◎ **白**：一般論として、中国では食品、医薬品の模倣品などに関する犯罪はきわめて重い犯罪と見なされていて、容易に刑事捜査ができる。一方、こうした商品に対する犯罪行為は組織的な傾向が強く、非常に摘発しにくい側面もあり、検知が困難になっている。地域によっては、地下組織とのつながりも指摘されている。

そういう実態があるが、最近、行政当局はいくつもの施策を講じている。というのも、食品の模倣品によってかなり大きな健康被害が発生してしまったという残念な事

件があったので、中国政府はそういった面の対策を強化している。ということで、状況としては改善の方向に向かっていると言える。

◎ **丸山：**皆さんに聞いていくと時間がかかるので、2 人のお答えに限らせていただく。ヤマサ醤油の河野さんからもう一つ質問がある。これを EU、アメリカに伺っていきたいのだが、質問は「模倣品とは違う新製品の意図しない並行輸入があった場合、各国が取りうる対策はどのようなものか」。並行輸入の問題だが、これは EU、アメリカでどのような法制になっているのか順繰りにお伺いしたい。ソダーホルムさん、お願いする。

◎ **ソダーホルム：**EU において、並行輸入は模倣品とは定義されないため通常禁止されない。違う措置が取られている法域もあると思うが、私はそれほど精通していない。

◎ **ファウラー：**私から一言付け加えると、これは非常に機微に触れる問題で、はたして並行輸入は TRIPS の義務として禁止するべきかが議論され、結局は規定に含まれないことになった。よって TRIPS も、一国において並行輸入を制約する法律を置くか否かについて規定しているわけではない。しかし、ほとんどの先進国において法制度があり、何とか縮小する、あるいは完全に並行輸入を規制する法規制は撤廃する傾向がある。特に著作権においてはその傾向があり、偽造品だけではなく並行輸入の規制を撤廃する。

厳密にはグリーンマーケットや並行輸入の問題ではないが、一点、関連コメントを付け加えさせていただくと、関税法執行機関の大きな課題は、今日においては模倣品であるが合法的な梱包に入れられて再生されたリサイクルの化粧品、シャンプー、目薬、ひげそりクリーム、石けんや、ヘルスケアやパーソナルケア製品の問題、プリングルスのポテトチップなどがある。中身は合法ではないけれども、いろいろな犯罪組織で空き瓶やコンテナをリサイクルしているグループがあり、リサイクルした合法のパッケージの中に模倣品を入れてしまうことがある。

これは関税が国境で検査するのが難しいのみならず、いったん市場に流入してしまうと、多くの場合は流入してしまうのだが、それが健康安全上の懸念になる。多くの場合、食品医薬品局あるいは医療当局も、中毒が起きた、被害が及んだ、だれかが負傷したということがない限り、問題が発生するまでは全然気がつかない。

われわれは、各連邦機関においてそういった問題があるという認識を高めなくてはならない。FDA、アルコール・たばこ・火器局、あるいは州レベルにおいて公衆衛生、医療を担当している州検察当局、州の消費者製品安全当局などの認知を高めることしかない。こういった当局者の認識を高めなくてはいけないが、これはもはや知財侵害という問題だけではなく、公衆衛生上の問題にも発展しかねない。

◎ **丸山：**では、次の質問に移らせていただく。清和特許事務所の永坂弁理士からの「知的財産権、特に特許権にかかる侵害、非侵害の判断は専門的な知識を要し時間もかかるが、税関の職員が短期間にこうした判断を行うことができるのか」というご質問である。

私ども AIPPI がごく最近、東南アジア諸国で調査した結果、税関では特許侵害品についての判断はほとんど行っていないようである。やはり技術的に難しいということで、これがはたして欧米ではどうなのかをお伺いしたい。ファウラーさんから、アメ

リカの税関で特許権の侵害容疑品があった場合、その判断はどうなされるのか。あるいは USPTO との連絡は行われるのか。このへんについてお伺いしたい。

◎ **ファウラー：**では、まず二つ目から先に答えさせていただく。USPTO と税関における判断の調整はない。アドバイスや技術支援のかたちは取るが、われわれ USPTO は介入しない。

いまの質問は非常にいい質問で、特許権の執行に関してアメリカの税関は自分自身でも決定のプロセスがある。つまり、著作権違反があったかどうかの判断をする権利を持っている。港湾、税関の職員からの情報に基づいて判断を行う権利を持っており、もしその情報が十分明白なものなら、特許権に関する判断を国際貿易裁判所に送る。もしくは民事訴訟を行うように権利者に言う。なぜならば、実際、税関の担当者はある商品が特許権に違反しているのか判断できないからである。非常に難しい。最初の段階で特許性があるかどうかの判断さえ難しいわけで、それが違反しているかどうかの判断は税関担当者ではできない。税関はそういう判断は下さず裁判所に任せており、決定が下るまでものに関しては保留する。

◎ **ソダーホルム：**EU の状況もいまの話に似ている。税関当局は権利者に対して商品のサンプルを提供するが、権利者は商品が侵害品に当たるかどうか、特許を侵害しているかどうかを分析しなければならない。何か月もかかるかもしれないが、権利者が民事訴訟を提起したいという判断に至れば、権利者が暫定措置を求めて裁判所に訴えを起こす。さまざまな暫定措置があるが、裁判所に対してそれを求めることができる。

◎ **丸山：**せっかくなので中国の例をお聞きしたい。白さん、中国では特許侵害があった場合に税関と知財官庁の間の連携はあるのだろうか。

◎ **白：**中国の状況も米国や EU の状況に似ている。特許権侵害については税関当局が権利者に通知を行い、権利者は訴訟を提起するかどうか判断する期限がある。もしその期限内に権利者が裁判所に訴訟を提起しなければ、商品は税関当局が放出する。これが現在の中国の状況である。

◎ **丸山：**同様の質問で韓国についてもお伺いしたい。

◎ **権：**これは大変難しい問題だが、輸出入と関連した場合は商標法や関連法に則って関税庁が調査できる。ただ、国内でこういったことが起きた場合は調査権がないので、その場合は警察に委ねる。

◎ **丸山：**それでは、別のご質問に移りたい。午前中の AIPPI 国際法制研究室の研究員に対する質問がきている。今村客員研究員に対して質問された JFE テクノリサーチの日賀野様、おいでだろうか。ご質問が多いので、1 点だけ絞っていま直接ご質問いただきたい。

◎ **日賀野：**これはアメリカの方に質問させていただきたい。アメリカの特許性の FTA 戦略に関して、予稿集 5 ページに具体的に、例外規定を限定、保護期間とその延長を実質的に確保、強制実施事由の制限、非開示情報の保護、並行輸入を制限と書いてある。これは具体的にどういうことなのかお聞きしたい。

◎ **今村：**予稿集 5 ページ、特許性の例外規定を限定というのは、アメリカでは「太陽の下にある、人により作られたあらゆるものは発明としての特許性を有している」と言われているように、非常に広い特許性を認めている国であり、アメリカほど広く認め

ている国はない。その例外規定を限定することによって、特許性の範囲を狭めないという趣旨である。

2 番目の、保護期間とその延長を実質的に確保というのは、審査等に時間がかかる。審査だけではなく、それに付随する医薬品の承認手続き等に時間がかかるような場合に、保護期間が減少した分を実質的に延長して確保する制度の趣旨である。

強制実施事由の制限は、国によっては政府や当事者の協議によって一定の強制実施権が権利者に課せられるが、そういったものを制約する趣旨である。後発医薬品対策は後発医薬、いわゆるゾロ医薬品の対策として、後発医薬の開発段階で開発のための研究や試験等が権利侵害にならないと判断する国もあれば、そうではないという国もある。そういったものをアメリカの基準に合わせて対策を取るという趣旨かと思う。

非開示情報の保護は、医薬品の販売承認の際に、非開示情報を政府に提供した場合の、第三者による当該情報の開示の制約についてどうするべきかという問題かと思う。並行輸入については、先ほどの話のように非常に微妙な問題も含んでいるが、基本的には正当なものとして認められるような並行輸入の場合以外は、例えば、ライセンスを有しない者により製造された光ディスクの輸出入等の場合にはこれを制限する。基本的に、ここにある特許の戦略はアメリカのスタンダードとして認められているものを FTA に盛り込むという趣旨だと思うが、ファウラー氏にそのへんをお伺いしたい。

◎ **丸山：**では、ファウラーさんに引き継いでお願いしたい。

◎ **ファウラー**　アメリカ、少なくともわれわれは限りなく広範な特許性の基準を持っている。最高裁および議会は、1982 年のチャクラバティーのケースでこういうフレーズを使っている。つまり、「人によって創造されるものはすべて特許性を持つ」という表現があり、これは非常に広範な定義になる。私どもが FTA の交渉にあたる際にはモデルの本文があり、それは非常に広範な特許性を認めていて、例外はないということである。

特許性の要件は新規性があり、非自明であり、有用性があればよいということである。すべての貿易相手国が同じ見方をしているとは限らない。特許性に関しては違った見方をし、特許の範囲に関しても違った見方をしているところがあるだろう。

たとえば動物、植物の発明に関しては、特許を認められないところもあるだろう。たとえば動物生命体の特許は遺伝子組換生物の特許として、FTA には盛り込まれていない。なぜなら、貿易相手国がまだそれに対して認めていないからである。ただ、例外はいくつかある。交渉の中で例外規定として切り出されたものもあるが、可能な限り一番幅の広い特許性という考えの基に FTA の交渉に当たろうというのがわれわれの戦略である。

◎ **丸山：**では、次の質問にいく。早稲田大学、芦川さんからのご質問を英語でいただいている。白さんにご質問で、要旨は、先ほど中国のお話の中でローカルプロテクショニズム、地方保護主義があったかと思う。中央政権の及ばないところでカウンターフェイトが発生した場合にどういった手段を取りえるのかというご質問である。これについて、お答えいただきたい。

◎ **白：**通常、いくつかの選択肢がある。たとえば模倣犯が地場である意味保護されている場合には、それ以外の地域、つまり地元以外の地域での流通をストップさせれば地

元でのプロテクションもなくなって地元でも模倣品を販売できなくなるというやり方がある。

二つ目は、その問題について中央に通報する方法がある。あるいは、マスコミを活用してキャンペーンを張り、広く国民一般の意識を高める方法もあろうかと思う。ローカルなプロテクションについてはもちろん解決は簡単ではないが、だからといってまったく対処の仕方がないわけではない。

◎ **丸山：**同じく白さんに、もう一人の方からご質問がある。松下電器産業の千葉さん、いまおいでだろうか。4 点あるので、1 番目のインターネット・ベースト・インフリンジメントについてお聞きします。そこでご質問をいただけるだろうか。

◎ **千葉：**まとめると、インターネットによって模造品を販売するケースがここ最近増えているというお話をいただいた。私どもの経験からもそのようなものが多々出てきているが、特にインターネットでの販売の場合は供給源を調査するのがとても難しい。少しでも相手に警戒されてしまうと、インターネット上の、たとえばロゴのところだけ消すなどしてなかなか対策が取りにくい。何かいいアイデアがあったら教えていただきたい。

◎ **白：**アメリカの警察と中国の警察で、上海での最近の事件で、インターネットで販売された模倣 DVD の共同調査が行われた。調査の結果、インターネットで販売していた関係者は全員逮捕されることになった。インターネット上の犯罪行為は隠れたところで行われるので非常に難しいが、私自身の経験から、警察が関係すれば捜査できないケースはない。

◎ **ファウラー：**私からも答えさせていただくと、あなたが触れた問題はまさに 21 世紀の犯罪と言える。なぜならば、これが非常に普及しているのみならず、広範にわたって高度な手段で行われている。海賊行為をしている犯罪者自身が自分のホームページを使ったり、あるいは合法ホームページをハイジャックしたり、ドメインネームの侵害行為を行ったりしている。いみじくもおっしゃったとおり、そういったことを発見してサプライチェーンを追求するのは非常に難しいわけで、地元の法執行機関にとっては非常に大きな難問である。

私の経験からすると、インターネット模倣侵害行為、海賊行為などコンピューターに係り始めると、技術的にも複雑だし資源もかなりそこに配分しなくてはならない。法執行、警察当局、裁判当局も、まずそのケースを理解するだけでも資源を配分しなくてはならない。そして、証拠を集めるためにもかなりの資源を要する。

3 点目に、裁判所で有罪判決を得られるような証拠を集めるのは難しい。移動が素早く、新しいサイトをつくる、前のサイトを閉鎖するのは彼らにとってはたやすいことで、コンピューターでサーバを別のところに移してしまえばそれでできてしまう。多くの場合、法執行機関が大工場を探す、製造拠点を探すといったようなことをするたぐいの問題ではない。表面下で行われていることを暴露することは非常に難しい

ただし、白先生がおっしゃったとおり、十分に資源を配分して、また多くの国の法執行機関は協力する心づもりがあるから、複数の国の法執行機関が協力すれば追求はできる。ただ難しいことは事実で、現地の法執行機関や警察だけでは十分に訓練を受けた職員もいない。実際に証拠を集めるにも何年もかかり、ウェブサイトは見つかる

けれども犯罪者は見つけられないということがよくある。特に著作権海賊行為は、インターネットでの DVD の模倣品販売がかなり大掛かりで行われている。アメリカの FBI は 17 カ国と協力してある事件を追求したが、逮捕したときには、ウクライナ、ロシア、オランダ、スウェーデン、アメリカ、カナダなど、世界中の 17 カ国で同時摘発した。法執行機関の間で国境を越えてグローバルな規模での協力が必要になる場合がある。

◎ **白：**最近気づいたのだが、税関はいつでも差し押さえることができる。郵便局から差し押さえることができる。ということは、税関もそのようなものを差し止めることは可能である。インターネットで注文しても最終的にはそれを配達しなければいけないわけで、そういう意味ではそれを止めるチャネルも存在する。

◎ **丸山：**EU のエンフォースメント規定をご紹介いただいたことで、この問題はソダーホルムさんにもお伺したい。インターネット関連の犯罪のエンフォースメントは、ディレクティブではどのような手当になっているのだろうか。あるいは、EU の現状についてお話しいただくことでも結構だが。

◎ **ソダーホルム：**インターネットはその他の侵害行為という範囲の中で取り扱われている。インターネットも例外ではないが、インターネット関連活動に関してすでにかなりの数の法律が制定されている。たとえば電子商取引指令があるが、これは新しい指令によって影響を受けるものではない。ほかにもいくつかの規定が著作権指令の中にもあり、これも適用が続けられる。新しいエンフォースメント・ディレクティブはプラスの要因ということで、既存のこれらの規則にプラスというかたちでもたらされるものになる。

◎ **ファウラー：**一つだけ付言させてほしい。政策的なポイントとテクニカルなポイントの二つあるが、米国は WIPO のインターネット条約加盟を強く支持している。FTA の相手国に加盟を強く求めるスタンスで、なぜかというと多くの場合、著作権法だけではインターネット上の数多くの犯罪に対処するには十分ではない。デジタル著作物がコピーされてインターネットで流通販売されることは防止しなければならない。暗号といったテクニカルな側面がいっぱいあるので、必ずしも著作権そのものではないけれども、著作権のように扱われている。つまり、著作権に関連した犯罪だからである。

自由貿易協定の中で、相手国に対してまず WIPO の条約に加盟することを強く求めることと、二つ目は、米国のデジタルミレニアムコピーライトアクトという法律の下では著作権の隣接権にも対象範囲が広がっている。暗号を打ち破って販売する、衛星の暗号化された信号やケーブル、プレイステーションのチップとかいろいろあるが、こういったものに対処するには著作権法だけではだめだ。こういったものまで網羅する要素が法律の中になければ現在のインターネット上の犯罪にフルに対応できないので、こういった施策についても貿易相手国に完全な実施を求めるのがアメリカのスタンスである。

◎ **丸山：**まだご質問いただいているが、時間の関係でこのへんで割愛させていただく。せっかくの機会なので、ここで模倣品対策に向けて国際協力のために何か提言がないか、最後に皆様に一言ずつお伺いしたい。一番端の今村客員研究員から一言ずつお願

いしたい。

◎ **今村**：国際協力という点で、先ほど郵便局や税関が模倣品を取り締まる一つのチャンネルとなっているという話があった。郵便局ないし税関等の間で国際的に当局同士が連携して、チャンネルとしての機能を強化していく枠組みが一つ考えられるのではないか。

ただ、こういった取締りを強化することによって自由な貿易を阻害することがあってはならない。また税関等の検査が厳しくなると、いわゆる検閲みたいなものにもなりかねない。その国の政治的な状況等も配慮しつつ、そういったことも含めて連携するかたちがありうるのではないか。

◎ **渡辺**：模倣品の国際的な協力ということで WCO とインターポールが一緒になって、そういった組織をつくろうという動きがある。第 1 回目の国際会議が確か今年の春に行われている。そういった国際的な協力の組織を設けて、メカニズムを使って情報を共有し合うことが大事ではないかと考えている。

◎ **ファウラー**：国際協力はすでにいろいろな側面で始まっている。先進国が主導しているが、先進国は自国の知的財産協会による、輸出を守らなければならないという国益のためである。しかしながら、調整、協調、コーディネーションが必要で、技術支援、トレーニング、キャパシティビルディングのプログラムというかたちでの支援が必要である。

1 カ国だけが積極的なアプローチを取っても効果を発揮しない。貿易協定、政策、立法措置を 1 カ国でやっても無理で、2 国間でやるにしても多国間でやるにしても、相手国も同じ歩調を取らなければ実効性を上げることはできない。みんな同じ船に乗っているわけで、知的財産権を守らなければすべてが失われてしまう、模倣品によってすべてが取って代わられてしまうという危機感が募ってきているのはここ数年であり、もっと協調していく必要があると思う。

◎ **ソダーホルム**：具体的には関税協力が非常に重要である。国際的協力の一つの手段だと思うが、EU はそれを促進してほかの国と協力しようとしている。もっと長期的な協力の可能性については、すでに既存の措置がある。FTA や 2 国間、多国間の条約、政治対話、技術支援などをさらに促進し、IP のエンフォースメントに注力することが歓迎されるだろう。

◎ **白**：最近のトレンドについて言うと、最も利益の上がる模倣品は外国人、香港、台湾が海外市場向けに製造している。ハイエンドの模倣品がそれで、国際協力を推し進めていくことがどうしても重要になってくる。それが、模倣品対策においては不可欠な要素だと思う。

◎ **権**：まず、どのような企業が知財権を侵害しているかという、侵害企業に対する情報をそれぞれの国が共有しなくてはいけない。現在、現実的に IT 技術が発達したので、海外のサイトに直接入って模倣品を注文し、国内に品物が入ってくる場合があるが、これはなにぶん被疑者が海外にいるということで司法権の管轄外にある。こういった場合にお互いに多国間の司法当局が協力し、犯人引渡しといった規定をさらに拡大していくことも検討すべきである。

◎ **丸山**：朝から長時間にわたりお聴きいただきお礼を申し上げる。

（2）福岡会場（2004 年 12 月 16 日（木）　PM3～4）

◎ 丸山（モデレーター）：それではパネルディスカッションに移りたい。まず、私から二、三、質問させていただきたい。最後にお話しになったピーター・ファウラーさんにお伺いしたいが、いろいろある知的財産権の中で、多くは刑法によって罰する規定があるということである。アメリカでは、特許権侵害には刑事罰は科されないのだろうか。もし、そうだとすると、どういう理由か。

◎ ファウラー：非常に良い質問だ。アメリカは、特許権侵害に関しては刑事犯罪としていない。これはやはり公共政策で、その理解の下、特許は技術的に非常に複雑であるという考え方がある。いわゆる法の執行に関して刑事手続きが適切な手段ではない、つまり現実的に期待できないということである。地元の警察が検査をして何か見つけた場合に、合理的な判定を下すことはできないだろう。つまり、それを侵害と判定することは合理的にも確率的にも難しい。

商標権や著作権なら比較することもできるし、合理的判断ができる人なら判定を下せるが、そういう人でも特許に関しての判定は難しいのではないだろうか。侵害かどうかに関しては技術的な判定が必要で、連邦の裁判官でさえ、時には苦しんでいる。非常に複雑な議論が展開され、ある特定の特許に侵害があったかどうかに関しては非常に技術的な証明が必要である。いわゆる法執行機関にそれができるとは考えられないというのが理由である。

二つ目は、一般的に受け入れられている考え方がある。つまり、民事裁判所もしくは連邦裁判所は民事訴訟の処理が非常に有能で効率的にできるという考え方である。法律の下で特許の侵害の救済は、たとえば金銭的な額にしても賠償額は十分大きなものだと抑止効果が生まれるだろうと考えられている。大規模な特許侵害が起きないだけの大きな賠償が命ぜられるわけで、アメリカで損害賠償の金額が 10 億ドル近くになったものもある。だから、民事訴訟制度は経済的にもうまく機能していると言えるだろう。

◎ 丸山：EU のソダーホルムさんにお伺いしたい。先ほどのお話では、理事会が EU エンフォースメント・ディレクティブを採択するにあたって、その場合、刑事罰を含めることに反対していた。したがって、今回、EU のエンフォースメント・ディレクティブからはそれが除かれたかたちで決着をみたということである。刑事罰を入れなかった理由は、先ほどのアメリカの「特許は非常に難しい問題だから刑事罰を科さない」ということと共通するものがあるのだろうか。刑事罰がディレクティブから除かれるようになった理由をお聞かせいただきたい。

◎ ソダーホルム：アメリカと同じ理由ではない。加盟国には特許侵害の刑事罰を定めているところはあるが、裁判所の民事手続きのほうが適切だから。これらの刑事罰は通常特許侵害において活用されない。

なぜ指令から刑事罰が除かれたかは純粋に制度的な理由で、だれが決定権を持っているかに起因する。どの事例についてはだれが決定権を持っているかということである。理事会に名を連ねている加盟国は、刑事罰についてはそれぞれの国家主権の専管であると主張した。だから加盟国は EU 指令にそれは入れないことにした。もしそう

なると、EU が権限を持つことになってしまうからである。これは純粋に制度的な理由で、権力争いでどこが決定権を持つかということだけで決まったということである。

◎ **丸山：**今度は中国の白先生にお伺いしたい。先ほど行政的な手続きによって侵害品に対処する AIC(Administration for Industry and Commerce)（工商行政管理局）のご紹介があった。これは商標権に関係したものだけ、あるいは不正競争防止法に関係したものだけが対象になるのだろうか。たとえば意匠権の侵害や特許権の侵害は AIC を通じてエンフォースできないという理解でよろしいのか。

◎ **白：**中国では商標権、不公正競争の二つは AIC、特許と意匠については特許当局である。特許当局は国家の機関がそもそも別で二つの別々のカテゴリーがあるということで、一つが商標と不公正競争、もう一つが特許と意匠である。

特許にも二つの道がある。一つはローカルな特許当局だが、ローカルな AIC ほどの権限を持っていない。ローカルな特許当局には証拠収集の権限しか与えられてない。ローカルな特許局は仲裁もやっているが、強制命令権あるいは没収、押収をしたり、AIC のように罰金を科すことはできない。特許紛争事件のほとんどは特許を担当している当局に申立てが行われるのではなく、特許侵害の場合は直接裁判所に申立てが行われる。

◎ **丸山：**大変よくわかるご説明だった。会場からもしご質問があればここでお出しいただきたい。スピーカーでお互いにご質問なりご意見なりを交換していただきたい。今村客員研究員、何か質問は。

◎ **今村：**ファウラー氏にお伺いしたい。私が聞くところによると、米国では民間の意見を集約して中央の政治レベルの対外的交渉や政治の場でそれを実現していく一連の流れが非常によく確立している。確かに政府が強力なリーダーシップを取っているように見えても、その背景には非常に強固な民間によるネットワークが存在していると伺っている。実際に FTA の素案等を作成する段階において、民間の意見をどのように取り入れていったのか。実際に民間企業等の意見が非常によく反映されていると思う。抽象的な質問だが、どのように民間の意見が反映されるのか。日本はそういう状況があまりないように思うので、民間の知恵を集めるアメリカの一つの手法をお伺いしたい。

◎ **丸山：**これは知的財産に関係した問題か。

◎ **今村：**知的財産に関係した問題として、今回はお伺いしたい。

◎ **ファウラー：**非常に良い質問だ。ほかの国でもこういう質問を聞かれたことがある。米国政府は公式のメカニズムとインフォーマルなメカニズムの二つを持っており、定期的に民間部門と意見交換をする方法が二つある。すべての産業部門、たとえばサービス部門であれ、FTA に反映される際にはこの二つのメカニズムがある。

では、まず知財について申し上げたい。フォーマルなメカニズムとして、略称が変わって ITAC（Industry Trade Advisory Committee、IFAC と ISAC が統合された）と呼ばれている。ITAC は 16 の諮問委員会（Committees）により構成されている。各委員会の構成員はそれぞれの業界団体の代表になる。たとえば知財権者の会社オーナーの団体であり、任命された人たちである。この委員は商務長官によって任命され、諮問委員会では正式なルールもつくられる。たとえば秘密保持、情報の機密性に関し

ての厳しいルールがある。だから、その情報を得て、すぐにハリウッドスタジオに電話をかけて「こんなことを聞いたよ」とほかの人に言うことはできない。秘密保持の厳しいルールがある。

この諮問委員会から、貿易関係のことであれば USTR などに対して情報を提供する。USTR の政策に対する業界からのフィードバックを提供する。意見、アドバイスを提供し、諮問委員会から勧告を出す。その代わり、どういう文言が協定に使われるかに関して詳細な返答が返ってくる。ときには、ある特定の文言まで書いてくることがあるし、単なる戦略の場合もある。

これは非常に重要なことだが、交渉チームに名を連ねているわれわれはアメリカの知財システムに関して十分な経験を持っている。しかし、たとえば裁判所や法執行の実践がバーレーンでどうなっているのか、モロッコでどうなっているのか、オーストラリアでどうなっているのかといった経験や知識は持っていない。だから、産業界のグループがやってくれる仕事は、調整したうえでわれわれにフィードバックをくれる。つまり、メンバーからのフィードバックを間接的にわれわれにくれるのである。

自分たちが権利を持っていてビジネスをやっている。たとえば映画業界やレコード業界、音楽業界といったところは、それに対応する団体がオーストラリアのレコード業界や映画業界とつながりを持っている。そこに弁護士がいて、オーストラリアの映画製作所、もしくはオーストラリアのレコードプロデューサーとの関係を持っており、どのようにエンフォースメントが行われているかがわかる。

われわれはそういう代表の人や弁護士、代理人とインフォーマルなかたちで会い、その国の業界の代理人と会う。すべての知財権者、たとえばオーストラリアの知財権者の代理人、弁護士などを全部集めて、懸念事項は何か、自由貿易協定がどういう影響を与えるのか。自分たちの自主性、自分たちの権利保護にどういう影響を与えるかの情報を与える。もちろんオーストラリア政府との意見交換も行われるが、そのような業界団体およびその代表者がわれわれとも意見を交換してくれる。

逆にオーストラリア政府も、われわれの民間部門と意見交換する。だから、たくさんの諮問活動が行われているわけで、これは非常に有用である。なぜなら、そうなればより具体的な像が描けるし、自由貿易協定の義務からどういう実践上の影響が発生するかわかり、より具体的な像が描ける。たとえば、その国の政治的な現実が何かを具体的につかむことができる。なぜなら、FTA に関しては法律が議会を通過しなければいけないのだが、それが実際にできるのかどうか、政治的な現実に関してもわれわれは感触が得られる。

FTA、貿易協定がわれわれの議会へ行って採択される段階になると、大統領が署名したあとに議会で承認を得なければいけないのだが、われわれの民間部門、産業界はたくさん懸念を持っている。つまり、貿易協定で合意されたものはアメリカの知財権を保護していくから、それぞれの対応するセクターがある。たとえばソフトウェア業界、映画業界、音楽業界、商標業界、食品といろいろあるが、みんな交渉のテーブルに自分たちの視点からやってくる。みな自分たちの利益、議題があるわけで、自分にとって重要な知財の問題、たとえば製薬業界は強い保護を求めている。一般的に強い保護を求めているのは当然だが、具体的な争点も持っている。彼らにとって、そのメ

ンバーにとって非常に重要な争点がある。非開示データ保護とか医薬品に関しての強い特許権の保護、ときには意見の違いも発生することがある。

たとえばソフトウェア業界は必ずしもレコード業界と同じ見方をしないこともあるだろう。一般的に、より強い著作権保護を求めるかもしれない。抽象的なかたちで強いものを求めるかもしれないが、具体的な問題になった場合には、それを犯罪とするか否か必ずしも一致しない可能性がある。たとえば衛星の信号の解読を犯罪と見なすかどうかに関して、意見の食い違いが出てくる可能性がある。ソフトウェア業界はそんなに気にしないかもしれないが、映画業界はその問題に関して非常に懸念している。

貿易協定が議会に送られて採択の段階になると、議会の議員、上院議員や下院議員は、アメリカの知財業界に対して「これで満足か、これを支持するか、こういった協定はあなたたちが望むものか」と聞いてくる。懸念はないか確認するわけである。

みんなが「大丈夫、これはいい協定だ。われわれはこれを望んでいる。ぜひこれを通過させてほしい」と言った場合、政治家たちは「業界がこれを支持しているならわれわれも支持しよう」となる。全体のシステムが一緒に機能するわけだが、スムーズに機能するにはたくさんの協議が事前に行われなければいけない。あらゆる段階で協議が必要である。

実際の交渉の段階において、本文は機密性を持たせているから公開されない。USTR、通商代表部やわれわれ、ほかに交渉に携わっている者は、法律によって制限されており、その本文を共有することはできない。もしくは交渉している内容、具体的な戦術や戦略をほかに言うことはできない。一般的なことはいいが、具体的なことは言えない。産業界に言ってはいけないことになっている。

しかし、一般的な感触を得ることはできる。つまり、業界がこのアプローチを気に入っているかどうか、一般的な話は許されている。しかし、具体的なことを話してはならない。協議のプロセスがあることによってうまく機能している。

◎ **丸山：**EU では IP の問題に関して政策決定のメカニズムがどうなっているのか、ソダーホルムさん、同じような質問だと思ってお答えいただきたい。

◎ **ソダーホルム：**私は第三国との交渉に携わっていないので、EU の域内法についてしかご説明できない。第三国との交渉について十分な知識を持ち合わせていないのでコメントはできない。ただ、域内のルールづくりにおいて、欧州委員会は産業界だけではなくあらゆる当事者、利害関係者に相談している。

以前、意見開示をして新たに重要な問題を EU レベルで取り上げるとなると、グリーンペーパーというものを策定して回すことしかしていなかった。EU 全域にわたってそのペーパーを発行し、だれでもそれに対して意見を言える。聴取した意見を念頭に結論を出し、白書をつくる。これは行動計画のようなもので、次にどういうステップを取るつもりかを知らしめるわけだ。次に委員会において法案が作成される。あるいは指令案、規制案を起草してそれが提案され、理事会と欧州議会などで審議されるという手続きになる。

その段階ではグリーンペーパーのあとの関連当事者は、常にどのような問題に対してもコメントを提出する権利を有している。ただ、正式な協議プロセスはあとの段階では通常行われない。そういった正式のものはなく、付け加えると欧州委員会は最近

こういう決定をした。かつては、ある立法化のイニシアティブを提案したときに相談はしたが、利害関係者全者に知らせてあらゆるインパクトを評価したうえで、利害関係者といままで以上により体系的なかたちで協議していくと述べている。

◎ **丸山：**ソダーホルムさんにもう 1 点伺いたい。先ほど EU エンフォースメントのディレクティブの話が出たが、これの国内への履行期間はあと 1 年ほどということである。拡大 EU の中でメンバー国が増えているが、履行が順調にいく見込みはあるのだろうか。

というのは、EU のディレクティブでバイオテクノロジーに関するものがある。私の知る限りでは 1990 年代にできたものだが、まだそのうちの 10 カ国ぐらいしか国内法への移行が進んでいないと思われる。同じようなことがエンフォースメント・ディレクティブの場合に起こる可能性、心配はないのだろうか。

◎ **ソダーホルム：**これまでのところは問題ないと聞いている。加盟国から問題がある、大きな障害があるという話は聞いていない。しかし、まもなく加盟国すべての会合を持つことになっており、懸念事項があればこの会合の場で表明してもらい、質問もしてもらうことになる。今後 1 カ月以内に、本当に問題がないかどうかは確認できる。だが大きな問題があればすでにその話は聞こえてきているはずなので、これから 1 カ月ぐらい先にミーティングがあってもそこで大きな問題が表明されるとは考えにくい。

◎ **丸山：**渡辺主任研究員は今日の午前中、アジアのエンフォースメント事情について話をしてくれた。ここでご出席の方にエンフォースメント事情について何か質問はあるか。

◎ **渡辺：**ファウラーさんに質問したい。日本においても新しい知的財産推進計画 2004 で、業界団体の意見をだいぶ取り入れるようになった。自動車工業界、電子工業界の意見を取り入れるメカニズムができつつある。ただ、中小企業、スモールビジネスの意見、問題を吸い上げて、スモールビジネスの知的財産権がアジアで侵害されたり、模倣品、海賊版で苦しめられている問題を政府側でどのように吸い上げていくかがこれから問題になっていくと思う。新しい STOP イニシアティブで、スモールビジネスに対してどのような対応をされていくのかを教えてほしい。

◎ **ファウラー：**STOP イニシアティブにおいて、ここでのアプローチはできるだけ多くのさまざまな業界や業界団体、たとえば商工会議所には中小企業の会員がたくさんいて委員会やセクションがある。また、中小企業の団体がさまざまな州にあり、ほとんどの州や都市に商工会議所がある。そこには大企業だけではなく中小企業があるので、商務省としてもできるだけ手を延ばしている。たとえば商務長官は新しい出先のオフィスを設立している。つまり、アウトリーチ活動である。

中小企業によりいっそうアプローチをするためのオフィスがつくられており、彼らのアドバイスやインプットを得ようというのがここでの考え方で、どんな懸念があるかを聞いていこうということである。800 番のトール・フリー（日本のフリーダイヤルに相当）を作って、そこに電話ができるようになっているし、ウェブサイトもつくっている。いろいろなプロモーション活動が行われている。

また、外国、日本でもアメリカの商務サービスが STOP イニシアティブを進めているし、個人的に言えばわれわれのオフィスだけでも、つまりエンフォースメントのオ

フィスでも知財問題や模倣品に関しての電話を受け付けている。私自身、ここ 1 カ月でだいたい 50～60 本の電話を受けている。かけてくるのは懸念を持っている人たちで、たとえば自分たちの商品が侵害された、模倣品がつくられたというケースで電話してくる。ほとんどの場合、彼らはさらなる情報を求めてどこに申し立てしたら良いかを聞いてくる。

多くの場合、中小企業の人たちは田舎に住んでいるから、たとえばワシントンの連邦官僚機構にはおじけづいてなかなか来られない。どこに連絡したらいいか、どこから情報を取ればいいかわからない。その情報をできるだけ公表していくことも重要で、これこそが政府がやらなければいけない活動の鍵だと思う。日本は、それを IP クリアリングハウスでやっているということだが、これは非常に重要な要素である。

米国政府は知財権者とだけ FTA 関連で協議しているわけではない。米国政府は開放政策を持っており、どことでも、どんなグループとでも協議している。知財権を持っている人であろうとなかろうとやっている。関心があって何か言いたいということに関しては門戸を広げている。彼らが FTA に関して見解を持っているのであれば、たとえば特許に対して反対とか著作権に対して反対という人たちであったとしても、通商代表部はきちんと意見を聞いてくれる。ときにはバランス効果を与えてくれ、より広い視野が得られる。

私は前に、ある継続的な会議の議長を務めた。3 年間続いたコンファレンスと呼ばれた会議で、教育などにおける著作物の公正使用に関してだったが、3 年を過ぎて 120 の団体や機関がその会議に参加するようになった。これらすべてが強い知財賛成者だったわけではない。たとえば著作権に反対する人もいたし、公正使用を求める人もいた。通信業界、図書館、大学、出版社とか、いろいろな人たちがこの会議に参加するようになった。米国政府は明らかにオープンドアポリシーを持っていて、どんな人の意見にも、いつでも耳を貸している。彼らが持っている懸念に耳を貸すのである。

一番、大きい声で話す人たち、一番意見を強く言っている人たちは当然ながら知財権者で、自分たちの保護を求めて海外でも執行を求めている人たちである。FTA を通して執行を求めていて、この人たちが一番組織化されている。自分たちの意見をできるだけ反映できるような立場にあるが、われわれは基本的にこのプロセスですべての人たちの意見を聞く立場を取っている。

◎ **丸山：**次に中国、韓国の 2 人にお伺いしたい。まず中国の白先生、中国の知的財産のエンフォースメントは先ほどの話によれば、急速に法整備などが進んでいるということである。白先生から見て、中国のエンフォースメントを今後進めていくうえで何が一番改善されなければならないところだろうか。一番力点を置いて取り組まなければいけない改善点はどこにあるとお考えだろう。

◎ **白：**二つの分野があると考える。まず、もっと具体的な法律が必要で、すでに既存の法規制ではまだ現状を反映しておらず、アップデートの必要がある商標法と不正競争法、あるいは刑法もまもなく改正される予定である。

二つ目に、中国では警察がもっと積極的に模倣品の取締りにかかわるべきだという声が高まっている。現在ではまだ十分準備が整っておらず、警察はそれだけの能力がない。資源も不足している。ただ、警察組織内において知財専任の部分を設立する話

もあるので、そういった部門を設立できれば大きな変化になる。

◎ **丸山：**韓国の権さん、韓国税関から見て、今後もっとエンフォースメントを活発に、有効に行うためにはどういう点が改善される必要があるとお考えか。

◎ **権：**先ほども少し触れたが、基本的にワニプロジェクト（本報告書 2.2.1.韓国編参照）は積換貨物を対象に行われている。もし模倣品があるとしても積換貨物の商品は国内に入ってこないから、被疑者は国内にいないことになる。先ほどたばこに関してお話ししたが、これは 15 カ国の間でやっている。積換貨物が入ったり出たりする港がお互いに情報をやりとしていて、この港から次の港に向かって先の税関にたばこが出たと通知をしている。国をまたがった問題に対しては、世界関税機構（WCO）傘下の地域情報連絡事務所（RILO）が北京にあって、疑わしい商品があったことは北京の RILO に通知している。ある特定の物品があった場合、直接輸出入されるものではなく、特に積換貨物の中に疑わしい物品がある場合には、相手も国をまたがって連合した組織がある。こちらとしても税関にちゃんと情報が伝わるように、リレーできるような体制がつくられれば､エンフォースメントをするにあたってとても有用だと思う。

◎ **丸山：**いま国際協力について権さんにお話しいただいたことを受けて、最後に残りの方にもう一言ずつ、今日のテーマである模倣品対策の国際協力という視点からご提案いただきたい。まずソダーホルムさんに、EU 以外の国との国際協力という視点からご提案をお願いしたい。

◎ **ソダーホルム：**二つのグループに分けられる。まず、同じような利害関係を持っている､つまり模倣品､海賊行為と闘いたいと考えているアメリカや日本との協力である。同じような利害関係、同じような懸念を持っている国々との国際協力が一つ考えられる。もう一つは、問題を抱えている国との対話で、これはまた違ったかたちの協力になる。こういう国と政治対話をする際には、当然もっと知財権に触れていく必要がある。

個人的コメントとして付け加えたいのだが、われわれ先進国の状況は大丈夫だが、われわれの国民、市民の間でも模倣品を買わないようにするという意識を高める必要がある。これはいままであまり重視されてこなかった。立法措置の中でも貿易協定の中でも関税協力の中でもいままでは十分これに焦点を当ててこられなかったと思うので、ここを強化したい。

◎ **丸山：**国際協力の視点から一言お願いしたい。

◎ **白：**中国では、模倣品防止問題については国際協力を始めたばかりである。最近、非常に関心深い取り組みをいくつかの外国と行っているが、先月、上海で WCO、税関関係の大きな会議が開催された。WCO 主催の上海で行われた会議で、中国の税関と欧州の税関が協力をするための会合が開催されている。まだ始まったばかりではあるものの、実効力のある制度になると思う。

◎ **ファウラー：**ソダーホルムさんがおっしゃったように、啓蒙を強化していく、自国民の意識を高めることが重要だと私も思う。アメリカおけるインターネットの利用に関して言えることだが、一見すると多くの人がいとも簡単に気楽に音楽や映画の著作物をダウンロードしていてまったく罪の意識がない。しかし、店に行って棚に陳列してある食品を盗むことについては窃盗だという認識がしっかり根づいている。倫理、知

的財産権を保護することがいかに社会全体にとって重要かについて啓蒙していかなければならないし、ほかの国とその面の協力を強化していくことも重要である。

米国の知的財産権を担当している当局は、さまざまな国と関係がある。NIPLECCの話をした。NIPLECCに課されている課題の一つはNIPLECC、国家知的財産エンフォースメント調整委員会は連邦政府と国外機関との活動をコーディネイトすることである。非常に注目が高く、NIPLECCの長官がだれになるのか、大統領がだれを任命する非常に関心を持たれている。だれが長官になっても、NIPLECCとしてはますます実績を上げていかなければいけない。非常に大きな期待が持たれている。すでに知的財産権の保護、エンフォースメントにかかわっている外国の機関との協力関係をさらに強化し、外国政府の意識も高めてもらう作業も必要になってくる。

◎ **渡辺：**今年度、模倣品対策の調査研究を行って、いろいろ調べてきて、国と国との間をまたいだ模倣品問題に対しては、まず情報を共有化する、情報を提供することが第一に大切なことかと感じている。また、国と国だけでなく、日本国内においても政府と業界なり権利者なりとの間の情報の共有化、意識の統一が大事だと思う。

アメリカのシステムと比べると、日本の場合、まだ権利者や業界側からの意見が政府にうまく反映されていない面も感じられるので、そういった面で今年の研究の中で報告書としていろいろな提言がまとめられればいいと考えている。

◎ **今村：**先ほどソダーホルム氏から、同じ利害関係を有している先進国との協力と、問題を抱えている国との対話という話があった。問題を抱えている国とはいえ、知的財産権は本来著作権であれば文化の発展に寄与するし、特許であれば産業の発展に寄与するという、非常に明るい未来を描ける権利である。エンフォースメントといって、問題を抱えている国に対してわれわれ先進国の利害を押しつけるのではなく、知的財産権の保護が最終的には開発途上国の利益にもなるという意識を高めていく。そういう面も国際的な協力の意識、連携を高めていくうえで、先進国と開発途上国の溝を埋めていく一つの重要なことなのではないか。

◎ **丸山：**予定の時間がきたようなので、これでパネルディスカッションを終了したい。